

施策評価関連資料

(令和5年度分野別計画実績等)

【目次】

〈快適さを支える生活基盤の向上〉

亀山市都市マスタープラン	都市整備課	1
亀山市景観計画	都市整備課	3
亀山市住生活基本計画	建築住宅課	5
亀山市新水道ビジョン	上水道課	9
亀山市地域公共交通計画	政策推進課	13
第3次亀山市消防力充実強化プラン	消防総務課	17
第2次亀山市環境基本計画	環境課	21
亀山市歴史的風致維持向上計画(第2期)	文化課・都市整備課	25

〈健康で生きがいを持てる暮らしの充実〉

亀山市健康まちづくり計画	健康政策課	27
第2次亀山市地域福祉計画	地域福祉課	61
亀山市高齢者福祉計画	地域福祉課	63
第2次亀山市障がい者福祉計画	地域福祉課	65
亀山市生涯学習計画	生涯学習課	89
亀山市文化芸術推進基本計画	文化課	91
第3次亀山市スポーツ推進計画	健康政策課	105

〈交通拠点性を生かした都市活力の向上〉

第2次亀山市観光振興ビジョン	商工観光課	113
----------------	-------	-----

〈子育てと子どもの成長を支える環境の充実〉

亀山市学校教育ビジョン	学校教育課	115
第2期亀山市子ども・子育て支援事業計画	子ども政策課	121

〈市民力・地域力の活性化〉

第4次亀山市男女共同参画基本計画	文化課	125
------------------	-----	-----

〈行政経営〉

亀山市公共施設等総合管理計画	財務課	139
亀山市行政DX推進計画	DX推進室	141
第3次亀山市行財政改革大綱	財務課	169

〈その他〉

第2期亀山市まち・ひと・しごと創生総合戦略	政策推進課	191
-----------------------	-------	-----

亀山市都市マスタープランに関する実績等報告書(令和5年度)

(建設部 都市整備課)

■計画の基本情報

計画期間	H 31 ~ R 9 年度
位置付け	本計画は、都市計画法第18条の2において規定される市町村の都市計画に関する基本的な方針を策定するものであり、市町村の建設に関する基本構想(亀山市総合計画)に即したものである必要があり、総合計画基本構想に掲げる都市空間形成方針を具現化するものである。
目的・概要	亀山市の都市づくりの基本理念や土地利用及び都市施設の整備に関する基本方針を明らかにすることで、将来にわたり暮らしやすい都市を形成することを目的としており、都市形成の基本的な方針を定めることで、各地域が連携し魅力ある都市を形成するための指針としての役割を担う。

計画の骨格



都市づくりの戦略方針 (重点項目)

エリアを対象にした都市づくり	亀山駅周辺まちづくり
	関宿周辺まちづくり
	井田川地域の住宅団地再生
適切な土地利用の誘導 (土地利用制度の検討・運用)	

■成果指標

成果指標名		単位	現状値	実績値 (R5)	目標値
1	設定なし				
2					
3					
4					
5					

■計画の実績等

取組実績	<p>「都市整備の方針(用途地域の見直し方針)」については、関ヶ丘団地の用途地域指定を行った。</p> <p>「都市づくりの戦略方針(エリアを対象にした都市づくり)」については、エリアプラン策定を進めるため、関宿周辺地区において、地域住民と意見交換を行った。</p> <p>また、都市マスタープラン及び立地適正化計画の見直しに必要となる防災リスクの基礎調査を実施し、災害リスクが高い地区の課題整理及び取組方針案を作成した。</p>
成果	<p>関ヶ丘団地の住宅系用途地域の指定(R5.6.12)を行った。</p> <p>エリアプランの策定については、地域住民と関宿周辺まちづくりに関する意見交換を行い、地域との合意形成を進めることができた。</p> <p>また、都市マスタープラン及び立地適正化計画の見直しに必要となる防災リスクの基礎調査を実施し、災害リスクが高い地区の課題整理及び取組方針案を作成することができた。</p>
総合計画推進への寄与度	<p>1.快適さを支える生活基盤の向上 (1)魅力的な都市空間の形成 ①計画的な土地利用の推進</p> <p>魅力的な都市空間の形成を推進するため、都市計画道路の見直しを行うとともに、都市機能や居住の適切な誘導を行うための「適切な土地利用の誘導」に寄与できた。</p>

反省点・課題	<p>都市マスタープランに掲げた土地利用制度、エリアプラン策定を進めるにあたっては、地域住民の理解を十分得なければならず、地域課題等に対応した制度、計画としていく必要がある。また、他課で実施している関連事業との連携を図り、施策の着実な推進を図る必要がある。</p> <p>都市マスタープラン及び立地適正化計画の見直しに必要となる基礎調査を計画的に進める必要がある。</p>
--------	--

今後の方向性	<p>エリアプランについては、地域の現状に則した意見聴取方法により、住民との合意形成を図り、関係部署との調整のうえ、検討を進めていく。</p> <p>また、土地利用制度の検討については、庁内組織による検討も実施する。</p> <p>都市計画法第41条に基づく建築制限が定められている区域のうち、大規模住宅団地である「みずきが丘、アイリス町」の住宅系用途地域の指定を進める。</p> <p>令和8年度の都市マスタープラン及び立地適正化計画の見直しに向け必要な調査を実施する。</p>
--------	--

亀山市景観計画に関する実績等報告書(令和5年度)

(建設部 都市整備課)

■計画の基本情報

計画期間	H 23 ~ R 年度																					
位置付け	本計画は、景観法第8条1項に基づき策定する「良好な景観の形成に関する計画」である。																					
目的・概要	国民生活の多様化が進むにつれて価値観が多様化してきている中、自然、歴史・文化といった様々な景観の特徴を活かしたまちづくりが行われている。本計画は、本市の風土を活かした美しいまちの景観を保全・創出するため、目標や方針、推進方策等を示したものである。																					
計画の骨格	<table border="1"> <thead> <tr> <th>章</th> <th>概要</th> <th>景観法の条項</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1章 景観計画区域</td> <td>景観法に基づいて、景観計画の区域を示しています。</td> <td>第8条第2項第1号</td> </tr> <tr> <td>第2章 景観形成の方向性</td> <td>本市における景観形成の基本的な理念を示すとともに、亀山市が目指す景観将来像と基本目標及びそれらを基に良好な景観形成を図っていくための基本的な方針を示しています。</td> <td>第8条第2項第2号</td> </tr> <tr> <td>第3章 良好な景観の形成に関する行為の制限に関する事項</td> <td>一般地区、景観形成推進地区、景観重点地区における景観法に基づく建築物、工作物、開発行為等に関する具体的な行為の制限となる景観形成基準及び届出対象行為を示しています。</td> <td>第8条第2項第3号</td> </tr> <tr> <td>第4章 景観重要建造物及び景観重要樹木の指定の方針</td> <td>景観法に基づいて、本市の個性ある景観形成の核となる建造物及び樹木に関する指定の方針を示しています。</td> <td>第8条第2項第4号</td> </tr> <tr> <td>第5章 景観重要公共施設の整備に関する事項</td> <td>景観法に基づいて、景観上重要な公共施設における整備の方向性について示しています。</td> <td>第8条第2項第5号</td> </tr> <tr> <td>第6章 景観形成の推進方策</td> <td>本市において市民・事業者・行政が一体となって景観形成を推進していくための方策について示しています。</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table>	章	概要	景観法の条項	第1章 景観計画区域	景観法に基づいて、景観計画の区域を示しています。	第8条第2項第1号	第2章 景観形成の方向性	本市における景観形成の基本的な理念を示すとともに、亀山市が目指す景観将来像と基本目標及びそれらを基に良好な景観形成を図っていくための基本的な方針を示しています。	第8条第2項第2号	第3章 良好な景観の形成に関する行為の制限に関する事項	一般地区、景観形成推進地区、景観重点地区における景観法に基づく建築物、工作物、開発行為等に関する具体的な行為の制限となる景観形成基準及び届出対象行為を示しています。	第8条第2項第3号	第4章 景観重要建造物及び景観重要樹木の指定の方針	景観法に基づいて、本市の個性ある景観形成の核となる建造物及び樹木に関する指定の方針を示しています。	第8条第2項第4号	第5章 景観重要公共施設の整備に関する事項	景観法に基づいて、景観上重要な公共施設における整備の方向性について示しています。	第8条第2項第5号	第6章 景観形成の推進方策	本市において市民・事業者・行政が一体となって景観形成を推進していくための方策について示しています。	—
	章	概要	景観法の条項																			
	第1章 景観計画区域	景観法に基づいて、景観計画の区域を示しています。	第8条第2項第1号																			
	第2章 景観形成の方向性	本市における景観形成の基本的な理念を示すとともに、亀山市が目指す景観将来像と基本目標及びそれらを基に良好な景観形成を図っていくための基本的な方針を示しています。	第8条第2項第2号																			
	第3章 良好な景観の形成に関する行為の制限に関する事項	一般地区、景観形成推進地区、景観重点地区における景観法に基づく建築物、工作物、開発行為等に関する具体的な行為の制限となる景観形成基準及び届出対象行為を示しています。	第8条第2項第3号																			
	第4章 景観重要建造物及び景観重要樹木の指定の方針	景観法に基づいて、本市の個性ある景観形成の核となる建造物及び樹木に関する指定の方針を示しています。	第8条第2項第4号																			
	第5章 景観重要公共施設の整備に関する事項	景観法に基づいて、景観上重要な公共施設における整備の方向性について示しています。	第8条第2項第5号																			
	第6章 景観形成の推進方策	本市において市民・事業者・行政が一体となって景観形成を推進していくための方策について示しています。	—																			

■ 成果指標

成果指標名		単位	現状値	実績値 (R5)	目標値
1	設定なし				
2					
3					
4					
5					

■ 計画の実績等

取組実績	<p>景観法に基づく31件(建築物19件、工作物4件、開発行為等8件)の届出を受理し、その際、事前相談等により景観についての指導を行い、良好な景観形成に努めた。</p> <p>「景観の日」に合わせた6月1日号の広報への景観啓発文の掲載とともに、景観形成推進地区の各自治会に対して、景観計画に関するパンフレットを配布した。</p> <p>景観計画改定に係る景観重点地区指定を進めるため、重点地区候補地で、景観形成基準等についてのアンケート調査(2回)、地域懇談会(2回)を実施した。</p> <p>景観審議会を開催(2回)し、現況報告、亀山市景観計画改定に向けた取組状況について報告を行った。</p>
成果	<p>景観法に基づく届出制度による景観指導により、景観形成基準に則した良好な景観形成を図ることができた。</p> <p>近年増加している太陽光発電施設について、「太陽光発電施設の設置に関する景観形成ガイドライン」に基づく景観への配慮事項について、事業者への指導を行った。(令和5年度 届出3件)</p> <p>景観計画関係のパンフレット配布等により、亀山市の景観計画についての周知を図り、良好な景観についての意識向上が図れた。</p> <p>景観重点地区指定候補地でのアンケート調査及び地域懇談会の開催により、地域住民の景観についての知識、理解を深めることができた。</p>
総合計画推進への寄与度	<p>1. 快適さを支える生活基盤の向上 (1)魅力的な都市空間の形成 ③安らぎのある都市の形成</p> <p>魅力的で安らぎのある都市形成に寄与できたものと考えられる。</p>



反省点・課題	<p>景観重点地区指定候補地の地域住民の景観に対する意識が低く、懇談会等への住民参加が少ない。</p> <p>景観計画改定に係る新たな景観形成基準の設定にあたっては、地域の協力が不可欠であり、地域住民との合意形成の方法に工夫が必要となる。</p>
--------	---



今後の方向性	<p>地域に則した合意形成の方法を検討し、地域住民の意識向上による景観形成基準の策定や、それに伴う景観重点地区指定を図っていく。</p> <p>また、「亀山市歴史的風致維持向上計画」等の関連計画と連携し、地域の特徴ある良好な景観の保全・創出に努める。</p>
--------	---

亀山市住生活基本計画に関する実績等報告書(令和5年度)

(建設部 建築住宅課)

■計画の基本情報

計画期間	R 1 ~ R 10 年度
位置付け	本計画は、住生活基本法第7条に基づき市町村計画として策定し、本市の住生活分野における基本計画として位置付けている。また、第2次亀山市総合計画後期基本計画との関連は、基本施策「住環境の向上」と深く関わり、住宅セーフティネットの確保、安全・快適な住環境の整備、空き家・空き地の対策・利活用を補完するものである。
目的・概要	第2次亀山市総合計画後期基本計画の住環境の向上の中の「市民が、快適で安全・安心な住環境の整ったまちで暮らしています。」を目指す姿とし、本市に愛着と誇りを持ち、生涯にわたる定住、あるいは数年間であっても居住したいと思えるような魅力的なまちにするため、施策を効果的かつ持続的に進めるための方針を示すものである。
計画の骨格	<div style="border: 1px solid black; padding: 10px;"> <p style="text-align: center;">地域の魅力を活かした安全・安心な居心地の良い住まいづくり</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="width: 22%;"> <p style="text-align: center; background-color: #ffffcc; border: 1px solid black; padding: 5px;">1. 定住化の促進に向けた住まいづくり</p> <p style="font-size: small;">本市で生まれ育った方や他地域から本市に来られた方が、地域の魅力を感じ、それぞれのライフスタイルに応じた充実した生活を送ることに、将来に向けて本市への定住化に繋がるような良好な住環境の整備、維持を目指します。</p> <p style="font-size: small;">①転入者世帯、子育て世帯等の定住に繋がる住まいづくり ②それぞれの世代、ライフステージに応じて充実した生活ができる住まいづくり</p> </div> <div style="width: 22%;"> <p style="text-align: center; background-color: #d9ead3; border: 1px solid black; padding: 5px;">2. 地域の良好な住宅ストックの維持・保全・創出</p> <p style="font-size: small;">市民が、ゆとりある住生活を営むことができるよう多様な居住のニーズに応え、既存住宅の活用、住まいに関する情報の活用などに取り組み、適切で円滑な住宅市場の形成を目指します。</p> <p style="font-size: small;">①空き家等対策の推進 ②「空き家情報バンク制度」の活用による移住・定住支援 ③地域の特性を活かした居住環境づくり</p> </div> <div style="width: 22%;"> <p style="text-align: center; background-color: #fce4d6; border: 1px solid black; padding: 5px;">3. 住宅確保に配慮を要する人に対する居住の確保</p> <p style="font-size: small;">低額所得者をはじめとする住宅確保要配慮者が安心して住生活を送れるよう、民間賃貸住宅の活用、市営住宅の供給等に取り組み、重層的な住宅セーフティネットの構築を目指します。</p> <p style="font-size: small;">①民間活力の導入等による市営住宅の効率的な運営 ②住宅に困窮する人に対する必要な住まいの確保 ③民間賃貸住宅市場における住宅確保要配慮者の円滑な入居の促進</p> </div> <div style="width: 22%;"> <p style="text-align: center; background-color: #d9ead3; border: 1px solid black; padding: 5px;">4. 安全で安心できる住生活を支える住まいづくり</p> <p style="font-size: small;">大規模な地震や風水害に耐えうる安全で安心できる住生活を営むことができるよう、地域の耐震性確保や高齢者の居住安定確保に向けて取り組み、災害に強い住まいや、高齢者も安心して住み続けられる住まいを目指します。</p> <p style="font-size: small;">①災害に強い住まいづくり ②住生活の基盤となる住まいづくり</p> </div> </div> </div>

■ 成果指標

成果指標名		単位	現状値	実績値 (R5)	目標値
1	別紙のとおり				
2					
3					
4					
5					

■ 計画の実績等

取組実績	<p>定住支援員の移住相談窓口への配置及び首都圏等在住者の移住・交流促進アドバイザーの登録を行い、相談体制の充実を図った。さらに、移住関連イベントへの参加や、SNSによる情報発信を行った。また、本市での生活をイメージできるよう、かめやま暮らしめぐりを実施した。</p> <p>空き家等対策については、固定資産税等納税通知書に空き家情報バンク制度など空き家活用に関するチラシを同封し周知を図るとともに、管理不全空家等とならないよう空き家の管理や補助制度などをまとめた空き家冊子を作成した。</p> <p>民間活用市営住宅については、事業者から事業計画申請があったため、借上型市営住宅選定委員会を開催し、審査の結果、採用決定となった。</p> <p>木造住宅の耐震化については、無料耐震診断の実施や耐震補強計画、補強工事及び除却工事について補助金を交付することで、耐震化率向上を図った。</p>
成果	<p>移住・交流促進アドバイザーと連携を図りながら、移住関連イベントへ参加した。相談対応は、イベントにおいて41件、市窓口においては23件行い、移住相談等を通じた移住件数は27件であった。さらに、かめやま暮らしめぐりを3回、SNSにおける情報発信を201件行った。</p> <p>空き家情報バンクの新規登録件数は4件、成約は9件、利用登録は18件であり、また、空き家リフォーム支援事業費補助金を2件交付し、移住・定住の促進と空き家の利活用に繋がった。</p> <p>民間活用市営住宅は、東御幸町地内の賃貸共同住宅が採用決定となった。また、老朽化した市営住宅(亀田住宅及び和田住宅)について用途廃止を行った。</p> <p>木造住宅の無料耐震診断を74件実施し、耐震補強計画は9件、耐震補強工事は4件、除却工事は47件それぞれ補助金を交付したことで、住宅耐震化率は昨年度の91.5%から推計で92.1%へ上昇した。</p>
総合計画推進への寄与度	<p>民間の賃貸共同住宅の活用を通じて、住宅確保要配慮者に必要な住居の供給戸数の拡大を図り、住宅セーフティネットの確保に努めた。</p> <p>木造住宅の耐震補強工事や除却等により耐震化を促進し、狭あいな生活道路の改善により、災害時における安全性の向上と道路等の生活基盤の充実を進めた。</p> <p>空き家情報バンク制度等を通じて適切に空き家情報を提供するとともに、空き家改修支援を行うことで空き家の再生を促進するなど、空き家の利活用を図った。</p>

反省点・課題	<p>老朽化の進む市営住宅(住山住宅A・B)の住替え等に必要となる戸数を確保するため、引き続き民間賃貸住宅を活用し供給戸数の拡大を図る必要がある。</p> <p>管理不全空家等が是正されるよう所有者等へ助言や指導を行い、適正管理に対する当事者意識を醸成し、良好な住環境を維持する必要がある。</p>
--------	---

今後の方向性	<p>建築・不動産関係の事業団体等の協力を得ながら、民間賃貸住宅の確保に努め、老朽化した市営住宅(住山住宅A・B)からの住替えを促進する。</p> <p>管理不全空家等の解消に向けて、宅地建物取引業協会など各種関係団体と協力し、利活用など効果的な取り組みを模索しながら進めていく。</p>
--------	--

■ 成果指標

成果指標名		単位	現状値	実績値 (R5)	目標値
1	亀山市空き家情報バンク登録数	件	67	71	123
2	移住・定住相談件数	件	288	352	500
3	移住・定住件数	件	48	75	50
4	特定空家等の是正割合	%	100	100	100
5	空き家活用(リフォーム等)件数	件	11	13	50
6	民間活用市営住宅の確保戸数	戸	90	90	154
7	老朽化した市営住宅の用途廃止戸数	戸	2	68	235
8	住宅耐震化率	%	91.5	92.1	95.0
9	住宅耐震診断件数	件	412	486	1300

亀山市新水道ビジョンに関する実績等報告書(令和5年度)

(上下水道部 上水道課)

■計画の基本情報

計画期間	H 30 ~ R 9 年度
位置付け	本ビジョンは、平成25年3月に公表された厚生労働省「新水道ビジョン」を勘案し、第2次亀山市総合計画との整合を図りつつ、平成23年3月に策定した「亀山市水道ビジョン」に代わるものとして、亀山市水道事業の施策をまとめ、今後10年間の方向性を示す計画として、平成30年3月に策定したものである。
目的・概要	現状と将来の見通しを「安全」「強靱」「持続」の観点から分析・評価し、亀山市水道事業が抱える諸課題の解消と、人口減少問題や大規模地震対策など今後の事業を取り巻く環境の変化に的確に対応しながら、健全な事業運営を持続し、安全でおいしい水を安定供給するための施策をまとめたものである。
計画の骨格	<p>(基本理念) 次世代への使命 安全でおいしい水の安定供給</p> <p>(目標・重点施策)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 安全な水道 すべての市民が、いつでもどこでも安全でおいしい水が飲める水道 <ol style="list-style-type: none"> (1) 水質管理体制の強化 <ol style="list-style-type: none"> ① 持続的な安全性の強化 ② 水質監視体制の強化 (2) 安全で快適な配水システムの構築 <ol style="list-style-type: none"> ① 水道施設の集中監視 ② 快適な給水サービスの提供 (3) 環境への貢献 <ol style="list-style-type: none"> ① 地球温暖化防止への貢献 ② 環境教育の推進 2. 強靱な水道 自然災害による被災を最小限にとどめ、被災した場合であっても、迅速に復旧できるしなやかな水道 <ol style="list-style-type: none"> (1) 地震対策の実施 <ol style="list-style-type: none"> ① 計画的な耐震化の実施 ② 災害時における飲用水等の確保 (2) 風水害対策の実施 <ol style="list-style-type: none"> ① 風水害発生時の浸水対策 (3) 危機管理体制の強化 <ol style="list-style-type: none"> ① 応急給水体制の強化 ② 応急復旧体制の強化 3. 持続可能な水道 健全かつ安定的な事業運営が可能な水道 <ol style="list-style-type: none"> (1) 老朽施設等の計画的更新 <ol style="list-style-type: none"> ① 施設等の計画的な更新 ② 施設等台帳の継続的な整備 (2) 水道サービスの充実 <ol style="list-style-type: none"> ① 水道利用者への情報サービスの向上 ② 水道利用者への対応の迅速化 (3) 健全経営の強化 <ol style="list-style-type: none"> ① 有収率の向上 ② 適切な財源確保 ③ 事業経営の効率化 <p>(事業計画)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 水道整備年次計画 2. 財政計画

■ 成果指標

	成果指標名	単位	現状値	実績値 (R5)	目標値
1	【別紙のとおり】				
2					
3					
4					
5					

■ 計画の実績等

取組実績	<p>①水道法第20条第1項に基づき定めた水質検査計画による検査のほか、臨時検査を行うなど、水質の安全確保に取り組んだ。</p> <p>②水の大切さの意識向上を図るため、次世代を担う子供たちへの環境教育に取り組んだ。</p> <p>③強靱な水道のため、計画的な耐震化等の地震対策や、応急給水体制の強化に取り組んだ。</p> <p>④老朽施設等の計画的更新と、健全経営の強化に取り組んだ。</p> <p>⑤継続的な漏水調査と老朽管の更新を実施した。</p>
成果	<p>①令和5年度水質検査計画に基づき毎月検査および年1回全項目検査を実施し、基準に適合することを確認した。加えて、PFOS及びPFOA(有機フッ素化合物)について、臨時検査を実施し、全11水源地において安全を確認した。</p> <p>②市内5小学校の上水道施設(水源地)の社会科の校外学習において、生徒274名に対し、水が市民に届けられる過程について等を説明し、水の大切さの意識を向上させた。</p> <p>③亀山配水池への緊急遮断弁設置、辺法寺加圧ポンプ場の非常用発電設備設置について、工事に着手した。また、災害対策用に組み立て式給水タンク(1t)を購入した。</p> <p>④各水道施設における計画的な修繕・更新や、継続的な漏水調査と老朽管の更新を行うとともに、水道料金未納者への積極的な納付催促等の収納率の向上に努めた。</p>
総合計画推進への寄与度	<p>施策の方向①安全でおいしい水の安定供給について、地震対策等により地震災害発生時の一定の水の確保の推進に、及び、水質検査の実施により安全な水質及び安定した供給の継続に寄与した。また、施策の方向③上下水道事業の健全経営について、水道施設の修繕・更新、漏水調査等により継続的な経費節減や効率的な運営に、及び、積極的な納付催促等により収納率の向上・財源確保に寄与した。</p>

反省点・課題	<p>成果指標における令和5年度末実績は概ね順調であるが、水道台帳の整備に伴い記載漏れ等が判明したことにより管路延長が大きく増加したことや、労務費及び燃料費等の高騰もあるため、本ビジョンの整備計画への影響について検討する必要がある。</p>
--------	--

今後の方向性	<p>令和7年度は水道事業経営戦略の見直し時期であり、その財政計画と本ビジョンの整備計画については関連があることから、一体的に検討していく。</p>
--------	--

■『亀山市新水道ビジョン』成果指標等一覧表

No	成果指標名(該当ページ)	年 度 単 位	現状値 H28	実績値						目標値 R9
				H30	R1	R2	R3	R4	R5	
1	加圧ポンプの整備施設数 (P28「1 安全な水道」)	施設	—	1	2	2	3	3	3	3
2	設備更新時の省エネルギー機器の導入施設数 (P28「1 安全な水道」)	施設	—	1	2	2	3	3	3	3
3	基幹管路の耐震化率 (P31「2 強靱な水道」)	%	20.3	20.3	20.8	21.5	22.7	※ 19.8	19.8	38.0
4	主要配水池への緊急遮断弁の設置施設数 (P31「2 強靱な水道」)	施設	5	7	7	7	7	8	8	9
5	有収率(北中勢水道を除く) (P33「3 持続可能な水道」)	%	90.0	91.2	88.8	90.0	89.5	89.7	89.4	93.9
6	経常収支比率 (P33「3 持続可能な水道」)	%	110.10	120.39	122.92	120.67	120.44	114.74	115.09	111.30

※ 令和3年度に比べて耐震化率が減少した理由は、水道施設台帳を作成したことにより管路の総延長が増加したことによるものです。

・計画期間 平成30年度から平成39年(令和9年)度までの10年間

亀山市地域公共交通計画に関する実績等報告書(令和5年度)

(政策部 政策推進課)

■計画の基本情報

計画期間	R 4 ~ R 8 年度			
位置付け	第2次亀山市総合計画を上位計画とし、亀山市まち・ひと・しごと創生総合戦略、亀山市都市マスタープラン、亀山市立地適正化計画等を関連計画とする「亀山市の総合的な公共交通政策の方向性等を定める基本計画」			
目的・概要	公共交通が果たすべき役割を整理し、鉄道、バス等、本市に係る全ての地域公共交通が一体となって機能し、持続可能な公共交通ネットワークの形成を図る。			
計画の骨格		基本方針	施策	実施事業
	1. 子どもから高齢者まで自由に移動できる、利用しやすく、分かりやすい地域公共交通の実現	①情報提供と公共交通PR活動	情報提供	
			各種イベント等と連携した公共交通のPR活動	
	2. 鉄道駅を中心に都市拠点と居住地を結ぶ、まちづくりと連動した地域公共交通ネットワークの形成	②路線バスの運行・維持・再編	幹線的バス運行・維持	
			地域生活バス等運行・維持・再編	
	3. 地域の利用者ニーズを踏まえた、地域公共交通の最適化による効率的で効果的な交通サービスの提供	③地域公共交通の最適化	乗合タクシーの運行・充実	
			地域公共交通の最適化	
			アクセスの向上	
			ニーズの把握	
	4. デジタル化やニューノーマルにも対応できる、新たな利用環境の整備と利便性の高い公共交通の構築	④新たな利用環境整備	新たな技術を活用した交通サービスの調査研究	
			感染症の防止対策	
			利用環境の整備	
	5. 持続可能な地域公共交通の実現に向けた、地域と共に考える利用促進策の展開	⑤公共交通利用促進	鉄道の利便性向上の要請と利用促進活動	
住民主体の取り組み支援				
地域づくりと一体となった取組				
利用促進誘導				
環境対策・バリアフリー化				
		近隣自治体との広域連携の強化		

■ 成果指標

成果指標名		単位	現状値	実績値 (R5)	目標値
1	別紙のとおり				
2					
3					
4					
5					

■ 計画の実績等

取組実績	<p>・バス路線については、継続した運行を行うことで、市民生活に必要最小限度のサービス水準の維持・確保に努めることができた。また、隣接市間を結ぶ路線(亀山みずほ台線、亀山棕本線)やコミュニティバス3路線(東部ルート・南部ルート・西部ルート)の沿線住民へと利用促進チラシの回覧を行うほか、バスの乗り方教室を開催する等による利用促進活動を展開した。</p> <p>・乗合タクシーについては、更なる制度定着と利用促進のため、出前講座の開催と新規登録者への無料体験券乗車券の配布を継続して行った。</p> <p>・鉄道については、三重県をはじめとする関係機関等と連携したウォーキング事業の開催や要望活動等を展開するとともに、各種イベントと合わせた利用促進啓発活動を展開した。</p>
成果	<p>・市内コミュニティバス路線については、地域との意見交換会やバス乗り方教室等の利用促進活動を行った結果、総利用者数は令和4年度の69,347人から72,862人と3,515人増加し、地域の身近な公共交通の確保に向けた取り組みを行うことができた。</p> <p>・乗合タクシーについては、新規登録者や出前講座の開催により、きめ細やかな説明を実施したことにより、延利用者数は前年度比904人の増加となった。</p> <p>・鉄道については、要望活動や利用促進啓発活動を実施した結果、令和4年度実績では、新型コロナウイルス感染症の影響もあるものの、市内鉄道駅の乗車人員数(1日平均)は回復傾向となったが、依然としてコロナ禍前までの回復には至らなかった。</p>
総合計画 推進への 寄与度	<p>1. 快適さを支える生活基盤の向上 (5)公共交通網の充実</p> <p>既存のバス等による効率的で効果的な運行継続の実施や乗合タクシーの利便性向上など、市内の地域公共交通網を充実させることで、市民が身近な公共交通を利用して安全で快適な生活を送ることに寄与している。</p>

反省点・課題	<p>バス利用者ニーズの把握に努め、ニーズに合ったダイヤ改正等見直しが必要である。また、乗合タクシーは、利用の地域差や、実利用者増加に向けて、一層の制度周知に努める必要がある。鉄道については、現状を維持・確保するため、関係機関等と連携を図り、継続した利用促進活動を展開する必要がある。</p>
--------	--

今後の方向性	<p>バス利用者ニーズの把握に努め、効率的で効果的な運行のためのダイヤ見直し等検討を行うとともに、乗合タクシー制度は、出前講座開催等により、きめ細やかな制度周知を継続する。また、鉄道については、広域的に関係機関との連携を図り、利用促進活動を展開する。</p>
--------	---

■成果指標

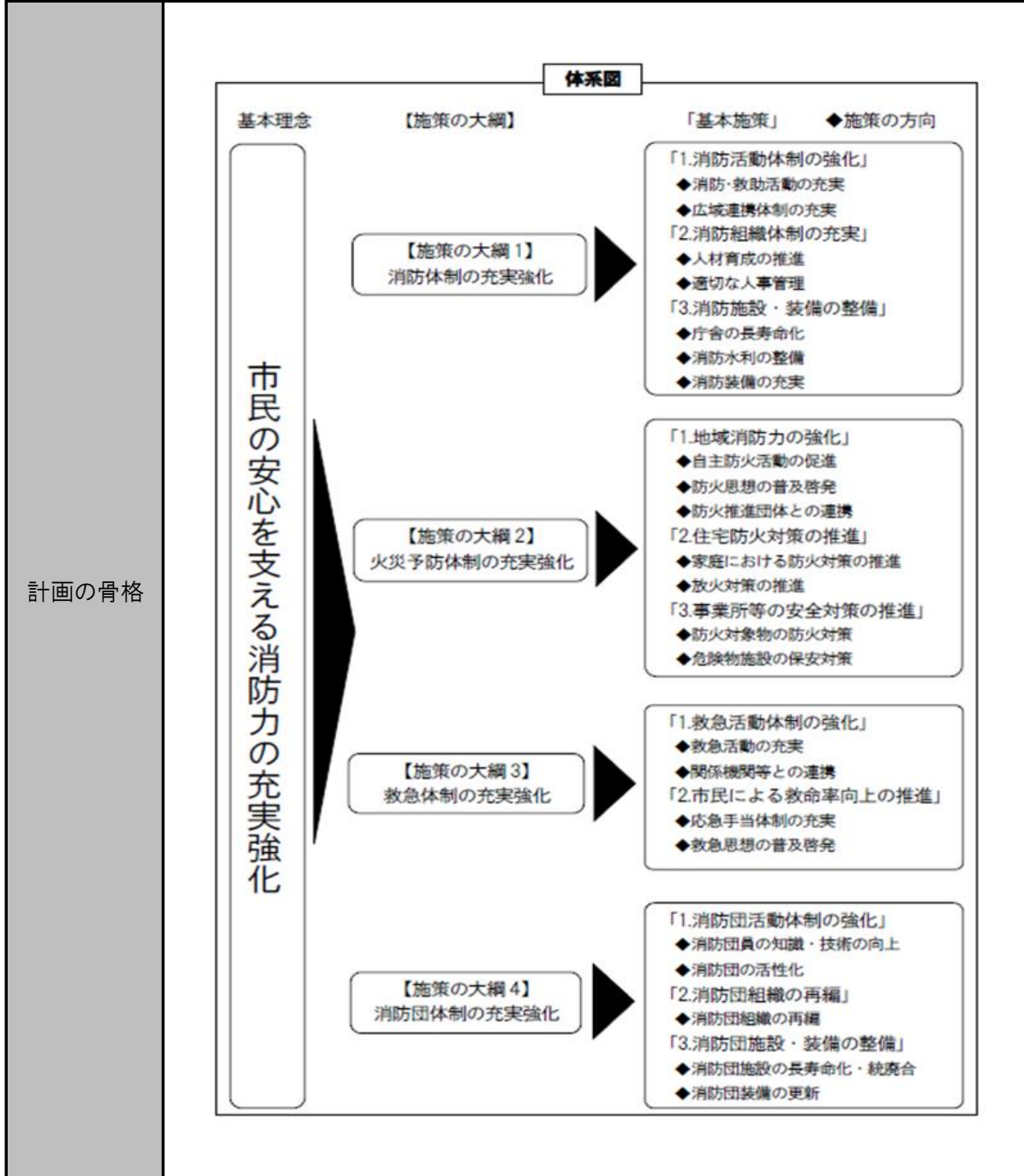
成果指標名		単位	現状値 (H30)	実績値 (R5)	目標値 (R8)
1	市内バス路線等の利用者総数	人	313,053	226,150	317,000 以上
2	コミュニティバス路線の利用者総数	人	90,296	72,862	102,000 以上
3	乗合タクシーの利用者総数	人	3741 (R2)	5,418	5,600 (R5)
4	コミュニティバス路線の1便あたりの 平均乗車人員数	人/ 便・日	-	-	-
	(さわやか号)	人/ 便・日	7.7	6.0	7.7以上
	(野登・白川地区自主運行バス)	人/ 便・日	4.4	3.2	4.4以上
	(東部ルート)	人/ 便・日	4.1	4.3	4.1以上
	(南部ルート)	人/ 便・日	2.7	2.1	2.7以上
	(西部ルート)	人/ 便・日	2.5	1.8	2.5以上
	(加太地区福祉バス)	人/ 便・日	4.6	3.6	4.6以上
5	市内の鉄道駅の乗車人員数(1日平均)	人	3,490	2,802 (R4)	3,400以上
6	移動環境に対する不満割合	%	15.6 (R2)	-	15以下
7	コミュニティバス路線の収支率	%	8.6	5.5	10.0以上
8	公共交通維持に係る年間実質負担額	円/年	1億511万 (R2)	1億3,348 万	概ね1億

第3次亀山市消防力充実強化プラン計画に関する実績等報告書(令和5年度)

(消防本部 消防総務課)

■計画の基本情報

計画期間	R 4 ~ R 8 年度
位置付け	本プランは、消防組織法第4条第2項第15号に基づく消防計画及び「第2次亀山市総合計画」の消防分野における計画として位置付けている。また、第2次亀山市総合計画後期基本計画との関連は、基本施策「消防力・地域安全の充実」と深く関わり、消防体制の充実強化、防火対策の強化、救命率の向上の部分で補完する。
目的・概要	本プランは、亀山市消防本部の充実強化を図り、市民の生命、身体及び財産を火災から保護し、災害による被害を軽減するために、将来を中長期的に展望し、消防本部の方向性を明らかにするものとして策定したものである。



■ 成果指標

	成果指標名	単位	現状値	実績値 (R5)	目標値
1	「別紙のとおり」				
2					
3					
4					
5					

■ 計画の実績等

取組実績	<p>消防職員に必要となる資格取得や資質向上を図るため、教育機関等への各種研修派遣を行った。計画的に救急救命士を養成したほか、医療機関等への研修派遣や症例検討会等を通じて、救急救命士の処置拡大への対応や再教育の確保に努めた。津市、鈴鹿市と消防指令センターの共同運用に向け、実施設計を行うとともに専門性の高い事務を調整するため、3つの分科会を設置した。防火水槽1基を設置し、災害対応の充実を図った。庁舎の長寿命化対策として消防庁舎の空調設備を改修した。防火対象物や危険物施設への立入検査を計画的に実施した。「消防団の力向上モデル事業」を活用した加入促進の取組を行った。消防団車両2台を更新するとともに救命胴衣を計画的に更新した。</p>			
成果	<p>教育機関等への研修派遣を行うことにより、組織に必要となる救助隊員をはじめ、緊急車両の機関員や予防技術検定有資格者を養成できた。救急救命士の養成に伴い、前年度と比較して救急出動に対応する救急救命士を増員配置することができた。3市で設置した消防通信指令事務協議会において、令和6年度、令和7年度に予定している整備工事内容や共同指令センターの運用について協議した。消防用車両等の更新をはじめ、防火水槽の設置や庁舎の長寿命化対策として消防庁舎の設備を改修することにより、安全に災害対応等を行うための施設、装備を充実させることができた。防火対象物等への立入検査を実施することにより、火災や人命危険を予防する体制づくりを推進できた。消防団への加入促進の取組として消防団活動を市民に広くPRすることができた。</p>			
総合計画 推進への 寄与度	<p>第2次亀山市総合計画後期基本計画 1.快適さを支える生活基盤の向上 (7)消防力・地域安全の充実</p> <p>【成果指標】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・救急救命士等の有資格者の配置率 ・防火対象物の立入検査件数 	<p>現状値 91.8% 160件</p>	<p>目標値 100% 260件</p>	<p>R5年度 100% 248件</p>

反省点・課題	<p>本プランの成果指標については、実績値が前年度と比較して向上した項目が多く見られたが、下回った項目もあることから引き続き、目標値に向けてあらゆる側面から分析したうえでの評価が必要となる。</p>
--------	---

今後の方向性	<p>本プランの上位計画である後期基本計画の成果指標については、実績値が前年度と比較して向上したことから、今後においても、目標値の達成に向けて本プランの取組を着実に推進する必要がある。</p>
--------	--

■ 成果指標一覧表

成果指標名		単位	現状値	実績値 (R5)	目標値
1					
1	火災現場活動に関する平均所要時間 (現場到着から放水開始まで)	分/秒	5分10秒	6分19秒	4分00秒
2	有資格者の配置率	%	91.80%	100.00%	100%
3	公務災害発生件数(消防職員)	件	0件	0件	0件
4	延焼件数	件	3.00件	3.00件	2.70件
5	一般住宅の火災件数	件	3.40件	2.60件	3.06件
6	事業所等の火災件数	件	2.00件	3.40件	1.80件
7	実施基準評価適切率	%	100%	100%	100%
8	市民による心肺蘇生法実施率	%	43%	55%	57%
9	消防団行事・訓練参加率	%	64.50%	64.23%	74.50%
10	災害動員可能率	%	94.20%	93.49%	100%
11	公務災害発生件数(消防団員)	件	0件	1件	0件

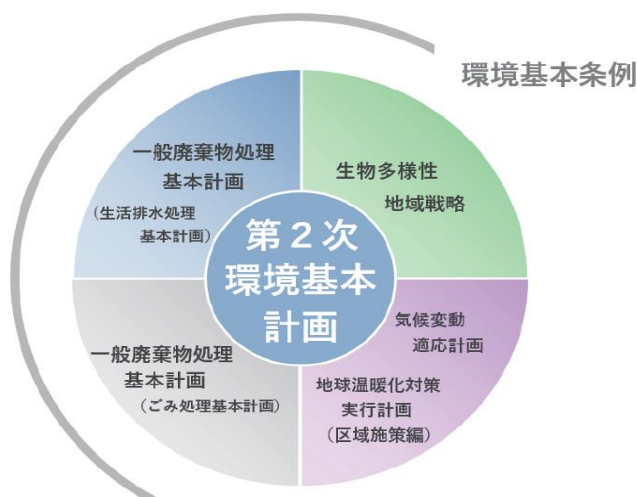
第2次亀山市環境基本計画に関する実績等報告書(令和5年度)

(産業環境部 環境課)

■計画の基本情報

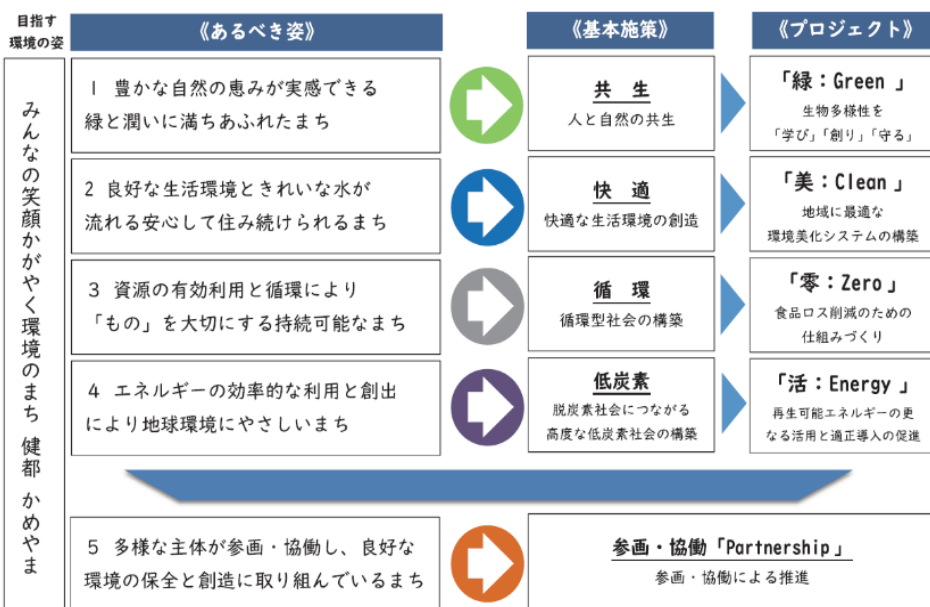
計画期間	R 3 ~ R 12 年度
位置付け	本計画は、亀山市環境基本条例第8条第1項の規定に基づき市町村計画として策定したものであり、本市の環境分野における基本計画として位置付けている。また、第2次亀山市総合計画後期基本計画との関連は、基本施策「脱炭素社会の実現に向けた取り組みの推進と循環社会の構築」と深く関わるものである。
目的・概要	本市の環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、市民の健康で安全かつ快適な生活の確保と福祉の向上に寄与することを目的とする。本市が目指す10年後の環境の姿として「みんなの笑顔かがやく環境のまち 健都 かめやま」を掲げ、5つの基本施策や4つのプロジェクトにより具現化を図る。

計画の骨格



第2次亀山市総合計画の将来都市像

歴史・ひと・自然が心地よい
緑の健都 かめやま



■ 成果指標

成果指標名		単位	現状値	実績値 (R5)	目標値
1	別紙のとおり				
2					
3					
4					

■ 計画の実績等

取組実績	<p>市民に自然と触れ合う機会や学習する機会を提供するため、里山塾、ザリガニ釣り大会、亀山7座トレイル(登山講座)等のイベントを開催した。かめやま生物多様性共生区域認定制度の運用を開始した。市内の主要事業所、河川、ため池において、水質検査、騒音・振動測定に加え、鈴鹿川2ヶ所、広瀬川1ヶ所の3地点にて、PFOS、PFOAの水質検査を行うとともに、公共下水道事業の推進により、生活排水処理施設の整備を行った。生ごみ減量への取り組みとして生ごみ処理容器及び食品ロス削減マッチングアプリ「かめやまタベスケ」の普及、不用品の再利用を促進するため不用品買取価格サイトの運営会社と協定を結ぶなど4Rの普及、啓発に取り組んだ。地球温暖化防止につながる『緑のカーテン運動』に取り組むため、ゴーヤのポット苗を市民及び公共施設の管理者に配布した。</p> <p>当該計画の推進を図るにあたり、市民、事業者及び関係団体等から幅広い意見を反映するため、環境未来創造会議及び基本施策ごとの部会を開催した。</p>
成果	<p>自然環境に関するイベントを開催したことにより、生物多様性に関する周知・啓発に貢献できた。申請のあった7件をかめやま生物多様性共生区域に認定したことで生物多様性の保全につながった。新たに市内に立地した事業所などと環境保全協定を締結するとともに、市内の主要事業所、河川、ため池において、水質検査、騒音・振動測定を行ない監視することにより鈴鹿川の良好な水質が維持できた。生活排水処理率は、公共下水道事業井田川・能褒野処理分区及び本町南部処理分区の2処理分区への接続増加により、微増した。ごみ減量化などの取り組みにより1人1日あたりのごみ排出量は前年度から大きく減少したが、リサイクル率は低下した。そして、第2次市環境基本計画を推進するための会議及び部会を開催したことにより、当該計画の推進体制が確立できた。</p>
総合計画推進への寄与度	<p>里山管理運営協議会等と連携し、自然公園を活用して市民に自然と触れ合う機会等の提供を行ったところ、新型コロナウイルスの5類移行により、イベント等参加人数が大幅に増加した。生物多様性共生区域認定制度を運用開始し、7件を共生区域として認定した。1人1日あたりの排出量は883gと目標値880gに近づいた。リサイクル率は27.3%と前年を下回ったが、ごみ減量、再利用再資源化の取り組みを行ったことで総合計画推進に寄与することができた。</p>

反省点・課題	<p>自然環境イベントや環境に関する講座等への参加人数は増加したが、今後も自然と触れ合い、理解を深める必要がある。更なるごみ排出量削減、4Rの推進のための取り組みが必要である。</p>
--------	--

今後の方向性	<p>環境イベントや講座への参加人数の増加を図るための周知・啓発に努める。また、幼稚園、保育園や学校等に環境関連イベントへの参加を呼び掛ける。生物多様性共生区域認定制度により、生物多様性の保全のため認定区域の増加を図る。更なるごみ排出量の削減、4Rの推進には、排出者の意識の変化が重要であることから、多様な視点や発想、ごみダイエットサポーターとの連携による新たな取り組みの検討を行うとともに一般廃棄物処理基本計画の施策に着実に取り組む。</p>
--------	--

■成果指標

現状値及び目標値 … 第2次亀山市環境基本計画(2021～2030) 各基本施策成果指標参照

成果指標名		単位	現状値	実績値 (令和5年度)	目標値
1	自然環境に関するイベント等に参加した人数等	人	8,563	8,121	9,500
2	外来生物の駆除に取り組む市民活動団体数	団体	3	2	8
3	間伐面積(平均)	ha	183	233	200
4	環境美化ボランティア登録団体数	団体	31	36	40
5	環境保全協定の締結数	件	77	91	100
6	生活排水処理率	%	81.4	83.3	92.1
7	1人1日あたりのごみ排出量	g/人・日	943	883	880
8	ごみの資源化率	%	30.8	27.3	38.0
9	溶融飛灰の資源化率	%	100	100	100
10	市域における二酸化炭素排出量	(千t-CO2)	1,322	1,415 (令和4年度)	1,156
11	再生可能エネルギー発電施設の導入件数	件	2,662	3,252 (令和4年度)	3,500
12	環境に関する講座等への参加人数	人	3,184	1,389	3,500
13	環境関連分野において連携・協働による取組を行っている団体(組織)数	団体(組織)	13	22	20

亀山市歴史的風致維持向上計画(第2期)に関する実績等報告書(令和5年度)

(建設部 都市整備課)

(市民文化部 文化課)

■計画の基本情報

計画期間	R 3 ~ R 12 年度
位置付け	本計画は、地域における歴史的風致の維持向上に関する法律第4条の規定に基づき同法第5条第2項に規定する内容をまとめたものである。また、本計画は、同法による国の第1号認定を受けた第1期計画の課題の解決と、より一層の歴史的風致の維持及び向上を目指し、歴史的資産、文化財の保護とまちづくりが一体となる取組を推進していくための第2期計画として策定したものである。
目的・概要	亀山市における固有の歴史及び伝統を反映した人々の活動とその活動が行われる歴史上価値の高い建造物及びその周辺の市街地が一体となって形成してきた良好な市街地の環境の維持及び向上を図る。
計画の骨格	<p>第1章. 歴史的風致形成の背景</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 自然的環境 2. 社会的環境 3. 歴史的環境 4. 文化財等の分布状況 <p>第2章. 維持及び向上すべき歴史的風致</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 歴史的風致 <ol style="list-style-type: none"> (1) 東海道「関宿」周辺の歴史的風致 (2) 東海道「亀山城跡・亀山宿」周辺の歴史的風致 (3) 東海道「坂下宿・鈴鹿峠」周辺の歴史的風致 (4) 東海道「野村集落」周辺の歴史的風致 (5) 東海道「川合・和田集落」周辺の歴史的風致 (6) 大和街道「加太宿」周辺の歴史的風致 (7) 巡見道「安楽越」周辺の歴史的風致 (8) 金王道「昼生地区」周辺の歴史的風致 <p>第3章. 歴史的風致の維持及び向上に関する方針</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 歴史的風致の維持及び向上に関するこれまでの取組 2. 歴史的風致の維持及び向上に関する課題 3. 上位・関連計画との関連性 4. 歴史的風致の維持及び向上に関する方針 5. 実施体制 <p>第4章. 重点区域の位置及び区域</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 重点区域の位置及び区域 2. 重点区域の指定の効果 3. 良好な景観の形成に関する施策と連携 <p>第5章. 文化財の保存又は活用に関する事項</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 市全体に関する事項 2. 重点区域に関する事項 <p>第6章. 歴史的風致維持向上施設の整備又は管理に関する事項</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 歴史的風致維持向上施設の整備又は管理についての方針 2. 歴史的風致維持向上施設の整備又は管理のための事業 <p>第7章. 歴史的風致形成建造物の指定の方針</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 歴史的風致形成建造物の指定における基本的な考え方 2. 歴史的風致形成建造物の指定における基準 <p>第8章. 歴史的風致形成建造物の管理の指針となるべき事項</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 歴史的風致形成建造物の管理の指針における基本的な考え方 2. 個別の事項 3. 届出が不要の行為

■ 成果指標

成果指標名		単位	現状値	実績値 (R5)	目標値
1	なし				
2					
3					
4					
5					

■ 計画の実績等

取組実績	<p>令和3年5月19日に国の認定を受けた亀山市歴史的風致維持向上計画(第2期)に基づき、以下の事業を進めた。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・重点区域案内看板整備事業 ・東海道街道沿街なみ環境整備事業 ・歴史的環境整備事業(小公園の整備、ポケットパーク整備)
成果	<p>重点区域案内看板整備事業では、計画に基づき、「鈴鹿海軍工廠関防空工場跡」と「本宗寺本堂」の文化財説明看板を設置することで、広く市民や来訪者に歴史的価値を知ってもらい、文化財の保存と活用に寄与した。また、東海道街道沿街なみ環境整備事業では、旧東海道関宿周辺地域のうち、地蔵院周辺において自然石舗装及び表面処理を行い美装化することで、住環境の改善を図り、良好な街なみ形成を推進することができた。さらに、歴史的環境整備事業では、亀山公園庭球場の便所新設工事、池の側ポケットパーク整備工事が完成し、良好な街なみの形成を図ることができた。</p>
総合計画推進への寄与度	<p>旧東海道の美装化や文化財説明看板など歴史的風致を醸し出す文化財等の整備を進めたことにより、「東海道を基軸とした歴史的風致の維持向上」を図ることができた。</p>



反省点・課題	<p>亀山市歴史的風致維持向上計画(第1期)で進められなかった拠点文化財等をつなぐ道路整備事業(道路美装化事業等)を第2期計画に基づき今後も進めていく必要がある。また、以前設置した文化財説明看板の老朽化が進んでいることから、更新する必要がある。</p>
--------	--



今後の方向性	<p>令和3年5月19日に国より認定された亀山市歴史的風致維持向上計画(第2期)に基づいて、歴史的資産、文化財の保護とまちづくりが一体となる事業を進める。</p>
--------	---

亀山市健康まちづくり計画に関する実績等報告書(令和5年度)

(健康福祉部 健康政策課)

■計画の基本情報

計画期間	R 5 ~ R 8 年度														
位置付け	本計画は、健康増進法第8条第2項に規定する市民の健康の増進の推進に関する施策について定める「健康増進計画」、食育基本法第18条第1項に規定する食育の推進に関する施策について定める「食育推進計画」及び、自殺対策基本法第13条第2項に規定する自殺対策について定める「自殺対策計画」を一体的に整理して策定している。														
目的・概要	健康都市「かめやま」の実現に向けて、健康づくりから医療分野における施策の総合的な展開や、生涯を通じて健康・医療の支援を切れ目なく提供できるよう、地域の実情に応じた施策など、様々な施策に取り組んでいる中で、改めて本市の進める健康都市政策を見つめ直し、新たなステージへの展開を志向するものである。														
計画の骨格	<table border="1"> <thead> <tr> <th>基本理念</th> <th>施策大綱</th> <th>施策の方向</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="5">みんなが生き生き 元気に暮らす 緑の健都かめやま</td> <td>1 健康都市の推進</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ●ヘルスリテラシーの向上 ●健康につながる環境づくりと活動促進 </td> </tr> <tr> <td>2 健やかな生活習慣の定着</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ●食育の推進 ●歯と口腔の健康づくりの推進 ●こころの健康づくり </td> </tr> <tr> <td>3 疾病予防と重症化予防の推進</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ●健康の維持増進と疾病の早期発見 ●介護予防の推進 ●高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施の推進 </td> </tr> <tr> <td>4 地域医療体制の充実</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ●多職種連携による地域包括ケアシステムの強化・充実 ●救急医療提供体制の充実 ●市立医療センターを核とした地域医療の深化 </td> </tr> <tr> <td>5 感染症対策の推進</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ●感染症の予防推進 ●コロナ禍からポストコロナ時代への対応 </td> </tr> </tbody> </table>	基本理念	施策大綱	施策の方向	みんなが生き生き 元気に暮らす 緑の健都かめやま	1 健康都市の推進	<ul style="list-style-type: none"> ●ヘルスリテラシーの向上 ●健康につながる環境づくりと活動促進 	2 健やかな生活習慣の定着	<ul style="list-style-type: none"> ●食育の推進 ●歯と口腔の健康づくりの推進 ●こころの健康づくり 	3 疾病予防と重症化予防の推進	<ul style="list-style-type: none"> ●健康の維持増進と疾病の早期発見 ●介護予防の推進 ●高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施の推進 	4 地域医療体制の充実	<ul style="list-style-type: none"> ●多職種連携による地域包括ケアシステムの強化・充実 ●救急医療提供体制の充実 ●市立医療センターを核とした地域医療の深化 	5 感染症対策の推進	<ul style="list-style-type: none"> ●感染症の予防推進 ●コロナ禍からポストコロナ時代への対応
基本理念	施策大綱	施策の方向													
みんなが生き生き 元気に暮らす 緑の健都かめやま	1 健康都市の推進	<ul style="list-style-type: none"> ●ヘルスリテラシーの向上 ●健康につながる環境づくりと活動促進 													
	2 健やかな生活習慣の定着	<ul style="list-style-type: none"> ●食育の推進 ●歯と口腔の健康づくりの推進 ●こころの健康づくり 													
	3 疾病予防と重症化予防の推進	<ul style="list-style-type: none"> ●健康の維持増進と疾病の早期発見 ●介護予防の推進 ●高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施の推進 													
	4 地域医療体制の充実	<ul style="list-style-type: none"> ●多職種連携による地域包括ケアシステムの強化・充実 ●救急医療提供体制の充実 ●市立医療センターを核とした地域医療の深化 													
	5 感染症対策の推進	<ul style="list-style-type: none"> ●感染症の予防推進 ●コロナ禍からポストコロナ時代への対応 													

■成果指標

成果指標名		単位	現状値	実績値 (R5)	目標値
1	別紙のとおり				
2					
3					
4					
5					

■計画の実績等

取組実績	<ul style="list-style-type: none"> ・令和5年10月にかめやま健康都市大学を創設し、のべ211名の受講生が3つの選択コースに分かれて受講した。 ・アプリdeウェルネス推進事業として健康マイレージアプリを9月に公開し目標としていた登録者数を超える1,123名に登録いただいた。 ・受診率向上に向けてインターネット予約を導入した。ナッジ理論などを活用し受診勧奨を行った。 ・保健師などの医療専門職が地域のサロン等へ出向き、フレイル予防の普及啓発を行い、運動・栄養・口腔等の健康教育を実施した。
成果	<p>本計画の個別の施策に紐づく具体的な各取組については、概ね順調に進めることができた。成果指標では、ナッジ理論を活用した受診勧奨などにより各種がん検診受診率が向上したほか、とりわけ、令和5年度からヘルスリテラシーの向上や健康づくり活動の促進のため、「かめやま健康都市大学」、「アプリdeウェルネス推進事業」については、様々な機会を捉えて周知を行いつつ、令和5年度から新規に取り組んだことで、市民の健康づくりに対する意識の向上を促すことに繋がり、どちらも当初想定していた参加者数を超えるなど、これらを含め全指標の約5割の指標において増加・改善傾向が見られた。一方、自分の体や日頃の生活習慣と向き合う機会となる「歯周病検診受診率(全体)」、「特定健康診査受診率」、「特定保健指導実施率」などの約4割の指標においては悪化が見られた。</p>
総合計画推進への寄与度	<p>全庁体制で健康・医療の分野において様々な対策を行ったことや、継続的な健康・医療事業活動を実施することはもとより、健康都市の実現に向けた新たな事業に着手したことにより、継続的な健康・医療事業活動を実施することで、市民のヘルスリテラシーの向上や主体的な健康づくり活動が促され、「健康で生きがいを持てる暮らしの充実」に寄与することができた。</p>

反省点・課題	<p>各取組の推進にあたっては、引き続き、場面を問わず社会全体健康に対する機運の醸成や環境づくりを進めるとともに、指標の達成度などからは、市民の健康への関心は二極化している傾向も見られることから、特に無関心の方や関心が低い方に関心を持ってもらえるよう、ターゲット層を絞り込む検証などを行い、効果的な手法を研究・検討し、各取組を工夫して実施していく必要がある。</p>
--------	---

今後の方向性	<p>引き続き必要な施策に取り組むとともに、関係機関とも連携しながら、健康への無関心層の生活習慣の改善につながるような取組を進め、本市における健康づくりを一層推進する。</p>
--------	--

健康まちづくり計画 成果指標及び実績

項目(単位)	担当課名	年度					参考
		現状値 R3	実績値 R5	実績値 R6	実績値 R7	目標値 R8	
健都サポーターの育成人数(人)	健康政策課	—	64			200	
アプリdeウェルネス推進事業の延べ参加者数(人)	健康政策課	—	1,123			4,000	
学校給食における地場産物使用割合(%)	教育総務課	29.7	28.1			38.0	
市民を対象とした料理講習会の開催回数(回)	健康政策課	2	5			5	
3歳児健康診査で虫歯のない子どもの割合(%)	子ども総合支援課	87.7	91.7			90.0	亀山市3歳児健康診査
歯周病検診受診率(全体)(%)	健康政策課	9.5	8.3			15.0	亀山市歯周病検診
本市の自殺死亡率(人口10万対)	健康政策課	16.1	20.2			9.8以下	自殺の統計:地域における自殺の基礎資料(厚生労働省)
こころの健康づくり等に関する相談窓口の周知回数(回)	健康政策課	4	4			8	
妊娠中に喫煙した人の割合(%)	子ども総合支援課	1.2	0.4			0	
がん検診受診率(%)	健康政策課	胃がん					
		25.1	25.9			31.0	
		肺がん					
		25.9	26.2			27.5	
		大腸がん					
		24.9	26.8			26.0	
特定健康診査受診率(%)	市民課	37.3	29.7 (R6.3.31 現在)			65	亀山市国民健康保険被保険者
特定保健指導実施率(%)	市民課	27.8	19.7 (R6.3.31 現在)			60	亀山市国民健康保険被保険者
ちょこボラ実施団体数(団体)	地域福祉課	3	4			6	
地域リハビリテーション活動支援事業回数(累計)	地域福祉課	13	14			25	
かめやまホームケアネット延べ登録者数(人)	地域医療課	172	232			350	
救急搬送の受入率(%)	消防総務課	35.6	34.5			40	
救急医療の相談窓口の周知回数(回)	健康政策課	12	12			15	
MR(麻しん・風しん混合ワクチン)Ⅱ期接種率(%)	子ども総合支援課	97.8	96.8			現状維持	

亀山市健康まちづくり計画実施計画(計画期間:令和5~8年度)

施策大綱 : 1 健康都市の推進

施策の方向 : (1)ヘルスリテラシーの向上

施策の方向	取組部署 担当課G	取組概要	具体的取組 (R5-R8)	令和5年度				令和6年度	令和7年度	令和8年度	
				年度計画	年度未実施 (具体的な取組の状況)	評価	課題・問題点	方向性	年度計画	年度計画	年度計画
① 健康文化の醸成	健康政策課 健康都市推進G	健康都市の考え方の浸透と、市民一人ひとりの主体的な健康づくり活動の意識付けを図るため、体系的な学びと実践の拠点となる健康都市大学を創設し、その運営に取り組みます。	令和5年10月に「かめやま健康都市大学」を創設します。創設イベントを行い、市民に対し周知・啓発を行うとともに、健康・食・運動・健康都市の4つの分野のシリーズ講座を実施します。	【開校】 ・かめやま健康都市大学の創設に関する市民への周知 ・創設式の開催 ・「健康」「食」「運動」「健康都市」の4つのコース講座を開講(10月~2月) ・令和5年度修了式の開催 ・(仮称)健都サポーターの位置付け検討	令和5年10月にかめやま健康都市大学を創設し、のべ211名の受講生が3つの選択コースに分かれて受講した。うち171名が修了し、64名の健都サポーターを輩出した。	順調	引き続き、かめやま健康都市大学の運営を行うとともに、健都サポーターの活動支援を行う必要がある。	継続	・かめやま健康都市大学第二期の開校講座に関する市民への周知 ・スタートイベントの開催 ・「健康」「食」「運動」「健康都市」の4つのコース講座を開講(7月~3月) ・令和6年度修了式の開催 ・健都サポーターの活用	・かめやま健康都市大学の開校講座に関する市民への周知 ・令和7年度開校式の開催 ・「健康」「食」「運動」「健康都市」の4つのコース講座を開講(5月~2月) ・令和7年度修了式の開催 ・(仮称)健都サポーターの活用	・かめやま健康都市大学の開校講座に関する市民への周知 ・令和8年度開校式の開催 ・「健康」「食」「運動」「健康都市」の4つのコース講座を開講(5月~2月) ・令和8年度修了式の開催 ・(仮称)健都サポーターの活用
① 健康文化の醸成	健康政策課 健康都市推進G	健康都市連合日本支部との連携を深めることで、先進的な取り組みを学びながら、本市の健康施策の充実に向けた研究を進めます。	WHOが提唱する健康都市とは、「健康を支える物的および社会的環境を創り、向上させ、そこに住む人々が相互に支えあいながら生活する機能を最大限に活かすことのできるように、地域資源をつねに発展させる都市」であり、この「健康都市」と呼ばれる概念を主軸とし、自治体とその他の機関から構成する健康都市連合日本支部の会員の間において、相互交流を行うことで、様々な健康問題の課題解決を図っていきます。	・健康都市連合日本支部総会及び大会への参加(各自治体等の活動発表による知識習得及び交流) ・健康都市連合及び日本支部加盟自治体間の情報共有と交流 ・健康都市とSDGsをテーマとするセミナーへの参加	健康都市連合日本支部大会に市民団体とともに参加し加盟都市同士の交流及び知識習得を行った。また加盟都市と健康マイルージ景品を通じた地域間連携を実施した。プラネタリーヘルスの研究を行う大学教授によるプラネタリーヘルソンポジウムに参加した。	順調	多くの健康づくりのキーパーソンとなる方に健康都市連合日本支部大会に参画を促し、加盟都市等と活動を共有することが必要である。また健康都市大学の分野拡大を視野に、健康都市を目指すためにプラネタリーヘルスを含み広い分野でのかわりが必要である。	継続	・健康都市連合日本支部総会及び大会への参加(各自治体等の活動発表による知識習得及び交流) ・健康都市連合及び日本支部加盟自治体間の情報共有と交流 ・プラネタリーヘルスについての市民への周知	・健康都市連合日本支部総会及び大会への参加(各自治体等の活動発表による知識習得及び交流) ・健康都市連合及び日本支部加盟自治体間の情報共有と交流 ・健康都市とSDGsをテーマとするセミナーへの参加	・健康都市連合日本支部総会及び大会への参加(各自治体等の活動発表による知識習得及び交流) ・健康都市連合及び日本支部加盟自治体間の情報共有と交流 ・健康都市とSDGsをテーマとするセミナーへの参加
② 健康に関するトータルサポートの強化	健康政策課 健康都市推進G	健康に関する情報を市民のニーズに沿った提供が行えるよう、健康に関するポータルサイト「かめやま健康なび」の充実を図るとともに、LINEを活用した積極的な情報発信に取り組みます。	健康・食・運動などに関する情報を一元的に発信する健康ポータルサイト「かめやま健康なび」で積極的な情報発信に取り組みます。また、LINE公式アカウントでの通知や市広報紙で記事連載するなど多様な媒体を活用することで、より効果的な情報発信になるよう努めます。	・健康ポータルサイトの運用 ・健康ポータルサイトの掲載内容の整理 ・LINE公式アカウントでの情報発信 ・健康ポータルサイト等「かめやま健康なび」の周知啓発 ・市公式LINEへの統合 ・広報版「かめやま健康なび」の活用	健康ポータルサイト「健康なび」を定期的に更新したり、広報版「かめやま健康なび」を連載するなど、様々な媒体を通じた効果的な情報発信ができた。また市公式LINEへ移行を行い、より多くの対象者に発信ができるようになった。	順調	広報版「かめやま健康なび」などの連載内容をより充実したものとするため、保健師など専門職との更なる連携が必要である。	継続	・健康ポータルサイトの運用 ・健康ポータルサイトの掲載内容の拡充 ・LINE公式アカウントでの情報発信 ・健康ポータルサイト等「かめやま健康なび」の周知啓発 ・広報版「かめやま健康なび」の活用	・健康ポータルサイトの運用 ・健康ポータルサイトの掲載内容の拡充 ・LINE公式アカウントでの情報発信 ・健康ポータルサイト等「かめやま健康なび」の周知啓発 ・広報版「かめやま健康なび」の活用	・健康ポータルサイトの運用 ・健康ポータルサイトの掲載内容の拡充 ・LINE公式アカウントでの情報発信 ・健康ポータルサイト等「かめやま健康なび」の周知啓発 ・広報版「かめやま健康なび」の活用
③ 健康教育の推進	子ども未来課 母子保健G	妊産婦とその家族が、健全な妊娠・出産・育児ができるようサポートするとともに、母子健康手帳交付時や母子保健教室等の機会を活用し、ライフステージに応じた健康教育及び健康相談等を行います。	妊娠の届出や各種教室の参加を促し、妊娠・出産子育てに関する相談に応じるとともに、必要な情報提供に努めます。	周知啓発の実施 ・母子健康手帳交付時 ・育児相談 ・パパママ教室 ・乳児全戸訪問 ・離乳食教室 ・2歳児歯科保健教室 ・転入時ウエルカムサービス 等	妊娠の届出時等に各種教室の案内を行った。また妊娠・出産子育てに関する様々な相談を受けるとともに状況に応じた情報提供に努めた。 ・母子健康手帳交付 345人 ・育児相談 386人 ・パパママ教室 35組 ・乳児全戸訪問 296人 ・離乳食教室 46人 ・2歳児歯科保健教室 105人 ・転入時ウエルカムサービス174人 等	順調	今後も妊娠の届出時等に孤立した子育てや育児ストレスを抱える人を拾い上げ、各種教室や育児相談など気軽に相談出来る場所があることを周知し、ニーズに応じた情報提供を行っていく必要がある。	継続	周知啓発の実施 ・母子健康手帳交付時 ・育児相談 ・パパママ教室 ・乳児全戸訪問 ・離乳食教室 ・2歳児歯科保健教室 ・転入時ウエルカムサービス 等	周知啓発の実施 ・母子健康手帳交付時 ・育児相談 ・パパママ教室 ・乳児全戸訪問 ・離乳食教室 ・2歳児歯科保健教室 ・転入時ウエルカムサービス 等	周知啓発の実施 ・母子健康手帳交付時 ・育児相談 ・パパママ教室 ・乳児全戸訪問 ・離乳食教室 ・2歳児歯科保健教室 ・転入時ウエルカムサービス 等

亀山市健康まちづくり計画実施計画(計画期間:令和5~8年度)

施策大綱 : 1 健康都市の推進

施策の方向 : (1)ヘルスリテラシーの向上

施策の方向	取組部署 担当課G	取組概要	具体的取組 (R5-R8)	令和5年度				令和6年度	令和7年度	令和8年度	
				年度計画	年度未実績 (具体的な取組の状況)	評価	課題・問題点	方向性	年度計画	年度計画	年度計画
③ 健康教育の推進	子ども未来課 母子保健G	乳幼児・学童期から、子どもたちが健康に関する知識を身に付け健康の大切さを学び、ライフステージに合わせた望ましい生活習慣の実践に取り組めるよう、園や学校等と連携した健康教育の充実を図ります。	園や子育て支援センターと連携し、年齢や季節等に応じた情報提供に努めていきます。	周知啓発の実施 ・子育て支援センターでの健康教育 ・離乳食教室 ・妊婦教室 等	関係機関と連携し、年齢や季節等に応じた情報提供に努めた。 ・子育て支援センターでの健康教育(ほっほクラブ) 20組 ・離乳食教室 46人 ・妊婦教室 28人	順調	今後も、継続し園や子育て支援センターと連携し情報提供を行う必要がある。	継続	周知啓発の実施 ・子育て支援センターでの健康教育 ・離乳食教室 ・妊婦教室 等	周知啓発の実施 ・子育て支援センターでの健康教育 ・離乳食教室 ・妊婦教室 等	周知啓発の実施 ・子育て支援センターでの健康教育 ・離乳食教室 ・妊婦教室 等
③ 健康教育の推進	学校教育課 教育支援G	乳幼児・学童期から、子どもたちが健康に関する知識を身に付け健康の大切さを学び、ライフステージに合わせた望ましい生活習慣の実践に取り組めるよう、園や学校等と連携した健康教育の充実を図ります。	学活・家庭科・ほけん・保健体育等の授業を通じて健康に関する知識を高める。	各授業で健康についての大切さを学ぶ授業の実施	教育活動全体において生活習慣の指導や学級活動、家庭科、保健、保健体育科の学習においては、年間を通じて健康の大切さを学ぶ授業を行うよう指導資料の提供を行った。	順調	児童生徒の家庭での生活習慣の変化など様々な意見に対応する授業展開や指導等を研究していく必要がある。	継続	各授業で健康についての大切さを学ぶ授業の実施	各授業で健康についての大切さを学ぶ授業の実施	各授業で健康についての大切さを学ぶ授業の実施
③ 健康教育の推進	健康政策課 健康都市推進G	若い世代が、生活習慣病の予防や早期発見のための正しい情報をもとに自身の健康づくりに取り組むきっかけとなるように、情報発信や啓発活動を充実します。	子供・若者が自ら心身の健康に関心を持ち、正しい知識を得ることで、生涯に渡って健康の維持・向上に取り組めるよう、健康に関する様々な情報をインターネットやSNSを用いて発信します。 また、若い世代の目に止まるような効果的なチラシ等を作成し、二十歳の集いなど若い世代が参加するイベントで配布することで、若年層の健康への関心度の向上に取り組めます。	・LINE公式アカウントでの情報発信 ・健康ポータルサイトでの情報発信 ・若年層を対象としたイベントでのチラシ等配布	LINE公式アカウントでの情報発信や健康ポータルサイトで様々な媒体を通じた情報発信を行った。健康都市大学創設記念イベントなど若年層を含む多数の来場者が見込めるイベントでチラシを配布した。	順調	引き続き若年層への情報発信を様々な媒体で行うことが必要である。	継続	・LINE公式アカウントでの情報発信 ・健康ポータルサイトでの情報発信 ・若年層を対象としたイベントでのチラシ等配布	・LINE公式アカウントでの情報発信 ・健康ポータルサイトでの情報発信 ・若年層を対象としたイベントでのチラシ等配布	・LINE公式アカウントでの情報発信 ・健康ポータルサイトでの情報発信 ・若年層を対象としたイベントでのチラシ等配布
③ 健康教育の推進	健康政策課 健康づくりG	若い世代が、生活習慣病の予防や早期発見のための正しい情報をもとに自身の健康づくりに取り組むきっかけとなるように、情報発信や啓発活動を充実します。	健康づくりのてびきや広報等へ、生活習慣病の予防や自身の健康づくりに取り組むきっかけとなるように、情報発信や普及啓発を行います。	健康づくりのてびき、広報等での情報発信	健康づくりのてびきや広報等を通じて健康づくりに関する情報発信を行った。	順調	さらに、若い世代の多くの人にとって自身の健康づくりに取り組むきっかけとなるように健康づくりのてびきや広報等を通じて情報発信、普及啓発を行っていく。	継続	健康づくりのてびき、広報等での情報発信	健康づくりのてびき、広報等での情報発信	健康づくりのてびき、広報等での情報発信
④ 読書を通じた豊かな心づくり	子ども未来課 子育てサポートG	乳幼児期から本に親しむことができるよう、絵本の無料配布(ブックスタート事業)や乳児全戸訪問等で、保護者と乳児・幼児に対し絵本の読み聞かせの大切さを啓発します。	ブックスタート事業として絵本の無料配布を実施し、その案内に市での絵本に親しむための取組を紹介します。	・ブックスタート事業の実施 ・ブックスタート事業案内に地域子育て支援センターや図書館での読書に関するイベントを紹介	ブックスタート事業として絵本の無料配布を年307冊配布。ブックスタート事業案内に地域子育て支援センターでの読み聞かせイベントや図書館サテライト等のイベントの紹介を行った。	順調	保護者と乳幼児・幼児に対し絵本の読み聞かせの大切さを啓発するには継続した取り組みが必要である。	継続	・ブックスタート事業の実施 ・ブックスタート事業案内に地域子育て支援センターや図書館での読書に関するイベントを紹介	・ブックスタート事業の実施 ・ブックスタート事業案内に地域子育て支援センターや図書館での読書に関するイベントを紹介	・ブックスタート事業の実施 ・ブックスタート事業案内に地域子育て支援センターや図書館での読書に関するイベントを紹介
④ 読書を通じた豊かな心づくり	子ども未来課 母子保健G	乳幼児期から本に親しむことができるよう、絵本の無料配布(ブックスタート事業)や乳児全戸訪問等で、保護者と乳児・幼児に対し絵本の読み聞かせの大切さを啓発します。	赤ちゃん訪問や新生児訪問時にブックスタートパックの引換券を直接渡し、絵本の読み聞かせの大切さを伝える機会とします。	乳児全戸訪問時での啓発	助産師・保健師から赤ちゃん訪問や新生児訪問時にブックスタートパックの引換券を直接渡し、絵本の読み聞かせの大切さを伝えることが出来た。296人	順調	赤ちゃんの親世代の本に対する考え方がこれまでとは異なることが考えられるため、今後も継続し助産師・保健師から直接伝えることが必要である。	継続	乳児全戸訪問時での啓発	乳児全戸訪問時での啓発	乳児全戸訪問時での啓発

亀山市健康まちづくり計画実施計画(計画期間:令和5~8年度)

施策大綱 : 1 健康都市の推進

施策の方向 : (1)ヘルスリテラシーの向上

施策の方向	取組部署 担当課G	取組概要	具体的取組 (R5-R8)	令和5年度					令和6年度	令和7年度	令和8年度
				年度計画	年度未実績 (具体的な取組の状況)	評価	課題・問題点	方向性	年度計画	年度計画	年度計画
④ 読書を通じた豊かな心づくり	学校教育課 教育支援G	保育所、幼稚園、認定こども園及び小学校において、引き続き「かめやまファミリー読書リレー」「かめやま読書チャレンジ」に取り組みます。	保育園、幼稚園、認定こども園及び小学校において、引き続き「かめやまファミリー読書リレー」「かめやま読書チャレンジ」に取り組み、読書を通じて、豊かな心を育む。	・「かめやまファミリー読書リレー」の継続取組 ・「かめやま読書チャレンジ」の継続取組	市内公立幼稚園4園と小学校11校において「かめやまファミリー読書リレー」の継続した取組と市内保育園、幼稚園、認定こども園の3歳児、小学校全学年を対象に「かめやま読書チャレンジ」に継続した取組を行った。	順調	「ファミリー読書リレー」のリレー本の更新が必要である。また、「かめやま読書チャレンジ」は高学年の取組が少ないことが課題となっている。	継続	・「かめやまファミリー読書リレー」の継続取組 ・「かめやま読書チャレンジ」の継続取組	・「かめやまファミリー読書リレー」の継続取組 ・「かめやま読書チャレンジ」の継続取組	・「かめやまファミリー読書リレー」の継続取組 ・「かめやま読書チャレンジ」の継続取組
④ 読書を通じた豊かな心づくり	図書館	読書を楽しみながら、豊かな暮らしを送れるよう、新図書館の機能を活用した取り組みを進めます。	図書館を知ってもらい、本に対しての興味を持ってもらうために、図書館イベントの開催や職場体験等の受入を積極的に行う。また、開催時等において、本等の情報の紹介活動を行い、本に親しむ機会を提供する。	・図書館職員によるよみかせ会などの開催 ・図書館や読書への興味関心につなげる機会の提供	保育園・幼稚園を訪問し、絵本の読み聞かせ、手遊びを開催し、絵本に興味関心を持ってもらうことができた。 実施回数：18回 行政連携や市民活動団体との共催イベントを開催し、関連図書展示等を行い、本に親しむ機会を提供することができた。	順調	子ども向けのイベント開催の割合が多く、大人向けの内容の企画をする必要がある。周知方法について、再考し、周知拡大に努める必要がある。	継続	・図書館職員によるよみかせ会などの開催 ・図書館や読書への興味関心につなげる機会の提供	・図書館職員によるよみかせ会などの開催 ・図書館や読書への興味関心につなげる機会の提供	・図書館職員によるよみかせ会などの開催 ・図書館や読書への興味関心に繋げる機会の提供

亀山市健康まちづくり計画実施計画(計画期間:令和5~8年度)

施策大綱 : 1 健康都市の推進

施策の方向 : (2)健康につながる環境づくりと活動促進

施策の方向	取組部署 担当課G	取組概要	具体的取組 (R5-R8)	令和5年度					令和6年度	令和7年度	令和8年度
				年度計画	年度未実施 (具体的な取組の状況)	評価	課題・問題点	方向性	年度計画	年度計画	年度計画
① 市民の主体的な健康づくりの推進	健康政策課 健康都市推進G	市民一人ひとりがやりがいをを持って健康づくりに取り組めるよう、スマートフォンアプリを活用したアプリ de ウェルネス推進事業に取り組みます。	県が実施する三重とこわか健康マイレージ事業と連携した「かめやま健康マイレージ事業」参加者の6割が高齢者層であり、若年層(20~40歳代)の参加が乏しいことから、ウォーキングなどを行うことで自動的にポイントが付与されるスマートフォンアプリケーションを活用した施策へと転換を図り、利用者一人ひとりが健康習慣を実践できる環境を構築します。また、併せて事業者の健康経営を支援する制度を構築することで、幅広い世代への事業参画を図り、市全体の健康意識の向上等へつなげます。	【アプリ契約期間1/3年】 ・令和5年9月1日からApp Store及びGoogle Playストアにてアプリを公開 ・まちづくり協議会やシルバー人材センターなどと協力し、市民へ周知 ・他部署との政策間連携の実施 ・健康経営支援制度の構築及び周知	アプリ de ウェルネス推進事業として健康マイレージアプリを9月に公開し目標としていた登録者数を超える1,123名に登録いただいた。シルバー人材センターと協力してまちづくり協議会や高齢者への登録説明会を実施し市民への周知を行った。健康経営支援制度の制度設計を行い令和6年度の実施に向けた調整を行った。政策間連携を行い他部署の行事等でアプリ内ポイント付与を行った。	順調	さらなる利用者増を目指し、広く周知を行うとともに、アプリ内コンテンツの充実や健康経営支援事業を増やすことによる若年層の利用促進などを進める必要がある。景品の充実とともに地域通貨の導入を含む機能拡大の検討を関係部署と行う必要がある。	継続	【アプリ契約期間2/3年】 ・アプリを活用したウォークラリーや各種イベントの実施 ・まちづくり協議会やシルバー人材センターなどと協力し、市民へ周知 ・他部署との政策間連携の実施 ・健康経営支援制度の実施 ・アプリ de ウェルネス推進事業の検証及び今後の方向性の決定	【アプリ契約期間3/3年】 ・アプリを活用したウォークラリーや各種イベントの実施 ・他部署との政策間連携の実施 ・健康経営支援制度の実施 ・アプリ de ウェルネス推進事業の検証及び今後の方向性の決定	・令和7年度に検証し、決定した方向性とおり新たな展開の実施
① 市民の主体的な健康づくりの推進	健康政策課 スポーツ推進G	市民の身近な運動機会の確保を図るため、総合型地域スポーツクラブなどのスポーツ団体やスポーツ推進委員と連携し、健康づくりのためのスポーツ活動を支援します。	総合型地域スポーツクラブや亀山市スポーツ協会が実施する事業を広報支援することにより市民の運動機会の確保を図る。また、スポーツ推進委員と連携し、ニュースポーツ大会や市民体カテストを実施する。	・市民体カテスト、ニュースポーツ大会の実施 ・総合型地域スポーツクラブの会員募集、イベントの広報支援	市民体カテストを5/13、6/23、10/9に実施し、それぞれ、57人、37人、88人の参加があった。また、ニュースポーツ大会を6/10、12/3に開催し、それぞれ、37人、20人の参加があった。 総合型地域スポーツクラブについては、広報かめやまへの会員募集掲載依頼、イベント周知の掲載依頼を行い、市民の運動機会の確保を図った。	順調	市民体カテストについては、リピーターが増えつつあり、一定程度の参加者が見込めるようになった。一方で、ニュースポーツ大会については、参加者数が伸び悩んでいることから、誰もが参加しやすい周知方法の検討が必要である。	継続	・市民体カテスト、ニュースポーツ大会の実施 ・総合型地域スポーツクラブの会員募集、イベントの広報支援	・市民体カテスト、ニュースポーツ大会の実施 ・総合型地域スポーツクラブの会員募集、イベントの広報支援	・市民体カテスト、ニュースポーツ大会の実施 ・総合型地域スポーツクラブの会員募集、イベントの広報支援
① 市民の主体的な健康づくりの推進	健康政策課 健康づくりG	新型コロナウイルス感染症や新興感染症等に負けない体づくりのため、健康的な生活習慣に取り組めるよう進めます。	健康づくりのてびきや広報等へ、健康的な生活習慣に取り組めるような内容を掲載し、普及啓発を行います。	健康づくりのてびき、広報等での情報発信	健康づくりのてびきや広報等を通じて健康づくりに関する情報発信を行った。また、健康教室の際に普及啓発を行った。	順調	引き続き、健康づくりのてびきや広報、健康教室を通じて健康的な生活習慣に取り組めるような知識や情報を周知していく。	継続	健康づくりのてびき、広報等での情報発信	健康づくりのてびき、広報等での情報発信	健康づくりのてびき、広報等での情報発信
① 市民の主体的な健康づくりの推進	健康政策課 健康づくりG	身体活動や運動、運動習慣の大切さを普及啓発します。	健康づくりのてびきや広報等へ、運動習慣の大切さについて掲載し、普及啓発を行います。	健康づくりのてびき、広報等での情報発信	健康づくりのてびきや広報、健康教室を通じて運動習慣の大切さについて普及啓発を行った。	順調	引き続き、健康づくりのてびきや広報、健康教室を通じて運動習慣の大切さを普及啓発していく。	継続	健康づくりのてびき、広報等での情報発信	健康づくりのてびき、広報等での情報発信	健康づくりのてびき、広報等での情報発信
② 地域における健康活動への支援	健康政策課 健康づくりG	地域まちづくり協議会や自治会などの地域と連携し、保健師等の専門職による講座や学習会を実施することで、地域主体の健康づくりへの支援を行います。	地域まちづくり協議会や自治会などの地域と連携し、保健師等の専門職による講座等を実施し、地域主体の健康づくりへの支援を行います。	出前講座(かめやま出前トーク)でのフレイル予防の講話等の実施	保健師が担当地区で出前講座を実施し、フレイル予防の講話や健康づくりに関する講話を実施した。	順調	引き続き、担当地区に向き出前講座を実施し、地域主体の健康づくり活動を把握し、支援していく。	継続	出前講座(かめやま出前トーク)でのフレイル予防の講話等の実施	出前講座(かめやま出前トーク)でのフレイル予防の講話等の実施	出前講座(かめやま出前トーク)でのフレイル予防の講話等の実施

亀山市健康まちづくり計画実施計画(計画期間:令和5~8年度)

施策大綱 : 1 健康都市の推進

施策の方向 : (2)健康につながる環境づくりと活動促進

施策の方向	取組部署 担当課G	取組概要	具体的取組 (R5-R8)	令和5年度					令和6年度	令和7年度	令和8年度
				年度計画	年度未実施 (具体的な取組の状況)	評価	課題・問題点	方向性	年度計画	年度計画	年度計画
② 地域における健康活動への支援	健康政策課 健康都市推進G	地域の健康活動への参加者と健康都市連合日本支部の大会へ参加するなど、先進的な取り組みを行う他の健康活動を学ぶことで、地域主体の健康づくり活動を促進します。	自治体とその他の機関から構成され、WHOが提唱する健康都市を実現するために会員間の相互交流を行うことで、様々な健康問題の課題解決を図っていく健康都市連合日本支部の大会(毎年開催)へ参加します。 また、大会において他の団体が行っている健康活動の取り組みなどを学び、より良い取り組みにおいては自身の団体へ反映させるなど地域の健康づくり活動の活性化を図っていきます。	・健康都市連合日本支部大会への参加 ・各自治体や市民団体等の活動発表による知識習得 ・健康都市連合日本支部加盟自治体の関係市民団体との情報交換や交流	健康都市連合日本支部大会にまちづくり協議会代表者や食生活改善推進協議会会員とともに参加し、加盟都市と知識習得及び交流を行った。	順調	健康都市の実現に向け、多くの健康づくりのキーパーソンとなる方に企画を促し、地域と健康都市連合の活動を共有することが必要である。	継続	・健康都市連合日本支部大会への参加 ・各自治体や市民団体等の活動発表による知識習得 ・健康都市連合日本支部加盟自治体の関係市民団体との情報交換や交流	・健康都市連合日本支部大会への参加 ・各自治体や市民団体等の活動発表による知識習得 ・健康都市連合日本支部加盟自治体の関係市民団体との情報交換や交流	・健康都市連合日本支部大会への参加 ・各自治体や市民団体等の活動発表による知識習得 ・健康都市連合日本支部加盟自治体の関係市民団体との情報交換や交流
③ 自然と健康を意識できるまちづくりの推進	健康政策課 健康都市推進G	職員の健康都市への理解を高めることで、誰もが自然と健康活動を取りやすくなるような事業推進に努めます。	WHOが提唱する「健康都市」を実現するには、身体健康増進だけを目的に置くのではなく、市の複数の政策を相互に関連づけて効果を発揮することが不可欠であるため、職員の健康都市の考え方の理解を深める取り組みを実施していきます。	・かめやま健康都市大学開講講座の職員への周知 ・かめやま健康都市大学健康都市コースへの職員の受講 ・他の政策目的を持つ部署との連携調整 ・スマートフォンアプリケーションを活用した政策間連携の実施 ・幹部研修の実施 ・職員研修の体系化協議	健康都市大学や創設イベントについては、経営会議や庁内掲示板で職員向けに周知を行い、職員の受講につながった。また健康都市に関する大学教授による幹部職員向けの研修を行った。 またアプリのポイント付与や景品交換などの政策間連携を実施し、職員の健康都市への考え方の理解を深めることができた。	順調	職員の健康都市の考え方の理解を深めるため、新規採用職員向け研修の実施や体系化を検討する必要がある。	継続	・かめやま健康都市大学開講講座の職員への周知 ・かめやま健康都市大学健康都市コースへの職員の受講 ・他の政策目的を持つ部署との連携調整 ・新規採用職員研修の実施	・かめやま健康都市大学開講講座の職員への周知 ・かめやま健康都市大学健康都市コースへの職員の受講 ・他の政策目的を持つ部署との連携調整 ・新規採用職員研修の実施	・かめやま健康都市大学開講講座の職員への周知 ・かめやま健康都市大学健康都市コースへの職員の受講 ・他の政策目的を持つ部署との連携調整 ・新規採用職員研修の実施

亀山市健康まちづくり計画実施計画(計画期間:令和5~8年度)

施策大綱 : 2 健やかな生活習慣の定着

施策の方向 : (1) 食育の推進

施策の方向	取組部署 担当課G	取組概要	具体的取組 (R5-R8)	令和5年度				令和6年度	令和7年度	令和8年度	
				年度計画	年度未実績 (具体的な取組の状況)	評価	課題・問題点	方向性	年度計画	年度計画	年度計画
① 健康な体をつくる幼少期からの食習慣の形成	子ども未来課 子育てサポートG	保育所、幼稚園、認定こども園で「生活習慣チェックシート」を活用し、「早寝・早起き・朝ごはん」といった基本的な生活習慣や、運動習慣が身につくよう取り組むとともに、旬の食材の情報発信を「かめや子育てLINE」等を通じて行い、幼少期からの食育を推進します。	三重県が実施する「就学前の子ども向け生活習慣チェックシート」を保育所、幼稚園、認定こども園において実施し、「かめや子育てLINE」による旬の食材の情報やレシピを情報発信します。	・三重県の「就学前の子ども向け生活習慣チェックシート」の実施(年3回) ・「かめや子育てLINE」による旬の食材の情報やレシピの情報発信	保育所、幼稚園、認定こども園において、三重県の「就学前の子ども向け生活習慣チェックシート」を年3回実施し生活習慣の定着を図った。「かめや子育てLINE」による旬の食材の情報やレシピの情報発信を年5回発信し幼少期からの食育の推進を図った。	順調	基本的な生活習慣の定着のためには継続した取り組みが必要である。令和6年4月からは「亀山市公式LINE」を活用し、情報発信を行っていく。	継続	・三重県の「就学前の子ども向け生活習慣チェックシート」の実施(年3回) ・「かめや子育てLINE」による旬の食材の情報やレシピの情報発信	・三重県の「就学前の子ども向け生活習慣チェックシート」の実施(年3回) ・「かめや子育てLINE」による旬の食材の情報やレシピの情報発信	・三重県の「就学前の子ども向け生活習慣チェックシート」の実施(年3回) ・「かめや子育てLINE」による旬の食材の情報やレシピの情報発信
① 健康な体をつくる幼少期からの食習慣の形成	健康政策課 健康づくりG	食育月間(6月)や食育の日(毎月19日)の機会を捉え、市の広報やホームページなどの媒体を活用した情報周知や、料理教室などの食に関する学びと実践の機会を通じて、家庭や地域での「食育」の普及啓発を行います。	広報やホームページでの情報提供や料理教室などの食に関する学びの場を提供し、家庭や地域での「食育」の普及を行う。	・健康づくりのてびき、広報等での情報発信 ・料理教室での食育の啓発	6月の食育月間に合わせて広報にて食育についての記事を掲載した。市民伝達講習会を5回実施、計93人の参加があり、食育の普及ができた。	順調	引き続き、情報発信や食育の機会の提供を行い、食育の普及啓発を行っていく。	継続	・健康づくりのてびき、広報等での情報発信 ・料理教室での食育の啓発	・健康づくりのてびき、広報等での情報発信 ・料理教室での食育の啓発	・健康づくりのてびき、広報等での情報発信 ・料理教室での食育の啓発
① 健康な体をつくる幼少期からの食習慣の形成	教育総務課 保健給食G	食育月間(6月)や食育の日(毎月19日)の機会を捉え、市の広報やホームページなどの媒体を活用した情報周知や、料理教室などの食に関する学びと実践の機会を通じて、家庭や地域での「食育」の普及啓発を行います。	給食・食育だより等の定期的な発行や保護者会等の場を活用し、啓発を図っていく。	・給食・食育だより等の発行(年3回) ・保護者会等で家庭における食育の普及啓発	・給食・食育だより等のを年3回発行し、家庭での食育の啓発を図った。 ・保護者会等で家庭における食育の普及啓発を図った。	順調	・家庭における食育の普及啓発を図るために、食育・給食だより等を活用した啓発を定期的に継続していく必要がある。	継続	・給食・食育だより等の発行(年3回) ・保護者会等で家庭における食育の普及啓発	・給食・食育だより等の発行(年3回) ・保護者会等で家庭における食育の普及啓発	・給食・食育だより等の発行(年3回) ・保護者会等で家庭における食育の普及啓発
① 健康な体をつくる幼少期からの食習慣の形成	学校教育課 教育支援G	園や学校において、保護者へのたよりや「生活科」「総合的な学習の時間」、地域の生産者との交流機会などを通じて、子どもや子育て世代に対する「食育」やその大切さに関する意識啓発に取り組みます。	各校で、「生活科」「総合的な学習の時間」と連携した食育の授業等を行い、児童生徒の食育推進を行う。	各校における「生活科」「総合的な学習の時間」と連携した食育の授業等の実施	学級活動、生活科や総合的な学習の時間の年間指導計画に食育の指導を位置付けさせた。	順調	学校の地域性や特色に応じた食育を行っていく必要がある。	継続	各校における「生活科」「総合的な学習の時間」と連携した食育の授業等の実施	各校における「生活科」「総合的な学習の時間」と連携した食育の授業等の実施	各校における「生活科」「総合的な学習の時間」と連携した食育の授業等の実施
① 健康な体をつくる幼少期からの食習慣の形成	子ども未来課 子ども総務G	園や学校において、保護者へのたよりや「生活科」「総合的な学習の時間」、地域の生産者との交流機会などを通じて、子どもや子育て世代に対する「食育」やその大切さに関する意識啓発に取り組みます。	保育所等における給食やおやつを通じて、幼少期から、食べることの楽しさや基本的な食事のマナーなどについて学ぶことにより、「食育」の大切さの意識付けを行います。	・指導計画に基づく各年齢児に応じた食習慣形成のための意識啓発 ・保護者への食育だよりの発行	保育所等における給食(昼食・間食)を通じて、共食の楽しさや食事マナーを知るなど、食育の推進に努めた。毎月発行する食育だよりにて保護者に情報提供することで、食育の推進を図った。	順調	食育の重要性について意識付けを行うためには継続した取り組みが必要である。	継続	・指導計画に基づく、各年齢児に応じた食習慣形成のための意識啓発 ・保護者への食育だよりの発行	・指導計画に基づく、各年齢児に応じた食習慣形成のための意識啓発 ・保護者への食育だよりの発行	・指導計画に基づく、各年齢児に応じた食習慣形成のための意識啓発 ・保護者への食育だよりの発行
① 健康な体をつくる幼少期からの食習慣の形成	健康政策課 健康づくりG	正しい食生活についての普及啓発や生活習慣病の予防等、関係機関と連携し、食を通じた健康づくりに取り組みます。	料理講習会で、健康づくりのためのレシピを紹介するとともに、食を通じた健康づくりに関する機会を提供する。	・ファミリークッキングの実施(小学生とその親を対象 8月実施) ・ファミリークッキングについてホームページ等での情報発信	8月にファミリークッキング実施した。大人11人子ども17人の参加があった。正しい食生活についての普及啓発や生活習慣病の予防等、関係機関と連携し、食を通じた健康づくりに取り組んだ。レシピはホームページで情報発信を行った。	順調	幼少期からの食習慣の形成を図るために、料理講習会を活用した食育の推進を継続していく必要がある。	継続	・ファミリークッキングの実施(小学生とその親を対象 8月実施) ・ファミリークッキングについてホームページ等での情報発信	・ファミリークッキングの実施(小学生とその親を対象 8月実施) ・ファミリークッキングについてホームページ等での情報発信	・ファミリークッキングの実施(小学生とその親を対象 8月実施) ・ファミリークッキングについてホームページ等での情報発信

亀山市健康まちづくり計画実施計画(計画期間:令和5~8年度)

施策大綱 : 2 健やかな生活習慣の定着

施策の方向 : (1)食育の推進

施策の方向	取組部署 担当課G	取組概要	具体的取組 (R5-R8)	令和5年度				令和6年度	令和7年度	令和8年度	
				年度計画	年度未実施 (具体的な取組の状況)	評価	課題・問題点	方向性	年度計画	年度計画	年度計画
① 健康な体をつくる幼少期からの食習慣の形成	教育総務課 保健給食G	園や学校において、食物アレルギーについての保護者からの相談に応じ、必要な対応に取り組みます。	栄養教諭等及び管理栄養士が、食物アレルギーをもつ児童の保護者と、定期的な面談を行う。また、必要に応じて、毎月の献立の食材等を確認しながら、給食の提供を行う。	栄養教諭等及び管理栄養士による食物アレルギーをもつ児童の保護者との定期的な面談の実施	食物アレルギーをもつ児童及び生徒の保護者と、定期的な面談を実施し、安全安心な学校給の提供を行った。	順調	食物アレルギーを有する児童生徒への除去食対応について、対象児のアレルゲンや献立の組み合わせにより、家庭弁当の持参もお願いすることがあり、保護者の理解が必要となる。	継続	栄養教諭等及び管理栄養士による食物アレルギーをもつ児童の保護者との定期的な面談の実施	栄養教諭等及び管理栄養士による食物アレルギーをもつ児童の保護者との定期的な面談の実施	栄養教諭等及び管理栄養士による食物アレルギーをもつ児童の保護者との定期的な面談の実施
① 健康な体をつくる幼少期からの食習慣の形成	子ども未来課 子ども総務G	園や学校において、食物アレルギーについての保護者からの相談に応じ、必要な対応に取り組みます。	保育所等における給食やおやつを通じて、幼少期から、食習慣の形成など食育の推進を図ります。また、食物アレルギーのある園児の給食については、個々に応じた食物アレルギー対応食の提供を行います。	・指導計画に基づく各年齢児に応じた食習慣の形成などの食育の推進 ・給食内容等に関するホームページでの情報提供	食物アレルギーのある園児について、医師の記載した管理指導票に基づき、個々に応じた対応食（除去食又は代替食）の提供を行った。市ホームページにて食育だりりの掲載や使用食材の産地を公表するなど、情報提供を行った。	順調	健康的な食習慣を形成するためには幼少期から継続した意識啓発が必要である。	継続	・指導計画に基づく各年齢児に応じた食習慣の形成などの食育の推進 ・給食内容等に関するホームページでの情報提供	・指導計画に基づく各年齢児に応じた食習慣の形成などの食育の推進 ・給食内容等に関するホームページでの情報提供	・指導計画に基づく各年齢児に応じた食習慣の形成などの食育の推進 ・給食内容等に関するホームページでの情報提供
② 食文化の継承	環境課 廃棄物対策G	家庭や飲食店などに対し、食品ロス削減につながる効果的な意識啓発や情報提供を検討・実施します。	10月の食品ロス削減月間に合わせて、広報かめやまやマイタウンかめやま等にて啓発活動を行う。令和4年10月1日にサービスを開始している「タベスケ」の周知を行う。	10月の食品ロス削減月間に合わせた広報等での周知啓発	10月の食品ロス削減月間に合わせて、広報かめやまやマイタウンかめやま等にて啓発活動を行った。食品ロス削減に係る図書館展示を行った。	順調	広報の啓発内容等がマンネリ化しないよう、内容等を工夫しながら、今後も効果的な意識啓発や情報提供を行っていく。 食品ロス削減月間以外に、食品ロス削減の啓発（忘年会、節分（恵方巻）等）も検討する。	継続	10月の食品ロス削減月間に合わせた広報等での周知啓発	10月の食品ロス削減月間に合わせた広報等での周知啓発	10月の食品ロス削減月間に合わせた広報等での周知啓発
② 食文化の継承	健康政策課 健康づくりG	市民等が地域の食材や郷土料理、行事食などで触れる機会を提供するため、食育を推進する地域の組織を育成するとともに、関係団体を支援します。	市民等が地域の食材や郷土料理、行事食などで触れる機会を提供するため、食育を推進する地域の組織を育成するとともに、関係団体を支援します。	・関係団体への支援（補助金）	亀山市食生活改善推進協議会に対して補助金として支払った。	順調	補助金の対象経費の執行が適正かどうか判断し、今後も交付する必要がある。	継続	・関係団体への支援（補助金）	・関係団体への支援（補助金）	・関係団体への支援（補助金）
② 食文化の継承	農林振興課 農林政策G	若者や女性を中心に幅広い世代への農業等の体験を支援し、市民の関心を高めることで食文化の継承につなげます。	ホームページ等で、市民農園の周知や利用者の募集を行うとともに、インストラクターによる営農指導により、野菜づくり技術の普及を図ることで、食への関心を高めます。	・ホームページ等による周知 ・インストラクターによる営農指導	ホームページで利用者の募集を行い、令和5年度末では50区画全てが利用された。またインストラクターの営農指導も計12回実施され、野菜づくり技術の普及を図ることで、食への関心を高めることができた。	順調	引き続きホームページ等での募集を行うとともに、インストラクターによる営農指導を行う。	継続	・ホームページ等による周知 ・インストラクターによる営農指導	・ホームページ等による周知 ・インストラクターによる営農指導	・ホームページ等による周知 ・インストラクターによる営農指導
② 食文化の継承	学校教育課 教育支援G	若者や女性を中心に幅広い世代への農業等の体験を支援し、市民の関心を高めることで食文化の継承につなげます。	小中学校において、生活科や理科等の教科や総合的な学習の時間などの学習活動において、年間を通じて計画的に食物生産体験を行い、食文化への興味関心へつなげていく。	・各教科や総合的な学習の時間における食物生産体験活動の取組状況の把握 ・各学校における食文化に関連した取組状況を把握	生活科や理科、総合的な学習の時間において、農作物の生産やお茶摘み体験、米づくり体験学習等を年間指導計画に位置づけさせ、取組状況の把握を行った。	順調	農作物の栽培や体験活動を行う場所や地域人材が減少してきており、活動の場を設定することが困難な状況となっている学校もある。	継続	・各教科や総合的な学習の時間における食物生産体験活動の取組状況の把握 ・各学校における食文化に関連した取組状況を把握	・各教科や総合的な学習の時間における食物生産体験活動の取組状況の把握 ・各学校における食文化に関連した取組状況を把握	・各教科や総合的な学習の時間における食物生産体験活動の取組状況の把握 ・各学校における食文化に関連した取組状況を把握

亀山市健康まちづくり計画実施計画(計画期間:令和5~8年度)

施策大綱 : 2 健やかな生活習慣の定着

施策の方向 : (1) 食育の推進

施策の方向	取組部署 担当課G	取組概要	具体的取組 (R5-R8)	令和5年度				令和6年度	令和7年度	令和8年度	
				年度計画	年度未実施 (具体的な取組の状況)	評価	課題・問題点	方向性	年度計画	年度計画	年度計画
② 食文化の継承	農林振興課 農林政策G	給食等での地場産品の活用や、農産物等の販路拡大などの生産者支援を通じて、地域の食文化の継承につなげます。	かめやまっ子給食に地場産品や旬の食材を活用し、地域の食に親しむ機会を提供します。	亀の市に情報提供(作物品目や食材量、納品日)	令和5年度は計23回かめやまっ子給食へ亀山産の食材の提供を行った。	順調	引き続き、亀の市と連携し、かめやまっ子給食へ亀山産の食材を提供する。	継続	亀の市に情報提供(作物品目や食材量、納品日)	亀の市に情報提供(作物品目や食材量、納品日)	亀の市に情報提供(作物品目や食材量、納品日)
② 食文化の継承	教育総務課 保健給食G	学校給食への地元の農産物の利用を促進します。	生産者や納入業者との連携を図り、市内産県産の食材を多く取り入れた「かめやまっ子給食」の提供を行う。	「かめやまっ子給食」の実施(年22回)	生産者や納入業者との連携を図り、市内産県産の食材を多く取り入れた「かめやまっ子給食」を年22回実施した。	順調	天候不良等による野菜の不足により、予定していた食材が使用できなかったり、予定数量の確保が困難になることがある。	継続	「かめやまっ子給食」の実施(年22回)	「かめやまっ子給食」の実施(年22回)	「かめやまっ子給食」の実施(年22回)
② 食文化の継承	健康政策課 健康づくりG	関係団体による取り組みや活動状況について、市のホームページや広報媒体を通して、広く情報発信を行います。	広報やホームページにて関係団体の取り組みを紹介し、発信を行います。	広報等での情報発信	亀山市食生活改善推進協議会による取り組みや活動状況について、市のホームページや広報媒体を通して、広く情報発信を行った。	順調	引き続き、亀山市食生活改善推進協議会の取り組みや活動を情報発信していく。	継続	広報等での情報発信	広報等での情報発信	広報等での情報発信
② 食文化の継承	農林振興課 農林政策G	関係団体による取り組みや活動状況について、市のホームページや広報媒体を通して、広く情報発信を行います。	関係団体の取り組みや活動状況を情報発信することで、食文化の継承に繋がります。	「青空お茶まつり」等イベント等の情報発信(市のホームページや広報媒体等)	令和5年10月21日に4年ぶりに中の山パイロットにて第25回青空お茶まつりを開催できた。開催にあたり、市広報、ホームページ、Facebookで情報提供を行い、多くの方に来場いただいた。	順調	R6年度の開催に向け、引き続きホームページ等で情報発信を行う。	継続	「青空お茶まつり」等イベント等の情報発信(市のホームページや広報媒体等)	「青空お茶まつり」等イベント等の情報発信(市のホームページや広報媒体等)	「青空お茶まつり」等イベント等の情報発信(市のホームページや広報媒体等)
② 食文化の継承	環境課 廃棄物対策G	ICTを活用した食品ロス削減マッチングサービス「かめやまタスケ」の利用を促進し、市民・事業者・行政が連携して食品廃棄物の発生を抑制するための仕組みづくりを行います。	令和4年10月1日にサービスを開始したが、市内協力店舗が少なく、協力店の確保が難しいため、定期的に広報やケーブルテレビ等での周知、店舗訪問や呼びかけを実施することで、課題解決に向けて取り組む。また、システムについては引き続き、自治体ページの管理を適切に行う。	定期的な広報活動や店舗訪問の実施など協力店拡大に向けた手法の検討	広報かめやまやマイタウンかめやま等における、食品ロス削減に係る啓発活動の中で、食品ロス削減マッチングサービス「かめやまタスケ」の周知を行った。	順調	協力店の登録数が少ないことから、市内食品小売店及び飲食店へサービスの周知を引き続き行うとともに、市民や店舗にとって本当に必要なサービスであるかの検討を行う。	継続	定期的な広報活動や店舗訪問の実施など協力店拡大に向けた手法の検討	定期的な広報活動や店舗訪問の実施など協力店拡大に向けた手法の検討	定期的な広報活動や店舗訪問の実施など協力店拡大に向けた手法の検討
③ 民間事業者や研究機関との連携による食を通じた健康づくり	健康政策課 健康づくりG	べにふうき茶等の機能性食品の活用など食に対する意識啓発を行い、市民の食生活改善を促進します。	食を通じた健康づくりについて周知啓発を行う際、機能性食品等を活用する。	料理講習会等において機能性食品等を活用	健康づくりのための料理講習会を5回、食を通じた健康づくりについて周知啓発を行う機会を設け機能性食品等についても周知した。	順調	引き続き、食を通じた健康づくりについて周知啓発を行う機会を設け機能性食品等についても周知していく。	継続	料理講習会等において機能性食品等を活用	料理講習会等において機能性食品等を活用	料理講習会等において機能性食品等を活用

亀山市健康まちづくり計画実施計画(計画期間:令和5~8年度)

施策大綱 : 2 健やかな生活習慣の定着

施策の方向 : (1) 食育の推進

施策の方向	取組部署 担当課G	取組概要	具体的取組 (R5-R8)	令和5年度					令和6年度	令和7年度	令和8年度
				年度計画	年度未実績 (具体的な取組の状況)	評価	課題・問題点	方向性	年度計画	年度計画	年度計画
③ 民間事業者 や研究機関 との連携に よる食を通 じた健康づ くり	健康政策課 健康都市推 進G	民間研究機関などと連携し、機能性食 品を活用した健康週間づくりの研究に 取り組むとともに、研究成果を生かし た事業展開を目指します。	民間研究機関等との連携を構築し、機 能性食品の研究等に参画します。 また、地域課題を明らかにしながら、 研究から導き出された食の持つ健康機 能を市民の健康維持増進に繋げるため の新たな事業の調査・研究を行いま す。	・セルフケアフード協 議会加入 ・健康関連団体との連 携構築 ・健康関連団体への参 画	食による健康長寿社会の実現を目指 すセルフケアフード協議会へ自治体 特別会員として加入し、機能性食品 を活用した事業を行うための打ち合 わせや意見交換等の検討を行った。 また健康都市大学で機能性食品を テーマにした講座を実施し、知識普 及に寄与した。	順調	機能性食品を活用した事業を始める ため、引き続き検討・調整を行う必 要がある。	継続	・健康関連団体との連携 ・健康関連団体への参画 ・地域課題の調査 ・新たな事業の調査・研 究	・健康関連団体との連携 ・健康関連団体への参画 ・地域課題の調査 ・新たな事業の調査・研 究	・健康関連団体との連携 ・健康関連団体への参画 ・地域課題の調査 ・新たな事業の調査・研 究

亀山市健康まちづくり計画実施計画(計画期間:令和5~8年度)

施策大綱 : 2 健やかな生活習慣の定着

施策の方向 : (2) 歯と口腔の健康づくりの推進

施策の方向	取組部署 担当課G	取組概要	具体的取組 (R5-R8)	令和5年度				令和6年度	令和7年度	令和8年度	
				年度計画	年度未実績 (具体的な取組の状況)	評価	課題・問題点	方向性	年度計画	年度計画	年度計画
① 歯と口腔の健康づくりの推進	子ども未来課 母子保健G	母子健康手帳交付時や母子保健教室教室などの機会を捉え、妊婦や乳幼児の歯科健康診査や口腔・嚥下機能の発達など口腔ケアの重要性について啓発を行います。	母子健康手帳交付時や母子保健教室教室などの機会を捉え、妊婦や乳幼児の歯科健康診査や口腔ケアの重要性について啓発を行います。	啓発の実施 ・妊婦歯科健康診査 ・妊婦教室 ・1歳6か月児健康診査 ・3歳児健康診査 ・2歳児歯科保健教室等	母子健康手帳交付時や各種教室などで、妊婦や乳幼児の歯科健康診査や口腔ケアの重要性について指導及び周知啓発を行った。 ・妊婦歯科健康診査 114人 ・妊婦教室 28人 ・1歳6か月児健康診査 367人 ・3歳児健康診査 375人 ・2歳児歯科保健教室 105人等	順調	今後も様々な機会を利用し、正しい知識及び歯の健康の重要性について理解を深める事が出来る様、分かりやすく、興味を持ってもらえるように工夫し、情報提供を行っていく必要がある。	継続	啓発の実施 ・妊婦歯科健康診査 ・妊婦教室 ・1歳6か月児健康診査 ・3歳児健康診査 ・2歳児歯科保健教室等	啓発の実施 ・妊婦歯科健康診査 ・妊婦教室 ・1歳6か月児健康診査 ・3歳児健康診査 ・2歳児歯科保健教室等	啓発の実施 ・妊婦歯科健康診査 ・妊婦教室 ・1歳6か月児健康診査 ・3歳児健康診査 ・2歳児歯科保健教室等
① 歯と口腔の健康づくりの推進	健康政策課 健康づくりG	成人保健事業を通じて、歯と口腔の健康の重要性を啓発します。	成人保健事業を通じて、歯と口腔の健康の重要性を啓発します。	成人保健事業を通じて、歯と口腔の健康の重要性を周知啓発	検診周知時に歯周病予防の重要性について啓発した。また、8020推進月間には健康教室で口腔ケアについて周知した。	順調	引き続き、歯と口の健康について広報や健康教室を通して周知啓発していく。	継続	成人保健事業を通じて、歯と口腔の健康の重要性を周知啓発	成人保健事業を通じて、歯と口腔の健康の重要性を周知啓発	成人保健事業を通じて、歯と口腔の健康の重要性を周知啓発
① 歯と口腔の健康づくりの推進	教育総務課 保健給食G	歯の健康に関する正しい知識の定着を図るため、「よい歯の児童生徒の審査並びに表彰」及び「歯・口の健康に関する図画・ポスターコンクール」を実施します。	よい歯のコンクールを実施する	歯の週間に歯・口の健康に関する図画・ポスターコンクールを掲示	R5.6.4~R5.6.10「歯と口の健康習慣」に合わせて、「よい歯のコンクール(よい歯の部、図画・ポスターの部)」を実施し、歯と口の健康に関する図画・ポスターを、市庁舎等に展示した。	順調	展示パネルを多団体から借用する必要がある。 新聞報道によりコンクール入賞者の氏名が公表される場合がある。	継続	歯の週間に歯・口の健康に関する図画・ポスターコンクールを掲示	歯の週間に歯・口の健康に関する図画・ポスターコンクールを掲示	歯の週間に歯・口の健康に関する図画・ポスターコンクールを掲示
① 歯と口腔の健康づくりの推進	教育総務課 保健給食G	「ほけんだより」を通じて歯の健康の大切さを周知するとともに、歯科検診により早期発見、早期治療をすすめます。	「ほけんだより」を通じて歯の健康の大切さを周知し、歯科検診後には結果の通知を行い、早期治療を進める。	・「ほけんだより」で歯の健康の大切さについての周知(年1回以上) ・歯科検診の結果を保護者へ通知	・各学校の「ほけんだより」で歯の健康についての周知を行った。(各学校1回以上) ・歯科検診の結果を保護者へ通知した。	順調	歯科検診の結果と主治医の診断が異なることがある。	継続	・「ほけんだより」で歯の健康の大切さについての周知(年1回以上) ・歯科検診の結果を保護者へ通知	・「ほけんだより」で歯の健康の大切さについての周知(年1回以上) ・歯科検診の結果を保護者へ通知	・「ほけんだより」で歯の健康の大切さについての周知(年1回以上) ・歯科検診の結果を保護者へ通知
① 歯と口腔の健康づくりの推進	子ども未来課 子ども総務G	保育の中で歯磨きの習慣を身につけさせ、年齢に応じた歯磨き指導を行います。	保育所等において、幼少期から、手洗い、うがいなどの基本的な生活習慣を身につけさせるとともに、歯磨き指導を行います。	・指導計画に基づく各年齢児に応じた生活習慣や歯磨きの指導	保育所等において、保育の中で手洗い、うがいなどの基本的な生活習慣を身につけさせるとともに、年齢に応じた歯磨き指導を行った。	順調	引き続き指導計画に基づく各年齢児に応じた生活習慣や歯磨きの指導が必要である。	継続	・指導計画に基づく各年齢児に応じた生活習慣や歯磨きの指導	・指導計画に基づく各年齢児に応じた生活習慣や歯磨きの指導	・指導計画に基づく各年齢児に応じた生活習慣や歯磨きの指導
① 歯と口腔の健康づくりの推進	地域福祉課 高齢者支援G	亀山歯科医師会や介護予防事業所等との関係機関と連携し、高齢者の口腔機能向上にむけて介護予防教室等の利用促進に取り組みます。	高齢者の口腔機能向上に向け、口腔機能低下を予防・改善するプログラム等を提供する介護予防教室を行い、教室の利用促進に取り組みます。	介護予防事業所等と連携した介護予防教室の開催・周知啓発	介護事業所等と連携し、口腔機能低下予防についてのプログラムを提供する介護予防教室を開催した。	順調	口腔機能低下を予防するため、引き続き教室を開催し、周知啓発していく必要がある。	継続	介護予防事業所等と連携した介護予防教室の開催・周知啓発	介護予防事業所等と連携した介護予防教室の開催・周知啓発	介護予防事業所等と連携した介護予防教室の開催・周知啓発

亀山市健康まちづくり計画実施計画(計画期間:令和5~8年度)

施策大綱 : 2 健やかな生活習慣の定着

施策の方向 : (2) 歯と口腔の健康づくりの推進

施策の方向	取組部署 担当課G	取組概要	具体的取組 (R5-R8)	令和5年度				令和6年度	令和7年度	令和8年度	
				年度計画	年度未実績 (具体的な取組の状況)	評価	課題・問題点	方向性	年度計画	年度計画	年度計画
① 歯と口腔の健康づくりの推進	地域福祉課 高齢者支援G	医療専門職が通いの場等で、オーラルフレイル(加齢に伴い口腔機能が虚弱な状態)予防の普及啓発に努めるとともに、オーラルフレイルの対応が必要な人を把握し、必要なサービス等へ繋がります。	亀山市社会福祉協議会が実施するふれあい・いきいきサロン事業の助成決定団体に対し、専門職を派遣し、口腔ケアやオーラルフレイル予防の普及啓発に努めます。	医療専門職と連携したサロン団体へ講師の派遣 ・口腔ケアやオーラルフレイル予防の普及啓発	市民団体が実施するサロン等へ専門職を派遣し、フレイル予防の普及啓発を行った。 理学療法士 4回 管理栄養士 3回 薬剤師 3回 作業療法士 4回	順調	さらにサロンへの周知に努め、市民のニーズに合った企画を創設し、事業を進めていく必要がある。	継続	医療専門職と連携したサロン団体へ講師の派遣 ・口腔ケアやオーラルフレイル予防の普及啓発	医療専門職と連携したサロン団体へ講師の派遣 ・口腔ケアやオーラルフレイル予防の普及啓発	医療専門職と連携したサロン団体へ講師の派遣 ・口腔ケアやオーラルフレイル予防の普及啓発
② 歯周病検診の受診率向上	健康政策課 健康づくりG	健康教室等の機会や市の広報・ホームページ、ケーブルテレビ等を活用し、定期的な歯周病検診や予防措置の重要性について、意識啓発に取り組みます。	健康教室等の機会や市の広報・ホームページ、ケーブルテレビ等を活用し、定期的な歯周病検診や予防措置の重要性について、意識啓発に取り組みます。	・健康づくりのてびき、広報等での情報発信 ・健康教室、ケーブルテレビ等で歯周病検診や予防措置の重要性についての周知啓発	健康づくりのてびきや広報、ケーブルテレビ等により歯周病検診について周知した。	順調	さらに若い世代にも歯周病検診や歯周病予防の重要性について周知していく。	継続	・健康づくりのてびき、広報等での情報発信 ・健康教室、ケーブルテレビ等で歯周病検診や予防措置の重要性についての周知啓発	・健康づくりのてびき、広報等での情報発信 ・健康教室、ケーブルテレビ等で歯周病検診や予防措置の重要性についての周知啓発	・健康づくりのてびき、広報等での情報発信 ・健康教室、ケーブルテレビ等で歯周病検診や予防措置の重要性についての周知啓発
② 歯周病検診の受診率向上	健康政策課 健康づくりG	歯周病検診の受診率向上を図るため、未受診者への再勧奨通知や市の広報等を利用した周知を行うとともに、亀山歯科医師会との連携のもと、節目年齢での無料検診を進めます。	歯周病検診の受診率向上を図るため、未受診者への再勧奨通知や市の広報等を利用した周知を行うとともに、亀山歯科医師会との連携のもと、節目年齢での無料検診を進めます。	・未受診者への再勧奨通知 ・健康づくりのてびき、広報等での情報発信	節目年齢での無料検診を行い、受診率向上に向けて秋ごろに歯周病検診未受診者に対して再勧奨を行った。	順調	前年度より、受診率が低下しているため、受診率向上に向けてさらなる普及啓発を行っていく。	継続	・未受診者への再勧奨通知 ・健康づくりのてびき、広報等での情報発信	・未受診者への再勧奨通知 ・健康づくりのてびき、広報等での情報発信	・未受診者への再勧奨通知 ・健康づくりのてびき、広報等での情報発信
① 生活困窮者及び無職者・失業者の支援	地域福祉課 福祉総務G	経済的困窮、地域社会からの孤立、その他の生活上の諸課題を抱える市民の個々のニーズに応じて、亀山市相談支援包括化サポート会議を活用し、包括的な支援を早期にかつ適切に行います。	社会福祉法に基づく、支援会議・相談支援包括化サポート会議を開催しつつ、必要に応じて担当者会議を開催することにより、世帯全体の支援の方向性を示したトータルケアプランの作成・管理を行っていく。	・支援会議・相談支援包括化サポート会議の開催	新規相談65件を受け付け、複合的な福祉課題を抱えた世帯の情報関係機関と共有する場として、担当者会議(28回)を開催し、支援方針の協議を行う支援会議・相談支援包括化サポート会議を12回開催した。また、世帯の支援の方向性を示したトータルケアプランを15件作成し、継続的な支援を行った。	順調	支援対象世帯の中には、一般就労に至れない方が顕在化しているため、就労準備に関する支援体制づくりが必要である。	継続	・支援会議・相談支援包括化サポート会議の開催	・支援会議・相談支援包括化サポート会議の開催	・支援会議・相談支援包括化サポート会議の開催
② 高齢者の支援	地域福祉課 高齢者支援G	共通の生きがいや楽しみを見つけ、高齢者と地域とのつながりを持てるよう、介護予防教室、老人クラブ活動やサロン活動など通いの場づくりに取り組めます。	地域の仲間づくりや生きがいづくりを行う老人クラブ活動やサロン活動を支援するとともに、介護予防教室の開催に努めます。	介護予防事業所等と連携した介護予防教室の開催 ・老人クラブ活動、サロン活動などの通いの場の開催支援	介護事業所等と連携し、さまざまなプログラムの教室を開催し、高齢者の社会参加を促進した。	順調	市民のニーズに合った教室を開催し、さらに周知啓発していく必要がある。	継続	介護予防事業所等と連携した介護予防教室の開催 ・老人クラブ活動、サロン活動などの通いの場の開催支援	介護予防事業所等と連携した介護予防教室の開催 ・老人クラブ活動、サロン活動などの通いの場の開催支援	介護予防事業所等と連携した介護予防教室の開催 ・老人クラブ活動、サロン活動などの通いの場の開催支援
② 高齢者の支援	地域福祉課 高齢者支援G	情報交換や介護に関する学習会を通して介護者の居場所づくりを推進するため、介護者同士が集う場を提供します。	介護者が不安や悩みを抱え込み介護離れにつながるよう「介護者のつどい」を開催し、リフレッシュできるようなプログラムを取り入れて、参加者の心理面を支援します。	包括支援センターと連携した年間3回介護者のつどいの開催(年3回)	包括支援センターと連携し、つどいを3回開催した。講演後、講師を含め、参加者同士の交流会を行い、介護者の気分転換や負担軽減に努めることができた。	順調	引き続き介護者のつどいを開催し、介護者が不安や悩みを抱え込まないようリフレッシュできるプログラムを考える必要がある。	継続	包括支援センターと連携した年間3回介護者のつどいの開催(年3回)	包括支援センターと連携した年間3回介護者のつどいの開催(年3回)	包括支援センターと連携した年間3回介護者のつどいの開催(年3回)

亀山市健康まちづくり計画実施計画(計画期間:令和5~8年度)

施策大綱 : 2 健やかな生活習慣の定着

施策の方向 : (3) こころの健康づくり

施策の方向	取組部署 担当課G	取組概要	具体的取組 (R5-R8)	令和5年度				令和6年度	令和7年度	令和8年度	
				年度計画	年度未実績 (具体的な取組の状況)	評価	課題・問題点	方向性	年度計画	年度計画	年度計画
② 高齢者の支援	地域福祉課 福祉総務G	民生委員・児童委員等が、住民の身近な場で相談ごとを受けられる体制を整えるとともに、コミュニティソーシャルワーカー(CSW)との連携強化に取り組みます。	民生委員・児童委員等が発見・把握した地域の福祉課題を集約する支援体制について、市と社会福祉協議会とが一緒に継続的な周知を行っていく。また、CSWとの連携強化に向け、事業実績に基づき、発展的に事業の充実・強化を図っていく。	・民生委員・児童委員等に対する継続的な事業周知 ・CSWの事業実績の分析	市とCSWが連携し、民生委員・児童委員や地域まちづくり協議会(福祉委員)をはじめ、市の相談窓口を有する部署(建築住宅課、環境課、上下水道課など)に複合的な課題を抱えた世帯をつなぐ「つながるシート」の周知を行った。また、CSWの事業実績をまとめ、地域福祉推進委員会に報告した。	順調	民生委員・児童委員や地域まちづくり協議会(福祉委員)をはじめ、支援関係機関や市関係部署など、担当者が毎年変更になる場合があるため、継続的な事業周知が必要である。また、事業実績を分析し、専門職等による評価を継続する必要がある。	継続	・民生委員・児童委員等に対する継続的な事業周知 ・CSWの事業実績の分析	・民生委員・児童委員等に対する継続的な事業周知 ・CSWの事業実績の分析	・民生委員・児童委員等に対する継続的な事業周知 ・CSWの事業実績の分析
③ 子ども・若者及び女性等の支援	子ども未来課 母子保健G	子育て世代包括支援センターや子ども家庭総合支援拠点を中心とした「TEAM-SUKUSUKU」の体制のもと、関係機関同士の顔の見える関係づくりと切れ目のない支援を行うとともに、一層の連携強化に向けた「子ども家庭センター」の設置に取り組みます。	妊婦期から子育て期にわたり、切れ目のない包括的な支援を行います。	妊婦届け出等の機会に得た情報を基にした妊婦・出産・子育てに関する相談機会の提供	こども家庭センターの設置に向けた取組みを行い、妊婦期から子育て期にわたり、切れ目のない伴走型相談支援及び経済的支援を行った。また、令和5年度から電話や面談による妊婦8か月相談を始め、妊婦期・出産についての不安の軽減や安心に繋げることが出来た。子育て応援給付金(めばえ346件 あおば251件)、妊婦8か月相談(10人)(こども家庭センターR6.4.1設置)	順調	こども家庭センターの開設により、子育てコンシェルジュの設置について、気軽に相談できることを広く周知する必要がある。また今後も伴走型相談支援及び経済的支援を実施し、個々が抱える子育て内での不安やストレスについて適切な案内ができるよう努め、多様なニーズに応じた相談機会の提供を行っていく必要がある。	継続	妊婦届け出等の機会に得た情報を基にした妊婦・出産・子育てに関する相談機会の提供	妊婦届け出等の機会に得た情報を基にした妊婦・出産・子育てに関する相談機会の提供	妊婦届け出等の機会に得た情報を基にした妊婦・出産・子育てに関する相談機会の提供
③ 子ども・若者及び女性等の支援	子ども未来課 母子保健G	妊婦届出時、妊婦8か月頃、赤ちゃん訪問時等に面談やアンケートを通じて、妊産婦の悩みや心配事等の相談に応じ、様々なニーズに合わせて必要な支援に繋がります。	妊婦届出時、妊婦8か月頃、赤ちゃん訪問時等に面談やアンケートを通じて、妊産婦の悩みや心配事等の相談に応じ、様々なニーズに合わせて必要な支援に繋がります。	個々の相談・ニーズの把握 ・母子健康手帳交付時の面談 ・妊婦8か月頃アンケート実施 ・乳児全戸訪問 ・育児相談 ・随時の相談支援 等	妊婦届出時、妊婦8か月頃、赤ちゃん訪問時等に面談・アンケートを行い、妊産婦の悩みや心配事等の相談に応じ、状況やニーズに合わせて必要な支援に繋ぐことが出来た。 ・母子健康手帳交付時の面談 345人 ・妊婦8か月頃アンケート実施 10人 ・乳児全戸訪問 296人 ・育児相談 386人	順調	今後も継続して、悩みや不安の解消に向け、面談やアンケートを通じて把握し、必要な支援に繋げていく必要がある。	継続	個々の相談・ニーズの把握 ・母子健康手帳交付時の面談 ・妊婦8か月頃アンケート実施 ・乳児全戸訪問 ・育児相談 ・随時の相談支援 等	個々の相談・ニーズの把握 ・母子健康手帳交付時の面談 ・妊婦8か月頃アンケート実施 ・乳児全戸訪問 ・育児相談 ・随時の相談支援 等	個々の相談・ニーズの把握 ・母子健康手帳交付時の面談 ・妊婦8か月頃アンケート実施 ・乳児全戸訪問 ・育児相談 ・随時の相談支援 等
③ 子ども・若者及び女性等の支援	生涯学習課 社会教育G	引きこもりやニートの青少年が抱える様々な課題に対し青少年総合支援センター支援員による面接相談や電話相談を実施します。	青少年総合支援センターに支援員を配置し、若者の日常生活や就労に関する悩みの相談を受けるなど、相手の状態や個性に合わせたカウンセリングによる支援を継続していきます。加えて、複合的な問題を抱える相談者に対して、包括的な支援を実施するための体制を学校や福祉部局と連携のうえ構築していきます。	・青少年総合支援センター支援員による面接相談及び電話相談の継続実施 ・予防の観点から悩みを抱える青少年を早期ケアに繋げるためのネットワークの強化	公認心理士資格を有している支援員2名による不登校・ひきこもりに関する問題等の相談実績について、面談相談または電話相談(メールを含む)68件(本人49件、家族15件、その他4件)、相談後にセンターで処理したものは3件、関係機関への引継ぎは10件、継続相談55件となったところである。	順調	青少年自立支援に関して「どこまでするのか」を課題とし、引きこもりやニートの状態にあるなど現時点で支援を必要とする対象者の把握ができていない。 「青少年の健全育成」という教育的観点を大きく超え、従来の相談業務だけでは対応できなくなってきたため、福祉分野との連携の必要性が高まっている。	継続	・青少年総合支援センター支援員による面接相談及び電話相談の継続実施 ・相談に来られた若者に必要な時に、就学や就労につれ目のない支援を実現するため、福祉部局との連携方法について検討	・青少年総合支援センター支援員による面接相談及び電話相談の継続実施 ・複合的な問題を抱える若者に対して、横断的且つ切れ目のない支援を実施するため、福祉部局との連携方法について検討	・青少年総合支援センター支援員による面接相談及び電話相談の継続実施 ・複合的な問題を抱える若者に対して、予防含む包括的な支援を実施するための体制を学校や福祉部局と連携のうえ構築
③ 子ども・若者及び女性等の支援	学校教育課 教育支援G	生活困窮世帯など家庭の実情に応じ、希望する児童生徒に対し学習支援や保護者相談を行います。	生活困窮世帯など家庭の実情に応じ、希望する児童生徒に対し学習支援や保護者相談を行います。	・3つの学習教室の開催の充実 ・コーディネーター連絡会等で学習教室の様子の情報共有	3つの中学校区においてそれぞれ学習教室を開催できた。年間のべ171回開室。定期的なコーディネーター会議を開催し、学習教室の様子の情報共有できた。	順調	参加対象者に対して、まだ、参加していない児童生徒がいるので、引き続き継続して家庭への啓発が必要である。	継続	・3つの学習教室の開催の充実 ・コーディネーター連絡会等で学習教室の様子の情報共有	・3つの学習教室の開催の充実 ・コーディネーター連絡会等で学習教室の様子の情報共有	・3つの学習教室の開催の充実 ・コーディネーター連絡会等で学習教室の様子の情報共有

亀山市健康まちづくり計画実施計画(計画期間:令和5~8年度)

施策大綱 : 2 健やかな生活習慣の定着

施策の方向 : (3)こころの健康づくり

施策の方向	取組部署 担当課G	取組概要	具体的取組 (R5-R8)	令和5年度					令和6年度	令和7年度	令和8年度
				年度計画	年度未実績 (具体的な取組の状況)	評価	課題・問題点	方向性	年度計画	年度計画	年度計画
④ 生きることの促進要因への支援	健康政策課 健康づくりG	必要な人への支援が届くように、こころの健康づくり、命の大切さに関する情報や市の相談窓口の周知を行います。	必要な人への支援が届くように、こころの健康づくり、命の大切さに関する情報や相談窓口の周知を行います。	広報等で相談先等の情報発信	健康づくりのてびきや広報等により相談先について周知を行った。また、ホームページで心の体温計について掲載した。	順調	引き続き、健康づくりのてびきや広報等によりこころの健康づくりや相談窓口に関する周知を行っていく。	継続	広報等で相談先等の情報発信	広報等で相談先等の情報発信	広報等で相談先等の情報発信
④ 生きることの促進要因への支援	地域福祉課 障がい者支援G	こころの不調や生きづらさを感じている人からの相談に対し、障害者総合相談支援センターの相談支援員が電話等で対応するとともに、必要に応じて訪問等の支援を行います。	相談対応の情報把握の中で、自殺に係るリスクが確認された場合は、必要に応じて訪問等を行います。	相談対応で自殺に係るリスクが確認された場合の訪問等の実施	自殺に係るリスクが迫ったケースに対応することがなかった。	順調	あらゆる場面でリスクが潜在していることを念頭に、有事には早急に対応することを目指す。	継続	相談対応で自殺に係るリスクが確認された場合の訪問等の実施	相談対応で自殺に係るリスクが確認された場合の訪問等の実施	相談対応で自殺に係るリスクが確認された場合の訪問等の実施
⑤ SOSの出し方に関する教育の推進	学校教育課 教育研究G	子どもたちが支援を求める声を発することができるよう、中学校において、年間計画に命の教育の授業を位置づけ、取り組みの推進を図ります。	各中学校の総合的な学習や道徳の年間計画の中に、命の教育の授業を位置づけるよう、校長会や研修担当者会、生徒指導協議会、人権教育担当者会などの会議や教職員研修の場を活用して周知を図ります。	・道徳や総合的な学習の年間計画の見直し ・市内小中学校での三重県教育委員会から提供される教材等を使った命の教育の実施	子どもたちが自他を大切に、命を大切にすることを育むための「命を大切に教育」に各小中学校で取組むよう、取組の推進を図った。11月には、いじめ防止教科月間に合わせて、各学校での取組状況を把握した。	順調	今後も各校で取組が充実するよう、「命の授業」を継続して周知する必要がある。	継続	・市内小中学校内での命の教育実施成果の周知 ・市内小中学校での三重県教育委員会から提供される教材等を使った命の教育の実施	・市内3中学校全てで命の教育の取組実施 ・市内小中学校での三重県教育委員会から提供される教材等を使った命の教育の実施	・市内3中学校全てで命の教育の取組実施 ・市内3中学校での命の教育の取組成果の検証 ・市内小中学校での三重県教育委員会から提供される教材等を使った命の教育の実施
⑤ SOSの出し方に関する教育の推進	学校教育課 教育研究G	小中学校へのスクールカウンセラーを活用した巡回体制により、児童・生徒、保護者、教職員への相談支援を行います。	市内14校すべての学校にSCを派遣し、児童生徒や保護者、教職員の相談業務をおこなうことで、学校の支援体制を充実させる。	スクールカウンセラーの配置時間拡大	三重県教育委員会がスクールカウンセラーを亀山中学校区に560時間、中部中学校区に432時間、関中学校区245時間、教育支援センターに140時間配置した。また、市教育委員会より教育支援センターにカウンセラーを96時間、市内小中学校にカウンセラーを120時間分担当した。三重県教育委員会の配置時間は、令和4年度と比べて全体で130時間の増であり、支援体制を充実させることができた。	順調	今後もスクールカウンセラーの配置時間が継続されるよう三重県教育委員会と連携しながら、体制を整備する必要がある。	継続	スクールカウンセラーの配置時間拡大	スクールカウンセラーの配置時間拡大	スクールカウンセラーの配置時間拡大

亀山市健康まちづくり計画実施計画(計画期間:令和5~8年度)

施策大綱 : 3 疾病予防と重症化予防の推進

施策の方向 : (1)健康の維持増進と疾病の早期発見

施策の方向	取組部署 担当課G	取組概要	具体的取組 (R5-R8)	令和5年度					令和6年度	令和7年度	令和8年度
				年度計画	年度未実施 (具体的な取組の状況)	評価	課題・問題点	方向性	年度計画	年度計画	年度計画
① 生活習慣病予防の周知啓発	健康政策課健康づくりG	健康教室等や検診の機会を活用し、生活習慣病予防について周知啓発を行います。	健康教室等や検診の機会を活用し、生活習慣病予防について周知啓発を行います。	健康教室等や検診時に生活習慣病予防について周知啓発	健康教室や検診時に生活習慣病予防について周知啓発を行った。	順調	引き続き健康教室や検診時、健康づくりてびきを通して生活習慣病予防について周知啓発を行っていく。	継続	健康教室等や検診時に生活習慣病予防について周知啓発	健康教室等や検診時に生活習慣病予防について周知啓発	健康教室等や検診時に生活習慣病予防について周知啓発
① 生活習慣病予防の周知啓発	健康政策課健康づくりG	喫煙と受動喫煙、飲酒、がん、薬物による健康被害について、健康講座や母子保健教室等の様々な機会を活用し、正しい知識の普及を図ります。	健康づくりのてびきへ、受動喫煙、飲酒等の情報を掲載し、普及啓発を行います。	健康づくりのてびきや、広報等を通じて情報発信	健康づくりのてびきや広報等により受動喫煙や飲酒に関する情報を掲載し、普及啓発を行った。	順調	引き続き健康づくりのてびきや広報等を通して受動喫煙や飲酒に関する情報を普及啓発していく。	継続	健康づくりのてびきや、広報等を通じて情報発信	健康づくりのてびきや、広報等を通じて情報発信	健康づくりのてびきや、広報等を通じて情報発信
① 生活習慣病予防の周知啓発	子ども未来課 母子保健G	喫煙と受動喫煙、飲酒、がん、薬物による健康被害について、健康講座や母子保健教室等の様々な機会を活用し、正しい知識の普及を図ります。	喫煙と受動喫煙、飲酒による健康被害について、健康講座や母子保健教室等の様々な機会を活用し相談に応じていきます。	周知啓発の実施 ・母子健康手帳交付時 ・各種教室参加時 ・妊婦教室 ・育児相談 ・乳児全戸訪問 ・幼児健康診査等 等	喫煙と受動喫煙、飲酒による健康被害等が必要な説明を行った。 ・母子健康手帳交付時 345人 ・各種教室参加時 ・妊婦教室 28人 ・育児相談 386人 ・乳児全戸訪問 296人 ・幼児健康診査等 742人	順調	妊婦や胎児、乳幼児に与える喫煙や受動喫煙、また飲酒による健康被害についての理解を深めることができるよう正しい情報を発信していく必要がある。	継続	周知啓発の実施 ・母子健康手帳交付時 ・各種教室参加時 ・妊婦教室 ・育児相談 ・乳児全戸訪問 ・幼児健康診査等 等	周知啓発の実施 ・母子健康手帳交付時 ・各種教室参加時 ・妊婦教室 ・育児相談 ・乳児全戸訪問 ・幼児健康診査等 等	周知啓発の実施 ・母子健康手帳交付時 ・各種教室参加時 ・妊婦教室 ・育児相談 ・乳児全戸訪問 ・幼児健康診査等 等
① 生活習慣病予防の周知啓発	健康政策課健康都市推進G	生活習慣病に係る医療費が上昇する手前の若年層への年代へアプローチする手段として企業への周知啓発を行います。	令和5年度から開始するアプリ de ウェルネス推進事業において導入するアプリケーションを活用した健康経営支援制度を通し、市と事業者が一体となって、子育て世代や働き盛り世代などの若年層へアプローチすることで健康寿命の延伸や健康格差の縮小を図ります。	・健康経営支援制度の構築及び検討 ・通いの場等を通じたフレイル予防の普及啓発や健康相談、健康教育の実施 ・一体的な展開を図るため、庁内関係部署や関係団体との調整及び連携	亀山商工会議所と協会けんぽ三重支部との三者協定を締結した。健康経営支援制度の制度設計を行い、令和6年度の実施に向けた調整を行った。	順調	健康経営について事業者に向けたセミナーの実施や広報を行い、引き続き市内事業者に向けた若年層への周知啓発が必要である。	継続	・健康経営支援制度の周知及び実施 ・通いの場等を通じたフレイル予防の普及啓発や健康相談、健康教育の実施 ・一体的な展開を図るため、庁内関係部署や関係団体との調整及び連携	・健康経営支援制度の周知及び実施 ・通いの場等を通じたフレイル予防の普及啓発や健康相談、健康教育の実施 ・一体的な展開を図るため、庁内関係部署や関係団体との調整及び連携	・健康経営支援制度の周知及び実施 ・通いの場等を通じたフレイル予防の普及啓発や健康相談、健康教育の実施 ・一体的な展開を図るため、庁内関係部署や関係団体との調整及び連携
① 生活習慣病予防の周知啓発	教育総務課保健給食G	家庭における健康管理に加え、小中学校における定期健康診断を実施し、適切な生活指導と子どもたちの健康増進に努めます。	定期健康診断後、結果を保護者へ通知し、学校と家庭で連携しながら健康管理を行い、健康増進する	・定期健康診断の実施 ・保護者に対する診断結果の速やかな通知	第1学期に定期健康診断を実施し、診断結果を保護者へ通知した。	順調	健康診断の結果と主治医の診断が異なることがある。	継続	・定期健康診断の実施 ・保護者に対する診断結果の速やかな通知	・定期健康診断の実施 ・保護者に対する診断結果の速やかな通知	・定期健康診断の実施 ・保護者に対する診断結果の速やかな通知
② 生活習慣病予防の早期発見、健康(検)診の受診勧奨	市民課 国民健康保険G	生活習慣病の発症予防と早期発見のため、市民が受診しやすい特定健康診査と特定保健指導の体制を整え、受診率や実施率の向上を目指します。	ナッジ理論を用いた受診勧奨に努め、関係部署と連携、医師会等関係機関と協力し受診しやすい環境を整え、特定健康診査率及び特定保健指導実施率の向上を図ります。	・ナッジ理論を用いた受診勧奨 ・生活習慣病予防の推進	受診率の向上を図るため、人間ドック(市で実施するものを除く)の受診結果の提出者に対し、クオカード500円分を贈呈する取組を実施し、21件提供した。	順調	引き続き有効な受診勧奨案内を行うとともに、関係部署と受診率向上に向けた勧奨方法を検討し受診率の向上に努める。	継続	・ナッジ理論を用いた受診勧奨 ・生活習慣病予防の推進	・ナッジ理論を用いた受診勧奨 ・生活習慣病予防の推進	・ナッジ理論を用いた受診勧奨 ・生活習慣病予防の推進

亀山市健康まちづくり計画実施計画(計画期間:令和5~8年度)

施策大綱 : 3 疾病予防と重症化予防の推進

施策の方向 : (1) 健康の維持増進と疾病の早期発見

施策の方向	取組部署 担当課G	取組概要	具体的取組 (R5-R8)	令和5年度					令和6年度	令和7年度	令和8年度
				年度計画	年度未実績 (具体的な取組の状況)	評価	課題・問題点	方向性	年度計画	年度計画	年度計画
② 生活習慣病予備軍の早期発見、健(検)診の受診勧奨	健康政策課 健康づくりG	健(検)診受診向上に向け、インターネット予約の導入やナッジ理論などを活用した受診勧奨、情報発信を行い、がん検診や特定健康診査、特定保健指導の受診率および実施率向上に取り組みます。	健(検)診受診向上に向け、インターネット予約の導入やナッジ理論などを活用した受診勧奨、情報発信を行い、がん検診や特定健康診査、特定保健指導の受診率および実施率向上に取り組みます。	・インターネット予約の導入やナッジ理論などを活用した受診勧奨 ・健康づくりのてびきや、広報等を通じて情報発信	受診率向上に向けてインターネット予約を導入した。ナッジ理論などを活用し受診勧奨を行った。	順調	引き続きインターネット予約やナッジ理論による受診勧奨を行い、受診率向上に努める。	継続	・インターネット予約の導入やナッジ理論などを活用した受診勧奨 ・健康づくりのてびきや、広報等を通じて情報発信	・インターネット予約の導入やナッジ理論などを活用した受診勧奨 ・健康づくりのてびきや、広報等を通じて情報発信	・インターネット予約の導入やナッジ理論などを活用した受診勧奨 ・健康づくりのてびきや、広報等を通じて情報発信
② 生活習慣病予備軍の早期発見、健(検)診の受診勧奨	市民課 国民健康保険G	健(検)診受診向上に向け、インターネット予約の導入やナッジ理論などを活用した受診勧奨、情報発信を行い、がん検診や特定健康診査、特定保健指導の受診率および実施率向上に取り組みます。	受診しやすい環境を整えるためにインターネット予約の導入の検討やナッジ理論を用いた効果的な受診通知の送付、また、様々な周知活動や関係部署との連携、医師会等関係機関の協力により積極的な情報発信を行い、実施率向上を図ります。	・ナッジ理論を用いた効果的な受診勧奨の推進 ・コールセンターによる受診勧奨等 ・インターネット予約の導入検討	被保険者証の更新時及び窓口での加入手続き時にPRパンフレットを配布し、周知を行った。	順調	引き続き有効な受診勧奨案内を行うとともに、関係部署と受診率向上に向けた勧奨方法を検討し受診率の向上に努める。	継続	・ナッジ理論を用いた効果的な受診勧奨の推進 ・コールセンターによる受診勧奨等 ・インターネット予約の導入検討	・ナッジ理論を用いた効果的な受診勧奨の推進 ・コールセンターによる受診勧奨等 ・インターネット予約の導入検討	・ナッジ理論を用いた効果的な受診勧奨の推進 ・コールセンターによる受診勧奨等 ・インターネット予約の導入検討
② 生活習慣病予備軍の早期発見、健(検)診の受診勧奨	健康政策課 健康づくりG	各種健康教室や運動教室等の機会を通じ、健(検)診の周知啓発や、受診方法、健(検)診の重要性について掲載した健康づくりのてびきを全戸配布し啓発を行います。	健康づくりのてびきや広報等へ、健(検)診の重要性について掲載し、啓発を行います。	健康づくりのてびきや、広報等を通じて情報発信	健康づくりのてびきや広報等を通して、健(検)診の周知啓発を行った。	順調	引き続き健康づくりのてびきや広報等を通して健(検)診の周知啓発を行っていく。	継続	健康づくりのてびきや、広報等を通じて情報発信	健康づくりのてびきや、広報等を通じて情報発信	健康づくりのてびきや、広報等を通じて情報発信
② 生活習慣病予備軍の早期発見、健(検)診の受診勧奨	市民課 国民健康保険G	人間ドック・脳ドック事業を実施し、健康状態や普段気付きにくい疾患や臓器の異常などをチェックするきっかけを提供し、疾病の早期発見と早期治療及び疾病予防のための健康管理の促進に努めます。	疾病の早期発見と早期治療及び疾病予防のため、国民健康保険被保険者を対象に人間ドック・脳ドック事業を実施し、健康管理の促進に努めます。また、人間ドック・脳ドックの精密検査実施状況を把握し再検査の受診勧奨を行い疾病予防に努めます。	人間ドック・脳ドックの精密検査実施状況の把握	人間ドック192人、脳ドック192人を実施。	順調	引き続き有効な受診勧奨案内を行うとともに、関係部署と受診率向上に向けた勧奨方法を検討し受診率の向上に努める。	継続	人間ドック・脳ドックの精密検査実施状況の把握	人間ドック・脳ドックの精密検査実施状況の把握	人間ドック・脳ドックの精密検査実施状況の把握
② 生活習慣病予備軍の早期発見、健(検)診の受診勧奨	市民課 医療年金G	人間ドック・脳ドック事業を実施し、健康状態や普段気付きにくい疾患や臓器の異常などをチェックするきっかけを提供し、疾病の早期発見と早期治療及び疾病予防のための健康管理の促進に努めます。	後期高齢者医療被保険者を対象に人間ドック・脳ドック事業を実施し、疾病の早期発見と早期治療及び疾病予防のための健康管理の促進に努めます。また、健診後の精密検査未受診者対策や個別指導等、ドック事業の効果的な取り組みを検討していきます。	・人間ドック・脳ドックの実施 ・精密検査実施状況の把握 ・効果的なドック事業の取り組みの検証と改善	人間ドック 30名 脳ドック 95名 健診受診率向上に向けてのワーキング開催 4回 精密検査対象者については電話等での状況把握に努めた。	順調	人間ドック等で重症化を防ぐため、精密検査未受診者を把握し、精密検査受診の向上に努める必要がある。	継続	・人間ドック・脳ドックの実施 ・精密検査実施状況の把握 ・効果的なドック事業の取り組みの検証と改善	・人間ドック・脳ドックの実施 ・精密検査実施状況の把握 ・効果的なドック事業の取り組みの検証と改善	・人間ドック・脳ドックの実施 ・精密検査実施状況の把握 ・効果的なドック事業の取り組みの検証と改善
② 生活習慣病予備軍の早期発見、健(検)診の受診勧奨	市民課 国民健康保険G	糖尿病重症化予防を図るため、医療機関との連携を図りながら国民健康保険事業での糖尿病性腎症重症化予防事業に取り組むとともに、その指導対象を後期高齢者の75歳以降まで拡大し、ハイリスク者への支援を強化します。	医療年金グループと連携して糖尿病性腎症重症化予防事業に取り組むとともに、ハイリスク者への支援を強化します。また、医師会や医療センター等の関係者との連携会議を実施し対象者のQOLの低下防止を図ります。	・指導対象の拡大(後期高齢者まで) ・連携会議の実施	糖尿病性腎症重症化予防事業で保健指導対象になった人に対し、医療センターで食事療法等について個別指導を行った。食生活や運動等、生活習慣が改善される本人の意識改革につなげた。	順調	医療センターや医師会等の関係機関と十分連携して情報共有し、糖尿病教室を実施し重症化予防につなげる。	継続	・指導対象の拡大(後期高齢者まで) ・連携会議の実施	・指導対象の拡大(後期高齢者まで) ・連携会議の実施	・指導対象の拡大(後期高齢者まで) ・連携会議の実施

亀山市健康まちづくり計画実施計画(計画期間:令和5～8年度)

施策大綱 : 3 疾病予防と重症化予防の推進

施策の方向 : (1) 健康の維持増進と疾病の早期発見

施策の方向	取組部署 担当課G	取組概要	具体的取組 (R5-R8)	令和5年度				令和6年度	令和7年度	令和8年度	
				年度計画	年度未実績 (具体的な取組の状況)	評価	課題・問題点	方向性	年度計画	年度計画	年度計画
② 生活習慣病予備軍の早期発見、健(検)診の受診勧奨	市民課 医療年金G	糖尿病重症化予防を図るため、医療機関との連携を図りながら国民健康保険事業での糖尿病性腎症重症化予防事業に取り組むとともに、その指導対象を後期高齢者の75歳以降まで拡大し、ハイリスク者への支援を強化します。	糖尿病の重症化予防を図るため、77歳までの後期高齢者を対象に国民健康保険と継続性をもって糖尿病性腎症重症化予防事業を実施します。また、亀山医師会や医療センター等の関係機関との連携を図り、ハイリスク者への支援を強化します。	・国民健康保険Gと協働し、糖尿病性腎症重症化予防事業を実施 ・医師会や医療センター等の関係者との連携会議を実施。	受診勧奨実施 14名 うち受診者 12名 個別保健指導実施 0名 糖尿病教室参加 1名 糖尿病性腎症重症化予防事業連携会議 2回 事業の見直しを図り、糖尿病性腎症重症化予防事業プログラムの改定を行った。	順調	引き続き、関係者間の連携強化を図り、対象者の保健指導実施率の向上に努め、重症化予防に取組む必要がある。	継続	・国民健康保険Gと協働し、糖尿病性腎症重症化予防事業を実施 ・医師会や医療センター等の関係者との連携会議を実施	国民健康保険Gと協働し、糖尿病性腎症重症化予防事業を実施 ・医師会や医療センター等の関係者との連携会議を実施	国民健康保険Gと協働し、糖尿病性腎症重症化予防事業を実施 ・医師会や医療センター等の関係者との連携会議を実施
② 生活習慣病予備軍の早期発見、健(検)診の受診勧奨	健康政策課 健康づくりG	引き続き中学校3年生へのピロリ菌尿検査、除菌費用の助成を行うとともに、胃がんへの理解促進を図ります。	中学校3年生へのピロリ菌尿検査、除菌費用の助成を行うとともに、胃がんへの理解促進を図ります。	・中学校3年生へのピロリ菌尿検査 ・陽性者への除菌費用の助成	中学校3年生へのピロリ菌尿検査、除菌費用の助成を行い、胃がんへの理解促進を図った。	順調	ピロリ菌検査で陽性となった16名のうち、年度内に助成申請があったのは5名であったため、陽性後、結果を放置せずに再検査等、受診が必要であることを周知していく必要がある。	継続	・中学校3年生へのピロリ菌尿検査 ・陽性者への除菌費用の助成	・中学校3年生へのピロリ菌尿検査 ・陽性者への除菌費用の助成	・中学校3年生へのピロリ菌尿検査 ・陽性者への除菌費用の助成
② 生活習慣病予備軍の早期発見、健(検)診の受診勧奨	健康政策課 健康づくりG	国や県の制度を活用したがん患者への幅広い支援に取り組むとともに、他市等における先進事例の研究を行います。	国や県の制度を活用したがん患者への幅広い支援に取り組むとともに、先行市における事例の情報収集を行い、本市における事業展開について検討します。	・国県の情報について広報等で情報発信 ・先行市における事例の情報収集 ・本市における事業展開の検討	ウィッグ等購入助成、若年世代のがん患者支援事業、骨髄移植ドナー支援事業について要綱を作成し3月29日付で告示を行った。	順調	市民や団体、事業所に向けて周知する方法を検討しスピード感を持ち周知を行っていく。	継続	・国県の情報について広報等で情報発信 ・先行市における事例の情報収集 ・本市における事業展開の検討	・国県の情報について広報等で情報発信 ・先行市における事例の情報収集 ・本市における事業展開の検討	・国県の情報について広報等で情報発信 ・先行市における事例の情報収集 ・本市における事業展開の検討
② 生活習慣病予備軍の早期発見、健(検)診の受診勧奨	健康政策課 健康づくりG	女性特有のがんを予防するため、女性のための検診日を設けるなど環境整備に努めます。	女性特有のがんである、乳がん・子宮がん検診を同時に実施できる女性のための検診日を設け、検診を実施する。また、同時に大腸がん検診も実施できるよう同時実施の日を設ける。	乳がん・子宮がん・大腸がん検診を受診できる女性のための検診を実施	女性特有のがんである、乳がん・子宮がん検診を同時に実施できる女性のための検診日を設け、検診を実施した。また、同時に大腸がん検診も実施できるよう同時実施の日を設けた。	順調	定員に満たない日程もあるため、がん検診受診の再勧奨を行う等、検診の周知を行う必要がある。	継続	乳がん・子宮がん・大腸がん検診を受診できる女性のための検診を実施	乳がん・子宮がん・大腸がん検診を受診できる女性のための検診を実施	乳がん・子宮がん・大腸がん検診を受診できる女性のための検診を実施

亀山市健康まちづくり計画実施計画(計画期間:令和5~8年度)

施策大綱 : 3 疾病予防と重症化予防の推進

施策の方向 : (2) 介護予防の推進

施策の方向	取組部署 担当課G	取組概要	具体的取組 (R5-R8)	令和5年度					令和6年度	令和7年度	令和8年度
				年度計画	年度未実績 (具体的な取組の状況)	評価	課題・問題点	方向性	年度計画	年度計画	年度計画
① 介護予防の推進と支援	地域福祉課 高齢者支援G	介護予防を推進するため、訪問型サービス、通所型サービスについて市の広報などで普及啓発を行うとともに、介護支援専門員への研修などを通じて、利用の促進を図ります。	鈴鹿亀山広域連合と連携し、市ホームページ等で普及啓発を行うとともに、事業対象者やケアマネジャー等に利用を促すよう周知を行います。	総合事業の事業対象者やケアマネジャー等に対する周知・利用の促進	地域包括支援センターやケアマネジャーにサービス利用について周知を行い、サービス利用につなぐことができた。	順調	引き続き地域包括支援センターなどに依頼し、周知啓発を行う必要がある。	継続	総合事業の事業対象者やケアマネジャー等に対する周知・利用の促進	総合事業の事業対象者やケアマネジャー等に対する周知・利用の促進	総合事業の事業対象者やケアマネジャー等に対する周知・利用の促進
① 介護予防の推進と支援	地域福祉課 高齢者支援G	生活不活発によるフレイル(虚弱)対策として、行政情報番組やICTを活用した介護予防の取り組みを図るとともに、老人クラブ活動やサロン活動などの地域の生きがいづくりを支援します。	老人クラブ活動やサロン活動を支援するとともに、自主活動団体に対し、介護予防活動が継続できるよう必要な支援を行います。	介護予防を自主的に取り組む団体の活動継続への支援	自主活動グループに対し、介護予防事業所等講師を派遣し、活動が継続できるよう支援した。	順調	自主グループの活動が継続できるよう引き続き専門的な講師の派遣を行う必要がある。	継続	介護予防を自主的に取り組む団体の活動継続への支援	介護予防を自主的に取り組む団体の活動継続への支援	介護予防を自主的に取り組む団体の活動継続への支援
① 介護予防の推進と支援	地域福祉課 高齢者支援G	高齢者が生き生きと元気に過ごせるよう、地域まちづくり協議会が行う「ちょこボラ」を推進し、地域の元気な高齢者が活躍し、地域での暮らしを支え合う体制の構築、定着について支援します。	地域住民が互いに支えあう生活支援活動や住民主体の通いの場を充実させるため、地域まちづくり協議会が行う「ちょこボラ」について、生活支援コーディネーターと協働して推進し、体制の構築、定着を図ります。	生活支援コーディネーターと連携した「ちょこボラ」の推進・体制の構築	日常生活機能が低下した要支援者又は、チェックリスト該当者に対して、庭の草取りなど、対象者の居宅を訪問し、日常生活の困りごとなど生活の支援を行った。	順調	ちょこボラの定着を図るため、引き続き生活支援コーディネーターと連携し、推進していく必要がある。	継続	生活支援コーディネーターと連携した「ちょこボラ」の推進・体制の構築	生活支援コーディネーターと連携した「ちょこボラ」の推進・体制の構築	生活支援コーディネーターと連携した「ちょこボラ」の推進・体制の構築
① 介護予防の推進と支援	地域福祉課 高齢者支援G	高齢者の趣味、交流、自己研鑽の場づくりとなる各種講座や、シルバー人材センター等関係機関と連携し、豊かな経験を活かした高齢者世代の市民の就労支援により、高齢者の主体的な活動促進につなげます。	老人クラブ活動やサロン活動を支援するとともに、シルバー人材センターが行うタブレット操作方法の教室など事業を提供することによりシルバー人材センターの雇用創出に繋げます。	シルバー人材センターと連携した、高齢者の主体的な活動の促進	毎月スマートフォン教室と地域での教室を開催し、高齢者の介護予防に努めた。また、ひとり暮らしの高齢者宅を訪問し、QOL事業を活用させ、介護予防の啓発に努めた。	順調	高齢者が支えられるだけでなく、高齢者を支える側として意欲を持って活躍してもらえよう、就労や社会参加ができる場の提供、高齢者同士の支え合い活動の創出などが必要である。	継続	シルバー人材センターと連携した、高齢者の主体的な活動の促進	シルバー人材センターと連携した、高齢者の主体的な活動の促進	シルバー人材センターと連携した、高齢者の主体的な活動の促進
① 介護予防の推進と支援	地域福祉課 高齢者支援G	高齢者の居場所を広げるため、認知症カフェなどを地域で開催するほか、主催者の負担軽減を図る方策など、活動のノウハウの普及やニーズとのマッチングを図るための運営支援を行います。	認知症予防の通いの場を強化するとともに、認知症地域支援推進員がサロンや介護予防教室など地域の人が集まる身近な場所に「出張カフェ」として出向き認知症カフェの促進を図ります。	・カナリアカフェの運営支援 ・認知症カフェの促進	直営カフェは、認知症地域支援推進員中心で運営し、必要に応じて初期集中支援チーム等につなげる体制をとった。今年度は認知症サポート医の協力を得て、サポート医と気軽に話ができるカフェを開催した。	順調	より参加しやすい通いの場となるよう、高齢者の身近な地域での更なる活動が必要である。	継続	・カナリアカフェの運営支援 ・認知症カフェの促進	・カナリアカフェの運営支援 ・認知症カフェの促進	・カナリアカフェの運営支援 ・認知症カフェの促進
① 介護予防の推進と支援	学校教育課 学事教職員G	コミュニティ・スクールによる地域と学校との世代間交流等の機会を通じて、子どもたちと高齢者が触れ合える機会づくりを進めます。	コミュニティ・スクール担当者及び委員等の研修の場を活用し各校の特色にあわせた世代間交流の機会(行事や取組)の計画、実施を促します。	・各校の取組内容を把握 ・校長会、研修会等で取組の実践を促す	学校運営協議会委員等を対象に、講師を招いて研修会を実施した。市内各校より合計43名が参加した。	順調	講演会方式で研修会を実施したが、参加者同士が交流できる機会も取りたい。	継続	・各校の取組内容を把握 ・各校の取組や実践を校長会や研修会等で共有し、さらなる取組の充実を促す	・各校の取組内容を把握 ・各校の取組や実践を校長会や研修会等で共有し、さらなる取組の充実を促す	・各校の取組内容を把握 ・各校の取組や実践を校長会や研修会等で共有し、さらなる取組の充実を促す

亀山市健康まちづくり計画実施計画(計画期間:令和5~8年度)

施策大綱 : 3 疾病予防と重症化予防の推進

施策の方向 : (2) 介護予防の推進

施策の方向	取組部署 担当課G	取組概要	具体的取組 (R5-R8)	令和5年度					令和6年度	令和7年度	令和8年度
				年度計画	年度未実施 継続 (具体的な取組の状況)	評価	課題・問題点	方向性	年度計画	年度計画	年度計画
① 介護予防の推進と支援	地域福祉課 高齢者支援 G	高齢者の外出支援については、乗合タクシーに乗りすることができない高齢者に対しては、タクシー料金助成事業を継続実施します。	乗合タクシーに乗りすることができない高齢者に対し、タクシー料金の一部を助成することで社会活動の促進を図ります。	乗合タクシーに乗りすることができない高齢者へのタクシー料金の一部助成の継続	乗合タクシーに乗りすることができない高齢者に対し、タクシー料金の一部を助成し、社会活動の促進を図った。 交付者数 126人	順調	引き続き、高齢者の社会活動の促進を図るため、タクシー料金の一部を助成する必要がある。	継続	乗合タクシーに乗りすることができない高齢者へのタクシー料金の一部助成の継続	乗合タクシーに乗りすることができない高齢者へのタクシー料金の一部助成の継続	乗合タクシーに乗りすることができない高齢者へのタクシー料金の一部助成の継続
② 認知症予防の推進	地域福祉課 高齢者支援 G	認知症の予防として脳の活動と体の運動を同時に行うコグニサイズなどを中心に認知症予防活動に努めます。	介護予防教室として、認知症のプログラムを取り入れ、認知症予防の推進に努めます。	認知症のプログラムを取り入れた介護予防教室の開催	介護予防教室として頭と身体を同時に動かすコグニサイズを開催し、認知症予防の推進に努めた。	順調	今後も認知症高齢者の増加が見込まれることから、認知症予防の取り組みを強化する必要がある。	継続	認知症のプログラムを取り入れた介護予防教室の開催	認知症のプログラムを取り入れた介護予防教室の開催	認知症のプログラムを取り入れた介護予防教室の開催
② 認知症予防の推進	地域福祉課 高齢者支援 G	認知症を初期の段階で早期発見・早期支援するため、カナリアチーム（認知症初期集中支援チーム）と地域包括支援センターとが連携して認知症初期の支援体制の強化に努めます。	「認知症の相談はカナリアチームへ」と、認知症の相談窓口や早期発見・治療の重要性について市民へ周知するとともに、カナリアチームは認知症サポート医やかかりつけ医、認知症患者医療センターと連携し、適切に医療や介護サービスにつなげます。	認知症の相談窓口や早期発見・治療の重要性についての市民へ周知	定期的にチーム会議を開催し、会議での協議や医師からの助言をもとに支援活動を実施した。また、イベント等の機会に認知症に関するチェックや相談ブースを設置し、認知症の方の対応や認知症初期集中支援チームについての周知を行った。	順調	今後も認知症高齢者の増加が見込まれることから、認知症の高齢者を早期発見・早期支援し、適切に医療や介護サービスに繋げていく体制を強化する必要がある。	継続	認知症の相談窓口や早期発見・治療の重要性についての市民へ周知	認知症の相談窓口や早期発見・治療の重要性についての市民へ周知	認知症の相談窓口や早期発見・治療の重要性についての市民へ周知

亀山市健康まちづくり計画実施計画(計画期間:令和5~8年度)

施策大綱 : 3 疾病予防と重症化予防の推進

施策の方向 : (3) 高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施の推進

施策の方向	取組部署 担当課G	取組概要	具体的取組 (R5-R8)	令和5年度				令和6年度	令和7年度	令和8年度	
				年度計画	年度未実績 (具体的な取組の状況)	評価	課題・問題点	方向性	年度計画	年度計画	年度計画
① 高齢者を支えるネットワークの強化	市民課 医療年金G	市に企画調整する保健師を配置し、市内関係部署間で情報や資源を共有し、横断的に高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施に取り組みます。	企画調整する保健師が中心となり、市内関係部署間で情報や資源の共有等のミーティングや勉強会などを定期的に開催し、横断的な取り組みを実施していきます。	・市内関係部署の定期的な会議の開催 ・スキルアップのための勉強会の実施 ・各部署の事業の情報共有及び活用方法の検討	一体的実施推進会議 12回 勉強会の開催 2回 Logoチャットや共有フォルダなどを活用し、会議だけではなく日常から情報共有できる体制を整えた。	順調	引き続き、効率的・効果的な取組みが一体的に実施できるよう情報共有を行うとともに、各担当者のスキルアップに努める必要がある。	継続	・市内関係部署の定期的な会議の開催 ・スキルアップのための勉強会の実施 ・各部署の事業の情報共有及び活用方法の検討	・市内関係部署の定期的な会議の開催 ・スキルアップのための勉強会の実施 ・各部署の事業の情報共有及び活用方法の検討	・市内関係部署の定期的な会議の開催 ・スキルアップのための勉強会の実施 ・各部署の事業の情報共有及び活用方法の検討
① 高齢者を支えるネットワークの強化	市民課 医療年金G	関係団体との連携強化を図り、課題を共有し共通の目的を持って、地域の実情にあった保健事業を効果的かつ効率的に展開していきます。	地域包括支援センター等の関係団体と地域の健康課題などの情報共有を図り、地域の実状や高齢者の状況に応じた支援ができる連携体制を進めていきます。	・地域包括支援センターとの定期的な情報共有 ・支援や事業連携の実施に向けての検討	地域包括支援センター保健師ワーキングへの参加 12回 基幹型地域包括支援センター職員の一体的実施連携会議への参加 地域包括支援センター保健師との介護予防教室の開催 2回	順調	引き続き、地域包括支援センターとの定期的な情報共有、情報共有や事業連携を行っていく必要がある。	継続	・地域包括支援センターとの定期的な情報共有 ・支援や事業連携の実施	・地域包括支援センターとの定期的な情報共有 ・支援や事業連携の実施	・地域包括支援センターとの定期的な情報共有 ・支援や事業連携の実施
① 高齢者を支えるネットワークの強化	市民課 医療年金G	地域の高齢者の全体像を把握し、地域の医療関係団体等と包括的に地域の健康課題に取り組みます。	医師会や歯科医師会をはじめとした医療関係団体に健康課題等の情報提供を行い、連携強化に努めるとともに、包括的な事業に実施に取り組みます。	・医療関係団体に対する事業の情報提供 ・医療関係団体が持つ専門性知見を活かした健康課題対策の推進	保健衛生懇談会等での一体的実施事業報告や医師会や歯科医師会・薬剤師会への情報提供や事業に関する相談などを積極的に行い、連携強化に努めた。	順調	健康課題に対して情報提供や相談等を行い、専門的な知見でのアドバイスを受け、事業連携を進めていくことが重要である。	継続	・医療関係団体に対する事業の情報提供 ・医療関係団体が持つ専門性知見を活かした健康課題対策の推進	・医療関係団体に対する事業の情報提供 ・医療関係団体が持つ専門性知見を活かした健康課題対策の推進	・医療関係団体に対する事業の情報提供 ・医療関係団体が持つ専門性知見を活かした健康課題対策の推進
② 高齢者に対するきめ細かな個別の支援の実施(ハイリスクアプローチ)	市民課 医療年金G	国民健康保険の保健事業と後期高齢者の保健事業が年齢により途切れることがないように接続し、重症化予防に取り組みます。	前期高齢者などの国民健康保険世代からの継続した健康支援を行うために後期高齢者の重症化予防事業を国民健康保険Gと連携し、実施します。	・糖尿病性腎症重症化予防事業の実施	受診勧奨14名中、国民健康保険被保険者75歳到達者7名(後期高齢者医療制度への移行者) 国民健康保険Gと事業内容については常時連携し事業を進めた。 プログラムにおいても国保・後期が検討を重ね、協働し、改定を行った。	順調	事業対象者の拡充、効果的な保健指導の実施に向け、医師会・医療センターとの連携強化を進めていくことが重要である。	継続	・糖尿病性腎症重症化予防事業の実施 ・健康課題に応じた重症化予防事業の検討	・糖尿病性腎症重症化予防事業の実施 ・健康課題に応じた重症化予防事業の検討	・糖尿病性腎症重症化予防事業の実施 ・健康課題に応じた重症化予防事業の検討
② 高齢者に対するきめ細かな個別の支援の実施(ハイリスクアプローチ)	市民課 国民健康保険G	国民健康保険の保健事業と後期高齢者の保健事業が年齢により途切れることがないように接続し、重症化予防に取り組みます。	国民健康保険から後期高齢者医療へ移行する人についても継続した健康支援を行うため、医療年金グループと連携し重症化予防事業(ハイリスクアプローチ)を実施します。	医療年金グループと連携した重症化予防の取組を実施	糖尿病性腎症重症化予防事業、重複・多剤服用対象者通知事業、生活習慣病治療中断者受診勧奨事業において医療年金グループと連携し後期高齢者に移行した人に対しても個別支援を実施した。また、地域での被保険者を支える取り組みを推進するため市内各部署との連携を図った。	順調	医療センターや医師会等の関係機関と十分連携して情報共有し、糖尿病教室を実施し重症化予防につなげる。	継続	医療年金グループと連携した重症化予防の取組を実施	医療年金グループと連携した重症化予防の取組を実施	医療年金グループと連携した重症化予防の取組を実施
② 高齢者に対するきめ細かな個別の支援の実施(ハイリスクアプローチ)	市民課 国民健康保険G	KDBシステム等を活用して、健診・医療・介護等のデータを分析し、一人ひとりの健康課題に応じたきめ細かな個別支援につなげます。	医療年金グループと連携し、KDBシステムより後期高齢者を含めた重症化予防・重複多剤投与等のハイリスク対象者を抽出し、特に指導の必要性がある者に対し、医療専門職による相談・指導等の個別支援を実施します。	・KDBシステムを活用した重症化予防・重複多剤投与等のハイリスク対象者の抽出 ・ハイリスク対象者への個別支援の実施	医療年金グループと連携し、KDBシステムを活用し、後期高齢者を含めた重症化予防・重複多剤投与等のハイリスク対象者を抽出し、特に指導の必要性がある者に対し、医療専門職による相談・指導等の個別支援を実施した。	順調	医療センターや医師会等の関係機関と十分連携して情報共有し、糖尿病教室を実施し重症化予防につなげる。	継続	医療年金グループと連携した重症化予防の取組を実施	・KDBシステムを活用した重症化予防・重複多剤投与等のハイリスク対象者の抽出 ・ハイリスク対象者への個別支援の実施	・KDBシステムを活用した重症化予防・重複多剤投与等のハイリスク対象者の抽出 ・ハイリスク対象者への個別支援の実施

亀山市健康まちづくり計画実施計画(計画期間:令和5～8年度)

施策大綱 : 3 疾病予防と重症化予防の推進

施策の方向 : (3) 高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施の推進

施策の方向	取組部署 担当課G	取組概要	具体的取組 (R5-R8)	令和5年度				令和6年度	令和7年度	令和8年度	
				年度計画	年度未実施 (具体的な取組の状況)	評価	課題・問題点	方向性	年度計画	年度計画	年度計画
② 高齢者に対するきめ細かな個別の支援の実施(ハイリスクアプローチ)	市民課 医療年金G	KDBシステム等を活用して、健診・医療・介護等のデータを分析し、一人ひとりの健康課題に応じたきめ細かな個別支援につなげます。	保健師等の医療専門職が健診・医療・介護情報等を活用し、低栄養防止・重症化予防の必要性のある者及び重複投与者等のリスク者に対し、相談・指導等の個別支援を実施します。	・国民健康保険と連携し、健診・医療・介護データより重症化予防・重複多剤投与等のハイリスク対象者を抽出 ・ハイリスク対象者のうち、特に指導の必要性がある者に対し、医療専門職による相談・指導等の個別支援を実施。	重複多剤服用通知事業 国民健康保険被保険者75歳到達者通知対象者 21名 薬剤師・保健師等による保健指導実施者 5名	順調	国民健康保険Gと連携し、継続した事業を展開したが、抽出した対象者に対し、より効果的な指導を実施できる体制を検討する必要がある。	継続	・KDBシステムを活用した重症化予防・重複多剤投与等のハイリスク対象者の抽出 ・ハイリスク対象者への個別支援の実施	・国民健康保険と連携し、健診・医療・介護データより重症化予防・重複多剤投与者等のハイリスク対象者を抽出 ・ハイリスク対象者については、個別のアプローチを実施 ・特に指導の必要性のある人に対しては医療専門職による指導を実施	・国民健康保険と連携し、健診・医療・介護データより重症化予防・重複多剤投与者等のハイリスク対象者を抽出 ・ハイリスク対象者については、個別のアプローチを実施 ・特に指導の必要性のある人に対しては医療専門職による指導を実施
② 高齢者に対するきめ細かな個別の支援の実施(ハイリスクアプローチ)	市民課 医療年金G	健康状態が不明な高齢者の状態を把握し、適切な医療・介護等のサービスや保健事業へ接続します。	保健師等の医療専門職が健診・医療・介護情報等を活用し、健康状態不明者の把握を行うとともに、医療専門職による個別支援を行い、必要な医療や介護等のサービスへ繋がります。	・KDBを活用し、健診・医療・介護の未利用の健康状態不明者を把握 ・健康状態不明者にアンケート調査を実施し、健康状態を把握 ・フレイルハイリスク者に対し、医療専門職の個別支援を実施	健康状態不明者把握事業 対象者 127名 アンケート回収 51名 訪問実施者数 34名 必要に応じて対象者には地域包括支援センターや健診等のサービスに繋ぐ等の支援を行った。	順調	健康状態不明者については適切な支援に繋がるよう関係者間で必要な情報の把握や情報共有ができる体制を整える必要がある。	継続	・KDBを活用し、健診・医療・介護の未利用の健康状態不明者を把握 ・健康状態不明者へのアンケート調査を実施し、健康状態を把握 ・フレイルハイリスク者に対し、医療専門職の個別支援を実施	・KDBを活用し、健診・医療・介護の未利用の健康状態不明者を把握 ・健康状態不明者へのアンケート調査を実施し、健康状態を把握 ・フレイルハイリスク者に対し、医療専門職の個別支援を実施	・KDBを活用し、健診・医療・介護の未利用の健康状態不明者を把握 ・健康状態不明者へのアンケート調査を実施し、健康状態を把握 ・フレイルハイリスク者に対し、医療専門職の個別支援を実施
③ 医療専門職による通いの場等への積極的関与(ポピュレーションアプローチ)	地域福祉課 高齢者支援G	保健師などの医療専門職が地域のサロン等へ出向き、フレイル予防の普及啓発を行うとともに、運動・栄養・口腔等の健康教育・健康相談を実施します。	サロン団体へ医療専門職を講師として派遣し、フレイル予防の普及啓発を行い、地域における介護予防の取り組みを促進します。	医療専門職と連携した事業の実施 ・サロン団体への講師派遣 ・フレイル予防の普及啓発	市民団体が実施するサロン等へ専門職を派遣し、フレイル予防の普及啓発を行った。 理学療法士 4回 管理栄養士 3回 薬剤師 3回 作業療法士 4回	順調	さらにサロンへの周知に努め、市民のニーズに合った企画を創設し、事業を進めていく必要がある。	継続	医療専門職と連携した事業の実施 ・サロン団体への講師派遣 ・フレイル予防の普及啓発	医療専門職と連携した事業の実施 ・サロン団体への講師派遣 ・フレイル予防の普及啓発	医療専門職と連携した事業の実施 ・サロン団体への講師派遣 ・フレイル予防の普及啓発
③ 医療専門職による通いの場等への積極的関与(ポピュレーションアプローチ)	市民課 医療年金G	保健師などの医療専門職が地域のサロン等へ出向き、フレイル予防の普及啓発を行うとともに、運動・栄養・口腔等の健康教育・健康相談を実施します。	保健師などの医療専門職が地域のサロン等へ出向き、フレイル予防の普及啓発を行うとともに、運動・栄養・口腔等の健康教育・健康相談を実施します。	・出前講座(かめやま出前トーク)でのフレイル予防の講話等の実施 ・地域での健康教育・健康相談の実施 ・管理栄養士、歯科衛生士、薬剤師等による健康教育の実施	関係部署が連携し、フレイルをテーマとした出前トークを実施した。 実施回数 23回 参加者数 339名 サロンへの講師派遣	順調	各団体などへわかりやすいチラシなどを活用するなど周知に努め、新規利用の増加を図る必要がある。	継続	・出前講座(かめやま出前トーク)でのフレイル予防の講話等の実施 ・地域での健康教育・健康相談の実施 ・管理栄養士、歯科衛生士、薬剤師等による健康教育の実施	・出前講座(かめやま出前トーク)でのフレイル予防の講話等の実施 ・地域での健康教育・健康相談の実施 ・管理栄養士、歯科衛生士、薬剤師等による健康教育の実施	・出前講座(かめやま出前トーク)でのフレイル予防の講話等の実施 ・地域での健康教育・健康相談の実施 ・管理栄養士、歯科衛生士、薬剤師等による健康教育の実施
③ 医療専門職による通いの場等への積極的関与(ポピュレーションアプローチ)	健康政策課 健康づくりG	保健師などの医療専門職が地域のサロン等へ出向き、フレイル予防の普及啓発を行うとともに、運動・栄養・口腔等の健康教育・健康相談を実施します。	保健師などの医療専門職が地域のサロン等へ出向き、フレイル予防の普及啓発を行うとともに、運動・栄養・口腔等の健康教育・健康相談を実施します。	・出前講座(かめやま出前トーク)でのフレイル予防の講話等の実施 ・地域での健康教育・健康相談を実施	保健師などの医療専門職が地域のサロン等へ出向き、フレイル予防の普及啓発を行うとともに、運動・栄養・口腔等の健康教育を実施した。	順調	健康教育を希望する団体は、過去にも依頼がある団体が多いため、新たな団体、地域へ介入していくことが課題である。	継続	・出前講座(かめやま出前トーク)でのフレイル予防の講話等の実施 ・地域での健康教育・健康相談の実施	・出前講座(かめやま出前トーク)でのフレイル予防の講話等の実施 ・地域での健康教育・健康相談の実施	・出前講座(かめやま出前トーク)でのフレイル予防の講話等の実施 ・地域での健康教育・健康相談の実施

亀山市健康まちづくり計画実施計画(計画期間:令和5~8年度)

施策大綱 : 3 疾病予防と重症化予防の推進

施策の方向 : (3) 高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施の推進

施策の方向	取組部署 担当課G	取組概要	具体的取組 (R5-R8)	令和5年度					令和6年度	令和7年度	令和8年度
				年度計画	年度未実績 (具体的な取組の状況)	評価	課題・問題点	方向性	年度計画	年度計画	年度計画
③ 医療専門職による通いの場等への積極的関与(ポピュレーションアプローチ)	市民課 医療年金G	あらゆる機会を通じ、フレイル状態にある高齢者等を把握し、保健指導等を行い、高齢者の生活機能の向上に取り組めます。	健康教育・健康相談の機会を通じ、フレイルチェック等を実施することで、フレイル状態の高齢者等を把握し、高齢者ひとり一人にあったアウトリーチ支援を実施していきます。 ※健康づくりG、高齢者支援Gと協働実施	・健康教育等での高齢者の質問票を活用したフレイルチェックの実施 ・フレイルチェックでハイリスクとなった人への個別支援の実施	質問票を活用したフレイルチェック回収人数 76人	順調	質問票を利用したフレイルチェックについては時間を要し、活用が難しい。フレイル状態の把握については、運用方法を検討する必要がある。	継続	・多職種連携研修会(地域医療課開催)でフレイル予防等の高齢者支援のテーマを導入。 ・フレイルをテーマとした講演会等の開催	・多職種連携研修会(地域医療課開催)でフレイル予防等の高齢者支援のテーマを導入。 ・フレイルをテーマとした講演会等の開催	・庁内関係部署が連携し、フレイル予防の普及啓発を協働実施 ・フレイル予防の普及啓発を9月と2月に重点的に実施
③ 医療専門職による通いの場等への積極的関与(ポピュレーションアプローチ)	市民課 医療年金G	先進的な取り組みを学ぶ機会を持ち、多職種が連携してフレイル予防を啓発します。	講演会や研修会等の場を活用し、フレイル予防について学ぶ機会を持ち、多職種が連携し、普及啓発に取り組めます。 また、庁内関係部署や地域包括支援センター等と連携し、地域住民へのフレイル予防の普及啓発に努めます。 ※高齢者支援G、地域連携Gと協働実施	・多職種連携研修会(地域医療課開催)でフレイル予防等の高齢者支援のテーマを導入 ・フレイルをテーマとした講演会等の開催	・多職種連携研修会での高齢者の課題となる服薬をテーマに薬剤師講師による研修会を開催(地域連携G) ・関係部署連携による協働開催 市民公開講座の開催 1回 109名 ミニ講演会の実施 2回 76名	順調	地域でのミニ講座についてはまち協単位で実施しているが、希望も少ない。関係部署間で協議し、より効果的な普及啓発に向けての取り組みを進めていく必要がある。	継続	・庁内関係部署が連携し、フレイル予防の普及啓発を協働実施 ・フレイル予防の普及啓発を9月と2月に重点的に実施	・庁内関係部署が連携し、フレイル予防の普及啓発を協働実施 ・フレイル予防の普及啓発を9月と2月に重点的に実施	・庁内関係部署が連携し、フレイル予防の普及啓発を協働実施 ・フレイル予防の普及啓発を9月と2月に重点的に実施
③ 医療専門職による通いの場等への積極的関与(ポピュレーションアプローチ)	市民課 医療年金G	高齢者が自らの健康状態に関心を持ち、フレイル予防等に取り組むために、幅広い媒体を活用した積極的な情報発信や意識啓発を行います。	広報・チラシ等の媒体を活用し、フレイル予防の普及啓発に努めます。 ※国民健康保険G、健康づくりG、高齢者支援G、地域連携Gと協働実施	・庁内関係部署が連携し、フレイル予防の普及啓発を協働実施 ・フレイル予防の普及啓発を9月と2月に重点的に実施	関係部署間が連携し、フレイル予防の普及啓発に努めた。 広報9月号特集号掲載 フレイルチラシを作成、配布	順調	引き続き、関係部署間で効果的な普及啓発に向けて協議していく必要がある。	継続	・庁内関係部署が連携し、フレイル予防の普及啓発を協働実施 ・フレイル予防の普及啓発を9月と2月に重点的に実施	・庁内関係部署が連携し、フレイル予防の普及啓発を協働実施 ・フレイル予防の普及啓発を9月と2月に重点的に実施	・庁内関係部署が連携し、フレイル予防の普及啓発を協働実施 ・フレイル予防の普及啓発を9月と2月に重点的に実施
③ 医療専門職による通いの場等への積極的関与(ポピュレーションアプローチ)	地域福祉課 高齢者支援G	地域の高齢者の支援者(地域包括支援センター等)と連携して、多角的に高齢者の生活の質の向上や社会参画を支援します。	地域包括支援センターと連携し、高齢者の生活の質の向上や社会参画を支援します。	担当地域包括支援センターと連携した介護予防の普及啓発	出張カフェをその地域の担当圏域である地域包括支援センターと協働して開催し、体操など介護予防の普及啓発に努めた。 (年4回)	順調	引き続き地域包括支援センターと連携し、介護予防教室の普及啓発に努める必要がある。	継続	担当地域包括支援センターと連携した介護予防の普及啓発	担当地域包括支援センターと連携した介護予防の普及啓発	担当地域包括支援センターと連携した介護予防の普及啓発

亀山市健康まちづくり計画実施計画(計画期間:令和5~8年度)

施策大綱 : 4 地域医療体制の充実

施策の方向 : (1)多職種連携による地域包括ケアシステムの強化・充実

施策の方向	取組部署 担当課G	取組概要	具体的取組 (R5-R8)	令和5年度					令和6年度	令和7年度	令和8年度
				年度計画	年度未実施 (具体的な取組の状況)	評価	課題・問題点	方向性	年度計画	年度計画	年度計画
① 多職種への支援と連携強化	地域医療課 地域連携G	多職種連携研修会などを通じて医療・介護関係者の顔の見える関係を構築するとともに、関係者がスムーズに情報連携できるようICTツールの利用促進を行い、効果的かつ効率的な多職種連携の強化を図ります。	ICTツールとしてバイタルリンクを活用することで日常的な連携をより効率的に行い、多職種間の連携強化及び連携時の業務負担を軽減します。	・ICTツール(バイタルリンク)継続運用 ・バイタルリンク加入状況の確認と課題の検討	令和5年度は合計276事業所がバイタルリンクを活用している。多職種間での業務が効率的に進むよう、バイタルリンクの活用を推進していく。 ・バイタルリンク新規登録事業所38事業所	順調	バイタルリンクの掲示板を活用し情報提供した内容が、事業所内で十分に共有されていないので、原因を調査し対応していく必要がある。	継続	ICTツール(バイタルリンク)継続運用	ICTツール(バイタルリンク)継続運用	ICTツール(バイタルリンク)継続運用
① 多職種への支援と連携強化	地域医療課 地域連携G	在宅医療・介護連携を促進するため、多職種への相談支援、多職種のスキルアップを目的とした研修会の開催、医療介護の資源の情報提供など、多職種への支援を行います。	多職種からの在宅医療介護連携に関する相談に応じ、必要な情報の提供や共有を行います。また、資質向上のための研修会を開催し、多職種への支援に努めます。	多職種連携研修会(年3回)	多職種連携研修会を開催し、医療介護関係者の相互理解や情報共有、顔の見える関係づくりの促進につながった。 ・多職種連携研修会 3回。	順調	研修会のテーマにより、参加する職種が異なることがあるため、研修会の構成を検討する必要がある。	継続	多職種連携研修会(年3回)	多職種連携研修会(年3回)	多職種連携研修会(年3回)
① 多職種への支援と連携強化	地域福祉課 高齢者支援G	個別課題の解決などを目的とする地域個別ケア会議の開催に努め、民生委員・児童委員、介護支援専門員や地域代表者などと連携して個別事例の課題解決を図ります。	地域包括支援センターが困難事例等に対し、随時開催し、課題の発見や解決、地域レベルの課題として抽出も図ります。	地域個別ケア会議の開催(随時)	地域包括支援センターや民生委員、地域の代表者などと連携し、高齢者の個別ケースの課題について協議を行い、課題解決に努めた。 (年7回)	順調	引き続き地域包括支援センターや民生委員、地域の代表者などと連携し、高齢者の個別ケースの課題について検討を行う必要がある。	継続	地域個別ケア会議の開催(随時)	地域個別ケア会議の開催(随時)	地域個別ケア会議の開催(随時)
① 多職種への支援と連携強化	地域福祉課 高齢者支援G	個別レベルの検討から把握された圏域レベルの課題を集約・分析し、地域の代表者や専門職を含めた「亀山市地域ケア圏域会議」を開催して解決すべき地域課題を明らかにします。	地域包括支援センターが地域レベルの課題について検討し、課題の解決や地域レベルでは解決出来ない課題等を抽出します。	地域ケア推進会議の開催(年6回)	地域ケア圏域会議を開催し、地域レベルでは解決できない課題を抽出し、高齢者福祉推進協議会において、課題の解決に向け、必要な施策・事業の立案の実施に繋げた。 (年2回)	順調	市域の地域ケア会議では解決できない地域課題は、広域的な課題として解決を図っていく必要がある。	継続	地域ケア推進会議の開催(年6回)	地域ケア推進会議の開催(年6回)	地域ケア推進会議の開催(年6回)
② 在宅医療への理解促進	地域医療課 地域連携G	住み慣れた地域で最期まで暮らし続けるための準備や看取りについて考える機会となるよう、在宅医療や介護に関する情報を広く市民に提供するための講演会や出前講座等を行います。	各地域コミュニティセンターにおいて講演会を開催、在宅医療の積極的な周知啓発を行います。	・講演会(地域コミュニティセンター) ・出前講座	庁内関係部署と協働しながら、地域のコミュニティセンター会場に積極的に出向き講演会等を開催し、在宅医療の周知啓発を行った。 ・市民公開講座 1回 ・地域でのミニ講演会 1回	順調	身近に在宅医療や介護を受ける人がいないと、関心がないことが多い。在宅医療が必要になる前から在宅医療・介護サービスについて情報発信を行う必要がある。	継続	・講演会(地域コミュニティセンター) ・出前講座	・講演会(地域コミュニティセンター) ・出前講座	・講演会(地域コミュニティセンター) ・出前講座
② 在宅医療への理解促進	地域医療課 地域連携G	どのような人生の最期を迎えたいか等について市民自らが考える機会となるよう、「人生会議(ACP:アドバンス・ケア・プランニング)」の普及啓発に取り組みます。	市民に対しては、出前講座等の機会等を活用し、周知啓発に取り組みます。また、多職種に対しては、専門職としてのACPの知識向上、支える側の体制づくりを推進します。	【市民啓発】 ・出前講座 ・講演会 ・広報 【多職種】 ・多職種連携研修会 ・ICTを活用したACP連携の検討	講演会や会場周知啓発ブースにて、厚労省や市独自のパンフレットを活用しながら、ACPの啓発に取り組んだ。	順調	在宅医療の周知啓発を行う中で、ACPの要素も取り入れながら継続した周知を行う必要がある。また、市民の相談に対応できるよう多職種に対しても研修会を開催し知識の向上に努める必要がある。	継続	【市民啓発】 ・出前講座 ・講演会 ・広報 【多職種】 ・多職種連携研修会	【市民啓発】 ・出前講座 ・講演会 ・広報 【多職種】 ・多職種連携研修会	【市民啓発】 ・出前講座 ・講演会 ・広報 【多職種】 ・多職種連携研修会

亀山市健康まちづくり計画実施計画(計画期間:令和5~8年度)

施策大綱 : 4 地域医療体制の充実

施策の方向 : (1)多職種連携による地域包括ケアシステムの強化・充実

施策の方向	取組部署 担当課G	取組概要	具体的取組 (R5-R8)	令和5年度					令和6年度	令和7年度	令和8年度
				年度計画	年度未実績状況 (具体的な取組の状況)	評価	課題・問題点	方向性	年度計画	年度計画	年度計画
② 在宅医療への理解促進	地域医療課 地域連携G	高齢者を支える家族や支援者などに向けて、在宅医療連携システム「かめやまホームケアネット」や在宅医療・介護連携に関する相談先などの情報発信を行います。	在宅医療・介護連携に関する相談先の情報発信を行い、「かめやまホームケアネット」の利用促進を図ります。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 亀山ホームページ(継続) ・ 市広報11月号掲載 ・ 出前講座の中での情報発信 	<ul style="list-style-type: none"> 市広報特集号や市民講座の中で、「かめやまホームケアネット」の周知啓発や在宅医療・介護連携に関する相談先の情報発信を行った。 ・ 市広報特集号掲載(11月号) ・ 市民公開講座1回 ・ 地域でのミニ講演会 1回 	順調	在宅医療の周知啓発と同時に、継続した「かめやまホームケアネット」の周知啓発に努める必要がある。	継続	<ul style="list-style-type: none"> ・ 亀山ホームページ(継続) ・ 市広報11月号掲載 ・ 出前講座の中での情報発信 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 亀山ホームページ(継続) ・ 市広報11月号掲載 ・ 出前講座の中での情報発信 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 亀山ホームページ(継続) ・ 市広報11月号掲載 ・ 出前講座の中での情報発信

亀山市健康まちづくり計画実施計画(計画期間:令和5~8年度)

施策大綱 : 4 地域医療体制の充実

施策の方向 : (2)救急医療提供体制の充実

施策の方向	取組部署 担当課G	取組概要	具体的取組 (R5-R8)	令和5年度					令和6年度	令和7年度	令和8年度
				年度計画	年度未実績 (具体的な取組の状況)	評価	課題・問題点	方向性	年度計画	年度計画	年度計画
① 応急診療の実施	健康政策課 健康づくり G	医療センターや亀山医師会、亀山歯科医師会との連携・協力体制により、日曜・祝日・年末年始や平日夜間時間外の応急診療体制を確保します。	業務委託契約を締結し、本市の応急診療体制を確保する。	・一次救急医療体制事業業務委託契約締結 ・年末年始歯科在宅医療対策事業業務委託契約締結	計画通りに委託契約を締結し応急診療体制を確保した。	順調	課題・問題点は特になし。引き続き応急診療体制の確保に努める。	継続	・一次救急医療体制事業業務委託契約締結 ・年末年始歯科在宅医療対策事業業務委託契約締結	・一次救急医療体制事業業務委託契約締結 ・年末年始歯科在宅医療対策事業業務委託契約締結	・一次救急医療体制事業業務委託契約締結 ・年末年始歯科在宅医療対策事業業務委託契約締結
① 応急診療の実施	健康政策課 健康づくり G	市内医療機関との連携を強化するとともに、二次救急医療機関である鈴鹿中央総合病院、鈴鹿回生病院、市立医療センターとの連携体制について、引き続き維持します。	鈴鹿市及び各病院と情報共有及び協議を行い、連携を強化する。	鈴鹿亀山地域救急医療対策協議会出席	協議会への出席を行い、情報共有と連携強化を図った。	順調	引き続き協議会への出席を行い、情報共有と連携強化を図っていく。	継続	鈴鹿亀山地域救急医療対策協議会出席	鈴鹿亀山地域救急医療対策協議会出席	鈴鹿亀山地域救急医療対策協議会出席
① 応急診療の実施	消防総務課 消防救急G	救命率の向上を目指し、市立医療センターと連携した救急ワークステーションの運用など、二次救急医療機関との連携強化を図るとともに、三重大学医学部附属病院への研修派遣などによる救急救命士の知識、技術向上等に努めます。	救急ワークステーションについて、現行の派遣型から常設体制への移行に関する部内検討を実施後、派遣先である亀山市立医療センターとの協議を行い、今後の方向性を決定します。また、地域メディカルコントロール協議会が開催する症例検討会への参加や三重大学医学部附属病院への研修派遣を行います。	・救急ワークステーション運用(月4回) ・常設体制の部内検討、医療センターとの協議 ・救急ワークステーション検証委員会開催(年1回以上) ・地域メディカルコントロール協議会症例検討会参加(年3回以上)	救急ワークステーションの運用(48回)や地域メディカルコントロール協議会が主催する症例検討会(2回)へ参加し、医療機関との連携強化を図るとともに、救急隊員の知識、技術の向上に努めました。また、救急ワークステーション検証委員会を開催し、運用要領の見直しを行った結果、委員会を廃止することとなり、次年度以降は医療センターと消防本部がそれぞれで実習内容等の検証を実施することとなりました。	順調	救急ワークステーションの常設体制への移行については、現行の救急ワークステーションに係る運用方法等の見直しのみにとどまり、部内協議まで至らなかった。次年度以降、部内検討を実施後、派遣先である亀山市立医療センターとの協議を行い、今後の方向性を決定します。	継続	・救急ワークステーション運用 ・常設体制の部内検討、医療センターとの協議 ・地域メディカルコントロール協議会症例検討会参加(年2回以上) ・三重大学医学部附属病院研修派遣(1名)	・救急ワークステーション運用 ・地域メディカルコントロール協議会症例検討会参加(年3回以上) ・三重大学医学部附属病院研修派遣(1名)	・救急ワークステーション運用 ・地域メディカルコントロール協議会症例検討会参加(年3回以上) ・三重大学医学部附属病院研修派遣(1名)
② 救急時における相談窓口の周知・啓発等	健康政策課 健康づくり G	市民への救急診療体制の周知と受診案内の充実等に努めます。	広報やホームページで市民へ救急診療体制について周知啓発を行う。	ホームページ及び広報掲載	毎月広報かめやま16日号に「一次救急当番医」の掲載と市ホームページにおいて同様の情報発信に努め周知啓発を行った。	順調	課題・問題点は特になし。引き続き情報発信に努める。	継続	ホームページ及び広報掲載	ホームページ及び広報掲載	ホームページ及び広報掲載
② 救急時における相談窓口の周知・啓発等	消防総務課 消防救急G	「三重県救急医療情報センター(059-229-1199)」、「みえ子ども医療ダイヤル(#8000)」など広域的な相談窓口の周知を行います。	救急医療情報システム案内窓口等を市広報誌、ZTV、消防本部のHPを活用して市民に周知します。	救急医療情報システム案内窓口等の情報発信(市広報誌2回、ZTV1回、HP掲載内容確認)	市広報誌(2回)、ZTV(1回)、消防本部のHPを活用し、「三重県救急医療情報センター」、「みえ子ども医療ダイヤル」など広域的な相談窓口の周知を行いました。	順調	令和5年の救急出動件数が過去最多となったことから、市民により伝わるよう、情報発信の提供方法を検討します。	継続	救急医療情報システム案内窓口等の情報発信(市広報誌2回、ZTV1回、HP掲載内容確認)	救急医療情報システム案内窓口等の情報発信(市広報誌2回、ZTV1回、HP掲載内容確認)	救急医療情報システム案内窓口等の情報発信(市広報誌2回、ZTV1回、HP掲載内容確認)
② 救急時における相談窓口の周知・啓発等	健康政策課 健康づくり G	「三重県救急医療情報センター(059-229-1199)」、「みえ子ども医療ダイヤル(#8000)」など広域的な相談窓口の周知を行います。	ホームページ及び広報において周知啓発を行う。	ホームページ及び広報掲載	毎月広報かめやま16日号に「一次救急当番医」の掲載と市ホームページにおいて同様の情報発信に努め周知啓発を行った。	順調	課題・問題点は特になし。引き続き情報発信に努める。	継続	ホームページ及び広報掲載	ホームページ及び広報掲載	ホームページ及び広報掲載

亀山市健康まちづくり計画実施計画(計画期間:令和5~8年度)

施策大綱 : 4 地域医療体制の充実

施策の方向 : (2)救急医療提供体制の充実

施策の方向	取組部署 担当課G	取組概要	具体的取組 (R5-R8)	令和5年度				令和6年度	令和7年度	令和8年度	
				年度計画	年度未実績 (具体的な取組の状況)	評価	課題・問題点	方向性	年度計画	年度計画	年度計画
② 救急時における相談窓口の周知・啓発等	子ども未来課 母子保健G	「三重県救急医療情報センター(059-229-1199)」、「みえ子ども医療ダイヤル(#8000)」など広域的な相談窓口の周知を行います。	「三重県救急医療情報センター(059-229-1199)」、「みえ子ども医療ダイヤル(#8000)」など広域的な相談窓口の周知を行います。	周知啓発の実施 ・母子健康手帳交付時 ・各種教室参加時 ・妊婦教室 ・育児相談 ・乳児全戸訪問 ・幼児健康診査等 等	広報やホームページ、またチラシを活用し周知を行った。 ・母子健康手帳交付時 345人 ・各種教室参加時 ・妊婦教室 28人 ・育児相談 386人 ・乳児全戸訪問 296人 ・幼児健康診査等 742人	順調	今後も継続し、関係機関と周知啓発及び情報提供に努める必要がある。	継続	周知啓発の実施 ・母子健康手帳交付時 ・各種教室参加時 ・妊婦教室 ・育児相談 ・乳児全戸訪問 ・幼児健康診査等 等	周知啓発の実施 ・母子健康手帳交付時 ・各種教室参加時 ・妊婦教室 ・育児相談 ・乳児全戸訪問 ・幼児健康診査等 等	周知啓発の実施 ・母子健康手帳交付時 ・各種教室参加時 ・妊婦教室 ・育児相談 ・乳児全戸訪問 ・幼児健康診査等 等
③ 適切な受診行動の促進	消防総務課 消防救急G	応急手当に関する知識や技術、救急車の適正利用に関する普及啓発を行います。	市内全ての小学校(5年生以上)に対し、ジュニア救命士育成事業を実施するとともに、普通救命講習(心肺蘇生法やAEDの取り扱い)の指導者を養成するため、応急手当普及員講習を開催します。また、各種行事をはじめ、市広報誌等を通じて、救急車の適正利用に関する理解と協力を市民に広く啓発します。	・ジュニア救命士育成事業 ・応急手当普及員講習開催(年1回) ・救急車の適正利用に関する広報等(イベント1回以上、市広報誌2回、ZTV1回)	応急手当に関する知識や技術の普及啓発のため、市内全ての小学校(550名)に対してジュニア救命士育成事業を実施するとともに、応急手当普及員講習を開催し、普通救命講習の指導者(52名)を養成しました。また、防火フェア、市広報誌(2回)、ZTV(1回)を通じて、救急車の適正利用に関する普及啓発を行いました。	順調	令和5年の救急出動件数が過去最多となったことから、救急車の適正利用の重要性が市民により伝わるよう情報発信の内容を検討します	継続	・ジュニア救命士育成事業 ・応急手当普及員講習開催(年1回) ・救急車の適正利用に関する広報等(イベント1回以上、市広報誌2回、ZTV1回)	・ジュニア救命士育成事業 ・応急手当普及員講習開催(年1回) ・救急車の適正利用に関する広報等(イベント1回以上、市広報誌2回、ZTV1回)	・ジュニア救命士育成事業 ・応急手当普及員講習開催(年1回) ・救急車の適正利用に関する広報等(イベント1回以上、市広報誌2回、ZTV1回)
③ 適切な受診行動の促進	健康政策課 健康づくりG	迅速な救急活動に役立てるため、救急医療情報キットの更新の呼びかけを行います。	広報にて周知を行います。	広報掲載	広報かめやま10月16日号にて「救急医療情報キット」の紹介記事を掲載し周知を行った。	順調	課題・問題点は特になし。引き続き情報発信に努める。	継続	広報掲載	広報掲載	広報掲載
④ かかりつけ医等の普及啓発	健康政策課 健康づくりG	市民に身近なかかりつけ医を中心として、診療所と病院とがそれぞれの機能分担と連携を図り、市民に適切な医療が提供されるよう、医療機能連携を促進します。	各病院と情報共有及び協議を行い、連携を強化し、市民に適切な医療が提供されるよう医療機能連携を行う	鈴鹿亀山地域救急医療対策協議会出席	協議会への出席を行い、情報共有と連携強化を図った。	順調	引き続き協議会への出席を行い、情報共有と連携強化を図っていく。	継続	鈴鹿亀山地域救急医療対策協議会出席	鈴鹿亀山地域救急医療対策協議会出席	鈴鹿亀山地域救急医療対策協議会出席
④ かかりつけ医等の普及啓発	健康政策課 健康づくりG	市が主催するイベント等で、かかりつけ医・歯科医・薬剤師の普及啓発を進めます。	市が主催するイベント等で、かかりつけ医・歯科医・薬剤師の普及啓発を行う	救急記念行事にてかかりつけ医・歯科医・薬剤師の普及啓発	令和5年9月14日に救急医療市民講座を実施し普及啓発を行った。	順調	令和6年度も救急医療市民講座を実施し普及啓発を行っていく。	継続	救急記念行事にてかかりつけ医・歯科医・薬剤師の普及啓発	救急記念行事にてかかりつけ医・歯科医・薬剤師の普及啓発	救急記念行事にてかかりつけ医・歯科医・薬剤師の普及啓発

亀山市健康まちづくり計画実施計画(計画期間:令和5~8年度)

施策大綱 : 4 地域医療体制の充実

施策の方向 : (3) 市立医療センターを核とした地域医療の深化

施策の方向	取組部署 担当課G	取組概要	具体的取組 (R5-R8)	令和5年度					令和6年度	令和7年度	令和8年度
				年度計画	年度未実績 (具体的な取組の状況)	評価	課題・問題点	方向性	年度計画	年度計画	年度計画
① 公立病院としての展開	病院総務課 病院総務G	公立医療機関として、公益性を確保し、合理的かつ効率的な病院運営に努めます。	公営企業である公立病院は、独立採算が原則であり、健全で自立した経営基盤を確立する必要があるため、合理的かつ効率的な病院運営に努めます。	・安定的な収益の確保 ・給食業務委託、寝具等管理事業等複数年契約の委託業務等の見直しによる費用の削減	令和5年度も新型コロナウイルス感染症対策や感染患者の受入に積極的に取り組み、新型コロナウイルス感染症対策に係る補助金等の収益を確保することができた。また、滋賀医科大学と連携し診療体制を拡充したことにより、医療収益が増収となった。支出については、委託料の仕様内容の見直し等により経費を削減し経営の健全化を図った。	順調	新型コロナウイルス感染症対策に係る国庫補助金等が令和6年度以降は廃止されることから、より安定的な収益を確保する必要がある。支出については、人件費の上昇や原材料費等の高騰もあるため、節電や委託及び賃貸借契約の仕様内容を見直す等、経費の削減に努める必要がある。	継続	・安定的な収益の確保 ・医事業務委託等複数年契約の委託業務等の見直しによる費用の削減	・安定的な収益の確保 ・LED化による光熱水費等の費用の削減	・安定的な収益の確保 ・LED化、節電による光熱水費等の費用の削減
① かかりつけ医等の普及啓発	病院総務課 病院総務G	安定的な医療提供のため、医師や看護師の確保に努めるとともに、老朽化した施設の整備及び医療機器の更新を計画的に実施し、市立医療センターの機能強化を図ります。	安全・安心の医療を提供するため、医師を始めとする医療従事者の安定確保に努めるとともに、老朽化した施設・設備及び医療機器の更新については、状態や必要性、また、費用や財源等も検討のうえ計画的に実施し、機能強化を図ります。	・医師を始めとする医療従事者の安定確保 ・エレベーター改修工事の設計・契約 ・医療機器の更新計画の策定	滋賀医科大学や三重大学等と連携を強化することにより、医師の安定確保に努めた。エレベーター改修工事については契約を締結した。医療機器の更新については、現状を把握し、更新計画を策定し、高額医療機器を令和6年度に更新することとした。	順調	安定した医療を提供するためには、医師のみでなく薬剤師や臨床検査技師等の人材確保に努める必要がある。	継続	・医師を始めとする医療従事者の安定確保 ・エレベーター改修工事の施工 ・医療機器の更新計画に基づき、老朽化した医療機器の更新	・医師を始めとする医療従事者の安定確保 ・緊急性の高い工事の実施 ・医療機器の更新計画に基づき、老朽化した医療機器の更新	・医師を始めとする医療従事者の安定確保 ・緊急性の高い工事の実施 ・医療機器の更新計画に基づき、老朽化した医療機器の更新
① 公立病院としての展開	病院総務課 病院総務G	県の地域医療構想を踏まえながら、地方公営企業法の全部適用のメリットを生かした機動的かつ柔軟な病院運営を行うことにより、経営の健全化を図ります。	総務省が示す「持続可能な地域医療提供体制を確保するための公立病院経営強化ガイドライン」に基づき、県の地生かした機動的かつ柔軟な病院運営を行うことにより、経営の健全化を図ります。	亀山市立医療センター経営強化プランの策定・推進	令和6年3月に「亀山市立医療センター経営強化プラン」を策定した。	順調	「亀山市立医療センター経営強化プラン」で設定した目標値が達成できるよう、人材の安定確保や経営の健全化に取り組む必要がある。	継続	亀山市立医療センター経営強化プランの推進	亀山市立医療センター経営強化プランの推進	亀山市立医療センター経営強化プランの推進
② 地域医療機関との連携強化	地域医療課 地域連携G	在宅医療の後方支援病院として、地域包括ケア病床を活用した在宅復帰やレスパイト入院による在宅療養者及び介護者の支援など、在宅医療を推進します。	退院後も自宅で安心して療養できるように多職種と連携し、自宅療養のための環境を整える等入退院支援の充実に取り組みます。	・地域包括病床を活用したレスパイト入院の受入れ ・多職種と連携した入退院支援	レスパイト入院についての周知及び調整を円滑に進めるためにパンフレットを作成し、市内居宅介護支援事業所に配布し周知を行い、運用について正しく理解してもらうことができた。	順調	転院受入れ前患者の事前面談は必要性が高い一部患者にのみ実施となった。面談数を増やす必要がある。	継続	地域包括病床を活用したレスパイト入院の受入れ	地域包括病床を活用したレスパイト入院の受入れ	地域包括病床を活用したレスパイト入院の受入れ
② 地域医療機関との連携強化	地域医療課 地域連携G	地域の医師会や医療機関との連携を図り、市民の医療ニーズに対応できる医療の提供体制の充実に取り組みます。	近隣の2次3次医療機関や地域の医師会と連携を図りながら、医療センターの機能を活用した医療の提供を行います。	・2次3次医療機関や医師会との連携 ・医療機関間での連携調整	地域医療構想調整会議を踏まえながら、地域包括ケア病床を利用して、2次3次医療機関から回復期の患者の転院を受入れ、リハビリテーション治療や在宅調整を行い在宅復帰に繋いだ。また、ゴールデンウィークや年末年始などの医療機関が長期連休時には臨時診療を行い地域医療体制の充実を図った。	順調	地域包括ケア病床の利用率が高くなるに従い、2次3次医療機関からの転院依頼に対して速やかに対応することが難しく待期間が生じている。	継続	2次3次医療機関や医師会との連携	2次3次医療機関や医師会との連携	2次3次医療機関や医師会との連携
② 地域医療機関との連携強化	病院総務課 医事G	亀山医師会や地域医療機関との連携強化と役割分担によって、24時間365日の救急医療体制の充実強化を図ります。	亀山医師会等と連携・協力し、夜間時間外及び日曜日・祝日の応急診療を引き続き実施するとともに、救急告示病院として救急医療体制の充実を図ります。	・亀山医師会や地域医療機関との連携による救急対応 ・救急に対応する医師等の確保	亀山医師会等と連携・協力し、夜間時間外及び日曜日・祝日の応急診療を実施した。医療センターは二次救急だけでなく、一次救急としての時間外の応急診療を240回、日曜日・祝日の応急診療を7回実施した。また、他医療機関との連携により、応急診療時の医師確保に努めた。	順調	医療センターのみでは医師の確保が困難であるため、関係医療機関等と連携した医師確保を継続する必要がある。	継続	・亀山医師会や地域医療機関との連携による救急対応 ・救急に対応する医師等の確保	・亀山医師会や地域医療機関との連携による救急対応 ・救急に対応する医師等の確保	・亀山医師会や地域医療機関との連携による救急対応 ・救急に対応する医師等の確保

亀山市健康まちづくり計画実施計画(計画期間:令和5~8年度)

施策大綱 : 4 地域医療体制の充実

施策の方向 : (3) 市立医療センターを核とした地域医療の深化

施策の方向	取組部署 担当課G	取組概要	具体的取組 (R5-R8)	令和5年度					令和6年度	令和7年度	令和8年度
				年度計画	年度未実施 継続の状況	評価	課題・問題点	方向性	年度計画	年度計画	年度計画
③ 大学との連携による講座の活用	健康政策課 健康づくり G	市立医療センターの医師を確保し、地域医療に貢献する研究や調査を行うため、三重大学との亀山地域医療学講座を継続します。	三重大学に寄附講座を設置し、医師の安定的な確保を行います。	寄附講座更新	寄附講座を設置し、医師の安定的な確保を行い、市民の安心・安全に配慮した医療を提供できた。	順調	今後も継続的に医師の安定的な確保を図るため、寄附講座を設置していく。	継続	寄附講座更新	寄附講座更新	寄附講座更新
③ 大学との連携による講座の活用	健康政策課 健康づくり G	市立医療センターの整形外科医師を確保し、フレイル(虚弱)やロコモ(運動器症候群)等の運動器疾患に対する診療・研究・啓発を行うため、滋賀医科大学とのスポーツ・運動器科学共同研究講座を新たに開設します。	滋賀医科大学と共同研究講座設置協定を締結する。	協定継続	共同研究講座設置協定を締結し、医師の安定的な確保を行い、市民公開講座を開催するなど市民の安心・安全に配慮した医療を提供できた。	順調	今後も継続的に医師の安定的な確保を図るため、市、市立医療センター、大学3者の連携を密にしていきたい。	継続	協定継続	協定継続	協定継続

亀山市健康まちづくり計画実施計画(計画期間:令和5~8年度)

施策大綱 : 5 感染症対策の推進

施策の方向 : (1) 感染症の予防推進

施策の方向	取組部署 担当課G	取組概要	具体的取組 (R5-R8)	令和5年度					令和6年度	令和7年度	令和8年度
				年度計画	年度未実施 (具体的な取組の状況)	評価	課題・問題点	方向性	年度計画	年度計画	年度計画
① 感染症予防のための普及啓発	健康政策課 健康づくり G	国の指針を踏まえ、県や鈴鹿保健所や医療機関等の関係機関や保育所・小中学校などの関係部署と連携し、感染症に関する情報や適切な感染対策について周知啓発します。	国の指針を踏まえ、県や鈴鹿保健所や医療機関等の関係機関や保育所・小中学校などの関係部署と連携し、感染症に関する情報や適切な感染対策ができるように周知します。	ホームページ、広報等適切な媒体にて市民に周知啓発	広報にて、3回感染症対策に対して啓発を行った。	順調	課題・問題点は特になし。引き続き情報発信に努める。	継続	ホームページ、広報等適切な媒体にて市民に周知啓発	ホームページ、広報等適切な媒体にて市民に周知啓発	ホームページ、広報等適切な媒体にて市民に周知啓発
① 感染症予防のための普及啓発	教育総務課 保健給食G	国の指針を踏まえ、県や鈴鹿保健所や医療機関等の関係機関や保育所・小中学校などの関係部署と連携し、感染症に関する情報や適切な感染対策について周知啓発します。	国の指針を踏まえ、県や鈴鹿保健所や医療機関等の関係機関や保育所・小中学校などの関係部署と連携し、感染症に関する情報や適切な感染対策について周知啓発する。	各小中学校への情報等の周知	三重県教育委員会や亀山医師会等からの感染症対策に関する情報等について、各小中学校へ周知を行った。	順調	感染症の動向は変化が早く、速やかな対応が必要である。	継続	各小中学校への情報等の周知	各小中学校への情報等の周知	各小中学校への情報等の周知
① 感染症予防のための普及啓発	子ども未来課 子ども 総務G	国の指針を踏まえ、県や鈴鹿保健所や医療機関等の関係機関や保育所・小中学校などの関係部署と連携し、感染症に関する情報や適切な感染対策について周知啓発します。	県、鈴鹿保健所や医療機関等の関係機関や小中学校などの関係部署と連携し、毎月開催される園長会議等を活用して、感染症対策に関するさまざまな情報共有を行います。	・毎月開催される園長会議等を活用した感染症対策に関する情報共有	関係機関や小中学校などの関係部署と連携し、毎月開催される園長会議等を活用して、感染症対策に関するさまざまな情報共有を行った。	順調	今後も継続した感染症対策を行うために、毎月開催される園長会議等を活用した情報共有を行う必要がある。	継続	毎月開催される園長会議等を活用した感染症対策に関する情報共有	毎月開催される園長会議等を活用した感染症対策に関する情報共有	毎月開催される園長会議等を活用した感染症対策に関する情報共有
① 感染症予防のための普及啓発	学校教育課 教育支援G	園児・児童・生徒の年齢に応じた手洗い、うがい、咳エチケットなどの指導を行い、集団発生を予防します。	児童・生徒の年齢に応じた手洗い、うがい、咳エチケットなどの指導を行い、啓発する。	周知啓発の実施 ・手洗場等に手洗いの方法を掲示 ・保健たより等	場や状況、児童生徒の発達段階に応じた手洗い、うがい等の感染症予防対策を教育活動全体を通じて行うよう各学校へ指導・助言を行った。	順調	継続して取り組む	継続	周知啓発の実施 ・手洗場等に手洗いの方法を掲示 ・保健たより等	周知啓発の実施 ・手洗場等に手洗いの方法を掲示 ・保健たより等	周知啓発の実施 ・手洗場等に手洗いの方法を掲示 ・保健たより等
① 感染症予防のための普及啓発	子ども未来課 子ども 総務G	園児・児童・生徒の年齢に応じた手洗い、うがい、咳エチケットなどの指導を行い、集団発生を予防します。	県、鈴鹿保健所や医療機関等の関係機関等と連携し、幼少期から、病気を予防するための手洗い、うがい、咳エチケットなどの健康な生活に必要な基本的な習慣を身につけさせるための指導を行います。	指導計画に基づく各年齢児に応じた感染症予防のための手洗い、うがい、咳エチケットなどの基本的な生活習慣の指導	保育所等において、病気を予防するための手洗い、うがい、咳エチケットなどの健康な生活に必要な基本的な習慣を身につけさせるための指導を行った。	順調	引き続き指導計画に基づく各年齢児に応じた感染症予防のための手洗い、うがい、咳エチケットなどの基本的な生活習慣の指導が必要である。	継続	指導計画に基づく各年齢児に応じた感染症予防のための手洗い、うがい、咳エチケットなどの基本的な生活習慣の指導	指導計画に基づく各年齢児に応じた感染症予防のための手洗い、うがい、咳エチケットなどの基本的な生活習慣の指導	指導計画に基づく各年齢児に応じた感染症予防のための手洗い、うがい、咳エチケットなどの基本的な生活習慣の指導
② 地域での流行の防止	健康政策課 健康づくり G	亀山医師会と連携して定期予防接種の接種体制を整備し、適切な定期予防接種の機会を提供に取り組みとともに、対象者への積極的勧奨を行います。	亀山医師会と連携して定期予防接種の接種体制を整備し、適切な定期予防接種の機会を提供に取り組みとともに、対象者への積極的勧奨を行います。	・亀山医師会と連携し定期予防接種を実施 ・対象者への通知	・亀山医師会と予防接種について契約を結び、定期予防接種の機会の提供ができるように整備を行った。	順調	課題・問題点は特になし。	継続	・亀山医師会と連携し定期予防接種を実施 ・対象者への通知	・亀山医師会と連携し定期予防接種を実施 ・対象者への通知	・亀山医師会と連携し定期予防接種を実施 ・対象者への通知

亀山市健康まちづくり計画実施計画(計画期間:令和5~8年度)

施策大綱 : 5 感染症対策の推進

施策の方向 : (1) 感染症の予防推進

施策の方向	取組部署 担当課G	取組概要	具体的取組 (R5-R8)	令和5年度					令和6年度	令和7年度	令和8年度
				年度計画	年度未実績 (具体的な取組の状況)	評価	課題・問題点	方向性	年度計画	年度計画	年度計画
② 地域での流行の防止	子ども未来課 母子保健G	亀山医師会と連携して定期予防接種の接種体制を整備し、適切な定期予防接種の機会の提供に取り組むとともに、対象者への積極的勧奨を行います。	亀山医師会と連携して定期予防接種の接種体制を整備し、適切な定期予防接種の機会の提供に取り組むとともに、対象者への積極的勧奨を行います。	・亀山医師会と連携し定期予防接種を実施 ・対象者への通知	亀山医師会と連携し定期予防接種を実施した。対象者には個別の通知を送付し、積極的な勧奨を行った。	順調	今後も継続し亀山医師会と連携し定期予防接種事業を適切に進め、感染症予防に繋げていく必要がある。	継続	・亀山医師会と連携し定期予防接種を実施 ・対象者への通知	・亀山医師会と連携し定期予防接種を実施 ・対象者への通知	・亀山医師会と連携し定期予防接種を実施 ・対象者への通知
② 地域での流行の防止	健康政策課 健康づくりG	市の広報やホームページ等を活用した周知啓発のほか、健康講座や母子保健教室などの機会を利用し接種勧奨に努めます。	市の広報やホームページ等を活用した周知啓発のほか、窓口等での市民への直接的な接種勧奨に努めます。	・地域の教室や出前講座で感染症予防について周知を図るとともに予防接種の情報提供を行う	かめやま出前トークで2回で感染症予防や予防接種について情報提供を行った。	順調	引き続き、広報やホームページを活用するほか、かめやま出前トークや出前講座など地域での情報提供を行う。	継続	・地域の教室や出前講座で感染症予防について周知を図るとともに予防接種の情報提供を行う	・地域の教室や出前講座で感染症予防について周知を図るとともに予防接種の情報提供を行う	・地域の教室や出前講座で感染症予防について周知を図るとともに予防接種の情報提供を行う
② 地域での流行の防止	子ども未来課 母子保健G	市の広報やホームページ等を活用した周知啓発のほか、健康講座や母子保健教室などの機会を利用し接種勧奨に努めます。	市の広報やホームページ等を活用した周知啓発のほか、個別通知や幼児健康診査時に接種状況を確認し、未実施分について接種勧奨を行います。	・広報等啓発 ・個別通知 ・幼児健康診査時の接種勧奨	・対象者には個人通知を送付し積極的な勧奨に努めた。また健康づくりのてびき、広報紙等で広く情報発信に努めた。また、幼児健康診査時や育児相談時等に接種状況を確認し未実施の方については接種勧奨を行った。	順調	今後も継続して市広報、ホームページで周知啓発及び対象者には個別通知を行う。また引き続き、接種時期が到来しているが忘れていた事のないよう、幼児健康診査時等に接種状況を確認し接種勧奨を行っていく必要がある。	継続	・広報等啓発 ・個別通知 ・幼児健康診査時の接種勧奨	・広報等啓発 ・個別通知 ・幼児健康診査時の接種勧奨	・広報等啓発 ・個別通知 ・幼児健康診査時の接種勧奨
② 地域での流行の防止	健康政策課 健康づくりG	予防接種や感染症対策に関する情報提供や、保育所、幼稚園などの関連施設との連携を図り、未接種者への周知啓発を行います。	予防接種や感染症対策に関する情報提供や、保育所、幼稚園などの関連施設との連携を図り、未接種者への周知啓発を行う。	・市内医療機関等に接種についてポスター掲示等で周知啓発を行う	市内医療機関28か所にポスターを掲示した。	順調	課題・問題点はなし。	継続	・市内医療機関等に接種についてポスター掲示等で周知啓発を行う	・市内医療機関等に接種についてポスター掲示等で周知啓発を行う	・市内医療機関等に接種についてポスター掲示等で周知啓発を行う
② 地域での流行の防止	子ども未来課 母子保健G	予防接種や感染症対策に関する情報提供や、保育所、幼稚園などの関連施設との連携を図り、未接種者への周知啓発を行います。	保育所、幼稚園などの関連施設との連携を図り、MR2期定期接種未接種者への積極的な接種勧奨を行います。	・個人通知(対象年齢到達の毎年4月頃) ・接種案内の配布(年数回) ・園と連携した接種勧奨	対象年齢の児には接種案内及び個人通知を行った。また、MR2期については、保育園・幼稚園に協力依頼をし、連携して接種勧奨を行った。	順調	今後も、保育所、幼稚園などの関連部署との連携を図り進めるが、接種に応じない人が毎年一定数存在することや、忘れていたことがないよう周知を行っていく必要がある。	継続	・個人通知(対象年齢到達の毎年4月頃) ・接種案内の配布(年数回) ・園と連携した接種勧奨	・個人通知(対象年齢到達の毎年4月頃) ・接種案内の配布(年数回) ・園と連携した接種勧奨	・個人通知(対象年齢到達の毎年4月頃) ・接種案内の配布(年数回) ・園と連携した接種勧奨
② 地域での流行の防止	子ども未来課 子ども総務G	予防接種や感染症対策に関する情報提供や、保育所、幼稚園などの関連施設との連携を図り、未接種者への周知啓発を行います。	感染症予防推進のため、保育所等の園長会議を通じて、予防接種や感染症対策に関する情報共有を行うとともに、未接種者の保護者等に対し予防接種案内等の通知文書を配付することにより周知啓発の機会を提供します。	・毎月開催される園長会議等を活用した予防接種や感染症対策に関する情報共有 ・保育所等を通じた未接種者への通知文書配付による周知機会の提供	感染症予防推進のため、保育所等の園長会議を通じて、予防接種や感染症対策に関する情報共有を行うとともに、未接種者の保護者等に対し予防接種案内等の通知文書を配付することにより周知啓発の機会を提供した。	順調	今後も保育所等の園長会議を通じて、予防接種や感染症対策に関する情報共有を行うことが必要である。	継続	・毎月開催される園長会議等を活用した予防接種や感染症対策に関する情報共有 ・保育所等を通じた未接種者への通知文書配付による周知機会の提供	・毎月開催される園長会議等を活用した予防接種や感染症対策に関する情報共有 ・保育所等を通じた未接種者への通知文書配付による周知機会の提供	・毎月開催される園長会議等を活用した予防接種や感染症対策に関する情報共有 ・保育所等を通じた未接種者への通知文書配付による周知機会の提供

亀山市健康まちづくり計画実施計画(計画期間:令和5~8年度)

施策大綱 : 5 感染症対策の推進

施策の方向 : (1) 感染症の予防推進

施策の方向	取組部署 担当課G	取組概要	具体的取組 (R5-R8)	令和5年度				令和6年度	令和7年度	令和8年度	
				年度計画	年度未実績 (具体的な取組の状況)	評価	課題・問題点	方向性	年度計画	年度計画	年度計画
② 地域での流行の防止	教育総務課 保健給食G	予防接種や感染症対策に関する情報提供や、保育所、幼稚園などの関連施設との連携を図り、未接種者への周知啓発を行います。	感染症に関する情報提供や衛生資材の配布を行う。	各学校への衛生資材の配布	手指消毒用のアルコールや手洗い用の泡石けん、マスクや健診用ゴム手袋等を各学校へ配布した。	順調	新型コロナウイルス感染症が感染症法の2類相当から5類へ移行し、日常の対策が変わってきたことから、消毒用アルコール等の使用量が減少している。	継続	各学校への衛生資材の配布	各学校への衛生資材の配布	各学校への衛生資材の配布
② 地域での流行の防止	健康政策課 健康づくりG	インフルエンザ、おたふくかぜ、DPT、高齢者肺炎球菌(定期接種外)、MR(定期接種外)、水痘(定期接種外)に加え、新たに帯状疱疹の予防接種について、費用の一部助成を行うことで、感染予防につなげます。	インフルエンザ、高齢者肺炎球菌(定期接種外)に加え、新たに帯状疱疹の予防接種について、費用の一部助成を行うことで、感染予防につなげていく。	・健康づくりのてびき、広報等での情報発信 ・任意予防接種の一部助成実施	インフルエンザ330人(1回目のみ計上)、高齢者肺炎球菌260人、帯状疱疹生ワクチン111人、不活化ワクチン638人(1回目のみ計上)の予防接種について費用の一部助成を行い、感染予防、重症化予防につなげた。	順調	課題・問題点は特になし。引き続き情報発信に努める。	継続	・健康づくりのてびき、広報等での情報発信 ・任意予防接種の一部助成実施	・健康づくりのてびき、広報等での情報発信 ・任意予防接種の一部助成実施	・健康づくりのてびき、広報等での情報発信 ・任意予防接種の一部助成実施
② 地域での流行の防止	子ども未来課 母子保健G	インフルエンザ、おたふくかぜ、DPT、高齢者肺炎球菌(定期接種外)、MR(定期接種外)、水痘(定期接種外)に加え、新たに帯状疱疹の予防接種について、費用の一部助成を行うことで、感染予防につなげます。	インフルエンザ、おたふくかぜ、DPT、MR(定期接種外)、水痘(定期接種外)について、費用の一部助成を行うことで、感染予防につなげていく。	・健康づくりのてびき、広報等での情報発信 ・任意予防接種の一部助成実施	健康づくりのてびき、広報等での情報発信・任意予防接種の一部助成の実施を行った結果、接種することにより病気になるにくくなり、実際に感染症にかかるよりも症状が軽くなることやまわりの人に移すことがないなど市民の健康の保持に繋がった。	順調	今後も健康づくりのてびき、広報等での情報発信や任意予防接種の一部助成を継続して実施し、感染予防に繋げていく必要がある。	継続	・健康づくりのてびき、広報等での情報発信 ・任意予防接種の一部助成実施	・健康づくりのてびき、広報等での情報発信 ・任意予防接種の一部助成実施	・健康づくりのてびき、広報等での情報発信 ・任意予防接種の一部助成実施
② 地域での流行の防止	健康政策課 健康づくりG	感染症に関する情報を発信するとともに、予防接種の意義や副反応などについての周知啓発を行います。	感染症に関する情報を、広報やホームページで発信を行う。また、対象者に個別に郵送にて周知を図る。	・予診票の内容を確認し、裏面の注意書きや広報、ホームページなどで、副反応についての周知を行う	ホームページに予防接種の意義について記載した。予診票裏面に副反応について記載し啓発を行った。	順調	課題・問題点は特になし。引き続き情報発信に努める。	継続	・予診票の内容を確認し、裏面の注意書きや広報、ホームページなどで、副反応についての周知を行う	・予診票の内容を確認し、裏面の注意書きや広報、ホームページなどで、副反応についての周知を行う	・予診票の内容を確認し、裏面の注意書きや広報、ホームページなどで、副反応についての周知を行う
② 地域での流行の防止	子ども未来課 母子保健G	感染症に関する情報を発信するとともに、予防接種の意義や副反応などについての周知啓発を行います。	感染症に関する情報を、広報やホームページで発信を行う。また、対象者に個別に郵送にて周知を図る。	・健康づくりのてびき、広報等での情報発信 ・対象者への個人通知	対象者には個人通知を送付し積極的な勧奨に努めた。また健康づくりのてびき、広報紙等で広く情報発信に努めた。	順調	今後も、健康づくりのてびき、広報等での情報発信や対象者への積極的な勧奨を行っていく必要がある。	継続	・健康づくりのてびき、広報等での情報発信 ・対象者への個人通知	・健康づくりのてびき、広報等での情報発信 ・対象者への個人通知	・健康づくりのてびき、広報等での情報発信 ・対象者への個人通知

亀山市健康まちづくり計画実施計画(計画期間:令和5~8年度)

施策大綱 : 5 感染症対策の推進

施策の方向 : (2) コロナ禍からポストコロナ時代への対応

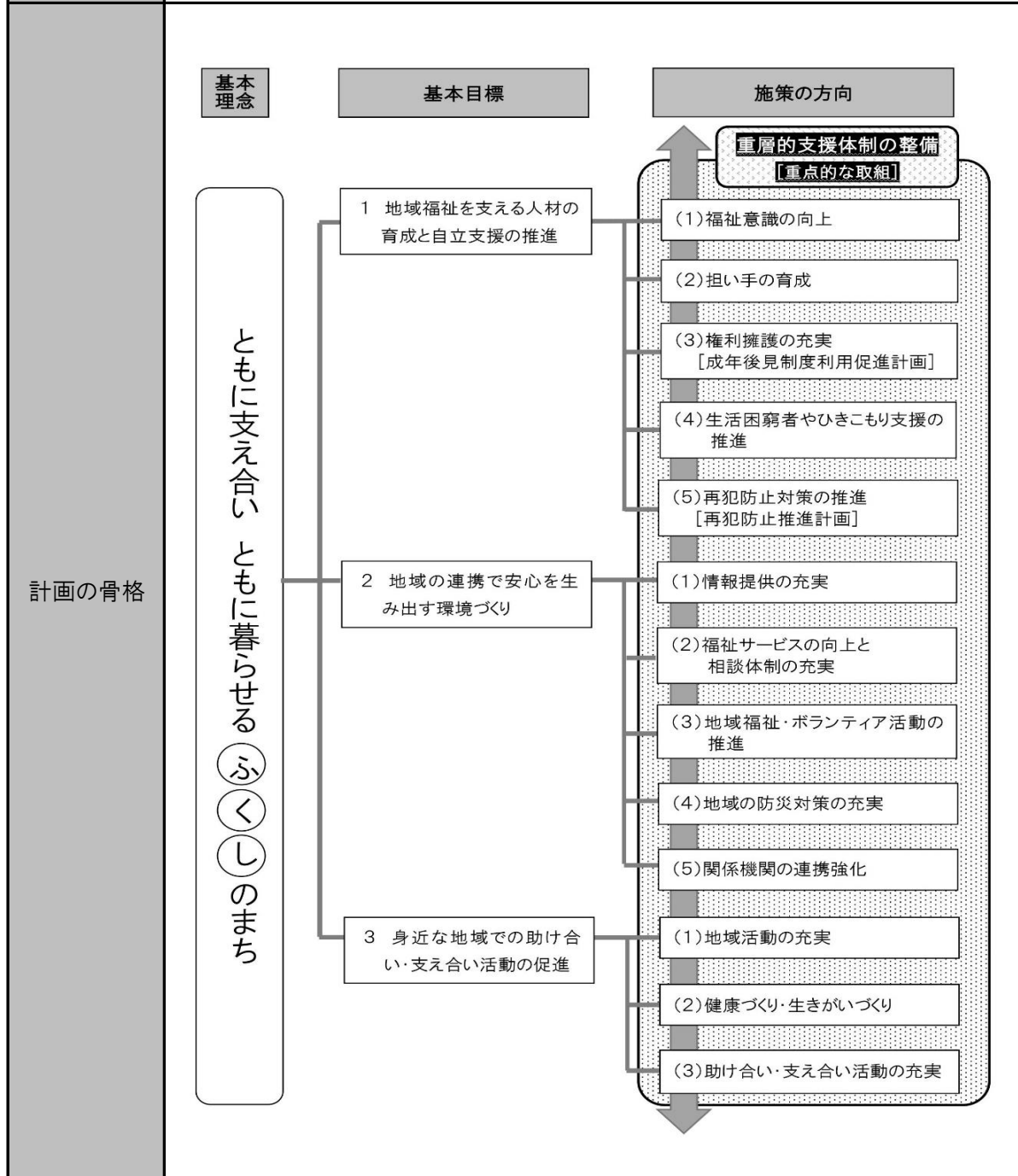
施策の方向	取組部署 担当課G	取組概要	具体的取組 (R5-R8)	令和5年度					令和6年度	令和7年度	令和8年度
				年度計画	年度未実施 (具体的な取組の状況)	評価	課題・問題点	方向性	年度計画	年度計画	年度計画
① 新型コロナウイルス感染症対策の徹底	健康政策課 健康づくり G	県や鈴鹿保健所との連携のもと、新型コロナウイルス感染症対策本部を核とした全庁体制により、国の方針を踏まえた適切な対策に取り組みます。	感染症法の改正により、令和5年5月8日をもって市対策本部は解散したが、状況に応じてホームページや広報等、適切な媒体で市民への周知を行います。	状況に応じてホームページ等での情報発信	定期接種などの情報についてホームページでの周知を行った。	順調	新型コロナウイルス感染症の5類移行に伴い、制限の緩和等がみられることから、感染症全般への対策として行う。	達成			
① 新型コロナウイルス感染症対策の徹底	病院総務課 医事G	新型コロナウイルス感染症の拡大抑止のため、市立医療センターにおける発熱外来やPCR検査などの診療検査体制の強化を図ります。	新型コロナウイルス感染症の感染状況や国の方針等を注視し、県等の関係機関と連携のもと、状況に応じた診療・検査体制の強化を図ります。	・発熱外来やPCR検査等の診療・検査体制の維持 ・新型コロナ等の感染症に対応した外来及び入院体制の運用	新型コロナウイルス感染症の5類移行に伴い、発熱外来は終了したが、PCR検査等の検査体制は維持しつつ、風邪症状のみとしない原因不明の症状を専門とした原因不明外来を設置した。また、県が指定する重点医療機関として感染者の受入れのための確保病床を4床確保し、24名の患者を受け入れた。	順調	新型コロナウイルス感染症の5類移行に伴い、制限の緩和等がみられることから、感染症全般への対策として行う。	達成			
① 新型コロナウイルス感染症対策の徹底	新型コロナウイルスワクチン接種室	国等の方針を踏まえ、亀山医師会との連携を図りながら、全庁的な体制により新型コロナウイルスワクチン接種を進めます。	国の方針に迅速に対応し、新型コロナウイルス感染症の発症予防・重症化予防を進めるため、亀山医師会をはじめ、関係機関との連携、協力のもと、新型コロナウイルスワクチン接種を総合保健福祉センター「あいあい」及び市立医療センターにおいて実施し、接種体制を確保します。	・総合保健福祉センター「あいあい」での集団接種 ・市立医療センターでの個別接種 ※令和5年度末にて終了予定	国等の方針を踏まえ、亀山医師会との連携を図りながら、全庁的な体制により新型コロナウイルスワクチン接種を進めることができた。	順調	新型コロナウイルス感染症の5類移行に伴い、制限の緩和等がみられることから、定期予防接種対象とし、接種体制を整備した上で、地域での流行防止に努める。	達成			
① 新型コロナウイルス感染症対策の徹底	健康政策課 健康づくり G	適切な情報管理のもとで、正しい情報周知を図ることで、風評被害や誹謗中傷が発生しないよう努めます。	ホームページにおいて、正確な情報を発信する。	ホームページにて周知	適切な情報管理のもとで、正しい情報周知を図ることで、風評被害や誹謗中傷が発生しないよう努めた。	順調	新型コロナウイルス感染症の5類移行に伴い、制限の緩和等がみられることから、感染症全般への対策として行う。	達成			
② ポストコロナ時代への対応	健康政策課 健康づくり G	基本的な感染防止対策が一層浸透するよう、多様な媒体を活用した情報発信と機会を捉えた情報提供による市民の意識醸成を図ります。	国や県の情報を常に注視し、市民へ周知します。	ホームページにて周知	基本的な感染防止対策が一層浸透するよう、多様な媒体を活用した情報発信と機会を捉えた情報提供による市民の意識醸成を図った。	順調	課題・問題点は特になし。引き続き情報発信に努める。	継続	ホームページにて周知	ホームページにて周知	ホームページにて周知
② ポストコロナ時代への対応	健康政策課 健康づくり G	新たな感染症が発生した場合に備え、県や鈴鹿保健所など関係機関と連携強化を図るとともに、対策の核となる人材である保健師の育成・充実に努めます。	県や鈴鹿保健所等の関係機関と連携強化に努め、保健師は感染症に関する研修会などに積極的に参加し最新の情報の収集に努める	・関係機関との連携強化 ・研修会での保健師の知識習得	新たな感染症が発生した場合に備え、県や鈴鹿保健所など関係機関と連携強化を図るとともに、対策の核となる人材である保健師の育成・充実に努めた。	順調	課題・問題点はなし。引き続き、県や鈴鹿保健所等との関係強化に努め、研修会などに積極的に参加していく。	継続	・関係機関との連携強化 ・研修会での保健師の知識習得	・関係機関との連携強化 ・研修会での保健師の知識習得	・関係機関との連携強化 ・研修会での保健師の知識習得

第2次亀山市地域福祉計画に関する実績等報告書(令和5年度)

(健康福祉部 地域福祉課)

■計画の基本情報

計画期間	R 4 ~ R 8 年度
位置付け	本計画は、社会福祉法第107条に基づく市町村計画であり、市の最上位計画である第2次総合計画(後期基本計画)はもとより、福祉分野におけるマスタープランとして、高齢、障がい、子ども、健康・医療の各種計画と整合しつつ、地域福祉計画と地域福祉活動計画とが一体となって福祉施策を総合的に推進するものである。
目的・概要	本市における従来からの市民と地域の持つ力を生かした地域福祉のネットワークを強化しながら、多様な人びとが心身ともに健やかな日々を過ごせる「地域共生社会」の実現をめざすとともに、複雑化・複合化した福祉課題や制度の狭間のニーズへの対応ができるよう、重層的支援体制の整備を進めるものである。



■ 成果指標

成果指標名		単位	現状値	実績値 (R5)	目標値
1	市ボランティアセンター登録者数及びボランティア数	人	719	635	900
2	複合的な課題を抱えた世帯の連携支援会議の件数	件	24	42	36
3	住民主体の支え合いのしくみを構築した地区数	地区	3	4	11

■ 計画の実績等

取組実績	社会福祉協議会に成年後見制度の事業全体をコーディネートする中核機関を設置し、本人の課題解決に必要な成年後見人等を選定する受任調整会議の開催や法福連携ネットワーク協議会を開催し、制度の利用促進につなげた。また、CSWと一緒に福祉分野に加え、市の相談機能を有する窓口に対し、複合課題相談支援つながるシートの全庁展開を継続するとともに、世帯全体が抱える課題の整理や支援関係機関の役割分担を図る包括的な支援体制づくりを進めた。さらに、地域での助け合い・支え合い活動として、ちょこボラ(有償ボランティア)について、生活支援コーディネーターとCSWが連携しながら、新たに川崎地区において、準備委員会が設置された。福祉分野の拠点である総合保健福祉センターについて、施設・相談窓口機能などのあり方をまとめた機能見直し方針に基づき、施設機能の見直しを進めた。
成果	民生委員・児童委員等の地域の支援者に対し、ひきこもりの経験者を招いた講演や市の取組状況の報告などの研修開催や次世代を担う大学生との連携による学習支援教室を運営するなど、福祉意識の向上や担い手の育成を図った。成年後見制度の利用促進に向けた中核機関を設置し、法福連携ネットワーク協議会の開催などの地域連携ネットワークづくりに取り組むことにより、自立支援を推進した。また、多機関協働事業の全庁展開を継続し、支援関係機関からのつながるシートに基づき、世帯のケアプランを作成・管理する相談支援包括化サポート会議を運営するなど、安心を生み出す環境づくりを進めた。さらに、ちょこボラの実施地区に出向いた相談支援や市域への展開とともに、地域の実情に応じた課題を各地域でその解決が図れる場の設置検討など、身近な地域での助け合い・支え合い活動の促進を図った。
総合計画推進への寄与度	民生委員等への研修の開催支援やCSW等によるちょこボラの実施地区への相談支援や新たな組織立ち上げなどに継続的に関わり、地域福祉を支える人と組織の育成や、地域での助け合い・支え合いのしくみづくりを進めた。成年後見サポート事業の本格実施や全地域まちづくり協議会を市・CSWが訪れ、重層的支援体制等を説明し、安心して福祉サービスを利用できる環境づくりを進めた。ひきこもり支援として、就労準備支援事業の事業化など、生活困窮者の支援と自立の促進を図った。

反省点・課題	全庁を含めた多機関につながるシートの活用を継続的に働きかけ、分野を超えた課題を受け止める意識の向上を図るとともに、当該シートをCSWに集約し、支援機関の役割分担や継続的な相談支援の体制づくりが必要である。ひきこもりなどに対し、窓口の周知や居場所の設置など、社会参加につなげる体制づくりが必要である。
--------	---

今後の方向性	市の相談窓口や関係機関につながった世帯の福祉課題をCSWに集約できるよう、シンポジウムの開催や多機関協働事業の包括的な相談支援体制づくりを進める。また、社会参加の支援として、ひきこもりなどへの相談窓口の明確化に加え、オンライン居場所の設置や就労準備支援の取組の展開など、重層的な取組を進める。
--------	--

亀山市高齢者福祉計画に関する実績等報告書(令和5年度)

(健康福祉部 地域福祉課)

■計画の基本情報

計画期間	R 3 ~ R 5 年度															
位置付け	本計画は、老人福祉法第20条の8に定められている市町村老人福祉計画であり、介護保険法第117条に定められている介護保険事業計画との一体性及び市の総合計画、地域福祉計画その他の法定計画等との調和の保持を図りながら、市における高齢者の総合的・基本的計画として策定している。															
目的・概要	団塊の世代が75歳以上(後期高齢者)となる令和7年(2025)年、団塊ジュニア世代が65歳以上となる令和22年(2040)年を見据えて、これまでの取組を発展させ、高齢者が住み慣れた地域で安心して自立と尊厳のある暮らしができるよう、高齢者を取り巻くあらゆる主体の連携と協力によって「地域包括ケアシステム」の深化・推進をめざす。															
計画の骨格	<div style="text-align: center;"> <p>基本理念</p> <p>高齢者が住み慣れた地域で安心して生き生きと暮らせるまち</p> </div> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">基本目標</th> <th style="width: 30%;">目標</th> <th style="width: 50%;">施策の方向性</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2" style="text-align: center; vertical-align: middle;"> 地域共生社会の実現に向けた地域包括ケアシステムの強化 </td> <td style="text-align: center;"> 目標1 地域包括ケアシステム推進のための体制づくり </td> <td> 1 地域包括ケアシステムの推進 2 地域ケア会議の推進 3 住民主体の活動の推進 </td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;"> 目標2 切れ目のない在宅医療と介護連携の推進 </td> <td> 1 在宅医療の推進 2 医療と介護の多職種連携強化 </td> </tr> <tr> <td rowspan="3" style="text-align: center; vertical-align: middle;"> 安心して暮らす地域づくり </td> <td style="text-align: center;"> 目標3 認知症高齢者支援の推進 </td> <td> 1 認知症理解のための普及啓発 2 認知症高齢者を支えるためのまちづくり 3 高齢者の権利擁護の強化 </td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;"> 目標4 介護予防・生活支援サービスの充実 </td> <td> 1 社会参加と生きがいがづくり 2 健康づくりと介護予防の一体的な取組の構築 3 生活支援サービスの提供 </td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;"> 目標5 安心して地域で暮らせる環境づくり </td> <td> 1 高齢者の安心した住まいの確保 2 災害、感染症等への備えの充実 </td> </tr> </tbody> </table>	基本目標	目標	施策の方向性	地域共生社会の実現に向けた地域包括ケアシステムの強化	目標1 地域包括ケアシステム推進のための体制づくり	1 地域包括ケアシステムの推進 2 地域ケア会議の推進 3 住民主体の活動の推進	目標2 切れ目のない在宅医療と介護連携の推進	1 在宅医療の推進 2 医療と介護の多職種連携強化	安心して暮らす地域づくり	目標3 認知症高齢者支援の推進	1 認知症理解のための普及啓発 2 認知症高齢者を支えるためのまちづくり 3 高齢者の権利擁護の強化	目標4 介護予防・生活支援サービスの充実	1 社会参加と生きがいがづくり 2 健康づくりと介護予防の一体的な取組の構築 3 生活支援サービスの提供	目標5 安心して地域で暮らせる環境づくり	1 高齢者の安心した住まいの確保 2 災害、感染症等への備えの充実
基本目標	目標	施策の方向性														
地域共生社会の実現に向けた地域包括ケアシステムの強化	目標1 地域包括ケアシステム推進のための体制づくり	1 地域包括ケアシステムの推進 2 地域ケア会議の推進 3 住民主体の活動の推進														
	目標2 切れ目のない在宅医療と介護連携の推進	1 在宅医療の推進 2 医療と介護の多職種連携強化														
安心して暮らす地域づくり	目標3 認知症高齢者支援の推進	1 認知症理解のための普及啓発 2 認知症高齢者を支えるためのまちづくり 3 高齢者の権利擁護の強化														
	目標4 介護予防・生活支援サービスの充実	1 社会参加と生きがいがづくり 2 健康づくりと介護予防の一体的な取組の構築 3 生活支援サービスの提供														
	目標5 安心して地域で暮らせる環境づくり	1 高齢者の安心した住まいの確保 2 災害、感染症等への備えの充実														

■ 成果指標

成果指標名		単位	現状値	実績値 (R5)	目標値
1	設定なし				
2					
3					
4					
5					

■ 計画の実績等

取組実績	<ul style="list-style-type: none"> 生活支援体制整備については、地域包括支援センターが民生委員、児童委員と協力を図りながら地域との連携強化を図り、相談しやすい窓口づくりを行った。 「かめやまホームケアネット」の登録者は増加し、多職種連携情報共有システムが有効活用でき、多職種連携につながった。 健康づくりと介護予防の一体的取り組みについては、高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施に向けて連携会議を立ち上げ、重症化予防対策の検討等を行った。 認知症施策については、地域包括支援センターと連携して、認知症サポーターの養成、チームオレンジかめやまの啓発活動、認知症初期集中支援チームによる個別支援、高齢者見守りシールの普及や個人賠償責任保険事業など、認知症の人や家族への支援を積極的に行った。
成果	<p>本計画により、地域包括支援センターの体制強化、研修会や情報共有システムの活用を通じた多職種連携の推進など、地域包括ケアシステムの整備に努めることができた。また、地域住民が主体となって行う介護予防や生活支援活動「ちょこボラ」の体制づくりや支援を行うことで、地域の高齢者が生きがいや役割を持って生活できる地域づくりに寄与できた。認知症施策は、認知症月間を利用した取り組みや認知症初期集中チームの普及啓発に努め、認知症に対する市民の関心を高めることができた。</p>
総合計画推進への寄与度	<p>医療と介護の連携強化や地域包括支援センターの機能強化と拡大、介護予防の充実と推進、高齢者の自立生活を支えるための生活支援サービスの充実、老人クラブ活動などの地域での生きがいづくり、認知症初期支援体制の整備を含めた認知症施策の推進等、総合計画に掲げた施策の推進に寄与した。</p>



反省点・課題	<p>高齢者を取り巻く諸問題解決に向け、包括的相談支援が行えるよう、福祉以外の相談窓口や関係機関と連携を強化し、高齢者支援に総合力を発揮できるような体制づくりが必要である。</p>
--------	--



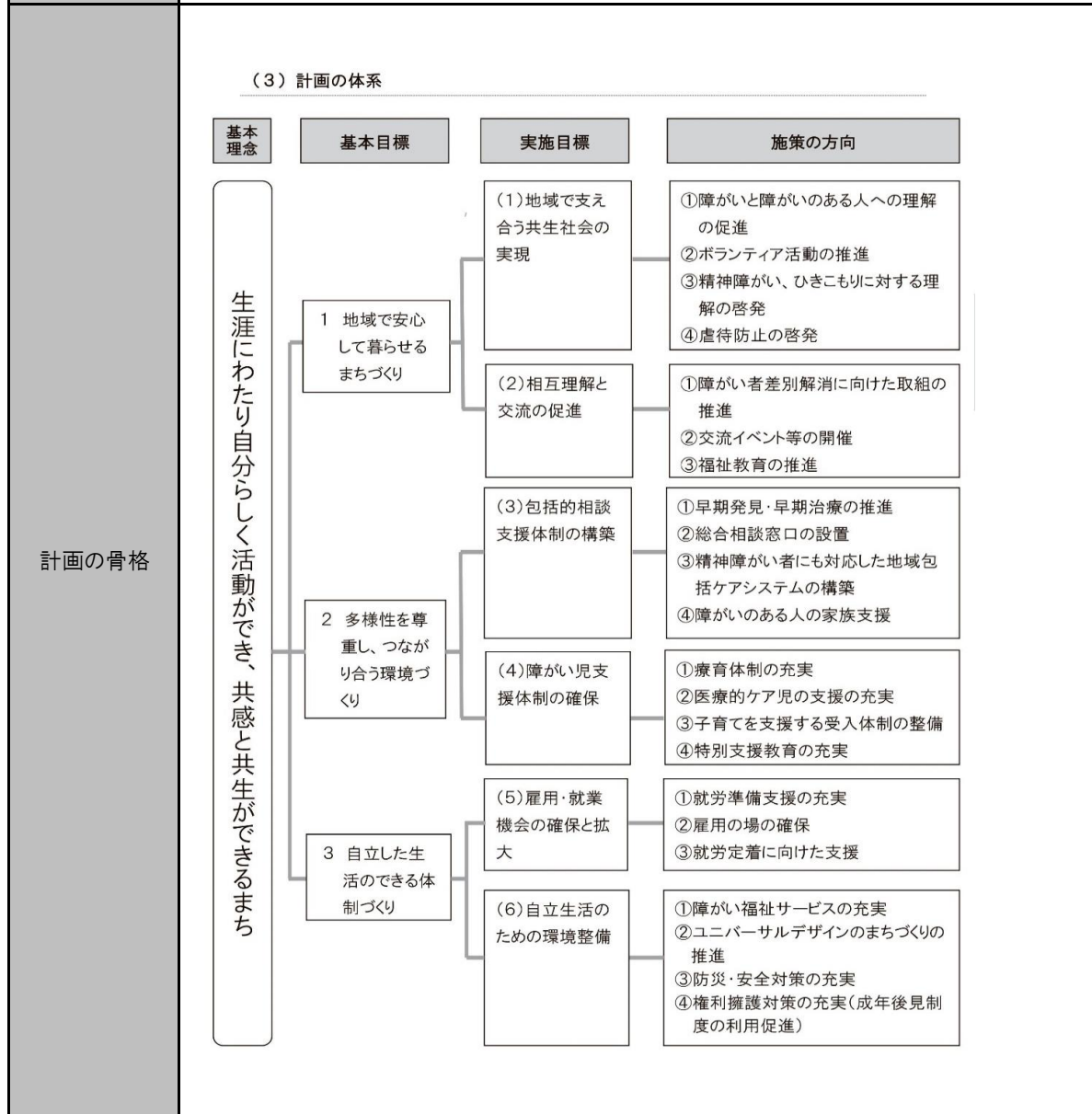
今後の方向性	<p>団塊ジュニア世代が65歳以上になる2040年を見据えて、高齢者を取り巻くあらゆる関係機関の連携と協働によって、本市ならではの地域包括ケアシステムの深化・推進を目指す。</p>
--------	--

第2次亀山市障がい者福祉計画に関する実績等報告書(令和5年度)

(健康福祉部地域福祉課)

■計画の基本情報

計画期間	H 30 ～ R 8 年度
位置付け	本計画は、障害者基本法第11条第3項に基づく「市障害者計画」と、児童福祉法第33条の20第1項に基づく「市障害児福祉計画」を包含した障害者総合支援法第88条第1項に基づく「市障害福祉計画」とを一体的に策定するとともに、あわせて、第2次亀山市総合計画に即しつつ、特定の課題に対応するものである。
目的・概要	計画の基本理念である「生涯にわたり自分らしく活動ができ、共感と共生ができるまち」をめざし、障がい者福祉にかかる「地域で安心して暮らせるまちづくり、多様性を尊重し、つながり合う環境づくり、自立した生活のできる体制づくり」を基本目標に掲げている。



■成果指標

	成果指標名	単位	現状値	実績値 (R5)	目標値
1					
2					
3	※別紙参照				
4					
5					

■計画の実績等

取組実績	<p>・ヒューマンフェスタin亀山では、講演会等の開催により、共生社会の理念普及や福祉意識向上につながった。また、まちづくり協議会福祉委員を対象とした亀山市社会福祉協議会主催の研修会では、市担当と障害者総合相談支援センターあい相談員が講師として参加し、障がい者への理解を深めることができた。地域自立支援協議会においては、差別解消に関する相談実績の報告等の協議を行った。他、障害者就業生活支援センターやハローワーク等と連携し、就労支援を行った。</p> <p>・「にじいろネット研究会」における医療的ケア児(者)にかかるスーパーバイズチームの結成や新たに小山田記念温泉病院との「KUKS」の協定により、障がい児(者)の支援体制が充実した。障害福祉サービスの利用について、新型コロナウイルス感染拡大の影響により生じた課題に随時対応し、災害の備えとして亀山市福祉避難所マニュアル(ひな形)を作成した。</p>
成果	<p>・地域における支援体制の構築に向けた活動を推進し、「ボランティアの育成、ひきこもりの実態調査検討、地域自立支援協議会での差別解消に向けた協議」等、地域で安心して暮らせるまちづくりにつなげることができた。支援により、福祉施設から5人が一般就労することができた。</p> <p>・子どもの療育事業、専門機関と連携した巡回相談に加え、多機関連携による医療的ケア児支援や小児リハビリテーション支援等、子育て支援の充実に繋がった。</p> <p>・精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムについては、鈴鹿亀山圏域で協議の場を設置し、顔の見える環境づくりを進めた。</p> <p>・コロナ禍のニーズに対応したサービスを提供や市内7か所の福祉避難所協定事業所マニュアル整備等、障がいのある人の自立した生活のできる体制づくりを進めた。</p>
総合計画推進への寄与度	<p>障がいのある人の自立生活に向け、障害者総合相談支援センターあいや計画相談支援事業所による相談支援や、就労移行支援事業等の就労に向けた福祉サービスの提供、ハローワークによる就職面接会など就労に向け継続した支援を行った。</p> <p>また、通所入浴サービスを自粛し入浴が十分にできていない重度障がい者に対し、訪問入浴サービスを提供する等、住み慣れた地域で自立した生活ができるよう福祉サービスの充実につながった。</p>

反省点・課題	<p>障がい者が安心して地域で暮らせるよう、地域における支援者の理解を深める啓発活動が必要である。また、障がい者を取り巻く相談は、個人だけでなく世帯全体の支援が必要なケースが顕在化しており、総合的・専門的な支援体制の構築に向け、基幹相談支援センター機能の強化や地域生活支援拠点等の整備が必要である。</p>
--------	---

今後の方向性	<p>地域における支援者に対する障がい者への理解を深める取組みや、基幹相談支援センターの必要な機能を補完できるよう、地域活動支援事業を活用し相談支援体制の見直しなどを進め、障がい者の地域における生活を支援する拠点づくりにつなげていく。</p>
--------	---

「第2次亀山市障がい者福祉計画」に係る取組実績(令和5年4月～令和6年3月)

基本 目標	実施 目標	施策 方向	取組内容	実績・成果	課題等	今後の方向性
1 地域で安心して暮らせるまちづくり						
(1)地域で支え合う共生社会の実現(計画書 第4章障がい者福祉に関する取組の展開P23～30)						
①障がいと障がいのある人への理解の促進						
			<p>1 福祉意識の向上 障がいのある人が地域で自分らしく生活できるように、イベント等の開催だけでなくさまざまな機会をとらえて啓発活動を行い、共生社会の理念や福祉意識の向上に努めます。</p>	<p>・「ヒューマンフェスタin亀山」や成人式の機会にヘルプマーク等の周知を行った。 ・12月9日に第19回ヒューマンフェスタin亀山を全体会と3つの分科会を行う形式で行った。分科会の1つに、「誰もが暮らせるまち亀山って？」をテーマとし、UDネット亀山から提案いただいたのち、ユニバーサルデザインについて参加者とともに意見交流する場を持った。全体会では、分科会で出た意見等を交流することで、障がいのある人が自分らしく生活できていることやユニバーサルデザインの重要性について参加者全員と共有することができた。 ・各団体との協議の結果、令和5年度はあいあい祭りは実施しないことになった。 ・令和5年10月に総合保健福祉センター機能見直し方針を策定し、具体的な機能見直しの方向として、あいあい祭りのあり方を位置づけ、開催目的の見直しを含めて整理を行うこととした。</p>	<p>・継続して福祉意識の啓発と周知の必要がある。 ・分科会、全体会という開催形式にかかわらず、今後も引き続き、ヒューマンフェスタin亀山を通して、障がいのある人が自分らしく生活できている前向きな姿を発信していく必要がある。 ・あいあい祭りの今後のあり方について、明確な方向性が出なかった。 ・あいあい祭りが果たしてきた団体の紹介や活動の場などは、今後も必要である。方針に基づき、開催目的やあり方の見直しを進めていくが、機能転用等を図ったことにより、施設内のスペースが手狭になっている現状がある。</p>	<p>・今後も福祉意識の啓発と周知を図る。 ・第20回ヒューマンフェスタin亀山にて「障がい者の人権」について、当事者から思いを聞き、参加者同士が交流する機会を持つ。 ・あいあい祭りの今後のあり方について、明確な方向性を出すようにする。 ・従来のような大人数が集まる集合型の行事を見直し、他行事等との統合・再編も含め、あいあい祭りのあり方の見直しの検討を進めていく。</p>
			<p>2 障がい福祉制度の情報提供の充実 制度改革が著しい障がい福祉制度の理解を深めるため、本人、家族、支援者などに適切な情報を提供します。</p>	<p>・国の制度改定があり、障害福祉サービスに特化した手引きの作成を行っている。</p>	<p>・わかりやすい制度の案内や情報提供が不十分であるため、HP等を通じ、わかりやすい情報の発信に取り組んでいく必要がある。</p>	<p>・障がい福祉サービス制度に係る手引きを作成し、利用者等に周知を図る。</p>

基本 目標	実施 目標	施策 方向	取組内容	実績・成果	課題等	今後の方向性
			②ボランティア活動の推進			
			1 ボランティアの育成と活動の支援 ボランティアの育成や、ボランティア団体の活動情報の提供、必要としている人への斡旋など、ボランティア活動の活性化に向け支援します。	<ul style="list-style-type: none"> ・ボランティアを必要とする人のニーズを聞き取り、ボランティアセンター登録団体へつなぎ、必要なボランティア活動を斡旋した。 ・総合保健福祉センター機能見直し方針(令和5年10月)に基づき、施設内のゾーニングを整理し、ふれあい交流機能として、ボランティアルームの移動(西側)を決め、活動拠点の整備を進めた。 	<ul style="list-style-type: none"> ・大規模な組織から小規模な形態へと活動形態が変化している中、個々の支援ニーズに対するマッチング機能や組織の形態の変化に合わせた支援体制づくりが必要である。 ・ボランティアセンターへの登録者数が減少している中、ボランティアをはじめとする市民活動の状況変化に対応していく必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ・方針に、ボランティア・市民活動のコーディネート機能を具体的な機能見直しの方向として位置づけ、検討を進めていく。
			2 障がい者団体への支援 障がい者が互いにつながり、支え合いながら、いきいきと自立生活を送っていけるよう、活動資金の援助やピアカウンセラーの育成など、社会福祉協議会と連携しながら障がい者団体の結束に向けて活動を支援します。	<ul style="list-style-type: none"> ・ユニバーサルデザイン啓発を行う身体障害者当事者団体を母体とした団体の設立に向け相手方と協議を行ったが、新規団体の設立には至らなかった。 	<ul style="list-style-type: none"> ・新規団体が設立できていない。 ・社会福祉協議会など関係団体等との協議が必要である。 	<ul style="list-style-type: none"> ・引き続き新たな障がい者団体の立ち上げに向けて、その効果も含めて協議等を行っていく。
			3 地域における見守り・支援体制の構築 支援が必要な障がいのある人への声かけ活動や見守り活動を行うなど、民生委員・児童委員、福祉委員などの地域福祉の担い手による活動を支援し、障がい者等を家族だけでなく、地域全体で支える支援のしくみを構築します。	<ul style="list-style-type: none"> ・負担軽減、担い手確保の取組は進んでいない。 ・青少年総合支援センターには、青色防犯パトロール車による地域見回り・声かけを行う補導員、メンタルケアや自立支援を担う支援員を配置している。なお、支援員については、福祉課題を抱える要支援者の実態把握に努め、寄り添う相談支援の実施に繋げた。 ・民生委員・児童委員及び主任児童委員の活動の活発化を図るため、地域住民の相談支援に係る活動費の増額を行った。 	<ul style="list-style-type: none"> ・負担軽減、担い手確保の取組は進んでいない。 ・福祉課題を抱える相談者の自立支援等は、青少年総合支援センター単体で完結できるものではないことから、各関係機関との密接な連携下で支援を進める必要がある。 ・民生委員・児童委員等が、地域で相談を受け止め、市と社会福祉協議会につなぐことができる体制づくりについて、継続的な周知が必要である。 	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者実態調査などの市から依頼業務の効率化を図る。 ・青少年総合支援センターを中心に関係機関と連携し、青少年の健全な育成を図っていく。 ・地域での見守り活動や支援活動に必要な研修の実施支援や、市の重層的支援支援体制整備事業に関する行事の企画・開催の検討を進めていく。

基本 目標	実施 目標	施策 方向	取組内容	実績・成果	課題等	今後の方向性
			③ひきこもり状態にある人への支援の推進			
			1 精神障がい者等に対する正しい理解の普及・啓発 精神疾患や精神障がいへの偏見や差別をなくすため、精神障がい等に対する正しい理解の普及・啓発に取り組めます。	・精神障がい等への理解促進に係る普及啓発ができなかった。	・精神障がいへの理解を高めるための普及・啓発ができていない。	障がいに係る差別の解消に向け、精神疾患・精神障がい者を含めた障がい全般への正しい理解の普及・啓発の方法を検討する。
			2 ひきこもり支援に向けた体制づくり 不登校やひきこもり等に、三重県・関係機関・行政が互いに連携を図り、支援機関につながることで適切な支援が受けられるよう重層的支援体制の強化を図ります。	・令和6年度から総合保健福祉センターにひきこもり相談窓口を設置する準備を行った。 ・青少年総合支援センター支援員により、不登校生徒が連続性・一貫性のある支援が受けられるよう、面接相談や電話相談を実施した。 また、支援員2名(公認心理士)について、重層的な支援体制の構築を図るため、令和6年度から総合保健福祉センターの配置とした。 ・青少年自立支援事業(教育委員会)を地域福祉力向上重層的支援体制整備事業等へ組み込むための予算措置や、オンライン居場所の試行的な設置・運営などの居場所づくり推進支援業務の予算措置を行った。	・ひきこもり相談窓口の周知 ・相談を受けることから始まる当該支援活動をより有効なものとするため、将来に対する不安や悩みを話せる「窓口」的位置づけにある青少年総合支援センターの活動周知に引き続き取り組んでいく必要がある。 ・義務教育以降の不登校やひきこもりの人の情報は潜在化し、把握しづらい現状がある。 ・ひきこもりが障がいを原因とするものではない場合があるため、分野ごとの支援体制の役割分担などの整理が必要である。	・ひきこもり相談窓口にて相談を受け、対面での相談が難しい方には、オンラインでの相談を予定している。 ・青少年総合支援センターを中心に関係機関と連携し、青少年の健全な育成を図っていく。 ・ひきこもりに関する相談窓口の明確化とともに、支援体制の充実・強化に向け、必要な予算措置を図りながら、教育委員会との協議を進める。 ・ひきこもり等に係る個々のケースに対応しながら、本市においての実態をふまえた、あるべき支援体制づくりに向けた協議を進める。
			3 社会参加に向けた支援 身近な地域で創作活動や交流ができる居場所づくりなど、社会参加支援に向けた社会資源の創出に取り組めます。	・青少年総合支援センター支援員により、不登校生徒が連続性・一貫性のある支援が受けられるよう、面接相談や電話相談を実施した。 また、支援員2名(公認心理士)について、重層的な支援体制の構築を図るため、令和6年度から総合保健福祉センターの配置した。 ・地域活動支援センター事業の活動実績がなかった。	・相談を受けることから始まる当該支援活動をより有効なものとするため、福祉部局と連携して、ひきこもり状態にある人の家族が、子どもの将来に対する不安や悩みを話せる「窓口」的位置づけにある青少年総合支援センターの活動周知に引き続き取り組んでいく必要がある。 ・障がい者の社会参加を支援する取組みとして地域活動支援センター事業を実施していく必要がある。	・青少年総合支援センターを中心に関係機関と連携し、青少年の健全な育成を図っていく。 ・地域の資源を活用して地域活動支援センター事業を実施し、加えて、情報発信を行い障がい者の参加を促す。

基本 目標	実施 目標	施策 方向	取組内容	実績・成果	課題等	今後の方向性
			<p>4 ひきこもり状態にある人の家族への支援 家族に寄り添った継続的な相談支援を行い、家族同士の交流など家族会の活動が活性化するように家族会等と連携した支援に取り組めます。</p>	<p>・青少年総合支援センター支援員により、不登校生徒が連続性・一貫性のある支援が受けられるよう、面接相談や電話相談を実施した。 また、支援員2名(公認心理士)について、重層的な支援体制の構築を図るため、令和6年度から総合保健福祉センターの配置とした。</p>	<p>・相談を受けることから始まる当該支援活動をより有効なものとするため、福祉部局と連携して、ひきこもり状態にある人の家族が、子どもの将来に対する不安や悩みを話せる「窓口」的位置づけにある青少年総合支援センターの活動周知に引き続き取り組んでいく必要がある。</p>	<p>・青少年総合支援センターを中心に関係機関と連携し、青少年の健全な育成を図っていく。</p>

基本 目標	実施 目標	施策 方向	取組内容	実績・成果	課題等	今後の方向性
			④虐待防止の啓発 1 虐待防止に向けた啓発と支援体制 虐待防止に向けた啓発活動を行うとともに、虐待の早期発見や被虐待者の保護を図るため関係機関とのネットワーク強化を図り、適切かつ迅速に対応し、支援を行います。	<ul style="list-style-type: none"> ・虐待に関する通報や情報提供があった場合は、関係機関と連携を図り速やかにケース会議を開催する等して対応した。 ・虐待防止・権利擁護の研修に職員が参加した。 ・相談窓口周知や虐待防止啓発が不十分だった。 	<ul style="list-style-type: none"> ・虐待の構造等が複雑化しており、さらなる他機関との連携が重要である。また、相談窓口の周知や虐待防止に向けた啓発を強化する必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ・引き続き相談窓口の周知及び虐待防止について啓発を行っていく。 ・厚生労働省による障がい者虐待防止・対応の手引きに基づき、虐待案件への対応・支援を図っていく。
			2 人権意識を高める啓発 一人ひとりが人権意識を高めていくため、互いの違いを認め合い、誰もが自分らしく生きられるよう、ヒューマンフェスタin 亀山等のイベントや街頭啓発など、あらゆる機会や手段を活用し人権啓発に取り組みます。	<ul style="list-style-type: none"> ・人権擁護委員による人権相談を行うとともに、人権啓発チラシや市広報紙に人権相談についての記事を掲載し、周知を行った。また、12月に人権擁護委員、鈴木地域防災事務所職員と連携して、市内各所にて街頭啓発を実施した。 	<ul style="list-style-type: none"> ・引き続き、支援が必要な人の声を受け止めるために、様々な情報媒体を利用し人権相談について周知を行うとともに、あらゆる機会や手段を活用し人権啓発に取り組む必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ・引き続き、様々な情報媒体を利用し人権相談について周知を行うとともに、あらゆる機会や手段を活用し人権啓発に取り組む。
			3 施設従事者 への意識啓発 施設従事者に障がい者虐待の防止に向けた研修を実施し、虐待防止の意識啓発や施設従事者による障がい者虐待の防止に取り組みます。	<ul style="list-style-type: none"> ・共同生活援助や生活介護に係る事業所の担当職員を対象として、障がい者虐待の防止に関する研修を実施した。 	<ul style="list-style-type: none"> ・引き続き障がい者虐待防止の意識啓発を図っていく必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ・虐待防止の意識啓発や研修等の実施により障がい者虐待の防止に取り組む。

基本 目標	実施 目標	施策 方向	取組内容	実績・成果	課題等	今後の方向性
(2)相互理解と交流の促進(計画書 第4章障がい者福祉に関する取組の展開P31～36)						
①障がい者差別解消に向けた取組の推進						
			1 障がい者差別解消に向けた啓発 障害者差別解消法による不当な差別的取扱いの禁止や合理的配慮の提供に向けて、市民の関心と理解を深め、建設的対話を通じた相互理解が促進されるように、障がい者も含め広く周知、啓発を行います。	・自立支援協議会にて障がい者差別解消に向けた啓発や障害者差別解消法による不当な差別的取扱いの禁止・合理的配慮の提供の法改正についての周知を図った。また、広報でも周知を図った。 ・人権出前講座を、企業・地域・学校・各種団体などを対象に16回実施した。講座の内容に、障害者差別解消法を含む差別解消三法について概要を説明することで、不当な差別的取扱いの禁止や合理的配慮の提供について啓発を行った。	・引き続き広く市民に周知する必要がある。 ・引き続き、人権出前講座を様々な団体等を対象に行うことにより、障害者差別解消法による不当な差別的取扱いの禁止や合理的配慮の理解を得るべく、社会モデルについての啓発を行う必要がある。	・市民や地域の支援者などのニーズに合った研修会ができるよう、意見反映を行う。 ・市民や地域の支援者などのニーズに合った出前講座の内容となるよう、改善を図るとともに、障害者差別解消法による不当な差別的取扱いの禁止や合理的配慮について理解してもらえるよう啓発を行う。
			2 障がい者差別解消のための体制整備 地域の実情に応じた差別を解消するため、地域自立支援協議会で情報共有や協議を行い障がい者差別解消に向けた取組を進めます。	・地域自立支援協議会に設置した障がい者差別解消支援検討部会において、市の障がい者差別解消等に関する施策を確認するとともに、不当な差別的取扱いの禁止や合理的配慮の提供に係る具体的な取組みについて協議した。	・改正差別解消法の施行により、事業者の合理的配慮の提供が義務化すること等を踏まえ、障害者差別解消支援地域協議会(地域自立支援協議会)における紛争解決等の役割等を強化していく必要がある。	・障がいのある方が感じている制度の問題点や社会的障壁を把握するため、当事者等との意見交換等の方法を検討する。 ・地域自立支援協議会の委員構成に商工会議所や事業者等を含めることを検討する。
			3 職員対応要領の研修 障がいを理由とする差別の解消の推進を図るため、職員に対し、法の趣旨の徹底や障がいに対する理解を深めるために研修を行います。	・三重県市町総合事務組合の実施する研修に継続して参加するとともに、障害者差別解消法に基づく職員対応要領について新規採用職員に対する研修を実施した。	・新規採用職員に対する研修の時間が短いことから、研修の時間を確保する必要がある。	・三重県市町総合事務組合の実施する研修に継続して参加するとともに、障害者差別解消法に基づく職員対応要領について新規採用職員に対する研修を実施する。

基本 目標	実施 目標	施策 方向	取組内容	実績・成果	課題等	今後の方向性
			②スポーツ・文化芸術活動等の推進			
			1 障がい者のスポーツイベント等への参加の推進 障がい者がスポーツイベント等に参加できるような環境整備に努めるとともに、誰でも気軽に参加でき、交流の場の創出につながるスポーツイベント等を関係団体等と連携、開催します。	・大会の参加支援を行うため、スポーツ競技の全国大会等に出場する人に激励金を支給した。(申請:1件)。	・全国大会等出場する人以外の、市内障がい者スポーツ競技者の把握が困難なことから、全体的な要望等がつかみにくい。	・引き続き障がい者スポーツ競技の全国大会等に出場する人に激励金を支給するとともに、障がいのある人が障がいのない人と一緒に参加できるスポーツイベントの開催の支援に努めていく。
			2 文化芸術活動の参加の推進 障がい者が文化芸術を鑑賞、創造する機会や作品等の成果を発表することができる環境整備に努め、より多くの障がい者の参加を図りながら、心の豊かさや相互理解を深められる機会を提供します。	・市美術展の募集要綱を、近隣市高校、市内コミュニティーセンター、芸術文化協会、絵画教室、画廊の他、障害者支援施設を含む26の福祉施設へ送付した。 ・新図書館のスペースを利用し、「アールブリュット」をコンセプトとした展覧会を開催し、障がい者芸術の振興を図った。	・亀山市美術展の出品者が固定化している。	・障害者支援施設を含む各施設への情報発信(市美術展等の市主催事業の募集要綱等の送付等)を継続して行っていくとともに、より多くの方に市が実施する文化芸術関連事業の情報に触れてもらえるよう情報発信していく。 ・市民協働事業を活用し、「アールブリュット」の情報発信に取り組み、継続的に障がい者芸術の発表の場を確保していく。
			3 スポーツ・文化芸術活動等の情報発信 市内外で開催される障がい者のスポーツや文化芸術に関する取組等の情報について、情報収集するとともに、ホームページ等さまざまなツールを活用して情報発信を行います。	・三重県スポーツ推進委員協議会を通じて、障がい者スポーツ大会の開催について情報収集した。 ・亀山市美術展について、過去3年の出品者に募集要項を郵送するとともに、広報誌への掲載やポスターの掲示、市内コミュニティセンター等に市美術展の案内を送るなど、紙媒体での情報発信を行った他、ホームページにも掲載した。 ・新図書館のスペースを利用し、「アールブリュット」をコンセプトとした展覧会を開催し、障がい者芸術の振興を図った。	・情報発信をする上で、発信内容について、関連部署間で情報共有する必要がある。 ・引き続き、より多くの方に文化芸術に関する情報に触れてもらえるよう工夫していく必要がある。	・三重県スポーツ推進委員協議会を通じて、障がい者スポーツ大会についても情報収集するとともに、情報内容について関連部署間で情報共有する。 ・亀山市文化会館で開催される文化関係事業の開催に合わせて募集要項等を配置するなど、より多くの方に文化芸術に関する情報に触れてもらえるよう工夫していく。 ・市民協働事業を活用し、「アールブリュット」の情報発信に取り組み。また、継続的に障がい者芸術の発表の場を確保していく。

基本 目標	実施 目標	施策 方向	取組内容	実績・成果	課題等	今後の方向性
			③福祉教育の推進			
			1 子どもへの福祉教育の推進 社会福祉協議会による福祉教育推進事業の活用や市民団体との活動等、地域交流や体験学習などを通して、児童・生徒の障がい・障がい者理解を深めます。	・複数の学校で、「総合的な学習の時間」等の学習で、地域の方やゲストティーチャーを招き、福祉体験などを行い、障がいへの理解を深めた。 ・市の手話通訳者を講師として小学校に派遣し福祉教育を行った。	・学習内容や学習の機会を設定しても、地域の方やゲストティーチャーを見つけられないなどの課題がある。	・継続的にゲストティーチャーとして支援してもらいように各校のゲストティーチャー一覧等を作成し活用できるように研修担当者等で紹介していく。 ・また、社会福祉協議会と協働した福祉教育も継続していく。
			2 生涯学習講座の充実 「学び」を通じて個人や社会が直面する課題を理解し、障がいのある人となない人の交流が深まるよう、さまざまなテーマによる学びの機会を設けます。	・「ポールウォーキング」など、介護予防に活用できる講座を実施し、障がい者に対する理解が深められるような学びの機会を設けた。	・介護予防など間接的に関連のあるテーマの講座内容になっているため、各団体や行政関連部署と連携しながら内容を検討する必要がある。	・今後も各団体や関係課などと講座内容を調整のうえ、障がい者に対する理解及び障がいのある人となない人の交流が深められる学びの機会の創出を図っていく。
			3 交流・体験活動の充実 児童・生徒の発達段階に応じて、特別支援学校や特別支援学級の児童・生徒と交流を図り、子どもたちが思いやりの心、助け合いの心を育みながら成長できるよう、地域と連携した福祉体験活動の機会を設定します。	・特別支援学校と地域の学校が学校間交流を行い、特別支援学校の児童生徒が地域の学校で共同学習を行った。 特別支援教育振興会の主催で特別支援学級の児童生徒が作成した作品を公開した	・特別支援学校との交流・共同学習は、特別支援学校からの依頼に応じて、今後も進めていく必要がある。また、交流・共同学習をより一層すすめることができるよう、学校や市教育委員会の体制を整備する必要がある。	・特別支援学校、三重県教育委員会と連携し、交流・共同学習をより一層進めることのできる体制を整備する。

基本目標	実施目標	施策方向	取組内容	実績・成果	課題等	今後の方向性
------	------	------	------	-------	-----	--------

2 多様性を尊重し、つながり合う環境づくり

(1) 包括的相談支援体制の構築(計画書 第4章障がい者福祉に関する取組の展開P37~44)

① 早期発見・早期治療の推進

<p>1 乳幼児健診等のフォロー体制の充実 健康診査等の未受診者や居住実態が把握できない家庭などについては、その実態把握に努めるとともに、支援が必要な子どもや保護者には、関係部署と連携したフォローを行います。</p>	<p>・乳幼児健康診査の未受診者について積極的に電話や家庭訪問を行い実態把握を行った。また、支援が必要な乳幼児とその保護者に関して、関係部署と連携し、フォローを行った。</p>	<p>・母子手帳発行時や各種教室等で乳幼児健診について周知し、受診時期に案内を送付している。しかし、少数ではあるが未受診者がいることが課題である。</p>	<p>・引き続き、未受診のケースの実態把握に努め、受診勧奨を行うとともに、支援の介入が必要な家庭には関係部署(機関)と連携し、フォローを行っていく。</p>
<p>2 発達に気になる子どもの支援体制の強化 きめ細やかな子どもの観察・相談・支援体制の確立や家庭、地域と連携した取組を推進し、子どもの悩み、思春期の課題、障がいなど、関係各室・機関が互いに連携を図りながら対応できる支援体制の強化を図ります。</p>	<p>・相談者のニーズに対応できるよう、心理・教育・保育等の専門スタッフが相談を受け、保険・福祉・医療・教育等の関係機関と連携し必要な支援を行った。</p>	<p>・相談者のニーズに対応できる体制を整えることの重要性。</p>	<p>・相談者のニーズを的確に捉え、発達に配慮が必要な児童の早期発見・支援と児童虐待の未然防止の対応を継続して行うとともに、きめ細やかな対応ができるよう、関係機関との連携を密に行い、支援体制の強化に取り組む。</p>

② 総合相談窓口の設置

<p>1 総合相談窓口の設置 障がい者、高齢者、児童、生活困窮者などの垣根を越えて、あらゆる相談を受けられる総合相談窓口が保有すべき機能の協議を重ねながら、総合相談窓口の設置・運営を進めます。</p>	<p>・総合保健福祉センター機能見直し方針(令和5年10月)に基づき、総合相談窓口のあり方に関する検討を進め、子ども未来部の設置など、総合保健福祉センターにおける窓口の再配置の検討を進めました。</p>	<p>・総合保健福祉センターにおけるワンストップのあり方を検討し、社会福祉協議会の窓口機能(ひきこもりを含む)の役割分担や新たに創設される子ども未来部の窓口配置の検討が必要である。</p>	<p>・方針に基づき、総合保健福祉センターにおける最適な総合相談窓口の設置・運営を行っていく。また、ひきこもりに関する相談窓口の明確化を図る。</p>
<p>2 障がい福祉サービス等の情報提供の充実 障がい福祉サービス等に関する情報を一元化するとともに、「ここに行けば分かる」等、分かりやすい提供方法を確立します。</p>	<p>・相談支援体制の整備に係る議論等のため、地域自立支援協議会に相談支援のあり方検討部会を設置し、市の相談支援の現状把握と課題の検証を行い、協議会に報告した。</p>	<p>・HP等を通じたわかりやすい情報の発信に取り組むとともに、申請などに際して対象者に使いやすいものにしていく必要がある。</p>	<p>・障がい福祉サービスに関する情報を対象者にわかりやく案内する体制を整えていく。</p>
<p>3 コーディネート機能を備えた相談支援体制の整備 障害者総合相談支援センターあいを中心に地域の社会資源をつなぎ、必要なサービスをコーディネートする機能を備えた相談支援体制を強化します。</p>	<p>・相談支援体制の整備に係る議論等のため、地域自立支援協議会に相談支援のあり方検討部会を設置し、市の相談支援の現状把握と課題の検証を行い、協議会に報告した。</p>	<p>・相談支援に係る行政、委託、特定相談支援事業所の役割の整理や、後期基本計画に位置付ける基幹相談支援の機能強化の基幹相談支援員の確保が課題である。</p>	<p>・相談支援のあり方検討部会での議論等を踏まえ、市としての相談支援体制のあり方を検討していく。</p>

基本 目標	実施 目標	施策 方向	取組内容	実績・成果	課題等	今後の方向性
③精神障がい者にも対応した地域包括ケアシステムの構築						
1 地域生活を支援するため関係機関の連携強化 精神障がいの有無や程度にかかわらず、誰もが安心して自分らしく暮らすことができるよう協議の場を継続し、保健・医療・福祉関係者や関係機関との連携を強化します。			<ul style="list-style-type: none"> ・鈴鹿地域精神保健福祉連絡会等の機会を通じ関係機関との連携体制を構築し、事例を通して地域の課題を共有した。 ・地域移行に係るケースの対応に当たり、精神障害者にも対応した地域包括ケアシステムの方法論に基づき、圏域外の精神科病院、保健所等との連携協力を図って対応した。 	<ul style="list-style-type: none"> ・精神科病院は鈴鹿市にしかなく、緊急性の高い事案等の場合などにさらなる連携・協力体制の構築が必要である。 ・圏域内の、精神障害者にも対応した地域包括ケアシステム地域包括ケアシステム構築に係る進捗状況が不明確である。 	<ul style="list-style-type: none"> ・鈴鹿亀山圏域精神保健担当者連絡会で、チェックシート等を活用することにより精神障害者にも対応した地域包括ケアシステム地域包括ケアシステムの構築度合いの把握を行っていく。 	
2 多様な精神疾患等に対応する支援体制の構築 認知症、統合失調症などの多様な精神疾患等に対応できるよう、医療関係者等と連携した支援体制を構築します。			<ul style="list-style-type: none"> ・精神疾患の人の対応に当たり、圏域での各種ネットワークを活用し、医療機関等との連携により事案の解決を図った。 ・認知症高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、個別ケース会議を行い関係機関と連携し、支援体制の構築を図った。 	<ul style="list-style-type: none"> ・精神疾患の方の対応に当たり障害福祉部門に専門職が不足しているため急性増悪・措置等のリスク判断等が困難である。 ・認知症サポーターの更なる要請を図り、認知症高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けられる体制の充実や、それらの体制が一定程度整備されていることを周知啓発する必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ・精神障害者にも対応した地域包括ケアシステム地域包括ケアシステムの方法論に基づき、精神疾患のケース対応に係る連携・協力を図るための手順・手続をマニュアル化する。 ・認知症サポーターの更なる要請を図り、認知症高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けられる体制の充実するとともに、それらの体制が一定程度整備されていることの周知啓発を図る。 	
④障がいのある人の家族支援						
1 家族の負担軽減 支援制度や障がい福祉サービスなどの情報提供を行うなど、障がいのある人を持つ家族が直面するさまざまな負担の軽減に努め、障がいのある人本人だけではなく、家族も孤立しないように支援します。			<ul style="list-style-type: none"> ・新型コロナウイルス感染症が5類に分類されて以降、徐々にコロナ禍以前のサービス利用に戻りつつあり、レスパイトの利用も戻りつつある。 	<ul style="list-style-type: none"> ・障がいのある人を介護する家族等の休息やリフレッシュのために利用できるサービスに係る情報発信が不十分である。 	<ul style="list-style-type: none"> ・介護者等の障がい者をサポートする人が休息するための制度をPRする。 	
2 家族のレスパイト支援 障害のある人を介護している家族の休息やリフレッシュを目的とした日中一時支援や短期入所のサービス利用を促進します。			<ul style="list-style-type: none"> ・障害福祉サービス事業所が増加したことに伴い、日中一時支援による体験から本利用に繋がった。その結果として障がい福祉計画における令和5年度の日中一時支援の利用実績は減少している。 	<ul style="list-style-type: none"> ・障がいのある人を介護する家族等の休息やリフレッシュのために利用できるサービスに係る情報発信が不十分である。 	<ul style="list-style-type: none"> ・障がいのある人を介護する家族等の休息やリフレッシュのためのサービスがあることをPRしていく。 	

基本 目標	実施 目標	施策 方向	取組内容	実績・成果	課題等	今後の方向性
(2)障がい児支援体制の確保(計画書 第4章障がい者福祉に関する取組の展開P45～52)						
①療育体制の充実						
1 相談・支援体制の充実						
<p>就学前のすべての障がい児や発達等に配慮が必要な子どもを支援するため、個別・集団による療育相談事業や保育所・幼稚園等と連携し行う巡回相談、CLMのしくみを活用し充実を図ります。</p>			<p>・一人一人の特性や発達段階に合わせて目標や内容を検討した集団療育相談を、70回実人数26人に行った。 保育士及び教職員への支援として巡回相談を行い、子どもへの関わり方等について具体的な指導を行うなど、園における指導力の向上を図り、関連部署との連携を密にした。みえ発達障がい支援システムアドバイザー1名を配備し、発達支援に関する専門性の向上に努めるとともに、保育士1名を三重県立子ども心身発達医療センターに派遣し、アドバイザーの育成にも努めた。CLM方式を活用した保育士対象の研修だけでなく、特性のある子どもを持つ保護者対象の研修等を実施し、人材育成や保護者支援に努めた。</p>	<p>・就学前のすべての障がい児や発達等に配慮が必要な子どもの相談・支援体制のさらなる充実を図る。</p>	<p>・子どもの発達に合わせて、療育事業や保育所、幼稚園、認定こども園との連携による巡回相談を行う。CLMの実践やみえ発達障がい支援システムアドバイザーを計画的に養成し、発達支援に関する専門性の向上を図る。 ・子ども支援Gが行っている巡回相談等を活用して、発達等に配慮が必要な子どもの支援につながるよう、連携の強化を図っていく。</p>	
2 児童発達支援機能の強化						
<p>現在の療育相談事業の機能強化を段階的に図るとともに、児童発達支援センターの機能確保に向けた取組を進めます。</p>			<p>・児童発達支援センターの機能の確保のため、職員の資格取得に努め、児童発達支援管理責任者を配置し、計画相談員の資格取得に努めた。</p>	<p>・児童発達支援センターの機能確保に向け、療育相談事業において、関係機関との連携を強化することで機能の充実を図る。</p>	<p>・民間事業者による市内での児童発達支援センター設置が計画されているため、今後の療育相談事業や民間事業者との連携のあり方について検討を進めていく。</p>	
3 切れ目のない支援体制づくり						
<p>障がい児や発達等に配慮等が必要な子どものライフステージに応じた切れ目のない支援を提供できるよう、保健・医療・障がい福祉・教育などの関係部署と関係機関との連携の強化を進めます。</p>			<p>・心理・教育・保育等の専門スタッフが相談を受け、保険・福祉・医療・教育等の関係機関と連携し対応することで、子どもが所属する園や学校、家庭や地域で健やかに成長していけるよう支援を行った。(相談件数:553件)</p> <p>・杉の子特別支援学校の移行支援会議に参加し、成人にあたっての支援のつながりを継続させた。重層的支援体制の会議に参画し、他機関連携を行った。</p>	<p>・障がい児や発達等に配慮等が必要な子どものライフステージに応じた切れ目のない支援を行う。</p> <p>・今後も継続して、児童期から成人期へのつながりを確保していく。重層的支援体制の活動に伴い、共同していく必要がある。</p>	<p>・今後も、相談者のニーズを的確に捉え、早期支援と児童虐待の未然防止の対応を継続して行っていく。また、きめ細やかな対応ができるよう、こども家庭センターを中心に関係機関との連携を密にし、支援体制の強化を図る。 ・今後も園長会議等を通じて、関連部署からの情報提供を行い、発達等に配慮が必要な子どもの支援が図れるよう連携を図っていく。 ・今後も継続して、児童期から成人期へのつながりを確保していく。重層的支援体制の活動に伴い、共同していく必要がある。</p>	

基本目標	実施目標	施策方向	取組内容	実績・成果	課題等	今後の方向性
			②医療的ケア児の支援の充実			
			1 医療的ケア児等の資源の拡充 地域自立支援協議会等で医療的ケア児等の課題やニーズを協議し、医療的ケア児等が安心して利用できる障がい福祉サービス事業所等を拡充するよう取り組みます。	・「にじいろネット研究会」を通し、情報共有や他の関係機関との連携を深めた。 ・部内での医療的ケア児の情報共有会議を行った。	・引き続き医療的ケア児の現状や支援体制等について、部内での情報共有・連携が必要である。	・引き続き、医療的ケア児に係る医療・福祉・教育の関係機関によるネットワークを活用して、医療的ケア児の支援を図っていく。 ・医療的ケア児の現状や支援体制等について、部内での情報共有・連携の機会を設け、適切な支援に繋げる。
			2 医療的ケア児等への支援体制の充実 医療的ケア児等の支援を行うため、関係部署及び関係機関が情報共有し、「にじいろネット」を中心とした地域の多職種の関係機関との連携強化を進め、支援者からの相談に応じるスーパーバイズ機能の活用を図りながら支援体制の充実に取り組みます。	・「にじいろネット研究会」において、他の関係機関との連携を深めた。 ・放課後児童クラブにおいて障がい児を受け入れるにあたり、支援員等を配置(加配)した際の運営費を補助した。	・医療的ケア児の現状や支援体制等について、部内での情報共有・連携を行っていく。 ・障がい児を受け入れる放課後児童クラブに対しては、継続的な支援を行う必要がある。	・医療的ケア児の現状や支援体制等について、部内での情報共有・連携の機会を設け、適切な支援に繋げる。 ・引き続き、放課後児童クラブについては、障がい児を受け入れる場合の運営費への加算について、国の基準の改正状況を基に、検討していく。
			3 医療的ケア児等の保育所・幼稚園・認定こども園への受入体制の充実 「医療的ケア児の入園までの手順マニュアル」及び「医療的ケア実施ガイドライン」を活用し、関係機関との情報共有を図りながら、医療的ケア児の円滑な受入れと適切なケアが継続して実施できる体制づくりに努めます。	・部署間の関係者会議に参加し、情報共有を図った。 ・医療的ケア児や発達等に配慮が必要な子どものケアが継続できるよう人材の確保に努めた。	・継続し、情報共有を行っていく。 ・新たな受け入れに対する人員確保が課題となる。	・今後も必要な情報共有の場に参画していく。 ・医療的ケア児等に対し、新たな受け入れに対し、対応していく必要があるため、看護師等の人材確保策を検討する必要がある。
			4 医療的ケア児等に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置 医療的ケア児等とその家族に必要な支援について、多職種が協働できるよう支援の連携調整を図り、成長過程に応じた支援がスムーズにつながるよう、地域の計画相談事業所等におけるコーディネーターの配置を促進します。	・市内の障害児相談支援事業所の計画相談1名がコーディネーターの資格を取得した。	・今後も医療的ケア児の受入れは増加が見込まれる。	・今後も継続的にコーディネーターの資格取得の勧奨を行い地域の体制整備を進めていく。

基本目標	実施目標	施策方向	実績・成果	課題等	今後の方向性
		<p>③子育てを支援する受入体制の整備</p> <p>1 障がい児の受入体制の充実 一人ひとりの子どもが、その能力や特性に応じた適切な保育・教育が受けられるよう、障がい児保育・特別支援教育の充実に取り組むとともに、小学校における放課後の遊びや生活の場を確保するため、放課後等デイサービスや放課後児童クラブの受入体制の充実を図ります。</p> <p>2 障がい児の成長支援 すべての子どもが、障がいの有無に関わらず充実した保育所・幼稚園生活を送ることができるよう、保健・福祉・教育・医療が連携した支援を行います。</p>	<p>・放課後等デイサービスの事業所で日中一時支援事を委託しており、その中で医療的ケア児の受入れを行った事例が2件あった。</p> <p>・KUKSプログラムの活用7人。みえ発達障がい支援システムアドバイザー(保健師)を中心とした保育所、幼稚園等でのCLMを実施し、保育士や教職員のスキルアップに努めた。 保育士及び教職員への支援として訪問相談を行い、子どもへの関わり方等について具体的な指導を行うなど、園における指導力の向上を図り、関連部署との連携を密にした。</p> <p>・保育所等訪問支援を支給し、学校や学童に対して、福祉の連携を図った。</p>	<p>・今後も医療的ケア児の受入れは増加が見込まれる。</p> <p>・障がいを持つ子どもを介助する加配職員について、資格を持たない介助員への保育等のスキルアップが図れるよう、研修等の機会が必要である。</p> <p>・今後もインクルーシブの高まりに従って、保育所等訪問支援の需要増加が予想される。</p>	<p>・今後も継続的に医療的ケア児の居場所確保に努めていく。</p> <p>・CLM方式の活用を市内公立全園にて実施できるよう、みえ発達障がい支援システムアドバイザーを中心に市内公立全園の保育士を支援する。 ・KUKSプログラムを活用するとともに、みえ発達障がい支援システムアドバイザー(保健師)を中心に、保育所、幼稚園等でCLMを実施し、保育士や教職員のスキルアップを図る。 ・今後も、保育所・幼稚園生活を通して、充実した保育が受けられるよう、障がいを持つ子どもへの支援体制の強化を図っていく。 ・継続し保育所等訪問支援の受給決定を行っていく。その中では児童発達支援センターとの協働も検討する。</p>

基本 目標	実施 目標	施策 方向	取組内容	実績・成果	課題等	今後の方向性
			④特別支援教育の充実			
			1 特別支援教育の充実 「個別の教育支援計画」や「個別の指導計画」に基づき、子ども個々の課題解決に向け適切な支援を行うため、保育所・幼稚園等への巡回相談、学校内の特別支援教育校内委員会における事例検討会などの充実を図るとともに、関係機関との連携・強化に努めます。	・特別な支援を必要とする児童・生徒について、「個別の教育支援計画や個別の指導計画」の作成を行った。また、関係機関と連携し支援につなげることができた。	・保育所・幼稚園・小学校・中学校までの共通した様式での、支援情報の引継ぎをしていくことが求められている。	・引き続き、特別支援学級や通級指導を受ける児童・生徒について、「個別の教育支援計画や個別の指導計画」を全員作成し、進級・進学期に必要な支援情報を引き継ぐよう取り組む。
			2 インクルーシブ教育の推進 すべての子どもが、障がいの有無にかかわらず、可能な限り同じ場でともに学ぶことができるよう、インクルーシブ教育システムの構築（支援体制の充実）をさらに進めるとともに、障がい理解のための教育や啓発に取り組みます。	・特別支援教育に係る教員の専門性の向上を図るための研修会を行った。	・全ての教職員がインクルーシブ教育の考え方を理解し、支援につなげる必要がある。	・引き続き、教員の専門性を高める研修会を開催する。また、経験年数の浅い教職員や保護者等への理解を進める。
			3 進路選択と自立の支援 一人ひとりの子どもの能力や適性に応じた進路の選択や就労に関して、にじいろの一との活用を図り、受入先の確保と定着に向け関係機関と連携した支援を行います。	・相談を受けることから始まる当該支援活動をより有効なものとするため、将来に対する不安や悩みを話せる「窓口」的の位置づけにある青少年総合支援センターの活動周知に引き続き取り組んでいく必要がある。 ・4名の特別支援学校の在学学生に対し就労移行支援の受給決定を行い、適切な進路を選択するためのアセスメントを実施した。	・青少年総合支援センターを中心に関係機関と連携し、青少年の健全な育成を図っていく。 ・国の制度構築の見直しにより、就労移行新事業所の総数が減少しており、継続的なアセスメントを民間で行うことが困難になりつつある。	・青少年総合支援センターを中心に関係機関と連携し、青少年の健全な育成を図っていく。 ・障害者就業・生活支援センターでの実施も視野に入れた、就労アセスメントを行う必要がある。

基本 目標	実施 目標	施策 方向	取組内容	実績・成果	課題等	今後の方向性
----------	----------	----------	------	-------	-----	--------

3 自立した生活のできる体制づくり

(1)雇用・就業機会の確保と拡大(計画書 第4章障がい者福祉に関する取組の展開P53～60)

①就労準備支援の充実

1 職場実習事業の活用促進 就労の促進や市職員の障がい者に対する理解の促進を図るため、市の施設において障がい者職場実習事業を行います。	・3年間コロナ下で自粛していた事業であるが、再開することが出来1名の受け入れを地域福祉課で実施した。	・利用者の募集を呼び掛けたが、1名のみであり、対象者が限定的であった。これは民間での就労支援の充実が背景にある。	・より実効的な予算執行となるよう、制度のあり方を考える必要がある。
2 ハローワーク等との連携による就労の促進 ハローワークや障害者就業・生活支援センター等と連携し、就労に関する情報を提供するとともに、労働者や事業者からの労働に関する相談窓口の周知・拡大に取り組みます。	・総合相談支援センターあいにおいて、就労に関する内容として年間87件の支援を行った。また、相談者の状況にあわせて、必要に応じ、ハローワークへの同行支援や障害者就業・生活支援センターにつなぐなど、一般就労につながるよう継続的な支援を行っている。 ・事業者に対しては、亀山市雇用対策協議会等へ相談窓口の周知を行った。	・事業主や障がいのある労働者への効果的な支援には、就労移行支援事業所等や障害者就業・生活支援センター、ハローワーク等のさらなる連携が必要である。	・障がい者の就労定着に向けて、障害者就業・生活支援センター、ハローワークなどと連携し、事業所が抱える悩みや課題の解決に関する支援に努める。
3 一般企業への啓発や制度説明 障がい者雇用に取り組むにあたって、一般企業・事業者が知っておくべき合理的配慮や各種支援制度、支援機関等について情報提供・啓発を行います。	・事業者に対しては、関係機関と連携して本庁の2階窓口にてリーフレットを配架することで周知を行うとともに、亀山市雇用対策協議会等において、事業所における障がいのある方の雇用及び合理的配慮の資料を配付し、障がい者雇用の理解促進に努めた。	・関係機関及び各種団体等と連携し、様々な機会をとらえて、障がい者雇用の理解促進啓発に取り組んでいく必要がある。また、障がい者の就労定着に向けて、障害者就業・生活支援センター、ハローワークなどと連携し、事業所が抱える悩みや課題の解決に関する支援に努める必要がある。	・今後も継続して、企業が知っておくべき合理的配慮や各種支援制度について、関係機関及び各種団体等と連携し、様々な機会をとらえて、障がい者雇用の理解促進啓発に取り組んでいく。

②雇用の場の確保

1 障がい者就労施設等への支援 就労移行支援事業所や就労継続支援事業所などが仕事を確保できるよう、優先的に当該事業所から物品等を調達するなど、安定した事業所の運営に向けた支援を行います。	・亀山市障害者就労施設等からの物品等の調達方針を掲げ、市における物品等の調達に適用し、障がい者就労施設等の仕事の確保につなげた。 ・ユニバーサルデザイン啓発グッズの作成を行った。	・実際に障がい者の社会参加につなげていくためには、より広い品目・分類での調達となることが必要である。	・引き続き障害者就労施設等からの物品調達が推進できるよう調達方針を作成し、調達実績の公表を行い、関係各課に呼びかけていく。
---	--	--	---

基本 目標	実施 目標	施策 方向	実績・成果	課題等	今後の方向性
		<p>2 企業における障がい者雇用の促進 企業の障がい者雇用に関する啓発を推進するとともに、企業のニーズの把握に努め、企業と障がい者のマッチングの場を設けるなど、特例子会社等も含めた障がい者の就労の促進を図ります。</p>	<p>・事業者に対しては、関係機関と連携して本庁の2階窓口にてリーフレットを配架することで周知を行うとともに、亀山市雇用対策協議会等において、事業所における障がいのある方の雇用及び支援策の資料を配付し、障がい者雇用の理解促進に努めた。</p>	<p>・一般就労に移行・定着できるには、職場での障がい者の理解が進むことが必要である。</p>	<p>・引き続き、身近な地域で参加ができる就職説明会や、精神・発達障害者しごとサポーター養成講座の活用等、ハローワークや障害者就業・生活支援センター、福祉施設等と連携し、障がい者雇用の促進に取り組む。 ・障害者雇用のための事業主支援について、雇用対策協議会等を通じて市内企業への周知を図る。</p>

基本目標	実施目標	施策方向	取組内容	実績・成果	課題等	今後の方向性
			3 社会的事業所への支援 一般企業での就労が困難な障がい者が、障がい配慮した環境で障がいがあっても継続して働ける社会的事業所の創業を支援し、多様な職場形態の構築を進めます。	・社会的事業所の新規参入に対する補助制度はあるものの、新たな新規参入事業者に関する情報等はなかった。社会的事業所への役務の調達を行った。	・新たな社会的事業所の参入に関する情報はなく、三重県社会的事業所創業支援モデル事業補助金交付要領が廃止されていることから、市の補助制度についても廃止も含めて検討する必要がある。	・今後も新たな参入が見込めないのであれば新規参入に対する補助金制度の廃止を含めて検討をする。現在の社会的事業所については、物品等の調達をするなどの支援を継続していく。
			4 農福連携による新たな雇用機会の創出 農業分野において、障がい者が生きがいを持って働くことができる「農福連携」等を進めるため、農業・福祉分野の関係部署が連携しながら、新たな雇用機会の場づくりを促進します。	・市内での事業所開拓の相談が1件あったが、その後の進捗は無い。 ・東海農政局の事業説明会等に参加し情報の収集を行った。亀山市で取組みが可能な事業の検討を行った。	・設備投資や、物件の確保など、就労の場の確保に必要なコストが大きく、参入を促すことは困難である。 ・情報収集や農業経営を行う福祉事業所の掘り起こしを行う必要がある。	・引き続き、情報収集を継続していく。 ・積極的に情報収集を行う。さらに、障がい者支援担当課と連携を行い農業経営を検討している福祉事業所の掘り起こしを図る。
			5 市職員の障がい者雇用 市における障がい者雇用は、障害者雇用促進法に基づき、採用試験時に障がい者枠を設けるなど計画的な採用を進めます。	・法定雇用障害者数を達成するため、計画的に採用を実施した。	・障がい者の諸事情により、急に退職される可能性があることから、継続的な雇用と働きやすい環境の整備が必要である。	・定期的に障がい者への必要な配慮事項についてヒアリングを実施する。今後、令和8年7月1日から3%と引き上げとなることから、引き続き計画的に採用に取り組む。
③就労定着に向けた支援						
			1 就労定着のための訪問・面談等の支援の充実 就労に伴う生活面の課題に対応するため、障がい者やその家族、事業所と連絡調整等を行う就労定着支援サービス 事業所の参入を促すとともに、就労定着支援サービスを活用し障がい者が仕事を継続できるよう支援します。	・就労定着支援利用者が増加したことで、障がい者の雇用継続に寄与した。	・市内に就労定着支援事業所がなく、障害者就業・生活支援センターのみが市内の就労定着相談窓口となっている。	・就労の定着には応募者と企業のマッチングや入社後の人間関係、生活習慣が自立している必要があり、そのため本人と企業の橋渡しを行う、障害者就業・生活支援センターとより連携を図り就労の定着をの支援に努める。
			2 就労に関する情報提供・相談体制の充実 障がい者の就労定着に向けて、障害者就業・生活支援センター、ハローワークなどと連携し、企業における「精神・発達障害者しごとサポーター養成講座」開催の促進や障がい者、事業者に対する適切な情報提供を行うとともに、相談体制の充実に取り組みます。	・「精神・発達障害者しごとサポーター養成講座」の周知に取り組み、参加を呼びかけた。また、新たに市外から誘致した企業と障害者雇用に関する協議をもち、連携する例があった。	・商工部門からの連携があり、障がい者雇用に理解のある事業所を1件掘り起こすことが出来たが、依然として十分な障がい者雇用があるとは言い難い。	・今後も、事業所の掘り起こしができるよう、広く情報提供を求める。また、障害者就業・生活支援センターとの情報共有も図っていく。

基本 目標	実施 目標	施策 方向	取組内容	実績・成果	課題等	今後の方向性
(2) 自立生活のための環境整備(計画書 第4章障がい者福祉に関する取組の展開P61～68)						
① 障がい福祉サービスの充実						
1 自立を支えるサービスの充実 障がい者のニーズを把握し、限りある財源の中で生活を支援する新たなサービスの検討を行い、既存のサービスを見直しつつ、障がい者の自立に向けたサービスの充実を図ります。			・自立支援協議会及び連絡会を活用し、地域課題の抽出やそれを協議する場の調整を行った。また、物価高騰対策事業による直接的支援をもって、事業所の継続に寄与した。	・障がい者やその支援者、また地域から必要とされるサービスを効果的に予算化するためには、既存サービスの整理、見直しを行っていく必要がある。	・自立支援協議会が持つ地域の声を抽出する機能を形骸化させずに活用し、制度構築に盛り込んでいく。	
2 情報提供・コミュニケーション支援の充実 DX(デジタルトランスフォーメーション)による社会変革等を踏まえ、障がい者一人ひとりに応じた多様な手段(聴覚障がい者向けのメール配信サービス等)による情報提供を行うとともに、手話通訳等、より円滑なコミュニケーション支援の充実を図ります。			・コミュニケーション支援事業の利用者が増加したこと、新たに令和6年度中に窓口で遠隔手話通訳タブレットの配置を検討し、予算化した。	・他市と比較し手話通訳の利用が少ない。プッシュ型の情報提供等の検討が必要である。	・令和6年度において窓口で遠隔手話通訳タブレット端末の設置を行う。設置手話通訳者による情報提供を行う。	
3 難病のある人への支援の充実 地域で安心して暮らせるよう補装具や日常生活用具の給付のほか、障がい福祉サービスの利用方法に関する情報提供に努めるとともに、難病のある人やその家族の日常生活における相談を必要に応じて 県難病相談支援センターに つなげ適切な支援の提供を図ります。			・福祉の手引きを更新し、最新の情報提供に努めている。1件難病を対象に障害福祉サービスの受給決定を行っており、難病のある人に対する直接的支援を行った。	・今後も難病患者に対する情報共有と連携が必要となる。	・圏域の難病相談支援センターと連携しつつ、当事者への支援の継続を行っている。	
4 居住環境の整備 グループホームや短期入所施設などの基盤整備を促進するとともに、障がい者の重度化・高齢化や親亡き後への備えや、入所施設・病院からの地域移行を進めるため、緊急時の受け入れや、グループホーム・一人暮らし等の体験ができる機能を備えた地域生活支援拠点の整備に取り組みます。			・計画相談事業所に対して、本事業のニーズ調査を実施した。	・調査結果に基づいた地域生活拠点等の整備が進んでいない。	・地域生活拠点等整備に係る国の基本的指針の改正(※令和8年度末までに各市町村において整備)も踏まえ、早急に取り組んでいく。	

基本目標	実施目標	施策方向	取組内容	実績・成果	課題等	今後の方向性
			②ユニバーサルデザインのまちづくりの推進			
			1 亀山駅周辺整備及び公共施設等のバリアフリー化の推進 亀山駅周辺整備や公共施設や道路等の建設・改修において、障がい者の視点に立ち安全性に配慮しつつ整備を進め、バリアフリー	事業完了(令和4年10月)に伴い回答無し	事業完了(令和4年11月)に伴い回答無し	事業完了(令和4年12月)に伴い回答無し
			2 障がい者に配慮した市営住宅の整備 障がい者の入居を想定した市営住宅のバリアフリー化を推進するとともに、ユニバーサルデザインに配慮した民間住宅の借上げを検討します。	・ユニバーサルデザインに配慮された民間賃貸共同住宅が民間活用市営住宅事業へ申請され、借上型市営住宅選定委員会にて審査の結果、採用決定となり借上げることとなった。	・ユニバーサルデザインに配慮された賃貸住宅は一般的な賃貸住宅よりも建築コストがかかるため、入居者の住宅使用料が高くなる傾向がある。	・引き続き民間賃貸共同住宅を借上げる際には、事業者に対してユニバーサルデザインに配慮された共同住宅となるよう事業案内を行う。
			3 ユニバーサルデザインの普及啓発 県が認定するユニバーサルデザインアドバイザー等と連携し、より効果的なユニバーサルデザインのまちづくりに向けた啓発活動を行います。	・関係機関との協議に時間を要したことから、道路詳細設計が翌年度へ繰り越したため、三重県との協議が令和6年度となった。 既存道路については定期的に点検を実施したが破損箇所は無かった。 ・市内小学校へ市民団体と共にユニバーサルデザインの出前授業を行った。	・三重県ユニバーサルデザインの基準に合致した道路詳細設計を進め三重県との協議を完了させる。 既存道路の点字ブロック設置数が膨大な量のため、詳細点検は困難である。	・道路詳細設計に基づき工事を進め、道路利用者が安全で快適に生活できる道路整備に努める。 引き続き定期的に点検を実施していくとともに、自治会等からの修繕要望があれば早期対応を行う。 ・引き続き市内学校等を中心に出前授業を行う。
			4 必要な情報を得られる情報発信 障がいの有無を問わず、必要な情報が必要な人に確実に届くよう、引き続き市ホームページにおけるウェブアクセシビリティへの対応に取り組めます。	・令和5年4月に亀山市ウェブアクセシビリティガイドラインを策定し、庁内研修(5/31、6/1:2回)において、その内容を職員に周知し、ウェブアクセシビリティの向上に努めた。また、各ページの更新時に、対応が不十分な箇所があった場合はその都度改善を行い、誰もが情報を得られるよう対応した。	・引き続き、必要な情報が必要な人に確実に届くように、ホームページにおけるウェブアクセシビリティへの対応に取り組む必要がある。	・各ページの更新時に、ウェブアクセシビリティ上で必要な対応がある場合は、対処方法を担当部署と共有し、改善を図るとともに、職員研修などの機会を通じて、ホームページのウェブアクセシビリティの向上を図る。
			5 読書バリアフリーの推進 視覚障がい者等の読書環境の整備や、郵送貸出、対面朗読サービスの実施のほかアクセシブルな書籍等を充実し、量的拡充を図るなど読書バリアフリー法の視点に立ったサービスを進めます。また、アクセシブルな電子書籍の導入のしくみづくりを進めます。	・出前授業を実施し、電子図書館やその他のサービスの普及啓発をしました。 行政情報番組や「light it blue三重」の取り組みへの協力を通じて、地域住民に対する情報発信を強化しました。 録音図書「山鳩文庫」の蔵書を増やし、視覚障がい者の読書環境を改善しました。	・地域住民に対する情報発信をさらに強化し、SNSや地域イベントを活用して広範囲に情報を届ける。	・利用者からのフィードバックを収集します。 イベント等と通した図書館利用の促進、「しずかなへや」の活用を含め、担当部署との連携によりサービスの周知啓発を継続していきます。

基本 目標	実施 目標	施策 方向	取組内容	実績・成果	課題等	今後の方向性
			③防災・安全対策の充実			
			1 防災知識に関する情報提供の充実 災害時における障がい者の援助に関する知識の普及・啓発を図るとともに、地域の自主防災組織等の協力を得ながら、地域の防災訓練等に障がい者が参加しやすい環境づくりに取り組めます。	・地域が主催する防災訓練や行政出前講座等で、災害時における障がい者の支援・援助に関する知識の普及・啓発を行った。	・災害時における障がい者の支援・援助に関する普及・啓発を実施しているものの、地域が主催する防災訓練や行政出前講座等に障がい者の方々が参加しやすい環境づくりの確立には至っていない。	・地域が主催する防災訓練等に、障がい者の方々が参加できるように、避難行動要支援者名簿を利用した安否確認や車いす等を利用した避難訓練等、障がいのある方を想定した訓練を行っていく。
			2 災害時の要支援者対策の推進 大規模な災害の発生に備え、避難行動要支援者名簿を更新し、個別避難計画を作成するとともに、より実効性の高い支援者対策に努めます。	・地域福祉課と防災安全課が連携し、避難行動要支援者名簿を更新し、関係機関・関係者(民生委員・児童委員、地域まちづくり協議会、警察消防など)に配布した。 ・避難行動要支援者への支援対策の実効性をより高められるよう、避難行動要支援者名簿を活用した地域における避難行動要支援者支援に関する普及啓発や、平時からの名簿情報の外部提供未同意者への啓発を行った。	・避難行動要支援者名簿の登録情報について、地域の自治会等が独自で持つ避難支援情報と差異が生じている。 ・防災部局と連携し、避難行動要支援者名簿に基づいた個別避難計画の作成を進めていく必要がある。 ・避難行動要支援者名簿の取扱いに基づき、平時からの名簿情報の外部提供未同意者への啓発を図りながら、名簿の更新作業を進める必要がある。	・避難行動要支援者への支援対策の実効性をより高められるよう、避難行動要支援者名簿を活用した地域における避難行動要支援者支援に関する普及啓発を引き続き行うとともに、亀山市総合防災マップを活用した普及啓発を行う。 ・避難行動要支援者名簿の取扱いに基づき、登録情報の充実を図りつつ、名簿の更新作業を進めるとともに、防災部局と連携し、個別避難計画を作成する。
			3 福祉避難所等の充実 災害時等に一般の避難所では避難生活が困難な障がい者が安心して避難できる福祉避難所等の充実を図り、福祉避難所への物資等を供給する体制の強化や感染症対策に対応した避難所設置運営に努めます。	・備蓄している避難生活用備蓄品の適正な維持管理を行うとともに、障がい者の方々に配慮した備蓄品の追加や数量について検討を行った。 ・防災部局と、福祉避難所の運営体制等について協議した。	・亀山市備蓄・調達基準に基づき、避難生活用備蓄品の適正な維持管理を行うとともに、高齢者や障がい者に配慮した備蓄品の追加や数量について随時検討を行うとともに、福祉避難所協定事業所との協議の場を設定し、災害時に福祉避難所としての機能を果たせるよう準備していく必要がある。	・災害時に福祉避難所としての機能を果たせるよう、福祉避難所協定事業所と市の関係部署間で協議する場を設ける。 ・亀山市備蓄・調達基準に基づき、避難生活用備蓄品の適正な維持管理を行うとともに、障がい者に配慮した備蓄品の追加や数量について随時検討を行う。
			4 福祉避難所協定事業所との連携 災害時に特別な支援を必要とする人が安心して避難生活を送ることができるよう福祉避難所協定事業所との連携を図ります。	・災害時における障がい者の避難生活等に寄与する避難所等の確保に取組めなかった。	・現在の福祉避難所協定事業所には障害福祉施設がないため、関係部局と協議しつつ確保に努める必要がある。	・関係部局との協議の場を設け、障がい者に係る福祉避難所の整備・確保を目指す。

基本 目標	実施 目標	施策 方向	取組内容	実績・成果	課題等	今後の方向性
			④権利擁護対策の充実			
			1 権利擁護支援の地域連携ネットワークの構築 権利擁護支援の必要な人の発見・支援、早期の段階からの相談・対応体制など、利用者がメリットを実感できるよう、広報、相談、利用促進などの機能を備えた中核機関を設置する等、権利擁護を支援する地域連携体制のしくみづくりを構築します。	令和4年度に組織した法福連携ネットワーク協議会を令和5年度は3回開催し、受任会議を行った。 ・弁護士・司法書士・社会福祉・医師などを構成員とした法福連携ネットワーク協議会を開催し、市の取組状況や実績などに関する情報共有や意見交換を行った。	・引き続き広く周知するとともに、制度利用の必要のあるケースにあっては、適切に制度利用に繋げていく必要がある。 ・法福連携ネットワーク協議会において、構成員の充足を図る必要がある。また、市内の金融機関に市と社会福祉協議会が訪問したが、制度利用を含めて福祉の支援が必要だと思われる人が窓口を訪れている現状がある。	・成年後見制度の利用促進に向け、制度概要のわかりやすい情報提供や中核機関の役割について、広く周知する。 ・地域連携ネットワークの構築に向け、新たに東海税理士会に参画を働きかけていく。また、地域連携体制のしくみづくりの一つとして、金融機関との連携方策に関する検討を進めていく。
			2 成年後見制度の利用の促進 成年後見制度の積極的な情報提供を行い、報酬助成の拡大を図る等、成年後見制度の利用の促進に取り組むとともに、社会福祉協議会による法人後見等の体制づくりについて協議を進めます。	・成年後見サポート会議に6件諮り、意見を得ており、うち5件は家庭裁判所からの裁定が下り成年後見に繋がった。また、報酬費用助成を2件行った。 ・成年後見制度をわかりやすく伝えられるよう、落語家による後見落語や、弁護士等の専門職による意見交換で構成した成年後見制度利用促進シンポジウムを開催した。	・家庭裁判所にて審判の手続きに時間がかかり、スピーディーな対応が必要である。 ・成年後見制度は、後見人等の受任交代が容易でないことや、報酬の支払いが必要など、制度が煩雑であるため、継続的な周知・啓発に向けた研修の開催が必要である。	・委託調査の活用、成年後見サポート会議の活用をすることで、より明確な指針をもとに素早い審判が得られるよう対応していく。 ・制度の利用促進に向けた研修会の開催や、市と社会福祉協議会との連携により、専門職機関に働きかけるなど、受任機関の確保を図っていく。
			3 日常生活自立支援事業の充実 判断能力が低下した人等に対しては、社会福祉協議会による日常生活自立支援事業により生活支援の充実を図ります。	・各種手帳の取得時に、本人と擁護者に対して案内を継続している。	・種別問わず手帳の取得者は増加しており、日常生活自立支援事業の利用が必要と思われるものが増加している。	・民間での身元保証サービスが充実しつつある中で、今後も理利用が必要と判断される者に関して、本人の意向を尊重しつつ専門機関を通じたサービスの案内を継続していく。
			4 虐待防止による権利利益の擁護 関係各課、警察等の行政機関や司法書士等の法曹などの関係機関との連携・協力体制を強化し、虐待を受けた障がい者の保護や自立の支援、養護者に対する支援等を行い、障がい者の権利利益を擁護します。	・施設での虐待通報が2件あり、全件迅速に対応し、利用者と事業所での和解に落とし込むことが出来た。また、前年度より継続の案件も成年後見制度の利用につながったため終結としたケースが1件であった ・高齢者・障がい者虐待防止対策代表者会議を10月に開催し、関係機関と情報共有を図った。	・虐待に関する周知やマニュアルの整備が進み、虐待通報の件数が増加している。そのため、事後対応としての被虐待者の速やかなケア、また、擁護者側への再発防止を目的としたケアに繋げる事の重要性が問われている。 ・8050問題等養護者が抱える問題も多く、広く関係者機関と連携をとる必要がある。	・行政職員や専門職を中心とした、迅速な虐待対応と他機関共同での当事者のケアが出来得るよう、マニュアルの洗練を行う必要がある。 ・虐待事案について、関係機関と連携を図ると共に、ネットワークを構築し、困難事例の解決に向けて取り組める体制を整備する。

亀山市生涯学習計画に関する実績等報告書(令和5年度)

(教育委員会事務局 生涯学習課)

■計画の基本情報

計画期間	R 4 ~ R 8 年度
位置付け	本計画は、教育基本法第17条第2項の規定に基づく、地方公共団体の定める教育・振興のための施策に関する基本計画として位置付けている。また、第2次亀山市総合計画前後期基本計画との関連は、基本施策「学びによる生きがいの創出」と深く関わり、地域へ生かせる学びの展開などを補完するものである。
目的・概要	学びの成果を地域に還元する「学びの循環」が、新たな産業や仕事の創出、子育て、地域の安全安心、高齢者の見守り等の地域の課題解決に結び付いて、その結果としての地域創生に向けて、一人ひとりが地域で活躍できることをめざすものである。
計画の骨格	<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;"> <p>基本理念 豊かな自然と歴史文化の中で深まる学びと交流</p> </div> <div style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;"> <p>基本目標 「学び」の成果が生かされ、一人ひとりが輝く亀山市</p> </div> <div style="display: flex; flex-direction: column;"> <div style="text-align: center; margin-bottom: 10px;">めざす姿</div> <div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="width: 45%;"> <p>地域を愛し、まちの魅力を誇れる「学び」</p> <p>地域と一体的に推進する、子育てを支える「学び」</p> <p>地域で活躍する人材を育む「学び」</p> <p>ともに学びあう、学びの環境づくり</p> </div> <div style="width: 45%;"> <p style="text-align: center;">基本施策</p> <div style="border: 1px solid black; border-radius: 15px; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <p>①まちの魅力を共有する「学び」の推進</p> <p>②自然と歴史文化を守り伝える「学び」</p> <p>③「健康都市」の実現に向けた「学び」</p> <p>④「地域の学び」の推進</p> </div> <div style="border: 1px solid black; border-radius: 15px; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <p>①地域・家庭の学びの展開</p> <p>②地域で支える子育ての学びの展開</p> <p>③『亀山っ子』市民宣言の具現化</p> </div> <div style="border: 1px solid black; border-radius: 15px; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <p>①かめやまキャンパスを核とした学びの循環の創出</p> <p>②学びの循環による地域活動の推進</p> <p>③地域産業に参画する人材の育成</p> <p>④高等教育機関等との連携</p> </div> <div style="border: 1px solid black; border-radius: 15px; padding: 5px;"> <p>①新図書館を核とした市民読書環境の充実</p> <p>②新図書館を核とした市民活動の推進</p> <p>③個が生かされる地域社会づくり</p> <p>④学びの成果を生かしたネットワークづくり</p> <p>⑤情報ツールを活用した学びの充実</p> </div> </div> </div> </div> </div>

■ 成果指標

成果指標名		単位	現状値	実績値 (R5)	目標値
1	デジタル技術を活用した講座の開催数	回	8	6	20
2	「かめやまお茶の間10選(実践)」アンケートにおける取り組んだと回答した保護者割合	%	52.0	64.7	70
3	「亀山っ子」市民宣言についてのアンケートにおける目指す子ども像について実感があると回答した割合	%	24.4	31.1	30
4					
5					

■ 計画の実績等

取組実績	<p>第2期かめやま人キャンパスの1年目を入門編として、「まちのインフルエンサー養成講座」と「まちのせんせい養成講座」を実施した。</p> <p>「まちのインフルエンサー養成講座」については、各種SNS、Youtubeなど「情報発信」という多種多様な分野を学び始める講座として実施した。また、「まちのせんせい養成講座」については、オンライン講座のポイントやデザインツールであるCanva、ChatGPT等を活用した指導方法などを学ぶ講座として展開した。なお、各養成講座について、Youtube Liveなどデジタル技術を活用して進めた。</p> <p>また、市内幼稚園・保育所において、家庭教育出前講座を開催した他、子育て応援メッセージである「かめやまお茶の間10選(実践)」の強化月間等に取り組んだ。</p>
成果	<p>第2期かめやま人キャンパスについて、3年間で1期として、学ぶ内容が深まっていくステップアップ方式のカリキュラム「まちのインフルエンサー」「まちのせんせい」養成講座の初年度として、SNSを活用した情報発信方法や、Youtubeを使った指導方法などの講座を展開した。また、第1期「かめやま人」認定者を中央公民館講座の講師や、行政委員として登用するとともに、フォローアップ講座についても実施し、学びを通じた生きがいづくりと、地域課題の解決に取り組む人材の育成・確保につなげることができた。</p> <p>家庭教育出前講座を展開し、「かめやまお茶の間10選(実践)」の強化月間等に取り組むことにより、家庭での時間を創出して、改めて家族の大切さを考えるきっかけづくりを提供することができた。</p>
総合計画推進への寄与度	<p>かめやま人キャンパスと公民館事業を基軸に様々な講座を実施して、学習機会を市民に提供し、地域の課題解決に取り組む人材育成を推進することにより、基本施策「学びによる生きがいの創出」につなげることができた。</p>

反省点・課題	<p>かめやま人の今後の活動を支援するため、中央公民館や行政関連部署・各関係団体と連携するとともに、かめやま人キャンパスの諸活動の発信を行う必要がある。また、かめやま人のフォローアップ講座についても継続して行っていく必要がある。</p>
--------	--

今後の方向性	<p>学びの情報の一元化を図り、かめやま人キャンパスの充実、「かめやまお茶の間10選(実践)」の普及啓発に努め、学びによる生きがいの創出を推進するとともに、ICTの活用やSDGsなど新たな視点を盛り込んだ、「亀山市生涯学習計画」に基づいた取組を推進する。</p>
--------	---

亀山市文化芸術推進基本計画に関する実績等報告書(令和5年度)

(市民文化部 文化課)

■計画の基本情報

計画期間	R 4 ~ R 12 年度
位置付け	<p>本計画は、文化芸術基本法第7条の2及び亀山市文化芸術基本条例第6条に基づき策定する「地方文化芸術推進基本計画」として定めるものである。 また、第2次亀山市総合計画後期基本計画の基本施策「文化芸術の推進」と深く関わっている。</p>
目的・概要	<p>文化芸術に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、4つの基本方針に基づく施策や取組を展開し、それぞれが相互に関わり合うことで市民の文化芸術活動をより活発にし、基本理念「継承と創造の文化芸術を育むまち かめやま」の実現をめざすものである。</p>
計画の骨格	<div style="display: flex; align-items: center;"> <div style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright; padding-right: 10px;"> <p style="text-align: center;">基本理念</p> <p style="font-size: 2em; font-weight: bold;">継承と創造の文化芸術を育むまち かめやま</p> </div> <div style="flex-grow: 1;"> <div style="margin-bottom: 10px;"> <p style="background-color: #e0e0e0; padding: 2px 5px; border-radius: 5px;">基本方針1</p> <p style="background-color: #e0e0e0; padding: 5px; border: 1px solid #ccc;">多様な体験・鑑賞の機会の充実【ふれる・みる】</p> <div style="margin-top: 5px;"> <p style="background-color: #e0e0e0; padding: 2px 5px; border-radius: 5px;">基本施策1 気軽に文化芸術に親しむ機会の充実</p> <p style="background-color: #e0e0e0; padding: 2px 5px; border-radius: 5px;">基本施策2 子どもの文化芸術活動の充実</p> <p style="background-color: #e0e0e0; padding: 2px 5px; border-radius: 5px;">基本施策3 文化芸術情報の収集及び発信の充実・工夫</p> </div> </div> <div style="margin-bottom: 10px;"> <p style="background-color: #e0e0e0; padding: 2px 5px; border-radius: 5px;">基本方針2</p> <p style="background-color: #e0e0e0; padding: 5px; border: 1px solid #ccc;">市民の自主的な活動の支援等の充実【ささえる・はぐくむ】</p> <div style="margin-top: 5px;"> <p style="background-color: #e0e0e0; padding: 2px 5px; border-radius: 5px;">基本施策1 文化芸術活動を担う人材の確保・育成</p> <p style="background-color: #e0e0e0; padding: 2px 5px; border-radius: 5px;">基本施策2 文化芸術活動への支援</p> <p style="background-color: #e0e0e0; padding: 2px 5px; border-radius: 5px;">基本施策3 文化芸術活動の環境づくり</p> </div> </div> <div style="margin-bottom: 10px;"> <p style="background-color: #e0e0e0; padding: 2px 5px; border-radius: 5px;">基本方針3</p> <p style="background-color: #e0e0e0; padding: 5px; border: 1px solid #ccc;">文化芸術の継承と活用【つたえる・ひろげる】</p> <div style="margin-top: 5px;"> <p style="background-color: #e0e0e0; padding: 2px 5px; border-radius: 5px;">基本施策1 文化財等の保存と活用</p> <p style="background-color: #e0e0e0; padding: 2px 5px; border-radius: 5px;">基本施策2 地域における特色ある文化芸術の継承と活用</p> </div> </div> <div> <p style="background-color: #e0e0e0; padding: 2px 5px; border-radius: 5px;">基本方針4</p> <p style="background-color: #e0e0e0; padding: 5px; border: 1px solid #ccc;">文化芸術の交流によるにぎわい・魅力の創出【つなげる・いかす】</p> <div style="margin-top: 5px;"> <p style="background-color: #e0e0e0; padding: 2px 5px; border-radius: 5px;">基本施策1 文化芸術を生かした多様な交流の促進</p> <p style="background-color: #e0e0e0; padding: 2px 5px; border-radius: 5px;">基本施策2 文化芸術を生かしたまちづくりの推進</p> </div> </div> </div> </div>

■ 成果指標

成果指標名		単位	現状値	実績値 (R5)	目標値
1	(設定なし)				
2					
3					
4					
5					

■ 計画の実績等

取組実績	<p>■市文化芸術推進審議会において、市文化芸術推進基本計画実績を審議し、事業の進行管理ができた。本計画に位置づけされる新たななかめやま文化年の開催に向け、実行委員会を9回開催し、事業内容を決定することができた。また、市文化大使を新たに1名委嘱し、文化振興につなげた。■市美術展を開催し、110点の出版があった。また、市美術展において、伊賀市、甲賀市と作品交流を行ったほか、市展期間中に特別体験講座を開催し、合計628人が来場した。■市芸術文化協会へ補助金を交付するとともに、今後の活動の発展に向けて、意見交換会を行った。■文化会館等の指定管理について、市文化芸術推進基本計画を一層推進するため、これまでの仕様書の内容を改正し、指定管理者を決定した。</p>
成果	<p>コロナ禍で停滞した文化芸術活動に対して、市及び亀山市文化会館等により市民の自主的な活動を支援するとともに、市民が文化芸術を鑑賞・体験できる機会を創出することができた。</p> <p>また、市美術展や市俳句会を実施し、日頃の活動成果を発表できる機会を設けることで、市民の活動意欲の向上や活発な創作活動に寄与した。</p> <p>まちの賑わいや魅力の創出につなげるための新たな文化年の開催については、市・実行委員会・文化芸術活動団体等の3つの主体において、文化芸術の継承と創造を目指した事業内容を決定できた。</p>
総合計画 推進への 寄与度	<p>「文化芸術施策の推進」については、新たな文化年の開催に向け、実行委員会の開催を重ね、教育や観光分野と文化芸術が連携した企画を行うことができた。「文化芸術の拠点づくり」については、文化会館の音響機器の更新により、市民の施設利用の促進を図ることができた。「文化芸術活動の活性化」については、文化芸術活動団体への補助や活動の継承に向けた意見交換の場を持ち、自主活動を支援できた。</p>
反省点・課題	<p>文化会館の指定管理者や文化芸術活動団体と連携を図りつつ、文化に触れる機会を充実し、文化芸術活動を担う人材の育成や交流の促進が必要である。また、文化芸術に関する情報を収集し、積極的に発信する必要がある。</p>
今後の方向性	<p>文化芸術推進基本計画に基づき、本市の文化芸術に関する施策を総合的かつ計画的に推進する。</p>

亀山市文化芸術推進基本計画進捗状況表

基本方針1 多様な体験・鑑賞の機会の充実【ふれる・みる】

基本施策	取組み	通番号	担当部署	関連部署・関連団体	①具体的な取り組み内容 (令和4年3月の計画策定時に、各担当部署に記入いただいたものです。)	②想定される事業	③令和5年度の実績及び成果	④達成度合	⑤今後の課題	⑥令和6年度の具体的な取り組み内容
①気軽に文化芸術に親しむ機会の充実	市民が各ライフステージに応じて、文化芸術に親しむことができるよう、親子コンサートやワンコインコンサート、トップクラスのアーティストの講演など様々な文化芸術に親しむことができるよう、鑑賞の機会を充実します。	1	文化創造G	(公財) 亀山市地域社会振興会	文化会館において、指定管理者による多種多様な文化芸術に関する鑑賞型事業を実施します。	ワンコインコンサート、亀山ミュージカル、さいまつコンサート、亀山音楽祭 他	文化会館においてワンコインコンサート等の自主文化事業22事業を実施し、16,308人が来場した。	A:十分な成果を得た	引き続き指定管理者による多種多様な文化芸術に関する鑑賞型事業を実施する。	文化会館において、指定管理者による多種多様な文化芸術に関する鑑賞型事業を実施する。
		2	文化創造G	美術展運営委員会	身近に文化芸術を感じていただくために、市美術展の展覧会及び市美術展特別講座を開催し、市民に鑑賞の機会を設けます。	市美術展、市美術展特別講座	市美術展及び市美術展特別講座を実施し、628人が来場した。	B:まずまずの成果を得た	市美術展の来場者が減少している。	身近に文化芸術を感じていただくために、入場者が増えるよう工夫しつつ市美術展の展覧会及び市美術展特別講座を開催し、市民に鑑賞の機会を設ける。
		3	文化創造G	(公財) 亀山市地域社会振興会	これまでに実施してきた文化芸術に関する事業のリニューアルを検討し、鑑賞の機会を充実します。	各事業のリニューアル	文化会館では、人気の音楽系YouTuberの公演を実施するなど、流行も取り入れながら様々な世代が楽しめる事業をバランスよく提供できた。	B:まずまずの成果を得た	市民が、地域固有の民俗芸能や伝統芸能に親しむ機会を創出し、特色ある地域の文化芸術の継承に繋がる事業も実施する。	文化会館において、地域固有の民俗芸能や伝統芸能に親しむ機会を創出し、特色ある地域の文化芸術の継承に繋がる事業を含め、鑑賞型、参加型事業をバランスよく実施する。
		4	文化創造G	武田謡楽会	数年に一度、プロの伝統芸能を鑑賞する機会を提供します。	亀山新能	新能については、後期基本計画実施計画に令和7年度の主要事業として位置付けた。	B:まずまずの成果を得た	具体的な内容について今後検討していく必要がある。	数年に一度、プロの伝統芸能を鑑賞する機会を提供する。
		5	歴史博物館		常設展示や企画展示等を通じて、亀山市の歴史を伝える機会を提供します。	歴史博物館での常設展示、企画展示、亀博自由研究広場、博物館講座の開催	常設展示は近世の資料を入替えた。企画展示では、企画展2本、亀博自由研究のひろば、歴史ひろば、昔の道具を各1本開催した。	A:十分な成果を得た	企画展示では、多様な亀山市の歴史を実物資料で伝えるために、令和5年度とはちがう新たなテーマで展示することが必要である。	企画展示は開館30周年記念の冠を附し、歴史博物館30年の展示の歴史や実物資料を基に作成した資料の歴博貸出ユニット展示を開催し、亀山市の歴史を伝える機会を提供する。
	文化芸術活動へのきっかけづくりのため、市美術展特別講座や中央公民館の文化講座など参加型の講座を始めとした文化芸術に参加・体験ができる機会を充実します。	6	文化創造G	(公財) 亀山市地域社会振興会	文化会館において、多種多様な文化芸術に関する体験型・参加型事業を実施します。	ゴールデンウィークふれあいプラン、亀山ミュージカル、さいまつコンサート、市民参加型ミュージカル、亀山音楽祭 他	文化会館において文化会館フェスタ等7つの参加型事業を実施し、参加者2,170人、入場者6,371人であった。	B:まずまずの成果を得た	引き続き指定管理者による多種多様な文化芸術に関する体験型・参加型事業を実施する。	文化会館において、指定管理者による多種多様な文化芸術に関する体験型・参加型事業を実施する。
		7	文化創造G	(公財) 亀山市地域社会振興会	これまでに実施してきた文化芸術に関する事業のリニューアルを検討し、参加・体験ができる機会を充実します。	各事業のリニューアル	文化会館では、人気の音楽系YouTuberの公演を実施するなど、流行も取り入れながら様々な世代が楽しめる事業をバランスよく提供できた。	B:まずまずの成果を得た	市民が、地域固有の民俗芸能や伝統芸能に親しむ機会を創出し、特色ある地域の文化芸術の継承に繋がる事業も実施する。	文化会館において、地域固有の民俗芸能や伝統芸能に親しむ機会を創出し、特色ある地域の文化芸術の継承に繋がる事業を含め、鑑賞型、参加型事業をバランスよく実施する。
		8	文化創造G	亀山俳句会、亀山川柳会	市民俳句会や市民川柳大会を通じて、文化芸術を体験、参加できる機会を設けます。	市民俳句会、市民川柳大会	亀山俳句会と協力し市民俳句会を開催し、795句(大人105句、学生690句)の応募があるなど、多数の市民が参加する機会を設けた。	B:まずまずの成果を得た	市民俳句会の参加者が固定化している。また、新型コロナの影響等により川柳大会は開催することができなかった。	市民俳句会の開催を通じて、より多くの市民が文化芸術を体験、参加できる機会を設ける。また、大会が開催できない場合でも、市民が文化芸術を体験・参加できる代替の機会について検討する。
		9	文化創造G	美術展運営委員会	文化芸術活動へのきっかけづくりのため、市美術展への出展の機会の提供や、特別講座を開催します。	美術展への出展の機会の提供、美術展特別講座	市美術展特別講座「絵画作品における筆致の関係」として、美術史や現代アートの中で展開される様々な作品をテーマに講演会を実施した。	A:十分な成果を得た	引き続き市美術展特別講座等で文化芸術活動へのきっかけづくりを行う。	文化芸術活動へのきっかけづくりのため、市美術展への出展の機会の提供や、特別講座を開催する。
		10	社会教育	中央公民館	中央公民館が実施する文化講座やかめやまキャンパス等において、文化芸術に関する分野を盛り込み、文化芸術を学ぶ、又は親しむ機会を提供します。	公民館講座、かめやまキャンパス	中央公民館において14の文化講座、各地区のコミュニティセンターを拠点とする22の出前文化講座を実施し、文化芸術に関する分野も盛り込んで実施した。	B:まずまずの成果を得た	引き続き、文化芸術を学ぶ又は楽しむ機会を提供していく必要がある。	中央公民館講座等での文化芸術に関する分野に盛り込み、文化芸術を学び、親しむ機会を提供する。
		11	文化創造G	(公財) 亀山市地域社会振興会	誰もが気軽に文化芸術に親しむため、小中学校、福祉施設、文化財、各地区コミュニティセンターなどへアウトリーチ活動の充実に取り組みます。	小中学校、福祉施設、文化財、各地区コミュニティセンターなどへのアウトリーチ活動	文化会館の自主文化事業において、市内の全ての小中学校でアウトリーチ活動を実施し、2,714人が参加した。	A:十分な成果を得た	引き続き市内全小中学校でアウトリーチを実施できるよう取り組む。	誰もが気軽に文化芸術に親しむため、小中学校、福祉施設、文化財、各地区コミュニティセンターなどへアウトリーチ活動の充実に取り組み。
		12	障がい者支援G		障がいの有無等に関わらず、文化芸術に触れることができるよう、障がい者が積極的に参加できる環境づくりを行います。	地域活動支援センター事業(地域生活支援事業)やあいあいまつりなど、障がい者が文化芸術に触れる機会を提供します。	地域活動支援センター事業(地域生活支援事業)「アルプリーツの表現者たち展in亀山」とあいあいまつり等(三重県障がい者芸術文化祭)	新たな取り組みとして12月の障害者週間にあわせ「アルプリーツの表現者たち展in亀山」とし、絵画の展示会を行った。	A:十分な成果を得た	市の文化所管課や県等の関係機関と連携・協力を図っていく必要がある。

亀山市文化芸術推進基本計画進捗状況表

基本方針1 多様な体験・鑑賞の機会の充実【ふれる・みる】

基本施策	取組み	通番号	担当部署	関連部署・関連団体	①具体的な取り組み内容 (令和4年3月の計画策定時に、各担当部署に記入いただいた ものです。)	②想定される事業	③令和5年度の実績及び成果	④達成度合	⑤今後の課題	⑥令和6年度の具体的な取り組み内容
②子どもの文化芸術活動の充実	学校などにおいて、文化公演や音楽会等の様々な文化芸術を鑑賞、体験する機会を充実し、子どもたちの豊かな創造力や感性を育む取組を推進します。	13	教育支援G	各学校	児童生徒が学校で文化芸術の鑑賞や発表の機会を提供します。	小学校文化公演、小中音楽会、亀山市図工・美術展、小中書写展	亀山市文化会館と連携し、児童生徒が文化芸術に触れる機会を設定した。小中音楽会、図工・美術展・書写展を計画・実施し、発表や作品披露の場を提供した。	A：十分な成果を得た	特になし	児童生徒が積極的に文化芸術鑑賞の機会や発表の場を設け、実施する。
		14	社会教育G	各学校	小学校の放課後子ども教室において、将棋や手芸・工作、生け花など文化芸術に関する体験を提供します。	放課後子ども教室での文化芸術活動の体験	全ての放課後子ども教室において、文化芸術に関する体験ができる教室が地域のボランティア等が担い手となって実施した。	B：まずまずの成果を得た	引き続き、放課後子ども教室において、文化芸術を学べる機会を提供していく必要がある。	放課後子ども教室の各コーディネーターとの情報共有の場を作り、コーディネーターとの連携を密にし、文化芸術に関する体験の機会増加を図る。
		15	教育支援G	各学校	教育の発展と文化芸術の推進に資するため、教職員の音楽や図画工作、美術などの学習指導の充実を図ります。	各種研修会への参加、教職員のOJTの実施	文化芸術に関する教職員の研修は、各校の研修会や亀山市教育推進協議会(図工・美術部会や音楽部会等)で専門的な研修を年間5回程度行うことができた。	A：十分な成果を得た	特になし	亀山市教職員研修講座において、文化芸術推進のための研修講座を行い、学習指導の充実を図る。
		16	教育支援G	各学校	社会見学等で歴史博物館や文化財施設等を訪問し、亀山市の郷土や歴史文化を学習します。	社会見学での歴史博物館、文化財施設、市内の施設(茶農協や環境センター)の見学	生活科や社会科見学等で歴史博物館や文化財施設等を訪問し、郷土や歴史文化について学習することができた。	B：まずまずの成果を得た	特になし	社会見学等で歴史博物館や文化財施設等を訪問し、亀山市の郷土や歴史文化を学習する。
		17	教育支援G	社会教育G	人材バンクや地域の方の協力のもと、学校行事や教科学習等でゲストティーチャーや学習ボランティアを活用して体験活動等を実施します。	人材バンクの活用、ゲストティーチャー、学習ボランティアの活用	生活科や総合的な学習の時間において、ゲストティーチャーとして、各学校に招き体験活動を行った。	B：まずまずの成果を得た	特になし	各校の人材バンクや地域の方の協力のもと、学校行事や教科学習等でゲストティーチャーや学習ボランティアを活用して体験活動等を実施する。
		18	歴史博物館	各学校	学校と連携した来館授業、出前授業、移動展示、かめやま出前トーク等を通じて、子どもや教員、地域に亀山市域や校区内の歴史学習や地域の歴史を知る機会を提供します。	出前授業等	出前授業11回・来館学習10回、歴博貸出ユニット29回の利活用等により、学校の地域学習を支援した。また、授業準備や夏期休業中の教員研修を9回実施し、代替物による博物館資料をも利用して地域の歴史を知る機会を提供した。	B：まずまずの成果を得た	「実物を見て学習する」機会の重要性を継続すること。	学校との連携においては、博物館と学校とのパイプ役である地域学習支援推進員を通じて、「亀山市史」「亀山子ども歴史館」の他、web展示図録の掲載ページや掲載内容についてもレクチャー、PRするなど、歴史学習や地域の歴史を知る機会を提供する。
		19	文化創造G	各学校	小中学校を対象とした俳句、川柳を発表する機会を提供します。	市民俳句会(小中学校の部)、市民川柳大会(小中学校の部)	市民俳句会を開催し小中学校の部を設けることで、子どもたちが豊かな想像力や感性を育む機会を提供した。	B：まずまずの成果を得た	コロナ禍をきっかけに休止していた川柳大会や、参加者が減少していた俳句大会について見直しを行い、気軽に川柳や俳句に親しんでもらう機会の創出手法について検討する。	気軽に川柳、俳句や俳句に親しんでもらうため「広報かめやま句会」を実施し、「子どもの部」を設けて作品を募集する。
		20	保健給食G	保育サポートG	市内の給食において、季節に合わせた行事食や市内の食文化を感じることができる給食を提供します。	こどもの日、七夕、お月見、節分などの行事食や亀山みそ焼きうどんなどの市内の食文化の提供	学校給食において、季節に合わせた行事食や市内の食文化を取り入れたメニューを提供した。	B：まずまずの成果を得た	食材価格の高騰により、行事食等をこれまでと同様に、年間を通じて提供することが難しく、提供回数が減ってきている。	学校給食において、季節に合わせた行事食や市内の食文化を取り入れたメニューの提供を、食材等を工夫しながら継続する。
		21	保育サポートG	保育所、認定こども園等	保育所等において、四季や行事を感じたり、亀山市の食文化に触れられる給食を提供します。	こどもの日、七夕、お月見、節分などの行事食や亀山みそ焼きうどんなどの市内の食文化の提供	行事食(こいのぼりランチ、七夕そうめん汁、クリスマスランチなど)の提供を行った。また、午後の間食にて、ロールケーキをでんでん虫に見立てたり、そうめんとさつま芋で種菜に模するなど四季を感じられるメニューや亀山みそ焼きうどんを提供した。	A：十分な成果を得た	引き続き、季節に合わせた献立や行事食、市内の食文化を感じることができる給食の提供に努める必要がある。新たな行事食の提供を検討する。	日々の給食を通じて、七夕やお月見などの行事に合わせた行事食や亀山市の食文化に触れる機会を提供できるように努める。
		22	教育支援G	各学校	学校での音楽の授業の成果を、亀山市小中学校音楽会、NHKコンクールなどの機会を通じて発表します。	亀山市小中学校音楽会、NHKコンクールでの発表	亀山市小中学校音楽会の実施、NHKコンクールへ2校が参加することができた。	A：十分な成果を得た	特になし	学校での音楽の授業の成果を、亀山市小中学校音楽会、NHKコンクールなどの機会を通じて発表する。
	アクティブシニアの豊かな知識や経験を生かし、地域の文化祭等の文化行事や文化芸術に関する事業において、次世代を担う子どもたちを育成する取組を推進します。	23	社会教育G	青少年育成市民会議	亀山市青少年育成市民会議の実践活動の中で、地域行事や地域の文化祭においてアクティブシニアが中心となり、次世代を担う子どもたちの育成に取り組めます。	亀山市青少年育成市民会議実践活動	亀山市青少年育成市民会議より実践活動助成事業を通じて、各地区会議(まちづくり協議会)におけるアクティブシニアの知識や経験を取り入れた青少年対象の行事等の開催を促進した。	B：まずまずの成果を得た	引き続き、各地区会議(まちづくり協議会)における活動を促していく必要がある。	青少年を対象にしている市内各地区の行事や取組について、全戸配布する青少年育成市民会議の機関紙で紹介するなど、コロナ禍からの再始動にあたっての糸口になるような情報発信を継続していく。また、アクティブシニアの豊富な知識と経験を活動に取り入れ、事業を継続して進める。
	学校や地域の身近な施設などにトップクラスのアーティストや専門家が出向き、実演や指導を行う機会を提供し、未来の芸術家の育成を図ります。	24	文化創造G	教育支援G、(公財)亀山市地域社会振興会	学校と指定管理者の連携により一流のアーティストによるアウトリーチ活動を行い、歌唱指導や鑑賞体験の場を設けます。	歌唱指導や本物の音楽に触れるアウトリーチ活動等	文化会館の自主文化事業において、歌唱指導の場を設けるなど、市内の全ての小中学校でアウトリーチ活動を実施し、2,714人が参加した。	A：十分な成果を得た	短期的に効果が見込める取組みでないため、継続して実施する必要がある。	学校と指定管理者の連携により一流のアーティストによるアウトリーチ活動を行い、歌唱指導や鑑賞体験の場を設ける。

亀山市文化芸術推進基本計画進捗状況表

基本方針1 多様な体験・鑑賞の機会の充実【ふれる・みる】

基本施策	取組み	通番号	担当部署	関連部署・関連団体	①具体的な取り組み内容 (令和4年3月の計画策定時に、各担当部署に記入いただいたものです。)	②想定される事業	③令和5年度の実績及び成果	④達成度合	⑤今後の課題	⑥令和6年度の具体的な取り組み内容
市民活動団体と協働した絵本の読み聞かせなど、乳幼児の頃から文化芸術に触れる機会を提供し、文化芸術への興味や関心に繋がります。		25	保育サポートG	保育所、認定こども園、幼稚園等	園児の工作の時間やお遊戯会を通して、文化芸術の体験や発表の機会を提供します。	園児による文化的な鑑賞、体験、発表の機会	工作やお遊戯会を通して、文化的な体験や発表の機会を提供することにより、乳幼児の頃から芸術に関心を持つきっかけ作りができた。	B：まずまずの成果を得た	個々の園児の発達や年齢に合わせた体験や発表に取り組んで行く必要がある。	工作やお遊戯会などの日常的な保育を通して、文化的な体験や、芸術鑑賞等、園児が文化芸術に触れる機会を提供する。
		26	教育支援G	保育サポートG	市内の各校や幼稚園において、子どものころから文化芸術に関心を持つよう「かめやましファミリー読書リレー」、「かめやま読書チャレンジ」を実施します。	かめやましファミリー読書リレー、かめやま読書チャレンジ	かめやましファミリー読書リレーは、各4幼稚園・各小学校低学年において実施した。かめやま読書チャレンジは、保育園・幼稚園の年長児・各小学校において実施した。	A：十分な成果を得た	特になし	市内の各校や幼稚園において、子どものころから文化芸術に関心を持つよう「かめやましファミリー読書リレー」、「かめやま読書チャレンジ」を実施する。
		27	保育サポートG	健康づくりG	「赤ちゃん訪問」などの機会を活用し、「ブックスタート・バック」(絵本)を手渡し、親子のふれあいと子どもの読書習慣のきっかけとなる機会を提供します。	ブックスタート事業	絵本の読み聞かせを通して親子の絆が深められるよう「ブックスタート事業」を実施した。	B：まずまずの成果を得た	保護者ニーズ等を的確に把握し「ブックスタート事業」の本を選定する必要がある	保護者のニーズ等が反映した「ブックスタート・バック」(絵本)を手渡し、親子のふれあいと子どもの読書習慣のきっかけとなる機会を提供する。
		28	図書館		子どもたちが文化芸術に触れることができるよう、文化芸術に関する図書や児童向けの郷土資料が提供できる体制を整備します。	各関係図書の整備	亀山市出身やゆかりの人物の顕彰の場を設け、社会見学等にて文化の情報が触れることにより、郷土に対する関心や愛着心を高める取組につながった。	A：十分な成果を得た	文化情報プラザ(情報発信コーナー)の情報更新を適宜行っていくことが必要である。児童向けの郷土資料の収集を行うことも必要である。	子どもたちが文化芸術に触れることができるよう、関係する図書や児童向けの郷土資料の収集を行う。
		29	図書館	市民活動団体	絵本や紙芝居等の読み聞かせを行う市民活動団体を支援し、文化芸術に触れる機会を提供することで、子どもの読書習慣の定着を図ります。	読み聞かせ	図書館ボランティア団体や市民活動団体の協力を得て、家族で楽しめる読み聞かせなどのイベントを実施した。	B：まずまずの成果を得た	図書館ボランティア団体等の協力を得て、市民交流イベントなどを開催し、本を通じて家族で触れ合えるイベントを継続して開催する。	市民交流イベントなどのイベントのほかに、文化芸術に関するテーマ展示等の実施など関心をもてる取組を行い、子どもの読書習慣の定着を図る。
文化会館が実施しているゴールデンウィークふれあいプランと連携し、「子ども文化の日」を設けるなど、子どもを対象とした文化芸術に関する事業の拡充を検討します。	30	文化創造G	(公財) 亀山市地域社会振興会	ゴールデンウィークふれあいプランとの連携による子どもを対象とした文化芸術に関する事業の拡充を検討します。	子どもを対象とした文化芸術に関する事業の検討	「かめやま文化年2024」のキャッチコピーを「まちがにぎわい こともがわらう」とし、子どもの文化芸術活動への参画拡大に繋がる事業を実施できるよう、かめやま文化年2024実行委員会と協力し検討を行った。	A：十分な成果を得た	「かめやま文化年2024」に向け、かめやま文化年実行委員会と協力し、各種事業を実施する必要がある。	「かめやま文化年2024」のキャッチコピー「まちがにぎわい こともがわらう」に沿い、子どもの文化芸術活動への参画拡大に繋がる事業を実施できるようかめやま文化年2024実行委員会と協力し各種事業を実施する。	

亀山市文化芸術推進基本計画進捗状況表

基本方針1 多様な体験・鑑賞の機会の充実【ふれる・みる】

基本施策	取組み	通番号	担当部署	関連部署・関連団体	①具体的な取り組み内容 (令和4年3月の計画策定時に、各担当部署に記入いただいたものです。)	②想定される事業	③令和5年度の実績及び成果	④達成度合	⑤今後の課題	⑥令和6年度の具体的な取り組み内容
③文化芸術情報の収集及び発信の充実・工夫	広報紙や市ホームページ、SNS、デジタルサイネージ等の様々な方法を活用し、文化芸術に関する情報の発信に組み、市民の文化芸術活動を促進するとともに、市の魅力向上を図ります。	31	文化創造G	広報G、各担当部署	市が主催の文化芸術に関するイベント等を市広報やホームページ、ケーブルテレビ、Facebook、デジタルサイネージを活用し、市民全般に伝わるよう発信します。	広報紙、ホームページ、ケーブルテレビ等による文化芸術情報の発信	広報紙・ホームページへの掲載に加え、Facebookでの文化芸術の発信や市美術展については申請書を各方面に郵送するなど、多様な手段で情報を発信した。	A：十分な成果を得た	対象により有効な発信方法が異なるため、引き続き多様な媒体により情報を発信する。	市が主催の文化芸術に関するイベント等を市広報やホームページ、ケーブルテレビ、デジタルサイネージ、市公営LINE等のSNSを活用し、市民全般に伝わるよう発信する。
		32	社会教育G		文化芸術を含む生涯学習に関する講座の情報をホームページや案内等で市民へ周知します。	亀山学びのガイドブックの周知	亀山学びのガイドブック 2023年度版を発行し、文化芸術を含む生涯学習に関する情報の一元化及びその発信に取り組んだ。	B：まずまずの成果を得た	引き続き、文化芸術を含む生涯学習に関する情報の集約及び周知に努めていく必要がある。	亀山学びのガイドブック発行に向け、関連部署との連携を密にし、文化芸術の“学び”に関する情報収集を継続し、ホームページや案内等で市民へ周知する。
		33	図書館	各担当部署	文化情報プラザにおいて、各担当部署へ亀山市の文化芸術を発信するよう促すとともに、文化情報プラザの管理を行います。	文化情報プラザでの発信	図書館ボランティア団体による文化人を題材にしたイベントや市民活動団体による歴史文化に関連する紙芝居等のイベントを開催し、SNS等でイベントの周知や情報発信を行った。	B：まずまずの成果を得た	文化情報プラザ（情報発信コーナー）の情報更新を適宜行っていく必要がある。	文化情報プラザにおいて、各担当部署へ亀山市の文化芸術を発信するよう促すとともに、文化情報プラザ内のコンテンツの情報更新や「ひみつ本」コーナーのテーマの更新を行う。
		34	歴史博物館		HPによって、常設展示や企画展示開催、講座等の開講、学校教育との連携等の情報をホームページに掲載し、子どもから大人まで、地域の歴史に関する実物資料や歴史と出会う機会を発信します。	展示開催、講座開講等のホームページでの掲載による発信	古文書講座や企画展示講座等の募集、企画展示開催の宣伝、講座の実施報告等をホームページに掲載し、展示来館や出前トークの切っ掛けになった。	A：十分な成果を得た	引き続き展示開催、講座開講等をホームページに掲載し、発信する。	常設展示や企画展示開催、講座等の開講、学校教育との連携等の情報をホームページに掲載し、子どもから大人まで、地域の歴史に関する実物資料や歴史と出会う機会を発信する。
		35	人権・ダイバーシティG		市が毎月発行する広報紙について、多言語版広報紙（かめやまニュース）を作成して、広く外国人住民に文化芸術に関する情報等を提供します。	外国語版広報紙（かめやまニュース）	七夕祭りを実施するなど日本の文化芸術に触れる機会を設けた。 また、10月に開催した防火フェアで多文化共生ブースを設けて、JICAの協力により、くろみボランタリーなどを通して外国の文化芸術の交流の機会を設けた。	B：まずまずの成果を得た	これまで国際交流イベントを開催してきた市民活動団体の休止により、機会の提供の存続が危惧される。	日本語教室での課外授業や開講式等の機会を通じて、文化芸術の交流の機会を提供又は支援する。
		36	障がい者支援G		障がい者の文化芸術に関する取組の情報について、情報収集と情報発信に努めます。	HP等による情報発信	新たな取り組みとして12月の障害者週間にあわせ「アールブリュットの表現者たち展in亀山」とし、絵画の展示会を行った。	A：十分な成果を得た	市の文化所管課や県等の関係機関と連携・協力を図っていく必要がある。	市民団体と協働事業を行い、また引き続き展示会等も行う事で障がい者アートの普及や発表の場づくりに取り組む。
		37	文化創造G	(公財) 亀山市地域社会振興会	文化会館で実施される文化芸術活動団体が行うイベントについて、文化会館だより等で市内に発信します。	文化会館だより	文化会館で実施される文化芸術活動団体が行うイベントについて、文化会館だよりや文化会館ホームページで市内に発信した。	B：まずまずの成果を得た	引き続き文化会館だより等で発信する。	文化会館で実施される文化芸術活動団体が行うイベントについて、文化会館だより等で市内に発信する。
	国や県などの文化芸術に関する情報を収集し、市民の文化芸術活動の促進に繋がる情報を市民や関係団体などへ提供します。	38	文化創造G		国や県等から発信される助成金案内や募集案内などを収集し、ホームページや関係機関等に周知します。	文化芸術の情報の収集と発信	補助金による助成などの情報をホームページに掲載し、周知した。	B：まずまずの成果を得た	引き続き情報の収集と周知を行う。	国や県等から発信される助成金案内や募集案内などを収集し、ホームページや関係機関等に周知する。
	文化芸術に関する情報を誰もが収集しやすいよう、アクセシビリティに配慮した発信に取り組めます。	39	広報G	各担当部署	広報紙、ホームページ、ケーブルテレビ等各種媒体において、誰もが情報を収集できるようアクセシビリティに配慮するほか、分かりやすく情報を発信します。	分かりやすい情報発信	広報紙では、誰もが読みやすいUDフォントを令和元年10月から本文に使用した。ホームページでは、ページ更新の都度、必要なアクセシビリティ対応を行った。また、ケーブルテレビでは、テロップやナレーション編集を行い、視覚・聴覚の両面から情報が得られるよう対応した。	A：十分な成果を得た	今後も、各種広報媒体において、分かりやすい情報発信を意識して取り組む必要がある。	各種広報媒体において、誰もが情報を収集しやすいアクセシビリティに配慮した情報発信に取り組めるよう職員研修などを通じた意識啓発を行うとともに、情報発信の段階で必要な対応を行う。
	身近に文化芸術に触れてもらえるよう、文化芸術に関する情報の一元化の検討を行うとともに、オンライン配信などを活用した発信の取組を検討します。	40	文化創造G	広報G	分かりやすい情報発信のため、「住めばやうやう」などのHPと連携するなど、文化芸術に関する情報の一元化についての検討をします。	.	文化創造Gのホームページ内容を見直し、改正した。また、「かめやま文化年2024」の情報を一括発信するためホームページを立ち上げた。	B：まずまずの成果を得た	既存のシステムの活用を含め、引き続き一元化について検討していく。	分かりやすい情報発信のため、「住めばやうやう」などのHPと連携するなど、文化芸術に関する情報の一元化についての検討する。
		41	文化創造G	(公財) 亀山市地域社会振興会	文化会館や市が行う文化芸術に関する事業について、オンライン配信など新たな発信方法を検討します。	新たな発信方法の検討	かめやま文化年2024実行委員会と協力し、「かめやま文化年2024」の情報発信の仕方について検討した。	B：まずまずの成果を得た	かめやま文化年2024実行委員会と協力し、「かめやま文化年2024」の情報発信を効果的に行う必要がある。	「かめやま文化年2024」をはじめ、文化会館や市が行う文化芸術に関する事業について、様々な媒体を活用した発信に努める。

亀山市文化芸術推進基本計画進捗状況表

基本方針2 市民の自主的な活動の支援等の充実【ささえる・はぐくむ】

基本施策	取組み	通番号	担当部署	関連部署・関連団体	①具体的な取り組み内容 (令和4年3月の計画策定時に、各担当部署に記入いただいたものです。)	②想定される事業	③令和5年度の実績及び成果	④達成度合	⑤今後の課題	⑥令和6年度の具体的な取り組み内容
①文化芸術活動を担う人材の確保・育成	文化芸術活動を将来にわたり次世代に引き継ぐため、講座やワークショップなどを通して、様々な文化芸術の造詣が深まるよう、人材育成に努めます。	42	社会教育G	中央公民館	様々な文化芸術分野のスキルが高まるよう、中央公民館が実施する文化講座等を開催します。また、既存団体の紹介やサークル設立など、活動の継続に向けた働きかけを行います。	中央公民館講座の開催	中央公民館において14の文化講座、各地区のコミュニティセンターを拠点とする22の出前文化講座を実施し、文化芸術に関する分野も多く盛り込まれた。また、学びのガイドブックにて、既存団体（サークル）の活動紹介も掲載した。	B：まずまずの成果を得た	引き続き、様々な文化芸術分野のスキルが高まるような講座を開催していく必要がある。	引き続き、中央公民館講座等での文化芸術に関する分野の盛り込みや講座内での活動の継続に向けた働きかけ方法について検討する。
		43	文化創造G		市美術展及び市美術展特別講座を開催し、市民の美術スキルの向上に取り組みます。	市美術展及び市美術展特別講座	市美術展を公募型で開催し市民の美術スキルの向上に取り組んだことに加え、市美術展特別講座において講演を実施し、美術の教養を深める取り組みを行った。	A：十分な成果を得た	引き続き市美術展を開催するとともに、市美術展特別講座を実施することで様々な文化芸術の造詣が深まるよう努める。	市美術展及び市美術展特別講座を開催し、市民の美術スキルの向上に取り組む。
		44	社会教育G		かめやまキャンパスのテーマに文化芸術分野を取り入れるなどし、人材育成につなげます。	各事業のリニューアル	かめやまミーティングにおいて、かめやま人の活動について、事例発表を行ってもらい、文化芸術分野も含め、かめやま人同士の意見交換を実施した。	B：まずまずの成果を得た	かめやまキャンパスのテーマに文化芸術分野を取り入れるために、地域の人材発掘を進めていく必要がある。	文化芸術分野を含めて様々な活動を展開されている方々向けに自身の活動を発信するためのSNSの活用方法や次世代に伝えるための指導方法について学べる講座を展開し、並行して人材発掘を進める。
		45	まちなみ文化財G	関宿「関の山車」保存会	文化財等の担い手を育成するための教室等の開催を支援します。	関の山車のお囃子伝承のための講座や教室の実施	関宿「関の山車」保存会による地元の幼児や小学生を対象とした小山車曳きやお囃子太鼓等の練習体験開催の運営を支援した。（関小学校1回、アスレ2回） また、山車持ち自治会のお囃子の練習や披露会の会場として関の山車会館伝承活動棟を提供するなどの支援をした。	B：まずまずの成果を得た	地元の子供たちのお囃子の練習や成果披露の会場として関の山車会館の利用を更に積極的に進める必要がある。	関の山車会館を活用し、地元の子供を対象としたお囃子練習会等の定期的な実施に向けた支援を行い、文化財等の担い手を育成する。
	46	文化創造G	(公財) 亀山市地域社会振興会	文化会館の自主文化事業において、トップクラスのアーティストなどと一緒に参加できる事業を実施し参加者の意識や技術の向上に取り組めます。	さいまつコンサート、亀山ミュージカル、亀山音楽祭	文化会館の自主文化事業において、市文化大使と一緒に参加できるさいまつコンサート・亀山ミュージカルを実施し、参加した451人の意識や技術の向上につながった。	B：まずまずの成果を得た	引き続き市文化大使等と一緒に参加することができる参加型事業を実施する。	文化会館の自主文化事業において、トップクラスのアーティストなどと一緒に参加できる事業を実施し参加者の意識や技術の向上に取り組む。	
	47	社会教育G	中央公民館	文化芸術にかかる講師の発掘と文化芸術活動への活用を図るため、人材バンクの普及に取り組めます。	人材バンクの普及	23の文化芸術関係の団体/個人の登録があり、幼保の利用が2度あった。	B：まずまずの成果を得た	引き続き、人材バンクの活用促進を図るため、事業の周知に努める必要がある。	市HPや学びのガイドブック等を活用し、人材バンク制度の周知を行う。また、市内の社会教育団体や教育機関の会合（各団体の役員会、幼稚園長会等）にて、積極的な周知を図っていく。	
	48	文化創造G	(公財) 亀山市地域社会振興会	市主催事業や指定管理者が行うさいまつコンサートや亀山ミュージカルなどにおいて、文化大使や地域のアーティストを活用した事業を行います。	さいまつコンサート、亀山ミュージカル、亀山音楽祭	さいまつコンサートと亀山ミュージカルにおいて市文化大使を活用し、後継者の育成や定着に取り組んだ。	B：まずまずの成果を得た	引き続き市文化大使等を活用し、後継者の育成や定着に取り組む。	市主催事業や指定管理者が行うさいまつコンサートや亀山ミュージカルなどにおいて、文化大使や地域のアーティストを活用した事業を行う。	
	49	文化創造G	(公財) 亀山市地域社会振興会	文化芸術のマネージャーやコーディネーターを育成するための事業を検討します。	養成講座の開催など、マネージャーやコーディネーターを育成するための事業の検討	文化芸術のマネージャー等を育成するための事業について検討できていない。	D：成果を得られなかった	文化芸術のマネージャー等を育成するための事業について検討する必要がある。	文化芸術のマネージャーやコーディネーターを育成するための事業を他市の事例を研究しつつ、検討する。	
	50	文化創造G	(公財) 亀山市地域社会振興会	文化芸術事業の企画運営と市民の文化芸術活動をサポートする文化ボランティアを育成します。	亀山市文化会館事業に対する受付ボランティア等	市文化会館ではボランティアの登録制度を設けており受付・会場案内・駐車場整理等のボランティア活動前に教育を行うなど、文化ボランティアの育成に努めた。	B：まずまずの成果を得た	引き続きボランティアの育成に努める。	文化芸術事業の企画運営と市民の文化芸術活動をサポートする文化ボランティアを育成する。	

亀山市文化芸術推進基本計画進捗状況表

基本方針2 市民の自主的な活動の支援等の充実【ささえる・はぐくむ】

基本施策	取組み	通番号	担当部署	関連部署・関連団体	①具体的な取り組み内容 (令和4年3月の計画策定時に、各担当部署に記入いただいたものです。)	②想定される事業	③令和5年度の実績及び成果	④達成度合	⑤今後の課題	⑥令和6年度の具体的な取り組み内容
②文化芸術活動への支援	文化芸術活動団体などを対象とする国や法人などが創設した各種助成制度等の情報収集と提供に努めます。	51	文化創造G		文化芸術活動団体等を対象とする各種助成制度等の情報を収集し、市民に必要な情報を積極的に提供します。	各種助成制度等の情報提供	独立行政法人日本芸術文化振興会をはじめ、助成制度等について市ホームページに掲載し、情報を積極的に提供した。	B：まずまずの成果を得た	引き続き情報の収集と市民への提供を行う。	文化芸術活動団体等を対象とする各種助成制度等の情報を収集し、市民に必要な情報を積極的に提供します。
	文化芸術活動団体などに対して、自立した文化芸術活動の実施や新たな文化芸術の創造に必要な財政支援を推進します。	52	文化創造G		市内外への発信力がある事業や特色ある文化芸術活動を実施している団体等に対して財政支援を実施します。	亀山トリエンナーレ、亀山市芸術文化協会等	亀山市芸術文化協会に対する財政支援により、自立した文化芸術活動の実施を支援した。	B：まずまずの成果を得た	引き続き特色ある文化芸術活動団体等に対して財政支援を実施する。	市内外への発信力がある事業や特色ある文化芸術活動を実施している団体等に対して財政支援を実施する。
		53	市民協働G		新たな市民活動の自立や既存の市民活動の活性化に向け、財政支援を行います。	市民参画協働事業推進補助金 市民活動応援制度	市民参画協働事業推進補助金交付件数…2件 亀山市市民活動応援交付金交付件数76件 (3,499,800円)	A：十分な成果を得た	市民活動団体が継続的に活動できるような、様々な制度を活用しながら支援するとともに、団体と団体をつなぐコーディネートを行う必要がある。	市内の市民活動団体の活動状況の把握を行い、応援制度への登録を促すとともに、各地域まちづくり協議会で団体が活躍できるよう、コーディネートを行うしていく。
	文化芸術活動団体の事業の企画・運営、活動に関する相談できる体制の整備を図ります。	54	文化創造G	(公財) 亀山市地域社会振興会	文化芸術活動団体の事業の企画・運営、活動に関する相談に取り組みます。	文化会館による相談、市による相談	亀山市文化会館の令和6年度から令和10年度分の指定管理仕様書を見直す際に、「文化芸術活動団体の事務支援に関する業務」を明記することとした。	B：まずまずの成果を得た	引き続き相談できる体制の整備を図る。	文化芸術活動団体の事業の企画・運営、活動に関する相談に取り組む。
	文化芸術の更なる推進のため、市民と市民、市民と行政等、各主体がそれぞれの持つ特性を生かしながら、役割分担、連携、補完、協力などを図る取組を推進します。	55	文化創造G	社会教育G	文化芸術活動を行う団体等が実施するイベント等について、後援を行い支援します。	後援名義使用許可	亀山地区伝統文化いけばなこども教室等13事業に対し後援名義の使用を承認し、各団体の活動を支援した。	B：まずまずの成果を得た	引き続き後援を行い各団体の活動を支援する。	文化芸術活動を行う団体等が実施するイベント等について、後援を行い支援する。
		56	市民協働G	各担当部署	協働の指針に基づく協働事業提案制度により文化芸術活動団体等の多様な主体と行政との協働によるまちづくりを推進します。	協働事業提案制度	協働事業提案制度 提案数(市民提案) 3件	A：十分な成果を得た	提案された協働事業が単年で終了するケースがあるため、継続して実施されるよう支援する必要がある。	引き続き今年度実施の協働事業への支援を図るとともに、協働事業提案を活用した文化芸術活動団体等の多様な主体と行政との協働の推進に取り組む。
	市が単独で実施するよりも効果的な事業を展開するため、実行委員会形式や委託等の手法により、市民や文化芸術活動団体の経験やノウハウを文化芸術活動に生かします。	57	文化創造G	(公財) 亀山市地域社会振興会	市で実施する文化芸術に関する事業において、既に実行委員会形式や委託等により実施している事業については継続して行い、市が単独で実施する事業は、市民や団体の経験やノウハウを生かす手法を検討します。	市民や団体の経験やノウハウを生かす手法の検討	市美術展については、各分野に識見を有する市民等からなる市美術展運営委員会により経験やノウハウを生かした運営を行った。	B：まずまずの成果を得た	引き続き実行委員会形式や運営委員会による経験やノウハウを生かした運営を行う必要がある。	市で実施する文化芸術に関する事業において、既に実行委員会形式や委託等により実施している事業については継続して行い、市が単独で実施する事業は、市民や団体の経験やノウハウを生かす手法を検討する。
文化芸術活動を行う企業や高等学校・大学との連携を検討します。	58	文化創造G	(公財) 亀山市地域社会振興会、まちなみ文化財G	文化芸術活動を行っている企業や高等学校・大学を調査し、連携の可能性を検討します。	企業や高等学校・大学との連携の可能性の検討	「かめやま文化年2024」において、三重大学や亀山高校の学生と連携できるかについて検討を行った。	C：あまり成果を得られなかった	文化芸術活動を行っている企業等の調査を幅広く行い、連携の可能性を検討する必要がある。	文化芸術活動を行っている企業や高等学校・大学を調査し、連携の可能性を検討する。	

亀山市文化芸術推進基本計画進捗状況表

基本方針2 市民の自主的な活動の支援等の充実【ささえる・はぐくむ】

基本施策	取組み	通番号	担当部署	関連部署・関連団体	①具体的な取り組み内容 (令和4年3月の計画策定時に、各担当部署に記入いただいたものです。)	②想定される事業	③令和5年度の実績及び成果	④達成度合	⑤今後の課題	⑥令和6年度の具体的な取り組み内容
③文化芸術活動の環境づくり	文化施設等について、感染症対策を図るとともに、バリアフリーやユニバーサルデザインを取り入れたつつ、計画的な改修を実施するなど、誰もが安心して利用できる施設整備に取り組みます。	59	文化創造G	(公財) 亀山市地域社会振興会	バリアフリーやユニバーサルデザインを取り入れた文化芸術活動の拠点である文化会館及び中央コミュニティセンターの計画的な改修など利用者にとって利用しやすい施設整備を実施します。	文化会館の改修事業、交通バリアフリー構想に基づくバリアフリー化	文化会館定期調査結果に伴う修繕を実施し、誰もが安心して利用できる施設整備に取り組んだ。	B: さまざまな成果を得た	市文化会館及び中央コミュニティセンターにおけるバリアフリーやユニバーサルデザインの観点での課題を把握するとともに、施設改修の際にはユニバーサルデザインを取り入れる。	バリアフリーやユニバーサルデザインを取り入れた文化芸術活動の拠点である文化会館及び中央コミュニティセンターの計画的な改修など利用者にとって利用しやすい施設整備を実施する。
	文化会館は、県や近隣市町の文化施設との事業連携を図るとともに、文化芸術に寄与する民間活力を活用して管理、運営を行います。	60	文化創造G	(公財) 亀山市地域社会振興会	文化芸術活動の拠点である文化会館及び中央コミュニティセンターの民間活力を生かした管理、運営を実施します。	指定管理者制度の実施	指定管理者により民間活力を生かした市文化会館及び市中央コミュニティセンターの管理・運営を行った。	A: 十分な成果を得た	引き続き指定管理者制度による市文化会館及び市中央コミュニティセンターの管理・運営を行う。	文化芸術活動の拠点である文化会館及び中央コミュニティセンターの民間活力を生かした管理、運営を実施する。
		61	文化創造G	(公財) 亀山市地域社会振興会	県や近隣市町の文化施設と連携して、自主文化事業の内容の充実や文化情報の交換を行います。	文化会館間での事業連携、他市町の施設の内容の充実や文化情報の交換を行います。	政策課の三市交流事業に関連して、市文化会館において御所市、羽曳野市と市民参加型ミュージカルを通じた連携ができるよう、取り組んだ。	B: さまざまな成果を得た	引き続き他団体等との事業連携を検討するとともに、チラシの配架による文化情報の交換を行う。	県や近隣市町の文化施設と連携して、自主文化事業の内容の充実や文化情報の交換を行う。
	市民が身近な場所でもやりがいをもって文化芸術活動が実施できるよう、文化情報プラザ(図書館)の利用を進めるほか、公共施設の空きスペース、商業施設や空き店舗、空き倉庫などの活用による活動や発表の場の提供を検討します。	62	図書館	各担当部署	文化情報プラザ(図書館)を活用し、文化芸術活動の場を提供します。	文化情報プラザの活用	文化情報プラザにて市民活動団体による活動発表イベントや開館1周年記念イベント時には、園児による合唱を実施し、図書館における賑わいの創出にもつながった。	B: さまざまな成果を得た	会場の利活用について、利用者にわかりやすいルールを整理し、設備の移動等、会場設置等の作業の効率化を図る必要がある。	文化芸術活動の場として関係者との連携の下、イベントを企画・開催する。
		63	文化創造G	各担当部署	公共施設の空きスペースや商業施設、空き店舗、空き倉庫等を文化芸術活動の場として提供できるよう、検討を行います。	文化芸術活動の場の提供の検討 公共施設の空きスペースについての庁内検討	市内の文化芸術活動団体から展示等への相談があった際には、市文化会館や図書館の文化情報プラザなど、市内の利用可能施設を案内した。	B: さまざまな成果を得た	引き続き文化芸術活動団体からの相談内容に合わせて市文化会館や文化情報プラザの利用を案内する。	公共施設の空きスペースや商業施設、空き店舗、空き倉庫等を文化芸術活動の場として提供できるよう、検討を行う。
		64	文化創造G	(公財) 亀山市地域社会振興会、各担当部署	文化会館を始めとした文化施設等においては、HPやSNS(ツイッター、フェイスブック)を通して、施設の周知に努めます。	文化会館のHPやSNSでの発信の充実	市ホームページへ市文化会館ホームページをリンクするほか、市文化会館ホームページでイベント情報を発信することで、施設の周知に努めた。	B: さまざまな成果を得た	引き続き市文化会館ホームページや市公式LINE等にてイベント情報を発信することで、施設の周知に努め、施設の利用を促進する。	文化会館を始めとした文化施設等においては、HPや市公式LINE等を通して、施設の周知に努める。
	文化芸術活動の活性化のため、市広報やSNSの活用等あらゆるチャネルの利用を検討して文化施設等の周知を図り、利用を促進します。	65	まちなみ文化財G		関の山車会館や関まちなみ資料館などの施設について、HPや施設案内の充実を図ります。また、民間の情報媒体等も活用した発信にも取り組みます。	HPや施設案内の充実 民間の情報媒体の活用(観光三重など)	関宿旅館玉屋歴史資料館、関まちなみ資料館、関の山車会館等の施設に関する案内や紹介について、市や観光御協会のHPを活用した。	B: さまざまな成果を得た	情報提供を積極的に行うため、HPの内容の充実を図る必要がある。	HP等での施設案内等について、民間の情報媒体等を活用して内容の充実を図る。また、SNSの活用についても検討を行う。
		66	文化創造G	芸術文化協会	文化芸術活動を発表する機会として、市美術展・市民俳句会・市民川柳大会を開催します。	市美術展・市民俳句会・市民川柳大会	市美術展及び市民俳句会を開催し、133人が参加する等、発表の機会を創出した。	B: さまざまな成果を得た	市民川柳大会については、コロナ禍をきっかけに休止状態であり、市民俳句会については、参加者数等が減少した。	市美術展の開催等文化芸術活動を発表する機会を創出する。また、俳句や川柳の発表の場を設ける。
		67	図書館	各担当部署	文化情報プラザ(図書館)において、作品の展示など文化芸術活動の発表の機会を提供します。	図書館整備事業にて検討	亀山市出身やゆかりの人物の顕彰の場として、多くの来館者に文化芸術を紹介することができた。	B: さまざまな成果を得た	会場の利活用について、利用者にわかりやすいルールを整理し、設備の移動等、会場設置等の作業の効率化を図る必要がある。	文化芸術活動の場として関係者との連携の下、イベントを企画・開催する。
	市美術展、市民俳句会や市民川柳大会等の発表機会のほか、多様な文化芸術の活動や成果発表の機会を創出し、市民の文化芸術活動を促進します。	68	文化創造G	(公財) 亀山市地域社会振興会、芸術文化協会	文化会館や芸術文化協会が実施する文化会館フェスタや芸文祭において、文化芸術活動の成果を発表する機会を提供します。	文化会館フェスタ、芸文祭	文化会館により文化会館フェスタが、市芸術文化協会により芸文祭が開催され、市民が文化芸術活動の成果を発表する機会を提供した。	B: さまざまな成果を得た	引き続き文化会館フェスタや芸文祭により、文化芸術活動の成果を発表する機会を提供する。	文化会館や芸術文化協会が実施する文化会館フェスタや芸文祭において、文化芸術活動の成果を発表する機会を提供する。
		69	文化創造G	(公財) 亀山市地域社会振興会	ポストコロナ時代に対応したオンライン配信や録画配信などを通して、新たな活動や成果発表の機会を検討します。	オンライン配信、録画配信など	市美術展における伊賀市、甲賀市との連携や、亀山ミュージカルにおける御所市、羽曳野市との連携において、オンラインを活用した。	C: あまり成果を得られなかった	オンライン配信等による発信については、必ず実施するものでなく費用対効果を含めその有効性についてその都度検討する。	御所市で開催する亀山ミュージカルでオンラインを活用する。
		70	社会教育G	中央公民館	中央公民館の文化講座等の受講者や各種サークル会員に対し、文化芸術活動の成果発表の場(文化会館フェスタ等)や芸術文化協会への参加を働きかけます。	参加の働きかけ	各講座の成果発表の場として、2月に亀山エコー2階夢ひろばにて作品展示会を開催した。	B: さまざまな成果を得た	成果発表の場は、次年度の講座への参加につながるため、広く周知していく必要がある。	引き続き、成果発表の場の在り方について検討し、内容の充実を図っていく。
	障がいの有無等に関わらず、文化芸術活動が実施できるよう障がい者における活動成果を発表する機会の提供に取り組みます。	71	障がい者支援G		地域活動支援センター事業(地域生活支援事業)やあいあいまつりなど、障がい者が文化芸術の活動や発表ができる機会を提供します。	地域活動支援センター事業(地域生活支援事業) あいあいまつり等 (三重県障がい者芸術文化祭)	新たな取り組みとして12月の障害者週間にあわせ「アールブリュットの表現者たち展in亀山」とし、絵画の展示会を行った。	A: 十分な成果を得た	市の文化課や県等の関係機関と連携・協力を図っていく必要がある。	市民活動団体と協働事業を行い、また引き続き展示会等も行う事で障がい者アートの普及や発表の場づくりに取り組む。
		72	高齢者支援G	亀山市老人クラブ連合会	高齢者の文化芸術に関する活動や発表の機会を提供します。	老人福祉フェスティバル	老人福祉フェスティバルにおいて、芸能発表や趣味の作品展を行い、活動の発表の機会を提供した。	A: 十分な成果を得た	高齢者の文化芸術に関する活動や発表の機会提供のための継続的な支援を行う必要がある。	補助金の交付等を行い、高齢者の文化芸術に関する活動や発表の機会を提供する。

亀山市文化芸術推進基本計画進捗状況表

基本方針3 文化芸術の保存と継承【つたえる・ひろげる】

基本施策	取組み	通番号	担当部署	関連部署・関連団体	①具体的な取り組み内容 (令和4年3月の計画策定時に記入いただいた ものです。)	②想定される事業	③令和5年度の実績及び成果	④達成度合	⑤今後の課題	⑥令和6年度の具体的な取り組み内容	
①文化財等の保存・活用	指定文化財の適正な保存、活用を行うとともに、新たな文化財等の指定に向け取り組みます。	73	まちなみ文化財G		伝統的建造物群保存修理修景事業を実施するなど、指定文化財の適正な保存を行います。	伝統的建造物群保存修理修景事業、その他の指定文化財の修理修景事業、民間が所有する文化財の修理修景の促進	伝建地区の修理事業は15件、修景事業は6件と計画的に事業を進めた。 また、指定文化財の修理事業を7件行い適正な保存を行った。	A：十分な成果を得た	伝統的建造物群保存地区内に存在する空き家の修理・修景への事業化。	伝統的建造物群保存修理修景事業を継続して行い、空き家の修理・修景への事業化を施主と協議を行う。 また、指定文化財の適正な保存を行う。	
		74	まちなみ文化財G		市内にある各文化財の悉皆(しっか)的な調査を実施し、文化的に価値のあるものについては、新たに文化財等に指定し保護に取り組みます。	悉皆的な調査及び新たな文化財指定の検討	新たな文化財を今後指定するため、候補案件の報告を亀山市文化財保護審議会で行った。	C：あまり成果を得られなかった	新たな文化財となりうる候補案件について、指定のための手続きを行う必要がある。	市内に在する新たな文化財となりうる候補案件について、最終調査を実施し、文化的に価値のあるものについては、新たに文化財に指定し、保存に取り組む。	
		75	まちなみ文化財G		市が所有する文化財等の公開を行い活用に努めるとともに、民間が所有する文化財において、保存修繕を促進させ公開活用できるよう取組を進めます。	各事業のリニューアル	市が所有する文化財等建造物11棟の公開を実施した。	B：まずまずの成果を得た	未公開の文化財等建造物について、公開に向けて修繕等を適切に行う必要がある。	未公開の文化財等建造物のうち、令和6年度中に旧田中家住宅の公開を行う。	
		鈴鹿閑跡、閑宿伝統的建造物群保存地区などの公開にあたっては、AR(拡張現実)、VR(仮想現実)等を活用するなどのDX(デジタル・トランスフォーメーション)化を図ります。	76	まちなみ文化財G		鈴鹿閑跡、閑宿伝統的建造物群保存地区などの公開にあたり、AR(拡張現実)、VR(仮想現実)などを活用するなど、DX化を図ります。	鈴鹿閑跡、閑宿伝統的建造物群保存地区のAR(拡張現実)、VR(仮想現実)	鈴鹿閑跡の保存活用を図るための計画策定に向け、他市の策定状況を研究した。	C：あまり成果を得られなかった	将来的に保存活用計画を策定するとともに、ARソフト等の研究など、準備を進める必要がある。	鈴鹿閑跡、閑宿伝統的建造物群保存地区などの公開にあたり、AR(拡張現実)、VR(仮想現実)などを活用するなど、DX化を図る。
	学校や地域において文化財等を学習し、体験することができる機会を拡充し、子どもたちや市民が地域に伝わる文化財等の大切さを学ぶ機会を創出します。	77	教育支援G	各学校		社会見学等で歴史博物館や文化財施設等を訪問し、亀山市の郷土や歴史文化を学習します。	社会見学での歴史博物館、文化財施設の見学	市内小学校11校が、社会見学での歴史博物館や文化財施設等を訪問し、亀山市の郷土や歴史について学習することができた。	A：十分な成果を得た	特になし	社会見学等で歴史博物館や文化財施設等を訪問し、亀山市の郷土や歴史文化を学習する。
		78	社会教育G		子ども会育成者連絡協議会	重要伝統的建造物群保存地区・閑宿内にある閑宿旅館玉屋歴史資料館(市指定有形文化財(建造物))において、子どもたちを対象とした宿泊体験学習会を支援します。	文化財の宿泊体験	新型コロナウイルスの5類感染症以降に伴い、4年ぶりに亀山市子ども会育成者連絡協議会主催の閑宿旅館玉屋歴史資料館での宿泊体験学習会を実施した。	B：まずまずの成果を得た	主催団体である亀山市子ども会連絡協議会の団体数が年々減少傾向にあり、安全安心に実施できる体制を整えていく必要がある。	コロナ禍前に比べ、参加希望者が減少したため、子どもたちに再び参加してもらえるよう情報発信に努める。
		79	歴史博物館	各学校		学校と連携した来館授業、出前授業、移動展示、行政出前トーク等を通じて、子どもや教員、地域に博物館資料や指定文化財を利用した歴史学習や地域の歴史を知る機会を提供します。	出前講座等	新型コロナ感染拡大防止対策により来館や出前の授業回数が減少したが、学校からのリクエストにより、博物館資料の写真パネルやパズル等を国語科や社会科等のテーマにまとめて貸し出すことができる「歴博貸出ユニット」の貸出回数は増加した。	A：十分な成果を得た	学校授業の平常化により、来館や出前の授業利用が戻る可能性があるため、開催時期の日程調整を円滑に進める必要がある。	学校と連携した来館授業、出前授業、移動展示、行政出前トーク等を通じて、子どもや教員だけでなく、地域にも博物館資料や指定文化財を利用した歴史学習や地域の歴史を楽しく知る機会を提供する。
	歴史博物館が開催する企画展の内容の充実を図るとともに、文化会館や図書館等の文化施設等で文化財等について学べる場の創出を図ります。	80	歴史博物館			博物館資料や指定文化財の収集と保存を進めるとともに、常設展示や企画展において、これらの資料について学べる機会を提供します。	常設展示、企画展	企画展示で、既存収蔵や新収集した博物館資料を活用した展示を開催し、その中で指定文化財も展示した。	B：まずまずの成果を得た	既存収蔵資料の詳細調査により新たなテーマで展示活用する必要がある。	博物館資料や指定文化財の収集と保存を進めるとともに、常設展示や企画展において、これらの資料について学べる機会を提供する。
		81	文化創造G		(公財) 亀山市地域社会振興会、まちなみ文化財G	文化施設等において、文化財等に関する講座やイベントを検討します。	講座やイベントの検討	文化会館において、地域固有の民俗芸能や伝統芸能に親しむ機会を創出し、特色ある地域の文化芸術の継承に繋がる事業を実施できるよう検討した。	B：まずまずの成果を得た	引き続き、文化財等に関する講座やイベントを検討する。	文化会館において、地域固有の民俗芸能や伝統芸能に親しむ機会を創出し、特色ある地域の文化芸術の継承に繋がる事業を含め、鑑賞型、参加型事業をバランスよく実施する。
		82	図書館	歴史博物館文化創造G		図書館において、文化財等に関連した図書コーナーやイベントなどを検討します。	図書館整備事業にて検討	まちあるきで市の歴史や文化を知り、図書館の地域資料を活用したイベントを開催し、そこで学んだ情報を発信した。	B：まずまずの成果を得た	文化財等に関する地域資料の収集・保存を行い、効果的な情報提供を行う。また、資料や地域人を活用したイベント開催を行う。	文化財等に関連したイベントの開催や地域資料の収集・保存と探しやすい配架を行う。
	市民の文化財保護活動への参加や文化財ボランティアの育成が図られるよう、関の山車保存会、亀山宿語り部の会、閑宿案内ボランティアの会等の文化芸術活動団体を支援します。	83	まちなみ文化財G			無形民俗文化財の担い手を育成するための教室等の開催を支援します。	関の山車のお囃子伝承のための講座や教室の実施	閑宿「関の山車」保存会による地域の幼児や小学生を対象とした山車曳きやお囃子太鼓の練習体験会の運営を支援した。(関小学校1回、アスレ2回)	B：まずまずの成果を得た	無形民俗文化財の伝承については、子ども向けの練習体験会等を継続して行う必要がある。	無形民俗文化財の伝承について、今後も継続して子ども向けの練習体験会等の開催を支援する。
		84	まちなみ文化財G		東海道路関宿まちなみ保存会、閑宿案内ボランティアの会、NPO法人亀山文化遺産研究会、亀山宿語り部の会、閑宿「関の山車」保存会	関の山車保存会、亀山宿語り部の会、閑宿案内ボランティアの会など文化財保護活動等に関連した市民団体の活動を支援し、ボランティアの育成に努めます。	ボランティアガイドの育成	閑宿「関の山車」保存会、閑宿案内ボランティアの会、亀山宿語り部の会の自主的な学習会等について、場所の提供等運営について支援を行った。	B：まずまずの成果を得た	文化財保護につなげるため、閑宿「関の山車」保存会、閑宿案内ボランティアの会、亀山宿語り部の会の自主的な学習会等に対する支援を継続して行い、ボランティアの育成に努める。	閑宿「関の山車」保存会、閑宿案内ボランティアの会、亀山宿語り部の会の自主的な学習会等に対する支援を継続して行い、ボランティアの育成に努める。 また、東海道路関宿まちなみ保存会については、全国の伝建地区の関係者が一堂に会する「全国伝統的建造物群保存協議会総会」への参加を支援し、保存団体の育成を図る。
	市の観光協会や商工会議所が行うイベントや現代アートの祭典など文化財等の魅力を伝える催しの場として、建造物等の文化財を積極的に提供します。	85	観光・地域ブランドG		まちなみ文化財G、亀山市観光協会	観光協会等が行うイベントにおいて、文化財等を活用します。	東海道路関宿街道まつり、関宿祇園夏祭り、フィルムコミッション 等	東海道路関宿街道まつり(参加者20,000人)、関宿祇園夏祭り(参加者6,000人)、フィルムコミッション事業(計20回)等の実施・協働により、関宿の文化財活用に取り組んだ。	A：十分な成果を得た	イベントやプロモーションを実施・協働し、体験型観光コンテンツの充実に向けて取り組む必要がある。	東海道路関宿街道まつり、関宿祇園夏祭り、フィルムコミッション等の実施・協働により、文化財等の活用に取り組むとともに、観光プロモーション推進事業により体験型観光コンテンツの造成に取り組む。
		86	まちなみ文化財G		文化創造G、亀山トリエンナーレ実行委員会	亀山トリエンナーレ等のイベントにおいて、加藤家屋敷や館家住宅などの文化財を催しの場として積極的に提供します。	亀山トリエンナーレ	亀山宿(旧館家住宅等)及び閑宿(閑宿旅館玉屋歴史資料館等)において、「東海道路のおひなさま」が開催され、文化財建造物を会場として提供した。	B：まずまずの成果を得た	今後も加藤家屋敷や旧館家住宅等の文化財を催しの場として提供する必要がある。	令和6年度は「かめやま文化年2024」及び「亀山トリエンナーレ2024」の作品展示会場として文化財建造物を積極的に提供する。

亀山市文化芸術推進基本計画進捗状況表

基本方針3 文化芸術の保存と継承【つたえる・ひろげる】

基本施策	取組み	通番号	担当部署	関連部署・関連団体	①具体的な取り組み内容 (令和4年3月の計画策定時に、各担当部署に記入いただいたものです。)	②想定される事業	③令和5年度の実績及び成果	④達成度合	⑤今後の課題	⑥令和6年度の具体的な取り組み内容
②地域における特色ある文化芸術の継承と活用	市内の歴史的な資源である東海道沿道環境の向上のため、東海道沿線や宿場町の歴史的な資源の整備、活用に取り組みます。	87	まちなみ文化財G	都市計画G	歴史的風致維持向上計画に基づき、東海道の宿場町などの歴史的なまちなみの整備を行います。	歴史的風致維持向上計画に基づく事業（まちなみ関係）	歴史的風致維持向上計画に基づき、重点区域内の文化財説明看板を2箇所（鈴鹿海軍工廠防空工務場、本宗寺本堂）設置し、本市の歴史的風致の維持向上に寄与した。	B：まずまずの成果を得た	歴史的風致維持向上計画に基づき、事業を推進する必要がある。	歴史的風致維持向上計画に基づき、東海道関宿の既存説明看板について、文字の読み取り難いものの更新を行う。
		88	道路保全G	都市計画G	歴史的風致維持向上計画に基づき、東海道の整備を行うことで東海道沿道環境の向上に取り組みます。	歴史的風致維持向上計画に基づく事業（道路関係）	国の社会資本整備総合交付金を活用して、古裏停車場線と関神社線を東海道へのアクセス道路である一目でわかるよう、舗装の美装化を行い、市民及び東海道街道への来訪者に東海道を中心とした沿道区域の魅力向上が図れた。	A：十分な成果を得た	関宿周辺の舗装美装化であるため、観光での来訪者が多く、通行止めの事前周知が困難であることから、亀山市観光協会等と施工方法について協議を行う必要がある。また、令和7年度以降に予定している亀山宿周辺の舗装美装化についても、工法を検討しなければならない	国の社会資本整備総合交付金を活用して、地藏院西ノ口線を東海道と一目でわかるよう、舗装の美装化を行い、市民及び東海道街道への来訪者に東海道を中心とした沿道区域の魅力向上を図る。
	坂本棚田等の市内にある魅力的な景観を保全していくとともに、「関宿祇園夏まつり」や「棚田あかりin坂本」など地域の行事やイベントを支援していきます。	89	都市計画G	まちなみ文化財G	亀山市景観計画に基づき、東海道の宿場町などの歴史的なまちなみや坂本棚田などの文化的な景観を保全します。	亀山市景観計画に基づく取り組み（届出審査、指導等）	亀山市景観計画による届出制度により、令和5年度については、31件の届出申請を受け、景観形成基準に基づき審査し、適合するよう事業者への指導を行った。	B：まずまずの成果を得た	魅力的な景観を保全、創出していくためには、現在の景観形成基準を、より詳細な基準としていく必要がある。	地域住民との合意形成を図り、より詳細な景観形成基準を設定し、現行の亀山市景観計画の改定を行い、東海道の宿場町などの歴史的なまちなみや坂本棚田などの文化的な景観を保全する。
		90	農林政策G	坂本営農組合	中山間地域等直接支払交付金事業の活用により、農地（棚田）の保全管理を行います。	中山間地域等直接交付金事業	交付金を適切に活用し、農地の保全管理を行えた。	B：まずまずの成果を得た	さらなる棚田の保全と活用を図れるよう支援を行う必要がある。	引き続き交付金の交付等により支援を行う。
		91	観光・地域ブランドG	亀山市観光協会	関宿祇園夏まつりに対して、継続して開催ができるよう支援をします。	関宿祇園夏まつり	関宿祇園夏まつりの実施にあたり、亀山市観光協会に700,000円の補助を行った。（事業費1,250,000円）	A：十分な成果を得た	亀山市観光協会の経営基盤や組織強化に向けて支援を継続していく必要がある。	関宿祇園夏祭りの実施にあたり、亀山市観光協会へ、創意工夫した取組を支援する。
		92	農林政策G	文化創造G	棚田の保全と活用を目的として実施している棚田あかりin坂本などの坂本棚田に関するイベントを支援します。	棚田あかりin坂本	坂本棚田あかりがコロナ禍以降初めて開催された。	B：まずまずの成果を得た	さらなる棚田の保全と活用を図れるよう支援を行う必要がある。	引き続きイベント運営支援を行う。
	地域固有の民俗芸能や生活文化等に関する講座の開催や記録化、資料の紹介、展示など身近に触れる機会を設けるとともに、亀山市史が見やすく、利用しやすいものとなるよう改善を図ります。	93	社会教育G	中央公民館	中央公民館が実施する文化講座等において、地域の特色ある郷土芸能や行事に関するテーマを盛り込みます。	公民館講座	中央公民館の各地区のコミュニティセンターを拠点とする出前文化講座において「伊勢型紙」に関する講座等を実施した。	B：まずまずの成果を得た	引き続き、地域の特色ある郷土芸能や行事に関するテーマを盛り込んだ講座を実施していく必要がある。	引き続き、中央公民館講座等での地域の特色ある郷土芸能や行事に関するテーマの盛り込みを検討していくとともに、そのための人材発掘を進める。
		94	文化創造G	(公財)亀山市地域社会振興会、芸術文化協会	指定管理者による文化会館フェスタや芸文祭などにおいて、地域の伝統芸能や行事を発表できる機会を設けます。	文化会館フェスタ、芸文祭	指定管理者による出演者・出展者を公募する文化会館フェスタを開催し、発表の機会を創出した。	B：まずまずの成果を得た	引き続き文化会館フェスタの開催などにより発表の機会を創出する。	指定管理者による文化会館フェスタや芸文祭などにおいて、地域の伝統芸能や行事を発表できる機会を設ける。
		95	文化創造G	武田謡楽会	数年に一度、プロの伝統芸能を鑑賞する機会を提供します。	亀山新能	新能を後期基本計画実施計画に令和7年度の主要事業として位置付けた。	B：まずまずの成果を得た	具体的な内容について今後検討していく。	数年に一度、プロの伝統芸能を鑑賞する機会を提供する。
		96	歴史博物館		展示等で地域固有の民俗芸能等に関する記録や資料を紹介しします。	常設展示、企画展	常設展示において舞年を迎える前年に獅子舞を行うことを願った江戸時代の古文書や獅子頭、舞年のパネルを展示し、市内の獅子舞行事を広く紹介した。	B：まずまずの成果を得た	祭礼、信仰、年中行事に関して、収蔵する古文書古記録等を詳細に調査し、展示に繋げていく必要がある。	古文書や古記録からの祭礼や信仰、年中行事を調査し展示する等地域固有の民俗芸能等に関する記録や資料を紹介する。
97		歴史博物館		亀山市史の活用と改善により、かんこ踊りをはじめとした地域固有の民俗芸能等の発信を行います。	民俗芸能の発信、亀山市史の活用と改善	亀山市史民俗編の動画情報をソフトの廃止により提供できない状況となった	C：あまり成果を得られなかった	ソフトの廃止に伴い不具合が生じている状況を解消する必要がある。	これまでのOSと新しいOSを併存させながら段階的に膨大なデータファイルを移行することで、全体の配信が途切れることがないようにするなど亀山市史の改善を行う。	
博学連携事業や学校行事などにおいて、次世代を担う子どもたちが、地域固有の民俗芸能、生活文化などを学習する機会を提供します。	98	教育支援G	各学校	学校の授業を通して、地域の民俗芸能や生活文化を学習する機会を提供します。	社会科の副読本「私たちの亀山市」等の活用	市内の小学校で、総合的な学習の時間の授業でかんこ踊りなどの民族芸能について学び、体験することができた。川崎小学校では、民俗芸能としてかんこ踊りを体験したり、亀山西小学校では、総合的な学習の時間に、亀山茶について調べ学習を通して、お茶を味わう体験学習を行ったりして、生活文化を学習することができた。	B：まずまずの成果を得た	各学校が地域のゲストティーチャーとともに、民俗芸能や生活文化に触れる機会を総合的な学習の時間等の年間計画に入れ、体験学習を充実していく必要がある。	地域とつながりのある総合的な学習の時間の年間計画を作成し、学校の授業を通じて、地域の民俗芸能や生活文化を学習する機会を提供する。	
	99	歴史博物館	各学校	出前授業や来館授業などの博学連携を通じて、昔の生活道具等の実物資料から昔の暮らしを学習する機会を提供します。	出前授業等	三学期の授業に合わせ昔の生活道具を授業用に展示し、5小学校、1幼稚園が利用した。	B：まずまずの成果を得た	新しく収集した生活用具も加えながら展示する必要があるとともに、地域学習支援推進員を通じて、展示の利用頻度をおよぼす必要がある。	前授業や来館授業などの博学連携を通じて、昔の生活道具等の実物資料から昔の暮らしを学習する機会を提供する。	
	100	社会教育G		放課後子ども教室等の機会において、かんこ踊りをはじめとした地域固有の民俗芸能や生活文化等を学習する機会を提供します。	放課後子ども教室	加太小学校の放課後子ども教室において「かんこ踊り」、井田川小学校の放課後子ども教室において「灯おどり」の教室が地域の担い手が講師となって実施された。	B：まずまずの成果を得た	放課後子ども教室の担い手の高齢化等の課題があるため、各小学校のコーディネーターの意見交換会を実施するなど、有益な情報共有に努めるなどの支援が必要である。	各教室のコーディネーターとの連携を密にし、地域固有の芸能や文化を体験する機会の増加を図っていく。	

亀山市文化芸術推進基本計画進捗状況表

基本方針4 文化芸術の交流によるにぎわい・魅力の創出【つなげる・いかす】

基本施策	取組み	通番号	担当部署	関連部署・関連団体	①具体的な取り組み内容 (令和4年3月の計画策定時に、各担当部署に記入いただいた ものです。)	②想定される事業	③令和5年度の実績及び成果	④達成度合	⑤今後の課題	⑥令和6年度の具体的な取り組み内容	
①文化芸術を生かした多様な交流の促進	市内小・中学校における総合的な学習の時間や地域行事などにおいて、児童・生徒と地域住民が本市の食文化、伝統芸能等の文化芸術を生かした世代間交流を深める取組を推進します。	101	文化創造G	(公財)亀山市地域社会振興会、芸術文化協会	文化会館の自主文化事業や芸術文化協会の事業において、世代間交流を深める事業を実施します。	亀山ミュージカル、芸文祭、ゴールデンウィークふれあいプラン	亀山ミュージカルの出演者同士の交流や、ゴールデンウィークふれあいプランでの親子の交流など、文化会館の事業実施により、世代間交流が深まった。	A：十分な成果を得た	文化会館において、地域固有の民俗芸能や伝統芸能に親しむ機会を創出し、特色ある地域の文化芸術の継承に繋がる事業を実施していく必要がある。	文化会館の自主文化事業や芸術文化協会の事業において、世代間交流を深める事業を実施する。	
		102	教育支援G	各学校	学校運営協議会や地域の方の協力のもと、学校行事や生活科・総合的な学習の時間等の学習の場で食文化や伝統芸能などの文化芸術を生かした交流活動を行います。	地域資源を活用した学習機会の提供	生活科・総合的な学習の時間等の学習の場で、学校運営協議会や地域の方の協力による食文化や伝統芸能などの文化芸術を学ぶ機会を提供した。	B：まずまずの成果を得た	日程や内容等の都合により、地域の方の協力が十分に得られないこともあった。	学校運営協議会や地域の方々へ向けて広く知ってもらうために積極的に情報発信を行い、充実した文化芸術を生かした交流活動を行う。	
		103	社会教育G	各学校	放課後子ども教室の中で、文化芸術を生かした世代間交流を行います。	各事業のリニューアル	全ての放課後子ども教室において、文化芸術に関する体験ができる教室が地域のボランティア等が担い手となって実施された。	B：まずまずの成果を得た	引き続き、放課後子ども教室において、文化芸術を学べる機会を提供していく必要がある。	各教室のコーディネーターとの連携を密にし、活動を進めることにより文化芸術を活かした異年齢交流の機会増加を図っていく。	
	文化芸術を通じて異文化・国際交流の機会を設けることで、文化芸術の多様性を尊重する心を育み、相互理解へ繋がる取組を推進します。	104	人権・ダイバーシティG	亀山国際交流の会(KIFA) 亀山日本語教室「はじめのいっぽ」	日本語教室や国際交流イベント等の機会を通じて、国内外の文化芸術の交流の機会を提供又は支援します。	日本語教室の開催、市民活動団体による国際交流事業	七夕祭りを実施するなど日本の文化芸術に触れる機会を設けた。また、10月に開催した防火フェアで多文化共生ブースを設けて、JICAの協力により、くるみポタツクリなどを通して外国の文化芸術の交流の機会を設けた。	B：まずまずの成果を得た	これまで国際交流イベントを開催してきた市民活動団体の休止により、機会の提供の存続が危惧される。	日本語教室での課外授業や閉講式等の機会を通じて、文化芸術の交流の機会を提供又は支援する。	
	児童・生徒が異なる国の文化に触れる機会をつくることで、子どもたちの国際社会への興味関心を高め、学校における多文化共生教育、国際理解を進めます。	105	教育支援G	各学校	各学校の多文化共生教育のカリキュラムの中で、ALT(外国語指導助手)による文化芸術に関する異文化交流を行います。	学校による子どもたちに向けた異文化交流を行います。	各校にALT(外国人指導助手)5名の配置を行い、授業や休み時間等において、ネイティブな英語に触れる機会を持つことができた。ALTの出身国の様々な文化(食べ物・気候・慣習等)について、児童生徒への紹介を行った。	A：十分な成果を得た	外国語活動や外国語科を学習している児童だけでなく、全校児童に広げられる取組が必要である。	各学校の多文化共生教育のカリキュラムの中で、ALT(外国語指導助手)による文化芸術に関する異文化交流を行うとともに、休み時間や特別活動等を利用して、全校の児童生徒との関わり合いができる取組を行う。	
	近隣市町や都市間連携を行う自治体などと文化芸術に係る多面的な交流を図り、互いの地域資源を活用するなどして、文化芸術に関わる情報交換や事業連携を図ります。	106	文化創造G	政策調整G	伊賀市・甲賀市・亀山市広域連携推進会議を通じた3市の連携により、それぞれの市民が作品を展示できる美術展を開催し、市民が交流する機会を提供します。	市美術展	伊賀市、甲賀市とのいごか連携に関連して、美術展において、広報紙・チラシ等により相互に広報したり、交換展示を実施することにより、市民が交流する機会を提供した。	A：十分な成果を得た	引き続き3市の連携による市民交流の機会を提供する。	伊賀市・甲賀市・亀山市広域連携推進会議を通じた3市の連携により、それぞれの市民が作品を展示できる美術展を開催し、市民が交流する機会を提供する。	
		107	文化創造G	防災安全G、まちなみ文化財G	防災安全G、まちなみ文化財G	災害時相互応援協定に基づき、岡山県高梁市、青森県五所川原市との文化的な連携を検討します。	災害時相互応援協定による連携	岡山県高梁市、鹿児島県鹿屋市へ訪問し、文化担当者や情報交換を行った。	B：まずまずの成果を得た	引き続き岡山県高梁市をはじめ、文化的先進地の自治体等との文化的な連携を検討する。	災害時相互応援協定に基づき、岡山県高梁市、青森県五所川原市との文化的な連携を検討する。
		108	政策調整G			市民や市民活動団体と協働し、歴史や文化芸術、自然など共通性のある自治体との都市間交流を実施します。	日本武尊、白鳥伝説三市交流事業 等	「日本武尊・白鳥伝説ゆかりの地、御陵のあるまち」としての縁から本市、大阪府羽曳野市、奈良県御所市の三市で交わっている都市間交流の合意書に基づき、三市交流事業を隔年で実施している。令和5年度については、令和6年度に奈良県御所市で実施する三市交流事業について、担当者会議を開催し検討を行った。その結果、新たな開催手法として、三市交流事業と併せて市民参加型ミュージカルが実施されることとなった。	A：十分な成果を得た	隔年で開催する交流事業への参加者は高齢者世代が多いことから、より幅広い年代の方に参加していただけるよう、企画及び周知方法を検討する必要がある。	三市が隔年で実施している市民主体の交流事業について、令和6年度は奈良県御所市で実施する。また、新たな開催手法として、併せて市民参加型ミュージカルの開催も予定しており、三市で連携し実施する。
	文化会館の自主文化事業や市芸術文化協会と連携した事業などを通じて、様々な文化芸術活動団体間の交流を図り、相互の活動の促進に繋げます。	109	文化創造G	亀山市芸術文化協会、(公財)亀山市地域社会振興会	市内の文化芸術団体が情報交換や交流ができるよう、亀山市芸術文化協会への加盟を促進するとともに、文化芸術団体の交流の機会となるよう、指定管理者等による文化会館フェスタや芸文祭等の開催を支援します。	芸文協への補助金支援、文化会館フェスタや亀山音楽祭の開催	芸術文化協会に対し補助金による財政支援を行うとともに、今後の活動を継続できるよう、意見交換会の場を持った。また、芸文祭等にかかる各種相談等を行うなど、芸術文化協会の活動を支援した。	B：まずまずの成果を得た	引き続き芸術文化協会の活動を支援する。	市内の文化芸術団体が情報交換や交流ができるよう、亀山市芸術文化協会への加盟を促進するとともに、文化芸術団体の交流の機会となるよう、芸文祭等の開催を支援する。また、指定管理者により文化会館フェスタ等を開催する。	

亀山市文化芸術推進基本計画進捗状況表

基本方針4 文化芸術の交流によるにぎわい・魅力の創出【つなげる・いかにす】

基本施策	取組み	通番号	担当部署	関連部署・関連団体	①具体的な取り組み内容 (令和4年3月の計画策定時に、各担当部署に記入いただいた ものです。)	②想定される事業	③令和5年度の実績及び成果	④達成度合	⑤今後の課題	⑥令和6年度の具体的な取り組み内容
②文化芸術を生かしたまちづくりの推進	文化芸術を体験し、学べるよう、ゲストティーチャーや学習支援ボランティアなど地域の人材の協力を得るとともに、アウトリーチ活動や博学連携など学校教育活動等との連携を進めます。	110	教育支援G	各学校	学校運営協議会や地域の方などの協力のもと、学校行事や生活科・総合的な学習の時間等においてゲストティーチャーや学習ボランティア等を活用して地域の文化芸術を体験し学べる交流活動を行います。	ゲストティーチャー、学習ボランティアの活用した地域の文化芸術の体験、学習機会の提供	文化会館との連携や、地域の協力を得ながら、ゲストティーチャーや学習ボランティアを招き、地域の文化芸術体験や学習機会を提供することができた。	A：十分な成果を得た	日程や内容等の調整がうまくいかないこともあった。	学校運営協議会や地域の方などの協力のもと、学校行事や生活科・総合的な学習の時間等においてゲストティーチャーや学習ボランティア等を活用して地域の文化芸術を体験し学べる交流活動を行う。
		111	文化創造G	教育支援G、(公財)亀山市地域社会振興会	学校と文化会館の連携により一流のアーティストによるアウトリーチ活動を行い、歌唱指導や鑑賞体験の場を設けます。	歌唱指導や本物の音楽に触れるアウトリーチ活動 等	文化会館の自主文化事業において、市内の全ての小中学校でアウトリーチ活動を実施し、2,714人が参加した。	A：十分な成果を得た	引き続き文化会館によるアウトリーチ活動を創出する。	学校と文化会館の連携により一流のアーティストによるアウトリーチ活動を行い、歌唱指導や鑑賞体験の場を設ける。
		112	歴史博物館	各学校	学校と連携した来館授業、出前授業、移動展示、行政出前トーク等を通じて、子どもや教員、地域に博物館資料や指定文化財を利用した歴史学習や地域の歴史を知る機会を提供します。	出前授業等	博学連携による来館授業、出前授業、歴博貸出ユニットの貸出、移動展示と一般向けの館主催講座、行政出前トーク等を計画し、合計123回開催した。	A：十分な成果を得た	学校授業の平常化により、来館や出前の授業利用が戻る可能性があるため、集中する時期の日程調整を円滑に進める必要がある。	学校と連携した来館授業、出前授業、移動展示、行政出前トーク等を通じて、子どもや教員だけでなく、地域にも博物館資料や指定文化財を利用した歴史学習や地域の歴史を楽しむ機会を提供する。
	本市の文化芸術を結び付けた地域ブランドの創出や観光ツアーの開催など誘客にも繋がる取組を推進し、産業・観光分野との連携を進めます。	113	農林政策G	亀山市茶業組合	「亀山茶」を活用したイベントを実施します。	青空お茶まつり、青空フォトコンテストなど	亀山市茶業組合主催による新茶まつりを亀山市立図書館で行った。また、4年振りに亀山青空お茶まつり実行委員会主催の亀山青空お茶まつりを開催し、亀山茶のPRを行った。	B：まずまずの成果を得た	市内の茶生産者の減少・高齢化が進行してきていることから、産地の生産力の維持につながるよう、引き続き亀山茶をPRしていく必要がある。	市民活動団体「魔女のお茶会」との協働事業のほか、引き続き各イベント等で亀山茶のPRを行う。
		114	観光・地域ブランドG	観光協会	関宿などの文化財等や坂本棚田などの市内にある文化的な景観など様々な文化芸術を活用した観光ツアーなどを開催し誘客に繋げます。	七座トレイルでの文化財との連携、フィルムコミッションでの文化芸術との連携、文化財を活用したスタンプラリーなど	フィルムコミッション事業(計20回)について支援を行った。一方、3月20日に予定をしていた野登山での7座トレイルイベントは天候不順により中止となった。	C：あまり成果を得られなかった	個々のイベントを実施したものの、文化芸術を活用した観光ツアーの造成に至っていないため検討を進める必要がある。	観光プロモーション推進事業により、体験型観光コンテンツの造成等、高付加価値化に向けて取り組む。
		115	観光・地域ブランドG		地域ブランド創出事業を通じて、本市の食文化などの文化芸術の魅力を発信します。	地域ブランド創出事業	新たに4社5品目を認定し、五所川原市、泉佐野市、ジェイアール名古屋タカシマヤ、イオンモール桂川等でのPRイベントにおいて、亀山ブランドを含む地元産品のPR販売を行うことで、本市の食文化などの文化芸術の魅力を発信した。また、亀山市納涼大会や亀山市駅伝競走大会などにおいて、DMOカメラマモデルに委託し、亀山ブランド認定品のPR販売を行った。	A：十分な成果を得た	亀山ブランド認定品を通じて、本市の食文化などの文化芸術の魅力を発信することが必要である。	「ブランド認定事業」の取り組みにより認定品を充実させ、地域資源の情報発信である「コミュニケーション戦略9」の取り組みにより、市内の人々に情報発信を行う。
		116	観光・地域ブランドG	まちなみ文化財G、健康づくりG	トレイルイベントを通じて、野登山等の文化財の魅力を発信及び参加者の健康増進に繋げます。	亀山七座トレイルによる文化財の活用及び市民の健康増進	3月20日に予定をしていた野登山での7座トレイルイベントは天候不順により中止となった。	D：成果を得られなかった	亀山市地域社会振興会を事務局とした鈴鹿高等学校、石水溪観光協会で構成されている「亀山7座トレイル」登山道活用ネットワークの強化を図る必要がある。	亀山7座トレイルイベントの規模を拡大していくために、「亀山7座トレイル」登山道活用ネットワークの連携強化を図るとともに、亀山7座完登パッジを活用して登山イベントへの参加を促し、参加者が文化財に接するコースを検討する。
	障がい者の文化芸術に関する表現活動を支援するとともに、歴史の道ウォーキングなど史跡巡りを健康・スポーツツーリズムと関連付けるなど、健康・スポーツ・福祉分野との連携を進めます。	117	文化創造G		市美術展において、障がいの有無に関わらずだれでも出品できる美術展を開催します。	市美術展	市美術展の出品作品募集について、広報紙等の掲載に加え福祉施設に直接送付することで周知を図り、障がいの有無に関わらず出品できる美術展となるよう努めた。	B：まずまずの成果を得た	引き続き様々な手法で周知を図り、障がいの有無に関わらず出品できる美術展の開催に努める。	市美術展において、障がいの有無に関わらずだれでも出品できる美術展を開催する。
		118	文化創造G	スポーツ推進G、健康づくりG	歴史の道ウォーキング等、史跡巡りを健康・スポーツツーリズムに関連付けたイベントの実施を検討します。	健康・スポーツ・福祉分野と連携したイベントの実施の検討	市民協働による協議に出席し、商工観光課、地域福祉課、教育委員会等とともに事業について検討した。	B：まずまずの成果を得た	健康・スポーツ・福祉分野と連携したイベントの実施の検討を行う。	歴史の道ウォーキング等、史跡巡りを健康・スポーツツーリズムに関連付けたイベントの実施を検討する。
		119	障がい者支援G		地域活動支援センター事業(地域生活支援事業)やあいまいまつりなど、文化芸術を活用した福祉のイベントの実施又は支援をします。	地域活動支援センター事業(地域生活支援事業)あいまいまつり等(三重県障がい者芸術文化祭)旧亀山城多門櫓ブルーライトアップ	12月の障害者週間にあわせ「アールブリュットの表現者たち展in亀山」とし、絵画の展示会を行った。世界自閉症啓発デーに合わせ、旧亀山城多門櫓をブルーライトアップする取組の準備、広報等に協力した。	A：十分な成果を得た	市の文化所管課や県等の関係機関と連携・協力を図っていく必要がある。	市民活動団体と協働事業を行い、また引き続き展示会等も行う事で障がい者アートの普及や発表の場づくりに取り組む。

亀山市文化芸術推進基本計画進捗状況表

基本方針4 文化芸術の交流によるにぎわい・魅力の創出【つなげる・いかす】

基本施策	取組み	通番号	担当部署	関連部署・関連団体	①具体的な取り組み内容 (令和4年3月の計画策定時に、各担当部署に記入いただいたものです。)	②想定される事業	③令和5年度の実績及び成果	④達成度合	⑤今後の課題	⑥令和6年度の具体的な取り組み内容
	(仮称) 亀山市観光事業会議、スポーツコミッションなどと連携し、文化芸術に関する取組を推進するとともに、市内外の事業所に本市の文化芸術活動への参画を促します。	120	文化創造G	スポーツ推進G、観光・地域ブランドG	(仮称) 亀山市観光事業会議やスポーツコミッションなどと連携し、文化芸術に関する取組を推進します。また、これらの機会を捉え、市内外の事業所に本市の文化芸術活動への参加を促します。	JR東海さわやかウォーキングでの文化財の活用 等	かめやま文化年2024実行委員会と協力して、かめやま文化年2024において、市内外の事業者にも市内での文化芸術活動に関わってもらえる方法を検討した。	B: まずまずの成果を得た	かめやま文化年2024において、市内外の事業者にも市内での文化芸術活動に関わってもらえる方法を検討する必要があります。	事業所等が参加する組織等と連携し、文化芸術に関する取組を推進する。また、これらの機会を捉え、市内外の事業所に本市の文化芸術活動への参加を促す。
	これまでの「かめやま文化年」を礎に、様々な分野の取組と文化芸術の連携による、まちのにぎわいや魅力の創出に繋げる新しい仕組みづくりを研究し、進めます。	121	農林政策G	坂本棚田保存会	棚田の保全と活用を目的として実施している棚田あかりin坂本などの坂本棚田に関するイベントを支援します。	坂本棚田あかり、その他坂本棚田でのイベント	坂本棚田あかりがコロナ禍以降初めて開催された。	B: まずまずの成果を得た	さらなる棚田の保全と活用を図れるよう支援を行う必要がある。	引き続きイベント運営支援を行う。
		122	観光・地域ブランドG	観光協会	文化財等を活用したイベントを実施します。また、市民等が実施するイベントについても支援を行います。	東海道関宿街道まつり、関宿祇園夏祭り、フィルムコミッション 等	東海道関宿街道まつり(参加者20,000人)、関宿祇園夏祭り(参加者6,000人)、フィルムコミッション事業(計20回)等の実施・協働により、関宿の文化財活用に取り組んだ。	A: 十分な成果を得た	イベントやプロモーションの実施・協働し、体験型観光コンテンツの充実に向けて取り組む必要がある。	東海道関宿街道まつり、関宿祇園夏祭り、フィルムコミッション等の実施・協働により、文化財等の活用に取り組むとともに、観光プロモーション推進事業により体験型観光コンテンツの造成に取り組む。
		123	生物多様性・獣害対策室	亀山里山公園「みちくさ」管理運営協議会	里山公園「みちくさ」において、フォトコンテストを開催します。	里山公園「みちくさ」フォトコンテスト	一年を通じ里山公園内で撮影された写真を募集し、フォトコンテストを開催した。一般の部から3名9枚が、SNS・メールの部から8名163枚の応募があった。	C: あまり成果を得られなかった	応募作品数が少なく応募者や部門に偏りがあるため、審査に支障が出ている。	令和6年度からは部門分けを廃し、全体で1つの部門として受け付ける。また、今年度で11回目のコンテストとなり、投稿される作品にもマンネリ化していることから、廃止も含め、今年度検討する。
		124	社会教育G	坂下星見の会	文化財等を活用したプロジェクションマッピングを実施し、まちのにぎわいや魅力の創出に繋げます。	文化財等を活用したプロジェクションマッピング	“鈴鹿峠自然の家”を活用したプロジェクションマッピングを10月開催の「親子でわいわい星まつり」で実施した。	B: まずまずの成果を得た	引き続き、文化財である鈴鹿峠自然の家を密にし、プロジェクションマッピングを実施するため、主催団体(坂下星見の会)との協議に努める。	主催団体(坂下星見の会)との連携を密にし、プロジェクションマッピングを実施し、まちのにぎわいや魅力の創出に繋げる。
		125	文化創造G	(公財) 亀山市地域社会振興会	文化会館の施設を活用したイルミネーション等を実施する機会を通じて、文化芸術への関心を持ってもらうとともに、まちの賑わいに繋げます。	文化会館イルミネーション事業 等	文化会館イルミネーションを実施し、まちの賑わいに寄与した。かめやま文化年2024実行委員会と協力して、かめやま文化年2024において、「まちがにぎわい こともがわらう」をキャッチコピーとし取り組みを検討した。	B: まずまずの成果を得た	文化施設を活用してまちの賑わいに繋げる取組を検討する必要があります。	かめやま文化年2024実行委員会と協力して、かめやま文化年2024において、「まちがにぎわい こともがわらう」をキャッチコピーにした取り組みを実施し、市民に文化芸術への関心を促すとともに、まちの賑わいに繋げる。
		126	文化創造G	亀山トリエンナーレ実行委員会	亀山トリエンナーレの開催支援等を行い、地域のまちづくり及び商業の発展に繋げます。	亀山トリエンナーレ 等	2024年の亀山トリエンナーレの開催に向け、亀山トリエンナーレと打合せを重ねるなど運営支援を行った。	B: まずまずの成果を得た	引き続き事業協力を行い、まちの賑わいや魅力の創出に繋げる。	2024年の亀山トリエンナーレの事業に協力し、地域のまちづくり及び商業の発展に繋げる。
		127	文化創造G		これまでの「かめやま文化年」をもとに、他市の事例等を調査しつつ、様々な分野との連携によるまちのにぎわいや魅力に繋がる新しい仕組みづくりを検討します。	新しいかめやま文化年の検討	市文化芸術推進審議会の提言を受け、かめやま文化年2024の開催に向けて市の方針を決定した上で、かめやま文化年2024実行委員会と協力して、「まちがにぎわい こともがわらう」をキャッチコピーとして、事業を実施できるよう検討を行った。	A: 十分な成果を得た	引き続きかめやま文化年2024の開催に向けて、実行委員会を開催するとともに事業を実施する。	かめやま文化年2024実行委員会と協力して、かめやま文化年2024において、「まちがにぎわい こともがわらう」をキャッチコピーとした取り組みを実施し、市民に文化芸術への関心を持ってもらうとともに、まちの賑わいに繋げる。

第3次亀山市スポーツ推進計画に関する実績等報告書(令和5年度)

(健康福祉部 健康政策課)

■計画の基本情報

計画期間	R 4 ~ R 8 年度
位置付け	本計画は、スポーツ基本法第10条による、地方の実情に即した、スポーツ推進に関する計画として位置付けるものである。また、第2次亀山市総合計画後期基本計画との関連は、基本施策「スポーツの推進」と深く関わり、スポーツの振興の部分で補完するものである。
目的・概要	計画の目的は、教育や健康、福祉、建設など幅広い関連部署との連携を密にし、亀山市らしいスポーツ文化が地域や生活の中に根付き、健康で豊かな暮らしの実現にむけて取り組むための指針とし、もってスポーツの振興に資することである。
計画の骨格	<p>【目指す姿】 市民がスポーツを通じて、生涯にわたって心身ともに健康な生活を送り、また、その技術や記録の向上を目指してスポーツを楽しんでいます</p> <p>【基本施策】</p>
	<p>【施策の内容】</p>
	<p>スポーツ活動の充実</p>
	<p>誰もが参加できるスポーツ実施機会の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ●ライフステージに応じたスポーツ実施機会の提供 ●障がい者のスポーツ参加の推進 ●女性のスポーツ参加の推進 ●総合型地域スポーツクラブの育成・支援
	<p>子どものスポーツ環境の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ●学校体育活動の充実 ●身近で安心安全なスポーツや運動の場づくり ●ジュニアスポーツの機運向上と活性化
	<p>スポーツを支える力の促進</p>
	<p>スポーツ団体や指導者の育成と競技力の向上</p> <ul style="list-style-type: none"> ●各種スポーツ団体の育成・支援 ●指導者の育成支援と登録・活用 ●スポーツ推進委員の活動の充実 ●競技スポーツレベルの向上 ●スポーツ医・科学の活用
	<p>スポーツ文化の浸透</p>
	<p>スポーツ情報提供の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ●スポーツ情報内容の充実 ●各種情報媒体を活用した情報発信
	<p>競技スポーツを身近に感じられる機会の創出</p> <ul style="list-style-type: none"> ●市内のスポーツ大会を盛り上げる機運の醸成 ●スポーツの魅力発信 ●スポーツイベントの開催に向けた企画
<p>スポーツを活用した地域活性化</p> <ul style="list-style-type: none"> ●地域経済や観光との連携 ●健康増進や介護予防等との連携 	
<p>スポーツのまちづくりと拠点整備</p>	
<p>スポーツ施設の整備と利用促進</p> <ul style="list-style-type: none"> ●市民ニーズに応じた運動施設の充実 ●運動施設の利便性の向上、施設利用の促進 ●学校運動施設や公園の有効利用 	

■ 成果指標

成果指標名		単位	現状値	実績値 (R5)	目標値
1	成人の週1回以上のスポーツ実施率	%	55.8	—	60
2	スポーツ関連団体の構成者数	人	4,423	4,336	4,900
3	市や団体が主催するスポーツ教室・大会の参加者数	人	11,930	22,578	24,000
4	市内の主な運動施設の稼働率	%	70.3	74.9	78.0
5					

■ 計画の実績等

取組実績	<ul style="list-style-type: none"> ・市主催事業については、ニュースポーツ大会、市民体力テスト、壮年ソフトボール大会など計画通り実施することができた。また、総合型地域スポーツクラブや指定管理者等において市民ニーズに対応した教室等が開催された。 ・スケートボード等アーバンスポーツ利用の環境整備を図るため、都市公園を試験開放し利用者ニーズ等アンケート調査を行った。 ・三重ホンダヒートと連携して「亀山市民応援DAY」を実施し、ラグビーの最高峰リーグの試合に市民を無料招待しトップレベルの試合観戦の機会を提供した。 ・東野公園体育館外壁及び屋根防水改修工事や関B&G海洋センタープール機械設備更新工事、観音山テニスコートA・Bコート改修工事等を行い、施設の安全確保や利便性の向上に努めた。 ・部活動の地域移行に向けて、教育委員会を中心に関係団体と亀山市部活動のあり方検討会を行った。
成果	<ul style="list-style-type: none"> ・市民体力テストにおいては、年々参加者数が増加してきており、リピーターも定着しつつあり、運動やスポーツの習慣化に寄与している。 ・子どもたちに夢を与え、将来トップアスリートを目指そうという気概を育むため、トップアスリートの試合や練習を見る機会や、交流できる機会づくりができた。 ・快適な利用環境を提供できるよう、施設の整備や修繕を行い、施設の利用促進を図った。 ・アーバンスポーツの普及や環境づくり等に取り組み、幅広い世代におけるスポーツの裾野の拡大を図る足掛かりとなった。
総合計画推進への寄与度	<ul style="list-style-type: none"> ・市民が誰でも気軽にスポーツや運動に取り組めるよう、幅広い参加機会を提供し「スポーツ活動の推進」に寄与した。 ・市民が快適にスポーツに取り組めるよう、市民ニーズに応じた運動施設の利便性の向上を図り、「スポーツの拠点づくり」に寄与した。

反省点・課題	健康寿命の延伸や様々なスポーツの普及のため、幅広い世代におけるスポーツの裾野の拡大を図る必要がある。また、休日の部活動の段階的な地域移行に向けて、関係各所と連携し、具体的な取組を進める必要がある。
--------	--

今後の方向性	市民体力テストを活用し、自身の体力・運動能力の現状確認をしてもらうとともに、幅広い世代におけるスポーツの裾野の拡大を図るため、アーバンスポーツができる環境を整備する。また、部活動の地域移行に向けて、可能な種目においてモデルケースとして導入を進める。
--------	--

具体的方策	施策項目	施策の内容	担当G	令和5年度実績	今後の課題	令和6年度計画
(1)誰もが参加できるスポーツ実施機会の充実	〇ライフステージに応じたスポーツ実施機会の提供	健康づくりが地域の文化になるよう、継続的なスポーツ実施機会の提供に努めます。	スポーツ推進G	誰でも参加しやすく、継続的なスポーツ活動を行うため、総合型地域スポーツクラブの活動に広報協力等で支援を行った。	現在、総合型地域スポーツクラブが、誰でも参加しやすく、継続的なスポーツ活動の場を創出する一翼を担っていることから、その活動を広く市民にPRする必要がある。	総合型地域スポーツクラブが行っている、誰でも参加しやすく継続的にスポーツ活動を行うことの出来る教室を、ホームページや広報を通じて、市民に広くPRする。
		誰でも気軽に参加でき、交流の場の創出につながるスポーツイベント等の開催に向けて、スポーツ関連団体や地域まちづくり協議会等と連携します。	スポーツ推進G	壮年向けに壮年ソフトボール大会、子ども向けにミニバスケットボール大会、全年齢を対象にヘルスバレー大会の開催に向けて、各種スポーツ団体と連携した。指定管理者において、市民ニーズに対応した教室が開催された。	各種大会等の参加者が増えるよう、大会情報の発信等に努める必要がある。	各種スポーツ関係団体など連携し、市民ニーズに対応したスポーツイベント・大会やスポーツ教室などの開催に努める。また指定管理者と協力し、市民ニーズに対応した自主事業に取り組みよう要請していく。
		高齢者でも無理なく安心して運動やスポーツ活動を行うことができる環境づくりを進めます。	高齢者支援G	地域で自主的に体操を行っている団体「しゃきしゃきOB会」へ講師を派遣した。また、介護予防の手引きや市HPで、活動について広く周知した。	しゃきしゃきOB会に参加するメンバーが減っていることから、活動を広く市民に周知して参加を促進する必要がある。	地域で自主的に体操を行っている団体「しゃきしゃきOB会」へ講師を派遣するとともに、市HP等で活動内容を広く周知する。
			スポーツ推進G	高齢者でも無理なく安心して実施できるヘルスバレー大会を実施した。総合型地域スポーツクラブや指定管理者において、高齢者向けのスポーツ教室やイベントが開催された。	参加者を増やすため、開催告知や教室の内容等を積極的にPRする必要がある。	高齢者が無理なく安心して実施できる教室等を開催するとともに、総合型地域スポーツクラブや指定管理者に開催を要請していく。また、開催にあたっては、開催告知や教室内容のPRを重点的に行う。
		生涯スポーツの推進のため、スポーツ推進委員の取組による地域に根ざしたスポーツ活動の充実を図ります	スポーツ推進G	誰でも気軽に取り組めるニューススポーツ推進のため、ニューススポーツ大会（ヘルスバレー）を実施した。	スポーツ推進委員の活動を広く市民にPRし、地域に根ざしたスポーツ活動を活性化する必要がある。	誰でも気軽に取り組めるニューススポーツ推進のため、ニューススポーツ大会（ヘルスバレー）を実施する。また、行政出前講座のメニューとしてヘルスバレーのルール説明、実技指導を加え、普及促進を図る。
	〇障がい者のスポーツ参加の推進	障がい者が、様々な大会やスポーツイベントに参加できるような環境づくりに努め、参加を呼びかけます。	障がい者支援G	県の障がい者スポーツ連合会等が主催するイベントについて障がい者支援グループ窓口を設置し周知を行った。	引き続き障がい者が主体となり、又は参加できる大会、イベント等の情報収集に努める。	障がい者が主体となり、又は参加できる大会、イベント等の情報収集に努める。
			スポーツ推進G	亀山市スポーツ推進委員が「県スポーツ推進委員障がい者事業部会」に参加いただき、障がい者との交流等について見識を深めていただいた。	障がい者が、様々な大会やスポーツイベントに参加できるような環境を整える必要がある。	スポーツ推進委員に「県スポーツ推進委員障がい者事業部会」へ参加いただき、障がい者が参加出来るスポーツイベントについて検討する。
		障がい者スポーツへの理解と関心を高め、障がいのある人もない人も障がい者スポーツを共に楽しみ参加できる機会づくりに努めます。	障がい者支援G	県の障がい者スポーツ連合会等が主催するイベントについて障がい者支援グループ窓口を設置し周知を行った。	障がい者スポーツ等への関心を高めるため、この分野で活躍する選手等の情報収集を図る。	障がい者スポーツ等への関心を高めるため、この分野で活躍する選手等の情報収集を図るとともに、広報等での紹介を検討していく。
			スポーツ推進G	障がいのある人もない人も障がい者スポーツを共に楽しみ参加できる機会の提供はできなかった。	障がいのある人となない人が共に参加できるスポーツについて検討するとともに、参加したくなるような情報発信について検討する必要がある。	障がいのある人もない人も障がい者スポーツを共に楽しみ参加できる機会を作れるよう、運動施設指定管理者やスポーツ関連団体、関係部署と検討する。
	〇女性のスポーツ参加の推進	子育て中の女性などがスポーツ活動に参加できるように、親子で参加できる教室やイベントの開催支援や託児サービスを併設するなど、スポーツ環境づくりに努めます。	スポーツ推進G	スポーツ実施機会のない女性が運動施設へ足を運んでもらうことでスポーツへの興味関心を深めるため、指定管理者が文化教室を開催し、運動教室（ヨガなど）への参加のきっかけづくりをした。	子育て中の女性などがスポーツ活動に参加できるよう、スポーツ実施機会の整備について検討を行う必要がある。	子育て中の女性などがスポーツ活動に参加できるように、スポーツ実施機会環境の整備について検討を行う。施設の幼児室の存在を周知する。
		女性が、様々なスポーツ活動や各種委員・スポーツ関連団体の運営へ参画するよう呼びかけます。	スポーツ推進G	指定管理者において、女性をターゲットにした教室が実施された。	女性が、スポーツクラブの運営や様々なスポーツ活動、スポーツイベント、スポーツ行政などへの参画を促進する必要がある。	女性が、スポーツクラブの運営や様々なスポーツ活動、スポーツイベント、スポーツ行政などに参画できるよう促す。
	〇総合型地域スポーツクラブの育成・支援	クラブの運営に対して、財政面の支援や助言を行います。	スポーツ推進G	総合型地域スポーツクラブが実施する教室及びイベントの情報提供を広報に掲載した。また、市HPに、各総合型地域スポーツクラブの教室情報の詳細を掲載した。	会員の増加を図るため、活動内容の広報支援等を行う必要がある。また、安定した自主運営が行われるよう指導・助言が必要である。	クラブ会員の増加を図るため、活動内容の広報支援等を行う。また、安定した自主運営が行われるよう指導・助言を行う。
		クラブの円滑な運営に必要な熟慮と知識・技術を有する人材の育成・確保のために、研修会等の情報を提供します。	スポーツ推進G	国、県等から提供された研修会などの情報を随時クラブに情報提供を行った。	国、県等から提供された研修会などの情報を、随時収集し、クラブに最新の情報を提供する必要がある。	国、県等から提供された研修会などの情報を随時クラブに情報提供を行う。
		クラブに対する市民の理解を深め、認知度の向上を図るための支援を行います。	スポーツ推進G	クラブと連携し、広報、ホームページなどを通じて、市民のクラブの認知度を向上させるような情報発信を行った。	クラブと連携し、広報、ホームページなどを通じて、市民のクラブの認知度を向上させるような情報発信に努める必要がある。	クラブと連携し、広報、ホームページなどを通じて、市民のクラブの認知度を向上させるような情報発信を行う。
	〇新たなスポーツスタイルへの支援	スポーツ推進委員や総合型地域スポーツクラブ、市レクリエーション協会などの活動により、ニューススポーツやアーバンスポーツを普及するとともに環境づくりを図ります。	スポーツ推進G	スポーツ推進委員の運営により、ニューススポーツ大会（ヘルスバレー）を開催し、ニューススポーツの普及を図った。また、都市公園において、スケートボード等アーバンスポーツ利用の試験開放を実施し、利用者ニーズ等のアンケート調査を行った。	ニューススポーツ大会を実施するにあたり、参加者が少ない状況にあるため、認知度を上げるとともに、参加したくなるような周知を図る必要がある。	市内都市公園を活用し、アーバンスポーツができる環境の整備を図る。また、行政出前講座のメニューとしてヘルスバレーのルール説明、実技指導を加え、ニューススポーツの普及促進を図る。

(2) 子どもを取り巻くスポーツ環境の充実	○学校体育活動の充実	子どもたちが、体育の授業等を通して運動に親しみ、運動の楽しさや喜びを味わい運動技能を高めることができるよう、体力調査等を活用して子どもの体力・運動能力を的確に把握したり、園や学校に専門的指導力を有する外部指導者を派遣したりして、体育の授業や運動部活動等における指導方法の工夫・改善を進めます。	教育支援G	体育の授業等を通して体力調査等を活用して子どもの体力・運動能力を的確に把握したり、園や学校に専門的指導力を有する外部指導者を派遣したりして、体育の授業や運動部活動等における指導方法の改善を図ることができた。	子どもの体力の向上、教員の指導力改善につながる継続した取組を行う必要がある。	体力向上支援事業の継続的な取組
		子どもたちが、幼児期から身体を動かす機会を多くもち、自ら進んで運動に親しむ習慣を身につけられるよう、園・学校生活全体で「1学校(園)1運動プロジェクト」など身体を動かす多様な活動に取り組むとともに、学校の内外での行事や活動などを通して、より積極的に運動やスポーツに親しむ機会づくりに努めます。	教育研究G	小学5年生と中学2年生を対象に全国体力・運動能力、運動習慣等調査を行った。その結果について、市内学校全体で共有・分析し、体力・運動能力の目標を設定することで、適切な運動習慣・生活習慣づくりを進めることができた。	「1学校(園)1運動プロジェクト」を継続的に取り組むとともに、日常の遊びや園の行事を通して、運動に親しみながら体力の向上を図っていく必要がある。	引き続き、体力調査等を活用して子どもの体力・運動能力を的確に把握するとともに、その結果を検証し、体育の授業改善に努める。
		子どもたちの運動機会を確保し運動習慣を向上させるため、「元気アップシート」など、家庭と連携した生活習慣確立への取組を進めます。	教育研究G	各校で、全国体力・運動能力、運動習慣等調査の結果に基づき、「元気アップシート」を作成し、学校全体で目標を共有し取り組みを行った。各校の課題に応じた取り組みを行うことができ、児童生徒の運動習慣を向上させることができた。	「元気アップシート」において設定した各学年の目標をもとに、適切な生活習慣・運動習慣づくりを進める必要がある。	①運動やスポーツに親しむ、②体を動かす楽しさや喜びを感じる。③運動やスポーツを好きになり継続しようとする、④体力が向上するといった好循環が生まれるよう、家庭に向けた啓発を行う。
	○身近で安心安全なスポーツや運動の場作り	「総合型地域スポーツクラブ」や「スポーツ少年団」、「放課後子ども教室」など、スポーツを通じて多くの地域の人々と関わり合いを持てるよう参加促進を呼びかけます。	社会教育G	放課後子ども教室では、ソフトボール・バレー・サッカー・卓球・柔道などの種目を地域の指導者の指導のもと継続して実施することができた。また、ユニカールやスポーツ吹き矢など、ニュースポーツに分類される競技の教室も展開されている。	スポーツを通して子どもが地域の方々と関わりながら楽しみ、関係性を育てていくという視点を大切にして、継続的に展開する必要がある。	引き続き、スポーツの教室が放課後子ども教室において実施されるよう促進していく。また、各小学校区の放課後子ども教室が相互にどのような活動を展開しているか情報共有できる場を設ける。
		幼少期から、スポーツへの関心が高まるよう、親子で一緒に体を動かしたり、友達と外で遊んだりして、体力づくりや仲間づくりができるよう、スポーツ関連団体や地域まちづくり協議会等と連携して、運動やスポーツの体験機会の提供を図ります。	スポーツ推進G	総合型地域スポーツクラブやスポーツ協会などのイベント広報に協力し、参加促進に努めた。	引き続き総合型地域スポーツクラブ等において子どもを対象とした教室、親子で参加できるイベント等の開催を要請し、子どもの健全育成と地域の方との関わり合いを持てる機会づくりに努める必要がある。	総合型地域スポーツクラブ等において子どもを対象とした教室、親子で参加できるイベント等の開催を要請し、子どもの健全育成と地域の方との関わり合いを持てる機会づくりに努める。
		幼少期から、スポーツへの関心が高まるよう、親子で一緒に体を動かしたり、友達と外で遊んだりして、体力づくりや仲間づくりができるよう、スポーツ関連団体や地域まちづくり協議会等と連携して、運動やスポーツの体験機会の提供を図ります。	スポーツ推進G	指定管理者の自主事業として、幼少期の子どもを対象とした事業が開催され、スポーツ体験機会が提供された。	幼少期から、スポーツへの関心が高まるよう、多様なスポーツの体験機会づくりや情報提供に努める必要がある。	幼少期から、スポーツへの関心が高まるよう、スポーツの体験機会づくりや情報提供に努める。
		子どもたちが安心安全に外遊びや運動を実施できるよう、公園設備の安全確保や地域防犯力の向上などに努めます。	市街地整備G	指定管理者と連携し、遊具等の安全点検を実施し、修繕の必要がある遊具等について修繕等を行うとともに、清掃作業等を実施した。また、公園施設長寿命化計画に基づき、亀山公園の遊具改修を行った。	指定管理者と連携し、日常点検や定期点検により遊具等の安全を確認し、修繕する遊具等について計画的に進めていく必要がある。また、公園遊具の長寿命化に向け、公園遊具を順次、改修していく必要がある。	指定管理者と連携し、遊具等の安全点検を実施し、修繕の必要がある遊具等について修繕等を行うとともに、公園施設長寿命化計画に基づき、東野公園の遊具改修を行い、公園設備の安全確保や地域防犯力の向上に努める。
			スポーツ推進G	指定管理者が、日常的に運動施設点検や整備を行いながら公園内を見回り、治安維持、設備の安全確保に努めた。	施設特性上、不特定多数が入り出ることから、防犯情報収集を行い、常駐する施設管理人による見守りを強化する必要がある。	不審者等を発見した際、子どもたちに限らず、利用者や施設管理人等の安全確保のため、安全体制の強化を図る。
	○ジュニアスポーツの機運向上と活性化	ジュニアスポーツを応援する制度の創設に向けて検討を行います。	スポーツ推進G	前年度の先進地視察を基に検討を行ったが、具体的な制度設計には至らなかった。	具体的な制度設計を行う必要がある。	ジュニアスポーツを応援する制度の創設に向けて検討する。

(3) スポーツ団体や指導者の育成と競技力の向上	○各種スポーツ団体の育成・支援	各種スポーツ団体の組織強化や自主的・自発的な支援に取り組むとともに、団体間の連携調整を図り、行政との協働を推進します。	スポーツ推進G	市スポーツ協会に対して、必要に応じて、情報提供を行った。また、市主催イベントには、市スポーツ協会やスポーツ推進委員に協力を依頼するなどして、行政との協働を推進した。	各種スポーツ団体が、自主的・自発的に組織を運営出来るような支援を行う必要がある。また、各種スポーツ団体とよりよい協力関係を構築するため、各種スポーツ団体との情報共有に努める必要がある。	市スポーツ協会へ必要に応じて、助言や支援を行い、組織力の強化を図るとともに、市主催イベントには、市スポーツ協会やスポーツ推進委員に協力を依頼するなどして、行政との協働を推進する。	
		各種スポーツ団体の広報活動や情報公開について、積極的に推進するよう働きかけ、必要に応じて助言を行います。	スポーツ推進G	各種スポーツ団体の広報活動を支援するため、広報やホームページを活用して、支援を行った。	各種スポーツ団体と連携し、広報活動の支援を行う必要がある。また、市のホームページでスポーツ団体の活動について、広くPRする必要がある。	各種スポーツ団体の活動を、わかりやすく市民にPRできるように、ホームページの整備を行い、広報活動を支援する。	
		各種スポーツ団体などに働きかけ、講習会や研修会などの機会を通じて、指導者の育成を支援します。	スポーツ推進G	各種スポーツ団体へ、講習会や研修会などの情報提供を行った。	各種スポーツ団体と連携し、講習会や研修会を通じた指導者の育成について支援する必要がある。	各種スポーツ団体に働きかけ、講習会や研修会などの機会を通じて、指導者育成に努める。	
		学校における安全な体育指導及び運動部活動の推進のため、専門的で効果的な練習を行うことができるよう教職員など指導者の資質向上に努めます。	教育研究G	文部科学省や三重県教育委員会作成の指導資料の配布や動画視聴による研修会の機会の紹介等を行った。	継続して、指導資料の配布や動画視聴による研修会の機会の紹介等を行い、教職員など指導者の資質向上を図る必要がある。	研修機会が充実するよう、指導資料の配布や動画視聴による研修会の機会の紹介等を行う。	
		運動部活動における専門的な指導を充実するため、運動部活動支援員の効果的な配置に取り組みます。	教育研究G	運動部活動支援員を市内3中学校に5人配置し、運動部活動における専門的な指導を充実させることができた。	部活動の地域移行を見据え、部活動支援員の登録を増やし、地域における部活動指導者のすそ野を広げていく必要がある。	運動部活動支援員を引き続き3中学校に配置する。	
		休日の部活動の段階的な地域への移行を見据えて、市・学校・総合型地域スポーツクラブ等が連携を図り、中学生の体力維持・向上やニーズに応じた活動ができる環境づくりに努めます。	教育研究G	スポーツ関連団体の代表者、スポーツ推進G、文化創造Gに出席を依頼し、「部活動の在り方検討会」を開催し、今後の部活動の地域移行に向けた意見交流を行った。	スポーツ推進G、文化創造G、教育委員会と連携し、休日の部活動の地域移行にむけた準備を行う必要がある。特に、茅渚、亀山市の部活動ガイドラインの策定、モデル部活動の地域移行、保護者・生徒アンケートの実施など、具体的な取組を進める必要がある。地域移行後の地域クラブ活動は教育委員会の所管ではないため、市長部局の中での主担当を整理していく必要がある。	県や他市町と情報交換を行いながら、市内において、休日の部活動の地域移行へ向けての取組を進める。教育委員会としては、各部活動の人数や費用、休日の練習時間の把握、地域移行に向けた教職員や保護者の意識調査、保護者への説明の仕方、教育分野での亀山市部活動ガイドラインの作成などを行い、部活動の地域移行の具体に向けた整理を行う。	
		指導者の「人材バンク」への登録を促進するとともに、その活用が図られるよう、幅広く制度の周知を図ります。	社会教育G	令和5年度は、14のスポーツレクリエーション関係の団体・個人の登録があった。年度内で市内（地域や学校などの場）で活動した実績の有無については11の登録者が「有」と回答している。	各登録者が市内（地域や学校などの場）で活動した実績が人材バンクの成果と一概には言えないため、継続的に周知していくとともに、より有効な発信方法について検討していく必要がある。	市HPや学びのガイドブック等で、人材バンク制度の周知を継続して行う。また、市内の社会教育団体や教育機関の会合（各団体の役員会、幼稚園・保育園長会）にて、周知の上、活用促進を図っていく。	
		○スポーツ推進委員の活動の充実	スポーツ推進委員としての資質の向上と技能の取得を図るため、定期的な研修会などへの参加を推進します。	スポーツ推進G	三重県スポーツ推進委員協議会等による実技研修会に参加し、スポーツ推進委員の資質向上と技能の習得に努めた。	スポーツ推進委員の資質向上と技能の取得のため、引き続き東海地域や県などのスポーツ推進委員協議会が開催する研修会への参加を要請していく必要がある。	スポーツ推進委員の資質向上と技能の取得のため、東海地域や県などのスポーツ推進委員協議会が開催する研修会への参加を促していく。
		スポーツ推進委員が、スポーツ活動のコーディネーターとして、積極的に地域に関われるような環境づくりに努めます。	スポーツ推進G	地域における軽スポーツ普及のため、スポーツ推進委員が中心となって主催大会を開催した。	スポーツ推進委員が中心となって、地域におけるスポーツ活動を推進できる体制づくりが必要である。	スポーツ推進委員が中心となって、地域におけるスポーツ活動を推進できる体制づくりに努める。また、行政出前講座のメニューとしてヘルスプレーのルール説明、実技指導を加え、地域におけるニュースポーツの普及促進を図る。	
		○競技スポーツレベルの向上	各種スポーツ団体と連携を図り、トップアスリートの育成や指導者の資質向上を支援します。	スポーツ推進G	三重バイオレットアイリスの選手によるハンドボール教室、ヴィアティン三重の選手によるバレーボール教室やホンダ硬式野球部による軟式野球教室を指定管理者が自主事業として実施した。	トップアスリートの育成や、指導者の資質向上を図るため、指導者研修会等の情報を、各種スポーツ団体に提供する必要がある。	トップアスリートの育成や、指導者の資質向上を図るため、指導者研修会等の情報を、各種スポーツ団体に提供する。
	全国大会等に出場する選手等に激励金の支給を行うことで、地元アスリートの発掘、育成、支援につなげます。	スポーツ推進G	激励金支給要綱及び全国大会等出場旅費補助金交付要項に基づき、対象者に激励金の支給と出場旅費の補助を行った。（激励金支給件数：320件）(旅費補助件数：59件)	激励金及び全国大会出張費について、市民に周知する必要がある。また、制度が2つあり市民にとって手続きがわかりにくい側面があるため、統合することを視野に入れ、制度のあり方を検討する必要がある。	スポーツ競技全国大会等出場者に対する激励金及び全国大会出張旅費補助金の制度について、市民に周知を行う。また、制度のあり方についても検討を行う。		
	○スポーツ医・科学の活用	各種スポーツ団体や指導者が、スポーツ傷害の防止から競技力の向上まで、スポーツ医・科学の手法や考え方を取り入れて、スポーツ指導を行えるよう、積極的に習得する機会づくりに努めます。	スポーツ推進G	各種スポーツ団体に対し、スポーツ技術やスポーツ医・科学の知識に関する講習会や研修会の情報提供を行った。	スポーツ技術やスポーツ医・科学の知識に関する講習会や研修会の情報収集を行う必要がある。	スポーツ技術やスポーツ医・科学の知識に関する講習会や研修会の情報収集を行い、各種スポーツ団体に対し情報提供を行う。	

(4) スポーツ情報提供の充実	○スポーツ情報内容の充実	市や、運動施設指定管理者、スポーツ関連団体が主催するスポーツ教室やイベント、研修会などの情報を積極的に発信します。	スポーツ推進G	亀山市のホームページと指定管理者により開設されたホームページをリンクさせ、施設の利用案内や利用状況についての情報提供に努めた。また、指定管理者がFacebookやInstagramを活用し、自主事業の開催案内や施設の紹介等を行った。	指定管理者と連携し、イベントや教室などについて、ホームページや広報、Facebook等の情報媒体を活用し、情報提供に努める必要がある。	指定管理者と連携し、イベントや教室などについて、ホームページや広報、Facebook等の情報媒体を活用し、情報提供に努める。
		自宅で気軽にできるような、健康管理や体力向上に効果的な運動などを紹介します。	健康づくりG	健康づくりのてびきやホームページ、出前講座の際に自宅でできる体操の情報を掲載した。	より多くの方が体操や運動に取り組みやすいよう引き続き健康づくりのてびきやホームページを通じて情報発信を行う。	健康づくりのてびきやホームページ、出前講座を通じて自宅で気軽にできる体操の普及啓発を行う。
		自宅で気軽に行えるような、健康管理や体力向上に効果的な運動などを紹介します。	スポーツ推進G	ヨガのDVD、ラジオ体操CDの貸出を行い、ラジオ体操CDの貸出実績は0回であった。東野公園体育館において、ニュースポーツ用具の貸出を行った。	ヨガのDVD、ラジオ体操CDの貸出について、広く周知を行う必要がある。東野公園体育館で保管しているニュースポーツ用具の老朽化が進んでいるので、用具の修繕・更新を行う必要がある。	ヨガのDVD、ラジオ体操のCDの貸出を行うとともに、広く周知を行う。東野公園体育館で保管しているニュースポーツ用具は、用具の修繕・更新を行い、貸出を継続する。
		スポーツ関連団体等と連携して、障がい者や女性のスポーツ活動の活性化につながる情報提供を推進します。	スポーツ推進G	各種スポーツ団体等と連携して、障がい者や女性のスポーツの普及啓発に関する情報提供に努めた。	各種スポーツ団体等と連携して、広報、ホームページなどを通じて、障がい者や女性のスポーツの普及啓発に関する情報を発信していく必要がある。	スポーツ関連団体等と連携して、広報、ホームページなどを通じて、障がい者や女性へのスポーツの普及啓発に関する情報の発信に努める。
		運動施設の利用方法や利用状況、施設の概要について、情報を提供します。	スポーツ推進G	亀山市のホームページと指定管理者により開設されたホームページをリンクさせ、施設の利用案内や利用状況についての情報提供に努めた。	指定管理者と連携し、施設の利用案内や利用状況などについて、ホームページや広報、Facebook等の情報媒体を活用し、情報提供に努める必要がある。	指定管理者と連携し、施設の利用案内や利用状況などについて、ホームページや広報、Facebook等の情報媒体を活用し、情報提供に努める。
		激励金支給制度などのスポーツ推進施策について継続的に制度の周知を図ります。	スポーツ推進G	広報、ホームページ等を通じて、激励金支給制度及び全国大会出場旅費補助事業や学校開放事業など市のスポーツ推進施策についての情報提供を行った。	引き続き、市のスポーツ推進施策について周知を行う必要がある。	スポーツ競技全国大会等出場者に対する激励金や全国大会出場旅費補助金等、市のスポーツ推進施策について市民に周知を行う。
○各種情報媒体を活用した情報発信	既存情報媒体による市民に分かりやすい入手しやすい情報の提供を継続するとともに、新たな情報媒体の活用を検討します。	スポーツ推進G	広報やホームページのほか、ケーブルテレビ、Facebookを活用して、市民が分かりやすいスポーツ情報の提供に努めた。また、かめやま健康なびによりLINEを活用してスポーツや運動に関する情報の提供を行った。	引き続き、広報・ホームページ、ケーブルテレビ、Facebookを活用して、市民がわかりやすいスポーツ情報の提供に努める必要がある。また、新たな情報媒体の活用を検討する必要がある。	広報やホームページのほか、ケーブルテレビ、Facebookなどを活用して、市民がわかりやすい情報提供を行う。また、新たな情報媒体の活用について検討する。	
	各種スポーツ団体が発行する機関誌などを通じて、様々なスポーツ情報が提供されるよう支援を行います。	スポーツ推進G	各種スポーツ団体が発行する会報や、総合型地域スポーツクラブが実施する事業チラシを、広報を通じて全戸配布するなど、市民に情報を発信した。	引き続き、各種スポーツ団体等と連携して、広報、ホームページなどを通じて、スポーツの意義や重要性について理解を深められる情報を発信していく必要がある。	各種スポーツ団体等と連携して、広報、ホームページなどを通じて、スポーツの意義や重要性について理解を深められる情報の発信に努める。	
	県や他市町と連携し、広域的な情報提供を図ります。	スポーツ推進G	県営スポーツ施設や他市町の発行している広報誌などを、市内運動施設に配架し、スポーツの場の充実を図った。	指定管理者等と連携し、県内運動施設と連携してスポーツの場の充実を図る必要がある。	県内運動施設が発行している広報誌などを、市内運動施設に配架し、市民のスポーツの場の充実を図る。	
(5) 競技スポーツを身近に感じられる機会の創出	○市内のスポーツ大会を盛り上げる気運の醸成	市内で開催されるスポーツ大会やイベントのほか、地元アスリートが出場する競技会等について積極的にPRし、スポーツの楽しみや応援する喜びを感じられるよう、広報媒体を通じてスポーツ観戦を推進します。	スポーツ推進G	市内で開催されるスポーツ大会やイベントを広報、ホームページ等で情報提供を行った。全国大会等に出場する選手が市長表敬訪問を行った際には、フェイスブックでの発信を行った。	関係団体等と連携し、大会やイベントの開催、地元アスリートが出場する競技会等の情報集約に努める必要がある。	市内で開催されるスポーツ大会やイベントを広報、ホームページ等で情報提供を行う。また、全国大会等に出場する選手が市長表敬訪問を行った際には、Facebookでの発信に努める。
		市内で継続して行われている亀山市民駅伝競走大会等のスポーツ大会が継続して開催されるよう、課題の検討を行い、指導・助言を行います。	スポーツ推進G	市内で継続して行われている亀山市民駅伝大会等のスポーツ大会が開催出来るよう、関係団体に指導・助言・協力を行った。	大会がマンネリ化することなく、長く参加者に愛される大会とするように、指導・助言を続けていく必要がある。	市内で継続して行われている亀山市民駅伝大会等のスポーツ大会が継続して開催されるよう、課題の検討を行い、指導・助言を行う。
	○スポーツの魅力発信	スポーツ観戦を楽しめるように、スポーツの意義や競技ルール等の幅広い情報を提供します。	スポーツ推進G	ジャパンラグビーリーグワンに所属する三重ホンダヒートと連携した「亀山市民応援DAY」の周知において、HPに三重ホンダヒートのHPをリンクさせ、競技ルールの情報提供に努めた。	継続的にスポーツの意義や競技ルールに関する情報提供を行う必要がある。	ホームページや広報誌を活用してスポーツの意義や競技ルール等の情報発信に努める。
		主要な大会に参加する市内のチームやトップアスリートの活躍など、市民に関心を持ってもらえるよう情報提供方法を工夫していきます。	スポーツ推進G	全国大会等に出場する選手が市長表敬訪問を行った際には、フェイスブックへの投稿を行った。	市民に関心を持ってもらえるような情報提供方法を検討する必要がある。	既存の媒体を用いて情報発信をするとともに、新たな情報発信方法を検討する。
	○スポーツイベントの開催に向けた企画	インターハイや国体の開催に向けて取り組んできたレガシーを活かしながら、スポーツツーリズムや地域スポーツコミッションの観点も取り入れつつ、スポーツイベントの企画に取り組みます。	スポーツ推進G	ハレーボールリーグのディビジョン2に所属するヴァンフォーレ三重的のディビジョン2に所属するヴァンフォーレ三重的の主催試合を指定管理者が誘致し西野公園体育館で開催された。	スポーツツーリズムや地域スポーツコミッションの仕組みづくりについて検討する必要がある。	スポーツツーリズムや地域スポーツコミッションの観点を取り入れたスポーツイベントの開催について、運動施設指定管理者やスポーツ関連団体とともに検討する。
		子どもたちに夢を与え、将来トップアスリートを目指そうという気概を育てるため、トップアスリートの試合や練習を見る機会や、交流できる機械づくりを行います。	スポーツ推進G	ジャパンラグビーリーグワンに所属する三重ホンダヒートと連携した「亀山市民応援DAY」に市民を無料招待しトップレベルの試合観戦の機会を提供した。	様々な競技でトップアスリートと交流できるような、関係団体・チームに機会の場づくりを依頼する必要がある。	様々な競技でトップアスリートと交流出来るよう、指定管理者や関係団体に機会の場づくりを依頼する。

(6) スポーツを活用した地域活性化	○地域経済や観光と連携	スポーツを通じて地域の活性化や交流人口の増加を図るため、地域スポーツコミッションやスポーツツーリズムの視点を取り入れながら、市、スポーツ関連団体及び商業・観光関連団体等が連携・協働する仕組みづくりを図ります。	スポーツ推進G	スポーツ関連団体とは連携・協働できたが、商業・観光関連団体等との連携・協働には至らなかった。	スポーツツーリズムや地域スポーツコミッションの仕組みづくりについて検討する必要がある。	地域スポーツコミッションやスポーツツーリズムの視点を取り入れながら、市、スポーツ関連団体及び商業・観光関連団体等が連携・協働する仕組みづくりについて検討する。
		地域のスポーツ資源を活用したスポーツ合宿の需要を取り込み、地域経済の活性化や活力ある地域づくりに繋げます。	スポーツ推進G	スポーツ合宿による宿泊者について、一部の施設において、試験的に3か月前から予約を可能として運用した。	施設予約において、一般の利用者との公平性を確保する必要がある。	スポーツ合宿による宿泊者について、対象者や予約時期等を考慮しながら試験運用について検討する。
	○健康増進や介護予防等との連携	生活習慣病予防や健康増進を推進するため、健康マイレージ事業や運動施設の運動教室の取組等を通して、運動やスポーツの習慣化を図ります。	健康都市推進G	健康寿命の延伸に向け、スマートフォンアプリ「健康マイレージ」を活用して市民の健康活動を推進する「アプリでウェルネス推進事業」を9月1日から開始し、運動やスポーツを通じた健康の習慣化につなげることができた。 本事業は、従来、紙媒体を用いていた「かめやま健康マイレージ」事業を、より幅広い世代の方が参加しやすいものにするため、スマートフォンを活用する事業にリニューアルしたものです。	令和5年度は主に高齢者向けに登録サポートの支援体制を構築することに注力しましたが、令和6年度以降は健康づくりに関心が高く運動習慣がない子育て世代や働き盛り世代などの若年層（20～50歳代）に焦点を当てた取り組みを展開していく必要がある。	健康づくりに関心が高く運動習慣がない子育て世代や働き盛り世代などの若年層（20～50歳代）に焦点を当てた取り組みを展開していく必要がある。
			健康づくりG	出前講座等の教室時に健康づくりについての講話を行い、健康マイレージ事業や運動の習慣化の必要性について周知した。	より多くの人々が体操や運動に継続的に取り組めるよう引き続き出前講座等の教室時に情報発信を行う	出前講座の教室時に運動の習慣化について普及啓発を行う。健康マイレージ事業については、健康都市推進グループと連携して実施していく。
		スポーツ推進G	市主催事業や総合型地域スポーツクラブ、指定管理者が実施する運動教室への参加を健康マイレージ事業のボーナスポイント対象とし、運動やスポーツの習慣化のきっかけとなるよう努めた。	様々な取組を通じて、運動やスポーツの習慣化につながるよう、市民に興味を持ってもらう必要がある。	運動やスポーツの習慣化を図るため、健康マイレージ事業のボーナスポイント事業に運動施設の運動教室や総合型地域スポーツクラブの教室を対象として取り組む。	
		高齢者支援G	介護予防を推進するため、地域での介護予防教室やスポーツ関連団体の取組等を通して、高齢者の運動機能向上を図ります。	高齢者の介護予防を目的に、コミュニティセンター等で介護予防教室を行いました（R5年度実績：210回2,827人）。また、介護予防の手引きや市HPで、活動について広く周知した。	更なる参加者の増加を図るため、事業者から広く提案を受けるなど、バリエーション豊かなプログラムを提供することが必要である。	バリエーションを増やしつつ、コミュニティセンター等で介護予防教室を行います。また、介護予防の手引きや市HP等で、活動について広く周知する。
スポーツ推進G	総合型地域スポーツクラブにおいて、高齢者を対象とした健康運動教室が実施された。	介護予防教室の担当部署やスポーツ関連団体との情報共有に努める必要がある。	高齢者を対象とした運動教室の開催について、運動施設指定管理者と協議する。			
(7) スポーツ施設の整備と利用促進	○市民ニーズに応じた運動施設の充実	市民ニーズを反映した、快適な利用環境を提供できるよう、継続的な整備、修繕などを行い、施設の安全確保を図ります。	スポーツ推進G	指定管理者と連携し、継続的な施設整備、修繕などに取り組み、施設の安全確保に努めた。（東野公園体育館外壁及び屋根防水改修工事、観音山テニスコートA・Bコート改修工事、関B&G海洋センタープール機械設備更新工事など）	既存施設の利用環境が維持できるよう指定管理者と連携し、継続的に施設修繕等を行い、施設の安全確保に努める必要がある。	運動施設指定管理者と連携し、必要な施設の修繕等を行い、施設環境の維持に努める。
		運動施設の照明設備のLED化など、長寿命化に向けた検討を行います。	スポーツ推進G	屋内施設については、全庁的な事業により、LED化を図った。	施設の長寿命化に向け、計画的な年次計画を検討する必要がある。	照明設備のLED化を含め、施設の長寿命化に向けた検討を行う。
		高齢者などが容易に集えるよう、コミュニティ系バスや乗合タクシー等の公共交通機関のほかに、大規模大会の開催時にシャトルバスの運行を検討するなど、運動施設への交通アクセスの確保に努めます。	交通政策G	各運動施設ホームページ等の地図検索より、公共交通機関を利用した運動施設へのアクセスが容易に確認できるよう継続してデータ提供を行った。	鉄道駅や最寄りのバス停留所から距離があるため、公共交通機関を利用した来訪が困難な環境にある。	主に高齢者や運転免許証自主返納者への対応として導入した乗合タクシー停留所が設置されていることの広報を行う。
		高齢者や障がい者に配慮した施設のバリアフリー化を推進するとともに、災害時の避難所機能を確保するための施設整備を推進します。	スポーツ推進G	シャトルバスの運行を必要とするほどの大規模大会の開催はなかった。	大規模大会を誘致した場合の対応について、指定管理者と検討する必要がある。	大規模大会の開催時でのシャトルバスの運行など、運動施設への交通アクセスについて検討する。
	○運動施設の利便性の向上、施設利用の促進	公共施設予約システムについて、利用者の利便性が向上するよう見直していきます。	スポーツ推進G	東野公園体育館において、避難所機能を強化するため、空調設備及び自家発電設備を設置する工事の設計を行った。	全施設において、災害時の避難所機能を確保する必要がある。	東野公園体育館における空調設備及び自家発電設備の設置工事を行う。また、関B&G海洋センターにおいて、更衣室やプールへの通路の段差解消を行う。
		指定管理者制度により市民が公平に快適に活用できるよう、運動施設指定管理者によって適切に管理運営がされた。	スポーツ推進G	指定管理者制度により市民が公平に快適に活用できるよう、運動施設指定管理者によって適切に管理運営がされた。	指定管理者による適正な管理運営に努め、利用者が快適にスポーツに取り組めるよう努める必要がある。	指定管理者が適正な管理運営ができるよう連携を図り、適宜協議を行う。
○学校運動施設や公園の有効活用	県のスポーツ施設や他市町のスポーツ施設などと連携を図り、スポーツの場の充実に努めます。	スポーツ推進G	指定管理者制度により市民が公平に快適に活用できるよう、運動施設指定管理者によって適切に管理運営がされた。	指定管理者による適正な管理運営に努め、利用者が快適にスポーツに取り組めるよう努める必要がある。	指定管理者により、運動施設が適切に管理運営がなされるよう、モニタリング等を通して検証を行い、市民が公平に快適に活用できるよう努める。	
		スポーツ推進G	県営スポーツ施設や他市町の発行している広報誌などを、市内運動施設に配架し、スポーツの場の充実に努めた。	指定管理者や県内運動施設と連携してスポーツの場の充実に努める必要がある。	県内運動施設が発行している広報誌などを、市内運動施設に配架し、市民のスポーツの場の充実に努める。	
	大規模大会に向けて整備した施設の維持に努め、利活用の促進を図ります。	スポーツ推進G	ハレーボールリーグのディビジョン2に所属するウィアティン三重の主催試合を指定管理者が誘致し西野公園体育館で開催された。	施設の計画的な維持管理に努めるとともに、利活用の促進策を検討する必要がある。	施設の適切な維持に努めるとともに、利活用の促進策を検討する。	
	地域におけるスポーツ活動の拠点施設となる学校体育施設の整備・充実に努め、施設の活用を促進します。	教育総務G	令和4年度から取り組んだ学校施設等長寿命化計画の策定を完了した。	老朽化した施設が多く、定期的な維持管理、改修等を要する。	策定した学校施設等長寿命化計画を基に、それぞれの施設の改修内容、優先度、改修時期の目安等の決定に順次取り組む。	
○学校運動施設や公園の有効活用	地域の公園については、市民がスポーツや運動を通じた地域交流の場として活用できるよう適切な維持管理に努めます。	スポーツ推進G	学校体育施設開放事業に関することをホームページに掲載し、利用促進を図った。なお、屋外施設の年間修繕件数は1件であった。	地域住民のスポーツなどの場となる学校体育施設について、適宜施設整備を行い、学校活動に支障のない範囲で施設の活用を促進する必要がある。	学校開放施設を、地域の方が夜間や休日に活用できるよう、必要な修繕を行う。	
		市街地整備G	指定管理者と連携し、遊具等の安全点検を実施し、修繕の必要がある遊具等について修繕等を行うとともに、清掃作業等を実施した。また、公園施設長寿命化計画に基づき、亀山公園の遊具改修を行った。	指定管理者と連携し、日常点検や定期点検により遊具等の安全を確認し、修繕する遊具等について計画的に進めていく必要がある。	指定管理者と連携し、遊具等の安全点検を実施し、修繕の必要がある遊具等について修繕等を行うとともに、公園施設長寿命化計画に基づき、東野公園の遊具改修を行い、都市公園を地域の交流の場として活用できるように努める。	

第2次亀山市観光振興ビジョンに関する実績等報告書(令和5年度)

(産業環境部商工観光課)

■計画の基本情報

計画期間	R 4 ~ R 8 年度
位置付け	本ビジョンは、第2次亀山市総合計画後期基本計画の基本施策「まちづくり観光の活性化」及び観光立国推進基本法第4条に基づく、地方公共団体の区域特性を生かした施策として策定したものであり、本市の観光分野における基本計画として位置付けている。
目的・概要	本ビジョンは、新たなニーズに適応するとともに、改めて地域の資源を見つめなおして、本市の特徴を生かした観光振興の在り方について整理し、本市の将来像である「歴史・ひと・自然が心地よい 緑の健都 かめやま」の実現に向け、基本戦略に基づく総合的、計画的な観光振興方策を位置付けることを目的とする。
計画の骨格	<p>将来都市像 歴史・ひと・自然が心地よい 緑の健都 かめやま</p> <p>基本方針 まちを磨き 持続可能な まちづくり観光を進めます！</p> <p>■基本戦略1 観光資源のクオリティアップ</p> <ul style="list-style-type: none"> 1-1 新たな観光資源の創出 <ul style="list-style-type: none"> 施策1 地域資源の創出 1-2 エコツーリズムの創出 <ul style="list-style-type: none"> 施策2 地域振興と地域活性化につながるエコツーリズムの創出 1-3 観光資源の磨き上げによる魅力度の向上 <ul style="list-style-type: none"> 施策3 自然観光の磨き上げ 施策4 歴史観光の磨き上げ 施策5 産業観光の磨き上げ 施策6 広域観光の磨き上げ 施策7 観光施設の再整備と組織強化 <p>■基本戦略2 情報発信のクオリティアップ</p> <ul style="list-style-type: none"> 2-1 効果的な情報発信による知名度向上 <ul style="list-style-type: none"> 施策8 効果的な情報発信と観光DXの推進 2-2 観光統計データ等の収集 <ul style="list-style-type: none"> 施策9 観光統計データ等に基づく効果的なプロモーション展開 <p>■基本戦略3 ポストコロナ時代における観光のクオリティアップ</p> <ul style="list-style-type: none"> 3-1 質的な観光振興への取り組み <ul style="list-style-type: none"> 施策10 変化する世の中で選ばれ続けるための質的な観光振興 3-2 感染リスクの低減対策 <ul style="list-style-type: none"> 施策11 旅行者と地域住民の感染リスク低減対策

■ 成果指標

成果指標名		単位	現状値	実績値 (R5)	目標値
1	観光入込客数	人	183,001	213,712	235,000
2	エコツアーリズムのイベント開催数	回	13	9	20
3	エコツアーリズムのイベント参加人数	人	141	118	300
4	亀山市観光協会ホームページ訪問者数	人	181,722	248,438	250,000
5	関宿内店舗数	店舗	30	44	35
6	まちづくり観光に関わる団体数	団体	84	74	85

■ 計画の実績等

取組実績	<p>観光プロモーション事業において、特設WEBサイトを更新するとともに、新たに取材レポート2本を掲載した。また、インフルエンサーを活用し、ディスカバージャパン誌に特集記事を掲載した。さらに、プロモーション動画を複数作成し、亀山市公式YouTubeにUPした。</p> <p>亀山市観光協会に対しては、運営支援等を行うことで、観光案内、観光情報の発信及びフィルムコミッションの運営等の事業の実施に繋がった。</p> <p>亀山7座トレイル整備・活用推進事業については、イベントを9回開催し、118名の参加があった。登山道の調査は、登山指導員により21回実施し、登山ルート of 安全を確認を行った。また、亀山7座を完登した方に完登バッジの交付を始めた。</p>
成果	<p>「観光三重」内のWEBサイトの訪問者数は、28万5千人余りと令和4年度よりも約2万5千人増加した。プロモーション動画は年度末に完成したところであり、今後、様々な媒体を通じて発信することで、亀山市への関心を高めることが期待できる。</p> <p>亀山市観光協会については、継続した運営支援を行っていることでホームページの訪問者数が年々増加している。加えて、関宿内の店舗数も年々増加している。</p> <p>また、登山イベントについては、天候不順により令和4年度に比べ開催回数が減少したが、参加者数は増加しており、登山を通じた本市への関心が高まっている。</p>
総合計画 推進への 寄与度	<p>3. 交通拠点性を生かした都市活力の向上 (4)まちづくり観光の活性化</p> <p>戦略的に観光プロモーションを展開することで観光入込客数の増加に繋がっている。</p> <p>また、亀山市観光協会のホームページ訪問者数や登山イベントの参加者数も増加傾向にある。</p>
反省点・課題	<p>計画的な情報発信はできているものの、さらなる本市への誘客に繋げるためには、新たな観光資源の発掘や体験型コンテンツの開発が必要である。</p>
今後の方向性	<p>観光プロモーション事業については、WEBサイトやプロモーション動画を用いて、幅広く情報発信をしてきたことから、今後は、それらを継続しつつ、亀山文化年、トリエンナーレと連携するなど体験型コンテンツの開発に取り組んでいく。</p>

亀山市学校教育ビジョンに関する実績等報告書(令和5年度)

(教育委員会事務局学校教育課)

■計画の基本情報

計画期間	R 4 ~ R 8 年度																																																				
位置付け	「亀山市教育大綱」の理念のもと「亀山市総合計画」「亀山市生涯学習計画」「文化芸術推進基本計画」等の関連計画との整合を図りつつ、学校教育の視点から、施策の方針をまとめている。本ビジョンは、「亀山市生涯学習計画」とともに、教育基本法第17条第2項の規定に基づく地方公共団体の定める教育振興のための施策に関する基本計画として位置付けている。																																																				
目的・概要	本ビジョンでは、めざす子どもの姿「可能性に挑み 人とつながり 未来を創る 「亀山っ子」と、教育スローガン『「亀山っ子一人ひとりの可能性を引き出そう！」～「チーム亀山」でふるさとから世界へ～』を実現するため、2つの基本姿勢において、5つの「基本施策」と20の「施策」を設定している。																																																				
計画の骨格	<div style="text-align: center; border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> 学校教育ビジョン体系 </div> <div style="display: flex; justify-content: space-around; margin-bottom: 10px;"> <div style="border: 1px solid orange; padding: 5px; text-align: center;"> めざす 子どもの姿 </div> <div style="border: 1px solid orange; padding: 5px; text-align: center;"> 可能性に挑み 人とつながり 未来を創る「亀山っ子」 </div> </div> <div style="display: flex; justify-content: space-around; margin-bottom: 10px;"> <div style="border: 1px solid orange; padding: 5px; text-align: center;"> 教育 スローガン </div> <div style="border: 1px solid orange; padding: 5px; text-align: center;"> 亀山っ子一人ひとりの可能性を引き出そう！ ～「チーム亀山」でふるさとから世界へ～ </div> </div> <div style="display: flex; justify-content: space-around; margin-bottom: 10px;"> <div style="border: 1px solid orange; padding: 5px; text-align: center;"> 基本姿勢 </div> <div style="border: 1px solid orange; padding: 5px; text-align: center;"> 誰一人取り残さず 誰もが自分らしく生きる </div> <div style="border: 1px solid orange; padding: 5px; text-align: center;"> 豊かな地域資源とつながり 共に歩む </div> </div> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr style="background-color: #fff9c4;"> <th style="width: 50%; text-align: center;">基本施策</th> <th style="width: 50%; text-align: center;">施策</th> </tr> </thead> <tbody> <tr style="background-color: #fce4ec;"> <td style="text-align: center;">I 夢や可能性に挑むための「確かな学力・豊かな心・健やかな身体」の育成</td> <td></td> </tr> <tr style="background-color: #fce4ec;"> <td>①学力の向上</td> <td></td> </tr> <tr style="background-color: #fce4ec;"> <td>②人権・道徳教育の推進</td> <td></td> </tr> <tr style="background-color: #fce4ec;"> <td>③読書活動・文化芸術活動の推進</td> <td></td> </tr> <tr style="background-color: #fce4ec;"> <td>④健やかな身体の育成</td> <td></td> </tr> <tr style="background-color: #fce4ec;"> <td>⑤就学前教育の充実</td> <td></td> </tr> <tr style="background-color: #fce4ec;"> <td style="text-align: center;">II 新しい時代を生き抜く力の育成</td> <td></td> </tr> <tr style="background-color: #fce4ec;"> <td>①主体的に社会を形成する力の育成</td> <td></td> </tr> <tr style="background-color: #fce4ec;"> <td>②グローバル社会に活躍できる力の育成</td> <td></td> </tr> <tr style="background-color: #fce4ec;"> <td>③情報社会で活躍できる力の育成</td> <td></td> </tr> <tr style="background-color: #e1bee7;"> <td style="text-align: center;">III 一人ひとりの学びを支える教育の推進</td> <td></td> </tr> <tr style="background-color: #e1bee7;"> <td>①特別支援教育の推進</td> <td></td> </tr> <tr style="background-color: #e1bee7;"> <td>②外国人児童生徒教育の推進</td> <td></td> </tr> <tr style="background-color: #e1bee7;"> <td>③不登校児童生徒への支援</td> <td></td> </tr> <tr style="background-color: #e8f5e9;"> <td style="text-align: center;">IV 子どもの未来を拓く学びの場づくり</td> <td></td> </tr> <tr style="background-color: #e8f5e9;"> <td>①学びのセーフティーネットの充実</td> <td></td> </tr> <tr style="background-color: #e8f5e9;"> <td>②子どもたちの安心・安全の確保</td> <td></td> </tr> <tr style="background-color: #e8f5e9;"> <td>③防災教育・防災対策の充実</td> <td></td> </tr> <tr style="background-color: #e8f5e9;"> <td>④学校教育環境の充実</td> <td></td> </tr> <tr style="background-color: #bbdefb;"> <td style="text-align: center;">V 学びを支えるあたたかさあふれる学校づくり</td> <td></td> </tr> <tr style="background-color: #bbdefb;"> <td>①学校力・教師力の向上</td> <td></td> </tr> <tr style="background-color: #bbdefb;"> <td>②教職員の働き方改革の推進</td> <td></td> </tr> <tr style="background-color: #bbdefb;"> <td>③学校運営協議会を核とした地域との協働</td> <td></td> </tr> <tr style="background-color: #bbdefb;"> <td>④家庭教育力の向上</td> <td></td> </tr> <tr style="background-color: #bbdefb;"> <td>⑤「亀山」の自然と歴史文化を活用とした教育の推進</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	基本施策	施策	I 夢や可能性に挑むための「確かな学力・豊かな心・健やかな身体」の育成		①学力の向上		②人権・道徳教育の推進		③読書活動・文化芸術活動の推進		④健やかな身体の育成		⑤就学前教育の充実		II 新しい時代を生き抜く力の育成		①主体的に社会を形成する力の育成		②グローバル社会に活躍できる力の育成		③情報社会で活躍できる力の育成		III 一人ひとりの学びを支える教育の推進		①特別支援教育の推進		②外国人児童生徒教育の推進		③不登校児童生徒への支援		IV 子どもの未来を拓く学びの場づくり		①学びのセーフティーネットの充実		②子どもたちの安心・安全の確保		③防災教育・防災対策の充実		④学校教育環境の充実		V 学びを支えるあたたかさあふれる学校づくり		①学校力・教師力の向上		②教職員の働き方改革の推進		③学校運営協議会を核とした地域との協働		④家庭教育力の向上		⑤「亀山」の自然と歴史文化を活用とした教育の推進	
基本施策	施策																																																				
I 夢や可能性に挑むための「確かな学力・豊かな心・健やかな身体」の育成																																																					
①学力の向上																																																					
②人権・道徳教育の推進																																																					
③読書活動・文化芸術活動の推進																																																					
④健やかな身体の育成																																																					
⑤就学前教育の充実																																																					
II 新しい時代を生き抜く力の育成																																																					
①主体的に社会を形成する力の育成																																																					
②グローバル社会に活躍できる力の育成																																																					
③情報社会で活躍できる力の育成																																																					
III 一人ひとりの学びを支える教育の推進																																																					
①特別支援教育の推進																																																					
②外国人児童生徒教育の推進																																																					
③不登校児童生徒への支援																																																					
IV 子どもの未来を拓く学びの場づくり																																																					
①学びのセーフティーネットの充実																																																					
②子どもたちの安心・安全の確保																																																					
③防災教育・防災対策の充実																																																					
④学校教育環境の充実																																																					
V 学びを支えるあたたかさあふれる学校づくり																																																					
①学校力・教師力の向上																																																					
②教職員の働き方改革の推進																																																					
③学校運営協議会を核とした地域との協働																																																					
④家庭教育力の向上																																																					
⑤「亀山」の自然と歴史文化を活用とした教育の推進																																																					

■ 成果指標

	成果指標名	単位	現状値	実績値 (R5)	目標値
1					
2					
3	別紙参照				
4					
5					

■ 計画の実績等

取組実績	<ul style="list-style-type: none"> ・「学力向上推進計画【第4版】」に基づき、「読む力・読み取る力」「算数・数学的思考力」の育成、「めあて」と「ふり返し」、「考える時間の充実」を重視した授業づくりの徹底を図った。 ・1人1台端末をはじめとしたICT機器の活用に取り組む、eライブラリなど家庭学習として取り組んだ。 ・初期適応指導教室「レインボー」では、日本語未習得児への初期集中支援を行った。 ・学習支援事業「学習教室」では、定期的な教室開催とともに、定期外の教室開催を実施したり、該当家庭への啓発をしたりして学びの保障を進めた。 ・地域や保護者と連携・協働したコミュニティ・スクールの取組について、家庭、地域に向けた情報発信を行った。
成果	<ul style="list-style-type: none"> ・将来の夢や目標を持っている子どもの肯定的回答は、81%と増加し、将来に見通しを持って学ぶことができた。 ・タブレット端末を授業で活用する教員の割合は100%となり活用が進み、よりわかりやすい授業づくりを行った。 ・初期適応指導教室を引き続き開室しており、初期適応指導が必要な小学生5人、中学生2人に初期プログラムを実施し、学校生活にも適応し、日本語での学習にも取り組めるようになった。 ・学習支援事業「学習教室」に参加した人数が、令和5年度から4人増え、学習習慣の定着を図り、学力を身に付けることができた。 ・年間3回以上のコミュニティスクールたより等の発行を行った学校が12校あり、地域や保護者への情報発信がより一層図られた。
総合計画 推進への 寄与度	<p>【希望をもって新しい時代に活躍できる子どもの育成】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・充実した教職員研修のため指導主事要請訪問を行い、教職員の指導力向上と授業改善を図った。 <p>【家庭・地域の教育力の向上】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「かめやまお茶の間10選(実践)」の強化月間を、1学期と2学期に1回ずつ実施し、取組後にアンケート集約をし成果や課題を共有した。

反省点・課題	<ul style="list-style-type: none"> ・授業改善を行い、確かな学力を身に付ける必要がある。 ・保護者、地域と協働し、特色を生かした魅力ある学校づくりを進めていく必要がある。 ・体力調査結果を活用し、子どもたちの体力・運動能力を把握し、体育の授業改善に努める必要がある。
--------	---

今後の方向性	<ul style="list-style-type: none"> ・誰一人取り残すことなく、子どもの可能性を引き出すため、学校や地域・家庭と連携協働した教育の推進を行っていく。 ・亀山学力向上推進計画【第4版】に基づいた質的授業改善、育ちの支援、たて・よこの連携と協働をすすめ、子どもたちの学力向上を図っていく。
--------	--

成果指標

		単位	現状値 (R3)	実績値 (R5)	目標値 (R8)
1	「全国学力・学習状況調査」において各教科すべての問題の平均正答率が全国平均と比較して、-5ポイント以内となっている問題の割合 【文部科学省「全国学力・学習状況調査」】	%	小学校 93% 中学校 70%	小学校 66% 中学校 53%	小学校 100% 中学校 80%
2	人権に関する授業を保護者等に公開している学校の数 【三重県教育委員会調べ】	校	小学校 4校 中学校 1校	小学校 8校 中学校 1校	小学校 11校 中学校 3校
3	授業時間以外に読書をする子どもたちの割合 *「学校の授業時間以外に、1日あたりどれくらいの時間、読書しますか」という質問に対して、「10分以上」と回答した小中学生の割合【文部科学省「全国学力・学習状況調査」】	%	小学校 59% 中学校 45%	小学校 51% 中学校 42%	小学校 64% 中学校 50%
4	体力テストの総合評価A・B・Cの子どもたちの割合 *「全国体力・運動能力、運動習慣等調査」における総合評価が、「A」「B」「C」「D」「E」の5段階のうち上位3段階である「A」「B」「C」小中学生の割合【スポーツ庁「全国体力・運動能力、運動習慣等調査」】	%	小学校 65% 中学校 78% (令和元年度)	小学校 81.7% 中学校 71.9%	小学校 68% 中学校 80%
5	子どもの園への満足度の状況 *「お子さんは園の生活や遊びを楽しんでいると言っていますか」の質問に対して肯定的な回答をした幼児の保護者の割合(%)【園評価アンケート】	%	園 95%	園 97.3%	園 97%
6	将来の夢や目標をもっている子どもたちの割合 *「将来の夢や目標を持っていますか」という質問に対して、肯定的な回答をした小中学生の割合【文部科学省「全国学力・学習状況調査」】	%	小学校 75% 中学校 71%	小学校 81% 中学校 68%	小学校 80% 中学校 75%

7	日常的な話題や社会的な話題について、英語でやりとりすることができる中学生の割合 * G-TEC においてCEFR A1 レベル相当以上を達成した中学生の割合【文部科学省「英語教育実施状況調査」】	%	中学校3年生 77% (令和2年度)	中学校3年生 61%	中学校3年生 80%
8	タブレット端末を授業で活用する教員の割合【亀山市教育委員会調べ】	%	小学校 98% 中学校 81% (令和2年度)	小学校 100% 中学校 100%	小学校 100% 中学校 100%
9	「個別の教育支援計画」および「個別の指導計画」を作成して、引継ぎをしている子どもたちの割合 * 特別支援学級や通級指導教室に在籍している等「個別の教育支援計画」および「個別の指導計画」が必要な子どもたちのうち、作成して、引継ぎをしている子どもたちの割合【亀山市教育委員会調べ】	%	保幼園等 「支援計画」 0% 「指導計画」 0% 小学校 「支援計画」 100% 「指導計画」 100% 中学校 「支援計画」 70% 「指導計画」 79%	保幼園等 「支援計画」 0% 「指導計画」 0% 小学校 「支援計画」 100% 「指導計画」 100% 中学校 「支援計画」 100% 「指導計画」 100%	保幼園等 「支援計画」 100% 「指導計画」 100% 小学校 「支援計画」 100% 「指導計画」 100% 中学校 「支援計画」 100% 「指導計画」 100%
10	初期集中支援が必要な外国人児童生徒のうち、初期プログラムを受けている子どもたちの割合【亀山市教育委員会調べ】	%	小学校 - % 中学校 - %	小学校 100% 中学校 100%	小学校 100% 中学校 100%
11	不登校児童生徒が、中学校卒業時に進学・就職等、自ら進路選択できた生徒の割合【亀山市教育委員会調べ】	%	中学校 100% (令和2年度)	中学校 98%	中学校 100%
12	「学習教室」への参加人数 * 家庭生活が困窮（生活保護及び就学援助受給世帯等、または学校から薦めがあった世帯）の子どもで「学習教室」に参加した年間の人数	人	21人	49人	25人

13	いじめの認知件数に対して解消したものの割合 *当該年度中に発生したいじめの認知件数のうち、国の「いじめの防止等のための基本的な方針」で示された解消要件（認知後少なくとも3か月経過）を満たすものの割合【三重県教育委員会調べ】	%	小学校 100% 中学校 100% (令和2年度)	小学校 100% 中学校 100%	小学校 100% 中学校 100%
14	すべての学年が「防災ノート」を活用した授業を年2回以上行っている学校の数	校	小学校 -校 中学校 -校	小学校 11校 中学校 3校	小学校 11校 中学校 3校
15	学校評価アンケートにおける学校満足度	%	小学校 93% 中学校 91%	小学校 91.1% 中学校 93.1%	小学校 95% 中学校 95%
16	ストレスチェックにおいて、『仕事や生活の満足度がある』の亀山市教職員全体における平均評価点と全国平均評価点の差 *学校ストレスチェックの「仕事や生活の満足度がある」の質問項目において、亀山市と全国平均評価点とを比較したポイント	ポイント	0.7ポイント (令和2年度) 亀山市 6.4 全国 5.7	0.6ポイント 亀山市 6.4 全国 5.7	0.8ポイント
17	コミュニティ・スクールだより等を作成し、地域への情報発信を年間3回以上行っている学校の数	校	小学校 6校 中学校 2校 (令和2年度)	小学校 10校 中学校 3校	小学校 11校 中学校 3校
18	平日1日あたり3時間以上ゲームをする子どもたちの割合 *「平日、1日当たりどれくらいの時間ゲームをしますか」という質問に対して、3時間以上と回答した小中学生の割合【文部科学省「全国学力・学習状況調査」】	%	小学校 30% 中学校 37%	/	小学校 15% 中学校 20%
19	地域学習副読本「亀山にまつわる人・もの・こと」を活用して学習に取り組んでいる小学校の数	校	1校	11校	11校

亀山市子ども・子育て支援事業計画に関する実績等報告書(令和5年度)

(子ども未来部 子ども政策課)

■計画の基本情報

計画期間	R 2 ~ R 6 年度
位置付け	本計画は、子ども・子育て支援法第61条に基づく市町村子ども・子育て支援事業計画として策定するもので、第2次亀山市総合計画を上位計画とし、他の関連する分野別計画との整合性を図ります。また、本計画は、子どもの貧困対策推進法第9条に基づく市町村子どもの貧困対策計画の内容を併せ持つものです。
目的・概要	子ども・子育て支援法は幼児期の学校教育や保育、地域の子育て支援の量の拡充や質の向上を進めていくためにつくられた制度であり、必要とする全ての家庭が利用でき、子どもたちがより豊かに育っていける支援を目指すもので、本計画に基づき、具体的な推進を図ります。
計画の骨格	<p>【基本理念】</p> <p>「子どもの笑顔が輝く 子育て交流のまち かめやま」</p>
	<p>基本目標 1. 幼児教育・保育環境が充たされるまち</p>
	<ul style="list-style-type: none"> (1) 幼児教育・保育に関する受入機能の強化 <ul style="list-style-type: none"> ①就学前教育・保育施設の再編と整備 ②就学前教育・保育施設の運営体制の強化 (2) 亀山らしさを活かした魅力的な幼児教育・保育の実践 <ul style="list-style-type: none"> ①質の高い教育・保育の提供 ②魅力ある教育・保育の充実 ③保育士・教職員への支援体制の強化 (3) 多様な保育サービスの提供 <ul style="list-style-type: none"> ①特別支援教育・障がい児保育体制の強化 ②きめ細やかな保育サービスの提供 ③多様な子育て援助機能の充実
	<p>基本目標 2. 多様な主体に支えられ、子育てがつながるまち</p>
	<ul style="list-style-type: none"> (1) 切れ目のない細やかな子ども支援の推進 <ul style="list-style-type: none"> ①配慮を要する子どもとその保護者への支援 ②障がいのある子どもの自立とその保護者・家庭への支援 (2) 主体的な子育ての促進と子育て世帯のつながりづくり <ul style="list-style-type: none"> ①子育て世帯の子育て力の強化支援 ②子育て世帯の交流促進 ③子育て世帯の孤立の未然防止の取り組み (3) 多様な主体が支える子育て支援の充実 <ul style="list-style-type: none"> ①子育て支援のすそ野の拡大 ②子どもの健全育成活動の充実
<p>基本目標 3. 子どもを明るい未来へつなげるまち</p>	
<ul style="list-style-type: none"> (1) 要保護児童へのきめ細かい取り組みの充実 <ul style="list-style-type: none"> ①児童虐待防止の取り組み ②子どもの人権を守る意識の醸成 ③外国人家庭の子育て支援 (2) 自立に向けた支援体制の充実と確保 <ul style="list-style-type: none"> ①多様化・複合化した課題に対応できる相談体制の充実 ②就学・進学に関する相談体制の充実 ③家庭の孤立を防ぐ包括的な支援のネットワークづくり (3) 自立した生活基盤づくりへの支援 <ul style="list-style-type: none"> ①生活支援の充実 ②就労に関する支援の充実 ③食から支える子ども食堂の充実 ④各種支援制度の周知強化と利用促進 	
<p>基本目標 4. 子育ての希望がかなうまち</p>	
<ul style="list-style-type: none"> (1) 妊娠期から始まる切れ目のない子育て支援体制の充実 <ul style="list-style-type: none"> ①子育て世代包括支援センターを核とした親子に対する健康支援の充実 ②安心して子育てのできる意識と環境づくり ③出産の希望を支える支援 (2) 子どもの居場所づくりの推進と子育てと仕事の両立支援 <ul style="list-style-type: none"> ①親の就労を支える保育サービスの提供 ②放課後を豊かに過ごす居場所づくり ③ワーク・ライフ・バランスの推進 	

■ 成果指標

	成果指標名	単位	現状値	実績値 (R5)	目標値
1	別紙子ども・子育て支援事業計画に関する主な数値の状況のとおり				
2					
3					
4					
5					

■ 計画の実績等

取組実績	<p>低年齢児の待機児童の解消と、就学前教育・保育機能の充実を図るため、認定こども園を整備する社会福祉法人等に対し、財政支援を行う民間保育所整備事業を令和6年度に行うこととし、待機児童館も活用しながら、保育の必要な未就学児童への適切な保育の提供等に努めた。さらに、安心して子育てができる環境整備を図るため、預かり事業の充実を図った。</p> <p>また、こども家庭センターの設置に向けた取組を行い、妊娠期から子育て期にわたり、切れ目のない伴走型相談支援及び経済支援を行うとともに、妊娠8か月相談を始め、妊娠期・出産についての不安の軽減や安心に繋げることが出来た。</p>
成果	<p>待機児童の解消と就学前教育・保育機能の充実を図るため、認定こども園を整備する民間保育所事業を開始するための準備を進めた。また、妊娠期から子育て期にわたり、切れ目のない支援の体制を整備し、配慮を必要とする児童への支援の取組として、みえ発達障がい支援システムアドバイザー(保健師)1名を配置し、発達支援に関する専門性の向上に努めるとともに、保育士1名を三重県立子ども心身医療センターに派遣し、アドバイザーの育成に努めた。CLM(チェック・リスト・in三重)方式を活用した保育士対象の研修や、特性のある子どもを持つ保護者対象の研修等を実施し、人材育成や保護者支援に努めた。また、子どもの貧困については、経済的・文化的な貧困に直面する子どもを含む世帯を支援につなげる「つながるシート」を、全庁・関係機関に展開し、包括的な支援体制づくりを進めた。</p>
総合計画推進への寄与度	<p>仕事と子育ての両立を支える環境の充実を図るため、待機児童解消に向けた未就学児の保育機能の充実や預かり事業の充実を図ることで、保護者が安心して働ける環境整備を進めることができた。</p>

反省点・課題	<p>待機児童が発生している低年齢児の保育ニーズに対するスピード感のある施設再編への取組が必要となっている一方で、今後は、子どもの人口動向について随時注視しながら、その動向に沿った施設再編が必要である。</p>
--------	---

今後の方向性	<p>今後の保育ニーズを精査しながら、第3期子ども・子育て支援事業計画の策定を進め、今後の方向性について検討する。また、切れ目のない支援体制のさらなる充実、連携強化を図り、課題を抱える子育て世帯への支援の強化を目指す。</p>
--------	---

別紙 子ども・子育て支援事業計画に関する主な数値の状況

項目	単位等	令和5年度実績	
教育保育事業※	1号認定提供数(人)	484(市内) 27(広域)	
	2号認定提供数(人)	712(市内) 22(広域)	
	3号認定提供数(人)	463(市内) 21(広域)	
地域子育て支援拠点事業	実施箇所数(箇所)	5	
	平均利用児童数(人/月)	1,817	
妊婦健康診査	延べ提供人数(人)	4,156	
産婦健康診査	延べ提供人数(人)	575	
乳児家庭全戸訪問事業	提供数(件)	296	
養育支援訪問事業その他要支援児童、要保護児童の支援に資する事業	延べ提供数(件)	61	
子育て短期支援事業	委託施設数(箇所)	8	
	延べ利用児童数(人)	18	
子育て援助活動支援事業	延べ利用数(人)	1,354	
一時預かり事業	幼稚園型	実施箇所数(箇所)	3
		延べ利用児童数(人)	9,507
	保育所等	実施箇所数(箇所)	3
		延べ利用児童数(人)	828
延長保育事業	実施箇所数(箇所)	6	
	登録児童数(人)	82	
病児・病後児保育事業	実施箇所数(箇所)	0	
	利用児童数(人)	0	
放課後児童健全育成事業	実施支援の単位数(箇所)	25	
	利用児童数(人)	773	

※子育てのための施設等利用給付施設認定者も含む。

第4次亀山市男女共同参画基本計画に関する実績等報告書(令和5年度)

(市民文化部文化課)

■計画の基本情報

計画期間	R 4 ~ R 8 年度		
位置付け	亀山市男女が生き生き輝く条例第11条に基づき本市の男女共同参画分野の推進に関する政策を総合的、かつ計画的に推進するために基本計画として定めるものである。本計画は、男女共同参画社会基本法第14条、女性活躍推進法第6条、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第2条の3にそれぞれ基づく市町村計画として位置づけている。さらに、第2次亀山市総合計画後期基本計画基本施策「人権の尊重とダイバーシティ社会の推進」と深く関わっている。		
目的・概要	男女共同参画に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、3つの基本目標に基づき施策や取組を展開し、男女共同参画社会の実現～すべての人が生き生き輝くまち健都かめやま～を目指すべき姿とするものである。		
計画の骨格	<p>目指すべき姿</p> <p>男女共同参画社会の実現</p> <p>～すべての人が 生き生き輝くまち 健都かめやま～</p>		
	1 男女の人権尊重の推進	1 男女共同参画を実現するための意識づくり	(1) 人権啓発・人権教育の推進 (2) 人権相談・支援体制の充実
		2 男女共同参画の視点に立った慣行等の見直し	(1) 固定的性別役割分担意識の解消に向けた方法・啓発 (2) 固定的性別役割分担意識の解消に向けた環境の整備
		3 ハラスメント等、あらゆる暴力の根絶	(1) パートナーに対する暴力の防止・根絶及び被害者の保護等の推進 (2) セクシュアル・ハラスメント、ストーカー事案、性犯罪、売買春、人身取引等の対策の推進
		4 誰もが安心して暮らせる環境づくり	(1) ひとり親家庭等の親子が安心して暮らせる環境づくり (2) 高齢者、障がい者、外国人等が安心して暮らせる環境づくり (3) 性の多様性に関する理解の促進
	2 あらゆる分野における女性活躍の推進	5 政策・方針決定過程への女性の参画拡大	(1) 行政分野における女性の参画拡大 (2) 地域、企業、その他の分野における女性の参画拡大
		6 ワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)の推進	(1) 市民・企業等に対する啓発・取組 (2) 仕事と家庭の両立のための環境づくり (3) 市役所内における取組
		7 働く場における男女共同参画の推進	(1) 男性中心型労働慣行等の変革に向けた啓発 (2) 女性活躍の推進に向けた環境整備
	3 身近な暮らしの場における男女共同参画の推進	8 教育や啓発による意識改革、理解の促進	(1) 学校・幼稚園・保育所における男女共同参画教育の充実 (2) 家庭・地域における男女共同参画に関する啓発・学習の推進
		9 生涯にわたる健康づくり支援	(1) 生涯にわたる男女の健康の包括的な支援 (2) スポーツ分野への女性の参画
10 男女共同参画の視点に立った防災体制の確立		(1) 災害に備えた体制の整備 (2) 災害に備えた避難所運営体制の構築	

■成果指標

成果指標名		単位	現状値	実績値 (R5)	目標値
1	別紙のとおり				
2					
3					
4					
5					

■計画の実績等

取組実績	<p>男女共同参画週間(6月23日～30日)に合わせて、啓発パネルの展示やのぼり旗を設置する他、性別による役割分担意識、DV、セクシャルハラスメント防止について市広報や市ホームページ、啓発チラシに掲載し、啓発を行った。</p> <p>また、亀山市男女共同参画市民養成講座を開催し、「次世代にいい形でバトンタッチできる社会を作るために～私にとってのワーク・ライフ・バランスは?～」をテーマに、三重県男女共同参画センター「フレンテみえ」元所長石垣弘美さんを講師に招き、ワーク・ライフ・バランスの機運の醸成につながるワークショップ開催した他、三重県男女共同参画連携映画祭の上映前に男女共同参画社会について来場者に解説を行った。</p> <p>さらに、女性活躍の推進に向けた環境整備として、プログラミング教室&ボードゲームカフェクリプトメディア代表服部智貴さんを講師に招き、「女性デジタル人材育成」を目指した亀山市男女共同参画キャリアアップ講座を、全4回開催した。</p>
成果	<p>男女共同参画社会実現に向けてのチェックリストやコラムまた、DV、セクシャルハラスメント防止啓発などの男女共同参画情報誌や市広報などへの掲載、男女共同参画週間の啓発パネルやのぼり旗の設置により、固定的性別役割分担意識解消に向けた啓発や男女共同参画意識の醸成とハラスメント等あらゆる暴力の根絶に向けての啓発を図ることができた。</p> <p>また、男女共同参画市民養成講座にて、「ワーク・ライフ・バランス」をテーマに、市民講座を行うことで、仕事と仕事以外の生活の両方が充実した働き方や生き方を目指す意識啓発につながった。</p> <p>さらに、男女共同参画連携映画祭の開催や上映前の解説により、男女共同参画への意識高揚を図るとともに、「女性デジタル人材育成」を目指した亀山市男女共同参画キャリアアップ講座を開催を通して、女性活躍の推進に向けた環境整備を進めることができた。</p>
総合計画 推進への 寄与度	<p>男女共同参画情報誌の発行や男女共同参画週間をはじめとした市広報やホームページへの記事掲載を通して、情報発信やハラスメント根絶の推進等の意識啓発を図るとともに、男女共同参画市民養成講座や県連携映画祭の開催により、男女共同参画の推進に寄与した。</p> <p>また、ワーク・ライフ・バランスをテーマにした、男女共同参画市民養成講座を開催を通して、ワーク・ライフ・バランスに対する機運の醸成に寄与した。</p> <p>さらに、亀山市男女共同参画キャリアアップ講座を開催を通して、女性活躍の推進に向けた環境整備に寄与することができた。</p>

反省点・課題	<p>人権尊重の意識や男女共同参画意識の高揚を図るため、継続して、あらゆる機会を通じて啓発を図っていく必要がある。</p> <p>また、各種審議会の女性登用率や自治会長に占める女性の割合の向上など、目標達成に向けて全庁的に取り組む必要がある。</p>
--------	---

今後の方向性	<p>人権尊重の意識醸成や性別による固定的役割分担意識の解消に向けて、引き続き、研修会や講座等あらゆる機会と広報等様々な手段を活用し啓発していく。</p> <p>また、女性活躍の推進のための支援事業等、広く市民に向けた取組を推進していく。</p>
--------	---

■成果指標

成果指標名		単位	現状値 (計画策定時)	実績値 (R5)	目標値 (R7)
1	「男女共同参画社会」という言葉の認知度	%	55.6	—	100
2	固定的性別役割分担意識について「同感しない」と答えた人の割合	%	61.0	—	80
3	DV防止法認知度	%	51.4	—	60
4	男性のうち、子育てに関する地域活動に参加したことがある人の割合	%	39.6	—	45
5	性的マイノリティに関する理解促進のための学習を行った市内小中学校の数	校	11校/14校	13校/14校	全校
6	各種審議会等における女性の登用率(4月1日現在で算出)	%	33.5	33.1	40
7	「ワーク・ライフ・バランス」という言葉の認知度	%	33.9	—	20
8	ワーク・ライフ・バランスに積極的な取り組みを行う事業所数(累計)	社	0	6	6
9	マタニティ・ハラスメント及びパタニティ・ハラスメントの認知度	%	マタハラ:67.8 パタハラ:31.8	—	マタハラ:80 パタハラ:40
10	市内全単位自治会長に占める女性の割合	%	5.3	7.2	増加
11	市内幼稚園・小中学校の単位PTA会長に占める女性の割合	%	27.7	27.7	増加
12	本市における女性管理職の割合	%	30.5	33	40 (R6)
13	市男性職員の育児休業取得率	%	11.1	60	20 (R6)
14	市職員1人当たりの年次有給休暇の年間取得日数	日	12.8	13.9	12 (R6)
15	放課後児童健全育成事業の設置施設総数	箇所	22	25	24
16	商工会議所加入企業のうち女性の経営者の割合	%	13.0	13.7	増加
17	認定農業者のうち家族経営協定の締結者数	件	1	2	増加
18	健康診断受診率	%	男性:76.5 女性:72.8	—	男性:86.5 女性:76.0
19	女性特有のがん検診受診率	%	子宮がん:19.8 乳がん:25.4	子宮がん:20.2 乳がん:31.3	子宮がん:23.0 乳がん:28.5
20	運動習慣のある人の割合	%	男性:60.6 女性:49.0	—	増加
21	女性消防団員数	人	18	17	増加

施策の方向性	施策の内容	担当G	関連部署・関連団体	具体的な取り組み内容	(1) 令和5年度の実績	(2) 今後の課題	(3) 令和6年度の具体的な取り組み内容	
(1) 人権啓発・人権教育の推進	「一人ひとりの人権が尊重される亀山市をつくる条例」や「亀山市人権施策基本方針」に基づき、市民の人権感覚が身に付くよう、「ヒューマンフェスタin亀山」の開催など、様々な取り組みを行います。	1	人権・ダイバーシティG		引き続き「ヒューマンフェスタin亀山」を開催し、人権について考えてもらう機会を設ける。	12月9日に亀山西小学校体育館を会場に、全体会と分科会を開催した。分科会では「亀山がめざす多文化共生社会って?」「誰もが暮らせるまち亀山って?」「こどもが思う人権って?」の3つのテーマについて参加者同士で意見交流を行うほか、関係活動団体の取組内容の紹介・人権ポスターの展示等を12月4日～11日に亀山エコータウン・亀山市立図書館で行った。また、人権ポスターについては、LGBTQを含む多様な性自認・性的指向・男女のジェンダーの意識啓発につながるポスターを選定し掲示した。	フェスタ本来の趣旨に沿って広く啓発するためにも、幅広い年齢層に参加してもらえ会場や内容等開催方法を検討していく必要がある。	引き続き「ヒューマンフェスタin亀山」を開催し、人権・男女共同参画について考える機会を設ける。
	市民の人権尊重の意識を育むため、あらゆる場や機会を通じて人権啓発に取り組むとともに、人権学習の機会や場の提供・充実に努めます。	2	人権・ダイバーシティG		広く市民が、人権について正しい理解ができるように、学習会や研修会などの機会を設ける。	広く市民が、人権について正しい理解ができるように、「多様な性」や「固定的性別役割分担意識」を含む、人権にかかわる内容の行政出前講座を企業・地域・学校・各種団体を対象に計16回、977名に対し行った。	市民の人権尊重の意識を育むため、啓発の場や機会を充実させていく必要がある。	広く市民が、人権・男女共同参画について正しい理解ができるように、学習会や研修会などの機会を積極的に設ける。
	市広報紙や市ホームページ、行政情報番組など、あらゆる情報媒体を活用した情報発信において、人権意識に配慮した発信に努めます。	3	広報G	人権・ダイバーシティG	市広報、ホームページ、行政情報番組など各種広報媒体を活用し、身近でタイムリーな話題に関連した情報発信を行う。	広報紙に、人権、男女共同参画、多文化共生に関するコラムを5回(奇数月16日号)掲載するとともに、ホームページでは、人権・共生に分類される既存ページの更新を随時行った。行政情報番組では、毎月の人権相談の開催日を知するため文字情報を放送した。	人権について正しく理解してもらえよう、各種広報媒体を活用した情報発信が引き続き必要である。	市広報、ホームページ、行政情報番組など各種広報媒体を活用し、身近でタイムリーな話題に関連した情報発信を行う。
	学校、幼稚園、保育所などにおいては、人権教育を全ての教育活動の根拠に据え、教育活動全体を通して人権に関する正しい理解と認識を深めます。	4	教育研究G	教育支援G	亀山市人権教育推進協議会、各中学校区ネットワークの活動を通して、人権教育の系統的な取組を進める。	亀山市人権教育推進協議会では、幼稚園・保育園、小学校、中学校、高等学校の代表者が子どもたちの現状や課題を交流することで、人権教育の系統的な取組を進めることができた。また、市内の人権に関わる団体の代表者、市の関係部局、学校関係の代表者がそれぞれの人権課題に関する現状の課題を報告し合い、具体的な人権教育の取組を共有しながら進めることができた。また、人権教育推進協議会主催で「まちづくりフォーラム」を開催し、反差別人権研究所みえの方を講師に、各中学校区のネットワークの委員の方々を対象に研修の機会を持った。	幼稚園・保育園、小学校、中学校、高等学校の代表者が集う亀山市人権教育推進協議会を子どもたちの実態の交流だけの会が終わらず、系統的な取組を進める必要がある。	亀山市人権教育推進協議会、各中学校区ネットワークの活動を通して、男女共同参画や女性の人権など人権学習の交流を行うとともに、人権教育の系統的な取組を進める。
	家庭は、人に対する思いやりの心を育むなど、人権尊重の心を育むための基本の場となるため、家庭教育を支援します。	5	社会教育G	保育所・幼稚園・認定子ども園関係	第一次かめやまお茶の間10選(実践)推進活動計画に基づき、「かめやまお茶の間10選(実践)」の強化週間を設け、取り組みを進める。家庭内での「あいさつ」「食事」「読書」「家庭内の対話」等による実践により、さらなる浸透・定着に向け啓発活動を行う。	第二次推進活動計画(令和4～6年度)に基づき「かめやまお茶の間10選(実践)」に積極的に取り組んでもらうべく、市内の全小中学校及び幼・保・認定子ども園において、1学期と2学期にそれぞれ強化週間を設け、家庭教育の啓発に努めた。また、強化週間に関するアンケート等を実施し、成果や課題の抽出にも取り組んだ。	アンケート回答率等を向上させるため、効果的な検証の実現に向け、取組についての情報発信を強化していく必要がある。	取組の定着を目指すにあたり、チラシデザインの更新やこども家庭庁が定めている「家族の日」との紐づけを回っていく。
	企業等においては、国際化が進む中、より人権への理解や対応が求められるなど、職場における人権教育が進むよう支援します。	6	商工業振興G		各種団体が開催するイベントなどで、団体と連携を取りながら、職場における人権教育が進むよう啓発を行う。	研修会や会議等の機会を捉えて、企業へ各種案内をする際にチラシを同封するなど、人権・ダイバーシティグループと連携して周知に努めた。	職場における人権教育が進むよう、イベントや研修等を通じて継続した啓発活動が引き続き必要である。	企業内における人権教育が進むよう、研修等の機会を通じて、企業へ継続した啓発を回す。
(2) 人権相談・支援体制の充実	困難をかかえる人々に対して、関係機関と連携し、人権尊重の視点に立った相談や支援を行います。	7	人権・ダイバーシティG		人権擁護委員による人権に関する専門的な相談について、広く市民に周知する。	窓口のパンフレット設置や市広報紙にて、常設・特設相談等の人権相談の周知を図るとともに、市役所本庁と関連支所での特設相談において、電話での対応を行った。	人権尊重の視点に立った相談や支援をおこなうため、関連機関との連携を図っていく必要がある。	引き続き、人権擁護委員による人権に関する相談について、啓発チラシや市広報紙を活用し、広く市民に周知するとともに、関連機関との連携を図っていく。
	人権擁護委員による人権相談や女性相談窓口、三重県男女共同参画センターの相談窓口等の情報に関して、市広報紙、市ホームページなどの各種媒体を活用して広く情報提供を行い、様々な困難を抱えた女性等が相談できる環境づくりに努めます。	8	母子保健G		女性相談窓口、三重県男女共同参画センターの相談窓口等の情報に関して、市広報紙、市ホームページなどの各種媒体を活用して広く情報提供を行い、様々な困難を抱えた女性等が相談できる環境づくりに努めます。	女性相談員による女性相談窓口や三重県男女共同参画センター「フレンティめえ」の相談窓口などの情報について、市広報紙(11月1日号)・ホームページ等の媒体を利用して情報提供を行い、相談できる環境づくりに努めた。	相談員による相談窓口や各種制度・手続き等の周知・啓発のため、継続して情報提供を行っていく必要がある。	女性相談に係る市・県等の関係機関、相談窓口の情報を市広報紙やホームページなどの媒体を利用し周知することで、相談しやすい環境づくりに努める。
		9	人権・ダイバーシティG		様々な媒体を通じて人権擁護委員による人権相談や各種相談窓口の周知を図るとともに、鈴鹿防災総合事務所や人権センター、三重県男女共同参画センター等の関係機関と連携していく。	市の人権啓発チラシ及び男女共同参画情報誌では、人権擁護委員の相談窓口をはじめ、子ども・外国人・女性などの相談窓口について周知した。また、市広報紙、市ホームページ、ZTVなど様々な媒体で広く周知するとともに、三重県男女共同参画センター等にチラシを配架した。	相談窓口や支援制度等の周知のため、継続して情報提供をしていく必要がある。	様々な媒体を通じて人権擁護委員による人権相談や各種相談窓口の周知を図るとともに、鈴鹿防災総合事務所や人権センター、三重県男女共同参画センター等の関係機関と連携していくことで相談体制の充実にも努める。
	相談者の立場に立って、的確な助言や支援ができるよう相談員等の資質の向上や体制の充実に努めます。	10	人権・ダイバーシティG		人権センターで開催するスキルアップ講座に、担当グループの職員が1人1講座以上受講するように取り組む他、市職員研修の機会を設ける。	「女性の権利」や「性的マイノリティの人権」などのテーマを含む様々な人権課題について学ぶ、三重県人権大学講座に市職員1名が参加するとともに担当グループの職員をはじめ市職員3名がスキルアップ講座を受講し研修を積んだ。また、部落解放研究第2回三重県集いに市職員1名、教職員1名が参加したが、市職員の主査級職員93名を対象に、人権研修を実施した。	市職員の人権研修について引き続き、より多くの機会を確保していく必要がある。	人権大学や人権センターが開催するスキルアップ講座(無料)に、担当グループの職員が1人1講座以上受講できるように取り組む他、人権研修市職員研修(主任主査級)の機会を設ける。
	相談された人権問題が早期に解決できるよう、津地方法務局、三重県人権センター、鈴鹿地域防災総合事務所、人権擁護委員などの機関と各関係部署間で連絡を密にしながら連携して支援できるよう体制の充実に努めます。	11	人権・ダイバーシティG		津人権擁護委員協議会亀山地区委員会と引き続き連携を図るとともに、月1回開催されている委員会に職員も可能な範囲で出席する。	津人権擁護委員協議会亀山地区委員会(男女共同参画委員2名)主催の研修会に市職員2名が講師として参加するとともに、月1回の委員会に市職員が毎回参加するほか、津地方法務局との連携等、市民への相談体制の充実に努めた。	各関係機関で連絡を密にしながら、連携して支援できるよう体制を強化していく必要がある。	津人権擁護委員協議会亀山地区委員会と引き続き連携を十分に図るため、月1回開催されている委員会に職員も可能な範囲で出席する。
民生委員・児童委員や保護司など、地域における見守りや支援活動を行っている団体等と連携し、住民の悩み事や人権問題を早期に発見し解決につなげられる体制づくりを進めます。	12	福祉総務G	民生委員児童委員協議会連合会 保護司会 地域まちづくり協議会(福祉委員)など	世代や属性を問わず、住民の課題を集約するしくみづくりとともに、必要に応じて支援プランを作成し、多機関の連携が可能となる会議体を設置・運営する。	住民が抱える課題を市と社会福祉協議会に集約する支援体制づくりを地域まちづくり協議会等の会議の場で周知した。また、支援の必要性に応じて世帯の支援の方向性を示したトータルケアプランを作成・管理する会議体を運営し円滑な支援につなげた。	個別ケースにおいては、各機関での情報共有は回れているが、根本的な課題解決へと進むケースが比較的小さく、公的支援だけではなく地域の社会資源などを活用した社会とのつながりづくりに向けた支援が必要である。	引き続き既存の社会資源への働きかけや事業活動を支援できる体制づくりに努めながら社会とのつながりに向けた参加支援の取組を進める。	

基本目標 1 男女の人権尊重の推進

基本施策 2 男女共同参画の視点に立った慣行等の見直し

P2

施策の方向性	施策の内容	担当G	関連部署・関連団体	具体的な取り組み内容	(1) 令和5年度の実績	(2) 今後の課題	(3) 令和6年度の具体的な取り組み内容□	
(1) 固定的性別役割分担意識の解消に向けた広報・啓発	様々な媒体を活用して、市民の固定的性別役割分担意識の解消に向けた啓発を推進します。	13	人権・ダイバーシティG	男女共同参画に関する講座として、料理や家事、介護など女性の仕事として考えられがちな役割を、男性が体験できるような講座等を検討し実施する。	2月18日に青少年研修センターにて三重県男女共同参画センター「フレンテみえ」元所長石垣弘美さんを講師に招き「次世代にいい形でバトンタッチできる社会を作るために～私にとってのワーク・ライフ・バランスは?～」をテーマに講演会を開催した。講演会では、約20名が参加し、固定的性別役割分担意識の解消とともに、それぞれのライフステージに合わせた「ワーク・ライフ・バランス」を参加者同士で交流し、学び合った。	働き方に対する意識や、仕事と仕事以外の生活との両立など、一人ひとりの意識啓発を進めるとともに、長時間労働の是正や休暇取得の奨励など、固定的性別役割分担意識の解消に向けた取組を推進する必要がある。	男女共同参画に関する講座として、料理や家事、介護など女性の仕事として考えられがちな役割を、男性が体験できるような講座等を検討し実施する。	
	自治会、地域まちづくり協議会、PTA等、地域に根差した組織・団体の活動に、男女とも多様な住民が参加できるように意識改革を図ります。	14	社会教育G	今後もリーダーとして女性の参画を促進するよう各団体に働きかける。	各関係団体に働きかけ、市内幼稚園、小中学校の単位PTA会長に占める女性の割合は、27.7% (5人/18人)であった。	継続かつ積極的に女性の参画について呼びかけていく必要がある。	参加を呼び掛けるにあたり、PTAの活動内容の周知を継続していく。	
		15	地域まちづくりG	自治会長研修のほか、地域担当職員が各地域まちづくり協議会の会議等で男女共同参画の視点の必要性について周知する。	地域担当職員が各地域まちづくり協議会の会議等で男女共同参画の視点の必要性について周知を行った。	引き続き、男女共同参画の視点に立って取り組みを行うよう、さまざまな機会をとらえて促していく必要がある。	自治会長研修のほか、引き続き、地域担当職員が各地域まちづくり協議会の会議等で男女共同参画の視点の必要性について周知する。	
	あらゆる組織・団体・企業等において、個人の能力にも十分留意しながら、女性の会長、女性の管理職、女性のリーダー等を積極的に起用したり、慣例では男性が務めることが多かった役割などを女性が担ったりすることを意識的にを行い、人々の意識を変えることができるような取り組みを推進します。	16	人権・ダイバーシティG	慣例として男性が務めることが多くになっている役割に、女性も男性と同じように就いてもらう意識を持ってもらうため、市の広報のコラム等で、啓発を行う。	審議会等の女性登用率の調査をはじめ、亀山市男女共同参画情報誌に固定的性別役割分担意識の解消に向けたチェックリストを掲載し、啓発を行った。	引き続き、積極的改善措置（ポジティブアクション）に努めるとともに、情報を発信し、人々の意識を変えることができるような取り組みを推進する。	慣例として男性が務めることが多くになっている役割に、女性も男性と同じように就いてもらう意識を持ってもらうため、審議会等の女性の登用率の向上に努めるとともに、男女共同参画情報誌や市の広報のコラム等で、啓発を行う。	
	市が作成・発行する文書（チラシ、パンフレット、冊子、その他一般文書等）や市ホームページ等での情報発信において、無意識のうちに固定的性別役割分担意識を根付かせたり助長したりするような表現やイラスト等の掲載をしないよう、全庁的に意識した文書や資料作成に取り組みます。	17	広報G	人権・ダイバーシティグループG、法務G	各種広報媒体における情報発信時に、表現方法や使用イラスト等が適切であるかを確認する。	各課から合議される広報紙、ホームページおよび行政情報番組などの決裁時に、固定的性別役割分担意識を助長する表現やイラスト等がないよう意識して内容を確認した。	広報紙やホームページ、行政情報番組など各種広報媒体において、固定的性別役割分担意識を助長するような表現がないか引き続き確認していく必要がある。	各種広報媒体における情報発信時に、表現方法や使用イラスト等が適切であるかを確認する。
(2) 固定的性別役割分担意識の解消に向けた環境の整備	男性が子育てに参画しやすくなるため、公共施設における環境整備（ベビーベッド付男性トイレの整備等）に努めるとともに、民間施設にも波及するよう啓発に努めます。	18	住まい推進G	施設管理部署	建物改修等予算が減少傾向にある中、十分な機能を有するための予算確保が課題となっており、改修の必要性について認識してもらう。	令和4年度に設計した亀山公園庭球場等新築工事について、ベビーベッド、ベビーチェア及びフィッティングボードなど乳幼児連れに対応している機能を備えた多機能トイレの工事監理を行い、男性が子育てに参画しやすい環境となるよう努めた。	市の予算が厳しく建物改修等予算も減少傾向にあるが、十分な機能を有するための改修は必要不可欠であるため、予算確保が課題となっている。	不特定多数の人が使用する公共施設の設計にあたっては、例えば男性トイレにベビーベッドを整備するなど、男性が子育てに参画しやすくなるよう発注部に助言し、環境整備に努める。
	自治会、地域まちづくり協議会、PTA等、地域に根差した組織・団体の会議、あるいは市民活動団体や各種審議会・委員会等の会議について、平日の昼間だけでなく、夜間、休日等に開催するなど、男女とも多様な住民が参加しやすい環境となるよう意識改革を図ります。	19	教育研究G		委員構成に応じて、参加しやすい会議設定を行う。	だれもが参加しやすい会議とするため、オンライン会議を併用し、時間や場所形態等を工夫しながら行った。	今後も、固定的性別役割分担の意識の解消に努めるとともに、多くの市民が会議に参加しやすいよう開催時間や参加形態を考えていく必要がある。	委員構成に応じて、参加しやすい会議設定を行う。
		20	子ども総務G		これまでの時間設定を基本に、委員構成を見ながら、全体として参加しやすい会議設定を行う。	男女とも多様な住民が参加しやすいように、これまでの時間設定を基本に、平日の昼間だけでなく、夜間に会議を行った。	委員メンバーが変わったことから、開催時間帯を再度検討する必要がある。	男女とも多様な住民が参加しやすい会議設定に努めるとともに、日程調整しやすいように会議の開催通知をできるだけ早めに送付する。
		21	地域まちづくりG		自治会長研修のほか、地域担当職員が各地域まちづくり協議会の会議等で男女共同参画の視点の必要性について周知する。	地域担当職員が各地域まちづくり協議会の会議等で男女共同参画の視点の必要性について周知を行った。	引き続き、男女共同参画の視点に立って取り組みを行うよう、さまざまな機会をとらえて促していく必要がある。	自治会長研修のほか、引き続き、地域担当職員が各地域まちづくり協議会の会議等で男女共同参画の視点の必要性について周知する。

施策の方向性	施策の内容	担当G	関連部署・関連団体	具体的な取り組み内容	(1) 令和5年度の実績	(2) 今後の課題	(3) 令和6年度の具体的な取り組み内容□	
(1) パートナーに対する暴力の防止・根絶及び被害者の保護等の推進	女性等に対する暴力の問題は、人権意識の希薄(欠如)から生じることから、これらの問題に対する市民の認識を深めるため、人権啓発・人権研修等を進めます。	22	母子保健G		女性に対するあらゆる暴力を許さない社会意識を高めるため、女性に対する暴力抑制などのDV防止の周知活動を行う。	若年層への認識を深めるため、亀山市二十歳の集い(1月7日)に合わせ、デートDVに関する啓発チラシを配布するとともに、かめやま出前トークにおいて「女性が抱える様々な困難や悩み、生き方について一緒に考えます」の内容で、「女性が自分らしく生きるために」をテーマに設定した。	女性に対する暴力をなくす意識を高めるため、対象を学生に広げることや、男性への理解を深めるための啓発が必要である。	若年層への啓発を行うとともに、啓発の対象者の拡大(学生など)について検討を行う。
	「女性に対する暴力をなくす運動」期間などの時期を捉えて、市広報紙への記事掲載、カード型チラシの配布、街頭啓発などにより、女性等に対するあらゆる暴力を許さない社会意識の醸成や被害の未然防止、市や県等の相談窓口や支援制度等の周知のための情報発信・啓発を行います。	23	母子保健G		「女性に対する暴力をなくす運動」期間にあわせ、市広報紙にDV防止啓発の記事を掲載したり、DV防止のパンフレット等を配布したりする。市内の不特定多数の人が立ち寄る店舗等に市や県等の相談窓口が掲載されたカード型チラシの設置依頼を行う。	期間(11月12日～25日)にあわせ、市広報紙にDV防止啓発の記事(11月1日号)を掲載し、総合保健福祉センター及び図書館等公共機関にて、DV防止啓発の展示ブースを設置、亀山駅前においては、11月13日の早朝に関係者による街頭啓発活動を行った。また、市内のスーパー等にはDV相談カードやチラシの設置を依頼した。	女性に対する暴力を許さない社会意識を醸成するため、様々な機会をととめて啓発活動を継続する必要がある。	期間にあわせ、市広報紙等でのDV防止の啓発記事の掲載や街頭での啓発活動と、市内の医療機関にカード型チラシの設置依頼を行う。また、公共施設のトイレにも相談窓口の案内を貼付する。
	相談窓口専任の女性相談員を配置し、被害者の保護や自立等のため、被害者の心のケアや継続した相談・支援、あるいは医療機関や行政手続等への同行等の支援を行います。	24	母子保健G		相談窓口専任の女性相談員を配置し、被害者の保護や自立等のため、被害者の心のケアや継続した相談・支援や医療機関及び行政手続等への同行等の支援を行う。	専任の女性相談員を配置し、被害者の保護や自立のため、心のケアなど継続的な面談と、被害者に寄り添った支援や行政手続の同行支援を行った。 ・相談実人員171人・延べ件数1,484件	被害者への心のケアや継続した面談等を行うとともに、被害者に寄り添い、個別の状況に応じた支援を行う必要がある。	専任の女性相談員により、被害者の保護や自立等のため、継続的な面談と被害者に寄り添った関係機関への手続き等への動向など支援を行う。
	各関係機関等で構成する「亀山市要保護児童等・DV対策地域協議会」において、DV被害者の適切な保護のために必要な情報の交換や被害者に対する支援の内容を協議するなど、各関係機関等が連携して被害者を支援する体制づくりを推進します。	25	子ども家庭G		DV被害者の適切な保護のために必要な情報の交換や被害者に対する支援の内容を協議し、各関係機関等が連携して被害者を支援するため、亀山市要保護児童等・DV対策地域協議会(代表者会議年1回、実務者会議2カ月1回、個別ケース会議週1回以上)を開催していく。	DV被害者の適切な保護に必要な情報の共有や被害者に対する支援等を行うとともに、各関係機関が密に連携して被害者を支援するため、亀山市要保護児童等・DV対策地域協議会を開催した。 ・代表者会議 1回 ・実務者会議 6回 ・個別ケース会議 80回	各関係機関が情報共有を密に行い、支援を行うための統一した共通認識をもち、連携する必要がある。	各関係機関が連携を密にし被害者への適切な対応と支援ができるよう、協議会の各会議(代表者会議年1回、実務者会議2カ月に1回、個別ケース会議週1回以上)を開催する。
	被害者に子どもが同伴する場合には、子どもへの心のケアも必要のため、女性相談員と家庭相談員等が連携を図るほか、「亀山市要保護児童等・DV対策地域協議会」の枠組みも活用し、被害者と子どもの支援を行います。	26	子ども家庭G	母子保健G	DV被害者に同伴している子どもに対し、女性相談員と家庭相談員が連携し、子どもの心のケアなど支援を行う。また、亀山市要保護児童等・DV対策地域協議会の枠組みも活用し、学校・園、警察や児童相談所など関係機関との連携も行う。	子どもの心のケアに関しては、女性相談員と家庭相談員等が連携して行うとともに、亀山市要保護児童等・DV対策地域協議会の関係機関、学校・園、児童相談所、警察等が連携して支援を行った。	女性相談員及び家庭相談員並びに各関係機関が連携の強化を図る必要がある。	子どもの心のケア等の対応について、女性相談員と家庭相談員が連携し、協議会の各関係機関とも情報共有を十分に行い、被害者と子どもへの支援を行う。
	被害者が早期に生活を再建できるよう、関係機関との連携を図り、経済的な自立も含めた就労支援等、自立支援及び心理的支援に努めます。	27	母子保健G		専任の女性相談員が中心となり、被害者が早期に生活を再建できるよう、三重県配偶者暴力相談支援センターなど関係機関との連携により、経済的な自立も含めた就労支援等、自立支援及び心理的支援を行う。	女性相談員を中心に、被害者支援等について、三重県配偶者暴力相談支援センターなど関係機関との連携により、早期に生活を再建できるよう、心理的支援、自立に向けた支援を行った。	配偶者暴力相談支援センターをはじめ、各関係機関との連携を確に行う必要がある。	専任の女性相談員を中心に、被害者の生活再建に向け、市関係部署と配偶者暴力相談支援センターなど関係機関との連携を十分に行い、支援を行う。
	外国人や障がい者、高齢者の暴力被害者について、各関係部署・機関等が連携し、支援に努めます。	28	高齢者支援G		高齢者に対する暴力については、必要に応じて地域包括支援センター等の関係機関とのケース会議を開催するとともに、相談窓口等について周知を行う。	地域包括支援センター、関係機関と連携を図りながらケース会議を開催し、被害者支援に務めた。	相談窓口や支援制度等の周知のため、継続して情報提供していく必要がある。	高齢者虐待についての相談窓口として、地域包括支援センター等について周知を行う。
		29	障がい者支援G		亀山市高齢者・障がい者虐待防止対策代表者会議における高齢者等の虐待に関する情報共有を継続的に行うとともに、虐待防止に向けた啓発活動や虐待の早期発見発見や被害者の保護を図るため、身近に相談できる窓口の周知に取り組む。	亀山市高齢者・障がい者虐待防止対策代表者会議において被害者の虐待に関する情報共有を行った。	虐待防止に係る啓発活動や身近に相談できる窓口の周知・啓発が必要である。	虐待防止、早期発見、被虐待者の保護に係る周知方法の検討や三重県高齢者・障がい者虐待防止チームの派遣・助言事業の活用を図る。
		30	子ども家庭G		女性相談員自身の精神的なフォローのため、またスキルアップのために、県内で行われた連絡協議会や女性相談所の研修にも積極的に参加し、全国婦人相談員連絡協議会へ積極的に参加するとともに、全国婦人相談員連絡協議会にも参加する。	女性相談員のスキルアップ等のため、県内で行われた連絡協議会や女性相談所の研修にも積極的に参加し、全国婦人相談員連絡協議会(青森県)の研修にも参加した。	県内での研修参加の確保と、更なる資質と知識の向上のため、県外への研修参加の機会を設けていく必要がある。	女性相談員研修のスキルアップ等のため、県内で行われる各機関の研修会へ積極的に参加するとともに、全国婦人相談員連絡協議会(石川県)にも参加する。
		31	住まい推進G	子ども家庭G	令和3年6月より国の通達に基づき、DV被害者保護の観点から市営住宅1戸に優先的に入居を行い、現在も入居中である。DV被害者保護のため、関係部署と常に情報共有を図ると共に緊急時には法令や国の通達に基づき市営住宅への緊急入居に努めていく。	国の通達に基づき、DV被害者保護の観点から令和5年10月までDV被害者の母子を緊急避難措置として市営住宅1戸に目的外使用により入居させた。現在は正式に別の市営住宅へ入居している。	能登半島地震で被災された方への提供、住宅に困窮している低額所得者が多数いる中で、緊急避難措置としてDV被害者に提供する市営住宅の空き確保が困難である。	DV被害者の情報については福祉部局に集約されることが多いことから、今後の情報共有など連携強化に努めるとともに、緊急時には法令や国の通達に基づき市営住宅の緊急入居に努める。
(2) セクシュアル・ハラスメント、ストーカー事案、性犯罪、売買春、人身取引等の対策の推進	セクシュアル・ハラスメントは、女性の尊厳を不当に傷つけ能力の発揮を妨げる人権侵害であり、雇用の場だけでなく、あらゆる場面で未然防止のための啓発に努めます。	32	子ども家庭G		セクシュアルハラスメントの未然防止について、関係機関の相談窓口を市ホームページに掲載するなど、関係機関等と連携し、啓発に努める。	相談窓口など啓発のため、市ホームページに各関係機関の相談窓口を記載している。	被害の未然防止と相談窓口を周知するため、啓発を継続する必要がある。	セクシュアル・ハラスメントに係る関係機関の相談窓口等について、市ホームページに掲載し、啓発を図る。
	適正な性教育の実施及び性犯罪等についての学習機会の提供等により、生命を尊厳あるものと実感し、男女が互いに尊重して認め合う意識を醸成します。	33	教育研究G		保健の授業、特別の教科道徳、総合的な学習の時間等の時間を活用するとともに、各校の人権教育のカリキュラムに学習を位置付け、意識の醸成を図る。	人権教育や道徳の授業を通して、あらゆる暴力を許さない姿勢と、暴力に依存せずに対等な人間関係の構築の仕方を学ぶことができた。	日常生活場面において実践できる児童生徒の育成が必要である。	保健の授業、特別の教科道徳、総合的な学習の時間等の時間を活用するとともに、各校の人権教育のカリキュラムに学習を位置付け、意識の醸成を図る。

基本目標 1 男女の人権尊重の推進
 基本施策 4 誰もが安心して暮らせる環境の整備

施策の方向性	施策の内容		担当G	関連部署・関連団体	具体的な取り組み内容	(1) 令和5年度の実績	(2) 今後の課題	(3) 令和6年度の具体的な取り組み内容
(1) ひとり親家庭等の親子が安心して暮らせる環境づくり	ひとり親家庭に対し、就学援助費や児童扶養手当、技能訓練促進給付などの各種手当等を支給するとともに、医療費の助成や相談事業など、ひとり親家庭等の生活の安定と自立を支援します。	34	子ども総務G 保健給食G 医療年金G		ひとり親家庭を対象とした手当等を適正に支給するとともに、ひとり親世帯等への様々な制度的情報提供を行う。また、国の制度を利用し、経済的に困窮するひとり親世帯への生活支援を行う。	ひとり親家庭に対する就学援助費として248件を認定し、支給を行うとともに、ひとり親世帯等の状況に応じた情報提供を行った。また、国及び県の制度を利用し、経済的に困窮するひとり親世帯への生活支援を行った。 【医療費助成】 一人親家庭等医療費受給資格者の健康保険適用の医療費自己負担分を適正に助成した。 対象者：944人（令和6年3月末時点） 令和5年度助成総額：29,641,025円	就学援助対象者の増加が見込まれており、ひとり親家庭等の生活の安定と自立を支援し、引き続き物価高騰等の影響を特に受けるひとり親世帯等に対し支援を行う必要がある。 【医療費助成】 ひとり親家庭が安心して暮らせるよう経済的な負担を軽減する必要がある。	制度の周知に努め、適正な認定を行うほか、ひとり親家庭を対象とした手当等を適正に支給するとともに、制度改正などの情報を適切に提供する。 【医療費助成】 新たにひとり親家庭となった世帯や転入されたひとり親家庭等へ他部署と連携して必要な情報提供を行い、ひとり親家庭の経済的な負担を軽減し、自立を支援する。
	保護者の疾病やその他の理由により、家庭において一時的に児童の養育が困難となった場合に、子育て短期支援事業（ショートステイ）を提供できるよう環境を整備します。また、社会的補護施策として、教育家庭制度（里親制度）の普及を進めます。	35	子ども家庭G		子育て短期支援事業（ショートステイ）を提供できるよう近隣施設と契約を締結する。また、社会的補護施策として、教育課程制度（里親制度）の普及に努める。	子育て短期支援事業（ショートステイ）の提供について、8施設と契約を締結し、3世帯、延べ4人、延べ18日の利用があった。 里親制度の普及について、県主催の里親説明会が亀山市において開催(11月28日)され、制度の説明や体験談など、制度の普及に努めた。	事業の利用希望に係る情報提供と利用時の相談、支援を的確に行い、里親制度の普及については、説明会などの開催にあわせ、積極的に啓発を行う必要がある。	子育て短期支援事業（ショートステイ）の利用について、引続き8施設と契約を締結する。 また、里親制度の普及啓発のため、三重県主催の説明会の開催について、周知を図り、関係者への参加を促す。
	特に支援につながりにくい、高齢女性における認知症を伴うDV被害（身体的、心理的、経済的、介護・世話の放棄・放任）等について、市民の理解を深めるため啓発に努めます。	36	高齢者支援G		虐待の予防・早期発見のため、高齢者虐待にかかる啓発活動に努め、関係期間と連携し、虐待防止に努める。	ケアマネジャーや介護事業所へ虐待についての啓発を行った。	8050問題等、子が親を適切に介護が出来ずに、虐待に当たるケースが増えている。	関係機関と連携を図り、虐待の早期発見に努めるとともに啓発を行う。
(2) 高齢者、障がい者、外国人等が安心して暮らせる環境の整備	障がいのある子どもを持つ家庭に対し、特別児童扶養手当や障害児福祉手当等、各種手当の支給などの経済的支援を行うとともに、専門性の高いアドバイスや支援、療育相談事業等により、母親等の育児不安の解消に努めます。	37	障がい者支援G		該当者に対し制度の紹介を行い、特別児童扶養手当や障害児福祉手当等の各種手当の適正な支給を行い経済的な支援を行う。	障がいのある子どもを持つ外国人住民に対して、家庭福祉総務グループに常駐する通訳者を介し、障害福祉の制度・サービス利用を支援した。	障がいのある子どもを持つ外国人住民に対して制度・サービスに係る案内や冊子の多言語化など必要に合わせた対応に努める必要がある。	市の障がい福祉制度・サービスをすべての該当者において、わかりやすく紹介できる手引き等の検討を行う。
	日本語の理解が難しい外国人市民のために、各種行政サービスや制度等に関する外国人向けの多言語情報の提供に努めます。	38	子ども支援G		専門スタッフによる子ども相談や支援、療育相談事業等により保護者の育児不安の解消に努めます。	子ども総合相談として、553件の対応と、集団での療育相談を70回、保護者の集い回を実施し、児童や保護者への支援を行った。	相談時には、一人一人の特性などに合わせ、的確に支援を行い、母親等の不安が解消できるよう対応する必要がある。	専門スタッフによる子ども総合相談を行い、療育相談事業では、保育園など関係部署と連携し、発達段階に合わせた対応で、母親等の育児不安が解消できるよう支援を行う。
	「亀山市犯罪被害者等支援条例」に基づき、犯罪被害者等を支援し、犯罪被害者等を支える社会の形成を通じ、誰もが安心して暮らせる環境の整備に努めます。	39	人権・ダイバーシティG		多言語版「かめやまニュース」を引き続き発行するとともに、やさしい日本語の普及を図る。緊急性の高い情報等を市民活動団体等と協力し多くの外国人住民に提供できるよう努める。	多言語版「かめやまニュース」を毎月作成し、配布及びホームページに掲載した。また、12言語に対応した外国人生活相談窓口で外国人の様々な生活課題に寄り添うことで、外国人住民の支援をすることが出来た。	やさしい日本語の普及や多言語への対応が進み、多くの外国人に対して情報提供に努めているが、それらをさらに利活用していただくよう、外国人住民への周知・啓発が必要である。	スマートフォンやパソコン、タブレットから多言語で広報を見ることができるよう、電子版多言語広報の配信を行うとともに、生活相談窓口において、多言語情報の提供に努める。また、他部署間との連携を図りながら、外国人に対して防災等の情報を周知する。
	「亀山市犯罪被害者等支援条例」に基づき、犯罪被害者等を支援し、犯罪被害者等を支える社会の形成を通じ、誰もが安心して暮らせる環境の整備に努めます。	40	防災安全G		犯罪被害者等が求める多様なニーズに対応するため、体制の整備や継続した職員研修の実施に努める。	令和5年11月28日に庁内職員（犯罪被害者等に対して対応する部署又は関係部署）を対象に、三重県から講師を招き犯罪被害者支援に関する研修会を実施した（参加者：17名） また、関係部署と連携し、「犯罪被害者等支援施策集」を作成した。	被害者の相談は、二人一組で対応する事を原則としているが、担当課には女性職員が一人であるため、被害者が女性職員を求められた場合、二人一組での対応が難しくなる。	昨年度に引き続き、ワンストップ支援体制の更なる継続のため、関係部署を対象に年一回研修会を開催予定
(3) 性の多様性に関する理解の促進	LGBTQを含む多様な性自認・性的指向についての理解を深めるための啓発に努めます。	41	人権・ダイバーシティG		性の多様性に関する理解を深めるため、市ホームページやコラム等の様々な情報媒体を通して啓発を行う。	市の広報紙に性の多様性に関する理解促進のための県や市の取組みを掲載するとともに、行政出前講座にLGBTQを含む多様な性自認・性的指向についての理解を深める内容をとり上げ、理解の促進に努めた。	LGBTQを含む多様な性自認・性的指向についての理解が深まるよう、様々な情報媒体を通して啓発を行う必要がある。	LGBTQを含む多様な性自認・性的指向についての理解を深めるため、市ホームページやコラム等の様々な機会や情報媒体を通して啓発を行う。
	LGBTQを含む多様な性自認・性的指向についての理解を深めるための教育を推進します。	42	教育研究G		すべての子どもが安心して過ごせる学校環境づくりをすすめるとともに、個別的な人権問題の取り組みの一つとしてカリキュラムに沿った学習を進める。	教職員対象の学習会を開催するとともに、総合的な学習の時間や、保健体育の時間において個別的な人権問題として取り上げ、LGBTQを含む多様な性自認・性的指向についての理解の促進において学習を進めることができた。	引き続き、LGBTQを含む多様な性自認・性的指向についての理解の促進において、個別的な人権問題として取り上げ、LGBTQを含む多様な性自認・性的指向についての内容をカリキュラムに位置付け、学習を進める必要がある。	すべての子どもが安心して過ごせる学校環境づくりをすすめるとともに、個別的な人権問題の取り組みの一つとしてカリキュラムに沿った学習を進める。
	LGBTQを含む多様な性自認・性的指向についての理解の促進のため、国・県をはじめ関係機関との連携により、行政サービスにおける対応の推進に努めます。	43	人権・ダイバーシティG		国・県・関係機関と連携し、公営住宅及び公立病院等における対応など、必要な対応の推進に努める。	県市町担当者が参加する「性の多様性に関する市町会議」「CITYネット女共同参画inみえ」に担当職員が参加し、公営住宅の入居及び公立病院における対応等について情報交流を行うとともに、県が発行する「みえにじゅうろく」を窓口に掲載した。	「性の多様性を認め合い、誰もが安心して暮らせる三重県づくり条例」及び「三重県パートナーシップ宣誓制度」にかかる、パートナーが利用可能なサービスの拡充について、県内市町、当市担当課と連携して検討していく必要がある。	今後も、国・県・関係機関と連携し、公営住宅及び公立病院等における対応など、必要な対応の推進に努める。

施策の方向性	施策の内容		担当G	関連部署・関連団体	具体的な取り組み内容	(1) 令和5年度の実績	(2) 今後の課題	(3) 令和6年度の具体的な取り組み内容
(1) 行政分野における女性の参画拡大	本市の各種審議会等における女性の登用を推進するとともに、各種審議会委員等を選出する様々な選出母体の役員等の構成についても、男女の比率が同程度となるよう、選出母体を所管する部署等から働きかけを行います。	44	人権・ダイバーシティG		審議会委員等を構成する選出母体の男女比率について、できる範囲で所管部署から働きかけてもらえるよう依頼していく。	各種審議会等における女性登用が進むよう、女性登用率の調査時と各種審議会委員等の改選時期に各課へ女性委員選出の声かけ等の働きかけを行った。	各種審議会委員等を選出する様々な選出母体には、男性の割合が高い団体や職種もあるが、所管する部署等からの積極的な働きかけを今後も行っていく必要がある。	年度初めの市幹部会議で女性の積極的登用を働きかけるとともに、審議会委員等を構成する選出母体の男女比率について、できる範囲で所管部署から働きかけてもらえるよう依頼していく。
	女性の登用が進まない分野については、委員の公募制の導入や、選出規定の見直し、充て職等の慣例にとられない選出などについて、積極的に検討します。また、女性登用が進まない根本の要因や背景を調査研究し、それらを解消できるような取り組みをします。	45	人権・ダイバーシティG		女性登用率の調査時に、登用率が20%以下の審議会等については、その理由と今後の改善方を検討するよう所管部署に依頼する。	女性登用率が20%以下の審議会等については、その理由と今後の改善方の記入を求め、必要に応じてヒアリングを行うなど女性登用率の偏りを減らすための意識づけにつなげてきた。	女性登用率が低い各種審議会等には「選出母体となる組織自体に女性が少ない」や「専門的知識を有する女性が少ない」など女性登用にに向けての課題がある。	女性登用率の調査時に、昨年度と比較し、登用率が下がった原因について調査するとともに、登用率が20%以下の審議会等については、その理由と今後の改善方を検討するよう、また、選出規定の見直し、充て職等の慣例にとられない選出などについて所管部署に検討するよう依頼する。
	女性の比率が偏って高い審議会等については、その選出母体も含めて男女の割合が同程度となるよう働きかけます。	46	人権・ダイバーシティG		女性登用率の調査時に、女性の比率が偏って高い審議会等について確認し、委員の改選時に合わせて働きかけを行う。	女性登用率の調査時に、女性の比率が偏って高い審議会等について確認し、委員の改選時に合わせて働きかけを行った。	女性の比率が偏って高いような審議会等については、男性の意見を反映し、幅広い施策の形成につなげられるよう男女のバランスに注視していく必要がある。	女性登用率の調査時に、女性の比率が偏って高いような審議会等についても確認し、委員の改選時に合わせて働きかけを行う。
	本市の各種審議会等を所管するそれぞれの部署において、女性の参画の重要性を認識できるよう、職員に対する意識啓発や研修等を行います。	47	人事給与G		新規採用職員の庁内研修のカリキュラムにおいて男女共同参画に関する研修を実施し、女性参画の重要性について意識付けを行う。	新規採用職員の庁内研修において男女共同参画についての研修を実施した。	各種審議会等への女性の参画の重要性を認識できるよう、職員に対する意識啓発や研修等を継続して実施する必要がある。	新規採用職員の庁内研修のカリキュラムにおいて継続して男女共同参画に関する研修を実施し、女性参画の重要性について意識付けを行う。
	亀山市特定事業主行動計画に基づく市役所の女性職員の積極的な登用、職域拡大を図ります。	48	人事給与G		目標達成に向けて、マネジメント能力向上のための研修を実施するとともに、管理職やGLへ女性職員を積極的に配置する。	管理職の減少に伴い、令和5年4月1日現在で女性職員の管理職への登用率が33.0%となり昨年度より増加した。	令和2年2月に策定した第4次亀山市特定事業主行動計画において女性管理職員の割合を40%に設定したことから、目標達成に向けて引き続きマネジメント能力向上のための研修の実施や管理職やGLへ女性職員を積極的に配置する必要がある。	引き続き目標達成に向けて、マネジメント能力向上のための研修を実施するとともに、管理職やGLへ女性職員を積極的に配置する。
	市が推薦して国等が委嘱する各種委員等についても、地域が抱える実情などに配慮しながら、可能な限り構成員の性別に偏りが生じないよう努めます。	49	福祉総務G	亀山市民生委員児童委員協議会連合会保護司会	民生委員・児童委員、主任児童委員の改選時等や保護司の選任時において、女性の参画を促進する。	中途退任者（男性）の後任に女性を起用することができ、女性登用率を向上維持できた。	定年の高齢化などを背景として、男女問わず担い手の確保が困難なため再任者が多く、委員の高齢化が進んでいる。	令和7年度に改選（3年に1回）を迎えるので、6年度の後半から準備を始めるが、現任者や自治会長に次期民生委員の推薦依頼においては女性登用の必要性を訴えていく。
	政策・方針決定過程への女性の参画拡大の重要性について、市民の意識を醸成するための市広報紙等の様々な媒体を通じて啓発を図ります。	50	人権・ダイバーシティG		市の施策等において女性参画の視点を取り入れ、情報誌や広報等による情報発信を行う。	男女共同参画情報誌や広報のコラムを通して女性参画の重要性について市民の意識啓発を行った。	市民の意識を醸成するため、情報誌や広報等の工夫が必要である。	引き続き、市の施策等において女性参画の視点を取り入れ、情報発信していく。
(2) 地域、企業、その他の分野における女性の参画拡大	自治会や地域まちづくり協議会、PTA等、地域に根ざした組織・団体の役員への女性の参画が促進されるよう意識改革を図ります。	51	社会教育G		今後もリーダーとして女性の参画を促進するよう各団体に働きかける。	市内幼稚園、小中学校の単位PTA会長に占める女性の割合は、27.7%（5人/18人）であった。	継続かつ積極的に女性の参画について呼びかけていく必要がある。	参加を呼び掛けるにあたり、PTAの活動内容の周知を継続していく。
		52	地域まちづくりG		自治会長研修のほか、地域担当職員が各地域まちづくり協議会の会議等で男女共同参画の視点の必要性について周知する。	地域担当職員が各地域まちづくり協議会の会議等で男女共同参画の視点の必要性について周知を行った。	引き続き、男女共同参画の視点に立って取り組みを行うよう、さまざまな機会をとらえて促していく必要がある。	自治会長研修のほか、引き続き、地域担当職員が各地域まちづくり協議会の会議等で男女共同参画の視点の必要性について周知する。
	企業等における女性役員や女性管理職の育成、女性の能力開発・発揮、女性の起業等に関する各種セミナーや低利融資等の情報発信を行います。	53	商工業振興G		啓発活動を継続して実施するとともに、若者・女性が市内で創業しやすくなるよう空き店舗等活用支援補助制度の周知やこれまでの創業者の紹介をHPなどで行う。また、創業にチャレンジできる環境整備に向けて調査・研究を行う。	空き店舗等活用支援補助制度については、3回に渡り募集期間を設けてPRを行ったが、応募される方はいなかった。また、経営のノウハウを学べる創業セミナーについては、広報や新聞折込に加え、専門学校等へチラシを配付するなどPRの充実に努めた結果、17人（うち女性6人）が参加し、女性の起業等の支援を図ることができた。	就労の多様性が進む中、創業予定者のニーズを聞き取り、女性の起業に結びつけられるような創業セミナーの工夫や空き店舗等活用支援補助金の制度改正を積極的に進めていく必要がある。	引き続き、女性をはじめ創業者のニーズにより近づいて支援できるよう、創業セミナーの工夫や空き店舗等活用支援補助金の拡充を図る。
	経済団体、労働組合、職能団体、職業団体、NPO、市民活動団体、社会教育団体（文化関係団体、スポーツ関係団体、青少年健全育成団体等）、政治分野等、あらゆる分野への女性の参画気運の醸成のため、情報発信・啓発を行います。	54	人権・ダイバーシティG		各種団体が開催するイベントなど、団体と連携を取りながら啓発を行う。	亀山市商工会議所や雇用対策協議会と連携し、市の男女共同参画に関する市民講座等について周知を行うとともに、市広報等で市民の意識啓発を行った。	各種団体と連携し、様々な機会をとらえて、啓発に取り組んでいく必要がある。	各種団体が開催するイベントなどを活用し、団体と連携を取りながら啓発を行う。
	農林業等の分野の各種組合等において、女性の政策・方針決定過程への参画拡大が促進されるよう広く啓発を図ります。	55	農林政策G	鈴鹿川等源流の森林（もり）づくり協議会	地域の人・農地プランに女性の意見や視点が活かされるよう、プランの作成過程への女性の参画を促す。鈴鹿川等源流の森林（もり）づくり協議会活動に広く女性の視点が活かされるよう、女性の活動計画への参画を図る。	令和5年度は地域計画の策定過程で女性農業者の参画があった。また、鈴鹿川等源流の森林（もり）づくり協議会のイベントの開催時に女性の活動計画への参画・運営等、18人の女性の活躍が見られた。（31人中18人）	鈴鹿川等源流の森林（もり）づくり協議会のイベントの開催時女性の政策・方針決定過程への参画拡大が促進されるよう支援を行う。	地域計画に女性の意見や視点が活かされるよう、プランの作成過程への女性の参画を促し、鈴鹿川等源流の森林（もり）づくり協議会活動に広く女性の視点が活かされるよう、女性の活動計画への参画を図る。

基本目標 2 あらゆる分野における女性活躍の推進

基本施策 6 ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の推進

施策の方向性	施策の内容	担当G	関連部署・関連団体	具体的な取り組み内容	(1) 令和5年度の実績	(2) 今後の課題	(3) 令和6年度の具体的な取り組み内容	
(1) 市民・企業等に対する啓発・取り組み	ワーク・ライフ・バランスの重要性や「働き方」について、市民に考えてもらう機会とするため、様々な手法により情報発信・啓発します。	56	人権・ダイバーシティG		ワーク・ライフ・バランスの重要性や「働き方」について、市民に考えてもらう機会とするための、講演会や研修会を開催するとともに、啓発活動を行い、情報発信を行う。	2月18日に青少年研修センターにて三重県男女共同参画センター「フレンテみえ」元所長石垣弘美さんを講師に招き「次世代にいい形でバトンタッチできる社会を作るために～私にとってのワーク・ライフ・バランスは？」をテーマに、講演会を開催し、それぞれのライフステージに合わせた「ワーク・ライフ・バランス」について考えてもらう機会とした。	今後もワーク・ライフ・バランスや働き方改革について考える機会を設ける必要がある。	ワーク・ライフ・バランスの重要性や「働き方」について、市民に考えてもらう機会とするための、講演会や研修会を開催するとともに、市民・企業等に対して積極的に啓発活動及び情報発信を行う。
	ワーク・ライフ・バランスの重要性や企業の取り組みの優良事例等を、亀山商工会議所や亀山市雇用対策協議会などの関係機関等と連携し、様々な機会を捉えて事業所に対し情報発信・啓発を行います。	57	商工業振興G		ワーク・ライフ・バランス推進週間において、地域活動団体等が実施する各事業やイベント等と連携を回り、重点的に啓発を行う。	文化課と連携して啓発に努め、ファミリーフェスタなどのイベントを通して市内企業へPRチラシを配付した。また、市内の事業所や労働団体等で構成される働く環境づくり懇談会を開催し、より良い働く環境づくりを目指して協議を行った。	今後も国が定めるワーク・ライフ・バランス推進週間の機会をとりえて、関係機関と連携し、啓発に取り組んでいく必要がある。	ワーク・ライフ・バランス推進週間の機会をとりえて、関係機関と連携し、企業へのチラシ配付など啓発に取り組んでいく。
	休暇取得の推進などワーク・ライフ・バランスの推進や女性の活躍に取り組む企業や自営業者、個人等を顕彰します。	58	人権・ダイバーシティG	商工業振興G	関係各課と連携して、ワーク・ライフ・バランスの推進や女性の活躍推進に取り組む企業の顕彰方法について検討します。	ワーク・ライフ・バランスの推進や女性の活躍推進に取り組む企業の顕彰方法について関係各課と協議を行った。	ワーク・ライフ・バランスや女性活躍推進に積極的に取り組む企業等を広く紹介する必要がある。	商工観光課をはじめ関係各課と連携して、ワーク・ライフ・バランスの推進や女性の活躍推進に取り組む企業を広く紹介する手法を検討する。
	夏の時期に「朝方勤務」や「フレックスタイム制」を推進し、夕方早くに職場を出るという生活スタイルに変えていく国民運動「ゆう活（夏の生活スタイル変革）」、「フレックスタイム制度等」について、啓発に努めます。	59	商工業振興G		関係機関と連携し、パンフレットやチラシを窓口配置するなど啓発を図る。	関係機関と連携し、パンフレットやチラシを窓口配置するなど情報発信に努めた。	各種団体と連携し、様々な機会をとりえて、啓発に取り組んでいく必要がある。	各種団体と連携し、様々な機会をとりえて、啓発に取り組んでいく。
	企業等において、男女の労働者が、仕事と育児・介護等を両立できるようにするため、長時間労働の解消、短時間勤務やフレックスタイム勤務等の多様な働き方の推進、育児・介護等に対応するための柔軟な働き方の導入や育児取得後の中長期的なキャリア形成支援等に関して企業等に働きかけを行います。	60	商工業振興G		ウイズコロナ・アフターコロナによるニューノーマルな働き方やワークライフバランスの推進に対して意欲的に取り組めるよう、引き続き雇用対策協議会の参加企業を中心に研修会や啓発活動を行う。	市内の事業所や労働団体等で構成される働く環境づくり懇談会や雇用対策協議会の研修会において、子育て期や中高年期など各々の個人の人生において「生活」と「仕事」の調和を図る働き方について学び、働きかけを行った。	各種団体と連携し、様々な機会をとりえて、啓発に取り組んでいく必要がある。	労働者が生活と仕事との調和を回り、両方を充実させる生き方や働き方ができるよう、研修会等を実施して学べる機会を設ける。
	公共調達において、将来の担い手不足が課題となっている建設業のワーク・ライフ・バランス等を推進する制度の導入を検討します。	61	契約管理G		建設業におけるワーク・ライフ・バランス等を推進する取組として、月2回土日完全週休2日制工事の定着や工事の平準化に向けた取り組み。	これまで一部の建設工事を対象に試行実施していた週休2日制工事の制度拡大について、工事発注部署とともに検討を行い、令和6年4月から全ての建設工事を対象に制度運用を図ることとした。	工事の平準化に向けて、債務負担の活用や速やかな繰越手続き等を進める上での課題を庁内で共有し、協議する必要がある。	工事の平準化に向けた取組を進めるため、工事発注課や財務課（契約・財政担当）などの関係部署による検討会を開催し協議する。
	女性の活躍推進に向け、企業の取り組みを促すインセンティブとして、公共調達において、生産性、持続可能性等の高いワーク・ライフ・バランスの推進企業をより幅広く評価する制度の導入を検討します。	62	契約管理G		企画競争方式（プロポーザル）において、ワーク・ライフ・バランス等推進企業を加点評価する制度の導入に向けて、亀山市業務委託等プロポーザル方式契約実施要領の改訂などの検討。	企画競争方式（プロポーザル）における評価制度の導入について、具体的な検討には至っていない。	企業競争方式（プロポーザル）における評価制度の検討に加えて、公共工事等においてもワーク・ライフ・バランスの推進企業をより幅広く評価する制度の導入を検討する必要がある。	企業競争方式（プロポーザル）における評価制度を検討する。また、毎年実施する市内建設業者の格付けにおいては、企業の環境負荷低減の取組や地域貢献度を格付けにかける評価の加点項目としていることから、ワーク・ライフ・バランスの推進を新たな加点項目とすることについて検討する。
(2) 仕事と家庭の両立のための環境整備	保護者になる方を対象として「パパ、ママ教室」を開催するなど、男女が共に子育てに参画するよう取り組みを進めます。	63	母子保健G		パパママ教室を開催する。また、教室に参加したいが参加が難しい夫婦がいた場合は、夫婦での来所相談に応じる。	パパママ教室を4回開催し35組の参加があり、子育てに参画する意識を高めることが出来た。	妊娠・出産・子育て等において、男女ともに参加し、子育てを両親で協力して行うきっかけづくりや意識を高める必要がある。	パパママ教室の開催について、これまでより2回増やし年間6回開催する予定である。今後も男女共に育児に参画する重要性について周知する。
	未婚率の減少や晩産化の解消のため、若者等の結婚支援に努めます。	64	政策調整G		婚活支援事業補助金の交付と、三重県が取り組む「みえ出逢いサポートセンター事業」への積極的な参画を通して、情報発信やイベント等を行うこととし、継続した婚活支援事業に取り組む。	「みえ出逢いサポートセンター」、「みえ結婚支援プロジェクトチーム【北勢エリア】（本市も特定事業）が主催となって、11月5日に開催にて婚活イベントを開催したほか、適宜情報発信等を行った。	みえ結婚支援PTのイベント開催希望市町が増しているため、本市における毎年のイベント開催が行われない可能性がある。	引き続き三重県が取り組む「みえ出逢いサポートセンター事業」への積極的な参画を通して、情報発信やイベント等を行うこととし、継続して婚活支援事業に取り組む。
	若者が住み慣れた地域で結婚し、安心して妊娠・出産・育児ができるよう、子育てに関する情報を一元的に発信、提供し、子育てしやすい環境整備に努めます。	65	子ども総務G	子育て支援センター、児童センター、ファミリーサポート・センター	引き続き、「子育てガイドブック」を作成し、転入者への提供を行うとともに「亀山市 かめやま子育てLINE」など様々なツールによりタイムリーに子育てに関する情報を発信する。	「子育てガイドブック」のサイズを見直し、子育て世帯がより使いやすいようにして発行した。	亀山公公式LINEによる情報提供と連携を取りつつ、「子育てガイドブック」の情報をより充実させる必要がある。	「子育てガイドブック」に亀山公公式LINEの二次元コードを掲載し、登録者を増やすことでより多くの方に情報を提供するとともに、ガイドブックの内容を充実し、情報の更新を行う。
(3) 市役所内における取り組み	亀山市特定事業主行動計画に基づき、市女性職員並びに男性職員の育児休業の取得を促進するとともに、男性職員の育児短時間勤務や育児部分休業など、育児に関するその他の休暇制度の取得を推進します。また、同行動計画に基づき、市職員の間時間外勤務時間の削減や、年次有給休暇の取得促進、臨時・非常勤職員の「介護休暇・病気休暇制度」の新設など、市職員のワーク・ライフ・バランスの推進を図ります。	66	人事給与G		時間外勤務時間の削減については、年度当初（5月）の部長級ヒアリングにおいて、新たな目標に対する時間外勤務時間目標数値を設定し、半期で実績を取りまとめ、進捗管理を行う。また、時間外勤務時間の上限を原則として1月45時間かつ1年360時間と定めたことから、これらの時間を超える時間外勤務については要因の整理等を行う。年次有給休暇の取得促進については、夏季休暇取得期間における計画的な取得などに取り組み、取得状況について半期で実績を取りまとめ、進捗管理を行う。	令和5年度の時間外勤務の実績は、39,625時間であり、令和5年度の目標である40,500時間を達成できたが、年間の時間外勤務時間が360時間を超える職員数については「0人」が目標であったが、12人おり、目標を達成できなかった。 令和5年の年次有給休暇については、職員一人当たりの取得日数が「13.9日」となり亀山市特定事業主行動計画の年間目標取得日数を達成できたが、全職員の年次有給休暇の年間目標取得日数を「5日以上」については、達成できなかった。	令和2年2月に策定した第4次亀山市特定事業主行動計画において、時間外勤務時間については、年間時間外勤務時間数の目標値を「40,000時間」に設定するとともに年間の時間外勤務時間が360時間を超える職員数の目標値を「0人」と設定し、年次有給休暇については、職員一人当たりの年間目標取得日数を「12日」かつ全職員の年次有給休暇の年間目標取得日数を「5日以上」と設定したことから、令和6年度の目標達成に向けて取り組む必要がある。	時間外勤務時間の削減については、年度当初の部長級ヒアリングにおいて、新たな目標に対する時間外目標数値を設定し、四半期ごとに実績を取りまとめ、進捗管理を行う。また、時間外勤務時間の上限である月45時間かつ年360時間を超える時間外勤務について要因の整理等を行う。 年次有給休暇の取得促進については、夏季休暇取得期間における計画的な年次有給休暇取得などに取り組み、部長級ヒアリングにおいて、取得状況について取りまとめ、進捗管理を行う。

施策の方向性	施策の内容	担当G	関連部署・関連団体	具体的な取り組み内容	(1) 令和5年度の実績	(2) 今後の課題	(3) 令和6年度の具体的な取り組み内容
(1) 男性中心型労働慣行等の変革に向けた啓発	男性中心型労働慣行や男性労働者の意識を変革できるよう、また女性労働者も、補助的な業務や結婚を機に退職といった意識を変革できるよう、様々な機会を捉えて啓発します。	67	商工業振興G	関係機関と連携し、パンフレットやチラシを窓口に設置し、情報発信を行う。	関係機関と連携し、パンフレットやチラシを窓口に配置するなど情報発信に努めた。	継続した情報発信が必要である。	各種団体と連携し、パンフレットやチラシを窓口に配置したり、様々な機会をとらえて啓発に取り組んでいく。
	長時間労働の削減や転職のあり方、勤務地・職務・勤務時間を限定した多様な正社員制度等に関する制度等を広報・啓発します。	68	商工業振興G	関係機関と連携し、イベント参加の呼び掛け、及びパンフレットやチラシを窓口に設置するなど情報発信を行う。	パンフレットやチラシを窓口に設置したり、企業へ各種案内をする際にチラシを同封するなど、文化課と連携して周知に努めた。	関係機関と連携し、様々な機会をとらえて、継続して啓発に取り組んでいく必要がある。	引き続き、パンフレットやチラシを窓口に設置したり、企業等へチラシを配付するなど啓発を図る。
	出産・育児、介護等と両立するための転職や、それらを機に退職した女性などの再就職や起業を支援するため、ハローワークの「マザーズコーナー」や職業訓練等の情報提供を行います。	69	商工業振興G	関係機関と連携してパンフレットやチラシを窓口に設置する。また、事業所等に専門員の話が聞ける機会を提供し、周知を行う。	市内の事業所や労働団体等て構成される働く環境づくり懇談会において「ジェンダー平等をめざして」と題した研修を行い、個々が働きやすい職場づくりができるよう働きかけを行った。	各種団体と連携し、様々な機会をとらえて、啓発に取り組んでいく必要がある。	労働者が仕事と育児・介護等を両立できるよう、研修会等で多様な働き方や柔軟な働き方を学べる機会を設ける。
	関係機関等の連携を図り、女性の職業生活における活躍の推進に関する情報を共有し、その取り組みについて協議を行う、事業主団体や労働組合、その他の有識者等て組織する等（女性活躍推進法第23条に基づく協議会）の組織化について検討する。	70	商工業振興G	関係機関と連携し、パンフレットやチラシを窓口に設置し、情報発信を行う。	市内の事業所や労働団体等て構成される働く環境づくり懇談会において、ジェンダーギャップ指数などをもとに、働きやすい職場について協議を行った。また、関係機関と連携し、働きたい女性向けパンフレットや就職水戸期世代に対する啓発チラシを窓口に配置するなど情報発信に努めた。	今後も働く環境づくり懇談会において研修や情報交換を行うなど、情報発信に努める必要がある。	引き続き、女性の職業生活における活躍の推進に関するチラシを窓口に設置したり、働く環境づくり懇談会において研修や情報交換を行い、情報発信に努める。
	男女間や正規雇用者・非正規雇用者間の賃金格差や企業内での性別による固定的な職種への配置・採用等、雇用に関する様々な問題について情報発信し、企業や市民の意識啓発を図ります。	71	商工業振興G	関係機関と連携し、パンフレットやチラシを窓口に設置し、情報発信を行う。	市内の事業所や労働団体等て構成される働く環境づくり懇談会において、ジェンダーギャップ指数などをもとに、働きやすい職場について協議を行い、意識啓発に努めた。また、関係機関と連携し、パンフレットやチラシを窓口に配置するなど情報発信に努めた。	今後も働く環境づくり懇談会において研修や情報交換を行うなど、情報発信に努める必要がある。	引き続き、チラシを窓口に設置したり、働く環境づくり懇談会において研修や情報交換を行うなど、企業や市民の意識啓発に努める。
	農林業等の経営において、女性が男性の対等なパートナーとして経営等に参画できるようにするため、家族経営協定の普及、農業経営改善計画の共同申請、女性の集落営農への参画等を促進します。	72	農林政策G	家族農業で農業経営改善計画認定申請を行う農業者に対し、家族経営協定について啓発を行うとともに、女性を積極的に雇う農業者を支援します。	農業経営改善計画の認定において、必要に応じて家族経営協定について説明したほか、女性農業者の増加につながる施策について検討を行った。令和5年度においては女性1名の青年等就業計画の認定を行った。	認定農業者における家族経営協定の締結の補助や女性農業者の増加につながる支援を行う。	家族農業で農業経営改善計画認定申請を行う農業者に対し、家族経営協定について啓発を行うとともに、女性を積極的に雇う農業者を支援します。
(2) 女性活躍の推進に向けた環境整備	男女が共に子育てしながら働き続けることができるよう、認定子ども園・幼稚園・保育所、地域型保育事業等の充実を図るとともに、保護者の就業状況に応じて、延長保育・休日保育事業、一時預かり事業などを利用できる体制を整備します。また、小規模保育事業の提供や低学年児童の保育等の体制整備に努めます。	73	保育サポートG	保護者の就業状況に応じた各種の保育サービスが提供できるよう、適切な人員配置に努めるとともに、私立園への補助金等による支援を実施する。また、新たな保育サービスの提供については、拡大等に向けた検討を行う。	保育所等の安定的な運営と必要な保育サービスの提供ができるよう、公立園においては必要な人員配置を行い、私立園においては各種事業の補助を行うことで、保護者のニーズに合わせた延長保育・休日保育・一時保育事業などの提供を行うことができた。	土曜保育・休日保育の利用申請が増加傾向にあり、今後の保護者ニーズの動向によって、事業の拡大や手法の検討が必要である。	今後も、保護者ニーズに沿った各種保育サービスの提供ができるよう、適切な人員配置に努めるとともに、私立園への補助金等による支援を実施する。
	男女が共に子育てしながら働き続けることができるよう、放課後児童クラブ、放課後子ども教室等、放課後の子どもの居場所づくりを推進します。	74	保育サポートG	放課後児童クラブの利用についてアンケートなどにより把握し、整備を進めるとともに、運営支援を行うことにより小学生が安心して遊び及び生活の場の充実を図る。	放課後児童クラブ（24支援単位）に対し運営費補助等を行うとともに、放課後児童クラブが設置されていない小学校区から通学区域外のクラブへ通所する児童の送迎事業を実施した。また、利用希望に関するアンケートの結果、放課後児童クラブの新設は行わなかった。	市全体での少子化の傾向は続くと考えられるが、小学校区により、ニーズが増加する可能性がある小学校区と減少する可能性がある小学校区があることから、今後の利用ニーズの動向に留意が必要な状況である。	引き続き国・県の交付金を基準とし、放課後児童クラブへの運営費の支援などを行い、利用ニーズの動向により必要に応じて放課後児童クラブの新設等の検討を行う。
		75	社会教育G		すべての小学校区において放課後子ども教室を実施し、子どもたちが安心・安全に過ごせる環境づくりに努めた。 ※年間開催回数：10,329回 参加児童数：16,166人	地域の中で子どもが安心して過ごすことができる環境づくりのために、大人が何をすべきであるか意識を共有していく。そのために意見を交換する場を設ける必要がある。	引き続き、全小学校区で放課後子ども教室を実施していく。

施策の方向性	施策の内容		担当G	関連部署・関連団体	具体的な取り組み内容	(1) 令和5年度の実績	(2) 今後の課題	(3) 令和6年度の具体的な取り組み内容□
(2) 女性活躍の推進に向けた環境整備	安心して子育てができる環境整備を図るため、おおむね小学校卒業までの児童を対象とした亀山市ファミリー・サポート・センター事業により、市民がお互いに助け合う子育て支援事業と併せて、軽い病後児の預かり等により子育てをサポートします。	76	子ども総務G	かめのこ	ファミリー・サポート・センター事業を継続して実施する。	ファミリー・サポート・センター事業を継続して実施し、委託料に送迎に使用する車の補償保険を加えることにより、送迎事業が円滑に実施できる環境を整備した。	援助会員が高齢化してきているため、稼働できる会員の確保が難しい。	子育て支援員研修を継続して実施するとともに、当該研修について周知を図り、受講者を増やすことにより、援助会員の確保に取り組む。
	保護者が性別にかかわらず主体的に子育てに参画できるよう、市広報紙や市ホームページ、ケーブルテレビの行政情報番組等を活用して、子育てに関する情報を発信します。	77	子ども総務G		子育て支援センターにおいて保護者が性別にかかわらず参加できるような講座を実施する。	子育て世帯のニーズに合った子育て講座を定期的を実施した。	性別にかかわらず参加できる子育て講座を実施する。	パパが支援センターに来館しやすく、パパ友をつくるきっかけになるよう、土曜日午前の限定開放のひとつに「パパといっしょ」を実施する。
	出産に伴う女性の負担軽減のため、妊産婦等に対する相談・支援体制の充実に努めます。	78	母子保健G		妊産婦に対し訪問、来所での相談支援を行う。	産前産後の子育て家庭へのアウトリーチによる相談を行った。延べ相談件数145件（電話相談48件 来所相談97件）	ハイリスク妊娠・出産、早産、低出生体重児等妊産婦を取り巻く環境が複雑化し、相談支援を求める人が増加傾向にある。	相談内容に応じた支援プランを作成するなど、個々のニーズに応じた支援を実施していく。
	男女が共に介護をしながら働き続けることができるよう、家族の介護を支援します。	79	高齢者支援G		介護者へ相談窓口の周知や情報提供の充実を図るとともに、介護者同士が情報交換や交流の機会がつけられるよう努める。	介護者のつどいを3回開催し、介護者同士の情報交換や交流の機会を設けた。	介護者のニーズに合った内容のつどい開催を検討する必要がある。	今年度はニーズのある地域でつどいを開催し、より参加しやすい内容を検討して介護者同士の情報交換や交流の機会を設ける。
	セクシュアル・ハラスメント、パワーハラスメント、マタニティ・ハラスメント及びパタニティ・ハラスメント等、雇用の場における各種ハラスメントの防止に向け、企業内における研修の開催を働きかけ、支援するとともに、これらの問題の解消のために広く啓発します。	80	商工業振興G		関係機関と連携し、パンフレットやチラシを窓口配置する等情報発信に努めた。また、市内の事業所や労働団体等で構成される働く環境づくり懇談会において、ハラスメント防止に向けたコミュニケーションについて学び、意識啓発に努めた。	関係機関と連携し、パンフレットやチラシを窓口配置する等情報発信に努めた。また、市内の事業所や労働団体等で構成される働く環境づくり懇談会において、ハラスメント防止に向けたコミュニケーションについて学び、意識啓発に努めた。	事業所に、ハラスメントに対して問題意識を持ってもらい、現場での見直しを行っていただく必要がある。	引き続き、チラシを窓口配置したり、働く環境づくり懇談会において研修や情報交換を行うなど、企業の意識啓発に努める。
	労働条件・労働環境、各種ハラスメント等、雇用に関する相談窓口である「働く人の相談窓口」の充実とその存在の周知を図ります。	81	商工業振興G		関係機関と連携し、パンフレットやチラシを窓口配置し、情報発信を行う。	市の窓口のみならず、ファミリーフェスタなどのイベントにおいても「働く人の相談窓口」を設置し、存在のPRに努めることができた。	今後も労働者の相談窓口として、啓発チラシを窓口配置し、情報発信を行う必要がある。	今後も労働者の相談窓口として、チラシを窓口配置し、情報発信に努める。
	男性も女性も働きやすい職場環境、施設・設備の整備（男女別更衣室やトイレの設置等）の重要性等について、特に女性の参画が進んでいない業種や中小企業等を意識しながら、情報発信に努めます。	82	商工業振興G		関係機関と連携し、パンフレットやチラシを窓口配置し、情報発信を行う。	関係機関と連携し、パンフレットやチラシを窓口配置する等情報発信に努めた。	継続して、関係機関と連携し、パンフレットやチラシを窓口配置する等情報発信に努める必要がある。	今後も相談窓口として、パンフレットやチラシを窓口配置し、情報発信に努める。
	「女性活躍推進法」に基づく一般事業主行動計画の策定について普及啓発するとともに、行動計画の策定・届出を行った企業のうち、女性の活躍推進に関する取り組みの実施状況等が優良な企業を認定する「えるぼし」認定等についても周知・啓発を図ります。	83	商工業振興G 人権・ダイバーシティG		関係機関と連携し、パンフレットやチラシを窓口配置し、情報発信を行うとともに、女性活躍の推進に向けた環境整備として「女性デジタル人材育成」を行う。	女性が能力を発揮しやすい職場環境が作れるよう、関係機関と連携し、「えるぼし」のPRパンフレットやチラシを窓口配置する等情報発信に努めたが、これまで県内13企業のうち亀山市内の企業は認定されていない。 また、「女性デジタル人材育成」を目指した亀山市男女共同参画キャリアアップ講座を、令和6年2月7日（水）～28日（水）の期間中、毎週水曜日（全4回）開催した。（参加者20名）	女性が能力を発揮しやすい職場環境が作れるよう、「えるぼし」認定について、更なる周知・啓発を図るとともに、女性活躍の推進に向けた環境整備が雇用と結びつくよう、工夫していく必要がある。	女性の活躍推進に関する取り組みにつながるよう、「えるぼし」認定を含めた情報発信に努めるとともに、「女性デジタル人材育成」を目指した亀山市男女共同参画キャリアアップ講座を開催する。

基本目標 3 身近な暮らしの場における男女共同参画の推進
 基本施策 8 教育や啓発による意識改革、理解の促進

施策の方向性	施策の内容	担当G	関連部署・関連団体	具体的な取り組み内容	(1) 令和5年度の実績	(2) 今後の課題	(3) 令和6年度の具体的な取り組み内容	
(1) 学校・幼稚園・保育所における男女共同参画教育の充実	児童・生徒が、お互いの個性や違いを認め合えるとともに、それぞれが自分の個性や能力を理解し尊重できるような教育を進め、性別にかかわらず多様な勤労観や職業観を身に付け、将来の就労につなげるよう、幼児期から発達段階に応じた計画的なキャリア教育を推進します。	84	教育研究G		男性の職業、女性の職業といった固定的な考え方にとらわれず、能力に応じた職業選択ができる力を人権教育、道徳科、社会科、総合的な学習の時間を活用し、取組を進めます。	生活科・社会科・総合的な学習の時間を通して、男性、女性といった性別にとらわれず、働く意味や労働者を支える仕組みなどについて考えとともに、多様な勤労観や職業観を身に付け、将来の就労につなげるよう、発達段階に応じた計画的なキャリア教育に取り組んだ。	様々な教科や総合的な学習の時間を中心としながらも、様々な学校生活の中で固定的な役割について子どもたちと考える機会ももち、幼児期から発達段階に応じた計画的なキャリア教育を推進につなげる必要がある。	生活科・社会科・総合的な学習の時間を通して、男性、女性といった性別にとらわれず、働く意味や労働者を支える仕組みなどについて考えとともに、多様な勤労観や職業観を身に付け、将来の就労につなげるよう、発達段階に応じた計画的なキャリア教育に取り組む。
	次代の保護者にもなる生徒等に対し、性に関する正しい知識の普及啓発、学習機会の充実を図ります。	85	教育研究G		人権教育、道徳科、社会科、総合的な学習の時間等を活用し、取組を進めます。	人権教育・保健体育・社会科・総合的な学習の時間のなかで性に関する正しい知識の学習を子どもの発達段階に応じて行った。	引き続き、人権教育・保健体育・社会科・総合的な学習の時間のなかで学習の機会をつくる。	人権教育、道徳科、社会科、総合的な学習の時間等を活用し、取組を進める。
	中学生や高校生と乳幼児とのふれあい体験などを通して、子どもを産み育てることや家庭の大切さなどについて考える機会を提供します。	86	教育研究G		中学校「家庭科」の学習において、保育実習等の体験的な学習を通じて家庭の大切さについて考える機会を設けます。	中学校「家庭科」の学習を中心に、家庭の大切さについて考える機会を設けた。	引き続き、人権教育・家庭科・総合的な学習の時間のなかで学習の機会をつくる。	中学校「家庭科」の学習において、保育実習等の体験的な学習を通じて家庭の大切さについて考える機会を設ける。
	社会問題化している長時間労働や過労、賃金不払い等の問題に関して、必要な知識を身に付けるため、働く人たちを守る労働法制や労使間のトラブルの解決策等についての教育に努めます。	87	教育研究G		人権教育、社会科、総合的な学習の時間等を活用し、取組を進めます。	人権教育、社会科、総合的な学習の時間等を活用し、労働法制やトラブルの解決策等について考える機会を設けた。	引き続き、人権教育・社会科、総合的な学習の時間のなかで、学習の機会をつくる。	人権教育、社会科、総合的な学習の時間等を活用し、取組を進める。
(2) 家庭・地域における男女共同参画に関する啓発・学習の推進	家庭における性別による固定的な役割分担を解消するよう働きかけるとともに、男女共同参画の視点に立った家庭教育を促進するため、保護者への意識啓発を図ります。	88	社会教育G	保育所・幼稚園・認定子ども園関係	第一次かめやまお茶の間10選（実践）推進活動計画に基づき、「かめやまお茶の間10選（実践）」の強化週間を設け取り組みを進める。家庭における「あいさつ」「食事」「読書」「家庭内の対話」等による実践により、さらなる浸透・定着に向け啓発活動を行う。	第二次推進活動計画（令和4～6年度）に基づき「かめやまお茶の間10選（実践）」に積極的に取り組んでもらうため、市内の全小中学校及び幼・保・認定こども園において、1学期と2学期にそれぞれ強化週間を設け、男女共同参画の視点に立った家庭教育の啓発に努めた。また、強化週間に関するアンケート等を実施し、成果や課題の抽出にも取り組んだ。	アンケート回答率等を向上させるため、効果的な検証の実現に向け、取組についての情報発信を強化していく必要がある。	取組の定着を目指すにあたり、チラシデザインの更新やこども家庭庁が定めている「家族の日」との紐づけを回っていく。
	子どもが、将来にわたって個性や能力を十分発揮できる人生を歩めるよう、保護者等が持つ、子どもの性別による固定的な進学、進路、最終学歴、将来就く職種等に関する意識を要するよう情報発信・啓発します。	89	社会教育G		第一次かめやまお茶の間10選（実践）推進活動計画に基づき、「かめやまお茶の間10選（実践）」の強化週間を設け取り組みを進める。家庭における「あいさつ」「食事」「読書」「家庭内の対話」等による実践により、さらなる浸透・定着に向け啓発活動を行う。	第二次推進活動計画（令和4～6年度）に基づき「かめやまお茶の間10選（実践）」に積極的に取り組んでもらうため、市内の全小中学校及び幼・保・認定こども園において、1学期と2学期にそれぞれ強化週間を設け、男女共同参画の視点に立った家庭教育の啓発に努めた。また、強化週間に関するアンケート等を実施し、成果や課題の抽出にも取り組んだ。	アンケート回答率等を向上させるため、効果的な検証の実現に向け、取組についての情報発信を強化していく必要がある。	取組の定着を目指すにあたり、チラシデザインの更新やこども家庭庁が定めている「家族の日」との紐づけを回っていく。
	男女共同参画に関する講演会等の開催、市広報紙への記事掲載、SNSでの啓発メッセージの発信等、様々な機会や媒体を通して、男女共同参画の推進について啓発を行います。	90	人権・ダイバーシティG		三重県男女共同参画連携映画祭（亀山会場）を開催するとともに、様々な機会や媒体を通して、男女共同参画の推進について啓発を行う。	7月22日に開催した三重県男女共同参画連携映画祭にて「オケ老人！」の上映とともに、男女共同参画に関する動画の放映と亀山市の取組紹介を行った。（参加者503人）また、5月の広報紙のコラムに、固定的性別役割分担意識の解消についての啓発記事を掲載した。	三重県男女共同参画センター「フレンテみえ」と連携し、映画祭を開催するとともに、様々な機会や媒体を通して、男女共同参画の推進について啓発を行う必要がある。	引き続き、三重県男女共同参画センター「フレンテみえ」と連携し、映画祭を開催するとともに、市広報紙への記事掲載により、男女共同参画の推進について啓発を行う。
	「男は仕事、女は家庭」といった固定的性別役割分担意識を解消し、男女共同参画意識の向上を図るため、講演会や研修会を開催します。	91	人権・ダイバーシティG		男女共同参画に関するイベント・講演会等を通して、誰もが働きやすい環境づくりについて考える機会を設け、固定的性別役割分担意識の解消につなげる。	2月18日に青少年研修センターにて三重県男女共同参画センター「フレンテみえ」元所長石垣弘美さんを講師に招き「次世代にいい形でバトンタッチできる社会を作るために～私にとってのワーク・ライフ・バランスは？～」をテーマに、講演会を開催した。それぞれのライフステージに合わせた「ワーク・ライフ・バランス」を参加者同士で学び合った。	男女共同参画に関するイベントを開催し、誰もが働きやすい環境づくりについて考える機会を設け、固定的性別役割分担意識の解消につなげる。	男女共同参画市民養成講座等を通して、誰もが働きやすい環境づくりについて考える機会を設け、固定的性別役割分担意識の解消につなげる。
	6月の男女共同参画週間の機会を捉えて、国が毎年決定する男女共同参画のキャッチフレーズも含めた男女共同参画に関する全般的な啓発について、啓発パネルの展示やのぼり旗の設置、市広報紙や市ホームページへの記事掲載等により広く啓発します。	92	人権・ダイバーシティG		啓発パネルの展示やのぼり旗の設置、市ホームページへの記事掲載等により、広く啓発を行う。	6月の男女共同参画週間に合わせて、啓発パネルの展示やのぼり旗の設置、市広報紙や市ホームページへの記事掲載等を行った。	啓発の効果が上がるよう、男女共同参画週間の機会を捉えた集中的な啓発を行うとともに、男女共同参画情報誌や市広報紙等定期的な啓発を行っていく必要がある。	引き続き、男女共同参画週間の機会をとらえ、啓発パネルの展示やのぼり旗の設置、市ホームページへの記事掲載等により、広く啓発を行う。
	日本女性会議や各種の男女共同参画に関する県内研修等、市職員、教職員、市民等を派遣するなど、研修の機会を設けます。	93	人権・ダイバーシティG	人事給与G 教育研究G	日本女性会議及び県内で開催される研修等に積極的に参加する。	日本女性会議は開催されなかったが、人権センターで開催されたスキルアップ講座に市職員1名が参加し、女性の人権をテーマに男女共同参画社会に向けた課題について学んだ。	男女共同参画の理解を深めるため、職員が参加できるよう、総務課と連携していく必要がある。	今後も、県内外で開催される研修等に積極的に参加する。なお、次回日本女性会議は、令和7年に奈良県で開催される見通しである。
男女共同参画を推進する市民活動団体と協働し、様々な機会を捉えた啓発活動や男女共同参画情報誌の発行等により啓発の推進を図ります。	94	人権・ダイバーシティG		男女共同参画に関するイベントの開催、啓発グッズの配布、男女共同参画情報誌の発行等により広く啓発を行う。	男女共同参画情報誌2023を発行し、イベント開催の周知等、啓発を行った。	男女共同参画を推進する市民活動団体が令和3年10月に解散したことから、今後の市民活動団体の育成を支援するとともに、様々な手法により啓発の推進を図っていく必要がある。	男女共同参画リーダー養成講座等を開催し男女共同参画を推進する市民の育成に努めるとともに、引き続き様々な機会を捉えた啓発活動や情報発信を行う。	
自治会などでの行政出前講座など、地域での男女共同参画の普及啓発に取り組んでいます。	95	人権・ダイバーシティG		地域で開催されるイベント等と連携を取り、啓発活動を行う。	人権擁護委員と連携して、自治会のサロンの場で人権・男女共同参画に関する行政出前講座を実施し、地域での男女共同参画の普及啓発に取り組んだ。	生活のいろいろな分野で男女共同参画が進むよう、さまざまな団体と連携して、地域での啓発に取り組んでいく。	自治会などでの出前講座など、地域での男女共同参画の普及啓発に取り組む。	

基本目標 3 身近な暮らしの場における男女共同参画の推進
 基本施策 9 生涯にわたる健康づくり支援

P10

施策の方向性	施策の内容	担当G	関連部署・関連団体	具体的な取り組み内容	(1) 令和5年度の実績	(2) 今後の課題	(3) 令和5年度の具体的な取り組み内容	
(1) 生涯にわたる男女の健康の包括的な支援	男女の健康保持増進のため、性差医療に関する普及啓発、性差を踏まえた心身の健康維持支援や生活習慣病の予防施策等について広く情報発信を行います。	96	健康づくりG		女性の健康週間(3月1日～8日)について啓発し、女性特有のライフステージにおける健康課題や生活習慣病について周知する。	女性の健康週間(3月1日～8日)について広報等で周知を行った。窓口パンフレット・ポスターを掲示し、女性の健康週間、女性特有の症状、生活習慣病等についての周知を行った。	心身の健康維持や生活習慣病予防のため、女性の健康習慣等の限られた期間以外にも、広く情報発信していく必要がある。	女性の健康週間(3月1日～8日)について広報等に加え、健康教室等の機会においても周知をしていく。
	男女とも健康診断の受診率の向上につなげるため、健康診断の受診について啓発を行います。	97	健康づくりG		広報や健康づくりのてびき等で健康診断の大切さや受診方法について周知する。	広報5月1日号で健診に関する特集記事を掲載した。広報、ケーブルテレビ文字情報、健康教室でも周知を行った。また「健康づくりのてびき」や個別通知等の検診案内を改善し、啓発を行った。	継続して検診を受診する人だけでなく、受診歴のない人が受診につながるよう啓発していく必要がある。	広報や健康づくりのてびき等で健康診断の大切さや受診方法についてナッジ理論の考え方も取り入れながら周知を行う。
	イベントや教室などの機会を活用し、早期発見と予防の重要性について啓発を進め、女性特有のがん検診等の受診勧奨を行います。	98	健康づくりG		イベントや教室等の機会において、女性特有のがんに関する啓発を行う。	あいあい運動教室、市民伝達講習会、地域での健康教育等の機会を利用して、女性特有のがん検診について周知を行った。	さらなる受診率の向上のため、引き続き女性特有のがんとかん検診について、わかりやすい周知に努めていく必要がある。	あいあい運動教室、市民伝達講習会、地域での健康教育等のご機をを利用して、女性特有のがんとかん検診について、わかりやすい周知を行う。
	妊娠・出産時の健康支援のため、妊娠届に基づき母子健康手帳を交付するとともに、妊娠中の疾病や異常の早期発見をはじめ、妊婦の健康管理を目的とする妊婦一般健康診査を実施します。また、出産に向けて「妊婦教室」や「パパ・ママ教室」を開催するなど、出産を支援します。	99	母子保健G		母子手帳の交付、妊婦一般健康診査・産婦健康診査の実施、妊婦教室・パパママ教室の開催を行い出産育児を支援する。	母子健康手帳の交付341人 妊婦一般健康診査受診延べ件数(県外助成等件数含む) 4,156件 産婦健康診査延べ件数(県外助成等件数含む) 575件 妊婦教室 回開催28人 パパママ教室 回開催35組	妊産婦を取り巻く環境が複雑化し、相談支援を求める人が増加傾向にある。	従来からの健診・教室・相談支援を継続して実施すると共に、安心して妊娠・出産ができる環境整備の一環として、低所得妊婦初産科受診費助成を継続して実施する。
	新生児訪問や赤ちゃん訪問を実施し、育児の情報提供や個別相談等、個々のニーズに応じた育児支援を行います。	100	母子保健G		新生児訪問や乳児家庭全戸訪問事業(こんには赤ちゃん事業)を実施し、育児支援を行う。	新生児訪問44人、赤ちゃん訪問240人、未熟児訪問12人に訪問実施した。	妊産婦を取り巻く環境が複雑化し、相談支援を求める人が増加傾向にある。	訪問事業を継続して実施し、個々のニーズに応じた支援を実施していく。
	不妊・不育症等の治療を支援するため、治療費の一部を助成するほか、不妊・不育症治療などに対する正しい理解の普及啓発に努めます。	101	母子保健G		不妊・不育症治療費の一部助成を実施する。不妊・不育症治療などに対する正しい知識の普及について広報などに掲載する。	特定不妊治療費助成(先進医療分) 81件 不妊治療費助成金(このとり) 17件 不育症治療費助成金 6件 特定不妊治療費助成金上乗せ事業 0件	正しい知識の普及が必要である。	正しい理解いただけるよう広報、ホームページ等で周知を図っていく。
(2) スポーツ分野への女性の参画	スポーツの楽しさ・素晴らしさ等を情報発信するなどして、女性がより一層スポーツ活動に親しむよう呼びかけます。	102	スポーツ推進G		各種スポーツ団体等と連携して、女性のスポーツの普及啓発に関する情報を、広報・HPを通じて情報提供に努めた。また、女性バレーボール大会を計画した(※大会は中止)。	各種スポーツ団体等と連携して、女性のスポーツの普及啓発に関する情報を、広報・HPを通じて情報提供に努めた。また、女性バレーボール大会を計画した(※大会は中止)。	スポーツ活動の機会がない女性が参加しやすくなるような情報提供の検討が必要である。	各種スポーツ団体等と、スポーツ活動の機会がない女性が参加しやすくなるような情報提供を検討する。
	親子で参加できる教室・イベントの開催支援や、託児サービスの併設など、子育て中の女性などが参加しやすいスポーツ環境づくりに努めます。	103	スポーツ推進G		子育て中の女性などがスポーツ活動に参加できるよう、スポーツ実施機会、環境の整備について検討を行う。施設の幼児室の存在を周知する。	親子と一緒に参加できるよう、ニュースポーツ大会を計画、実施した。	子育て中の女性などがスポーツ活動に参加できるよう、スポーツ実施機会の確保等について検討を行う必要がある。	子育て中の女性などがスポーツ活動に参加できるよう、スポーツ実施機会、環境の整備について検討を行う。施設の幼児室の存在を周知する。
	女性がより一層スポーツ活動に親しむことができるよう、家庭における家事・育児の分担について、男女が共に協力し合えるよう啓発を図ります。	104	スポーツ推進G		各種スポーツ団体等と、スポーツ活動の機会がない女性でも参加しやすくなるような情報提供やスポーツ大会の実施を検討する。また、男女の役割意識解消を促進する。	運動施設指定管理者と連携して、スポーツ機会のない女性が運動施設へ足を運んでもらうことでスポーツへの興味関心を深めるきっかけづくりとなるよう、文化教室を開催し、運動教室(ヨガなど)への参加を呼び掛けた。	家事や育児は、女性の役割として根強く認識されているため、社会全体の意識改革が求められる中、女性自身にも生活におけるスポーツ活動の優先順位をあげるべく啓発する必要がある。	各種スポーツ団体等と、スポーツ活動の機会がない女性でも参加しやすくなるような情報提供やスポーツ大会の実施を検討する。また、男女の役割意識解消を促進する。
	女性が、スポーツに関する各種委員やスポーツ団体の運営等に参画するよう呼びかけます。	105	スポーツ推進G		女性のスポーツクラブの運営やスポーツ推進委員等、スポーツ行政への参画を促進する。	女性のスポーツクラブの運営やスポーツ推進委員などスポーツ行政への参画を促進した。(亀山市スポーツ推進委員の女性登用率19.2%、26人中5人)	女性が、主体的にスポーツクラブの運営やスポーツ行政へ参画するよう促進する必要がある。	女性のスポーツクラブの運営やスポーツ推進委員等スポーツ行政への参画を促進する。
女性のスポーツ活動を理解し、適切な指導・支援が行える指導者の養成や活動の支援等に努めます。	106	スポーツ推進G		各種スポーツ団体に働き掛け、講習会や研修会などの機会を通じて、指導者育成に努める。	各種スポーツ団体に、講習会や研修会の情報提供を行い、指導者の育成を支援した。	各種スポーツ団体と連携し、講習会や研修会を通じた指導者の育成について、細やかに支援する必要がある。	各種スポーツ団体に働き掛け、講習会や研修会などの機会を通じて、指導者育成に努め、女性のスポーツ活動の理解促進に努める。	

基本目標 3 身近な暮らしの場における男女共同参画の推進

基本施策 10 男女共同参画の視点に立った防災体制の確立

P11

施策の方向性	施策の内容		担当G	関連部署・関連団体	具体的な取り組み内容	(1) 令和5年度の実績	(2) 今後の課題	(3) 令和6年度の具体的な取り組み内容
(1) 災害に備えた体制整備	防災に関する政策及び方針決定過程における、女性の参画を推進します。	107	防災安全G		自治会や自主防災組織等対象の出前講座及び地域防災訓練にて、避難所運営や地区防災計画の作成における女性の参画の必要性を求める。	行政出前講座等にて、避難所運営や地区防災計画の必要性や作成における女性の参画の必要性について説明を行った。	自主防災組織等の活動には、地域によってばらつきがあり、全地域へ女性参画の理解を得るのに時間を要する。	行政出前講座や地域まちづくり協議会、自治会主催の防災訓練へ女性への参加を呼びかけるとともに、女性が関心をもつ講座を選定する等女性の参画意識の促進を図る。
	災害に関する各種対応マニュアルなどについて、男女共同参画の視点を踏まえ作成します。	108	防災安全G		随時各種マニュアルについて修正を行い、地域防災計画における女性参画の必要性の記述を基に、修正案について検討を行っていく。	各種マニュアルについては、適宜修正を行っていく。地域防災計画については、女性参画の必要性の記述を基に、修正等を行った。	各種マニュアルに女性の活用・役割等を明確に記述するなど、見直しも含め実効性あるマニュアルが必要である。	各種マニュアルの普及とマニュアルに基づいた訓練等の実施の推奨を図る。
	防災知識の普及啓発や防災訓練においては、男女双方の視点を十分に取り入れた内容となるよう、工夫します。	109	防災安全G		総合防災訓練において女性の視点を取り入れた避難所運営、プライバシーの保護等の観点を取り入れた避難スペース作成訓練等の計画を行っていく。	総合防災訓練は、雨天のため縮小して実施を行った。その際、避難所開設において、女性に配慮した避難所開設を実践し、概ね理解を得た。	地域が限定されたこともあり、広く周知することができなかった。	地域が主催する防災訓練や、行政出前講座等を利用して、女性への参画を広く周知する。
	応急手当の知識の習得・指導・啓発活動をはじめとする地域の防災活動に、女性ならではの視点を生かしてもらえよう。女性消防団員の入団促進と活動支援に努めます。	110	総務・消防団G		今後も継続した応急手当普及員の育成、各種救急講習等への派遣及び防災活動への指導・支援を行い、各種行事に積極的に女性の観点を取り入れて、地域の防災分野への女性の参画・活躍の重要性を意識付けいき、女性分団員の確保についても継続して検討を行う。	女性消防団員の活動として、各種行事や普通救命講習に参画し女性の視点を取り入れた防災体制の充実を図った。また、防火フェアにて加入促進ブースを作成し、女性も含めた消防団員の加入促進に努めた。	女性消防団員の確保が課題であるとともに、更なる地域防災力の強化のため、活躍の場を検討する必要がある。また、各種行事への参画を更に推進して、女性の視点を取り入れた防災体制の充実を図る必要がある。	今後も継続した応急手当普及員の育成や各種行事等への派遣及び防災活動への指導・支援を継続し、積極的に女性の観点を取り入れて、地域の防災分野への女性の参画・活躍の重要性を意識付けしつつ、女性分団のインスタグラムを活用して活動内容を周知するなどして、女性消防団員の加入促進について継続して実施していく。
(2) 災害に備えた避難所運営体制の構築	発災時の避難所の運営のあり方について、平常時から男女共同参画の視点からも検討し、各施設ごとの避難所の運営体制の強化を図ります。	111	防災安全G		総合防災訓練等において地域の方々を中心に女性の視点を取り入れた避難所運営の体制を考え、各施設ごとの避難所運営マニュアルの作成へのステップとする。また、作成の際に女性の参画を求める。	総合防災訓練は、雨天のため縮小して実施を行った。その際、避難所開設において、女性に配慮した避難所開設を実践し、概ね理解を得た。	地域が限定されたこともあり、広く周知することができなかった。	行政出前講座や地域の防災訓練等の場を活用して、女性参画の必要性について、更なる促進を図る。
	避難所運営においては、女性や子ども、高齢者、障がい者等、多様な人々のニーズを汲み取れるよう、女性等の参画を推進します。	112	防災安全G		総合防災訓練等において地域の方々を中心に女性等の視点を取り入れた避難所運営の体制を考え、各施設ごとの避難所運営マニュアルの作成へのステップとする。また、作成の際に女性等の参画を求める。	総合防災訓練は、雨天のため縮小して実施を行った。その際、避難所開設において、女性に配慮した避難所開設を実践し、概ね理解を得た。	地域が限定されたこともあり、広く周知することができなかった。	行政出前講座や地域の防災訓練等の場を活用して、女性参画の必要性について、更なる促進を図る。また、女性の参加を得て、外国人防災リーダー養成講座を開催する。
	生理用品や乳幼児のための粉ミルク等、性別等によるニーズの違いに配慮した物資の備蓄について、内容の検討や更新・充実等を行います。また避難所内におけるプライバシーの確保や女性の安全確保等、避難所の体制整備を図ります。	113	防災安全G		生理用品やミルク等備蓄については定期的な入替を行い、適正に管理を行っていく。また、適宜内容を検討する。	生理用品や乳児用ミルク等備蓄については、「亀山市備蓄・調達基準」に基づき適宜入替を行い適正に管理を行った。	備蓄品の定期的な入替による適正な管理を行うとともに、支援計画に基づく内容と調整を図りながら備蓄品目・数量について検討を行う必要がある。	備蓄品の適正な在庫管理を行うとともに、亀山市備蓄・調達基準の更新も適宜行う。

公共施設等総合管理計画に関する実績等報告書(令和5年度)

(総務財政部 財務課)

■計画の基本情報

計画期間	H 29 ~ R 58 年度
位置付け	本計画は、必要な公共施設等を適切に維持・管理するための基本方針を定めたもので、施設マネジメントの基本計画として位置付けている。また、第2次亀山市総合計画後期基本計画との関連は、基本施策「(2)財産・情報の適正な管理・活用」と深く関わり、②公有財産の効率的・効果的な活用の部分を補完するものである。
目的・概要	公共施設等については、施設の老朽化や更新、維持・管理への財政負担、施設利用需要の変化など、それらへの対策が課題である。本計画は、課題分析を的確に行い、将来費用を試算した上で、利便性や安心・安全に利用できる環境など利用者の視点に立ち、更新や統廃合、長寿命化など総合的な管理を行うものである。
計画の骨格	<p>将来にわたって持続的な行政サービスを維持するため、60年後のあるべき姿を描きながら、公共施設やインフラの計画的な維持管理と施設総量の削減を行うことで、1年あたりの投資的経費を直近5か年の平均である22億7千万円(将来費用の25%削減)に近づけることを目標に取り組む。</p> <p>この目標を達成するため、「維持管理経費の削減と長寿命化の推進」「将来費用の確保」「施設総量の削減」の3つの基本方針と7つの実施方針、17の施設類型ごとの基本方針を基に実行する。</p>

■成果指標

成果指標名		単位	現状値	実績値 (R5)	目標値
1	将来費用の削減(60年間で25%)	億円	1823.1		1362.0
2					
3					
4					
5					

■計画の実績等

取組実績	<p>施設の維持管理費削減や長寿命化の推進に関しては、市内の小中学校及び給食センター(15施設 99棟)の適正な改修や建替え時期等を整理した「亀山市学校施設等長寿命化計画」を策定するとともに、令和4年度から3か年で実施する公共施設LED化推進事業において、小中学校や子育て支援施設、消防庁舎など37施設のLED化を図った。</p> <p>また、施設総量の削減に関しては、新庁舎整備事業において、現在、分散している行政機能(庁舎)を新庁舎に集約することを基本とする「新庁舎整備基本計画」を策定するとともに、亀山駅周辺を建設予定地(エリア)に選定した。</p>
成果	<p>学校施設等長寿命化計画や新庁舎整備基本計画の策定により、施設の長寿命化や施設総量の削減に向けた具体的な取組方針を示した。また、施設照明のLED化を計画的に進めたことにより、電気料金や修繕費などの維持管理経費の削減が図ることができた。</p>
総合計画推進への寄与度	<p>本計画の推進により、効率的・効果的な施設の維持・管理が可能となることから、持続可能な財政運営の確保と総合計画の推進につながる。</p>

反省点・課題	<p>学校施設や行政庁舎のみならず、老朽化が進むその他の各施設についても、今後の再編等の方向性について検討する必要がある。</p>
--------	---

今後の方向性	<p>各施設の再編等については、本計画や公共建築物個別施設計画で定める施設再編等の方向性を踏まえた上で、関係部局で具体的な検討を進めるとともに、庁内横断的な調整を図りながら進める。</p>
--------	--

亀山市行政DX推進計画に関する実績等報告書(令和5年度)

(政策部 DX推進室)

■計画の基本情報

計画期間	R 4 ~ R 8 年度																															
位置付け	本計画は、デジタル社会形成基本法及び官民データ活用推進基本法に基づき、デジタル社会の形成や官民データ活用の推進に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、地域の特性を生かした自主的な施策等を策定し実施するための分野別計画として、行政DXの推進を図るもの。																															
目的・概要	デジタル技術を積極的に活用することによって、人々の生活をより良い方向に変化させるため、「利用者中心の行政サービス」への変革を図る。																															
計画の骨格	<p>本計画は、「人々の生活をより良い方向に変化させるため、利用者中心の行政サービスへ変革します」を基本理念として、3つの基本方針及び基本方針に基づく24の重点施策を設定し、実施計画に85の具体的な取組を掲げています。</p> <table border="1"> <tr> <td>基本理念</td> <td>人々の生活をより良い方向に変化させるため、利用者中心の行政サービスへ変革します</td> </tr> <tr> <td>基本方針</td> <td>重点施策</td> </tr> <tr> <td rowspan="6">1 行政サービスのDX</td> <td>(1) 行政手続のオンライン化の推進</td> </tr> <tr> <td>(2) マイナンバーカードの普及促進</td> </tr> <tr> <td>(3) 問い合わせの自動応答環境の整備</td> </tr> <tr> <td>(4) 住民情報システムの充実と窓口のデジタル化の推進</td> </tr> <tr> <td>(5) 公金収納のデジタル化の推進</td> </tr> <tr> <td>(6) 情報発信の多様化の検討</td> </tr> <tr> <td rowspan="12">2 行政経営のDX</td> <td>(1) 情報システムの標準化・共通化の推進</td> </tr> <tr> <td>(2) タブレット端末の活用の推進</td> </tr> <tr> <td>(3) AI・RPAの活用の拡充</td> </tr> <tr> <td>(4) テレワークの推進</td> </tr> <tr> <td>(5) WEB会議の推進</td> </tr> <tr> <td>(6) 文書等のデジタル化の推進</td> </tr> <tr> <td>(7) 内部情報システムの充実と内部事務のデジタル化の推進</td> </tr> <tr> <td>(8) クラウド化の推進</td> </tr> <tr> <td>(9) データ活用の推進</td> </tr> <tr> <td>(10) 庁内無線LANの拡充</td> </tr> <tr> <td>(11) 学校・保育現場等のデジタル化の推進</td> </tr> <tr> <td>(12) 情報セキュリティ対策の強化</td> </tr> <tr> <td rowspan="6">3 市民・地域のDX</td> <td>(1) 地域のデジタル化の促進</td> </tr> <tr> <td>(2) オープンデータ化の推進</td> </tr> <tr> <td>(3) サテライトオフィス 等の検討</td> </tr> <tr> <td>(4) Wi-Fi 環境の整備</td> </tr> <tr> <td>(5) 防災や被災者支援の仕組みの構築</td> </tr> <tr> <td>(6) 情報格差への対応</td> </tr> </table>	基本理念	人々の生活をより良い方向に変化させるため、利用者中心の行政サービスへ変革します	基本方針	重点施策	1 行政サービスのDX	(1) 行政手続のオンライン化の推進	(2) マイナンバーカードの普及促進	(3) 問い合わせの自動応答環境の整備	(4) 住民情報システムの充実と窓口のデジタル化の推進	(5) 公金収納のデジタル化の推進	(6) 情報発信の多様化の検討	2 行政経営のDX	(1) 情報システムの標準化・共通化の推進	(2) タブレット端末の活用の推進	(3) AI・RPAの活用の拡充	(4) テレワークの推進	(5) WEB会議の推進	(6) 文書等のデジタル化の推進	(7) 内部情報システムの充実と内部事務のデジタル化の推進	(8) クラウド化の推進	(9) データ活用の推進	(10) 庁内無線LANの拡充	(11) 学校・保育現場等のデジタル化の推進	(12) 情報セキュリティ対策の強化	3 市民・地域のDX	(1) 地域のデジタル化の促進	(2) オープンデータ化の推進	(3) サテライトオフィス 等の検討	(4) Wi-Fi 環境の整備	(5) 防災や被災者支援の仕組みの構築	(6) 情報格差への対応
	基本理念	人々の生活をより良い方向に変化させるため、利用者中心の行政サービスへ変革します																														
	基本方針	重点施策																														
	1 行政サービスのDX	(1) 行政手続のオンライン化の推進																														
		(2) マイナンバーカードの普及促進																														
		(3) 問い合わせの自動応答環境の整備																														
		(4) 住民情報システムの充実と窓口のデジタル化の推進																														
		(5) 公金収納のデジタル化の推進																														
		(6) 情報発信の多様化の検討																														
	2 行政経営のDX	(1) 情報システムの標準化・共通化の推進																														
(2) タブレット端末の活用の推進																																
(3) AI・RPAの活用の拡充																																
(4) テレワークの推進																																
(5) WEB会議の推進																																
(6) 文書等のデジタル化の推進																																
(7) 内部情報システムの充実と内部事務のデジタル化の推進																																
(8) クラウド化の推進																																
(9) データ活用の推進																																
(10) 庁内無線LANの拡充																																
(11) 学校・保育現場等のデジタル化の推進																																
(12) 情報セキュリティ対策の強化																																
3 市民・地域のDX	(1) 地域のデジタル化の促進																															
	(2) オープンデータ化の推進																															
	(3) サテライトオフィス 等の検討																															
	(4) Wi-Fi 環境の整備																															
	(5) 防災や被災者支援の仕組みの構築																															
	(6) 情報格差への対応																															

■成果指標

	成果指標名	単位	現状値	実績値 (R5)	目標値
1	設定なし				
2					
3					
4					
5					

■計画の実績等

取組実績	<p>【令和5年度に実施した主な取組】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・行政手続オンライン化の拡充 ・マイナンバーカードの普及促進 ・LINE公式アカウントの開設 ・統合型内部情報システムの更新 ・病院総合情報システムの更新 ・校務支援システムの本格運用 ・デジタル・ディバイドを解消するための学びの機会の創出
成果	<ul style="list-style-type: none"> ・マイナンバーカードを活用したオンライン手続を拡充したほか、新たに導入した電子申請フォーム作成ツールによる申込手続等のオンライン化を実施し、利用者の利便性の向上を図ることができた。 ・マイナンバーカード普及促進に資する方策として、夜間・休日窓口の開設や出張申請受付を実施し、申請率・交付率が向上した。 ・道路や公園の損傷、不法投棄、漏水などの通報や電子申請可能なメニューを備えたLINE公式アカウントを構築し、試行運用を開始した。 ・統合型内部情報システムの更新にあわせて、同システム内の文書管理システムに電子決裁を導入し、事務効率の向上等につなげることができた。 ・病院総合情報システムを更新し、医療業務の円滑化と患者サービスの向上を図ることができた。 ・校務支援システムの本格運用を開始し、教職員の業務効率化等につなげた。 ・公民館講座において、スマホ教室やプログラミング教室、オフィスソフトの基礎講座を実施したほか、かめやま人キャンパスでは、SNSやChatGPT等の先端ツールの活用について学べる講座を実施し、デジタル・デバイドの是正につなげることができた。
総合計画推進への寄与度	<p>統合型内部情報システム等の保守期限が到来するシステムの更新や、その他の情報システム等の適切な保守等の実施により、安定稼働を図るなど、行政DXの推進基盤の整備につなげることができた。また、マイナンバーカード普及促進に資する方策による申請率・交付率の向上に加え、当該カードを活用した行政手続等のオンライン化を拡充したほか、デジタル・デバイドの是正に向けた取組や、LINE公式アカウントを開設など、行政DXによる市民サービスの向上に寄与することができた。</p>

反省点・課題	<p>令和5年度に計画していた情報システム等の更新等について、概ね計画どおりに実施できたが、こうしたシステムの維持・継続に当たり、関連する制度改正やデジタル技術の進展等、社会情勢の変化に柔軟に対応する必要がある。また、今後計画している、情報システム等の導入・更新・改修等について、円滑に実施する必要がある。</p>
--------	---

今後の方向性	<p>令和7年度を目標時期とする情報システム標準化への対応や保守期限が到来するシステム等の更新等を円滑に実施する一方で、マイナンバーカードの更なる交付率向上に資する取組を進めるとともに、当該カードを活用した行政手続のオンライン化の拡充のほか、新たなデジタル技術の活用検討など、行政DXの一層の推進を図る。</p>
--------	--

亀山市行政DX推進計画実績一覧
第1節 行政サービスのDX

No.	重点施策	取組名	目的・内容	目指す成果	R4	R5	R6	R7	R8	令和4年度	令和5年度			担当	
										取組実績・成果	取組実績・成果	課題・問題点	進捗度評価		今後の方向性
① (1) 1	(1) 行政手続のオンライン化の推進	全庁的な行政手続のオンライン化推進	利用者の利便性向上と業務の効率化を図るため、マイナンバーカードを用いて申請を行うことが想定される手続について、マイナポータルからマイナンバーカードを用いたオンライン手続を拡充する。また、その他の手続等についても、可能なものからオンライン化を検討する。	オンライン手続の拡充 R3 6件→R8 20件	拡充に向けた検討	オンライン手続の拡充	オンライン手続の拡充	オンライン手続の拡充	オンライン手続の拡充	国が指定している「特に国民の利便性向上に資する手続」のうち、新たに4手続きのオンライン申請を可能とし、合計11手続まで拡充した。また、引越しワンストップサービスの運用を開始したほか、新たに申請管理システムを導入した。	国指定の「特に国民の利便性向上に資する手続」のうち、新たに1手続をオンライン化したほか、消防関係8手続をオンライン化し、びったりサービス全体で、合計20手続に拡充した。また、従来のびったりサービスに加えて、新たに導入した電子申請フォーム作成ツールを活用した。健康都市大学や検診等の申込、各種アンケート等のオンライン化により、利用者の利便性向上と業務の効率化を図った。	行政手続オンライン化の拡充に向け、各種手続の調査(手続の棚卸・可視化)を実施し、オンライン化の実現性・効果性・阻害要因等を分析する必要がある。	A 順調に進んだ	オンライン化に向けた各種手続の調査(手続の棚卸・可視化)を実施し、オンライン化の実現性・効果性・阻害要因等を分析する。その上で、実現性の高い手続(押印・添書類が不要、入力項目が少ない、申請件数が多い等)から順次オンライン化を実施する。また、オンライン化への課題のある手続について、できない理由を明確化するなど課題整理を行う。	政策部DX推進室
① (1) 2	(1) 行政手続のオンライン化の推進	行政手続のオンライン化推進(消防)	デジタル・ガバメント実行計画(R2.12.25閣議決定)において、オンライン化を実現すべき行政手続とされた消防法令に規定する申請等のオンライン化を進めることで利用者の利便性を高める。	オンライン手続の導入(10様式)	関係課と協議 オンライン手続の導入(8様式)	オンライン手続登録様式の追加(2様式)	継続	継続	継続	火災予防分野の8様式について、びったりサービスへ様式の登録を行い、テスト申請の確認も終えているが、最終手続きの段階で問題が発生したため導入まで至っていない。	令和4年度に予定していた、火災予防分野8様式のオンライン手続の導入を完了した。	令和5年度にオンライン手続の登録を計画していた2様式については、添付書類が多いため、びったりサービスのデータ容量制限を超えて送信エラーになる可能性が高いと判断したことから、追加登録を見合わせることにした。	B まずまず進んだ	消防関係の電子申請手続については、令和6年度末までに現行のマイナポータル「びったりサービス」から電子政府の総合窓口「e-Gov」へ移行する計画であるため、当該システムの仕様を確認したうえで新たに追加する様式を検討していく。	消防本部予防課予防グループ
① (1) 3	(1) 行政手続のオンライン化の推進	マイナンバーカード所有者の転出・転入手続ワンストップサービスの導入	マイナポータル等を通じたオンラインによる転出届・転入(予約)のサービスを令和5年2月に開始する。住民への効果として、転出手続きのための来庁が不要となること及び転入予約となることで手続きにかかる所要時間が短縮される。	市民の利便性の向上及び安定的な運用	利便性の積極的な周知及び安定的な運用	継続	継続	継続	継続	転出届についてマイナポータルを通じたオンラインでの届出が可能になったことを広報紙等で周知したことにより、月平均35人の利用があり、市民の利便性向上に繋がっている。また、転出者は原則来庁不要となり転入者は事前に予約となることで準備を行い待ち時間の短縮が図れた。	転出届についてマイナポータルによるオンラインでの届出が可能であることを広報紙等で周知したことにより、令和5年度はのべ141人の利用があった。(これにより、転出者は原則来庁不要となった。)	転出においては、オンラインで一括手続きができない業務もある。関連部署との綿密な連携や市民に直接連絡をとることも必要となることから、庁舎や部署を超えてワンストップで一括した手続きができるようなシステムを導入することが望ましい。	B まずまず進んだ	市民の利便性の向上を図るため、市広報、ホームページ等で積極的な周知を行い、ワンストップサービスの利用促進を図る。今後は、窓口入力支援システムを導入することにより、来庁者の申請時間の短縮を図る。	市民文化部 市民課戸籍住民グループ
① (1) 4	(1) 行政手続のオンライン化の推進	図書館情報システムの運用	図書館利用者が、図書館情報システムのweb機能により、資料の検索・予約、確保連絡をメールで受け取ることができる。(令和元年からクラウドサービスである図書館情報システムを使用している)	利用案内を進め、web予約等の利用の件数・割合を増やし、図書利用を促進する。	図書館情報システムの運用管理	継続	継続	継続	継続	新図書館にに合わせて、予約・リクエストにかかる書式の整理・変更し、業務の合理化を行った。 図書館における電子サービスの利用方法の講座を開催した。	予約・リクエストにかかる書式の整理・変更し、業務の合理化を実施するとともに、図書館における電子サービスの利用方法の講座を開催した。	機能・サービスとして継続を行っているが、一部の方には認知されていない部分もある。	A 順調に進んだ	多くの方々に知っていただき、活用できるように利用案内の周知を継続する必要がある。 利用案内を進め、web予約等の利用の件数・割合を増やし、図書利用を促進する。	教育委員会 事務局図書館

No.	重点施策	取組名	目的・内容	目指す成果	R4	R5	R6	R7	R8	令和4年度	令和5年度			担当	
										取組実績・成果	取組実績・成果	課題・問題点	進捗度評価		今後の方向性
① (2) 1	(2) マイナンバーカードの普及促進	マイナンバーカードの出張申請受付会場の拡充及び新規申請者にクオカードの進呈	市民の利便性向上及び事務の効率化を図る。施設等で出張申請を行うとともに出張会場や窓口で申請後郵送で受け取る方法で一括手続きをされた方を対象に1,000円分のクオカードを進呈しマイナンバーカードの普及促進に努める。	市民の利便性の向上及び安定的な運用	積極的な周知及び申請機会の提供	市内4郵便局で申請受付が出来るよう申請機会の拡充	継続	継続	継続	マイナンバーカードの申請及び交付については積極的に事業所や各地域に出張申請を行うとともに、第2.4日曜日及び毎週火曜・木曜日の夜間に窓口を開設した。また、クオカードを進呈し、インセンティブを図り普及促進に努めたことにより申請率・交付率が向上した。	マイナンバーカードの申請及び交付については商業施設や図書館などで出張申請（17日）を行うとともに、第2.4日曜、毎週火曜（9月のみ）及び毎週木曜の夜間に窓口を開設した。また、クオカード（701枚）を進呈して、普及促進に努めたことにより申請率・交付率が向上した。	世代間でのバラつきがあり、超高齢者や子ども（未就学児）のマイナンバーカードの所持率が少ない。 また、保険証としての活用について、連携を拒む市民も存在する。	A 順調に進んだ	利便性の向上と安定した運用を行うため、介護施設ほか個人宅への個別訪問による申請機会の拡充を図り、継続してマイナンバーカードの普及促進に努める。	市民文化部 市民課戸籍 住民グループ
① (2) 2	(2) マイナンバーカードの普及促進	マイナンバーカードを活用した各種証明書のコンビニ交付の導入	マイナンバーカードを利用して全国のコンビニで住民票の写し・印鑑登録証明書等を発行できるコンビニ交付サービスを継続し市民の利便性の向上を図る。また、サービスの継続と、マイナンバーカードの普及促進に努める。	市民の利便性の向上及び安定的な運用	利便性の積極的な周知及び安定的な運用	継続	継続	継続	継続	コンビニ交付サービスについて、わかりやすいチラシを作成し、窓口やマイナンバーカード申請及び交付時に配布したり、広告付窓口案内システム等で周知を行い、利用率の向上を図った。 コンビニ交付サービス証明書発行部数（年間）9,501部（全体の19.6%）（R3 5,855部 全体の14.7%）前年度より発行部数約1.6倍増加した。	コンビニ交付サービスについて、わかりやすいチラシを作成し、窓口やマイナンバーカード申請時及び交付時に配布するほか、広告付窓口案内システム等で周知を行い、利用率の向上を図った。 コンビニ交付サービス証明書発行部数（年間）14,034部（全体の27.8%）（R4 9,501部 全体の19.6%）前年度より発行部数約1.5倍増加した。	高齢者の中には、コンビニにおいてマルチコピー機を使用することが不安で、市役所へ来庁する場合がある。	A 順調に進んだ	コンビニ交付システムの更新を行い、市役所開庁時間外に証明書を取得できる利便性を周知することにより、来庁者の減少による市役所での待ち時間短縮を図る。	市民文化部 市民課戸籍 住民グループ
① (2) 3	(2) マイナンバーカードの普及促進	図書館テーマ展示	担当部署の協力の下、マイナンバーカードの普及啓発のため、広報ポスターの掲示、関連図書の紹介・展示を行う。	マイナンバーカードやマイナンバー制度に関する情報を提供し、普及促進につなげる。	図書館テーマ展示の実施	継続	継続	継続	継続	年度末から次年度に掛けて、新生活を行う人向けの展示を行い、マイナンバー制度やマイナンバーカードに関連する図書やポスター等による啓発を行った。	年度末から次年度に掛けて、新生活を行う人向けの展示を行い、マイナンバー制度やマイナンバーカードに関連する図書やポスター等による啓発を行った。	効果測定は難しい。 法改正などに対応した図書館資料の充実を図る必要がある。	A 順調に進んだ	制度改正などを考慮しながら、引き続き関連資料の紹介や展示、出張申請会場など普及促進につなげていく。「亀山市立図書館管理運営の基本方針」に基づき、マイナンバー制度の図書館活用の研究のための情報収集を行っている。	教育委員会 事務局図書館
① (3) 1	(3) 問い合わせの自動応答環境の整備	チャットボットによる自動応答環境の整備	各種手続きや質問などに時間や場所にとらわれることなく対応できるよう、日本での利用率が高いSNS「LINE」を導入し、チャットボットによる自動応答環境を整備する。	市公式LINE登録者数 R8：5,000人	検討	市公式LINEの導入（チャットボットの活用）	市公式LINEの運用管理（チャットボットの活用）	市公式LINEの運用管理（チャットボットの活用）	市公式LINEの運用管理（チャットボットの活用）	市の持つ広報媒体の特性とLINE導入時のメリットを整理したほか、次年度の公式LINEアカウントの開設に向けて、工程表を作成した。	道路や公園の損傷、不法投棄、漏水などについて通報できるシステムや電子申請可能なメニューを備えたLINE公式アカウントを構築し、令和6年3月から試行運用を開始した。試行期間の友だち登録数は、1,445人となった。	LINE公式アカウントを利用して、より多くの情報の入手や手続きができるよう、サービス内容の充実を図る必要がある。	A 順調に進んだ	各種手続きなどで、新たにチャットボットによる自動応答環境の整備が可能な場合は、メニュー修正等を行い、LINE公式アカウントの利便性を高める。	政策部広報 秘書課広報 グループ

No.	重点施策	取組名	目的・内容	目指す成果	R4	R5	R6	R7	R8	令和4年度	令和5年度				担当
										取組実績・成果	取組実績・成果	課題・問題点	進捗度評価	今後の方向性	
① (4) 1	(4) 住民情報系システムの充実と窓口のデジタル化の推進	住民情報系システムの運用	住民情報系システムは、税・住民記録・国保等を取り扱う総合住民情報システムと福祉関係を取り扱う総合保健福祉システムから成り立っており、これらのシステムを安定稼働させることにより、住民サービスの維持及び充実を図る。(総合住民情報システム、総合保健福祉システム)	システムの安定稼働と適切な更新 重大なインシデント件数：0件	総合住民情報システム更新 機器及びシステムの管理	機器及びシステムの管理	機器及びシステムの管理	機器及びシステムの管理	機器及びシステムの管理	総合住民情報システム及び総合保健福祉システムについて、データセンターにおける監視や保守の適切な実施により、システムを安定稼働させ、住民サービスの維持及び充実を図ることができたほか、令和7年度までに国が策定する標準仕様に準拠したシステムへ移行するため、標準仕様と現行システムとの比較分析(フィット&ギャップ分析)を行うなど、準備作業を進めることができた。	総合住民情報システム及び総合保健福祉システムについて、データセンターにおける監視や保守の適切な実施により、システムを安定稼働させ、住民サービスの維持及び充実を図ることができたほか、令和7年度までに国が策定する標準仕様に準拠したシステムへ移行するため、標準仕様と現行システムとの比較分析(フィット&ギャップ分析)を行うなど、準備作業を進めることができた。	引き続きシステムの適切な保守等により、安定稼働を図る必要がある。また、情報システム標準化について、令和5年度に実施した標準仕様と現行システムとの比較分析(フィット&ギャップ分析)に基づき、業務運用等の見直しの検討を行うほか、令和7年度の標準仕様に準拠したシステム移行に向けた移行計画を作成するなど、準備作業を進める必要がある。	A 順調に進んだ	システムの適切な保守等の実施により、安定稼働を図るほか、令和7年度までに国が策定する標準仕様に準拠したシステムへ移行するため、委託業者と調整を図りつつ、業務運用等の見直しや移行計画の作成など、準備作業を進める。	政策部DX推進室
① (4) 2	(4) 住民情報系システムの充実と窓口のデジタル化の推進	申請管理システムの導入	びったりサービスにおいてオンラインで申請されたデータを住民情報系システムへ自動で取り込むことで、業務の効率化・迅速化を図る。	オンライン申請データ自動取込による業務効率化・迅速化	申請管理システムの検討及び導入	システムの管理	システムの管理	システムの管理	システムの管理	引越しワンストップサービスやびったりサービスで申請のあったデータを住民情報系システムへ自動で取り込む「申請管理システム」を導入し、業務の効率化・迅速化につながる環境を構築した。	転出・転入手続ワンストップサービスで申請のあったデータを住民情報系システムへ自動で取り込む「申請管理システム」の運用により、業務の効率化・迅速化を図った。	申請管理システムの保守等を適切に実施し、安定稼働を図る必要がある。	A 順調に進んだ	申請管理システムの保守等を適切に実施し、安定稼働を図る。	政策部DX推進室
① (4) 3	(4) 住民情報系システムの充実と窓口のデジタル化の推進	確定申告オンライン予約受付	現在、確定申告相談の受付は来庁のうえ、税務課窓口受付付近に設置してある受付簿に氏名を記載して受付を行っているが、スマートフォン等からインターネットを利用して相談希望日、相談希望時間の事前予約を可能とすることで順番待ちの混雑緩和や待ち時間の短縮に繋げる。	順番待ちの混雑緩和 順番待ち時間の短縮 相談職員の適正配置の柔軟化	導入	前年度の反省点を踏まえたうえで継続	継続	継続	継続	インターネットを利用した事前予約を可能としたが、令和4年度の申告会場利用者数は2,720件に対して、内インターネットを利用した事前予約は51件と実績が少なかった。そのため混雑緩和、待ち時間の短縮にはあまりつながらなかった。	令和5年度(R6.2.16-R6.3.15)の本庁申告会場利用者数は、2,056件に対して、内インターネットを利用した事前予約件数は23件(全体の約1%)と前年度実績を下回ったが、これは、インターネットを利用して申告書を送信することにより本庁申告会場利用者が減少したと思われる。	本市の確定申告相談受付者の約8割は年金受給者である高齢者のため、スマートフォンやインターネットを利用したPCの扱いに不慣れな利用者数が伸びず混雑の緩和や待ち時間の短縮にはあまり繋がらなかった。	C あまり進まなかった	50代や60代の比較的PCの扱いに慣れている方の利用はあるため、今後もインターネットを利用した事前予約の周知を広報やHPで行うとともに、自宅等から行える確定申告のe-taxの利用促進を図る。	総務財政部 税務課市民税グループ
① (4) 4	(4) 住民情報系システムの充実と窓口のデジタル化の推進	図書館情報システム(座席予約システム)	亀山市立図書館の駅前移転(R5.1開館)に合わせ、座席予約システムの整備を行う。利用者がインターネットや館内端末で、図書館の座席等の予約・利用受付を行うセルフ化及び利用開始と終了の自動化、管理端末からの集中管理機能の構築を行うことで、利用者の利便性の向上を図るとともに図書館職員の業務効率化を実現させる。(イニシャルのみ生涯学習課の主要事業)	利用者にとって、公平な利用、手続きの効率化による利便性向上。 図書館利用の促進。 窓口業務等の効率化し、移転に伴い増加する窓口業務等に対応する。	整備	継続	継続	継続	継続	亀山市立図書館の駅前移転(R5.1開館)に合わせ、座席予約システムの整備を行った。多くの方に利用いただき、窓口での手続等を省いて席を予約いただいている。 利用者自らが座席予約システムを使うことで、自動化されたプロセスにより人的ミスなどによる手間や対応の増加を抑えることができた。	座席予約システムの整備により、多くの方の利用いただくことで窓口の手続等を省き、座席確保と管理の効率化が図られた。	初めて利用される方への利用方法などの案内を継続的に行っていかねばならない。 円滑な利用促進のため、引き続き利用案内や利用方法の周知を行う。	A 順調に進んだ	窓口対応で積極的に案内と説明を行っていく。 システム運用を安定的に提供する。 利用方法の案内を継続して行い、利用状況により予約席の設定や使用時間範囲などを見直していく。	教育委員会 事務局図書館

No.	重点施策	取組名	目的・内容	目指す成果	R4	R5	R6	R7	R8	令和4年度	令和5年度				担当
										取組実績・成果	取組実績・成果	課題・問題点	進捗度評価	今後の方向性	
① (4) 5	(4) 住民情報系システムの充実と窓口のデジタル化の推進	図書館情報システム (図書のICタグ管理化)	亀山市立図書館の駅前移転(R5.1開館)に合わせ、ICタグによる図書管理を開始し、自動貸出機・自動返却機による利用者の利便性向上、セキュリティゲートによる不明本・不正持出防止、IC蔵書点検機による図書館職員の業務効率化を実現させる。(イニシャルのみ生涯学習課の主要事業)	利用者にとって、利便性向上、プライバシーの確保。図書館利用の促進。 蔵書管理を効率化し、移転に伴い増加する窓口業務等に対応し、レファレンスサービス等を強化する。	整備	継続	継続	継続	継続	亀山市立図書館の駅前移転(R5.1開館)に合わせ、図書へのICタグ貼付、自動貸出機・自動返却機、セキュリティゲート、IC蔵書点検機等の整備を行った。ICタグによる図書管理を開始し、貸出や返却の手間を軽減し、効率的な図書管理が可能となった。	図書へのICタグ貼付、自動貸出機・自動返却機、セキュリティゲート、IC蔵書点検機等の整備により、貸出や返却の手間を軽減し、効率的な図書管理が行われた。	自動貸出機や自動返却機の利用案内を継続的に進めていかなければならない。 レファレンスサービスの強化に努める。	A 順調に進んだ	図書館情報システムについて、運用を安定的に提供する。手軽に利用できることを理解してもらえるように、利用方法の案内を継続して行っていく。	教育委員会事務局図書館
① (4) 6	(4) 住民情報系システムの充実と窓口のデジタル化の推進	都市計画関連情報発信の拡充	都市計画情報について、公開型GISを活用し、最新の情報を提供する。	適時最新情報の提供を行う	都市計画変更に伴い、公開情報の更新を行う	継続	継続	継続	継続	公開型GISの都市計画情報について、追加された情報の更新を実施した。 閲覧者がわかり易く、操作し易いよう、メニュー画面の再構築、印刷設定の追加、凡例の改良等を実施した。 また、誤った記述等の有無を定期的に確認し、迅速に修正等を行った。	公開型GISの都市計画情報について、追加された情報の更新を実施した。 閲覧者がわかり易く、操作し易いよう、メニュー画面の再構築、印刷設定及び凡例の変更等を実施した。	担当課で作成した最新情報のデータを、公開型GIS更新委託業者により更新作業を行う際に時間を要し、最新情報の発信が遅延してしまう。	A 順調に進んだ	公開型GIS更新委託業者との調整、作業進捗確認等を密に行い、早期の情報発信に努める。	建設部都市整備課都市計画グループ
① (4) 7	(4) 住民情報系システムの充実と窓口のデジタル化の推進	登山者との双方向の情報共有	亀山7座登山道等の適正な管理を行うことを目的とし、主に登山者が登山道の問題を写真に撮って位置情報と共にレポート投稿することにより、迅速な問題解決につなげる。	投稿されたレポートへ迅速に対応することによる事故等の未然防止	投稿されたレポートへの対応	投稿されたレポートへの対応	投稿されたレポートへの対応	投稿されたレポートへの対応	投稿されたレポートへの対応	投稿されたレポートに対して、調査・修繕等を行うとともに、必要に応じて他課と情報共有するなど、迅速に対応した。	投稿されたレポートに対して、調査・修繕等を行うとともに、必要に応じて他課と情報共有するなど、迅速に対応した。	年々、Fix My Streetの利用が減っており、効果は限定的である。また、亀山市公式ラインとの調整も必要である。	B まずまず進んだ	亀山市公式ラインの機能と比較しながら、集約も含めて検討を行う。	産業環境部 商工観光課 観光・地域ブランドグループ
① (5) 1	(5) 公金収納のデジタル化の推進	多様な収納の連携	共通納税システムの活用が拡充されていく中、クレジット収納やスマホアプリ収納など多様な手段を連携させ、電子納付の利便性を高める。	令和5年度から税目拡大(固定資産税、軽自動車税)	システム改修	共通納税システム税目拡大稼働(固定資産税、軽自動車税)	継続	継続	継続	eLTAXを活用した電子納税を可能とした地方税共通納税システムにおいて、税目拡大に対応できるようにシステム改修を行った。また、納付書へ統一規格QRコード印刷に対応するため、テスト帳票等の確認を行った。	当該年度より固定資産税・都市計画税、軽自動車税は納付書に統一規格QRコードを記載し、電子納税が可能となり、全国の金融機関、スマホアプリ等での納付が可能となった。 スマホアプリでは2,245件40,884千円、クレジットで237件8,104千円納付実績でした。(令和6年3月末時点) 広報かめやま、HPを活用した周知にも努めた。	更なる納税環境の充実を図るため、未導入の個人住民税(普通徴収)、国民健康保険税の導入を進める必要があると考える。	A 順調に進んだ	他市町の導入状況、システム標準化の導入状況を注視しながら、QRコード未導入の税目の導入に向けた準備を進め、更なる納税環境の充実を図る。目途としては、令和8年度を検討。	総務財政部 税務課収納対策グループ
① (6) 1	(6) 情報発信の多様化の検討	ホームページによる情報発信	市の施策や事業などについて、いつでも、どこでも、誰でも取得できるようホームページを通じた情報発信に取り組む。	PV数 R3: 2,863,545件 R7: 2,910,000件	ホームページの運営管理	ホームページの運営管理	ホームページの運営管理	ホームページの運営管理	ホームページの運営管理 保守管理等の更新	年間を通じて、ホームページの更新を2,334件行い、適時的確に情報発信したことで、年間2,923,748件(前年比+60,203件)の閲覧(ページビュー)数を得ることができた。また、ホームページを通じた情報発信に必要なサーバの賃借やシステムの保守を行った。	年間を通じてページの更新を行い、適時的確に情報発信したことで、年間2,316,398件(前年比+607,350件)の閲覧(ページビュー)数を得ることができた。また、ウェブアクセシビリティ向上のためガイドラインを策定したほか、サーバの賃借やシステムの保守を行った。	引き続き、ホームページの特性を踏まえ、タイムリーに行政情報を提供するとともに、ウェブアクセシビリティの向上を図る必要がある。	A 順調に進んだ	引き続き、市内外の人々が市の施策や事業、お知らせなどを必要な時にどこでも取得できるよう、ホームページにより情報を発信する。また、ウェブアクセシビリティガイドラインを活用し、職員の意識を高める。	政策部広報課 広報グループ

No.	重点施策	取組名	目的・内容	目指す成果	R4	R5	R6	R7	R8	令和4年度	令和5年度			担当	
										取組実績・成果	取組実績・成果	課題・問題点	進捗度評価		今後の方向性
① (6) 2	(6) 情報発信の多様化の検討	シティプロモーション専用ページによる情報発信	定住・交流・関係人口の増加につながるよう、まちのさまざまな魅力について、シティプロモーション専用ホームページを通じた情報発信に取り組む。	PV数 R3：114,131件 R7：125,000件	シティプロモーション専用ページの運営管理	シティプロモーション専用ページの運営管理	シティプロモーション専用ページの運営管理	シティプロモーション専用ページの運営管理	シティプロモーション専用ページの運営管理	専用ページのイベント情報を842件、ニュース情報を194件更新するとともに、令和5年1月に開館した市立図書館を紹介するプロモーション動画を制作し、専用ページに掲載したことで、年間134,025件（前年比+19,894件）の閲覧（ページビュー）数を得ることができた。	イベント情報を934件、ニュース情報を163件更新するとともに、灯おどりや獅子舞など地域資源と人の営みを魅力として紹介する動画を制作し、専用ページに掲載したことで、年間229,135件（前年比+95,110件）の閲覧数を獲得することができた。職員が情報発信の担い手となる意識を高めるためシティプロモーション研修を開催した。	本市での魅力的な暮らしを紹介するライフスタイルインタビューの取材を実施することができなかった。また、引き続き、職員自身がシティプロモーションの担い手であるという意識の醸成が必要である。	A 順調に進んだ	本市の暮らしやすさや魅力を知ってもらうため、イベントやニュース、動画などの情報を引き続き発信するとともに、市民の声や生活の様子など共感性の高い情報発信を行う。職員一人ひとりがシティプロモーションの担い手である意識を高めるため、職員研修を行う。	政策部広報秘書課広報グループ
① (6) 3	(6) 情報発信の多様化の検討	SNS等による情報発信	効果的な情報発信やコミュニケーションの強化を図るため、SNS等を通じた情報発信に取り組む。	利用SNS等の種類 R3：2 R8：3	SNS等の運用管理、拡充の検討及び方向性の決定	SNS等の拡充、運用管理	SNS等の運用管理	SNS等の運用管理	SNS等の運用管理	facebookへ年間147件の記事（文章と写真等）を投稿し、市内外へ情報発信を行った。また、市公式YouTubeには、観光プロモーション動画や布気の獅子舞特集動画など22本を新たに投稿した。さらに、令和6年3月のLINE公式アカウントの開設に向けて、工程案を作成した。	facebookへ年間196件の記事（文章と写真等）を投稿し、市内外へ情報発信を行った。また、市公式YouTubeには、観光プロモーション動画や布気の獅子舞特集動画など22本を新たに投稿した。さらに、令和6年3月のLINE公式アカウントの開設に向けて、工程案を作成した。	facebook、YouTube、LINEのそれぞれの特性（写真や映像による分かりやすさ、共感性の高まり）を踏まえ、多様な媒体で効果的な情報発信を行う必要がある。	A 順調に進んだ	写真や映像を用いて共感性や拡散性の高い記事、動画を作成する。また、さまざまな機会を捉えてSNSを活用した情報発信を行うよう、職員の意識醸成を図る。	政策部広報秘書課広報グループ
① (6) 4	(6) 情報発信の多様化の検討	ケーブルテレビ行政情報番組による情報発信	まちへの愛着や誇りの醸成と市民のまちづくりへの参画につながるよう、動画の特性を生かし、ケーブルテレビを通じた情報発信に取り組む。	市民参画による番組制作数 R3：54件 R7：65件	ケーブルテレビによる情報発信	ケーブルテレビによる情報発信	ケーブルテレビによる情報発信	ケーブルテレビによる情報発信	ケーブルテレビによる情報発信	年間53週分の番組を制作・放送する中で、広報サポーター（市民、学生等）の出演により、市民参画による番組を69件制作することができた。駅前再開発事業の完成や亀山ブランド第2弾の決定とともにそれらに関わる人々の姿やコメントを紹介する特集番組を制作し、市民や関係者に親しまれる番組制作ができた。	年間52週分の番組を制作・放送する中で、広報サポーター（市民、学生等）の出演により、市民参画による番組を69件制作することができた。また、灯おどりや獅子舞など地域資源とともにそれらに関わる人々の姿やコメントを紹介する特集番組を制作したことで、市民や関係者に親しまれる番組制作ができた。	市民参画や交流活動の促進につながる番組づくりを継続し、幅広い世代に親しまれる番組放送を行う必要がある。また、本市の魅力を再認識してもらえるような番組を制作する必要がある。	A 順調に進んだ	引き続き、広報サポーターの募集や学生アナウンサーの出演依頼を行い、市民参画による番組制作を行う。また、各種イベントや地域行事、新しい公共施設など、地域資源や人同士のつながりなどをまちの魅力として伝える動画を制作する。	政策部広報秘書課広報グループ

No.	重点施策	取組名	目的・内容	目指す成果	R4	R5	R6	R7	R8	令和4年度	令和5年度			担当	
										取組実績・成果	取組実績・成果	課題・問題点	進捗度評価		今後の方向性
① (6) 5	(6) 情報発信の多様化の検討	議会映像等インターネット配信事業	市民の利便性の向上を図り、積極的な情報公開に努め、議会に対する関心を高めるため、議会の会議（本会議・委員会）の映像及び議会報告番組のインターネット配信を行う。	広く市民に議会に対する関心を持ってもらい、透明性が確保された議会を維持する。	議会の会議（本会議・委員会）の映像及び議会報告番組のインターネット配信を行う。	継続	継続	継続	継続	市議会の本会議と定例会中の常任委員会の中継映像を、インターネットによりライブ及び録画配信を行った。 また、議会報告番組をインターネットにより録画配信を行った。 議会中継等を配信することにより、議会活動の積極的な情報発信ができた。 【アクセス件数】 ・議会映像（ライブ）27,009件 ・議員別配信（録画）19,870件 ・議会報告番組（録画）1,149件	市議会の本会議と定例会中の常任委員会の中継映像を、インターネットによりライブ及び録画配信を行った。 また、議会報告番組をインターネットにより録画配信を行った。 議会中継等を配信することにより、議会活動の積極的な情報発信ができた。 【アクセス件数】 ・議会映像（ライブ）26,003件 ・議員別配信（録画）25,824件 ・議会報告番組（録画）1,042件	現在は、市議会ホームページやFacebook、議会だより等を利用して、放送・配信の情報発信しているが、「議会の見える化」を一層推進するため、より積極的な情報発信の推進及び手法の検討を行う必要がある。	A 順調に進んだ	議会の映像配信については、市民からのニーズがあり、積極的な議会の情報の公開に対する要請は今後も高まっていくことが想定されるため、今後は本格運用が始まる市公式LINEなども利用して、映像配信等について、市民へ周知し、見える議会を推進する。また、インターネット配信を行っている議会について、配信時の情報をより充実させることができないか、その手法を研究する。さらに、議会報告番組については、より市民に親しみやすいものになるよう、番組のリニューアルを検討する。	議会事務局 議事調査課 議事調査グループ

亀山市行政DX推進計画実績一覧

第2節 行政経営のDX

No.	重点施策	取組名	目的・内容	目指す成果	R4	R5	R6	R7	R8	令和4年度	令和5年度			担当	
										取組実績・成果	取組実績・成果	課題・問題点	進捗度評価		今後の方向性
② (1) 1	(1) 情報システムの標準化・共通化の推進	自治体情報システムの標準化・共通化対応	行政サービスの利用者の利便性向上と行政の効率化を図るため、地方公共団体情報システムの標準化に関する法律に基づき、システムの標準化・共通化を進める。	住民情報系システム標準化の実施	システムの標準化の調査・検討	準備作業	準備作業	システム標準化の実施		令和7年度末を目標時期とした標準準拠システムへの移行に向けて、研修会へ参加し他自治体の状況を確認するなど、情報収集を行った。また、現行システムのベンダーと打合せを行い、移行に向けてスケジュール調整等を行ったほか、各担当課において、標準化に対応する業務担当者を選定した。	令和7年度末を目標時期とした標準準拠システムへの移行に向けて、標準仕様と現行システムとの比較分析（フィット&ギャップ分析）を行ったほか、国の説明会等へ参加するなど、標準化に係る情報収集を行った。	令和5年度に実施した標準仕様と現行システムとの比較分析（フィット&ギャップ分析）に基づき、業務運用等の見直しの検討を行うほか、標準準拠システムに移行に際して移行計画を作成する。また、現行システムで使っている外字を標準準拠システムで管理する文字へと紐づける作業のほか、移行に当たっての必要なデータの整理を行う。加えて、データを移行させるためのツール等の開発や標準準拠システムの構築を行う。	B まずまず進んだ		政策部DX推進室
② (1) 2	(1) 情報システムの標準化・共通化の推進	国税庁との確定申告書データ連携	現在、市で作成した確定申告書は紙ベースで税務署へ引渡しをおこなっているが、作成した確定申告書の内容を国税庁へ電子データ送信を行う。	税務署受付後、当市への確定申告書に係るデータ連携の早期化 申告者への還付手続期間の早期化	次期申告支援システムにおける国税庁とのデータ連携の検討、調整	継続	継続	自治体情報システム標準化対応に伴う現行の総合行政システム更新に伴い導入		取組実績：0件	自治体情報システム標準化（令和7年度開始予定）に伴い導入予定のため、令和5年度の取組実績としては0件。	自治体情報システム標準化が令和7年度開始予定であるため、電算会社や次期確定申告支援システムの導入に向けた詳細な調整が出来なかった。	C あまり進まなかった	令和7年度の自治体情報システム標準化に併せて、国税庁との確定申告に係るデータ送信連携について調整を進める。	総務財政部 税務課市民 税グループ
② (1) 3	(1) 情報システムの標準化・共通化の推進	国民健康保険広域化事業	国民健康保険広域化に伴う制度改正に対応した資格管理、給付管理等を適切に行うため、総合住民情報システムの改修を行う。	資格管理、給付管理等の適切な管理	検討(システム導入に向けての検討)	検討(システム改修等)	導入	継続	継続	令和6年3月より次期国保情報集約システムへの移行・切替に伴う業務において、三重県国民健康保険団体連合会より示された日程に従い、個人情報ファイル簿を作成した。また、令和6年1月の運用テスト前までにPIAを実施する必要があるため、PIAの内容について検討し、導入に備えた。	PIA実施、電子証明書更新作業、二要素認証装置の設置・設定について、三重県国民健康保険団体連合会と連携し、次期国保情報集約システムへの移行・切替を行った。総合住民情報システムの改修の有無及びオンライン資格確認等システムについて影響がないかを確認した。	改修済	A 順調に進んだ	継続して運用していく。	市民文化部 市民課国民 健康保険グ ループ

No.	重点施策	取組名	目的・内容	目指す成果	R4	R5	R6	R7	R8	令和4年度	令和5年度	課題・問題点	進捗度評価	今後の方向性	担当
										取組実績・成果	取組実績・成果				
② (2) (2) 1	(2) タブレット端末の活用 の推進	タブレット端末の活用と電子会議システムの拡充	会議のペーパーレス化を図るため、幹部職員において引き続きタブレットを活用するほか、電子会議システムの利用者を拡充する。	ペーパーレス会議等による業務効率化	タブレット端末及び電子会議システムの活用	タブレット端末の活用	タブレット端末及び電子会議システムの活用	タブレット端末及び電子会議システムの活用	タブレット端末及び電子会議システムの活用	幹部職員へ配布したタブレット端末を活用し、各種会議資料を電子会議システムを用いて配布したことにより、業務の効率化とペーパーレス化による人的・財政的な資源を創出することができた。	幹部職員へ配布したタブレット端末及び電子会議システムの活用により、業務の効率化とペーパーレス化を図った。また、新たに課長等についても電子会議システムを活用できるよう、取組を拡充した。	一層のペーパーレス化や業務効率化のため、電子会議システムを活用した会議の拡充を検討する必要がある。	A 順調に進んだ	一層のペーパーレス化や業務効率化のため、電子会議システムを活用した会議の拡充を検討する。	政策部DX推進室
② (2) (2) 2	(2) タブレット端末の活用 の推進	タブレット端末活用事業 (道路)	道路パトロールにおいて、タブレット端末及びFixMyStreet Japanを活用しパトロールにおける異常個所の逐次共有、データ保存を行う。(タブレット端末についてはDX・行革推進室から試行で仮受ける)	タブレット端末の活用により、道路パトロールなどの事務効率化に繋がる。	準備(導入に向けDX・行革推進室と調整)	導入	継続	継続	継続	準備(導入に向けDX・行革推進室と令和5年度から導入で調整済)	令和5年7月から道路パトロールにおいて、タブレット端末及びLogoフォームを活用し、パトロールにおける異常個所の逐次共有、データ保存を936件行えた。	試行で仮受けたタブレット端末のサイズが大きいため、現場作業時の取り扱いに難があった。	A 順調に進んだ	別の小サイズのタブレット端末を借り受ける予定である。	建設部建設管理課道路保全グループ
② (2) (2) 3	(2) タブレット端末の活用 の推進	タブレット端末活用事業 (農業)	農業者の高齢化や人口減少が本格化する中、農地の集約等を加速させることが求められおり、農地の出し手・受け手の意向等を迅速かつ効率的に情報収集して、農業の担い手の確保に繋がるよう推進する。令和4年度はタブレット端末の導入年度であり、端末活用の試行期間として、効率化に繋がる事務内容を検討する。	タブレット端末の活用により、農地パトロールなどの事務効率化に繋がり、農地の出し手・受け手の意向を迅速に把握し、農地のマッチングを志向する。	新規	継続	継続	継続	継続	国費にてタブレット端末10台を導入した。	国が開発した現地確認アプリの使用時期が当初より大幅に遅れ、利用時期に間に合わなかったため、活用には至っていない。当面は国費で導入した10台のタブレット端末で運用をしていく予定であったが、農地パトロールにおける耕作放棄地の現状把握や負担軽減等を迅速に実現していく必要があったため、衛星データによる耕作放棄地の解析システム利用と農地利用最適化推進委員の定員数分のタブレット端末の追加導入にかかる次年度の予算措置を講じた。	農地パトロールの実施については、農地利用最適化推進委員が役割を担っているが、高齢な方(平均年齢72歳)が多く、電子機器に不慣れな方もいるため、タブレット端末での実施にあたり事務局のサポートが必要であると考えられる。また、耕作放棄地の状況把握や所有者の意向確認を適切に行えたととしても、担い手がいなければマッチングが難しいため、耕作をしてもらえそうな担い手の発掘も必要である。	B まずは進んだ	衛星データによる耕作放棄地の解析システム利用と農地利用最適化推進委員の定員数分のタブレット端末の追加導入(10台分)を行い、耕作放棄地の現状把握や所有者の意向確認を行いつつ、農地のマッチングができるような環境を整備していく。	産業環境部農業委員会事務局(農林振興課農林政策グループ)
② (2) (2) 4	(2) タブレット端末の活用 の推進	図書館貸出タブレット端末整備	亀山市立図書館の駅前移転(R5.1開館)に合わせ、利用者の利便性向上と教養、調査研究、レクリエーションの目的ため、タブレット端末(iPad 10台)を整備し、館内貸与及びレファレンスサービスを行う。(イニシャルのみ生涯学習課の主要事業)	情報社会に即し、レファレンスなど図書館サービスの基本を行うための環境を整備する。	整備	継続	継続	継続	継続	亀山市立図書館の駅前移転(R5.1開館)に合わせ、タブレット端末(iPad 10台)を整備し、館内貸与を行っている。	タブレット端末(iPad 10台)を整備し、館内貸与を行っている。	利用者への館内貸出の利用は進んでいるが、レファレンスへの活用につながっていない。	A 順調に進んだ	職員が行うレファレンスや図書館情報システムの利用案内などの活用を進め、サービスの向上を行っていく。	教育委員会事務局図書館

No.	重点施策	取組名	目的・内容	目指す成果	R4	R5	R6	R7	R8	令和4年度	令和5年度	課題・問題点	進捗度評価	今後の方向性	担当
										取組実績・成果	取組実績・成果				
② (2) (2) 5	(2) タブレット端末の活用 の推進	多職種連携情報共有システムの運用	多職種間の情報共有の円滑化を実現し、厚みのある地域医療体制を構築することを目的とし、多職種連携情報システム（バイタルリンク）を活用する。	システム登録事業所が増加し、医療介護の連携に繋がる。	継続	継続	継続	継続	継続	令和4年度は新たに20事業所が登録し、合計244事業所がバイタルリンクを活用している。このことにより、多職種間の情報共有を円滑かつ迅速に行い、厚みのある地域医療体制を構築することができた。	令和5年度は新たに38事業所が登録し、合計276事業所がバイタルリンクを活用している。	情報量及び発信量が増えるとともに、必要な情報が事業所内で共有できていないこともある。	A 順調に進んだ	多職種間での業務が効率的に進むよう、バイタルリンクの活用を推進していく。	地域医療部 地域医療課 地域連携グループ
② (2) (2) 6	(2) タブレット端末の活用 の推進	議会タブレット端末の活用	議会基本条例に基づき、積極的にタブレット端末を活用し、議員間の情報共有システムの導入の検討を進める等、議会の情報化を推進する。	タブレット端末を使用する機会を増加させ、議員の活用頻度を向上させる。	継続	継続	継続	継続	継続	議会改革の一環として、議員のスケジュール管理をタブレット端末を用いて行うことができないか等、他市事例を参考しつつ、事業者のデモを受けた。	議会改革の一環として、議員のスケジュール管理を行うため、全議員及び事務局が利用できるグループウェアシステム「LINEWORKS」を導入した。	LINEWORKSの機能には、スケジュール管理機能のほか、掲示板機能やチャット機能など様々な機能が備わっているが、現在はスケジュール管理機能の利用が中心となっているため、システムのさらなる活用に向けて、各議員の端末操作の習熟度を高める必要がある。	A 順調に進んだ	スケジュール管理機能以外の機能についても、運用の手法等を研究し、よりスムーズな情報伝達・業務軽減ができないか検討するとともに、各議員の端末操作の習熟度を高めていく。	議会事務局 議事調査課 議事調査グループ
② (3) (3) 1	(3) AI・RPAの活用 の拡充	AI・RPAの活用 の拡充	行政サービスの更なる質の向上を図るため、AI・RPAの対象業務の拡充など、デジタル技術を活用した業務の効率化・迅速化に努め、人的資源を注力するべき業務に振り向ける。	導入済みのシナリオの稼働、新規シナリオ作成による業務効率化・迅速化 シナリオ作成：20件（累計）	RPAシナリオ作成研修の実施	RPA対象業務の拡充	RPA対象業務の拡充	RPA対象業務の拡充	効果検証	職員によるRPAシナリオ作成技術の向上を図るため、住民情報系システムを扱う職員の一部へ実業務を想定したシナリオ作成研修を行った。なお、これまでのシナリオを作成の累計は15業務で、うち7業務を本格運用している。	職員によるRPAシナリオ作成技術の向上を図るため、住民情報系システムを扱う職員の一部へ実業務を想定したシナリオ作成研修を行い、RPA対象業務の拡充を図った。	RPAシナリオ作成技術の全庁展開を図るため、シナリオ作成等を支援できるデジタル人材を育成する必要がある。また、AI等新たなデジタル技術の活用を検討する必要がある。	B まずは進んだ	DX推進室所属職員に、より高度なシナリオ作成研修を実施し、当該職員が原課に出向き、RPAの全庁展開につながる支援を行う。また、AI等システム導入の効果等に関する調査研究を行う。	政策部DX推進室
② (4) (4) 1	(4) テレワーク の推進	テレワーク システムの活用	感染症の拡大時や災害発生時等の業務継続性の確保と、職員の多様な柔軟な働き方を選択できる環境の充実に向け、テレワークシステムを活用する。	柔軟な働き方を選択できる環境の充実	テレワークシステムの活用	テレワークシステムの活用	テレワークシステムの活用	テレワークシステムの活用	テレワークシステムの活用	テレワークシステムを活用したテレワークの試行運用を継続したことにより、職員が柔軟な働き方を選択できる環境の充実に寄るとともに、新型コロナウイルス感染症対策として職員同士の接触の低減を図ることができた。また、のべ78件のテレワークを実施することができた。	引き続き、テレワークシステムを活用し、職員が柔軟な働き方を選択できる環境の充実に寄った。	新型コロナウイルス感染症対策として職員同士の接触低減に寄ったが、新型コロナウイルス感染症が5類に変更され、落ち着きを見せたことからテレワークの実施が低迷する可能性がある。	B まずは進んだ	職員の柔軟な働き方の選択肢の一つとして継続的に環境の整備を行い、充実を図っていく。	政策部DX推進室 総務財政部 総務課人事 給与グループ
② (5) (5) 1	(5) WEB会議 の推進	WEB会議 システムの活用	非接触型の会議等を推進することで、感染症の感染拡大防止や移動時間の削減を図るとともに、会議等のペーパーレス化を進めるため、WEB会議システムを積極的に活用する。	オンライン会議による移動時間等の削減 ペーパーレスの推進	WEB会議システムの活用	WEB会議システムの活用	WEB会議システムの活用	WEB会議システムの活用	WEB会議システムの活用	WEB会議システムの運用により、移動時間削減による職員の負担軽減や新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止を図ることができた。また、Web会議システムを活用したライブ配信等、新たな活用手法を実践した。	WEB会議システムの運用により、移動時間削減による職員の負担軽減を図ることができた。また、Web会議システムを活用した動画配信等により、研修や式典等の開催の効率化を図った。	引き続き、WEB会議システムの運用を行い、移動時間削減による職員の負担軽減を図る必要がある。	A 順調に進んだ	コロナ禍を経てWEB会議が定着しつつある。今後も継続してWEB会議システムを運用し、地理的制約を克服して移動時間の削減を図るなど、効率的に会議を開催する。	政策部DX推進室

No.	重点施策	取組名	目的・内容	目指す成果	R4	R5	R6	R7	R8	令和4年度	令和5年度	課題・問題点	進捗度評価	今後の方向性	担当
										取組実績・成果	取組実績・成果				
② (6) 1	(6) 文書等のデジタル化の推進	電子決裁の導入に伴う文書等のデジタル化	電子決裁の導入に伴い、これに係る文書等についてデジタル化を行う。	管理コストの削減	準備	対象文書の選定	対象文書の拡大	継続	継続	導入に向けた道筋を整備 ・電子化を進めると効果に比べて事務の負担が大きく増える文書（契約等）等の対象外とする文書の検討 ・文書取扱規定等の関係規定の精査及び見直しの検討 ・実効性を高めるため、文書管理システムだけでなく、併せて電子掲示板、ライブラリ、共有フォルダ等の活用を検討	・電子決裁に係る文書等について可能なものからデジタル化を図った。電子決裁による処理が適しない文書等については、電子決裁の対象外とする旨の届出制とし、それ以外は電子文書での処理を基本とした。 ・電子決裁の導入に合わせ、文書取扱規程について、文書には電磁的記録を含む等の改正を行った。	・電子決裁に伴う文書のデジタル化の仕組みに関し、全庁統一の運用ができておらず、一部では紙媒体による文書管理が主となっている。 ・令和5年度途中から電子決裁化したため、定期監査資料への対応等、導入時期以前の事務処理の方法について課題が発生している。	B まずまず進んだ	・電子決裁導入に伴う庁内の文書のデジタル化の度合いを調査し、検証を行う。 ・全庁的に統一した運用が図られるよう、文書のデジタル化に対応し難い部門への個別の働きかけを行う。 ・既存の紙文書と合わせ今後発生する紙文書の保管場所の想定をしていく。	総務財政部 総務課法務 統計グループ
② (6) 2	(6) 文書等のデジタル化の推進	タブレット端末の活用と電子会議システムの拡充【再掲】	会議のペーパーレス化を図るため、幹部職員において引き続きタブレットを活用するほか、電子会議システムの利用者を拡充する。	ペーパーレス会議による業務効率化	タブレット端末及び電子会議システムの活用	タブレット端末の活用	タブレット端末及び電子会議システムの活用	タブレット端末及び電子会議システムの活用	タブレット端末及び電子会議システムの活用	幹部職員へ配布したタブレット端末を活用し、各種会議資料を電子会議システムを用いて配布したことにより、業務の効率化とペーパーレス化による人的・財政的な資源を創出することができた。	幹部職員へ配布したタブレット端末及び電子会議システムの活用により、業務の効率化とペーパーレス化を図った。また、新たに課長等についても電子会議システムを活用できるよう、取組を拡充した。	一層のペーパーレス化や業務効率化のため、電子会議システムを活用した会議の拡充を検討する必要がある。	A 順調に進んだ	一層のペーパーレス化や業務効率化のため、電子会議システムを活用した会議の拡充を検討する。	政策部DX推進室
② (6) 3	(6) 文書等のデジタル化の推進	議会資料のペーパーレス化	事務の効率化を図るため、議会の会議（本会議・委員会等）において電子会議システムを利用し、会議資料のペーパーレス化を推進していく。	電子会議システムを使用する会議を増加させる。	電子会議システムの活用	継続	継続	継続	継続	本会議や各種委員会等の公開会議の会議資料は、タブレット端末を活用することで、全ての資料をペーパーレス化することができた。これにより、事務の効率化や議員への迅速な情報提供を行うことができた。	本会議や各種委員会等の公開会議の会議資料は、タブレット端末を活用することで、全ての資料をペーパーレス化できている。これにより、引き続き事務の効率化や議員への迅速な情報提供を行うことができた。	今後も各議員の電子会議システムのさらなる活用に向けて、端末操作の習熟度を高める必要がある。また、会議以外の行政視察などにおいてもペーパーレス化を行う余地がある。	A 順調に進んだ	来市視察などの資料において、相手方の議会が電子会議システムやタブレット端末を利用している場合、または、こちらが行政視察で相手方へ赴く場合に、資料のペーパーレス化を図ることができないか検討していく。	議会事務局 議事調査課 議事調査グループ
② (6) 4	(6) 文書等のデジタル化の推進	介護保険料算定に伴う所得照会の情報連携推進	市外から転入してきた被保険者の介護保険料を算定するにあたり、所得情報が必要となる。所得情報を効率的に取得するため所得照会の情報連携を推進する。	所得照会の情報連携の実現	導入	継続	継続	継続	継続	介護保険料算定に関する所得照会の情報連携に向けて、鈴鹿亀山地区広域連合、DX行革推進室と協議を行った。	令和5年7月より所得照会の情報連携を開始した。 令和5年度照会実績 58件	特になし	A 順調に進んだ	次年度以降も情報連携を活用していく。	市民文化部 市民課医療 年金グループ
② (6) 5	(6) 文書等のデジタル化の推進	河川・都市下水道・調整池等台帳システム運用管理	河川・都市下水道・調整池の管理を適正に行うため、管理すべき水路等の所在の整理。	施設維持管理に係る業務の効率化	河川・都市下水道・調整池等台帳システム運用管理	継続	完了			以前から管理整備されている施設（河川、都市下水道、調整池等）の各台帳を収集、整理し、市が管理する準用河川、普通河川の所在地等の確認を行ったことにより一部、整理が出来た。	以前まで紙媒体（図面）であった台帳により市が管理する準用河川、普通河川の所在地等の確認を行い、GISシステムへの入力を終えた。また、都市下水道及び調整池については、所在地等の確認を行い、概ね、整理が出来た。	河川についてGISシステムへの入力は終了したが河川の所在地の誤差が生じていたため、修正作業を要する。また、都市下水道及び調整池についても同様に確認を行い、必要に応じ修正を行う。	A 順調に進んだ	河川については修正作業を行い、完了させる。また、都市下水道と調整池については残りの箇所の整理を行い、令和6年度の完了を目指す。	建設部土木課 河川流域グループ

No.	重点施策	取組名	目的・内容	目指す成果	R4	R5	R6	R7	R8	令和4年度	令和5年度				担当
										取組実績・成果	取組実績・成果	課題・問題点	進捗度評価	今後の方向性	
② (6) 6	(6) 文書等のデジタル化の推進	水道施設台帳整備	水道法改正に伴い作成した水道施設台帳を活用し情報の共有を図り、属人的な情報管理からの脱却を行っていく。また、工事等により水道施設が変更していくことから、データ更新を継続的に行っていく。	水道施設の図面や写真等の情報を速やかに取得できるよう工事等において変更した水道施設の継続的な更新を行い、情報を共有化し、窓口業務等の効率化を図る。	水道施設台帳のデータ更新	継続	継続	継続	継続	適切に水道施設台帳（管路・施設）を運用していくため、令和3年度に変更があった記載事項について、水道施設のデータ更新作業を行った。	令和4年度に工事や開発行為等により変更になった水道施設についてデータ更新作業を行った。また、担当者による工事設計時の確認や、民間事業者による埋設状況の確認時等において、各担当者が等しく適切に対応することができた。	工事や開発行為等により変更になった水道施設は外部委託により適切に更新しており、各担当者による水道管理状況等の登録情報の確認もできている。漏水修理・苦情対応記録の入力等の台帳システムの付加的な機能までは使い切れていない。	A 順調に進んだ	水道施設台帳の適切な運用を図るため年1回のデータ更新を継続するとともに、システムの更なる活用を進めるための定期的な操作研修を実施する。	上下水道部 水道課上 水道工務グループ
② (6) 7	(6) 文書等のデジタル化の推進	下水道台帳システム運用管理事業	公共下水道・農業集落排水施設の管理を適正に行うため、工事等により変更される下水道管情報を毎年度更新する。	工事等において変更した下水道施設の継続的な更新を行い窓口業務等の効率化を図る。	下水道台帳システム運用管理	継続	継続	継続	継続	工事等を行った箇所下水道管情報を更新し、窓口対応や現場確認資料として適切に使用できるように努めた。また、機器が老朽化したため更新を行った。	工事等を行った箇所の下水道管情報を更新し、窓口対応や現場確認資料として適切に使用できるように努めた。	窓口において下水道台帳の交付事務を行っているが、事務量が多く、他の業務を圧迫している。	A 順調に進んだ	今後も下水道整備区域が拡大されることから、窓口対応や現場確認資料のための更新を行う必要がある。また、窓口における事務量削減のため、下水道台帳を市HP上で公開する。	上下水道部 下水道課下 水道工務グループ
② (6) 8	(6) 文書等のデジタル化の推進	三重医療安心ネットワークの運用	転院の際の物理データの減少及び情報共有の迅速化を目的とし、三重県内の医療機関とシステム上（ID-LINK）で患者データを共有する。	県内医療機関における安心・安全かつ切れ目のない医療提供体制の充実	三重医療安心ネットワークの運用	継続	継続	継続	継続	ID-Link上で県内他院と患者情報を共有できるよう、体制を整備した。	ID-Link上で県内他院と患者情報を共有できるよう、体制を継続している。	同意取得に手間がかかることと、他医療機関との連携は、紹介状やCD-Rの持参で足りるため、開示病院として活用実績がなく、費用対効果が低い。	B まずまず進んだ	データ開示は実用性に欠けるため、他医療機関が開示した情報を費用負担なしで閲覧可能となる閲覧病院として更新する。	地域医療部 地域医療課 地域連携グループ
② (7) 1	(7) 内部情報系システムの充実と内部事務のデジタル化の推進	内部情報系システムの運用	市職員が庁内事務等に使用するシステムや機器類の維持管理に努め、安定稼働させることにより、行政事務の効率化・迅速化を図る。 （統合型内部情報システム、GIS、人事給与システム、プリンター制御システム、内部情報ネットワーク、行政施設ネットワーク、グループウェアパソコン）	システムの安定稼働と適切な更新 重大なインシデント件数：0件	統合型内部情報システム更新準備機器及びシステムの管理	統合型内部情報システム更新	統合型地理情報システム更新 内部情報ネットワーク更新検討 機器及びシステムの管理	グループウェアパソコン更新 機器及びシステムの管理	プリンター制御システム更新 機器及びシステムの管理	内部情報系システムについて、データセンター及び市庁舎において、監視や保守を適切に実施し、システムを安定稼働させることができた。また、制度改正等に伴うシステム改修等を円滑に実施し、適切な事務運用を継続することができた。	内部情報系システムについて、データセンター及び市庁舎において、監視や保守を適切に実施し、システムを安定稼働させることができた。また、統合型内部情報システムの更新について、円滑に実施することができたほか、当該更新にあわせて、同システム内の文書管理システムに電子決裁を導入し、運用を開始した。こうした取組により、一層の行政事務の効率化・迅速化を図ることができた。	引続き、システムの適切な保守等の実施により、安定稼働を図る必要がある。また、契約期限が到来する人事給与システム及び内部情報ネットワークの更新を行う必要がある。	A 順調に進んだ	引続き、システムの適切な保守等の実施により、安定稼働を図るほか、契約期限が到来する人事給与システム及び内部情報ネットワークの更新を行う。	政策部DX推進室

No.	重点施策	取組名	目的・内容	目指す成果	R4	R5	R6	R7	R8	令和4年度	令和5年度				担当
										取組実績・成果	取組実績・成果	課題・問題点	進捗度評価	今後の方向性	
② (7) 2	(7) 内部情報系システムの充実と内部事務のデジタル化の推進	職員コミュニケーションのデジタル化	職員間のリアルタイムな情報共有やコミュニケーションの活性化・円滑化による、迅速な意思決定と業務効率化を図るため、職員コミュニケーションのデジタル化を進める。	職員間コミュニケーションのデジタル化による迅速な意思決定と業務効率化	ビジネスチャットツールの試行導入	ビジネスチャットツールの導入	ビジネスチャットツールの管理	ビジネスチャットツールの管理	ビジネスチャットツールの管理	前年度に引き続き、ビジネスチャットツールの試行運用を実施し、令和4年9月から12月の使用状況調査において、登録者約400人のメッセージのやり取りは、累計約25,000件あり、情報共有やコミュニケーションの活性化・円滑化を図ることができた。	ビジネスチャットツールの本格運用を開始し、令和5年度第4四半期の登録者約400人のメッセージのやり取りは、月平均約6,500件あり、情報共有やコミュニケーションの活性化・円滑化に寄与した。また、同ツールは他の自治体でも多く活用されており、一部の事務においては、自治体間のコミュニケーションが活性化された。	引続き、ビジネスチャットツールを活用し、コミュニケーションの活性化・円滑化による、迅速な意思決定と業務効率化を図る必要がある。	A 順調に進んだ	引続き、ビジネスチャットツールを活用し、コミュニケーションの活性化・円滑化による、迅速な意思決定と業務効率化を図る。	政策部DX推進室
② (7) 3	(7) 内部情報系システムの充実と内部事務のデジタル化の推進	例規集等管理システムの運用	例規執務業務を総合的にサポートし、業務の効率化を図る。条例等の改正に伴うデータ修正などを行うとともに、システムの維持管理を行う。	条例等の改正に伴う確かなデータ修正の実施	条例等の改正に伴うデータ修正例規集等管理システムの管理	条例等の改正に伴うデータ修正例規集等管理システムの管理	条例等の改正に伴うデータ修正例規集等管理システムの管理	条例等の改正に伴うデータ修正例規集等管理システムの管理	条例等の改正に伴うデータ修正例規集等管理システムの管理	例規集システム管理業務委託契約を締結し、システムの維持管理に努め、例規の制定・改廃に伴う更新データのシステム反映等により、業務の効率化を維持することができた。(令和5年度データ修正数：1,744頁)	例規集システム管理業務委託契約を締結し、システムの維持管理に努め、例規に関する業務の効率化を図る必要がある	引き続き、システムの維持管理に努め、例規に関する業務の効率化を図る必要がある	A 順調に進んだ	システムの維持管理に努め、的確なデータ修正を実施し、例規に関する業務の効率化を図る。	政策部DX推進室
② (7) 4	(7) 内部情報系システムの充実と内部事務のデジタル化の推進	CADシステムの運用	設計・製図業務の効率化や正確さの向上に資するCADシステムの安定稼働を図る。	システムを安定稼働と適切な更新	CADシステムの管理	CADシステムの管理	CADシステムの管理	CADシステムの管理	CADシステムの更新及び管理	CADシステムの保守・管理を実施し、安定稼働させることができた。	CADシステムの保守・管理を実施し、安定稼働させることができた。	引き続き、システムの安定稼働を図るため、機器及びシステムの管理、保守が必要である。また、システム機器賃貸借契約の期限が到来するため、延長契約を締結する必要がある。	A 順調に進んだ	CADシステムの保守・管理を継続し、安定稼働を図るほか、システム機器賃貸借契約を延長し、引き続き、設計・製図業務の効率化を図る。	政策部DX推進室
② (7) 5	(7) 内部情報系システムの充実と内部事務のデジタル化の推進	工事積算システムの運用	積算業務の効率化、積算ミスの防止に資する工事積算システムの安定稼働を図る。	工事積算システムの活用による積算業務の効率化と積算ミスの防止	工事積算システムの管理	工事積算システムの管理	工事積算システムの管理	工事積算システムの管理	工事積算システムの管理	三重県と締結している「三重県自治体共同積算システム」に係る協定に基づき、運用を安定して継続することができた。	三重県と締結している「三重県自治体共同積算システム」に係る協定に基づき、運用を安定して継続することができた。	引き続き、工事積算システムの活用による、積算業務の効率化と積算ミスの防止を図る必要がある。	A 順調に進んだ	「三重県自治体共同積算システム」に係る協定に基づき、工事積算システムの活用を継続する。	政策部DX推進室
② (7) 6	(7) 内部情報系システムの充実と内部事務のデジタル化の推進	三重県・市町DX推進協議会への参画	三重県と県内市町間の連携を強化し行政におけるDXと社会全体のDXの推進を図るため設置された、三重県・市町DX推進協議会へ継続して参画する。	課題の共有やデジタルサービス・ツール等の共同調達・運用、人材育成等、県・市町の連携強化	三重県・市町DX推進協議会への参画	三重県・市町DX推進協議会への参画	三重県・市町DX推進協議会への参画	三重県・市町DX推進協議会への参画	三重県・市町DX推進協議会への参画	三重県・市町DX推進協議会に参画することにより、県・市町間で情報システム等の共同利用の検討のほか、デジタル関連施策の課題解決に向けた結果、本市では、共同調達としてビジネスチャットツール等を効率的に導入できたほか、オープンデータサイトのリニューアルを実施できた。	三重県・市町DX推進協議会やワーキンググループに参画することにより、県・市町間で情報システム等の共同利用の検討のほか、デジタル関連施策の課題解決の検討を行った結果、本市では、共同調達としてビジネスチャットツール等を効率的に導入できたほか、オープンデータサイトのリニューアルを実施できた。	三重県及び県内市町共通のデジタル関連施策の課題解決や情報共有、情報システム等の共同利用のため、引き続き協議会に参画する必要がある。	A 順調に進んだ	三重県及び県内市町共通のデジタル関連施策の課題解決や情報共有、情報システム等の共同利用のため、引き続き協議会に参画する。	政策部DX推進室

No.	重点施策	取組名	目的・内容	目指す成果	R4	R5	R6	R7	R8	令和4年度	令和5年度	担当				
											取組実績・成果	取組実績・成果	課題・問題点	進捗度評価	今後の方向性	
② (7) 7	(7) 内部情報系システムの充実と内部事務のデジタル化の推進	デジタルアドバイザー委員会の設置	デジタル技術を積極的に活用し、スマート自治体への転換を図り、一人ひとりのニーズに合った「利用者中心の行政サービス」につなげるため、デジタルアドバイザー委員会を設置する。	アドバイザー委員からの助言による行政DXの推進	デジタルアドバイザー委員会の設置検討	要綱改正 デジタルアドバイザー委員会の設置 助言による行政DXの推進	アドバイザー委員からの助言による行政DXの推進	アドバイザー委員からの助言による行政DXの推進	アドバイザー委員からの助言による行政DXの推進	ICT利活用アドバイザー委員会の後継組織として、デジタルアドバイザー委員会を行政DX推進計画に位置づけ、設置に向けた検討を行った。	ICT利活用アドバイザー委員会の後継組織として、デジタルアドバイザー委員候補者の検討を行い、一部の候補者や推薦組織と委員委嘱に向けた調整を行ったほか、委員会要綱の改正を行った。	行政DXの一層の推進を図るため、行政DX推進計画に基づき、デジタルアドバイザー委員会を設置し、委員からの助言等を得る必要がある。	B まずまず進んだ	行政DX推進計画に基づき、デジタルアドバイザー委員会を設置し、委員からの助言等を得る必要がある。	政策部DX推進室	
② (7) 8	(7) 内部情報系システムの充実と内部事務のデジタル化の推進	デジタルリテラシー・情報セキュリティ研修の実施	行政DXを推進するため、デジタル技術の特性を理解し、効果的に活用することができると期待する人材を育成する。	DX推進のためのマインドセットの醸成 デジタルリテラシーの向上 情報セキュリティ意識の向上	デジタルリテラシー・情報セキュリティ研修の実施	デジタルリテラシー・情報セキュリティ研修の実施	デジタルリテラシー・情報セキュリティ研修の実施	デジタルリテラシー・情報セキュリティ研修の実施	デジタルリテラシー・情報セキュリティ研修の実施	RPAシナリオ作成研修、オフィスソフトの操作研修及び情報セキュリティ研修等を実施し、職員の情報セキュリティ意識やデジタルリテラシーの向上を図った。	新規採用職員に対する情報セキュリティ研修や動画配信によるアプリケーションの操作研修のほか、RPAシナリオ作成研修を実施し、職員の情報セキュリティ意識やデジタルリテラシーの向上を図った。 (研修動画配信の視聴数184件)	引き続きデジタルリテラシー研修及び情報セキュリティ研修の実施を継続し、行政DX推進の核となるデジタル人材の育成を図る必要がある。	B まずまず進んだ	引き続きデジタルリテラシー研修及び情報セキュリティ研修の実施を継続し、行政DX推進の核となるデジタル人材の育成を図る。	政策部DX推進室	
② (7) 9	(7) 内部情報系システムの充実と内部事務のデジタル化の推進	電子決裁の導入	文書管理システムにおいて管理する文書について、同システムを利用して電子的に決裁し、又は收受供覧を行う。	決裁等に要する時間の削減	準備	導入	検証	継続	継続	現行の事務を踏襲しつつ、電子決裁とするメリットを生かすため、手続の細部までブラッシュアップした上で、導入に向けた計画を作成した。 時期については、文書管理システムのバージョンアップを控えており、旧バージョンでは差し障りがある取扱いが散見されたことから、新バージョンへのアップデートに合わせた導入とした。	文書管理システムの既設機能を活用し、同システムで管理する文書について、電子的に決裁し、收受供覧を行う仕組みとした。 紙媒体の決裁が一部削減され、電子上での処理により決裁等に要する時間の削減につながった。また、決裁状況、文書の所在等が電子上で即時に確認でき、迅速な意思形成等に寄与した。	・電子決裁に関し、全庁統一の運用ができておらず、依然として紙媒体による決裁処理が主となっている部門がある。 ・特例的に電子決裁から除外している契約書に係る決裁等の調整が図れていない。 ・決裁日の誤りや差戻し後の処理方法など、電子決裁に係るシステムの操作方法がまだ浸透していない。	B まずまず進んだ	・電子決裁導入による決裁等に係る事務処理時間の削減量として紙媒体による決裁処理が主となっている部門がある。 ・全庁的に統一した運用が図られるよう、電子決裁が徹底できていない部門への働きかけを行う。 ・電子決裁から除外するものの調整を図るとともに、導入当初問合わせのあった事項について整理し、再度周知する。	総務財政部 総務課法務 統計グループ	
② (7) 10	(7) 内部情報系システムの充実と内部事務のデジタル化の推進	国民健康保険資格適正管理事業	国民健康保険の加入及び引退の資格情報を三重県国民健康保険団体連合会が管理する国民健康保険集約システムに自動で連携できるよう、自庁システムの改修を行う。	資格の適切な管理	検討(システム導入に向けた検討)	検討(システム導入に向けた検討)	検討(システム改修等)	導入	継続	令和6年3月から次期国保情報集約システムへ移行されるため、その仕様及び様式に基づいた国保資格情報の自動連携に向けて、ベンダーと国保連合会からの情報収集に努めた。	令和6年3月から次期国保情報集約システムへ移行した場合の影響等について、ベンダー、三重県国民健康保険団体連合会及びDX推進室と協議する必要がある。	国保資格情報の自動連携についての予算措置及び令和7年度から標準システムへ移行した場合の影響等について、ベンダー、三重県国民健康保険団体連合会及びDX推進室と協議する必要がある。	C あまり進まなかった	すでに、国保資格情報の自動連携における仕様及び様式が決定しているため、ベンダー、三重県国民健康保険団体連合会及びDX推進室と連携し、導入の可否について検討していく。	市民文化部 市民課国民健康保険グループ	
② (7) 11	(7) 内部情報系システムの充実と内部事務のデジタル化の推進	預貯金照会業務の電子化(pipitLINQ)	現在郵送にて実施している金融機関への滞納者の預貯金照会業務をL G-W A N回線を利用して、電子的に実施することで、調査・回答期間の短縮、業務の効率化を図ります。	回答期間30日程が2日程に短縮、郵送業務等に費やす時間が30%短縮	新規	拡充(調査可能な金融機関の追加)	拡充(調査可能な金融機関の追加)	拡充(調査可能な金融機関の追加)	拡充(調査可能な金融機関の追加)	金融機関に預貯金照会を依頼して回答を得るまでに長時間を要し、効率的ではなかった。導入後、2日程での回答になり調査・回答期間の短縮、郵送業務等に費やす時間の軽減になった。 調査件数：935件	電子照会での預金照会導入後、2～3日程度で回答を受領することが可能となり、業務の効率化、郵送業務等の要する時間、費用の削減となった。 5年度調査実績：780件 【使用金融機関】 百五銀行、三十三銀行、ゆうちょ銀行等	調査可能な金融機関が追加できれば、更に利便性が向上する。	A 順調に進んだ	動向を注視し、預貯金照会業務の電子化対応可能な金融機関であれば、電子化の活用を進める。	総務財政部 税務課収納対策グループ	

No.	重点施策	取組名	目的・内容	目指す成果	R4	R5	R6	R7	R8	令和4年度	令和5年度				担当	
										取組実績・成果	取組実績・成果	課題・問題点	進捗度評価	今後の方向性		
② (7) (7) 12	(7) 内部情報系システムの充実と内部事務のデジタル化の推進	口座振替データ授受のデジタル化推進	口座振替データを安全かつ効率的に授受するため、指定金融機関に委託して、一括でデータを伝送し、指定金融機関が各取納代理金融機関とデータの授受を行う。振替結果についても指定金融機関が各取納代理金融機関の口座振替データを集約し、口座振替結果データを会計課パソコンに一括送信する。	事務の効率化	2024年1月にISDN回線のサポートが終了するため、その後の取扱いについての検討	データ伝送の回線変更	継続	継続	継続	口座振替及び口座振込のデータ伝送の際に使用しているISDN回線が、2024年1月に廃止されることに伴い、個人情報の流出など安全面を重視し、LG-WAN回線を使用したAnserDATAPORTの方式でデータ授受を行うことができるよう、各金融機関へ聞き取り、予算化へ反映させた。	各金融機関とのデータ伝送について、LG-WAN回線を使用したAnserDATAPORT方式への切替を事前テストのうえ2024年1月までに切替え、安全にデータ授受ができたことを確認した。	AnserDATAPORTの方式へ変更後は、各金融機関それぞれへの当初契約料と月額利用料が発生し、負担額が増大する。今後、金融機関によっては、利用料の値上げも考えられる。	A 順調に進んだ	市税等の収納や支払に支障が出ないように今後も引き続き金融機関等と連携のうえ、個人情報の安全性を確保し、適切にデータ授受を行う。	会計課出納グループ	
② (7) (7) 13	(7) 内部情報系システムの充実と内部事務のデジタル化の推進	公共料金の支払い事務のデジタル化推進	公共料金の支払いについて、会計事務の効率化を図るため、各課の公共料金の明細データを財務会計システムに取り込み、一つの部署で一括起票して支払う。	事務の効率化	令和5年の財務会計システムの更新と合わせて導入できるように、関係課、業者と協議	開始	継続	継続	継続	各種公共料金の件数等を把握し予算化に反映させるため、令和4年8月1月分の公共料金について、種別、件数、金額等の洗い出しを行い、令和5年度からの実施に向けたスケジュールを確認した。	各種公共料金の口座引き落としのためのデータ登録を行い、財務会計システムや公共料金明細データを受け取るための設定を行った。会計課にて公共料金のデータを抽出し、財務課契約管財Gにて財務会計システムから一括起票し支払を行い、光熱水費及び通信運搬費の口座振替による支払を開始した。	各種公共料金のデータの取り込みの際に予算不足が判明してエラーとなった場合、支払処理まで日数が限られるため、各課において事前に料金を把握し、予算残高が不足する場合は早急に流用措置を行うよう周知方法を検討する必要がある。	A 順調に進んだ	サービス導入後の新規契約や解約、機構改革等についても、関係部署と連携を図りながら対応し、各所属の事務負担の軽減及び支出命令書と納付書等の書類整理にかかる事務の負担軽減を目指す。	会計課出納グループ	
② (7) (7) 14	(7) 内部情報系システムの充実と内部事務のデジタル化の推進	建築積算システムの導入	物価スライドや週休二日制への対応など、複雑化する積算業務の合理化・省力化を行う。また、積算業務のテレワーク対応化も可能になる。	積算業務の効率化	検討、調整	導入	継続	継続	継続	建築積算システムの導入に向けて、複数社の積算システムの試験導入、見積り徴収を行ったが、週休二日制やR5年度に行われる国土交通省の共通費積算基準の改正に対応しているシステムが見つからなかったため、R5年度での導入を見送った。	三重県ほか積算システムを導入しているすべての市で利用されている「RIBIC2」が週休2日及び積算基準改正に対応していることがわかり、近隣市である伊賀市及び鈴鹿市に聞き取りを行い、導入の流れを確認した。	物価データの更新頻度で、費用が変わるため、精査が必要である。	A 順調に進んだ	RIBIC2を導入する方向で予算要求を行う。	建設部建築住宅課住まい推進グループ	
② (7) (7) 15	(7) 内部情報系システムの充実と内部事務のデジタル化の推進	企業会計システム運用管理事業（下水道）	経理事務を効率的に行うため、企業会計システムの適切な運用・維持管理を行う。	適正な事務処理及び安定的な運用	企業会計システム運用管理	継続	継続	継続	継続	農業集落排水事業の企業会計システム更新、また今年まで自庁管理していた企業会計システムをクラウド化することにより、適切な運用・維持管理を行うことができ、より効率的な経理事務を行うことができた。	インボイス制度に伴うシステム更新、また今年まで自庁管理していた企業会計システムをクラウド化することにより、適切な運用・維持管理を行うことができ、より効率的な経理事務を行うことができた。	企業会計システムをクラウド化することにより、効率的に維持管理が行える反面、自庁処理しないため、どのように情報管理されているかが見えにくくなった。	A 順調に進んだ	企業会計システムを情報管理していくうえで、相手方と密に連絡をとり、運営していく。	上下水道部 下水道課 下水道管理グループ	
② (7) (7) 16	(7) 内部情報系システムの充実と内部事務のデジタル化の推進	救急出動の記録データベース化による業務効率の向上	救急出動の記録をデータベース化することで、救急出動報告書の作成、各種統計・調査及びデータ抽出をデジタル化し、業務の効率化・迅速化を図る。	救急業務の効率化	救急出動記録データベースの運用	継続	継続	継続	継続	年間2000件を超える救急活動記録をデータベース化することにより、救急統計などの各種事務処理を円滑に処理することができた。	年間2000件を超える救急活動記録をデータベース化することにより、救急出動報告書の作成をはじめ、統計事務、各種調査などを円滑に処理することができた。	消防指令センターの共同運用開始に伴い、現行システムから新システムへ移行することが決定された。	消防指令センターの共同運用開始に伴い、現行システムから新システムへ移行することが決定された。	A 順調に進んだ	消防指令共同センターの共同運用開始に向けて、令和5年度に設置されたOA分科会において、新システムの詳細な検討を進める。	消防本部 消防総務課 消防救急グループ

No.	重点施策	取組名	目的・内容	目指す成果	R4	R5	R6	R7	R8	令和4年度	令和5年度				担当
										取組実績・成果	取組実績・成果	課題・問題点	進捗度評価	今後の方向性	
② (7) 17	(7) 内部情報系システムの充実と内部事務のデジタル化の推進	防火対象物・危険物施設データベース化による業務効率の向上	防火対象物・危険物施設のデータをデータベース化し、統計、検索及び各種様式作成等の作業を行えるシステムを使用することで、事務の効率化・迅速化を図る。	予防業務の効率化		継続	継続	継続	継続	危険物施設管理システムについては、データベースが完成しており、各種統計、調査等で業務の迅速化が図られている。防火対象物管理システムについては、一部未入力施設があるものの報告書等で業務の円滑化に貢献している。	危険物施設管理システムは、データベースが完成しており、各種統計、調査等で業務の迅速化が図られている。防火対象物管理システムについては、一部未入力施設があるものの、査察に伴う報告事務等において業務の円滑化が図られている。	一部未入力となっている防火対象物については、建物の所有者が不明であったり、建物の存在自体を確認する必要があるなどの理由からデータベースの完成が遅れている。	B まずまず進んだ	防火対象物管理システムも統計・調査で使用できるようデータベースの完成を急ぐ。	消防本部予防課予防グループ
② (7) 18	(7) 内部情報系システムの充実と内部事務のデジタル化の推進	病院総合情報システム更新事業	病院総合情報システムを更新により、システムの安定的稼働を確保し、医療業務の円滑化と患者サービスの向上を図る。	窓口業務に支障を来すようなシステム障害件数 0件		業者選定、契約、システム移行作業	システム移行作業、システム稼働	継続	継続	令和5年10月の新システム稼働に向け、現行システムの課題等を洗い出すとともに、各部署等と協議・検討を重ね仕様書を作成し、令和5年1月に業者を選定、同年2月に新システムの購入契約を締結した。また、契約締結後は、業者と連絡・調整を密にし、機器の搬入及びシステムの構築等の準備を進めた。	前年度から引き続き業者及び関係部署と連携を密にし、更新作業を行った結果、計画どおり令和5年10月に新システムを稼働させることができた。	システムの稼働状況等を随時把握し、安定的稼働を確保する必要がある。	A 順調に進んだ	診療報酬・制度改正等の対応により医療業務の円滑化を図るとともに、システムの状況等を随時把握し、安定的稼働を確保する。	地域医療部 病院総務課 医事グループ
② (8) 1	(8) クラウド化の推進	自治体クラウドの運用	システム導入時における費用負担の軽減や導入時間の短縮に資するとともに、保有する情報を守り、業務を継続するため、クラウド・バイ・デフォルトの原則に基づき、クラウドサービスの利用を第一候補として検討するとともに、一部のシステムについては、他自治体と情報システムの共同利用を行う自治体クラウドの運用を継続する。	自治体クラウドの運用によるサポート体制の強化とシステム運用コストの削減		自治体クラウドの運用	自治体クラウドの運用	自治体クラウドの運用	地方公共団体システム標準化対応	本市と同じ総合住民情報システムを利用している朝日町と「亀山市・朝日町情報システムの共同化に関する協定」を延長する協定を締結し、引き続き共同運用することにより、サポート体制の強化やシステム運用コストの削減を継続した。	本市と同じ総合住民情報システムを利用している朝日町と「亀山市・朝日町情報システムの共同化に関する協定」に基づき、引き続き共同運用を実施し、サポート体制の強化やシステム運用コストの削減を継続した。	サポート体制の強化や運用コストの削減を図るため、総合住民情報システムの自治体クラウドでの運用を継続する必要がある。	A 順調に進んだ	総合住民情報システムの自治体クラウドでの運用を継続する。	政策部DX推進室
② (8) 2	(8) クラウド化の推進	図書館情報システムの運用【再掲】	図書館利用者が、図書館情報システムのweb機能により、資料の検索・予約、確保連絡をメールで受け取ることができる。(令和元年からクラウドサービスである図書館情報システムを使用している)	利用案内を進め、web予約等の利用の件数・割合を増やし、図書の利用を促進する。		図書館情報システムの運用管理	継続	継続	継続	図書館における電子サービスの利用方法の講座を開催した。資料の他館取り寄せに関するパスファインダーを作成した。	図書館における電子サービスの利用方法の講座を開催した。資料の他館取り寄せに関するパスファインダーを作成した。	web機能による、資料の検索・予約、確保連絡をメールで受け取ることができる便利な機能についてのサービスについて認知度が低く、一部の人の利用にとどまっている。	A 順調に進んだ	利用案内により、web予約等の利用の件数・割合を増やし、図書の利用を促進する。	教育委員会事務局図書館

No.	重点施策	取組名	目的・内容	目指す成果	R4	R5	R6	R7	R8	令和4年度	令和5年度				担当
										取組実績・成果	取組実績・成果	課題・問題点	進捗度評価	今後の方向性	
② (8) 3	(8) クラウド 化の推進	住民情報系シ ステムの運用 【再掲】	住民情報系システムは、税・ 住民記録・国保等を取り扱う 総合住民情報システムと福祉 関係を取り扱う総合保健福祉 システムから成り立っており、 これらのシステムを安定稼働 させることにより、住民サー ビスの維持及び充実を図る。 (総合住民情報システム、 総合保健福祉システム)	システムの安定稼働と適切な 更新 重大なインシデント件数：0件	総合住民情 報システム 更新 機器及びシ ステムの管 理	機器及びシ ステムの管 理	機器及びシ ステムの管 理	機器及びシ ステムの管 理	機器及びシ ステムの管 理	総合住民情報システム及び総 合保健福祉システムについて 、データセンターにおける 監視や保守の適切な実施によ り、システムを安定稼働させ 、住民サービスの維持及び充 実を図ることができたほか、 総合住民情報システム更新等 により、住民サービスの維持及 び充実を図ることができた。	総合住民情報システム及び総 合保健福祉システムについて 、データセンターにおける 監視や保守の適切な実施によ り、システムを安定稼働させ 、住民サービスの維持及び充 実を図ることができたほか、 令和7年度までに国が策 定する標準仕様に準拠したシ ステムへ移行するため、標準 仕様と現行システムとの比較 分析（フィット&ギャップ分 析）を行うなど、準備作業を 進めることができた。	引き続きシステムの適切な保 守等により、安定稼働を図る 必要がある。また、情報シス テム標準化について、令和5 年度に実施した標準仕様と現 行システムとの比較分析 (フィット&ギャップ分析) に基づき、業務運用等の見直 しの検討を行うほか、令和7 年度の標準準拠システム移行 に向けた移行計画を作成する など、準備作業を進める必要 がある。	A 順調に進んだ	システムの適切な保守等の実 施により、安定稼働を図るほ か、令和7年度までに国が策 定する標準仕様に準拠したシ ステムへ移行するため、委託 業者と調整を図りつつ、業務 運用等の見直しの検討や移行 計画の作成など、準備作業を 進める。	政策部DX推 進室
② (8) 4	(8) クラウド 化の推進	内部情報系シ ステムの運用 【再掲】	市職員が庁内事務等に使用す るシステムや機器類の維持管 理に努め、安定稼働させるこ とにより、行政事務の効率 化・迅速化を図る。 (統合型内部情報システム、 GIS、人事給与システム、プ リンター制御システム、内部 情報ネットワーク、行政施設 ネットワーク、グループウェア (パソコン))	システムの安定稼働と適切な 更新 重大なインシデント件数：0件	統合型内部 情報システ ム更新 準備 機器及びシ ステムの管 理	統合型内部 情報システ ム更新 機器及びシ ステムの管 理	統合型地理 情報システ ム更新 内部情報 ネットワー ク更新検討 機器及びシ ステムの管 理	グループ ウェア/パ ソコン更新 機器及びシ ステムの管 理	プリンター 制御システ ム更新 機器及びシ ステムの管 理	内部情報系システムについ て、データセンター及び市庁 舎において、監視や保守を適 切に実施し、システムを安定 稼働させることができた。ま た、統合型内部情報システ ムの更新について、円滑に実 施することができたほか、当 更新にあわせて、同システ ム内の文書管理システムに電 子決裁を導入し、運用を開始 した。こうした取組により、 一層の行政事務の効率化・迅 速化を図ることができた。	引き続き、システムの適切な保 守等の実施により、安定稼働 を図る必要がある。また、契 約期限が到来する人事給与シ ステム及び内部情報ネット ワークの更新を行う必要があ る。	A 順調に進んだ	引き続き、システムの適切な保 守等の実施により、安定稼働 を図るほか、契約期限が到来 する人事給与システム及び内 部情報ネットワークの更新を 行う。	政策部DX推 進室	
② (9) 1	(9) データ活 用の推進	行政情報オー プンデータ化 の推進	市が保有する公共データは、 市民共有の財産であるとの認 識に立ち、行政の透明性・信 頼性の向上を図るとともに、 市民や地域、事業者が、公共 データを活用して新たな事業 創造や課題解決ができるよう 、個人情報の保護を念頭に 置きつつ、オープンデータ・ バイ・デザインの考え方に基 づき、オープンデータ化を拡 充します。	国が推奨するデータセットの 拡充	オープン データ化を 拡充の検討	オープン データ化を 拡充	オープン データ化を 拡充	オープン データ化を 拡充	オープン データ化を 拡充	住居番号と土地の地番の対照 表のデータを最新のものに更 新したほか、国が公開を推奨 する「自治体標準オープン データセット」のうちオー プンデータ一覧のオープンデ ータ化を実施した。	三重県設置のデータ活用推進 ワーキンググループに参画 し、オープンデータの項目や 公開方法の検討等を行い、本 市のオープンデータを拡充し たほか、本市のオープンデ ータサイトを多くの自治体共 同でデータを公開しているカ タログサイトへ移設し、利用 者の利便性向上を図ることが できた。	引き続き、国が公開を推奨す る「自治体標準オープンデ ータセット」の拡充を図る必要 がある。	B まずまず進ん だ	国が公開を推奨する「自治 体標準オープンデータセット」 始めとしたオープンデータの 拡充を図る。	政策部DX推 進室

No.	重点施策	取組名	目的・内容	目指す成果	R4	R5	R6	R7	R8	令和4年度	令和5年度	課題・問題点	進捗度評価	今後の方向性	担当
										取組実績・成果	取組実績・成果				
② (9) 2	(9) データ活用の推進	共有デジタル地図共同整備運営検討委員会への参画	法定地図やGISなど多様な業務で利用されている地図整備について、整備費用の縮減、市町と県との情報共有、住民サービスの向上、定期的な地図更新等を推進する。県内市町と県によるデジタル地図（共有デジタル地図）の共同整備、運用にかかる事業を実施するため、共同整備運用検討委員会へ参画する。	共有デジタル地図の活用	共有デジタル地図共同整備運営検討委員会への参画	共有デジタル地図共同整備運営検討委員会への参画	共有デジタル地図共同整備運営検討委員会への参画	共有デジタル地図共同整備運営検討委員会への参画	共有デジタル地図共同整備運営検討委員会への参画	第4期共有デジタル地図更新事業の開始に向けて、共有デジタル地図整備運営検討委員会に参画し、地図の整備等に係る情報共有を図ることができた。	第4期共有デジタル地図更新事業について、共有デジタル地図整備運営検討委員会等に参画し、地図の整備等に係る情報等を収集し、庁内共有を図ることができた。	第4期共有デジタル地図整備事業に係る動向を注視し、庁内関係部署との情報共有を図る必要がある。	A 順調に進んだ	第4期共有デジタル地図更新に向け、共有デジタル地図共同整備運営検討委員会及び関連する技術部会へ参画する。	政策部DX推進室
② (9) 3	(9) データ活用の推進	データ分析に基づく高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施の推進	高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施を推進し、健康寿命の延伸を図るため、KDB（国保データベース）システム等のデータを活用した健康課題の分析、支援対象者の抽出を行う。（R5年度～主要事業予定）	KDBデータを活用した効果的かつ効果的な保健事業の実施	準備	関係部署間でのデータの活用（地域の健康課題の把握や支援対象者抽出）	継続	継続	継続	R5年度開始の「高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施事業」にむけて、関係部署の担当者でKDBデータを活用した健康課題を分析するために協議を行った。また、担当者を対象としたKDBデータ活用の勉強会を開催した。	KDBデータを活用し、健康状態不明者などの抽出を行い、60人のハイリスク者への個別指導を実施した。更に次年度以降のデータ活用について関係者間で勉強会やワーキングを開催し、より効果的に地域での健康づくりに役立てるため、町別単位からまちづくり協議会単位でデータを抽出できるように仕様の変更を行った。	まちづくり協議会単位のデータをより効果的に活用していく必要がある。	A 順調に進んだ	関係者でKDB等の地域別データを共有し、効果的に活用できるよう取り組む。	市民文化部 市民課医療 年金グループ
② (9) 4	(9) データ活用の推進	障害福祉サービスデータベースへの接続・運用	障害福祉関係データの有効活用により効果的・効率的な制度運用等に資するため、令和5年度から運用が開始される障害福祉サービスデータベースへの接続を可能とするためシステム改修を行い、運用していく。	厚生労働省との円滑なデータのやりとり	システム改修（委託契約、改修作業、稼働）	運用	運用	運用	運用	障害福祉業務に係るシステム（MCWELL）を改修して障害福祉サービスデータベースへの接続を可能とすることで障害福祉関係データの有効活用による効果的・効率的な運用を図った。	障害福祉業務に係るシステム（MCWEL）を改修して制度改正に対応し、円滑なサービス支給、及び支払事務の運用を図った。	令和7年度のシステム標準化に対応するため、仕様等の調整を図り、適切な予算策定を図る必要がある。	A 順調に進んだ	今後も、国の法制度改正に合わせて、遅滞なくシステム改修の対応の必要がある。	健康福祉部 地域福祉課 障がい者支援グループ
② (10) 1	(10) 庁内無線LANの拡充	庁内無線LANの拡充	ペーパーレス会議等、柔軟かつ効率的な働き方を推進するため、内部事務用に庁内に整備しているネットワークの無線LAN化を拡充する。	庁内無線LAN環境の拡充による効率的な働き方の実施	庁内無線LAN環境の調査・検討	庁内無線LAN環境の拡充	庁内無線LAN環境の拡充			本庁舎3階及び西庁舎3階会議室に構築した庁内無線LANの活用により、ペーパーレス化を推進したほか、新型コロナウイルス感染症対策として実施した会議室での分散勤務を円滑に実施できた。	内部事務用に庁内に整備しているネットワークの無線LAN化を本庁2階及び総合保健福祉センターへ拡充し、効率的な働き方の環境整備につなげることができたほか、ネットワークグループ等の削減を図った。	庁内無線LANの活用により、ペーパーレス化のほか、柔軟かつ効率的な働き方を推進する必要がある。	A 順調に進んだ	庁内無線LANの維持管理に努め、引き続き、ペーパーレス化のほか、柔軟かつ効率的な働き方を推進する。	政策部DX推進室

No.	重点施策	取組名	目的・内容	目指す成果	R4	R5	R6	R7	R8	令和4年度	令和5年度	課題・問題点	進捗度評価	今後の方向性	担当
										取組実績・成果	取組実績・成果				
② (11) 1	(11) 学校・保育現場等のデジタル化の推進	GIGAスクール構想推進事業	令和の日本型教育が目指す「個別最適な学び」と「協働的な学び」の実現に向け、国が示したロードマップに沿った環境の整備を行うとともに、教員のICTを使った授業の指導力向上を図り、子どもたちの情報活用能力を育成する。	ICT機器の活用を学習の成果につなげる	GIGAスクール構想推進事業の継続実施	継続	継続	継続	継続	<ul style="list-style-type: none"> ・ R4年8月サーバ機器の更新 ・ 管理職・非常勤講師等用iPadを73台追加購入 ・ 端末活用のための研修会の開催 ・ Wifi環境が整っていない家庭へのモバイルWiFiルーター端末の貸与1台 	<ul style="list-style-type: none"> 共有パソコン貸借 (R元.9月～R6.8月) ・ 校務用サーバ等関連機器貸借 (R4.9月～R9.8月) ・ タブレット方PCの更新 (教員用) 50台 ・ ロイロノートの更新 (R5.4月～R6.3月) ・ 情報通信技術支援員の配置 (1人) ・ 情報教育研修会の開始 (教員対象) ・ 指導者用端末を更新し、校務用サーバの更新整備を行うことで、学校における情報教育環境を整備できた。 ・ 児童生徒のタブレット端末の持ち帰り学習が増え、家庭学習におけるタブレット端末の活用が向上した。(R4年間17回→R5年間53回) ・ ICT活用や情報教育について研修会を行うことで教員のICT活用能力が向上し、わかりやすい授業づくりを行うことができた。(学習の中でICT機器を使うのは勉強の役に立つと思いますかという問いに対して「役に立つ」と答えた児童生徒の割合 (小学校R4 68.8%→R5 74.9% 中学校R4 68.2%→R5 70.1%) 	文部科学省が作成したGIGAスクール構想の実現に向け、環境整備を行うとともに、子どもたちの情報活用能力を育成する必要がある。	A 順調に進んだ	<ul style="list-style-type: none"> ・ 校務用パソコンの更新 (R5:主要事業の変更済み) ・ 児童生徒用1人1台端末の更新ための計画立案 	教育委員会事務局学校教育課教育研究グループ
② (11) 2	(11) 学校・保育現場等のデジタル化の推進	デジタル教科書の導入と活用	文部科学省では、2024年度の教科書改訂を契機として、デジタル教科書の本格的導入を目指している。現在は、その実証実験として、市内児童生徒を対象に無償配布が始まっている。本格導入に向けた態勢づくりが求められている。	デジタル教科書効果的活用	実証実験	実証実験導入検討	導入予定	継続	継続	<ul style="list-style-type: none"> ・ 小学校 (8校) 5・6年生児童において、外国語活動のデジタル教科書を活用した。 ・ また、小学校 (7校) 5・6年と小学校 (1校) 全学年児童において、算数科のデジタル教科書を活用した。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市内全小学校 (11校) 5・6年生児童において、外国語科のデジタル教科書を活用した。 ・ また、小学校 (6校) 5・6年生児童の算数科、中学校 (1校) 全学年生徒の数学科において、デジタル教科書を活用した。 	実証実験中ではあったが、デジタル教科書の活用方法について、引き続き研究を進めていく必要がある。	A 順調に進んだ	外国語科 (英語) は、小学校5・6年生児童、中学校全学年生徒に導入されるため、児童生徒の多様な学び方に向けた効果的な指導方法を指導・助言していく。	教育委員会事務局学校教育課教育支援グループ
② (11) 3	(11) 学校・保育現場等のデジタル化	校務支援システム事業	統合型校務支援システムを活用し、教職員の業務の軽減と効率化を図ることにより、教職員が児童生徒と向き合う時間や教材研究の時間を確保する	教職員の時間外勤務の縮減 ※初年度は研修・習熟期間のため目標時間の設定なし	システムの導入と設定職員研修実施・試験的な運用開始	継続	継続	継続	継続	<ul style="list-style-type: none"> 令和5年1月よりシステムの試行を開始するとともに、本格実施に向け、各校にて基礎情報の登録作業等を行った。 また、システム導入に係る研修を3回、システム活用に係る研修を14回 (各校1回) 実施した。研修会では様々な機能の説明とその活用方法について研修を深め、実際の活用に向けて必要な準備を進めることができた。 	<ul style="list-style-type: none"> 令和5年4月より本格的にシステムの活用を実施した。各校の教職員がシステムに慣れ、有効的に活用するために研修会を年間6回実施した。また、年間3回 (各学期末ごと) システム活用に関するアンケートをとり、成果と課題を把握した。 全教職員が「出退勤時刻」をシステム内で打刻することで、各教職員の在校時間を把握することができた。 	機能によっては教職員の6割程度の活用にとどまっている機能がある。	A 順調に進んだ	職員打合せの回数や時間の削減につながるような機能の活用を推進していく。また、課題についてはシステム業者との連携を図り、さらに活用しやすくし、働き方改革につなげていく。	教育委員会事務局学校教育課学事教職員グループ

No.	重点施策	取組名	目的・内容	目指す成果	R4	R5	R6	R7	R8	令和4年度 取組実績・成果	令和5年度 取組実績・成果	課題・問題点	進捗度評価	今後の方向性	担当
② (12) 1	(12) 情報セキュリティ対策の強化	EDRの導入	端末の処理を常時監視して不審な挙動をいち早く検知し、記録を取って管理者に通報する仕組みであるEDR (Endpoint Detection and Response) を導入し、サイバー攻撃を阻止するだけでなく、内部に侵入された場合を想定し、迅速な対応によって被害の拡大を防ぐ。	高度なサイバー攻撃への対策の実施	EDR試行導入	EDR導入	EDR運用管理	EDR運用管理	EDR運用管理	令和5年度本格導入に向けてEDRの情報収集に努めたほか、一部の端末へ試験的に導入し、EDRソフトの挙動等を確認する運用テストを実施した。	高度化するサイバー攻撃等に対応するため、職員が使用するグループウェアパソコンの挙動を監視し、不正プログラム等の検知や対処を行うEDRの本格運用を開始することができた。	引き続き、EDRの運用により、職員が使用するグループウェアパソコンの挙動を監視し、不正プログラム等の検知や対処を行い、高度化するサイバー攻撃等に対応する必要がある。	A 順調に進んだ	EDRの運用により、職員が使用するグループウェアパソコンの挙動を監視し、不正プログラム等の検知や対処を行い、高度化するサイバー攻撃等に対応する。	政策部DX推進室
② (12) 2	(12) 情報セキュリティ対策の強化	DXリーダーの設置	行政DX推進計画の推進に当たり、各所属に一人、所属長から推薦を受けたDXリーダーを置き、行政DX推進活動を行うほか、所属のパソコンやソフトウェア等の管理・設定、所属職員に対する情報セキュリティの徹底等を行う。	各所属のパソコンやソフトウェアの管理 情報セキュリティの徹底 各所属のDXを推進	DXリーダーの設置	DXリーダーの設置	DXリーダーの設置	DXリーダーの設置	DXリーダーの設置	令和4年度の人事異動に伴い、所属長から推薦を受けたDXリーダーを各グループに設置した。DXリーダーの設置により、各所属のパソコンの管理やプリンタの設定等を円滑に実施することができた。	令和5年度の人事異動に伴い、所属長推薦のDXリーダーを各グループに設置したほか、各DXリーダー等への研修等を通じて、EDRの展開、統合型内部情報システムの更新、オンライン申請フォーム作成ツールの展開及び無線LAN環境の拡充、プリンタ更新等を円滑に実施することができた。	DXリーダーのデジタルリテラシーの向上に努め、各所属の行政DX推進活動の活性化を図る必要がある。	A 順調に進んだ	DXリーダーのデジタルリテラシーの向上に努め、各所属の行政DX推進活動の活性化を図る。	政策部DX推進室
② (12) 3	(12) 情報セキュリティ対策の強化	デジタルリテラシー・情報セキュリティ研修の実施【再掲】	行政DXを推進するため、デジタル技術の特性を理解し、効果的に活用することができると人材を育成する。	DX推進のためのマインドセットの醸成 デジタルリテラシーの向上 情報セキュリティ意識の向上	デジタルリテラシー・情報セキュリティ研修の実施	デジタルリテラシー・情報セキュリティ研修の実施	デジタルリテラシー・情報セキュリティ研修の実施	デジタルリテラシー・情報セキュリティ研修の実施	デジタルリテラシー・情報セキュリティ研修の実施	RPAシナリオ作成研修、オフィスソフトの操作研修及び情報セキュリティ研修等を実施することにより、職員のデジタルリテラシーの向上を図った。	新規採用職員に対する情報セキュリティ研修や動画配信によるアプリケーションの操作研修のほか、RPAシナリオ作成研修を実施し、職員の情報セキュリティ意識やデジタルリテラシーの向上を図った。 (研修動画配信の視聴数184件)	引き続きデジタルリテラシー研修及び情報セキュリティ研修の実施を継続し、行政DX推進の核となるデジタル人材の育成を図る必要がある。	B まずまず進んだ	引き続きデジタルリテラシー研修及び情報セキュリティ研修の実施を継続し、行政DX推進の核となるデジタル人材の育成を図る。	政策部DX推進室
② (12) 4	(12) 情報セキュリティ対策の強化	電子行政情報セキュリティポリシーの運用	市が保有する電子行政情報資産を積極的に活用しながら、その管理を徹底し、情報セキュリティの確保に最大限に取り組む。	情報セキュリティの確保	電子行政情報セキュリティポリシーの運用	電子行政情報セキュリティポリシー改定検討	電子行政情報セキュリティポリシー改定検討・調整	電子行政情報セキュリティポリシー調整	電子行政情報セキュリティポリシー改定	電子行政情報セキュリティポリシーに基づき、情報セキュリティを徹底した上で、電子行政情報資産の活用を図った。	情報セキュリティに関し、外部専門家による監査を実施し、本市の電子行政情報セキュリティポリシーについて、改善が必要な事項を明確化することができた。	外部専門家による監査の結果を踏まえて、情報セキュリティ対策を強化するほか、本市の電子行政情報セキュリティポリシーの改定を検討する必要がある。	A 順調に進んだ	外部専門家による監査の結果を踏まえて、情報セキュリティ対策を強化するほか、本市の電子行政情報セキュリティポリシーの改定を検討する。	政策部DX推進室

亀山市行政DX推進計画実績一覧

第3節 市民・地域のDX

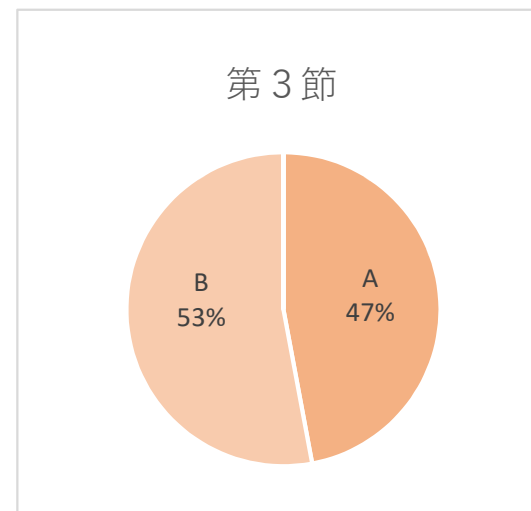
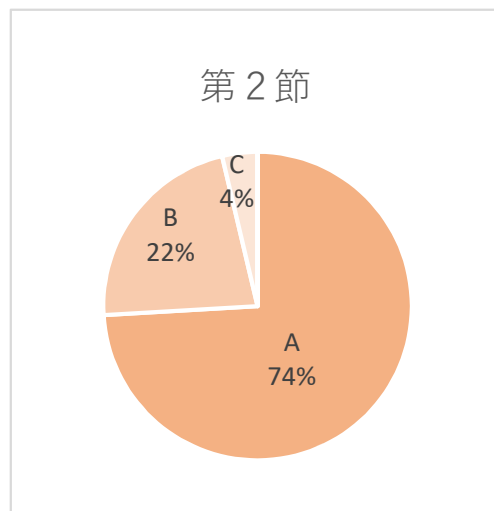
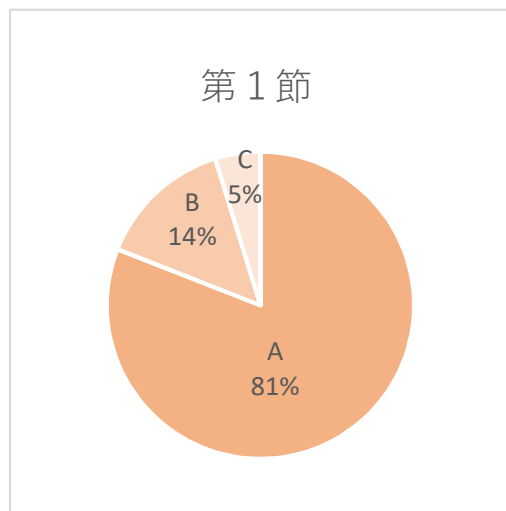
No.	重点施策	取組名	目的・内容	目指す成果	R4	R5	R6	R7	R8	令和4年度	令和5年度	課題・問題点	進捗度評価	今後の方向性	担当
										取組実績・成果	取組実績・成果				
③ (1) 1	(1)地域のデジタル化の促進	市民・地域・行政間相互情報交流推進事業	地域まちづくり協議会のホームページによる情報発信を促進する。また、情報共有システムのさらなる活用を促すとともに、地域まちづくり協議会関係事務の効率化に寄与するシステムの導入を実現する。	地域まちづくり協議会関係事務の効率化	調査・検討	調査・検討 導入・運用	調査・検討 導入・運用	調査・検討 導入・運用	調査・検討 導入・運用	ホームページについては、運用方法の見直しによって更新の頻度が増加した地域や、YouTube、InstagramなどのSNSとの関連付けを行うことで、内容の充実が図れた地域があった。情報交流の仕組みについては、情報共有システムaipoの活用の実現に努めた。地域まちづくり協議会関係事務の効率化に寄与するシステムについて、地域の意見の聞き取りを行った。	ホームページについては、運用方法の見直しや、SNSとの関連付けやQRコードの活用により充実が図れた地域があった。情報交流の仕組みについては、情報共有システムクロジカ（旧称aipo）に貸出可能備品一覧や各地域の事業一覧を掲載するなど充実が図れた。地域まちづくり協議会関係事務の効率化に寄与するシステムについて、地域との調整を行った。	ホームページについては、内容の充実が図れた地域がある一方、活用が停滞している地域もあり、引き続き支援を行う必要がある。情報共有システムクロジカ（旧称aipo）については、まだまだ事務職員等の理解度に差があるため、平準化を図る必要がある。また、地域まちづくり協議会関係事務の効率化に寄与するシステムの導入については、地域のニーズに応じたシステムを導入する必要がある。	B まずまず進んだ	SNSを活用するなど情報発信手段の多様化が進む中、ホームページを含めた総合的な情報発信の手法について、引き続き各地域まちづくり協議会に展開できるよう情報の提供を行うとともに、活用が停滞している地域には更なる人的支援を行う。情報共有システムクロジカ（旧称aipo）について、事務職員等の理解度を平準化するため、個別の対応だけでなく研修会を開催するなど支援の実現を図る。また、地域まちづくり協議会関係事務の効率化に寄与するシステムについては、地域の意見を踏まえたシステムの導入及び調査・検討を行う。	市民文化部 まちづくり 協議会地域 まちづくり グループ
③ (1) 2	(1)地域のデジタル化の促進	多言語情報メール配信事業	日本語の情報が理解できない外国人に対し、日常生活に必要な情報を提供する	多様な媒体を介した情報発信の充実	手法の検討、内容の作成	継続	継続	継続	継続	外国人相談窓口を増設し、映像及び電話通訳による多言語対応を充実させた。また、多言語版広報紙を毎月発行するとともにメール配信を行った。	映像及び電話通訳による多言語対応に努めるとともに、多言語版広報紙を毎月発行し、メール配信を行った。	外国語版広報の情報をメールで配信したが、外国人の情報収集の方法がICTを活用するなど多様化しており、様々な広報手段を検討する必要がある。	B まずまず進んだ	引き続き、映像及び電話通訳による多言語対応に努めるとともに、クラウドサービスを利用した電子版多言語広報により情報配信を行う。	市民文化部 文化課人 権・ダイ バーシティ グループ
③ (1) 3	(1)地域のデジタル化の促進	「タバスケ」事業	食品ロス削減を目的に消費者と協力店（食品販売）をマッチングさせるサービス「かめやまタバスケ」を実施する。	食品ロス削減	「タバスケ」導入	「かめやまタバスケ」実施	「かめやまタバスケ」実施	「かめやまタバスケ」実施	「かめやまタバスケ」実施	令和4年9月から食品ロス削減マッチングサービス「かめやまタバスケ」を導入し、サービスを開始することができた。	食品ロス削減マッチングサービスの運用を円滑に進めることができた。 新たにリリースされたアプリ版について、市の公式ホームページ及びSNS（facebook・LINE）にて周知することができた。	なし	A 順調に進んだ	引き続き円滑な運用を進めるとともに、サービス会社と連携してサービス内容を充実させていく。	産業環境部 環境課廃棄 物対策グル ープ
③ (1) 4	(1)地域のデジタル化の促進	オンライン会議ツールを活用したオンライン講座の実施	公民館講座やかめやま人キャンパス講座において、オンライン受講可能な講座を実施する。	ICTを活用した講座の開催数 R8 20回	オンライン会議ツールを活用したオンライン講座の実施	継続	継続	継続	継続	かめやま人キャンパス講座において、活動報告、学びのガイドブックへの掲載内容についての意見交換をハイブリッド方式で行った。	かめやま人キャンパスにおいて、YouTube Live等を活用し、オンライン受講可能な講座を実施した。	コロナ5類引下げに伴い、ソーシャルディスタンス等の配慮が必要となくなり、講座実施会場でのコミュニケーションを重視とした講座であるため、YouTube Live等において音声の聞き取りにくいなどの課題がある。	B まずまず進んだ	露呈した問題点等の解消に向け、引き続き検討を図っていくとともに、ハイブリッド方式の活用等についても継続して進めていく。	教育委員会 事務局生涯 学習課社会 教育グル ープ

No.	重点施策	取組名	目的・内容	目指す成果	R4	R5	R6	R7	R8	令和4年度	令和5年度	課題・問題点	進捗度評価	今後の方向性	担当
										取組実績・成果	取組実績・成果				
③ (2) 1	(2) オープンデータ化の推進	行政情報オープンデータ化の推進 【再掲】	市が保有する公共データは、市民共有の財産であるとの認識に立ち、行政の透明性・信頼性の向上を図るとともに、市民や地域、事業者が、公共データを活用して新たな事業創造や課題解決ができるよう、個人情報の保護を念頭に置きつつ、オープンデータ・バイ・デザインの考え方に基づき、オープンデータ化を拡充します。	国が推奨するデータセットの拡充	オープンデータ化を拡充の検討	オープンデータ化を拡充	オープンデータ化を拡充	オープンデータ化を拡充	オープンデータ化を拡充	住居番号と土地の地番の対照表のデータを最新のものに更新したほか、国が公開を推奨する「自治体標準オープンデータセット」のうちオープンデータ一覧のオープンデータ化を実施した。	三重県設置のデータ活用推進ワーキンググループに参画し、オープンデータの項目や公開方法の検討等を行い、本市のオープンデータを拡充したほか、本市のオープンデータサイトを多くの自治体共同でデータを公開しているカタログサイトへ移設し、利用者の利便性向上を図ることができた。	引き続き、国が公開を推奨する「自治体標準オープンデータセット」の拡充を図る必要がある。	B まずまず進んだ	国が公開を推奨する「自治体標準オープンデータセット」始めとしたオープンデータの拡充を図る。	政策部DX推進室
③ (2) 2	(2) オープンデータ化の推進	農業委員会サポートシステム	農地台帳の項目のうち公表項目をインターネットの利用により一般に公開する。これにより、担い手への農地の利用集積を推進するとともに、新規就農希望者、参入希望法人などに必要となる農地情報を提供し、農地の利用促進・保全や耕作放棄地の解消と発生防止を図る。令和4年度より「農地情報公開システム」から「農業委員会サポートシステム」へ移行することにより、eMAFF地図において適正な農地情報を公開するよう努める。	農業委員会が整備している農地台帳に基づく農地情報を電子化・地図化して公開することで、担い手への農地の利用集積を推進し、農地の利用促進を図る。	農業委員会サポートシステムの運用	継続	継続	継続	継続	農業委員会サポートシステムへの移行に伴う情報収集に務めた。また、国が進めるeMAFF上の地番と農地台帳や地番図等を紐づける事業において、データ提供の準備を進めた。	農地台帳の再アップロードや地番図データの提供により、農業委員会サポートシステムに搭載されている農地台帳と地番図データ（ポリゴンデータ）の紐づけを行った（紐づけ率87%）。	現在、農業委員会サポートシステム（国）と市独自で導入した農地台帳の二重管理となっており、最新の情報を更新するためには手間がかかる。しかし、農業委員会サポートシステムのみでの運用に関しては、不都合が多いため、一本化は難しい。ただし、市独自の農地台帳についてもバージョンの更新が見込めないため、今後の台帳管理の運用については方向性を検討していく必要がある。境界未確定農地や地番図データのない農地への紐づけができなかったため、紐づけ率が100%にできるように国に対策を要望していく。	B まずまず進んだ	今後の台帳管理の運用についての方向性を決定し、農業委員会サポートシステムへ最新の情報を反映できるような仕組みづくりを努める。eMAFF上の地番図データと農地台帳等の紐づけが確実に行うことができれば、国が開発したワンデスクシステム（農地の意向調査等の活用ができるシステム）が活用でき、現状の農地情報をより正確に把握できるようになり、担い手への農地の利用集積や、新規就農希望者、参入希望法人などに必要となる農地情報を提供し、農地の利用促進・保全や耕作放棄地の解消と発生防止を図ることが容易となる。	産業環境部 農林振興課 農林政策グループ（農業委員会事務局）
③ (2) 3	(2) オープンデータ化の推進	亀山市史（ウェブ版）の普及拡大事業	亀山市史のセキュリティの考え方やシステムが影響し、強いセキュリティを設定している外部機関では亀山市史を利用できない。亀山市史のセキュリティの考え方やシステムを見直し、同時に利用しやすいウェブページへと再編し、さらなる利活用の普及拡大を図る。	ウェブページの改修R5 1件	ウェブページ改修のための仕様策定及び設計	ウェブページの改修				ウェブページ改修のための仕様策定及び設計を実施し、令和5年度の改修実施に向けての改修規模の確認と仕様作成の準備をした	CMSを導入し、SSL対応などウェブページの改修を行った。またページのデザインを見直し、利用しやすいウェブページにするともに、Adobe Flashの提供終了により利用できなくなっていた亀山市史の動画等を閲覧できるよう修正を行った。	当初予定していた亀山市史の動画等は閲覧できるようになったが、新たに、その他のページのデザインやコード等についても改修が必要となったことから、今後、改修に向け準備を行い、さらに利用しやすいウェブページとする必要がある。	A 順調に進んだ	亀山市史のページデザインやコード等について改修を実施するため、回収方針の策定を行い、仕様を決定していく。	市民文化部 歴史博物館
③ (3) 1	(3) サテライトオフィス等の検討	テレワーク環境の整備検討	地方移住やテレワークへの関心が高まる中、都市部からの移住や仕事を通じた交流の促進に向け、市域におけるテレワーク環境整備の可能性やその手法について検討する。	方向性の決定	検討	検討	方向性の決定	方向性に基づき取り組み	方向性に基づき取り組み	県内で唯一、国のテレワーク交付金を活用しテレワーク施設を整備した名張市を訪問し、事業立案の経緯や事業の現状を確認するとともに施設を見学し、事業化に向け検討を行う上での参考とした。	市が所有する空き家をフィールドとする関係人口創出に向けたワークショップの開催と合わせて、当該空き家を活用したテレワーク施設の整備について、その可能性を検討した。	当該空き家は老朽化が著しいことから、その改修には多額の経費を要する見込みである。国の交付金を活用したとしても、市の財政に与える影響が大きいことから、運営主体の確保と合わせて、事業化に向けた検討を行う必要がある。	B まずまず進んだ	引き続き、運営主体となり得る法人等を模索するとともに、事業化に向け、財政的負担や利用ニーズ等を踏まえた検討を行う。	政策部政策推進課政策調整グループ

No.	重点施策	取組名	目的・内容	目指す成果	R4	R5	R6	R7	R8	令和4年度	令和5年度	課題・問題点	進捗度評価	今後の方向性	担当
										取組実績・成果	取組実績・成果				
③ (3) 2	サテライトオフィス等の検討	地方型サテライトオフィス誘致の検討	サテライトオフィスの誘致を目的に、空き家活用など他市の事例の情報収集及びニーズの把握を行う。	・空き家、空き店舗活用 ・雇用創出	他市の事例収集等	・視察を含めた研究 ・方向性を決定	方向性に基づき実施	方向性に基づき実施	方向性に基づき実施	地方創生テレワーク交付金活用事例や他市の事例の情報収集を行った。	先進地視察を行い、本市がサテライトオフィスを開設する場合の課題を考察した。	社会の背景によってワークスタイルやワークプレイスは変化するため、社会の変化の見極めや企業のニーズ把握が重要である。	B まずまず進んだ	企業ニーズの把握や近隣市との情報交換を行いながら、さらなる検討をすすめる。	産業環境部 商工観光課 商工業振興グループ
③ (4) 1	Wi-Fi環境の整備	図書館フリーWi-Fi整備	亀山市立図書館の駅前移転(R5.1開館)に合わせ、利用者の利便性向上と研究支援のため、館内利用フリーWi-Fiの整備を行う。	レファレンスなど図書館サービスの基本を実行するため、情報社会に即した環境を整備する。	整備	継続	継続	継続	継続	亀山市立図書館の駅前移転(R5.1開館)に合わせ、館内利用フリーWi-Fiの整備を行った。図書館利用者の利便性が向上した。	館内利用フリーWi-Fiの整備により、図書館利用者の利便性が向上した。	回線の容量もあることから、1日の利用時間を2時間までに設定しているため、利用者からは不十分である旨の意見がある。	A 順調に進んだ	引き続き運用を行い、利用状況により、使用時間設定などを見直していく。	教育委員会 事務局図書館
③ (4) 2	Wi-Fi環境の整備	公共施設へのWi-Fi環境の整備の検討	公共施設において、Wi-Fiでのインターネット接続環境を提供し、災害時の情報伝達手段の確保と市民満足度の向上を図る。	インターネット接続環境の提供による市民満足度の向上	一部施設へ導入	その他施設への展開手法の調査・研究	手法の検討	整備計画作成	整備	令和5年1月に開館した新図書館において、利用者向けのWi-Fi環境の構築により、市民満足度の向上を図った。	多くの用途でインターネット環境を活用できるよう、持ち運び可能なモバイルWi-Fiルータを導入した。なお、令和5年度は、マイナポイント設定支援、道路パトロール、能登半島地震の被災者支援業務において、Wi-Fi環境を活用することができた。	持ち運び可能なモバイルWi-Fiルータの容量等を増強した上で、必要に応じて職員に貸出すなど、公共施設も含めた出先等においてもインターネットが活用できる環境を提供する必要がある。	B まずまず進んだ	持ち運び可能なモバイルWi-Fiルータの容量等を増強した上で、必要に応じて職員に貸出すなど、公共施設も含めた出先等においてもインターネットが活用できる環境を提供する	政策部DX推進室
③ (5) 1	防災や被災者支援の仕組みの構築	防災情報伝達システム構築事業	南海トラフ地震や巨大化する台風、集中豪雨が懸念される中、行政として迅速かつ確かな災害情報の収集及び伝達を行うことで、市民の安心・安全の基盤をつくり、災害に強いまちづくりを推進する。	各種災害情報を幅広く収集し、市民の安全を確保するための情報を迅速に伝達するとともに、伝達手段の重層化等により積極的な伝達するシステムを構築する。	方針決定 電波伝搬調査	実施設計	システム整備、一部運用	システム整備完了、運用	運用	○電波伝搬調査 防災行政無線（同報系・移動系）整備が必要である。市役所本庁舎及び関連支所からの市内全域への電波・伝搬状況を調査し、整備が可能であることを確認した。 ○整備方針の決定 災害発生時の確実な情報発信、情報弱者（避難行動要支援者）への情報伝達及び収集など基本方針を設定し、具体的な整備項目や整備スケジュール、システムの使用用途などを決定した。	○実施設計 電波伝搬調査の結果を踏まえ、導入可能なシステムを具体的に検討し、業務のDX化、情報伝達の重層化が実施可能であることを確認した。 ○整備方針の修正 職員研修の教訓の反映等、整備方針の再検討を行い、情報伝達手段の主体を屋外拡声子局から防災アプリを使用した伝達に修正した。	○システム構成の具体化 ・発令判断支援システム ・情報伝達手段（屋外拡声子局、防災アプリ） ○予算の具体化による実効	B まずまず進んだ	令和6年・7年の2ヶ年で整備し、令和8年4月運用開始予定。	防災安全課 防災安全グループ
③ (5) 2	防災や被災者支援の仕組みの構築	メール配信システムの運用	安心で、安全なまちづくりに向け、防災・防犯・気象警報・市からのお知らせ等をあらかじめメールアドレスを登録したユーザーに配信する。また、非常時における職員参集メールや、幼稚園、保育園、小・中学校等において、保護者等に連絡メールを配信する。（安心めーる、幼・保・学校メール、職員参集メール）	メール配信システムの運用による安心・安全なまちづくり	メール配信システムの管理 かめやま・安心めーるの配信	メール配信システムの管理 かめやま・安心めーるの配信	メール配信システムの管理 かめやま・安心めーるの配信	メール配信システムの管理 かめやま・安心めーるの配信	メール配信システムの管理 かめやま・安心めーるの配信	「緊急情報、防犯情報、イベント情報、お知らせ、気象情報」等、121件の「かめやま・安心めーる」を配信したほか、公式Lineの導入に伴い、配信に至る業務フローの整理を行った。（令和5年度末の登録者数：4,831人）また、幼・保・学校等において、1,340件の連絡メールを配信した。（令和5年度末の登録者数：6,429人）	他の情報伝達手段に対する「メール配信システム」の位置づけ等について、必要に応じて、整理を行う必要がある。	A 順調に進んだ	安心で、安全なまちづくりに向け、防災・防犯・気象警報・市からのお知らせ等を配信するほか、非常時における職員参集メールや、小・中学校等において、保護者等に連絡メールを配信する。	政策部DX推進室	

No.	重点施策	取組名	目的・内容	目指す成果	R4	R5	R6	R7	R8	令和4年度		令和5年度			担当
										取組実績・成果	取組実績・成果	課題・問題点	進捗度評価	今後の方向性	
③ (5) 3	(5) 防災や被災者支援の仕組みの構築	津・鈴鹿・亀山3市消防指令業務共同運用事業	津市・鈴鹿市・亀山市の3市での法定協議会を設立し、消防指令センターの共同運用に向け、設計業務及び整備工事を行う。	3市で消防指令センターを共同運用することで、広域的な災害対応や初動体制の強化、人員の効率的な運用等、消防行政サービスの向上を図るとともに、運営に係る経費の低廉化を図る。	連携・協力実施計画の策定、法定協議会の設立	実施設計	整備工事	整備工事	本格運用開始	津・鈴鹿・亀山消防連携・協力実施計画を策定した。津市、鈴鹿市及び亀山市消防通信指令事務協議会を設置した。	消防指令業務共同運用実施設計業務委託を完了した。津市、鈴鹿市及び亀山市消防通信指令事務協議会に分科会を設置し、諸課題について検討を進めた。	整備工事を着実に推進するとともに本格運用に向けて、多岐にわたる専門性の高い事務を3市で調整していく必要がある。	A 順調に進んだ	令和5年度に引き続き、津市、鈴鹿市及び亀山市消防通信指令事務協議会において、詳細な検討を進める。	消防本部消防総務課総務・消防団グループ
③ (6) 1	(6) 情報格差への対応	デジタル・デバイドを解消するための学びの機会の創出	公民館講座やかめやまキャンパス講座において、デジタル・デバイドを解消するための講座を企画・実施する。	デジタル・デバイドを解消するための講座の開催数 R8 20回	デジタル・デバイドを解消するための講座の実施	継続	継続	継続	継続	かめやまキャンパス講座において、活動報告、学びのガイドブックへの掲載内容についての意見交換をハイブリッド方式で行った。	公民館講座では、デジタルデバイス解消につながる講座を併せて実施した。また、かめやまキャンパスでは、SNSやCANVA・ChatGPTといった先端ツールの活用について学べる講座を実施した。	講座を継続実施していくにあたり、講師として専門性を有する人材の確保が必要である。	A 順調に進んだ	公民館講座では、デジタルデバイドの解消につながる講座を継続実施していくとともに、かめやまキャンパスについて、その主旨に沿いつつ、講座を継続して実施していけるよう人材確保等に努めていく。	教育委員会事務局生涯学習課社会教育グループ
③ (6) 2	(6) 情報格差への対応	図書館貸出タブレット端末整備【再掲】	亀山市立図書館の駅前移転(R5.1開館)に合わせ、利用者の利便性向上と教養、調査研究、レクリエーションの目的のため、タブレット端末(iPad 10台)を整備し、館内貸与及びレファレンスサービスを行う。(イニシャルのみ生涯学習課の主要事業)	レファレンスなど図書館サービスの基本を実行するため、情報社会に即した環境を整備する。	整備	継続	継続	継続	継続	亀山市立図書館の駅前移転(R5.1開館)に合わせ、タブレット端末を整備し、館内貸与を行っている。	タブレット端末を整備により、館内貸与を行っている。	端末の貸出利用はあるが、レファレンスにつながっていないため、活用を広げていく必要がある。	A 順調に進んだ	引き続き館内貸出の運用を行っていく。レファレンスや図書館情報システムのweb機能の説明などに活用の用途を広げていく。	教育委員会事務局図書館
③ (6) 3	(6) 情報格差への対応	電子図書館整備	亀山市立図書館の駅前移転(R5.1開館)に合わせ、利用者の利便性向上と教養、調査研究、レクリエーションのため、電子図書館を整備、電子図書の貸与を行う。(イニシャルのみ生涯学習課の主要事業)	利用者の利便性向上。来館が困難である方などへのサービスを充実させる。利用者のパソコン・スマホや、館内貸出端末から電子図書館にアクセス、電子図書を借りることができるよう電子図書館を整備する。	整備	継続	継続	継続	継続	亀山市立図書館の駅前移転(R5.1開館)に合わせ、電子図書館を整備し、電子図書の貸与を行った。利用案内(パスファインダー)を作成し、図書館見学の小学生などに配布、広報誌・行政情報番組での広報を行い、利用促進を行った。	電子図書を整備し、電子図書の貸与を行った。利用案内(パスファインダー)を、図書館見学の小学生などに配布、公民館講座で利用案内や操作説明、広報紙・行政情報番組での周知による利用促進を図った。	電子図書館の認知度の向上及び利用方法の周知を継続して行う必要がある。	A 順調に進んだ	電子図書の整備及び電子図書館の運用を引き続き行っていく。認知と利用が広がるように、利用案内等資料の活用や利用案内講座を行い、利用促進を図る。	教育委員会事務局図書館

節 評価区分	第1節	第2節	第3節	合計	割合
A 順調に進んだ	17	40	8	65	70.7%
B まずまず進んだ	3	12	9	24	26.1%
C あまり進まなかった	1	2	0	3	3.3%
D 進まなかった	0	0	0	0	0.0%
合計	21	54	17	92	100.0%



第3次亀山市行財政改革大綱に関する実績等報告書(令和5年度)

(総務財政部 財務課)

■計画の基本情報

計画期間	R 2 ~ R 7 年度																							
位置付け	本大綱は、第2次亀山市総合計画前期基本計画及び後期基本計画の「行政経営 持続性を保つ健全な財政運営」に向け、具体的な手法を示すものであり、第2次亀山市行財政改革大綱の目標を継承し、開かれた市政を推進する。																							
目的・概要	『市民サービスの向上と次代を見据えたスマート自治体への転換』を図っていくことを目的として、行財政運営上の問題を的確に把握し、その解決のためにスピードと成果を重視しながら実行へと移していく。																							
計画の骨格	<p>本大綱の体系は、「市民サービスの向上と次代を見据えたスマート自治体への転換」を図っていくことを目的として、4つの目標及び15の重点方針を設定し、後期実施計画(R5~R7)に78の具体的取組を掲げています。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="2" style="text-align: center;">【目的】 市民サービスの向上と 次代を見据えたスマート自治体への転換</th> </tr> <tr> <th style="width: 50%; text-align: center;">目 標</th> <th style="width: 50%; text-align: center;">重 点 方 針</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="5" style="text-align: center; vertical-align: middle;">I 行政システムの改革</td> <td>1. ICTを活用した市民サービスの提供</td> </tr> <tr> <td>2. 事務事業構築手法の確立</td> </tr> <tr> <td>3. 働き方改革の推進</td> </tr> <tr> <td>4. 人財育成システムの改革</td> </tr> <tr> <td>5. 新たな公文書管理の改革</td> </tr> <tr> <td rowspan="3" style="text-align: center; vertical-align: middle;">II 財政運営の強化</td> <td>6. 歳入確保の推進</td> </tr> <tr> <td>7. 歳出の節減・重点化</td> </tr> <tr> <td>8. 特別会計・企業会計等の経営健全化</td> </tr> <tr> <td rowspan="4" style="text-align: center; vertical-align: middle;">III 既成概念からの脱却</td> <td>9. 公有資産マネジメントの推進</td> </tr> <tr> <td>10. 事務事業のスクラップ&ビルド</td> </tr> <tr> <td>11. PPP（官民連携）の導入促進</td> </tr> <tr> <td>12. 新たな自治体間連携の検討</td> </tr> <tr> <td rowspan="3" style="text-align: center; vertical-align: middle;">IV 市民総活躍によるまちづくり</td> <td>13. 地域まちづくり協議会の運営支援</td> </tr> <tr> <td>14. 共助による支え合いの基盤の強化</td> </tr> <tr> <td>15. 協働事業の推進</td> </tr> </tbody> </table>	【目的】 市民サービスの向上と 次代を見据えたスマート自治体への転換		目 標	重 点 方 針	I 行政システムの改革	1. ICTを活用した市民サービスの提供	2. 事務事業構築手法の確立	3. 働き方改革の推進	4. 人財育成システムの改革	5. 新たな公文書管理の改革	II 財政運営の強化	6. 歳入確保の推進	7. 歳出の節減・重点化	8. 特別会計・企業会計等の経営健全化	III 既成概念からの脱却	9. 公有資産マネジメントの推進	10. 事務事業のスクラップ&ビルド	11. PPP（官民連携）の導入促進	12. 新たな自治体間連携の検討	IV 市民総活躍によるまちづくり	13. 地域まちづくり協議会の運営支援	14. 共助による支え合いの基盤の強化	15. 協働事業の推進
【目的】 市民サービスの向上と 次代を見据えたスマート自治体への転換																								
目 標	重 点 方 針																							
I 行政システムの改革	1. ICTを活用した市民サービスの提供																							
	2. 事務事業構築手法の確立																							
	3. 働き方改革の推進																							
	4. 人財育成システムの改革																							
	5. 新たな公文書管理の改革																							
II 財政運営の強化	6. 歳入確保の推進																							
	7. 歳出の節減・重点化																							
	8. 特別会計・企業会計等の経営健全化																							
III 既成概念からの脱却	9. 公有資産マネジメントの推進																							
	10. 事務事業のスクラップ&ビルド																							
	11. PPP（官民連携）の導入促進																							
	12. 新たな自治体間連携の検討																							
IV 市民総活躍によるまちづくり	13. 地域まちづくり協議会の運営支援																							
	14. 共助による支え合いの基盤の強化																							
	15. 協働事業の推進																							

■ 成果指標

成果指標名		単位	現状値	実績値 (R5)	目標値
1	別紙「成果指標一覧」のとおり				
2					
3					
4					
5					

■ 計画の実績等

取組実績	令和5年度は、第3次亀山市行財政改革大綱(令和2年度～令和7年度)における、行財政改革大綱後期実施計画(令和5年度～令和7年度)の初年度として、78の具体的取組の着実な推進を図るため、各取組状況を確認するなど進捗管理に努めた。
成果	①「行政システムの改革」として、新たに導入した電子申請フォーム作成ツールを活用し、検診申込等のオンライン化を進め、利用者の利便性向上と業務の効率化を図った。 ②「財政運営の強化」として、固定資産税・都市計画税、軽自動車税の納付書に二次元コードを導入したことによりスマホアプリ等で納付が可能となり、納税環境の充実に努めた。 ③「既成概念からの脱却」として、市内小学校のプール施設の統廃合に向けた検討のため、プール施設の老朽化状況の把握を行った。 ④「市民総活躍によるまちづくり」として、全地域まちづくり協議会に対して意見聴取・実施説明を行い、補導委員の削減に向け整理を行った。
総合計画推進への寄与度	行財政改革大綱後期実施計画に位置付ける取組の推進により、持続性を保つ健全な財政運営を意識した上で、総合計画に位置付ける施策の推進に寄与した。



反省点・課題	財政調整基金残高は年々減少傾向にあり、第3次亀山市行財政改革大綱の目標指標である「令和7年度末財政調整基金残高:20億円以上」に対し、令和5年度末の残高は約18億6千万円となったため、目標の達成が難しい状況である。
--------	---



今後の方向性	行財政改革大綱取組の着実な推進はもちろんのこと、財政構造改革骨太方針2024に基づき、聖域なき歳出削減に努め、持続可能な財政運営へ推進する。
--------	--

第3次亀山市行政改革大綱後期実施計画 具体的取組一覧

具体的取組		目標	重点方針	取組責任者		変更後取組部署	現状と課題	取組内容 (R5-R7)	目標指標	令和5年度				令和6年度	令和7年度
No	名称			正	副					年度計画	年度末実績 (具体的な取組の状況)	課題・問題点	進捗率	年度計画	年度計画
1	全庁的なAI・RPA等の導入推進	I行政システムの改革	1. ICTを活用した市民サービスの提供	政策部長	DX・行革推進室長	政策部DX・行革推進室	少子化による人口減少と高齢化が進み、今後、行政サービスの多様化・複雑化が予想される中、的確にサービスを提供し続けなければならない。そのため、デジタル技術を活用し、業務の効率化を図る必要がある。	AIやRPA等のデジタル技術を活用し、効果の高い定型作業において、業務工程の一部への導入を図る。また、最新のAI技術について調査・研究を行う。	AI・RPA等の導入件数：20件（累計）	RPAシナリオ作成 RPAシナリオ作成研修の実施 最新AI技術の調査・研究	職員によるRPAシナリオ作成技術の向上を図るため、住民情報システムを扱う一部の職員に対して実業務を想定したシナリオ作成研修を行い、RPA対象業務の拡充を図った。	RPAシナリオ作成等支援できるデジタル人材を育成する必要がある。また、AI等新たなデジタル技術の活用を検討する必要がある。	75%	RPAシナリオ作成 RPAシナリオ作成研修の実施 作成済シナリオの本格稼働 最新AI技術の調査・研究	RPAシナリオ作成 作成済シナリオの本格稼働 RPA導入の効果検証 最新AI技術の導入検討
2	課税業務へのAI・RPA等の導入	I行政システムの改革	1. ICTを活用した市民サービスの提供	総務財政部長	税務課長	総務財政部税務課市民税グループ、資産税グループ	税に関する業務において、基幹システムへの入力など定型業務の効率化のため、軽自動車税、固定資産税の一部業務にRPAを導入した。一方、個人市民税の一部業務については、RPAが効果的でないことが判明したため、それに代わる新たな業務の検討が必要である。	定型作業となる基幹システムへの入力をRPAで自動化することで、作業時間の短縮を図る。	RPAシナリオ本格稼働：7件（累計）	特別徴収に係る異動届出書の入力、月例異動処理に伴う税額変更の確認業務へのRPA処理の検討	軽自動車税については2,625件で約44時間の作業時間短縮、また、償却資産については、737件で約25時間の作業時間短縮に繋げることができた。なお、個人住民税関係については、シナリオ作成までは終了しているが実動には至っていない。	個人住民税関係については、異動届出等の内容についても間違いが無く職員による目視確認が必要な場合も多く、機械的に単純判断で入力できる作業が少ないためRPA処理に適した業務選定が困難である。	75%	個人市民税におけるAI・RPA等の導入	継続及び更なる検討
3	マイナンバーカードの取得率向上	I行政システムの改革	1. ICTを活用した市民サービスの提供	市民文化部長	市民課長	市民文化都市民課戸籍住民グループ	「デジタル社会の実現に向けた重点計画」により、マイナンバーカードの普及及び利用の推進を図る必要がある。	マイナンバーカードの申請・交付機会の拡大に取り組むとともに法改正に伴うシステム改修を行う。	マイナンバーカード取得率90%	市内4郵便局でマイナンバーカードの申請受付が出来るよう申請機会の拡充等取得率向上に向けた取組及び転入転出ワンストップサービスの推進（取得率：83%）	市内4郵便局のマイナンバーカードの申請受付に備えて、システムの構築、機器の設置、郵便局職員に対する研修等を行ったが、取扱い実績としては17件にとどまった。また、転出・転入ワンストップサービスを利用した転出届は、127件の実績があった。	高齢者や未就学児のいる世帯、施設入所者等が、マイナンバーカードの申請のために市役所や出張申請先に向くことが難しいという課題がある。今後、マイナンバーカードと健康保険証の一体化に伴い、マイナンバーカードの申請を希望する方が見込まれることから、申請や交付のために来庁することが困難な方への対応が必要である。また、交付率向上に向け、引き続きマイナンバーカードの利便性の向上及び周知を図る必要がある。	75%	取得率向上に向けた取組及び転入転出ワンストップサービスの推進（取得率：86%）	取得率向上に向けた取組及び転入転出ワンストップサービスの推進（取得率：90%）
4	保育現場におけるICT機器等の活用	I行政システムの改革	1. ICTを活用した市民サービスの提供	子ども未来部長	子ども政策課長	子ども未来部子ども政策課保育サポートグループ	幼児教育・保育の無償化により、保育ニーズの高まりが加速する一方で、保育士不足の深刻化などもあり、保育現場で働く保育士の労働環境を改善するため、業務の負担軽減が求められている。	保育現場へのICT機器等の導入により効率的な業務管理を行うことで、保育士の労働環境の改善を図るとともに、労働時間の短縮を目指す。	保育準備等に要する時間外勤務の削減（R3年度比：10%削減）	ICTシステムの導入による保育士の労働環境の改善及び労働時間の短縮	公立の全13園でシステムの本格運用を開始した。システムについては、園児の登降園管理から開始し、園の状況に応じて通信の配信など運用を拡充した。	システム導入により、時間外勤務時間が削減されなかったが、登降園の時間帯においては保育業務に注力できる環境の整備が図れた。令和5年度に全13園での本格運用を開始したが、園の状況により機能の活用状況が様々であることから、活用状況を情報共有し、システムを最大限活用することで職員の事務負担軽減の取り組みを展開していく必要がある。<参考：全13園（正規職員）の時間外勤務時間>R3年度 2,173時間 R5年度 2,494時間（R3年度比：114.8%）※目標指数である時間外勤務時間が増加した主な原因は、新型コロナウイルス感染症対策として自粛していたイベント等を再開したことが考えられる。	0%	保育士の労働環境の改善及び労働時間の短縮の継続	保育士の労働環境の改善及び労働時間の短縮の継続

具体的取組		目標	重点方針	取組責任者		変更後取組部署	現状と課題	取組内容 (R5-R7)	目標指標	令和5年度				令和6年度	令和7年度
No	名称			正	副					年度計画	年度末実績 (具体的な取組の状況)	課題・問題点	進捗率	年度計画	年度計画
5	市公式LINEの導入	行政システムの改革	1. ICTを活用した市民サービスの提供	政策部長	広報秘書課長	政策部広報秘書課広報グループ	幅広い世代の人がいつでもどこでも自分のニーズにあった市政情報を得ることができるよう、情報発信の多様化を図る必要がある。	日本での利用率が高いSNS「LINE」を導入し、プッシュ通知やチャットボットによる自動応答などの機能を活用し、情報発信の多様化を図る。	登録者数：5,000人	市公式LINEの導入(登録者数：3,000人)	利用者が受信情報を選択できるセグメント配信機能や道路・公園の損傷等を報告できる通報システムのほか、市ホームページの各種情報へアクセスしやすいメニューを備えたLINE公式アカウントを構築し、令和6年3月から試行運用を開始した。(試行期間の友だち登録数は1,445人)	LINE公式アカウントを利用して、個人のニーズに応じた市政情報の取得ができるよう、更なる利用促進を行うとともに、利用者がより多くの情報の入手やオンライン手続きができるよう、サービス内容の充実を図る必要がある。	50%	運用管理(登録者数：4,000人)	運用管理(登録者数：5,000人)
6	行政手続のオンライン申請等の推進	行政システムの改革	1. ICTを活用した市民サービスの提供	政策部長	DX・行革推進室長	政策部DX・行革推進室	マイナンバーカードの普及拡大に合わせ、行政手続のオンライン化を推進し、利用者の利便性の向上を図る必要がある。	利用者の利便性向上と業務の効率化を図るため、マイナンバーカードを用いて申請を行うことが想定される手続について、マイナポータルからマイナンバーカードを用いたオンライン手続を拡充する。また、その他の手続等についても、可能なものからオンライン化を検討する。	オンライン手続可能な手続件数：20件(累計)	マイナンバーカードを用いたオンライン手続の拡充 各種申込手続等のオンライン化の検討	びったりサービスについて、子育て関係1手続、消防関係8手続をオンライン化し、合計20手続に拡充した。また、新たに導入した電子申請フォーム作成ツールを活用し、検診申込等のオンライン化を進め、利用者の利便性向上と業務の効率化を図った。	行政手続オンライン化の拡充に向け、各種手続の調査(手続の洗い出し・可視化)を実施し、オンライン化の実現性・効果性・阻害要因等を分析する必要がある。	100%	マイナンバーカードを用いたオンライン手続の更なる拡充の検討 各種申込手続等のオンライン化の実施	オンライン手続の検証及び対象手続拡充の検討
7	電子入札の導入	行政システムの改革	1. ICTを活用した市民サービスの提供	総務財政部長	財務課長	総務財政部財務課契約管財グループ	電子入札システムを導入することにより、事務の効率化を図るとともに、入札に係る手続きを迅速化及び簡素化し、市民サービスの向上を図る必要がある。	本市に見合った運用方法や財源等について調査・検討を行い、電子入札システムを導入し、適正な運用を図る。	電子入札システムの導入	導入に向けた調査・検討	電子入札システムの導入及び維持管理に要する経費や導入によるメリット、段階的な導入の必要性等について検討した。	電子入札については、導入のみならず、導入後の維持管理にも多額の経費を要することから、システム導入により削減できる経費や事務の効率化などの効果をできる限り定量化した上で、導入の必要性や本市に最適な導入手法を検証する必要がある。 また、システム導入に伴い、全ての契約事務を財務課が一元的に行うなど契約事務を全庁的に見直す必要がある。	25%	電子入札システムの導入(試行)	電子入札システムの本格運用(対象の拡充)
8	健康マイレージ事業のデジタル化	行政システムの改革	1. ICTを活用した市民サービスの提供	健康福祉部長	健康政策課長	健康福祉部健康政策課健康都市推進グループ	健康意識の向上を目的とした健康マイレージ事業は、参加者の6割以上が高齢者層であり、生産年齢人口層の参加が乏しいことから、全ての世代がより参加しやすい環境づくりと、自身の健康情報を見える化させるため、現行のアナログ方式をデジタル方式へと転換させる必要がある。	現行の健康マイレージ事業は令和5年度限りで終了とし、健康活動や健康情報の数値化やポイントを付与できる機能を有したアプリを導入し、参加者一人ひとりが主体的に活動できる環境を整備する。(アプリ非使用者への代替策も併せて実施)	アプリケーションをダウンロードした累積人数：1,800人	アプリケーションの導入 市職員による事業の試行運用 事業の周知、本格運用及び検証 かめやま健康マイレージ事業終了	・従来の紙媒体での「かめやま健康マイレージ」はR4年度で終了とし、R5.4にアプリ導入契約を締結し、R5.8に職員等による試行運用後、R5.9より一般運用を開始 ・全戸配付や公共施設へのポスター貼付などで周知を行った	紙媒体からアプリの運用へ切り替えたことから、より幅広い世代が手軽に参加できるようになったため、若年層(20~50代)の参加が大きく上昇し、市民サービスの向上に大きく寄与した。 その反面、スマートフォンを所有していない高齢者層が参加できないことや、スマートフォンは所有しているもののアプリの使用には登録が必要ことから、一步を踏み出せない方が一定数いると想定されるため、引き続き、シルバー人材センターと協力し、アプリの登録及び使い方支援を実施していく必要がある。	100%	検証によるアプリのバージョンアップ 事業の運用を継続 アプリ非使用者の代替対応策開始	事業の運用を継続 より多くの参画のための事業PR及び周知 3年間を通した事業の検証

具体的取組		目標	重点方針	取組責任者		変更後取組部署	現状と課題	取組内容 (R5-R7)	目標指標	令和5年度				令和6年度	令和7年度
No	名称			正	副					年度計画	年度末実績 (具体的な取組の状況)	課題・問題点	進捗率	年度計画	年度計画
9	デジタル技術を活用した有害獣被害対策	行政システムの改革	1. ICTを活用した市民サービスの提供	産業環境部長	生物多様性・獣害対策室長	産業環境部生物多様性・獣害対策室	有害獣による農作物(家庭菜園含む)などの被害が多く発生している中、捕獲従事者の高齢化が進み、有害獣の捕獲が困難な状況になることが考えられる。そのため、ICTを活用し、労力の軽減を図ることと的確な位置情報を市民に提供する必要がある。	ICTを活用した捕獲を行い、効果を検証し、必要性に応じて機器の導入を増やす。	ICT機器の導入件数：30台	捕獲のためのICT機器の導入 (機器導入数：10台)	長距離無線式パトロールシステムの導入(機器導入数10台)	捕獲従事者の高齢化に対応するため、長距離無線式パトロールシステムを導入することで捕獲檻の見回り負担を軽減することができた。 高齢化に加え捕獲従事者数は微減傾向にあり、有害獣による農作物(家庭菜園含む)等の被害対策を進めるためには、今後も継続してICT機器を導入していく必要がある。	100%	継続及び効果検証 (機器導入数：10台)	継続及び効果検証 (機器導入数：10台)
10	行政評価システムの改善	行政システムの改革	2. 事務事業構築手法の確立	政策部長	政策推進課長	政策部政策推進課政策調整グループ	効率的な予算配分により効果的な施策推進を図るため、これまででも施策・事業の効果的かつ効率的な推進や、事業のスクラップアンドビルドに資する効果的な事務事業の採択・再編手法の確立など、システムの見直しや充実を図ってきた。今後においても、現行の行政評価システムについて、手段が目的化することのないよう継続的な検証と見直しが必要である。	現行の行政評価システムを検証し、事務量と効果のバランスも踏まえた上で、より効率的で効果的な評価システムへの改善を行う。	行政評価システムの改善	現行の評価システムにおけるシステム運用上の課題についての検証	令和5年3月に改訂した行政評価システムにより、令和4年度決算にかかる評価を実施するとともに、主にハード事業に関する評価基準等についての検証を行った。	後期基本計画の策定に合わせて、よりシンプルで効果的な評価システムに改訂したことにより、評価に係る事務負担の軽減は図れたものの、事務事業評価に関してハード事業等に係る評価基準等を見直すよう市議会より意見が付けされており、市民の理解が得られるよう、より明確な評価基準に見直す必要がある。	75%	現行の評価システムにおけるシステム運用上の課題についての検証	第3次総合計画の実施に合わせて、現行の行政評価システムの課題等の整理、システムの改善
11	事務事業の採択及び再編手法の改善	行政システムの改革	2. 事務事業構築手法の確立	政策部長	政策推進課長	政策部政策推進課政策調整グループ	持続可能な行政運営に当たり、第3次総合計画においても、「選択と集中」による事務事業の効率化・重点化を進める必要がある。	第3次総合計画の策定に合わせて、施策推進に寄与する効果的かつ効率的な事務事業の採択や再編手法を改善する。	事業の採択・再編手法の確立	事務事業の採択及び再編手法の改善に向けた検討	事務事業評価において各事務事業の成果や課題、今後の展開方針を整理することを通じて、第3次総合計画の策定に向けた事務事業の採択や再編手法等の改善に向けた検討を行った。	事務事業評価を通じて、各事務事業の必要性や有効性等を適切に評価し、第3次総合計画の策定に向け、事業規模や手法の適正化を図る必要がある。	25%	事務事業の採択及び再編手法の改善	第3次総合計画実施計画における再編手法を活用した事業採択
12	時間外勤務時間の削減	行政システムの改革	3. 働き方改革の推進	総務財政部長	総務課長	総務財政部総務課人事給与グループ	時間外勤務については、特定事業主行動計画に全体の目標値を定めて取り組んできたところであるが、働き方改革法により、職員一人当たりの時間外勤務時間の上限が規定されたことから、業務の効率化・平準化を図る必要がある。	職員一人当たりの時間外勤務時間の上限が月45時間、年間360時間と規定されていることから、これらを遵守するようマネジメントを行う。	年間時間外勤務時間360時間以下：100% 時間外勤務総時間：40,000時間(令和7年度)	時間外勤務時間削減のマネジメントの実施	令和5年6月28日付けで通知した「令和5年度時間外勤務削減計画の実施について」により、各所属において職員の労働時間管理を行い、設定された目標達成に向けて取り組んだ。	新型コロナウイルス感染症に関する業務による時間外勤務が減ったものの、令和4年度から引き続きマイナンバーカードの申請交付業務、令和5年度からは経済対策のための非課税世帯給付金業務、能登半島地震に伴う被災地支援による時間外勤務が増加した。また、通常業務においては、業務が集中したことによるものが時間外勤務の主な要因と考えられることから、マネジメントを強化する必要がある。	50%	第4次特定事業主行動計画目標指標必達のためのマネジメントの実施及び第4次特定事業主行動計画の検証を踏まえた第5次特定事業主行動計画の策定	第5次特定事業主行動計画に基づく時間外勤務時間削減のマネジメントの実施

具体的取組		目標	重点方針	取組責任者		変更後取組部署	現状と課題	取組内容 (R5-R7)	目標指標	令和5年度				令和6年度	令和7年度
No	名称			正	副					年度計画	年度末実績 (具体的な取組の状況)	課題・問題点	進捗率	年度計画	年度計画
13	有給休暇の取得促進	行政システムの改革	3.働き方改革の推進	総務財政部長	総務課長	総務財政部総務課人事給与グループ	第4次特定事業主行動計画において職員1人当たりの年次有給休暇の年間目標取得日数を「12日」かつ全職員の年次有給休暇の年間目標取得日数を「5日以上」に設定しているが、依然として目標取得日数を達成できていない。ワーク・ライフ・バランス推進の観点から年次有給休暇の取得を促進する必要がある。	亀山市特定事業主行動計画に基づき、ワーク・ライフ・バランス推進の観点から、計画に基づいた年次有給休暇の取得促進に取り組む。	年次有給休暇の取得日5日以上：100%	年次有給休暇計画表による取得促進	令和5年6月5日付けで通知した「夏季休暇及び年次有給休暇の取得促進について」により、夏季休暇及び年次有給休暇の取得について促進した。	人事評価の部長級ヒアリングでの取得実績の通知に基づき、所属長が進捗管理を行った結果、年次有給休暇の取得日数が5日に満たない職員が昨年の23人から9人へと減少しましたが、目標を達成することができなかった。所属長のマネジメントをより一層強化する必要がある。	75%	第4次特定事業主行動計画目標指標必達のためのマネジメントの実施及び第4次特定事業主行動計画の検証を踏まえた第5次特定事業主行動計画の策定	第5次特定事業主行動計画に基づく年次有給休暇の取得促進
14	定員適正化の推進	行政システムの改革	3.働き方改革の推進	総務財政部長	総務課長	総務財政部総務課人事給与グループ	定年が65歳まで段階的に引上げられる中、市民のニーズに対応した行政サービスを提供するため、職員の適正な定員管理を行うとともに必要な労働力を確保する必要がある。	第4次亀山市定員適正化計画に基づき、真に正規職員の配置が必要な職については、正規職員の配置を実施し、適正な定員管理を行う。また、会計年度任用職員についても効果的な配置を実施する。	定員適正化計画に基づく職員の適正な定員管理と配置	各所属の中期的な業務量の把握と定年引上げを含めた採用計画による職員配置計画の策定と事業量に応じた職員配置の実施	正規職員の配置については、定員適正化計画に基づき、計画的に職員採用を行った。また、緊急対応を要する場合に適切な人員配置を行った。	60歳以降の働き方が多様化する中、引き続き真に正規職員の配置が必要な職については、正規職員の配置を実施していく必要がある。また、会計年度任用職員についても効果的な配置を実施する必要がある。	50%	第4次定員適正化計画と令和5年度の策定する職員配置計画の検証を踏まえた第5次定員適正化計画の策定と事業量に応じた職員配置の実施	第5次定員適正化計画を踏まえた定員管理と職員配置計画の時点修正に基づく事業量に応じた職員配置の実施
15	人事評価制度の再構築	行政システムの改革	3.働き方改革の推進	総務財政部長	総務課長	総務財政部総務課人事給与グループ	人事評価制度は、評価結果を給与、昇格等に反映させることにより、職員のモチベーション向上につながるものであることから、評価結果の公平・公正性を担保する制度を構築し、評価結果を処遇に反映する必要がある。	人事評価制度の評価結果の正確性を担保するための制度を検討の上、運用を実施し、評価結果を処遇に反映する。	評価結果の処遇反映の実施	評価結果の公平性を担保する運用の確立	令和6年度の処遇反映に向けて効果的で実効性のある人事評価制度とするため、処遇反映や人材育成プログラムなどを含む、包括的な制度としている。	令和6年度から部長級の職員について、処遇反映を行うよう準備を進めていたが、全職員の評価結果の処遇反映にはある程度の時間を要する必要がある。	50%	管理職の評価結果の処遇反映の実施と管理職以外への導入調整	全職員の評価結果の処遇反映
16	職務に必要な資格保持者の養成	行政システムの改革	3.働き方改革の推進	消防部長	消防総務課長	消防本部消防総務課総務・消防団グループ	職員構成の若年化に伴い、組織力、現場対応力の低下が懸念されるなか、多種多様化する災害への確実な対応を継続していくためには、職務に必要な資格保持者を確保し、適正な人員配置をしていく必要がある。	職員に中型・大型免許を計画的に取得させ、消防車両の機関員を養成する。また、救急救命士の救急車搭乗率を低下させないよう、継続して救急救命士を養成する。	消防車両機関員：9人、救急救命士：3人を養成	消防車両機関員の養成 救急救命士の養成 (消防車両機関員：3人、救急救命士：1人)	職員1人が大型免許を、職員2人が中型免許をそれぞれ取得し、消防車両の機関員が養成できた。また、救急救命士の養成については、職員1人が研修を修了するとともに、国家試験に合格し、養成が図れた。	消防車両機関員、救急救命士とも、継続的に養成を続ける必要がある。	100%	消防車両機関員の養成 救急救命士の養成 (消防車両機関員：3人、救急救命士：1人)	消防車両機関員の養成 救急救命士の養成 (消防車両機関員：3人、救急救命士：1人)

具体的取組		目標	重点方針	取組責任者		変更後取組部署	現状と課題	取組内容 (R5-R7)	目標指標	令和5年度				令和6年度	令和7年度
No	名称			正	副					年度計画	年度末実績 (具体的な取組の状況)	課題・問題点	進捗率	年度計画	年度計画
17	校務支援システムを活用した校務のデジタル化と効率化の推進	行政システムの改革	3.働き方改革の推進	教育部長	学校教育課長	教育委員会事務局学校教育課学事教職員グループ、教育支援グループ、教育研究グループ	校務支援システムの導入により、校務のデジタル化を進めているが、システムの効果的な運用については継続的に取り組む必要がある。	校務支援システム等デジタル技術を活用した校務のデジタル化と効率化に取り組む。	月当たりの時間外勤務80時間超の教職員：0名	校務支援システムの本格的運用と校務のデジタル化・効率化の推進	令和5年4月より校務支援システムの本格運用を開始した。システムを効果的に活用するために、システム活用に係る研修会を7回実施した。また教職員へのアンケート調査を各学期末に実施した。	システム導入初年度ということもあり、システムの活用に不慣れな教職員もいたため、今後もシステムへの理解を深める取組が必要である。	100%	校務支援システムの効果的な運用と働き方改革の推進	校務支援システムの効果的な運用と働き方改革の推進
18	安全で快適な職場環境の整備	行政システムの改革	3.働き方改革の推進	総務財政部長	総務課長	総務財政部総務課人事給与グループ	近年、職場におけるハラスメント防止対策の必要性が高まっていることから、全ての職員に対して各ハラスメントの基本的な考え方や理解を深める必要がある。	「亀山市職員の職場におけるハラスメントの防止等に関する指針」や「亀山市職員の職場におけるハラスメントの防止等に関する指針の運用について」に基づき、定期的に職員研修を実施し、基本的な考え方や理解を深める。	アンケートで「理解できなかった」「まあまあ理解できた」と答えた職員：100%	外部講師による研修会の実施と理解度調査(対象：主幹級職員)	令和5年10月4日主幹級に対して外部講師による研修会を実施した。	引き続き、定期的に職員研修を実施し、基本的な考え方や理解を深めていく必要がある。	75%	外部講師による研修会の実施と理解度調査(対象：主任主査)	外部講師による研修会の実施と理解度調査(対象：主任主査)
19	時代の変化に対応した柔軟な働き方の推進	行政システムの改革	3.働き方改革の推進	総務財政部長	総務課長	総務財政部総務課人事給与グループ	時代の変化に対応する働き方を推進するため、亀山市勤務時間の弾力化制度に関する規程に基づく勤務やテレワークの有効活用により柔軟で多様な働き方を推進している。現在、国において柔軟な働き方の推進についてその手法などを検討中であり、その動向を注視しつつ、柔軟で多様な働き方の拡充に取り組む必要がある。	現行の勤務時間の弾力化制度の検証を行い、必要な改正や拡充を行う。また、テレワークについては、国や県の動向に注視しつつ、本格実施に向けて取り組む。	勤務時間の弾力化制度の改正や拡充 テレワークの本格実施	勤務時間の弾力化制度の検証とテレワーク本格実施に向けた課題整理	新型コロナウイルス感染症が5類に移行されるまでは、職員が積極的に活用していたが、減少傾向にある。	新型コロナウイルス感染症の影響により、職員の働き方がより柔軟で多様な働き方へと拡充されたが、新型コロナウイルス感染症が5類感染症に移行されたことにより、勤務時間の弾力化制度やテレワークの利用者が減少傾向にあるように思える。ワークライフバランスの観点からも積極的に活用を図る必要がある。	25%	勤務時間の弾力化制度の改正等とテレワーク本格実施に向けた規程の策定	勤務時間の弾力化制度の拡充とテレワークの本格実施
20	新たな職員採用制度の導入と多様な人材の確保	行政システムの改革	3.働き方改革の推進	総務財政部長	総務課長	総務財政部総務課人事給与グループ	行政ニーズの多様化やDXの急速な進展等に的確に対応するため、新たな採用制度の導入等により、専門的な知識や経験を有する人材を確保する必要がある。	これまでの新規職員の採用のほか、専門的な知識や経験を有する人材の確保に特化した採用制度の導入を行う。	DX人材の確保	必要となる人材(知識・経験等)の特定と採用方法の調査、検討	職員採用試験を2回実施する等、採用する機会を増やして、人材の確保に努めたが、採用に繋がらない職種もあった。	年々、特に専門的な知識や経験を有する人材の確保が困難であることから、採用方法の見直しを図る必要がある。	25%	採用計画への位置付けと採用選考の実施	DX人材の確保

具体的取組		目標	重点方針	取組責任者		変更後取組部署	現状と課題	取組内容 (R5-R7)	目標指標	令和5年度				令和6年度	令和7年度
No	名称			正	副					年度計画	年度末実績 (具体的な取組の状況)	課題・問題点	進捗率	年度計画	年度計画
21	オンラインシステムを活用した会議等の拡大と会議資料のペーパーレス化の推進	行政システムの改革	3.働き方改革の推進	教育部長	学校教育課長	教育委員会事務局学校教育課学事教職員グループ、教育支援グループ、教育研究グループ	個人情報を含む会議や授業研究等、対面で行う必要がある会議や研修会がある一方、オンラインシステムで開催可能なものも少なくない。また、会議資料等も紙ベースが多く、ペーパーレス化が十分に進んでいない。	学校における会議や研修会等のオンラインシステムの活用によるデジタル化と効率化、ペーパーレス化による省資源化に取り組む。	紙ベースの会議・研修会資料：50%削減 (R3年度比)	校内会議及び研修会のペーパーレス化の推進	市教委主催の研修会や会議においてオンライン開催を実施した。 市内小中学校において会議・研修会等の資料のペーパーレス化が行われた。	現状において、市教委主催の研修会や会議において、オンライン開催を検討できるものがある。 印刷物が大量になる場合など、必要に応じてペーパーレス化できるよう推進していきたい。	75%	対外会議及び研修会のオンラインシステムによる開催拡大とペーパーレス化の推進	対外会議及び研修会のオンラインシステムによる開催拡大とペーパーレス化の推進
22	モチベーションを高める職場環境の推進	行政システムの改革	4.人財育成システムの改革	総務財政部長	総務課長	総務財政部総務課人事給与グループ	三層管理体制による組織・機構は、中間層であるグループリーダーの資質向上につながるものであり、職場全体の「仕事のやりがい」や「モチベーション向上」につながる環境整備を進める必要がある。	グループリーダーのマネジメント能力を向上させる研修を行うとともに組織全体のコミュニケーションを高めるため、管理職員に対し、職場改善・向上研修を実施する。 また、組織・機構についても継続して検証を実施する。	「自己申告」における「仕事のやりがいがある・コミュニケーションが取れている」：60%	マネジメント向上研修Ⅰ(対象：グループリーダー) 職場改善・向上研修Ⅰ(対象：課長級職員) 組織機構改革の検証	新たな組織の編成や業務の組み替えを行った。また、課長級の職員に対し、マスコミ対応研修を実施した。	引き続き、グループリーダーのマネジメント能力の向上や管理職員への職場改善・向上研修を実施する。 また、組織・機構についても継続して検証を実施する必要がある。	50%	マネジメント向上研修Ⅱ(対象：グループリーダー) 職場改善・向上研修Ⅱ(対象：課長級職員) 組織機構改革の検証	マネジメント向上研修Ⅲ(対象：グループリーダー) 職場改善・向上研修Ⅲ(対象：課長級職員) 組織機構改革の検証
23	階層別研修体系の構築・充実	行政システムの改革	4.人財育成システムの改革	総務財政部長	総務課長	総務財政部総務課人事給与グループ	人材育成基本方針に基づき研修を実施しているが、職員一人ひとりがいつまでにどのようなスキルを習得すべきかについて、体系的に把握できていない。	職員が受講する研修が、キャリア形成に繋がるよう体系的に構築した上で、習得すべきスキルの見える化を図る。 また、男女の区別なく、管理職を目指す意識を醸成するための研修を実施する。	キャリア形成につながる研修体系の構築及び研修の実施	研修体系に基づく研修の実施 研修体系のバージョンアップ	新たな研修のあり方として、映像研修の実施について、検討を行った。 また、会計年度任用職員に対して研修を実施できるよう検討した。	引き続き、キャリア形成に繋がるよう研修体系の構築及び研修を実施する必要がある。	50%	研修体系に基づく研修の実施 人材育成基本方針の見直し着手	研修体系に基づく研修の実施 研修全体を見直し、新たな人材育成基本方針の策定
24	コンプライアンス制度の適正な運用	行政システムの改革	4.人財育成システムの改革	総務財政部長	総務課長	総務財政部総務課法務統計グループ	職員の公務員倫理や法令遵守を推進するための環境づくりや体制の整備については、亀山市職員コンプライアンス条例等を制定し、関係する制度を構築することで一定の成果がみられるものの、透明で市民から信頼される市政を確立するためには、更なるバージョンアップや制度運用の徹底が必要となるため。	働きかけ行為(要望等及び不当要求)については記録することが重要であることから、その記録を徹底するために周知等を行い、事例を積み重ねることで内容を分析し、対応に反映させる。	働きかけ行為に関する記録の件数：10件以上/年 分析の結果を踏まえた指針等の作成	記録を徹底させるための周知等 事例の収集・分析	令和5年度における働きかけ行為に関する記録は7件であり、そのうち、コンプライアンス推進会議に提出された記録は0件であった。	令和5年度のアンケートの結果から、働きかけ行為の制度の概要については約8割の職員が理解していることが分かったが、件数については、年度によりばらつきがある。 今後も件数の調査を継続し、働きかけ行為に該当するかどうかの判断材料として、事例を収集する必要がある。	75%	記録を徹底させるための周知等 事例の収集・分析	積み重ねた事例をもとに、記録に関する指針の作成

具体的取組		目標	重点方針	取組責任者		変更後取組部署	現状と課題	取組内容 (R5-R7)	目標指標	令和5年度				令和6年度	令和7年度
No	名称			正	副					年度計画	年度末実績 (具体的な取組の状況)	課題・問題点	進捗率	年度計画	年度計画
25	公文書のライフサイクルに合わせた適正な管理	I 行政システムの改革	5. 新たな公文書管理の改革	総務財政部長	総務課長	総務財政部総務課法務統計グループ	それぞれの部署における簿冊の保管スペースが不十分であり、それに伴い適切な文書管理が妨げられている。また、行政事務のデジタル化が進む中で、それに適した文書管理を導入する必要がある。	・メール等により電磁的に受領した文書の管理方法の見直し ・收受供覧、起案等における文書回付の見直し ・電磁的に保管する文書の範囲、取扱い等の検討、決定及び見直し ・永年文書の取扱いの見直し	公文書のライフサイクルに合わせた管理手法の実施率：100%	電磁的に受領した文書の取扱いの見直し 電子決裁の導入及びこれに伴う文書回付の見直し 電磁的に保管する文書の範囲等の決定	・令和5年10月から電子決裁制度を導入し、メール等により電磁的に受領した文書については、電子決裁の添付文書等として共有・保存する運用とした。 ・一部のものを除いて電子決裁に係る文書等について可能なものからデジタル化を図った。 ・電子決裁により添付文書が電子化したこと、決裁状況が即時に把握できること等により、文書回付の見直しが図られた。 ・電子決裁の導入に合わせ、文書取扱規程について、文書には電磁的記録を含む等の改正を行った。	・電子決裁に伴う文書のデジタル化の仕組みに関し、全庁統一の運用ができておらず、一部では紙媒体による文書管理が主となっている。 ・令和5年度途中から電子決裁化したため、定期監査資料への対応等、導入時期以前の事務処理の方法について課題が発生している。 ・電磁的に保管する文書の範囲及び永年文書の取扱い等の検討・見直しが未着手である。	75%	電子決裁導入後の検証と見直し 電磁的に保管する文書の範囲の拡大及び取扱いの見直し	効果(文書量の削減と将来予測)の検証及び必要な見直し 永年文書の取扱いの見直し
26	公文書ペーパーレス化の推進	I 行政システムの改革	5. 新たな公文書管理の改革	政策部長、総務財政部長	DX・行革推進室長	政策部DX・行革推進室	ペーパーレス会議等、柔軟かつ効率的な働き方を推進するため、内部事務用に庁内に整備しているネットワークの無線LAN化を拡充する必要がある。	庁内無線LAN環境と電子会議システムを拡充することにより、ペーパーレス化と柔軟かつ効率的な働き方を推進を推進する。	庁内無線LANに接続可能な端末の割合：50%	無線LAN環境の拡充 電子会議システム利用者拡充	内部事務用ネットワークの無線LAN化を本庁2階及び総合保健福祉センターへ拡充し、効率的な働き方の環境整備やネットワークループ等の削減を図った。また、幹部職員が活用している電子会議システムについて、新たに課長等に拡充した。	庁内無線LANや電子会議システムの活用により、ペーパーレス会議の一層の拡充に加え、柔軟かつ効率的な働き方を更に推進する必要がある。	100%	無線LAN環境の拡充	機器及びシステムの運用管理
27	資金運用による財源確保	II 財政運営の強化	6. 歳入確保の推進	総務財政部長	財務課長	総務財政部財務課財政行革グループ	市が保有する基金について、安全かつ効率的・効果的な運用を図ることで、財源確保の拡大を図ることが必要である。令和4年以降の長期金利の上昇等により売却益を得るのが難しい状況にある。	平成30年7月に改訂した亀山巖市公金管理・運用指針を遵守のもと、地方債等債券による運用収益の確保に努める。	運用収益の確保：870万円	地方債等債券による資金運用	30億円で債券の運用を行い、債券の売却及び新規の購入は行っていないが、保有債券の利息収入による運用収益として、令和5年度は10,441千円の運用収益を得た。	利息収入以外の売却益を得るためには、時価評価額を適時把握する必要がある。 購入時より債券利息が上昇し続けていることから、保有債券の価格が下落しており、現状では売却損が出る。	100%	地方債等債券による資金運用	地方債等債券による資金運用
28	普通財産の有効活用・売却	II 財政運営の強化	6. 歳入確保の推進	総務財政部長	財務課長	総務財政部財務課契約管財グループ	市が保有する普通財産において草刈り等の維持管理経費が必要であるため、その負担軽減のために貸付や不要な財産について処分が必要である。	普通財産の内、未利用地の貸付等の有効活用と不要な財産の売却を行う。	普通財産の貸付・売却 売却：3件 貸付：120件	未利用地の貸付、不要財産の売却(売却1件、貸付30件)	普通財産の貸付 35件(6,425,067円)	未利用地の売却等に当たっては、民間事業者へのヒアリング等により、未利用地ごとの効果的な売却手法を検討する必要がある。	25%	未利用地の貸付、不要財産の売却(売却1件、貸付30件)	未利用地の貸付、不要財産の売却(売却1件、貸付30件)

具体的取組		目標	重点方針	取組責任者		変更後取組部署	現状と課題	取組内容 (R5-R7)	目標指標	令和5年度				令和6年度	令和7年度
No	名称			正	副					年度計画	年度末実績 (具体的な取組の状況)	課題・問題点	進捗率	年度計画	年度計画
29	特別徴収事業所の拡大	II 財政運営の強化	6. 歳入確保の推進	総務財政部長	税務課長	総務財政部税務課市民税グループ	地方税法で規定されている特別徴収について、平成21年度から県内全市町と連携し、特別徴収加入の促進に努めており、税収確保の観点からも今後も特別徴収制度の周知と義務の徹底を行っていく必要がある。	原則、従業員2人以上の事業所への特別徴収義務の指定及び徹底	給与特別徴収の割合：90%以上の維持	従業員2人以上の事業所に対する、特別徴収義務の指定	原則、従業員2人以上の事業所に対しては、特別徴収義務者としての指定を行った。しかしながら、事業専従者のみや非支給月があるなどの除外が多く、特別徴収の割合は、令和4年度比0.3ポイント減の89.8%となった。	小規模事業所への特別徴収制度の周知と外国人労働者の中途退職者には退職後帰国してしまう者もいるため、一括徴収の実施依頼を図っていく必要がある。	100%	従業員2人以上の事業所に対する、特別徴収義務の指定	従業員2人以上の事業所に対する、特別徴収義務の指定
30	市税（現年度）の収納率の向上	II 財政運営の強化	6. 歳入確保の推進	総務財政部長	税務課長	総務財政部税務課収納対策グループ	県内トップクラスの収納率を目指して、引き続き納税者の納付意識の向上や納付環境の整備を行う。	県内トップクラスの収納率に向け、キャッシュレス決済の社会経済情勢の変化に対応する納付環境の整備や納税者の意識向上に向けた取組みを行う。	収納率：99.20%	収納率向上に向けた取組の実施、QRコード(固定資産税・都市計画税、軽自動車税)による納付実施	現年収納率は目標を達成(99.32%)。また、固定資産税・都市計画税、軽自動車税の納付書に二次元コードを導入し、収納代理金融機関、指定金融機関以外の金融機関、スマホアプリ、クレジットカードで納付が可能となり、納税環境の充実に努めた。	導入が任意である市県民税（普通徴収）、国民健康保険税では二次元コードが未導入であり、導入の準備を進めているところである。また、二次元コードでクレジットカード納付が可能となり、当市で契約しているクレジット収納代行業務委託と納付方法が重複するため、契約の見直しを検討している。導入が任意である税目についても県内の市町の多くが二次元コードを導入しており、国民健康保険税を所管している市民課と協議し、早期の導入に努める。	100%	収納率向上に向けた取組、現状の納付整備の検証	収納率向上に向けた取組、現状の納付整備の検証
31	市の債権の適正管理	II 財政運営の強化	6. 歳入確保の推進	総務財政部長	税務課長	総務財政部税務課収納対策グループ	債権回収の根拠となる法律が異なり、税の滞納整理手法をそのまま適用できず、個人情報共有も難しいが、財政の健全化を進める上で、全庁的に債権回収の意識醸成を図り、適正な債権管理に努める。	私債権部会(年4回)、公債権部会(年4回)、滞納処分等判定委員会(年4回)を実施し、担当課の滞納整理状況の情報交換及び滞納整理方針等の検討を行う。	判定委員会への困難案件上程：15件/年	私債権部会(年4回)、公債権部会(年4回)、滞納処分等判定委員会(年4回)の開催	年度計画のとおり各部会および滞納処分等判定委員会を実施。滞納処分等判定委員会に困難事例を15件上程。滞納整理方針を決定し、収納確保に努めた。滞納処分等判定委員会要綱を改正。令和6年度から介護保険料を公債権部会に加入。市の債権確保の一層の向上に努める。	税務課の困難事例については各部会で情報共有ができていない状況にある。今後は各部会において困難事例の協議を行った上、必要に応じ各課へ滞納処分等判定委員会への上程を促し、市全体の債権の滞納整理を積極的に進めていく。	100%	私債権部会(年4回)、公債権部会(年4回)、滞納処分等判定委員会(年4回)の開催	私債権部会(年4回)、公債権部会(年4回)、滞納処分等判定委員会(年4回)の開催
32	保育所等利用者負担金（現年分）の収納率の向上	II 財政運営の強化	6. 歳入確保の推進	子ども未来部長	子ども政策課長	子ども未来部子ども政策課保育サポートグループ	幼児教育・保育の無償化がスタートし、3歳以上児の利用者負担金が無償となるなど、徴収対象者が大きく減少しているが、引き続き、適切な徴収対策が必要である。	適切な滞納者への納付勧奨等の対策を行い、現年分の収納率向上を図る。	収納率：99.80%	滞納者への適切な納付勧奨による保育所等利用者負担金（現年分）の収納率の向上	徴収年間計画に基づき、滞納者への適切な納付勧奨等の対策を講じ、現年分の収納率目標達成に向けた取り組みを行った。（収納率：99.63%）	未納者に対しては、催告書の送付等と併せて、児童手当を未納分へ充当する同意書を送付することにより、回収を進めたが、目標指標の達成までには至らなかった。今後は、困難事例の割合が高くなる一方で、新規の児童手当充当の申出者が増えにくい状況にあることから、他課と情報を共有しながら徴収の強化を行う。	75%	滞納者への適切な納付勧奨による保育所等利用者負担金（現年分）の収納率の向上	滞納者への適切な納付勧奨による保育所等利用者負担金（現年分）の収納率の向上

具体的取組		目標	重点方針	取組責任者		変更後取組部署	現状と課題	取組内容 (R5-R7)	目標指標	令和5年度				令和6年度	令和7年度
No	名称			正	副					年度計画	年度末実績 (具体的な取組の状況)	課題・問題点	進捗率	年度計画	年度計画
33	市営住宅使用料(現年分)の収納率の向上	II 財政運営の強化	6. 歳入確保の推進	建設部長	建築住宅課長	建設部建築住宅課住まい推進グループ	市営住宅は、低額所得者、高齢者、障がい者、外国人などの住宅確保配慮者に対し供給しているため、生活に困窮している状況であるが、市営住宅入居者の納付意識を高め、収納率の向上に向けて取り組む必要がある。	口座振替制度利用の促進、滞納となった場合は各戸訪問、督促状や催告書の送付、また、分割納付など柔軟な対応により、収納率の向上を図る。	収納率：97.00%	収納率向上のための取組の継続	口座振替制度の利用促進を図るとともに、口座振替不能となった場合や納付期限までに納付がない場合は各戸を訪問し、納付相談を行うなど収納率の向上に努め、現年分の収納率は96.42%となった。	市営住宅使用料を3月以上滞納したときは市営住宅条例の規定に基づき市営住宅の明渡しを請求することができるため、再三の納付催告に反応がないなど、納付意識の改善がみられない入居者については、明渡し請求をする必要がある。しかしながら、市営住宅は低額所得者などの住宅確保配慮者に対して供給していることから、分割支払いなどにより滞納額を増加させないよう柔軟な対応も併せて行う必要がある。	75%	収納率向上のための取組の継続	収納率向上のための取組の継続
34	医業未収金の徴収対策	II 財政運営の強化	6. 歳入確保の推進	地域医療部長	病院総務課長	医療センター地域医療部病院総務課医事グループ	未納者に対し、支払いを促す文書を積極的に送付するとともに、窓口においても支払督促を実施しているが、所在不明や金銭的な理由により支払いを滞納する者が増加しており、未収金の減少には至っていない。前期計画の目標である収納率90%も達成することができなかった。このことから、後期実施計画においても引き続き積極的な支払督促を実施するとともに、顧問弁護士に未収金回収業務を引き続	未納者に対し、支払いを促す文書を積極的に送付するとともに、窓口においても支払督促を引き続き積極的に行う。また、顧問弁護士に未収金回収業務を引き続き委託し、現状行っていない案件についても、積極的に回収依頼を行い、未収金の減少に努め、収納率90%の達成に努める。	収納率：90.00%	前期同様 to 過年度未収分だけではなく、現年度未収分を含めた顧問弁護士への委託	未納者に対し、積極的に医療費のお知らせを送付し、窓口における支払督促も行い、支払いを促した。また、未納者の洗い出しを行ったが、費用対効果を勘案し、回収委任を見送った。収納率90%の達成に努めたが、85.12%に留まり、目標の達成には至らなかった。 (令和6年5月末現在 収納率 99.76%)	未納者に対し、医療費のお知らせの送付等の取り組みを積極的に行ったが、様々な理由により過年度未収金が増加している。また、医療機関には応召義務があり、診療費の支払いが困難であることを理由に診療を断ることができないため、生活困窮者等が受診した場合には、回収が困難となり未収金が増加してしまう。また、回収委任においても、費用対効果を勘案して依頼を行っているが、未納者に督促等が行えない状況もみられることから、未納を早期に把握し、督促を行うことが必要である。	75%	前期同様 to 過年度未収分だけではなく、現年度未収分を含めて顧問弁護士への委託、新たな回収方法等の検討	前期同様 to 過年度未収分だけではなく、現年度未収分を含めて顧問弁護士への委託、新たな回収方法等の検討
35	企業版ふるさと納税の活用	II 財政運営の強化	6. 歳入確保の推進	政策部長	政策推進課長	政策部政策推進課政策調整グループ	第2期亀山市まち・ひと・しごと創生総合戦略に位置付けた取組を推進するため、本市が行う地方創生の取組に対する法人からの寄附を促す制度(企業版ふるさと納税)を積極的に活用し、民間資金の獲得による歳入の確保を図っていく必要がある。	民間資金の獲得のため、市ホームページ・SNS等の活用や、内閣府の企業版ふるさと納税ポータルサイトへの掲載など、全国の企業に対して本市の地方創生の取組を紹介する。	1件以上/年	市ホームページやSNS等の活用による、全国の企業への本市地方創生の取組に対する寄附のためのPR 内閣府の企業版ふるさと納税ポータルサイトへの本市の取組の掲載	企業版ふるさと納税の制度が、現在、令和6年度までとされている中、企業への効果的な働きかけに取り組むとともに、市ホームページやパンフレットにおける制度の紹介や主な寄附活用事業のPR及び国の「企業版ふるさと納税ポータルサイト」への掲載等、積極的な情報発信に取り組んでいく必要がある。	75%	市ホームページやSNS等の活用による、全国の企業への本市地方創生の取組に対する寄附のためのPR 内閣府の企業版ふるさと納税ポータルサイトへの本市の取組の掲載		
36	ふるさと納税の推進	II 財政運営の強化	6. 歳入確保の推進	産業環境部長	商工観光課長	産業環境部商工観光課商工業振興グループ	令和2年度の寄付金額は約300万円であったが、令和3年7月からシステムの委託やポータルサイトの増設(楽天)など新たな手法を取り入れた結果、令和3年度の寄附金額は約1,000万円になった。令和4年度の目標額を2,000万円としているものの、令和4年度上半期で約500万円という状況であり、伸び悩んでいる。	寄付金額を伸ばすため、返礼品の見直し及び開発、Web上の返礼品の画像のリニューアル、ポータルサイトの増設等の取り組みを図る。	寄付金額 R5年度：5,000万円 R6年度：7,500万円 R7年度：1億円	返礼品の見直し及び開発、Web上の返礼品の画像のリニューアル、ポータルサイトの増設	寄附金額は約4,100万円で、目標額には及ばなかった。しかし、新規事業者や返礼品の拡大を目指した結果、令和5年3月末現在では33事業者215品目であったが、令和6年3月現在は41事業者370品目となり、知名度貢献に寄与できた。	国の制度改正により、ふるさと納税に係る事務経費率を5割以内にするという基準に、新たにワンストップ特例事務や寄附金受領証の発行などの付随費用を事務経費に含めることとなった。これにより、12月から寄附金額に対する返礼品の割合を、30%から23%へ引き下げざるを得なくなり、上半期の寄附金額は前年度の3.8倍であったが、下半期の推移は伸び悩んだ。今後、貴重な自主財源を確保すべく、寄附拡大に向け、返礼品の開発に加え、効果的なポータルサイトの運用や誘客促進につながる体験型の返礼品の拡充を図る。	50%	返礼品の見直し及び開発、Web上の返礼品の画像のリニューアル	返礼品の見直し及び開発、Web上の返礼品の画像のリニューアル

具体的取組		目標	重点方針	取組責任者		変更後取組部署	現状と課題	取組内容 (R5-R7)	目標指標	令和5年度				令和6年度	令和7年度
No	名称			正	副					年度計画	年度末実績 (具体的な取組の状況)	課題・問題点	進捗率	年度計画	年度計画
37	市内への企業誘致の推進と新たな産業団地の確保に向けた検討	II 財政運営の強化	6. 歳入確保の推進	産業環境部長	商工観光課長	産業環境部商工観光課商工業振興グループ	民間産業団地「亀山・関テクノヒルズ」を中心に企業誘致を進めてきたが、平成30年度に販売を開始した新分譲地10区画が完売になるなど、区画数も残りわずかとなっていることから、新たな産業団地の確保に向けた検討が必要である。	本市の地理的優位性や高速道路が結節する交通アクセスの良さ等を生かし、積極的な市内への企業誘致を行う。また、新たな産業団地の確保に向けた検討を進める。	市内への進出企業数：6社 (令和7年度末)	市内への企業誘致(2社) 新たな産業団地の確保に向けた検討	市内への新規企業は誘致できなかったが、7社が操業を開始することができ、雇用確保など支援に努めることができた。今後の産業団地については、亀山・関テクノヒルズの開発者である住友商事株式会社と産業団地の開発の実現に向けて、協議を行った。	産業団地の開発については、事業手法や資金調達、用地買収、道路や水のインフラ整備など、多くの課題があることから、今後も開発事業者や関係部署と慎重に検討する。	25%	市内への企業誘致(2社) 新たな産業団地の確保に向けた検討	市内への企業誘致(2社) 新たな産業団地の確保に向けた検討
38	地域資源を活かした観光プロモーションの強化	II 財政運営の強化	6. 歳入確保の推進	産業環境部長	商工観光課長	産業環境部商工観光課観光・地域ブランドグループ	スマートフォンを活用した情報発信の普及と進化、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響の長期化により、ニューノーマル等、社会の変化に適応した観光政策の推進が求められている。一方、市独自の地域ブランド認定制度「亀山ブランド」による特産品等のブランド化を礎に、既存の特産品の販路拡大や新たな特産品の販路確保を切れ目なく支援することで、新たな価値を創出し、地域経済の活性化につなげていく必要がある。	魅力的な観光コンテンツの創出や来訪意欲の増進に向け、観光DXを推進するとともに、SNSやインターネットでの情報発信力を強化する。近隣自治体等と連携して回遊性の向上を図るとともに、個人訪問者をターゲットとした情報発信を行い、訪問客に魅力ある観光地として選ばれるプロモーション活動を進める。亀山ブランドによる地域産品の価値を高めるとともに、発掘から販路開拓による一連の支援により、産業振興と地域の活性化につなげる。	観光入込客数：220,000人(R7年度) 観光協会ホームページ訪問者数：235,000人(R7年度) 地域ブランドの認定件数：57品目(R7年度)	関心層に対する、亀山ブランド等を交えた、亀山市の観光イメージの掘り下げ 非認知層に対する、著名なインフルエンサーを活用した、亀山市の観光認知度の向上 ブランド認定、ステップアップ支援、戦略的な情報発信、イベントの企画・実施	観光入込客数：213,712人 観光協会ホームページ訪問者数：248,438人 地域ブランドの認定件数：38品目	令和4、5年度に働きかけた関心層から低関心層までの全体について、学び、体験するコンテンツを造成・情報発信することで、亀山＝アートの理解促進を図る必要がある。また、亀山市のブランドイメージ醸成から具体的な文化の深堀を図る取り組みを進める必要がある。	25%	プロモートコミュニケーションの継続、亀山市の認知度向上、発信する内容をイメージ主体から具体的な文化の深堀に変更 ブランド認定、ステップアップ支援、戦略的な情報発信、イベントの企画・実施	これまで醸成した亀山市の観光イメージを、実際に体験する場の提供、亀山市の文化について実体験、理解の醸成 ブランド認定、ステップアップ支援、戦略的な情報発信、イベントの企画・実施
39	学校給食費(現年分)の収納率の向上	II 財政運営の強化	6. 歳入確保の推進	教育部長	教育総務課長	教育委員会事務局教育総務課保健給食グループ	令和3年度から公会計化し、現年収納率は99.88%であった。保護者負担の公平性と学校給食の適切な運用のため、滞納の防止に取り組む必要がある。	保護者に対し給食費徴収への理解を求める文書を送付するとともに、原則、すべて口座振替とし、滞納者には再振替や督促状・催告状の送付を行う。また、電話催告や臨戸訪問、児童手当等からの充当	収納率：99.9%	口座振替・再振替、督促状・催告状、電話催告・臨戸訪問、児童手当等からの充当	原則、すべて口座振替とし、保護者あて文書には給食費徴収への理解を求める内容を記載した。また、滞納者には再振替、督促状、催告状の送付を行い、早期の電話催告と臨戸訪問を行うとともに、児童手当からの徴収申出等により、収納率は99.62%となった。	督促状や催告状の送付、再三の電話催告にもかかわらず滞納する事例が増加している。また、児童手当からの徴収申出は年々増加しているが、児童手当からの徴収申出を滞納者から得られない場合は徴収が困難となる。なお、令和6年6月分児童手当からの徴収予定額は令和6年度の歳入となるため、令和5年度決算においては未納額となる。	50%	口座振替・再振替、督促状・催告状、電話催告・臨戸訪問、児童手当等からの充当	口座振替・再振替、督促状・催告状、電話催告・臨戸訪問、児童手当等からの充当
40	図書館の蔵書充実のための財源確保	II 財政運営の強化	6. 歳入確保の推進	教育部長	図書館長	教育委員会事務局図書館	継続した資料収集保存及び提供を行う上で、雑誌スポンサー制度の見直しを行うとともに、財源確保など新たな仕組みを検討する必要がある。	幅広い利用者層に様々な図書館資料を提供できるよう、図書館の役割や趣旨に賛同いただける企業や団体等から資料等の寄贈提供を受けることやクラウドファンディング等の手法による資金調達を含めた財源確保の検討をする。	資金調達方法の検討結果の反映及び市保有媒体での広報の実施	寄贈資料の受入基準を設定 雑誌スポンサー制度の見直し	寄贈資料の受入れ基準については、「寄贈資料の取扱いについて」として受入れの際の基準を定めた。また、雑誌スポンサー制度の見直しについては、見直しには至らなかった。	雑誌スポンサー制度には地域の企業や個人からの協力を得ていることから慎重な協議が必要である。また、クラウドファンディング等を取り入れる場合においても確実な支援を受けられないことや継続的な支援の確保が見込めるのかの内容についても検討が必要である。	50%	クラウドファンディング等の資金調達方法の検討	クラウドファンディング等の資金調達方法の検討結果の反映

具体的取組		目標	重点方針	取組責任者		変更後取組部署	現状と課題	取組内容 (R5-R7)	目標指標	令和5年度				令和6年度	令和7年度
No	名称			正	副					年度計画	年度末実績 (具体的な取組の状況)	課題・問題点	進捗率	年度計画	年度計画
41	公共料金の支払一元化	II 財政運営の強化	7. 歳出の節減・重点化	会計管理者		会計課出納グループ	公共料金の支払い方法について、事業別予算のため各課で執行している。起票後会計課へ回付し支払を行っているため、各課での起票及び会計課での審査に時間を要している。また、支払い後の伝票処理や領収書貼り付け作業などの会計事務の効率化が必要である。	公共料金明細のデータを財務会計システムに取り込み、1つの部署で一括起票して支払うことによる事務の効率化を目指す。	伝票処理の効率化 領収書貼付け作業：330枚/月×5分=27.5時間/月	公共料金明細サービスの導入	各種公共料金の口座引き落としのためのデータ登録を行い、財務会計システムや公共料金明細データを受け取るための設定を行った。会計課にて公共料金のデータを抽出し、財務課契約管財Gにて財務会計システムから一括起票し支払を行い、光熱水費及び通信運搬費の口座振替による支払を開始した。	各種公共料金の支払処理の際に、支払期日まで日数が限られるため、各課において事前に料金を把握し、予算残高が不足する場合は早急に予算措置を行う必要がある。	75%	公共料金明細サービスの運用	公共料金明細サービスの運用
42	各種補助金の検証	II 財政運営の強化	7. 歳出の節減・重点化	総務財政部長	財務課長	総務財政部財務課財政行革グループ	補助金のあり方については、「補助金の適正化に関する基準」に基づき適正化を図っている。各種補助金の執行については、令和元年6月に「亀山市補助金等交付事務内部監査規程」を定め、関係法令、条例規則等の遵守及び適正な事務処理等の執行の監査を実施している。	費用対効果に基づいた補助金の検証を行うための取組方法の検討を行い、実施する。	年間2補助金の検証を実施	取組方法の検討	終期が設定されていない補助金等の交付要綱や交付基準に、2月末を目途に令和7年度末を終期として設定することを指示し、一部を除き実施した。(指定管理など契約期間が令和7年度末以降も継続しているものなどを除く)終期を設定することで、担当課とともに終期を迎える補助金の継続、廃止、内容の変更を、補助金の目的や効果の視点から重点的に検討することとした。	今後、長期間要綱等の見直しのされていない補助金について、補助対象や補助割合などの見直しを図るが、実状に合わせた見直しが必要であることから、担当課との調整に時間を要することが想定される。	50%	実施(年間1補助金)及び取組方法の検証	実施(年間2補助金)
43	河川等維持管理工事補助金交付要綱の策定	II 財政運営の強化	7. 歳出の節減・重点化	建設部長	土木課長	建設部土木課河川流域グループ	近年の集中豪雨による河川等破損や水路周辺の荒廃山林及び休耕田による水路機能の維持不足が増大しており、修繕費用が拡大の一途をたどっている。	河川等の維持管理に参画していただける、自治会に対して修繕工事に要する費用の一部を補助するための補助金交付要綱の策定を行う。市単独工事では無く、自治会への交付金支給による地元施工となることで、迅速修繕かつ費用削減となり、市民協力のもと市財政の歳出の抑制を図る。	要綱策定	要綱条件の検討	市の管理する法定外水路などの維持管理を協力していただく自治会に対して、修繕工事等に要する費用の一部を補助するため、地元要望事項や補助対象とする工事内容の精査、限度額の検討、補助回数の検討の整理を行った。	特になし	100%	庁内各種要綱との整合	要綱策定
44	国民健康保険税(現年分)の収納率の向上	II 財政運営の強化	8. 特別会計・企業会計等の経営健全化	市民文化部長	市民課長	市民文化市民課国民健康保険グループ	国民健康保険事業特別会計の健全な運営のため、「三重県国民健康保険運営方針」で設定されている国民健康保険税(現年分)の目標収納率の達成に向けて、収納率の向上に取り組む必要がある。	年間徴収計画に基づく収納率向上の取組を実施することにより、目標収納率の達成に努める。	目標収納率(県運営方針)の達成	目標収納率(県運営方針)の達成に向けた収納率向上の取組	令和4年度から徴収業務を収納対策Gへ一元化し、収納率が向上した(前年度比0.26ポイント)。また、昨年に引き続き、資格重複者に資格喪失手続きの案内文書を送付し、職権喪失の処理を行うことで、未納分調定額を減額し、収納率向上に努めた。	県運営方針の目標収納率が高め(97.27%)に設定されているため、収納率向上に努めてはいるが、達成は困難な状況にある。	100%	目標収納率(県運営方針)の達成に向けた収納率向上の取組	目標収納率(県運営方針)の達成に向けた収納率向上の取組

具体的取組		目標	重点方針	取組責任者		変更後取組部署	現状と課題	取組内容 (R5-R7)	目標指標	令和5年度				令和6年度	令和7年度
No	名称			正	副					年度計画	年度末実績 (具体的な取組の状況)	課題・問題点	進捗率	年度計画	年度計画
45	国民健康保険税の適正な負担	Ⅱ財政運営の強化	8. 特別会計・企業会計等の経営健全化	市民文化部長	市民課長	市民文化都市民課国民健康保険グループ	国民健康保険事業を持続的に安定的に運営するため、被保険者の高齢化や医療の高度化による医療給付等の増加等把握し国民健康保険税の適正な負担を検討する必要がある。しかし国民健康保険被保険者は、退職者や年金生活者が多く所得水準が低いなど国保財政の構造的課題があり税率改正は慎重に行う必要がある。	毎年度、県が示す国民健康保険事業納付金及び標準税率と現行税率との比較することにより国保財政の健全な財政運営に取り組む。また、令和6年度から廃止の激変緩和措置に対応するため、税率改正を検討する。	保険税収率向上や医療費の適正化を図るなどの国民健康保険事業の財政基盤強化による安定的な国保財政の運営	激変緩和措置がなくなった後も国民健康保険事業の安定的かつ健全な運営を図るための税率改正の検討	国民健康保険事業納付金及び標準税率の推移を検証した。 また、国保運営協議会では、国保会計の決算や国民健康保険事業運営基金、事業納付金及び標準税率の推移等の資料を基に、税率改正に向けた検討を行った。	国民健康保険の被保険者は、退職者や年金生活者が多く所得水準が低いなどの構造的課題があることから、税率改正については慎重な検討が必要である。 また、令和6年度に激変緩和措置がなくなったことに加え、被保険者の高齢化や医療費の高度化等の影響から、国民健康保険事業納付金の額が年々増加しており、国民健康保険事業運営基金の残高を見ながら、来年度以降の税率改正を検討する必要がある。	100%	国民健康保険事業の更なる財政基盤の強化	国民健康保険事業の更なる財政基盤の強化
46	データヘルス計画に基づく保健事業の実施	Ⅱ財政運営の強化	8. 特別会計・企業会計等の経営健全化	市民文化部長	市民課長	市民文化都市民課国民健康保険グループ	第2期データヘルス計画の終期が令和5年度であるため、第3期データヘルス計画を策定するとともに、被保険者の健康増進と医療費の適正化を図る必要がある。	第3期データヘルス計画を策定するとともに、データヘルス計画で取り組むこととしている特定健診未受診者対策及び特定保健指導未利用者対策などの保健事業を実施し、医療費の適正化を図る。	特定健診受診率：65% 特定保健指導利用率：60%	第3期データヘルス計画の策定 デジタル技術を活用するなどした健診を受診しやすい環境の整備	特定健診受診率等の向上に向け、健診の実施期間の延長やナッジ理論を活用した6種類の受診勧奨通知の他、未受診者を対象にアンケート調査を行った。生活習慣病治療中断者に対して適切な医療機関への受診を促し、生活習慣病の重症化の防止と医療費適正化に努めた。	アンケートの調査結果から、特定健診を受診しなかった理由として「かかりつけ医で定期的に受診していたから」との回答が多く、そのうち、「かかりつけ医で定期的に受診していても特定健診の対象になることを知らなかった」と回答した人が多かったことから、通院している未受診者に対する対策が課題である。 通院とは別に、定期的な特定健診の受診が生活習慣病の早期発見につながることを周知する等、受診勧奨方法を検討する必要がある。	100%	第3期データヘルス計画に基づく特定健診未受診者対策及び特定保健指導未利用者対策等の保健事業実施による医療費の適正化	第3期データヘルス計画に基づく特定健診未受診者対策及び特定保健指導未利用者対策等の保健事業実施による医療費の適正化
47	収率向上による水道事業の健全かつ安定的な運営	Ⅱ財政運営の強化	8. 特別会計・企業会計等の経営健全化	上下水道部長	上水道課長	上下水道部上水道課上水道管理グループ	給水人口の減少とともに水道使用量が減少していく中で、事業経営の根幹をなす水道料金収入を確保していく必要がある。	督促、催告、戸別訪問、停水等による未納料金削減に取り組むとともに、適正な水道料金の検証を行う。	収率：99.40%	収率目標値：99.40% 停水、訪問徴収等の取組	毎月2回の停水執行を含めた訪問：310件（うち停水執行：98件） 収率：98.47% 使用中止者における水道料金未納者への文書送付による納付催告の実施：103件 現行の水道料金の妥当性を検証した。	水道料金未納者のうち、水道使用中止者に対して納付催促文書及び納付書の送付を実施したこともあり、収率は昨年度に比べてやや増加したが、水道使用中止後に転居を繰り返す者などは、所在地の確認が困難であるため、限られた人員での業務を行うことに限度がある。	100%	収率目標値：99.40% 停水、訪問徴収等の取組	収率目標値：99.40% 停水、訪問徴収等の取組
48	有収率向上による水道事業の健全かつ安定的な運営	Ⅱ財政運営の強化	8. 特別会計・企業会計等の経営健全化	上下水道部長	上水道課長	上下水道部上水道課上水道工務グループ	水道管の老朽化とともに増加する地中の漏水は、発見が難しいため地表に漏出してから修繕するが多いが、早期発見・早期修繕により漏水量を削減していく必要がある。	年次計画により漏水調査を行い、早期発見・早期修繕に取り組む。	有収率：92.3%	有収率目標値：91.4% 漏水調査：第2水源区域 漏水箇所の修繕	・令和5年度は、第2水源区域で漏水調査を行い、発見した漏水箇所（N=11箇所）は、有収率向上を図るため、年度内に早期修繕を行った。 ・令和5年度有収率：89.4%	漏水調査により発見した漏水箇所は、有収率向上を図るため、早期に修繕を行ったが、有収率は令和4年度と比べて0.3%低下した。地中漏水は、発見が困難であるとともに、水道管の老朽化により漏水量が増加することも想定されることから、継続的に取り組んで行く必要がある。 しかし、早期に修繕を行っているにもかかわらず、ここ数年の有収率は90%前後でとどまっており、目標有収率に及んでいない。	100%	有収率目標値：91.8% 漏水調査：加太・坂下水源区域 漏水箇所の修繕	有収率目標値：92.3% 漏水調査：関第1・2・3水源区域 漏水箇所の修繕

具体的取組		目標	重点方針	取組責任者		変更後取組部署	現状と課題	取組内容 (R5-R7)	目標指標	令和5年度				令和6年度	令和7年度
No	名称			正	副					年度計画	年度末実績 (具体的な取組の状況)	課題・問題点	進捗率	年度計画	年度計画
49	農業集落排水事業の健全かつ持続可能な経営	II 財政運営の強化	8. 特別会計・企業会計等の経営健全化	上下水道部長	下水道課長	上下水道部下水道課下水道管理グループ、下水道工務グループ	農業集落排水事業の経営の健全化を図るために、施設の適切な機能保全とライフサイクルコストを低減し、計画的な更新を行うことで費用の平準化を図る。また、使用料収納など財源確保に努め、持続可能な経営が必要である。	農業集落排水事業の経営の計画性・透明性の向上を図るために、最適整備構想を基に策定した機能強化事業計画に基づき、施設を計画的に更新する。また、使用料収納など財源確保に努め、持続可能な経営を目指す。	経営基盤の強化に取り組む 取納率目標は農業集落排水施設使用料：99%。	事業計画に基づく整備執行 滞納者へ電話、催告状の送付等による納付勧奨、取納率の向上	老朽化等により機能低下した施設の適切な維持管理を図るため、機能強化対策事業計画に基づき、辺法寺地区処理場、白木地区処理場、上加太処理場において機器の一部の更新工事を行った。また、維持管理適正化計画（第1期）を策定し、維持管理の効率化・適正化に向けた検討を行った。 使用料の取納率の向上のため、督促状や催告状の送付、支払督促等を行った。（農業集落排水施設使用料取納率 99.5%）	交付金の内示率が年々減少傾向にあり、国の補正または制度改革等の情報をいち早く収集し財源確保に努める。また、機能強化対策工事の機器類の一部については、工場稼働状況の悪化及び物流の停滞により資材の入手に日数がかかることが想定されていたため、早期工事発注に努め施設を持続的に機能保全していくためにも、機能強化対策事業計画に基づき事業を推進していくことが必要である。 人口減少に伴う使用料収入の減少や一般会計からの繰入金など経営環境が厳しさを増す中において、施設の老朽化に伴う更新費用が今後ますます増加することが見込まれることが課題である。	75%	事業計画に基づく整備執行 滞納者へ電話、催告状の送付等による納付勧奨、取納率の向上	事業計画に基づく整備執行 滞納者へ電話、催告状の送付等による納付勧奨、取納率の向上 公共下水道に接続予定の地域住民への説明等の実施
50	公共下水道事業の健全かつ持続可能な経営	II 財政運営の強化	8. 特別会計・企業会計等の経営健全化	上下水道部長	下水道課長	上下水道部下水道課下水道管理グループ、下水道工務グループ	三重県生活排水処理アクションプログラムにおいて、生活排水処理施設の早期概成を目指すとともに、効率的な維持管理・経営についても考慮するよう示されていることから、亀山市公共下水道事業計画に基づき、下水道未普及地域での計画的な整備を行っていく必要がある。また、下水道への接続促進及び使用料収入など財源確保に取り組むことで経営の健全化を図っていく必要がある。	亀山市公共下水道事業計画に基づき、下水道未普及地域での計画的な整備を行うとともに、下水道への接続促進及び使用料収入の確保に向け取り組む。また、併せて経営戦略を基に持続可能な経営を目指す。	経営基盤の強化に取り組む。取納率目標は公共下水道使用料99%。	事業計画に基づく整備執行 下水道への接続促進及び使用料収入などの財源確保	国庫補助金の財源確保に努め、一部区域において工事が繰越しとなったが、川崎町・阿野田町・天神三丁目ほか地区において下水道未普及地域で約3.7kmの管渠整備を実施し、整備（供用）面積で17.1haの公共下水道整備の進捗が図れた。 供用開始後の公共ます設置工事費用を原則自費工事と制度を改正することで、工事費用の削減に繋がる見込みである。また、使用料取納率の向上のため、督促状や催告状の送付等を行った。（公共下水道使用料取納率 99.6%）	交付金の内示率が年々減少傾向にあり、国の補正または制度改革等の情報をいち早く収集し財源確保に努める。計画的に整備を推進することはできたが、快適な生活環境と健全な水環境を維持するためには、公共下水道普及率の向上が必要である。 しかしながら、高齢者の世帯や合併処理浄化槽普及により接続を拒む世帯も少なくない。 下水道への早期接続について、地域説明会などでより一層下水道事業への理解を深めてもらい、使用料収入による継続的な財源確保が必要である。	75%	事業計画に基づく整備執行 下水道への接続促進及び使用料収入などの財源確保	事業計画に基づく整備執行 下水道への接続促進及び使用料収入などの財源確保
51	経常収支比率100%及び医業収支比率90%の達成	II 財政運営の強化	8. 特別会計・企業会計等の経営健全化	地域医療部長	病院総務課長	医療センター地域医療部病院総務課病院総務グループ	令和3年度決算においては、経常収支比率が100.43%、医業収支比率が89.01%であり、年々改善しているが、新型コロナウイルス感染症対策にかかる県補助金の活用など一時的な収益による改善であることから、常勤医師を確保し、診療体制の充実を図るなど、更なる収支改善が必要である。	医師確保等に努めるとともに、鈴鹿区域地域医療構想に基づき、亀山市立医療センターアクションプラン（公立病院経営強化プラン）を策定し、同プランに設定した数値目標を達成できるよう経営改善の取組を推進する。	経常収支比率：100%、 医業収支比率：90%	医師確保による医業収益の改善・効率的な施設運用による経費節減	令和5年度も新型コロナウイルス感染症対策に積極的に取り組み、県補助金等の収益を確保することができた。また、滋賀医科大学と連携し常勤の整形外科医2名の配置など診療体制を拡充したことにより、医業収益が増収となった。 支出については、委託料の仕様内容の見直し等により経費を削減し経営の健全化を図った。 令和5年度経常収支比率：100.31%、医業収支比率：90.38%	新型コロナウイルス感染症対策に係る県補助金等が令和6年度以降は廃止されることから、引き続き医師等人材を確保し、より安定的な収益を確保する必要がある。 支出については、人件費の上昇や原材料費等の高騰もあるため、節電や委託及び賃貸借契約の仕様内容を見直す等、経費の節減に努め、令和5年度に策定した亀山市立医療センター経営強化プランを推進することにより経営改善に取り組む必要がある。	100%	継続及び更なる検討	継続及び更なる検討
52	公共施設等総合管理計画の推進	III 既成概念からの脱却	9. 公有資産マネジメントの推進	総務財政部長	財務課長	総務財政部財務課契約管財グループ	本市では、旧亀山市、旧関町のそれぞれが「フルセット」で整備してきた各公共施設を引き継いだことから、類似施設を保有しており、将来世代に過度な負担を強いることがないよう、財政構造の変化、公共施設への市民ニーズの量や質の変化を捉え、公共施設のマネジメントを推進していく必要がある。	公共施設等総合管理計画及び公共建築物個別施設計画の進捗管理を行うとともに、随時計画の見直しを行う。	計画に定めた進捗の推進 (年1回)	本計画と個別施設計画の進捗管理と公共施設の状況変化に対応した計画の見直し	学校施設等長寿命化計画の策定や公共施設LED化推進事業といった施設の長寿命化にかかる取組や新庁舎整備基本計画の策定など施設総量の削減にかかる取組など、計画に位置付ける取組の進捗管理を行った。	学校施設や行政庁舎のみならず、老朽化が進むその他の施設についても、再編等の方向性について検討する必要がある。また、検討については、計画で定める再編方針を踏まえた上で、庁内横断的な調整を図り進める必要がある。	25%	本計画と個別施設計画の進捗管理と公共施設の状況変化に対応した計画の見直し	本計画と個別施設計画の進捗管理と公共施設の状況変化に対応した計画の見直し

具体的取組		目標	重点方針	取組責任者		変更後取組部署	現状と課題	取組内容 (R5-R7)	目標指標	令和5年度				令和6年度	令和7年度
No	名称			正	副					年度計画	年度末実績 (具体的な取組の状況)	課題・問題点	進捗率	年度計画	年度計画
53	消防団施設の見直し	Ⅲ 既成概念からの脱却	9. 公有資産マネジメントの推進	消防部長	消防総務課長	消防本部消防総務課総務・消防団グループ	消防団は、地域における消防防災体制の中核的存在として果たす役割は大きく、「消防団を中核とした地域防災の充実強化に関する法律」の趣旨を踏まえ、施設の充実に推進する必要があるが、長期的な視点をもって、更新・統廃合・長寿命化などを計画的に行うことにより、財政負担を軽減・平準化するとともに適正な配置を実現することが必要である。	消防団詰所・消防車庫の老朽化に伴う機能低下を防ぐため、改修などによる施設の長寿命化を推進するほか、人口減少による地域の実情や活動の効率性を考慮し、消防団組織の再編の動向も踏まえた上で、施設や設備の統廃合に着手する。	消防団施設の長寿命化及び統廃合の実施	長寿命化の推進 個々の施設の方向性の検討	消防団詰所・消防車庫の老朽化に伴う機能低下を防ぐため、消防団からの要望を踏まえ、既決予算内で小規模な修繕を進めた。 また、継続的に施設の長寿命化が推進できるよう優先順位を検討したうえで、改修に要する費用を予算化した。	各分団の拠点となる施設の長寿命化を推進するとともに、個々の施設の統廃合に関する検討も進める必要がある。	50%	長寿命化の推進 個々の施設の方向性の検討 検討結果に基づく見直しの実施	長寿命化の推進 個々の施設の方向性の検討 検討結果に基づく見直しの実施
54	小学校プール施設の統廃合の検討	Ⅲ 既成概念からの脱却	9. 公有資産マネジメントの推進	教育部長	教育総務課長	教育委員会事務局教育総務課教育総務グループ	各小学校のプール施設について、新施設を除き老朽化が進んでいる。通常のメンテナンス費用に加え、今後多額の更新費用が見込まれる。	市内小学校のプール施設の統廃合、民間を含めた受け入れ可能な施設の利用について検討する。	統廃合及び民間施設の利用について、長寿命化計画に基づいた調査後、一定程度の方向性を決定	長寿命化計画の策定、プール施設の老朽化状況の把握	学校施設等長寿命化計画を策定し、その中でプール施設の老朽化状況の把握、また、実施計画の策定に向けた方針案を作成した。	・民間受入れ施設が市内に少なく、全児童受入れが困難である。親子方式等の対応が必要である。 ・児童の移動時間を考慮し、授業数の確保が可能か判断する必要がある。 ・消防水利、災害時における避難所対応等、使用しなくなる方向の学校プールの在り方について、調整が必要である。	100%	統廃合及び民間施設の利用について一定程度の方向性についての検討	統廃合及び民間施設の利用について一定程度の方向性の決定
55	医療センター施設設備の長寿命化	Ⅲ 既成概念からの脱却	9. 公有資産マネジメントの推進	地域医療部長	病院総務課長	医療センター地域医療部病院総務課病院総務グループ	防犯カメラ更新工事や病棟共用トイレ改修工事、外壁等塗装及び汚水配管更新工事など、施設設備の長寿命化を図ったが、耐用年数を超え老朽化が進む他の施設設備についても、計画的な改修等が必要である。	エレベータ他老朽化が進んだ基幹的設備について、企業債を積極的に利用する等の資金計画を含めた改修計画を立て施設設備の長寿命化を図っていく。	緊急性の高い修繕工事から順次実施できるよう計画し、施設の長寿命化を図る	エレベータ更新工事契約・設計	エレベータ更新工事について令和5年8月に契約締結し、施工業者と令和6年度の施工に向け詳細な打合せを行った。	施設の築年数が30年以上経過し老朽化が進んでおり、改修に多大な費用を要するため、病院の資金状況等を踏まえ計画的に改修する必要がある。 また、器械備品についても、耐用年数を経過している物が多く、使用頻度等を考慮して計画的に更新する必要がある。	100%	エレベータ更新工事施工	起債を活用し緊急性の高い工事の実施について検討・実施
56	公共施設LED化の推進	Ⅲ 既成概念からの脱却	9. 公有資産マネジメントの推進	総務財政部長	財務課長	総務財政部財務課契約管財グループ	蛍光灯器具の生産が終了する中、公共施設の照明については、CO2排出量や消費電力量の削減効果が高いLED化へ更新する必要がある。	LED化によるCO2排出量や消費電力量の削減効果が大きい施設の更新及び未更新施設への導入検討	LED照明への更新施設数(64施設)	LED照明への更新(37施設)	更新を予定していた小中学校や子育て支援施設、消防庁舎など37施設について、計画どおり照明のLED化を図った。これにより対象施設の消費電力量やCO2削減につながった。	LED照明への更新作業の最終年次となる令和6年度は、コミュニティセンターや市立医療センター、文化会館等を予定していることから、施設利用への影響が最小限となるよう作業時期等について調整を図る必要がある。また、本事業の対象施設から除外した比較的小規模な公共施設等のLED化について検討する必要がある。	50%	LED照明への更新(27施設)	未更新施設のLED化について検討

具体的取組		目標	重点方針	取組責任者		変更後取組部署	現状と課題	取組内容 (R5-R7)	目標指標	令和5年度				令和6年度	令和7年度
No	名称			正	副					年度計画	年度末実績 (具体的な取組の状況)	課題・問題点	進捗率	年度計画	年度計画
57	公共施設の跡地利用	Ⅲ 既成概念からの脱却	9. 公有資産マネジメントの推進	総務財政部長	財務課長	総務財政部財務課契約管財グループ	旧図書館や旧市営住宅などの公共施設跡地等について、有効活用を図る必要がある。	公共施設跡地等について、庁内検討委員会において、今後の活用方針等を決定する。	跡地活用等を決定した公共施設跡地：3件	庁内検討委員会において、公共施設跡地等の活用についての検討（1件）	庁内検討委員会において検討を行い、旧図書館を児童センターとして整備するとともに、市営若草住宅の一部を観光駐車場として活用することを決定した。	現在、市が保有する市営住宅跡地等の未利用地については、全庁的に情報共有を図った上で今後の方向性を決定するとともに、活用が見込めないと判断した未利用地は積極的に民間への売却や貸付を検討する必要がある。	25%	庁内検討委員会において、公共施設跡地等の活用についての検討（1件）	庁内検討委員会において、公共施設跡地等の活用についての検討（1件）
58	新庁舎整備の推進	Ⅲ 既成概念からの脱却	9. 公有資産マネジメントの推進	総務財政部長	財務課長	総務財政部財務課契約管財グループ	現本庁舎は、老朽化や狭隘化等の課題を抱えていることから、行政サービスや防災の拠点となる新庁舎整備を進めていく必要がある。	新庁舎整備基本計画に基づき、建設予定地を決定し用地取得を行うとともに、基本設計に向けた条件整理を行う。	新庁舎建設予定地の用地取得率：100%	建設予定地の決定	5か所の建設候補地について比較検討を行い、「亀山駅周辺」を新庁舎の建設予定地（エリア）に選定した。	建設予定地（エリア）である「亀山駅周辺」において、具体的な建設場所を決定し、地権者と交渉の上で用地を確保する必要がある。また、基本設計の諸条件となる庁舎の規模や階層、集約すべき行政機能などは、基本計画において示した整備方針を前提に、用地確保の状況や本市の財政状況を踏まえ整理する必要がある。	25%	用地交渉・用地取得	用地交渉・用地取得
59	学校施設の長寿命化	Ⅲ 既成概念からの脱却	9. 公有資産マネジメントの推進	教育部長	教育総務課長	教育委員会事務局教育総務課教育総務グループ	学校施設については、今後、法定耐用年数を迎える施設の増加が見込まれる。耐用年数を延伸することを前提とした予防保全型管理を行うとともに、改修予算の平準化を図るため、計画的に改修等を行う必要がある。	学校施設の長寿命化計画を策定し、改修の要否を把握した上で、計画的な改修により施設の保全管理を行う。	計画に基づく保全管理	長寿命化計画の策定	学校施設等長寿命化計画を策定した。	計画策定の結果、近々に長寿命化改修等を実施することが望ましい校舎が多数あり、市予算やマンパワー等を含めて、事実上可能な改修計画の方向性を改めて決定する必要がある。	100%	計画に基づく保全管理	計画に基づく保全管理
60	総合防災情報システムの構築	Ⅲ 既成概念からの脱却	10. 事務事業のスクラップ&ビルド	危機管理監	防災安全課長	防災安全課防災安全グループ	防災行政無線の機器の老朽化や電波法改正への早急な対応等の既存機器の持つ課題のほか、情報伝達の地域不均衡の解消や情報弱者への情報伝達の確保が必要である。また、かめやま・安心めーる、ケーブルテレビ、ホームページ、防災行政無線等の効率的な運用も必要である。	亀山市役所を基地局とした防災行政無線を基本としつつ、インターネットを活用した様々な情報伝達手段を重層的に組み合わせた、市民に広く情報を伝達するシステムを構築する。	防災行政無線の整備と合わせ、SNSを活用する等新たな情報収集手段や、情報弱者への伝達システムの整備業務のワンオペレーション化	防災情報伝達システム実施設計	令和6年能登半島地震を教訓として、整備方針の再検討を行うとともに、実施設計の変更を行った。また、情報弱者（避難行動要支援者）への情報及び収集など、整備方針に示す事項の具体化と実効性を確認した。	発災初動の段階や発災以降において主要地域に広く伝えるだけでなく、孤立する恐れの高い地域等にも等しく情報が伝達されることが重要であるとの考えの下、地域特性が及ぼす情報伝達に与える影響を考慮しながら、防災情報伝達システム整備方針を抜本的に見直した上で、システム整備を進める必要がある。	100%	防災情報伝達システム整備工事	防災情報伝達システム整備工事

具体的取組		目標	重点方針	取組責任者		変更後取組部署	現状と課題	取組内容 (R5-R7)	目標指標	令和5年度				令和6年度	令和7年度
No	名称			正	副					年度計画	年度末実績 (具体的な取組の状況)	課題・問題点	進捗率	年度計画	年度計画
61	総合保健福祉センター機能の在り方の検討	Ⅲ 既成概念からの脱却	10. 事務事業のスクラップ&ビルド	健康福祉部長	地域福祉課長	健康福祉部地域福祉課福祉総務グループ	総合保健福祉センターあいあいは、2000年12月(平成12年)に建てられ、20年以上経過している。施設内には、温泉施設をはじめ、足湯、トレーニング室、カラオケ室などがあり、今後の施設管理を行うに当たり、社会情勢や利用実態に合わせた各施設の必要性や在り方について検討し、機能を見直す必要がある。	温泉施設の今後の運営の仕方や老朽化が進んでいる各施設の維持管理について、利用者のニーズを把握する観点から市民を含めたワーキンググループ会議を開催し、施設機能の見直しなどの方針をとりまとめた上で、機能見直しを行う。	機能見直し：方針をとりまとめ・実施	調査・検討を行った機能見直しに関する調査結果を踏まえた、具体的な方向性を見出す検討	利用者の状況や令和6年度からの子ども未来部の設置に伴い、トレーニング室を子ども未来部の執務室へ、視聴覚室を書庫へ、いきがい工作室をボランティアルームへ転用した。	利用状況を鑑み、利用の転用を行ったが、今後についても、利用者のニーズを把握する必要があり、よりニーズに沿った活用ができるよう、機能見直しを行う必要がある。	50%	機能見直しに係る具体的な検討結果に基づく、現施設機能の転換や見直し	機能見直しの状況の検証
62	重度心身障害者介助者手当等の見直し	Ⅲ 既成概念からの脱却	10. 事務事業のスクラップ&ビルド	健康福祉部長	地域福祉課長	健康福祉部地域福祉課障がい者支援グループ	重度心身障がい者(児)の介助者に介助者手当を支給している。近年、在宅での障がい福祉サービス等が充実し介助者の負担が軽減され、介助者手当の支給制度のあり方を見直す必要がある。	障がい者等が安心して地域で生活できるよう障がい者やその家族のニーズを把握するとともに、重度心身障害者介助者手当等の支給制度を見直し、新たな事業の構築を図る。	重度心身障害者介助者手当等の廃止及び新たな事業の実施	障がい者等と介助者等のニーズに対応した事業及び重度心身障害者介助者手当等の廃止に関する検討及び提案	・令和3年度に実施したアンケート結果に基づき、障がい者等を主に介助している人のニーズの調査・分析。 ・重度心身障害者介助者手当を廃止しようとする場合の代替事業や参考とする先行事例、手法等に関する検討。	重度心身障害者介助者手当等の廃止及び新たな事業の実施については、現下の物価高騰等による市民生活の負担増に対する配慮や、恒常的な扶助費の増加に対する市財政の健全性の確保等を踏まえつつ、障がい者等を介助する人の負担を実質的に軽減できるよう、アウトリーチ等による支援や移動の支援等の可能性も含めて検討していく必要がある。	25%	重度心身障害者介助者手当等の廃止及び代替事業の実施	
63	事務事業点検制度の実施	Ⅲ 既成概念からの脱却	10. 事務事業のスクラップ&ビルド	総務財政部長	財務課長	総務財政部財務課財政行政革グループ	行政経営資源の優先的かつ効果的な再配分に資するため、本市が実施する事務事業に対し、PDCAサイクルのチェックの機能を強化し、個々の事務事業の検証を行う必要がある。	本市が実施する事務事業の妥当性等について、客観的な点検等を行い、当該点検結果を検証した上で事務事業の改善につなげる。	事務事業点検の実施：2回	第1回事務事業点検の実施	事務事業評価対象事業のうち、外部点検を行うべき事務事業の提案を職員から募り、一般財源額の大きさや施策体系上の事業分野のバランスなどを総合的に勘案して6事業を選定した。その上で、外部点検委員による事業の「有効性」の検証を実施した。	個々の事務事業に関する担当部署の説明については、事実関係や関連数値等の把握が十分でないと思われるものが一部に見受けられた。次回の点検においては、正確かつ論理的に説明できるよう、入念に準備をする必要がある。また、次回の対象事業については、関連する事務事業を含めた周辺分野における複数の事務事業を幅広い視野で点検する手法を、事業選定の際に検討する必要がある。	100%	第1回事務事業点検の検証 第2回事務事業点検の実施	第2回事務事業点検の検証
64	土地利用集積推進補助金の見直し	Ⅲ 既成概念からの脱却	10. 事務事業のスクラップ&ビルド	産業環境部長	農林振興課長	産業環境部農林振興課農林政策グループ	昨今の全国的な農地利用集積は、農地中間管理事業の推進に関する法律の利用を推進しているが、これまでに本市の当該法律を利用した農地利用集積はごくわずかである。令和7年度に農地中間管理事業への切替が見込まれており、更に切替を促進するため、補助金制度を見直す必要がある。	農地中間管理事業の推進に関する法律の利用の促進のため、農業経営基盤強化促進法に基づく利用権設定や農地法等に対する補助金を見直しを行う。	補助金要綱の見直しの実施	補助金要綱見直しの周知	補助金の見直し方法の検討を実施。	補助金の見直し内容の調整のため、具体的な周知まで至らなかった。令和6年度中に周知を実施する。	25%	補助金要綱の見直し(R7.4.1施行)	

具体的取組		目標	重点方針	取組責任者		変更後取組部署	現状と課題	取組内容 (R5-R7)	目標指標	令和5年度				令和6年度	令和7年度
No	名称			正	副					年度計画	年度末実績 (具体的な取組の状況)	課題・問題点	進捗率	年度計画	年度計画
65	新たな官民連携手法の検討	Ⅲ 既成概念からの脱却	11. PPP (官民連携)の導入促進	総務財政部長	財務課長	総務財政部財務課財政行革グループ	市民サービスの向上や経費の削減を進めるため、国や県等における民間活力活用の動向や市の様々な取組状況を踏まえて、新たな民間活力の活用による多様な主体との連携について、検討を重ねる必要がある。	民間の持つ多種多様なノウハウ・技術を活用することで、市民サービスの向上や経費の削減につなげるため、新たなPPP (官民連携) 手法の検討及び現行の手法の見直しを行う。	官民連携手法の見直し	官民連携手法の調査・研究	新たな官民連携手法を検討するため、関連するセミナーへ参加するなど、調査・研究を行った。	引き続き、新たな官民連携手法の調査・研究を進めるとともに、必要に応じて「民間活用指針」の見直しを検討する必要がある。	75%	新たな官民連携手法の検討	新たな官民連携手法の検討及び手法の見直し
66	民間借上げ型市営住宅の推進	Ⅲ 既成概念からの脱却	11. PPP (官民連携)の導入促進	建設部長	建築住宅課長	建設部建築住宅課住まい推進グループ	市営住宅は、低額所得者、高齢者、障がい者、外国人などの住宅確保要配慮者に対し、供給しているが、耐用年数を超過し老朽化が進んできており、需要に応じた民間賃貸住宅を活用した住宅の確保が必要である。	民間賃貸住宅を活用した市営住宅の確保及び住み替えを推進するとともに、耐用年数を超過し老朽化した市営住宅の用途廃止を行う。	民間借上げ型市営住宅戸数：134戸 (※累計)	民間賃貸住宅確保のための借上げ型市営住宅事業の周知 (民間借上げ型市営住宅戸数：110戸)	市内事業者から事業計画申請があったため、8月に借上げ型市営住宅選定委員会を開催し、審査の結果、1棟5戸の民間賃貸住宅が採用決定となった。また、ホームページの閲覧等により本事業に興味を持った市内外の事業者に対して事業概要等の説明を行った。	民間賃貸住宅を市営住宅として借上げるにあたっては、事業者の協力が不可欠であるが、コロナ禍を経て建築資材の高騰、人手不足等により、事業計画の申請に繋がらない状況である。しかしながら、耐用年数が超過し老朽化した市営住宅からの住み替え、用途廃止を行うためにも、引き続き不動産貸付業者を中心に、幅広い事業者に向けて事業概要等の説明などの働きかけを行い、民間賃貸住宅を活用した住宅の確保に努める必要がある。	50%	民間賃貸住宅確保のための借上げ型市営住宅事業の周知 (民間借上げ型市営住宅戸数：120戸)	民間賃貸住宅確保のための借上げ型市営住宅事業の周知 (民間借上げ型市営住宅戸数：134戸)
67	広域連携の検討	Ⅲ 既成概念からの脱却	12. 新たな自治体間連携の検討	政策部長、総務財政部長	政策推進課長、総務課長	政策部政策推進課政策調整グループ、総務財政部総務課人事給与グループ	人口減少・税収減が見込まれるなか、限られた経営資源を活用して持続可能な行政サービスを提供していくためには、自治体間の連携協力により、市民サービスの向上や業務の効率化を進める必要がある。	鈴鹿亀山地区広域連合と連携を図りながら、広域的な取組を必要とする事務事業について検討を行う。	広域連携について具体的に検討を行った事務事業の数：1業務	鈴鹿亀山地区広域連合と連携を図りながら、広域連携により効率化が期待できる具体的な取組についての検討	鈴鹿亀山地区広域連合における業務を円滑に進めることができるよう、派遣職員を1名増員する検討をした。また、新たな分野における広域連携については、企画担当課長会議を通じて、広域連合・鈴鹿市・亀山市の3者で意見交換を行ったものの、具体的な検討には至っていない。	鈴鹿市と協議を行い、鈴鹿亀山地区広域連合の業務が円滑に進むよう派遣職員について、専門職員のあり方も含め検討する必要がある。また、効率的・効果的な行政経営を図るため、広域連携を進める分野・取組を検討する上で、3者が共通認識を持つ必要がある。	50%	鈴鹿亀山地区広域連合と連携を図りながら、広域連携により効率化が期待できる具体的な取組についての検討	鈴鹿亀山地区広域連合を通じて、広域連携により効率化を図る具体的な取組の決定
68	次期一般廃棄物処理施設の在り方の検討	Ⅲ 既成概念からの脱却	12. 新たな自治体間連携の検討	産業環境部	環境課長	産業環境部環境課廃棄物対策グループ	ごみ溶融処理施設は令和11年度に稼働計画の最終年度を迎えることから、今後も継続して適正に廃棄物処理を進めていくため、次期廃棄物処理施設の在り方や処理方法等について方向性を検討する必要がある。	次期廃棄物処理施設の在り方について、近隣市と処理の広域化と処理施設の集約化を図ることができないか協議し、令和5年度を目途に方向性を決定する。令和6年度以降は、この方向性に基づき具体的な取組を検討する。	次期廃棄物処理施設の在り方について方向性を決定	次期廃棄物処理施設の在り方について、令和6年度から、次期廃棄物処理施設整備基本構想の策定に取り組むこととした。次期廃棄物処理施設での廃棄物処理開始までの間の廃棄物処理についての検討・整理を行った。	次期廃棄物処理施設整備基本構想を策定するには専門的な知見や豊かな経験を有するものが必要である。次期廃棄物処理施設での廃棄物開始までの間、いつまで現溶融処理施設大規模整備事業を行うかなどを定めた改訂長寿命化計画を定める必要がある。	50%	方向性に基づく具体的な取組の検討	方向性に基づく具体的な取組の検討	

具体的取組		目標	重点方針	取組責任者		変更後取組部署	現状と課題	取組内容 (R5-R7)	目標指標	令和5年度				令和6年度	令和7年度
No	名称			正	副					年度計画	年度末実績 (具体的な取組の状況)	課題・問題点	進捗率	年度計画	年度計画
69	消防指令業務の共同運用	III 既成概念からの脱却	12. 新たな自治体間連携の検討	消防部長	消防総務課長	消防本部消防総務課総務・消防団グループ	大規模地震、豪雨災害、テロ災害や市街地における大規模火災や地震等の多種多様化する災害への確に対応していくためには、人的・財政的な資源を有効活用し、将来にわたって持続可能な消防体制を整備・確立していく必要がある。社会経済情勢の変化、各般の技術の進展に応じて、より高度・専門的な活動を実施できるようにしていく必要がある。	119番通報受付及び出動指令、また、常備消防の部隊運用管理並びに消防救急無線など、消防指令業務の共同運用(自治体間の連携)に向け、津市・鈴鹿市及び亀山市消防通信指令事務協議会において、共同指令センター整備に係る実施設計及び整備工事を行う。	津市・鈴鹿市及び亀山市での共同指令センターの整備を完了	共同指令センターの実施設計	消防指令センターの共同運用に向けた実施設計が完了した。 また、多岐にわたる専門性の高い事務を3市で調整するため、津市、鈴鹿市及び亀山市消防通信指令事務協議会に3つの分科会を設置し、検討を進めた。	整備工事を着実に推進するとともに本格運用に向けて、引き続き多岐にわたる専門性の高い事務を3市で調整していく必要がある。	100%	共同指令センターの整備工事	共同指令センターの整備工事
70	地域の担い手育成支援	IV 市民総活躍によるまちづくり	13. 地域まちづくり協議会の運営支援	市民文化部長	まちづくり協働課長	市民文化部まちづくり協働課地域まちづくりグループ	地域住民が自主的かつ自立的に責任をもって地域課題の解決に取り組む地域まちづくり協議会の継続的な活動を行うためには、人材育成の支援を行う必要がある。	地域リーダーの発掘と育成及び組織内部での後継者育成と役割分担のしくみづくりを支援する。	地域の担い手が計画的に育成され、多様な人材が活動に参画できるような研修の開催 研修参加人数：200人/年	地域リーダーの発掘と育成のための地域担い手研修の開催 組織内部での後継者育成と役割分担のしくみづくりの調査・検討	会議ファシリテーション研修に地域のサロンを組み込んだほか、地域のみらいづくりアカデミーをアンケートを踏まえた内容としたことで、延べ153人の方が受講された。研修受講者から新たに1名が地域まちづくり協議会役員に就任された。	より多くの方に継続的に研修を受講していただけるよう、地域のニーズに合わせた研修内容や実施方法を検討するとともに、周知方法について更なる工夫をする必要がある。	75%	地域リーダーの発掘と育成のための地域担い手研修の開催 組織内部での後継者育成と役割分担のしくみづくりの支援	地域リーダーの発掘と育成のための地域担い手研修の開催 組織内部での後継者育成と役割分担のしくみづくりの支援
71	ICTを活用した情報交流の仕組みの構築	IV 市民総活躍によるまちづくり	13. 地域まちづくり協議会の運営支援	市民文化部長	まちづくり協働課長	市民文化部まちづくり協働課地域まちづくりグループ	情報共有システムについて、事務職員によって操作や活用に対する理解度に差がある。また、各種事務のマニュアルを一層進め、システムを活用し共通理解を促す必要がある。さらに、地域まちづくり協議会関係事務の効率化に寄与するシステムについて調査・検討する必要がある。	情報共有システムのさらなる活用を促すとともに、地域まちづくり協議会関係事務の効率化に寄与するシステムの調査・検討し、随時導入していく。	地域まちづくり協議会や市が相互に情報交流できる仕組みの充実	情報共有システムのさらなる活用促進 地域まちづくり協議会関係事務の効率化に寄与するシステムの調査・検討	情報共有システムクロジカ(旧称aipo)に貸出可能品一覧や各地域の事業一覧を掲載するなど更なる活用が図れた。地域まちづくり協議会関係事務の効率化に寄与するシステムについて、地域との調整を行った。	情報共有システムクロジカ(旧称aipo)については、まだまだ事務職員等の理解度に差があるため、個別での対応だけでなく研修を開催するなど平準化を図る必要がある。また、地域まちづくり協議会関係事務の効率化に寄与するシステムの導入については、現在ニーズのあるシステムの導入に向けて調整を図るとともに、新たなニーズを把握し、それに応じたシステムの調査・検討を行っていく必要がある。	75%	情報共有システムのさらなる活用促進 地域まちづくり協議会関係事務の効率化に寄与するシステムの一部導入	情報共有システムのさらなる活用促進 地域まちづくり協議会関係事務の効率化に寄与するシステムの展開
72	地域まちづくり協議会による青少年育成活動体制の見直し	IV 市民総活躍によるまちづくり	13. 地域まちづくり協議会の運営支援	教育部長	生涯学習課長	教育委員会事務局生涯学習課社会教育グループ	青少年の健全育成活動については、青少年総合支援センター規則に基づく「補導委員」と青少年育成指導委員規則に基づく「青少年育成指導委員」があり、地域まちづくり協議会に両委員の選出を依頼し委嘱しているが、担い手が不足していることから、整理を行う必要がある。	地域まちづくり協議会における地域活動を持続的に行うため、職務内容が重複している委員について、整理を行う。	補導委員：44人の削減	地域まちづくり協議会からの意見聴取 見直し検討	令和5年9月15日に開催された亀山市地域まちづくり協議会連絡会議代表者会議において、全地域まちづくり協議会に対して意見聴取・実施説明を行った。	青少年の健全育成活動については、青少年総合支援センター規則に基づく「補導委員」と青少年育成指導委員規則に基づく「青少年育成指導委員」があり、地域まちづくり協議会からの選出者を委嘱しているが、その担い手が不足していることから、整理を進めていく必要がある。	100%	削減実施	

具体的取組		目標	重点方針	取組責任者		変更後取組部署	現状と課題	取組内容 (R5-R7)	目標指標	令和5年度				令和6年度	令和7年度
No	名称			正	副					年度計画	年度末実績 (具体的な取組の状況)	課題・問題点	進捗率	年度計画	年度計画
73	地区衛生組織 連合会事業の 在り方の検討	IV市民総活 躍によるま ちづくり	14. 共助に よる支え合 いの基盤の 強化	産業環境部 長	環境課長	産業環境部環 境課環境創造 グループ	亀山市地区衛生組織連合会 は、亀山市自治会連合会・亀 山市婦人会連絡協議会・亀山 市老人クラブ連合会により組 織している。 現在、各団体の構成員等の減 少により事業運営に支障をき たしており、亀山市地区衛生 組織連合会事業の在り方につ いて検討を進める必要があ る。	亀山市地区衛生組織連合会の在 り方の検討を行ったところ、存 続させることにより状況に適し た事業を行っていくべきではな いかとの見解が示されたため、 亀山市地区衛生組織役員会や亀 山市環境未来創造会議快適部会 で事業内容等の検討を行い運営 方針を決定する。(令和6年度ま でに完了予定)	亀山市地区衛生組織連合 会の運営方針の決定： 100%	亀山市地区衛生組 織連合会役員会や 亀山市環境未来創 造会議快適部会で 運営方針の検討	亀山市環境未来創造会議の快適部会を開催し、事業 内容等の検討を行ったところ、令和6年度に鈴鹿川 でクリーン作戦を実施することを決定した。	組織の構成団体である自治会連合会を脱会する自治会が増加 している。(地衛連加盟自治会数150/市内全自治会数250) また、各団体(自治会連合、亀老連、婦人会)の構成員等が 減少していることから事業運営に支障をきたしている。	75%	亀山市地区衛生組 織連合会の運営方 針の決定	
74	自主防災組織 等の強化	IV市民総活 躍によるま ちづくり	14. 共助に よる支え合 いの基盤の 強化	危機管理監	防災安全 課長	防災安全課防 災安全グルー プ	災害時における自助・共助に よる地域の防災力の向上に向 けた取り組みにより地区防災 計画の策定は着実に進んでい るが、一方、自主防災組織の 結成は頭打ちとなっている。	自主防災組織未結成自治会への 呼びかけ及び地区防災計画の策 定に取り組む地区への支援	自主防災組織結成率： 100% 地区防災計画を策定した 地域まちづくり協議会等 の数：16地区	自主防災組織未結 成自治会への呼び かけ及び地区防災 計画の策定に取り 組む地区への支援	・自主防災組織未結成自治会へのリーフレット(結 成依頼)の配布。 ・新規自治会へ自主防災組織結成の案内。	災害時における自助・共助による地域の防災力や防災意識は 年々高まってはいるものの、比較的若年層が居住する地域に ついては、土砂災害警戒区域や浸水想定区域に該当しなければ 組織そのものは必要性がないと、また、新規自治会は、倉 庫を設置する場所(スペース)がないため、他の土地を借用 するにも申請等の別途費用負担が多くなることから、自主防 災組織結成に消極的である。	75%	自主防災組織未結 成自治会への呼び かけ及び地区防災 計画の策定に取り 組む地区への支援	自主防災組織未結 成自治会への呼び かけ及び地区防災 計画の策定に取り 組む地区への支援
75	かめやま人の 活躍による市 民の連携強化	IV市民総活 躍によるま ちづくり	14. 共助に よる支え合 いの基盤の 強化	教育部長	生涯学習 課長	教育委員会事 務局生涯学習 課社会教育グ ループ	様々な地域課題解決に取り組 むための地域で活躍できる人 材を育成する必要がある。	地域で活躍できる人材を育成す る「かめやまキャンパス」に おいて、人材を育成するととも に、その活躍の場を提供する。	かめやま人の認定者数： 20人(累計) かめやまキャンパスを 修了した人数：120人 (累計)	かめやまキャン パス(第2期生)の 実施(1年次：入門 編)	第2期かめやまキャンパスの初年度を入門編とし て、「まちのインフルエンサー」「まちのせんせい」 養成講座を実施し、SNSを活用した情報発信方 法や、Youtubeを使った指導方法などの講座を展開 した。	様々な地域課題解決に取り組むための地域で活躍できる人材 を育成する必要がある。また、第1期かめやま認定者の今 後の活動を支援するため、中央公民館や行政関連部署・各関 係団体と連携するとともに、かめやまキャンパスの諸活動 の発信を継続して行っていく必要がある	100%	かめやまキャン パス(第2期生)の 実施(2年次：応用 編)	かめやまキャン パス(第2期生)の 実施(3年次：実践 編)
76	地域まちづく り協議会が行 う支え合いの 仕組みづくり の推進	IV市民総活 躍によるま ちづくり	14. 共助に よる支え合 いの基盤の 強化	健康福祉部 長 市民文化部 長	地域福祉 課長 まちづく り協働課 長	健康福祉部地 域福祉課高齢 者支援グルー プ、市民文化 部まちづくり 協働課地域ま ちづくりグ ループ、市民 協働グループ	高齢者が地域で安心して生活 する上で、ヘルパーなどの介 護職の不足が課題となっており、 地域でのちょっとした困 りごとは地域で解決する仕組 みづくりなど地域での助け合 い・支え合いが必要となっ てきている。	地域でのちょっとした困りご とを地域で対応する「ちょこボ ラ」等、地域の実情に応じた市 民主体の活動を支援する。	ちょこボラ等に取り組む まちづくり協議会数：9 団体	実施団体の地域課 題や支援内容につ いての把握や助 言、その他のまち 協への周知、啓発 実施団体の活動の 継続に向けた、新 たな支援策の検討	「ちょこボラ」を通じて、地域住民が互いに支え合 う生活支援活動や通いの場を充実させる活動を支援 し、活動費用の一部を補助しました。 【活動実績】4団体	支援者が高齢化、固定化され担い手がおらず、継続した活動 や支援の拡大に課題が生じる。	50%	実施団体の地域課 題や支援内容につ いての把握や助 言、その他のまち 協への周知、啓発	実施団体の地域課 題や支援内容につ いての把握や助 言、その他のまち 協への周知、啓発 実施団体の活動の 継続に向けた、新 たな支援策の実施

具体的取組		目標	重点方針	取組責任者		変更後取組部署	現状と課題	取組内容 (R5-R7)	目標指標	令和5年度				令和6年度	令和7年度
No	名称			正	副					年度計画	年度末実績 (具体的な取組の状況)	課題・問題点	進捗率	年度計画	年度計画
77	協働によるまちづくりの推進	IV市民総活躍によるまちづくり	15. 協働事業の推進	市民文化部長	まちづくり協働課長	市民文化まちづくり協働課市民協働グループ	協働事業提案制度を利用し、多数の協働事業が実施されてきたが、事業の継続性に課題があるため、今後は、実施可能な分野での検討を行い、企業、教育機関など多様な主体との連携によるまちづくりを進める必要がある。また、協働事業提案制度を利用せず、課題解決に向けて市民活動団体などと担当部署（行政）が協働事業を実施しているため、引き続き支援を行う必要がある。	協働事業提案制度を活用して、企業、教育機関、市民などの多様な主体とさらなる協働の推進を図るとともに、実施可能な分野や事業の継続性の課題解決に向けたしこみを検討する。	協働事業提案制度を実施した件数：35件（※累計）	協働事業提案制度を活用した、企業、教育機関、市民などの多様な主体とさらなる協働の推進 実施可能な分野や事業の継続性の課題解決に向けたしこみの検討	協働事業提案制度を実施した件数：32件（累計）	現在、協働事業提案制度以外にも様々な場面で各種団体と行政が協働して事業を展開しているため、今後も継続して協働による事業が行われるよう、庁内の連絡調整が機能しているか確認をしていくとともに、庁内体制の充実を図る必要がある。	75%	協働事業提案制度を活用した、企業、教育機関、市民などの多様な主体とさらなる協働の推進 実施可能な分野や事業の継続性の課題解決に向けたしこみの検討	協働事業提案制度を活用した、企業、教育機関、市民などの多様な主体とさらなる協働の推進 実施可能な分野や事業の継続性の課題解決に向けたしこみの整備
78	市道草刈活動支援事業の活動団体の拡大	IV市民総活躍によるまちづくり	15. 協働事業の推進	建設部長	建設管理課長	建設部建設管理課道路保全グループ	開発行為による認定等で市道延長及び路線数の増加に伴い、管理範囲が拡大の一途をたどっている。国道や農道と違い、市道は一般生活や通学路のように市民生活に直結した道路であり、交通車両や歩行者の安全な交通に対応する市発注による市道草刈委託料も増加している。	現在の参加団体には自治会以外の団体や地域まちづくり協議会からの参加もあり、今後も草刈支援事業実施の協力団体の公募を引き続き行い、参加団体の拡充で市民協力のもと市財政の歳出の抑制を図る。	参加団体数：45団体	協力団体の公募(市広報を活用して幅広く市民に通知)・各団体に同事業への参加依頼、地域まちづくり協議会との連携	令和5年4月1日号の広報で、草刈支援事業実施の協力団体を公募し、自治会に限らず地域まちづくり協議会や市民団体などから、幅広く参加協力が得られているものの、参加団体数は37団体と減少傾向にある。	自治会員の高齢化による草刈活動の縮小や、新型コロナウイルス感染症対策としての自治会活動自粛の流れも依然としてあり、そのため参加団体が減少傾向にあることから、今までの広報での草刈活動支援事業の公募だけでなく、別の公募方法を検討し、広く草刈支援事業の制度の周知を図っていかなければならない。	75%	協力団体の公募(市広報を活用して幅広く市民に通知)・各団体に同事業への参加依頼、地域まちづくり協議会との連携	協力団体の公募(市広報を活用して幅広く市民に通知)・各団体に同事業への参加依頼、地域まちづくり協議会との連携

第2期亀山市まち・ひと・しごと創生総合戦略に関する実績等報告書(令和5年度)

(政策部 政策推進課)

■計画の基本情報

計画期間	R 4 ~ R 7 年度										
位置付け	本計画は、地方創生法第10条に基づく市町村まち・ひと・しごと創生総合戦略として、本市における人口減少対策に関する施策を総合的かつ計画的に推進するものである。										
目的・概要	将来の人口減少をできる限り抑制しつつ、バランスの取れた年齢構成で人口を安定化させ、持続性を保った都市を目指す。市民の暮らしの質(QOL)を高め、住み、働くことのできる、暮らしたいまちとして選ばれる都市を目指す。										
計画の骨格	<table border="1"> <thead> <tr> <th>基本目標</th> <th>基本的方向</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td> 基本目標Ⅰ 活力ある働く場をつくる </td> <td> 1 魅力ある働く場の創出 2 安心して働ける環境づくりの促進 3 地域産業の活性化 4 農林業の振興 </td> </tr> <tr> <td> 基本目標Ⅱ 亀山へのひとの流れとつながりをつくる </td> <td> 1 戦略的なシティプロモーションの推進 2 移住交流の促進 3 若者の定住促進 4 まちづくり観光の活性化 5 市民参画・協働のまちづくりの推進 6 ダイバーシティ社会の推進 </td> </tr> <tr> <td> 基本目標Ⅲ 出産・子育てを支え、未来を担うひとを育てる </td> <td> 1 結婚・出産への支援 2 安心して子育てができる環境づくりの推進 3 魅力ある幼児教育・保育の推進 4 子どもたちの成長を支える教育環境の充実 </td> </tr> <tr> <td> 基本目標Ⅳ 魅力や価値を高め、選ばれるまちをつくる </td> <td> 1 健康都市の推進 2 地域の魅力の磨き上げ 3 計画的な都市づくりの推進 4 魅力的な都市拠点の形成 5 快適な交通ネットワークの構築 6 安心・安全なまちづくりの推進 7 持続可能な社会資本管理の推進 8 脱炭素社会に向けたまちづくりの推進 9 安心して暮らし続けられる地域づくりの推進 10 誰もが学べる環境づくりの推進 11 行政DXによる市民サービスの向上 </td> </tr> </tbody> </table>	基本目標	基本的方向	基本目標Ⅰ 活力ある働く場をつくる	1 魅力ある働く場の創出 2 安心して働ける環境づくりの促進 3 地域産業の活性化 4 農林業の振興	基本目標Ⅱ 亀山へのひとの流れとつながりをつくる	1 戦略的なシティプロモーションの推進 2 移住交流の促進 3 若者の定住促進 4 まちづくり観光の活性化 5 市民参画・協働のまちづくりの推進 6 ダイバーシティ社会の推進	基本目標Ⅲ 出産・子育てを支え、未来を担うひとを育てる	1 結婚・出産への支援 2 安心して子育てができる環境づくりの推進 3 魅力ある幼児教育・保育の推進 4 子どもたちの成長を支える教育環境の充実	基本目標Ⅳ 魅力や価値を高め、選ばれるまちをつくる	1 健康都市の推進 2 地域の魅力の磨き上げ 3 計画的な都市づくりの推進 4 魅力的な都市拠点の形成 5 快適な交通ネットワークの構築 6 安心・安全なまちづくりの推進 7 持続可能な社会資本管理の推進 8 脱炭素社会に向けたまちづくりの推進 9 安心して暮らし続けられる地域づくりの推進 10 誰もが学べる環境づくりの推進 11 行政DXによる市民サービスの向上
基本目標	基本的方向										
基本目標Ⅰ 活力ある働く場をつくる	1 魅力ある働く場の創出 2 安心して働ける環境づくりの促進 3 地域産業の活性化 4 農林業の振興										
基本目標Ⅱ 亀山へのひとの流れとつながりをつくる	1 戦略的なシティプロモーションの推進 2 移住交流の促進 3 若者の定住促進 4 まちづくり観光の活性化 5 市民参画・協働のまちづくりの推進 6 ダイバーシティ社会の推進										
基本目標Ⅲ 出産・子育てを支え、未来を担うひとを育てる	1 結婚・出産への支援 2 安心して子育てができる環境づくりの推進 3 魅力ある幼児教育・保育の推進 4 子どもたちの成長を支える教育環境の充実										
基本目標Ⅳ 魅力や価値を高め、選ばれるまちをつくる	1 健康都市の推進 2 地域の魅力の磨き上げ 3 計画的な都市づくりの推進 4 魅力的な都市拠点の形成 5 快適な交通ネットワークの構築 6 安心・安全なまちづくりの推進 7 持続可能な社会資本管理の推進 8 脱炭素社会に向けたまちづくりの推進 9 安心して暮らし続けられる地域づくりの推進 10 誰もが学べる環境づくりの推進 11 行政DXによる市民サービスの向上										

■ 成果指標

成果指標名		単位	現状値	実績値 (R3)	目標値
1	別紙のとおり				
2					
3					
4					
5					

■ 計画の実績等

取組実績	<p>地域産業の活性化として地域ブランドの認定を行う他、新規企業の立地を促進するなど、活力ある働く場づくりに取り組んだ。</p> <p>まちづくり観光の活性化や戦略的なシティプロモーションの推進、移住相談窓口を通じた移住促進など、本市へのひとの流れとつながりの創出に取り組んだ。</p> <p>かめやま健康都市大学を創設し、修了生から「健都サポーターとして人材確保を行った他、アプリdeウエルネス推進事業を導入し、市民の主体的な健康活動の実践を図るなど、出産・子育てのしやすい環境づくりに取り組んだ。</p> <p>公共施設の統廃合・複合化を決定する他、LED照明を積極的に導入した。また、快適な交通ネットワークに対する積極的な取組を行い、市内バス路線や乗合タクシーの利用者数も増加した。誰もが学べる環境づくりの推進を行い、市立図書館の入館者数も増加するなど、まちの魅力及び価値の向上による、選ばれるまちづくりに取り組んだ。</p>
成果	<p>本市の令和6年4月1日現在の総人口は、49,177人となり、前年度の49,292人から115人減少した。人口増減の内訳をみると、社会増減については、平成28年度から8年連続で転入増で推移しており、施策推進の成果が表れているものと思われる。自然増減については、出生数は近年ほぼ横ばいで推移しており、令和4年度に減少となったが、令和5年度において、前年度の269人から38人増加し、307人となった。また、死亡数は、前年度の607人から11人増加し、618人となった。全国的な出生数の減少や、死亡数の増加と同様、死亡数が出生数を上回る自然減が続いている状況である。国・県と比較すると、本市の人口減少は緩やかに進行しているものの、「将来の人口減少をできる限り抑制し、持続性を保った都市を実現すること」は、中長期的に取り組むべき、本市にとって極めて重要である。</p>
総合計画推進への寄与度	<p>第2期亀山市まち・ひと・しごと創生総合戦略に基づく人口減少対策は、まちづくり全般に広く関わっており、総合計画に掲げる様々な分野における施策推進に寄与している。</p>

反省点・課題	<p>各基本目標の達成に向けて取組を進め、社会増の維持拡大に引き続き取り組むとともに、自然減をできる限り抑制するための産み・育てられる環境づくり等を一層進めていく必要がある。また、地域の課題解決や魅力向上を図るとともに、都市部における地方移住の高まりなどの動きを地方創生につなげていく必要がある。</p>
--------	--

今後の方向性	<p>第2期亀山市まち・ひと・しごと創生総合戦略の4つの基本目標である「活力ある働く場をつくる」、「亀山市へのひとの流れとつながりをつくる」、「出産・子育てを支え、未来を担うひとを育てる」、「魅力や価値を高め、選ばれるまちをつくる」の実現に向け引き続き取り組むことにより、出生数の増加等の自然減対策を強化する他、社会増の維持拡大を図ることで、本市における地方創生を一層推進する。</p>
--------	---

別紙1：第2期亀山市まち・ひと・しごと創生総合戦略に関する実績（基本目標）

基本目標	数値目標	単位	現状値	実績値	目標値
基本目標Ⅰ 活力ある働く場をつくる	①従業者数	人	11,708 R2	11,231 R3	12,000 R7
	②現在の仕事に満足している市民の割合	%	48.2 R2	54.5 R5	60.0 R6
基本目標Ⅱ 亀山へのひとの流れとつながりをつくる	①社会増減数（累計）	人	-	205 R5	250 R7
	②亀山市に住み続けたいと思う市民の割合	%	85 R2	85.1 R5	90 R6
基本目標Ⅲ 出産・子育てを支え、未来を担うひとを育てる	①合計特殊出生率		1.41 R1	1.55 R3	1.70 R7
	②将来の夢や目標をもっている子どもたちの割合（小学校）	%	75 R3	81 R5	80 R7
	②将来の夢や目標をもっている子どもたちの割合（中学校）	%	71 R3	68 R5	75 R7
基本目標Ⅳ 魅力や価値を高め、選ばれたまちをつくる	①亀山市を住みやすいと感じる市民の割合	%	74.6 R2	72 R5	80.0 R6

別紙2：第2期亀山市まち・ひと・しごと創生総合戦略に関する実績（KPI）

基本目標	基本的方向	指標	単位	現状値	実績値	目標値
基本目標Ⅰ 活力ある働く場をつくる	基本的方向1 魅力ある働く場の創出	新規企業立地等件数	件	-	5 R5	4 R7
	基本的方向2 安心して働ける環境づくりの促進	「ワーク・ライフ・バランス」という言葉の認知度	%	33.9 R2	33.9 R2	50.0 R7
	基本的方向3 地域産業の活性化	地域ブランドの認定件数	品目	17 R3	38 R5	57 R7
	基本的方向4 農林業の振興	新規就農者数（累計）	人	-	3 R5	4 R7
基本目標Ⅱ 亀山へのひとの流れとつながりをつくる	基本的方向1 戦略的なシティプロモーションの推進	シティプロモーション専用ページのページビュー数	件	99,895 R2	229,135 R5	125,000 R7
	基本的方向2 移住交流の促進	移住相談等を通じた移住件数（累計）	件	41 R2	116 R5	190 R7
	基本的方向3 若者の定住促進	支援を受けて住宅を取得した子育て世帯数（累計）	世帯	-	10 R4	40 R7
	基本的方向4 まちづくり観光の活性化	観光入込客数	人	183,001 R2	213,712 R5	220,000 R7
	基本的方向5 市民参画・協働のまちづくりの推進	地域担い手研修の受講者が地域まちづくり協議会の役員に就任した人数（累計）	人	7 R3	8 R5	11 R7
	基本的方向6 ダイバーシティ社会の推進	審議会等における女性の登用率	%	33.5 R3	33.1 R5	40.0 R7
基本目標Ⅲ 出産・子育てを支え、未来を担うひとを育てる	基本的方向1 結婚・出産への支援	若年世代の未婚率（男性 25～29歳）	%	73.0 R2	73.0 R2	70.0 R7
	基本的方向1 結婚・出産への支援	若年世代の未婚率（男性 30～34歳）	%	45.3 R2	45.3 R2	40.0 R7
	基本的方向1 結婚・出産への支援	若年世代の未婚率（女性 25～29歳）	%	53.6 R2	53.6 R2	50.0 R7
	基本的方向1 結婚・出産への支援	若年世代の未婚率（女性 30～34歳）	%	27.7 R2	27.7 R2	25.0 R7
	基本的方向2 安心して子育てができる環境づくりの推進	低年齢児（3歳未満児）待機児童数	人	12 R3	5 R5	0 R7
	基本的方向3 魅力ある幼児教育・保育の推進	子どもの園への満足度の状況	%	95.0 R3	97.3 R5	97.0 R7
	基本的方向4 子どもたちの成長を支える教育環境の充実	学校評価アンケートにおける学校満足度（小学校）	%	93.4 R3	92.4 R5	95.0 R7
基本的方向4 子どもたちの成長を支える教育環境の充実	学校評価アンケートにおける学校満足度（中学校）	%	91.2 R3	93.1 R5	95.0 R7	

基本目標	基本的方向	指標	単位	現状値	実績値	目標値
基本目標Ⅳ 魅力や価値を高め、選ばれるまちをつくる	基本的方向1 健康都市の推進	健康マイレージの延べ参加者数	人	908 R2	1,123 R5	4,000 R7
	基本的方向2 地域の魅力の磨き上げ	関宿重要伝統的建造物群保存地区内の街道に面した建造物の修理修景事業の完了率	%	59.0 R2	63.0 R5	66.0 R7
	基本的方向3 計画的な都市づくりの推進	新たに指定した用途地域の地区数(累計)	地区	-	2 R5	4 R7
	基本的方向4 魅力的な都市拠点の形成	都市拠点における新規出店数	件	-	2 R5	8 R7
	基本的方向5 快適な交通ネットワークの構築	市内バス路線の利用者総数	人	231,999 R2	220,732 R5	309,000 R7
	基本的方向5 快適な交通ネットワークの構築	乗合タクシーの利用者数	人	3,741 R2	5,418 R5	7,200 R7
	基本的方向6 安全・安心なまちづくりの推進	自主防災組織の結成率	%	81.4 R2	79.6 R5	100 R7
	基本的方向7 持続可能な社会資本管理の推進	施設の統廃合・複合化を決定した公共施設数(累計)	施設	2 R2	8 R5	6 R7
	基本的方向8 脱炭素社会に向けたまちづくりの推進	LED照明を導入した公共施設数(累計)	施設	4 R2	44 R5	70 R7
	基本的方向9 安心して暮らし続けられる地域づくりの推進	地域主体の支え合いの仕組みを構築した地域まちづくり協議会の割合	%	13.6 R2	18.1 R5	40.0 R7
	基本的方向10 誰もが学べる環境づくりの推進	図書館入館者数	人	61,500 R2	276,338 R5	230,000 R7
基本的方向11 行政DXによる市民サービス向上	マイナンバーカード取得率	%	27.97 R2	79.48 R5	90.00 R7	

